



Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan

(北海道・北東北の縄文遺跡群)



2020年
日本国













大湯環状列石





目次

概要

第1章 資産の特質

1.a	所在国	2
1.b	地域	2
1.c	資産の名称	2
1.d	所在位置	2
1.e	資産及び緩衝地帯の範囲	2
1.f	資産及び緩衝地帯の面積	2

第2章 説明

2.a	資産の説明	16
2.b	歴史と発展	111

第3章 記載のための価値証明

3.1.a	総合的所見	130
3.1.b	評価基準への適合性の証明	131
3.1.c	完全性の言明	134
3.1.d	真実性の言明	135
3.1.e	保護と管理に必要な措置	135
3.2	比較研究	136
3.3	顕著な普遍的価値の言明	166

第4章 保全状況と資産に与える影響

4.a	現在の保全状況	170
4.b	資産に影響を与える要因	182

第5章 資産の保護と管理

5.a	所有関係	198
5.b	法に基づく指定保護	199
5.c	保護の実施手段	201
5.d	資産が所在する市町・県の関連計画	216
5.e	資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制	229
5.f	財源及び財政的水準	232
5.g	保存管理技術の専門的知識及び研修	233
5.h	来訪者施設と基盤施設	234

5.i	資産の公開・活用に関する方針・計画	252
5.j	人的措置と専門性	258

第6章 経過観察

6.a	保存状況を計測するための主な指標	260
6.b	資産の経過観察のための体制	263
6.c	以前の保存状況報告の成果	265

第7章 資料

7.a	写真、スライド、画像一覧	282
7.b	保護のための指定に関する文書、管理計画または 管理体制の解説及び関係諸計画（抜粋）	298
7.c	資産関連資料	302
7.d	資料の管理機関と所在地	303
7.e	参考文献	304

第8章 連絡先

8.a	推薦書作成者	312
8.b	地方行政組織	312
8.c	その他の組織	315
8.d	公式のウェブ・アドレス	315

第9章 締約国の代表者署名

付属資料

付属資料1 包括的保存管理計画

- 1-1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」包括的保存管理計画
- 1-2 包括的保存管理計画付属資料

付属資料2 資産目録

- 2-1 資産目録
- 2-2 官報告知の一覧

付属資料3 資産の保存に関する年表

- 3-1 資産の保存に関する年表

付属資料4 資産に関する補足情報

- 4-1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」共通パンフレット
- 4-2 構成資産に関する補足情報
- 4-3 地表面の考古遺跡のインタープリテーションに関する意見書
(考古学的遺産の管理運営に関する国際委員会 (ICAHM) での議論に基づく)

付属資料5 推薦資産に係る法令

- 5-1 文化財保護法
- 5-2 景観法

北海道・北東北の 縄文遺跡群

エグゼクティブ・サマリー

所在国

日本国

地形や水脈、景観などの維持に必要な範囲についても考慮して設定されており、緩衝地帯の境界には、地形の転換点ほか、法令界、地籍界、行政界、道路境など、容易に認知される明確な境界線が用いられている。

地域

北海道、青森県、岩手県、秋田県

資産及び緩衝地帯の範囲図

概要末尾に添付のとおり (図 E-1 ~ 図 E-20)

資産の名称

Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan
(北海道・北東北の縄文遺跡群)

適合される評価基準

評価基準 (iii) 及び評価基準 (v)

構成資産及び座標

表 E-1 参照

資産の境界に関する記述

各構成資産の範囲は、顕著な普遍的価値を示す要素が全て含まれる範囲と一致し、全て国の史跡または特別史跡の指定地内にあり、文化財保護法等の法令により保護されている。

緩衝地帯は、本資産の顕著な普遍的価値を確実かつ持続的に保護するために必要な範囲が、各構成資産をそれぞれ取り囲むように設定されている。さらに価値と密接な関係がある

表 E-1 構成資産及び座標

ID No.	構成資産名	緯度	経度
001	大平山元遺跡	N41°03' 56"	E140°33' 08"
002	垣ノ島遺跡	N41°55' 45"	E140°56' 54"
003	北黄金貝塚	N42°24' 08"	E140°54' 42"
004	田小屋野貝塚	N40°53' 16"	E140°20' 16"
005	二ツ森貝塚	N40°44' 55"	E141°13' 45"
006	三内丸山遺跡	N40°48' 37"	E140°41' 56"
007	大船遺跡	N41°57' 27"	E140°55' 30"
008	御所野遺跡	N40°11' 53"	E141°18' 21"
009	入江貝塚	N42°32' 34"	E140°46' 31"
010	小牧野遺跡	N40°44' 15"	E140°43' 40"
011	伊勢堂岱遺跡	N40°12' 11"	E140°20' 48"
012	大湯環状列石	N40°16' 17"	E140°48' 16"
013	キウス周堤墓群	N42°53' 12"	E141°43' 00"
014	大森勝山遺跡	N40°41' 56"	E140°21' 30"
015	高砂貝塚	N42°32' 48"	E140°46' 11"
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	N40°53' 02"	E140°20' 12"
017	是川石器時代遺跡	N40°28' 25"	E141°29' 27"

顕著な普遍的価値の言明

a) 総合的所見

本資産が位置する北海道・北東北は、山地、丘陵、平地、低地など変化に富んだ地形であり、内湾又は湖沼及び水量豊富な河川も形成されている。冷温帯落葉広葉樹の森林が広がり、海洋では暖流と寒流とが交差し豊かな漁場が生まれ、サケ・マスなどの回遊魚が遡上する、恵まれた環境にあった。

人々は、この環境のもとで食料を安定して確保するとともに、約1万5千年前には土器を使用して、定住を開始した。その後、1万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境の変化に適応しながら、採集・漁労・狩猟を基盤とした生活を継続した。

また、定住開始のごく初期から精緻かつ複雑な精神文化を構築した。墓地を作り、祭祀・儀礼の場である捨て場や盛土、環状列石などを構築し、祖先崇拜や自然崇拜とともに、自然の豊穰への祈念や互いの紐帯の確認などが世代を越えて行われていた。

このように、本資産は北東アジアにおける農耕文化以前の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として顕著な普遍的価値を持つ。

b) 評価基準への適合性証明

評価基準 (iii) の適用

先史時代の人々は、豊かな森林資源・水産資源を持続的に管理することによって採集・漁労・狩猟を生業の基盤とし、約1万5千年前には土器を使用することによって定住を開始した。その後1万年以上にわたって、農耕文化に移行することなく集落を発展・成熟させた。冷温帯広葉樹林(北方ブナ帯)が平野部まで広がるこの地域は、堅果類をはじめとして豊富な森林資源を得ることができた。また、暖流と寒流とが交わる地域でもあり、多様な水産資源も獲得できた。本資産は、季節変動又は気候変動に応じて巧みに食生活を変えてきたことが考古学的に明らかとなっている貴重な例である。

また、定住開始のごく初期から、人々が生活を営む中で精緻で複雑な精神文化を構築したことが考古学的に明らかになっている。墓を作ることは先祖を追慕・崇敬する祖先崇拜の証左である。祭祀・儀礼に関わる捨て場や盛土、環状列石を構築し、豊穰への祈念や人々の互いの紐帯の確認などが行われた。

評価基準 (v) の適用

集落は生活の拠点であり、その立地環境は生業と密接に関わるとともに、当時の人々の世界観が強く反映していたものと推測される。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリの群生地など集落の選地には多様性が見られ、それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。海進期には高い丘陵地に、海退期には食料を得やすい海岸近くに集落を営むなど、気候変動による海水面の変動にも対応しつつ、サケ・マス・シジミ・ハマグリに代表される豊富な水産資源や、シカ・イノシシ・クリ・クルミといった豊かな森林資源を利用することによって、採集・漁労・狩猟の生活を長期間継続することができた。

c) 完全性の言明

本資産は17の考古遺跡で構成される。

属性 a : 自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと、

属性 b : 祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと、

属性 c : 集落の立地と生業との関係が多様であること、

属性 d : 集落形態の変遷を示すこと、

など農耕文化以前における人類の生活の在り方を示し、本質的な価値を伝える全ての属性を満たしていることから高い完全性は保たれている。

各構成資産の資産範囲は、いずれも集落及び祭祀・儀礼空間を構成する重要な遺構を全て含む範囲及び当時の立地又は環境を示す地形もしくは情報について必要な範囲を確保しており、総体として全ての属性を満たしている。

また、本資産の構成資産は、文化財保護法に基づく特別史跡又は史跡に指定され、長期的に厳密な保護・保全措置が講じられているとともに、それぞれ保存管理計画を策定し、管理者として自治体が各構成資産を所管することを明記するとともに、適切な維持・管理、価値を保存・伝達するための環境整備等を積極的に行っている。

さらに十分な緩衝地帯を設定し、資産価値に負の影響を与える行為に対して法的規制を行い、保全のための対策を示すことによって、資産の適切な保護を実施している。

d) 真実性の言明

本資産は、属性 a：自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと、属性 b：祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと、属性 c：集落の立地と生業との関係が多様であること、属性 d：集落形態の変遷を示すことのいずれの面についても高い真実性を保持している。

本資産は考古遺跡で構成され、基本的には地下に埋蔵されているが、一部の環状列石などは地表面でも確認できる。考古遺跡は廃絶後土砂等によって埋没し、数千年が経過してもなおその状態が保たれており、各構成資産の形状・意匠（デザイン）、材料・材質、用途・機能、伝統・技能、精神性の諸要素について真実性が保持されている。

また、これらは文化庁の指導の下、所有者や所管する地方公共団体により万全な保護措置が講じられ、自然災害や大規模開発等による負の影響はなく、その顕著な普遍的価値を表す属性は保全され、文化遺産としての価値を失することなく良好な状態を保っている。

e) 保存管理上の要件

北海道、青森県、岩手県及び秋田県等の関係地方公共団体では、資産全体の顕著な普遍的価値を保全するための基本方針である包括的保存管理計画を策定している。これに基づいて、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会等を設置し、国の指導と関係機関との連携の下で、構成資産の保存・管理等を総括的に推進している。また、各構成資産を所管する地方公共団体では、個別の保存管理計画を作成するとともに、各構成資産の保存・管理及び活用を各地方公共団体の基本計画にも盛り込み、計画的に推進している。

なお、各構成資産の経過観察（モニタリング）については、顕著な普遍的価値の保持、維持・管理の観点から指標を設定し、定期的かつ体系的に実施することとしている。

連絡先

文化庁 文化資源活用課 文化遺産国際協力室

住 所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

電 話：03-5253-4111（内線 2877）

ファクシミリ：03-6734-3820

E-mail：bunikoku@mext.go.jp

Web address：https://www.bunka.go.jp/

縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局

住 所：〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号

（青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室内）

電 話：017-722-1111（内線 2341）

ファクシミリ：017-734-8128

E-mail：sekaiisan@pref.aomori.lg.jp

Web address：https://jomon-japan.jp/

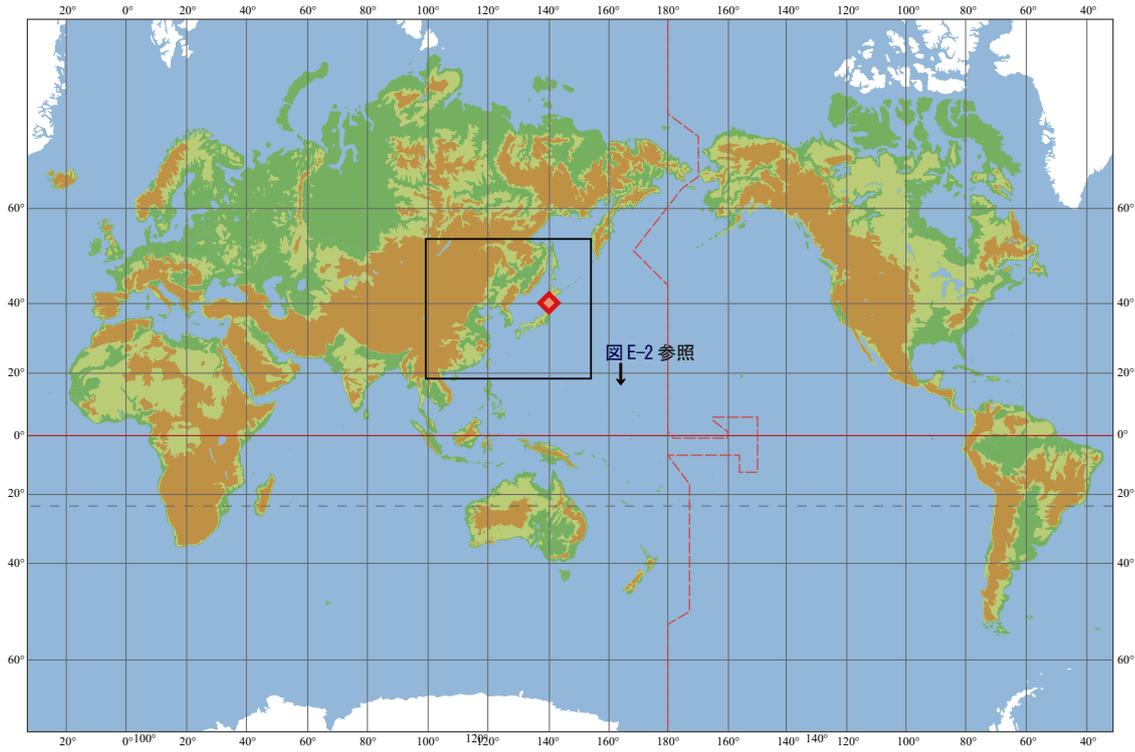


図 E-1 世界における資産の位置図

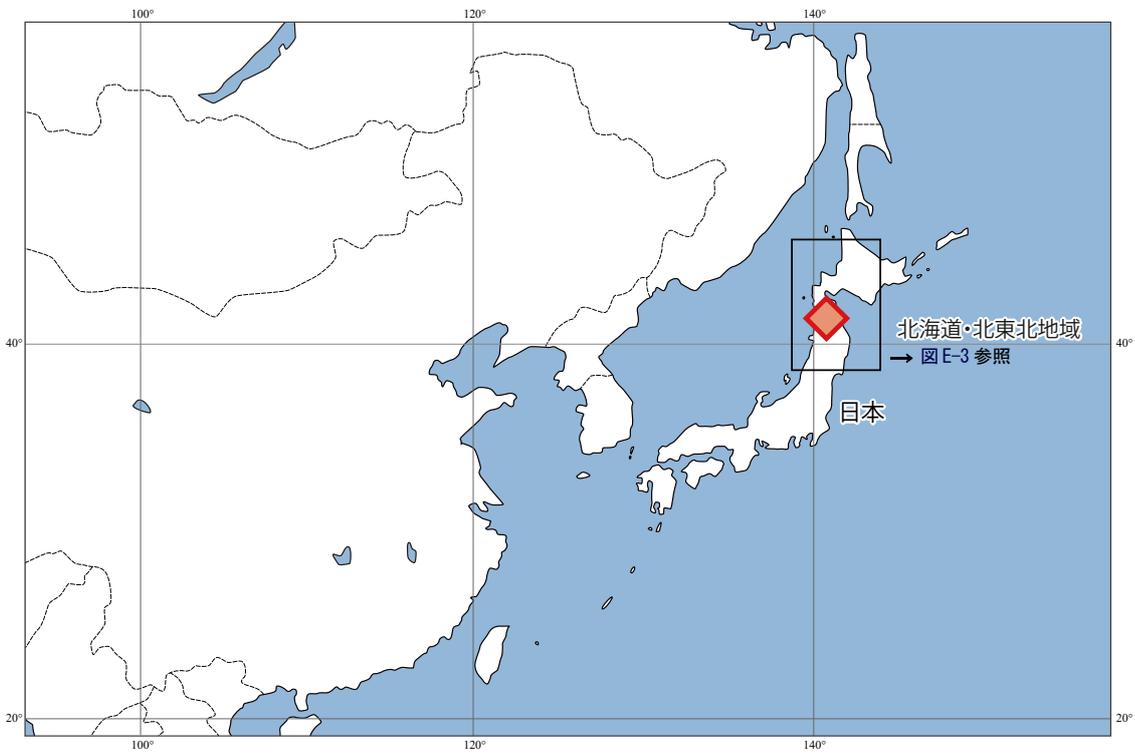


図 E-2 東アジアにおける資産の位置図

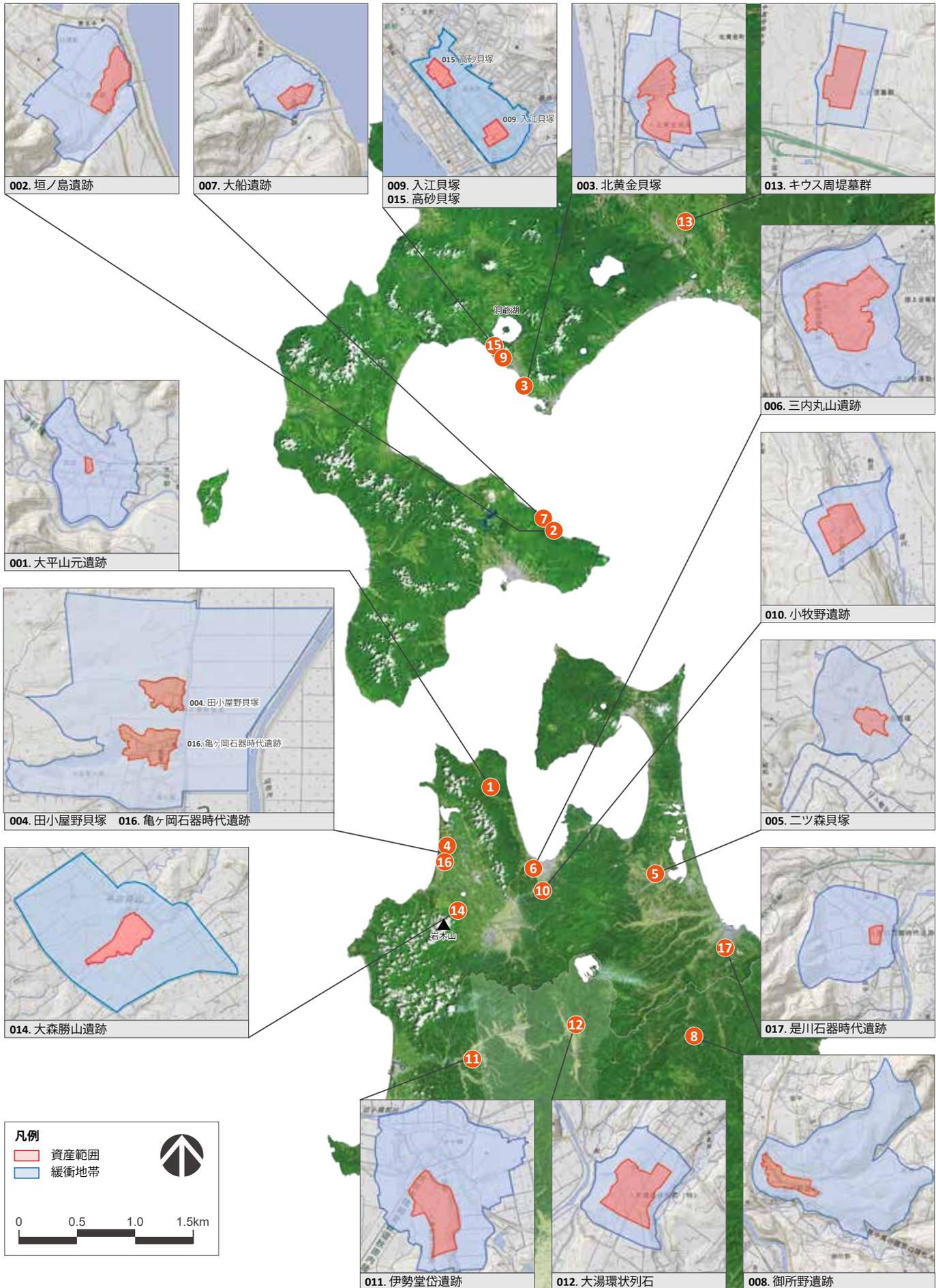
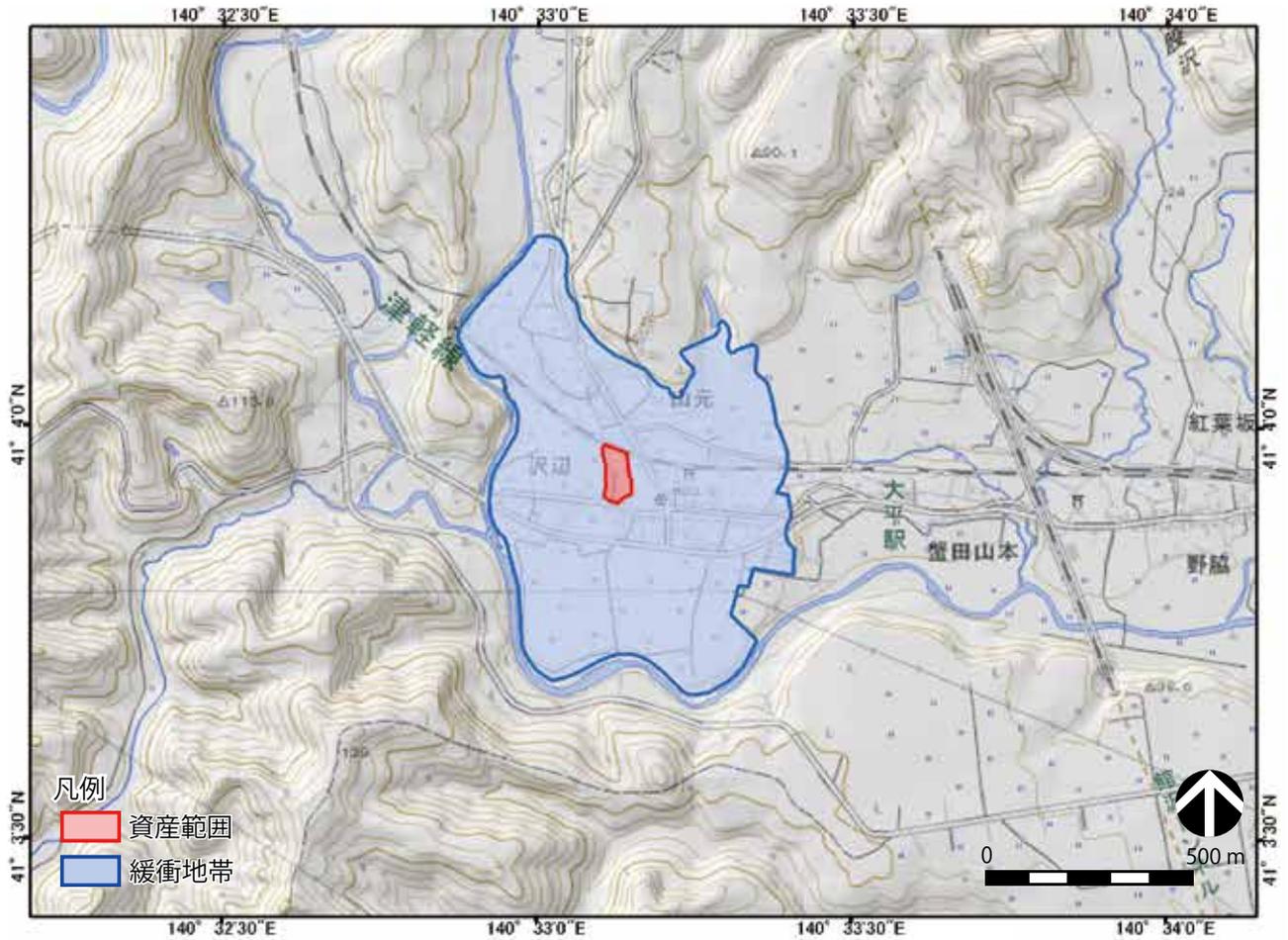
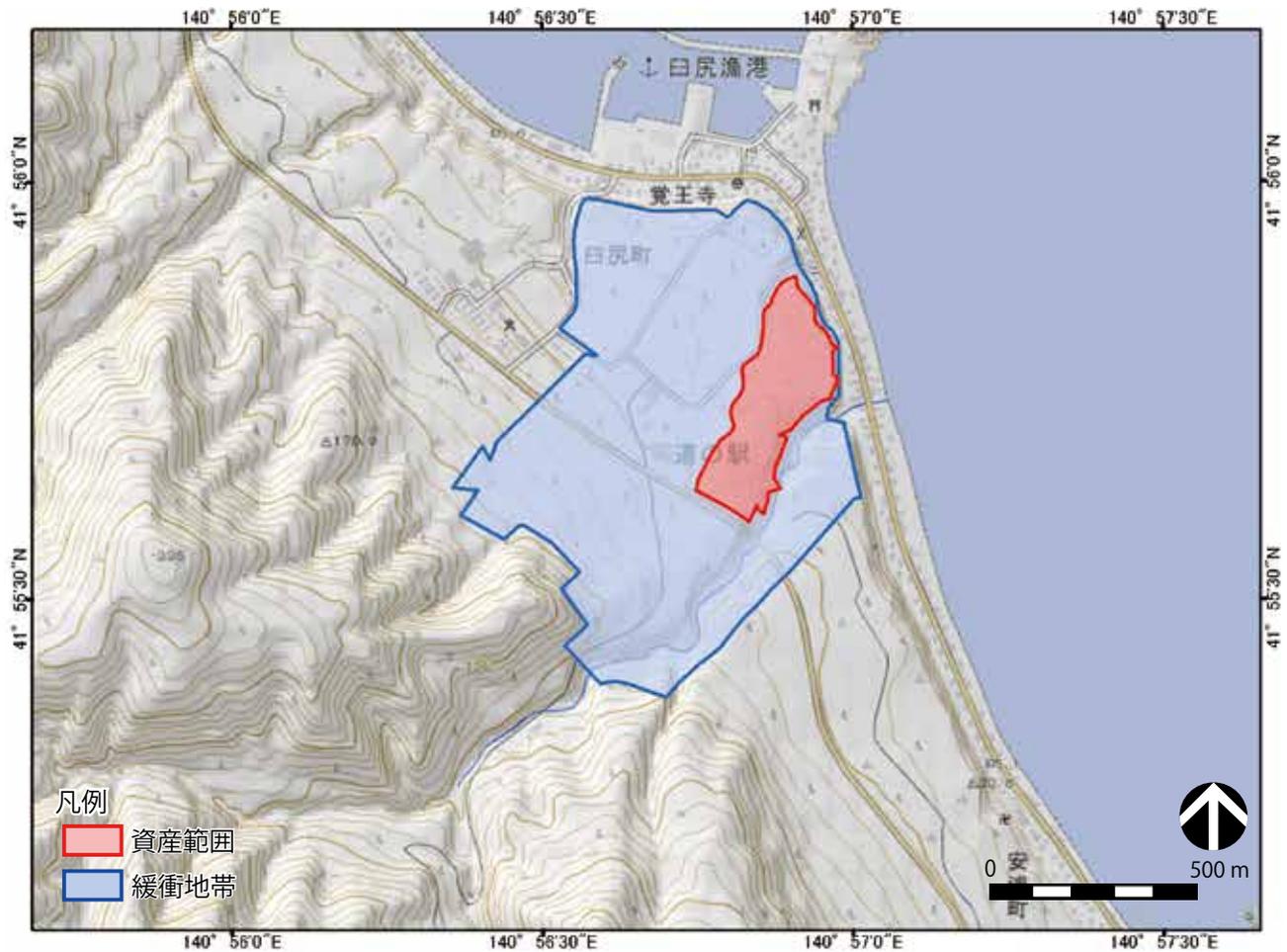


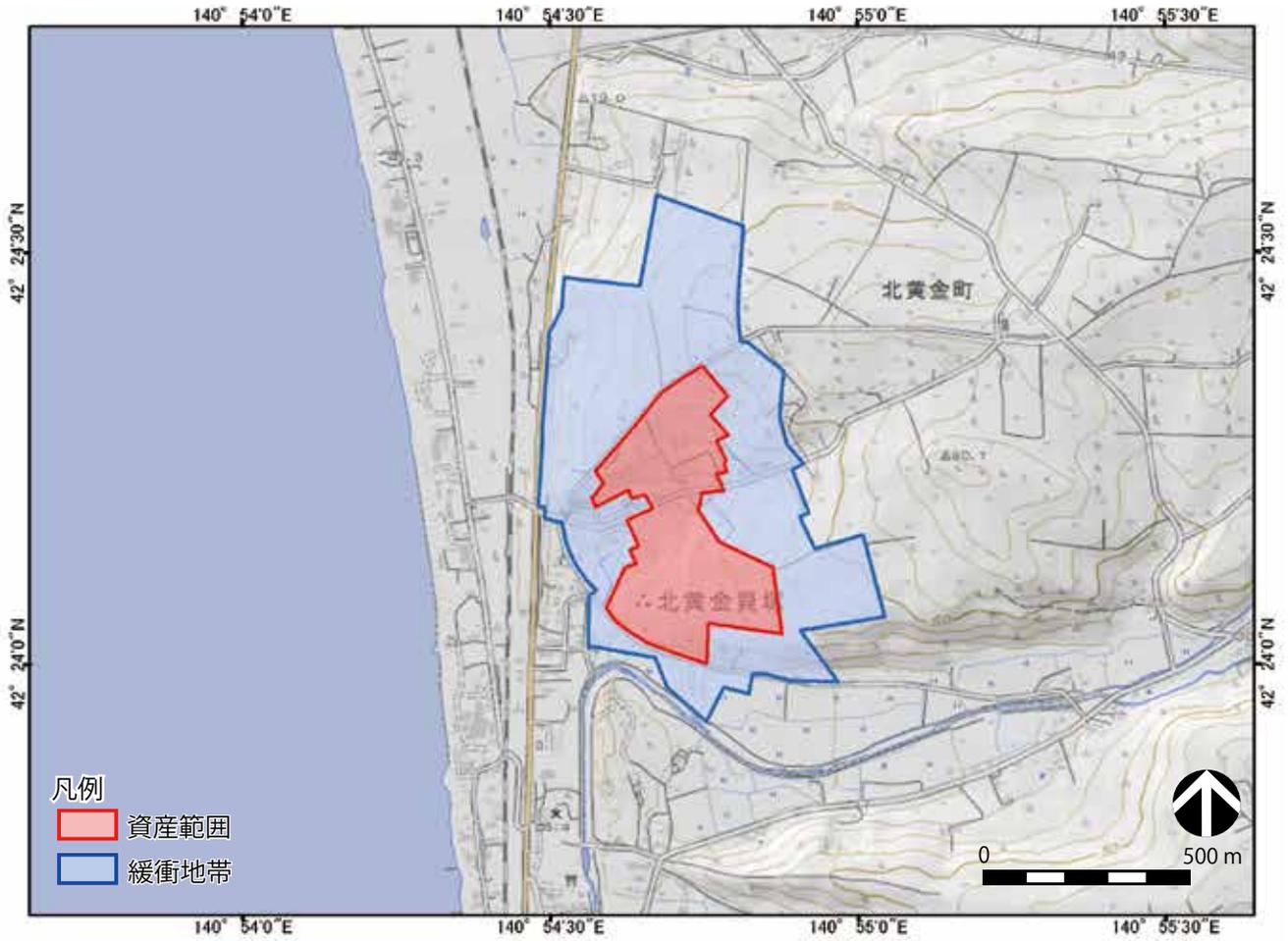
図 E-3 北海道・北東北における各構成資産の位置



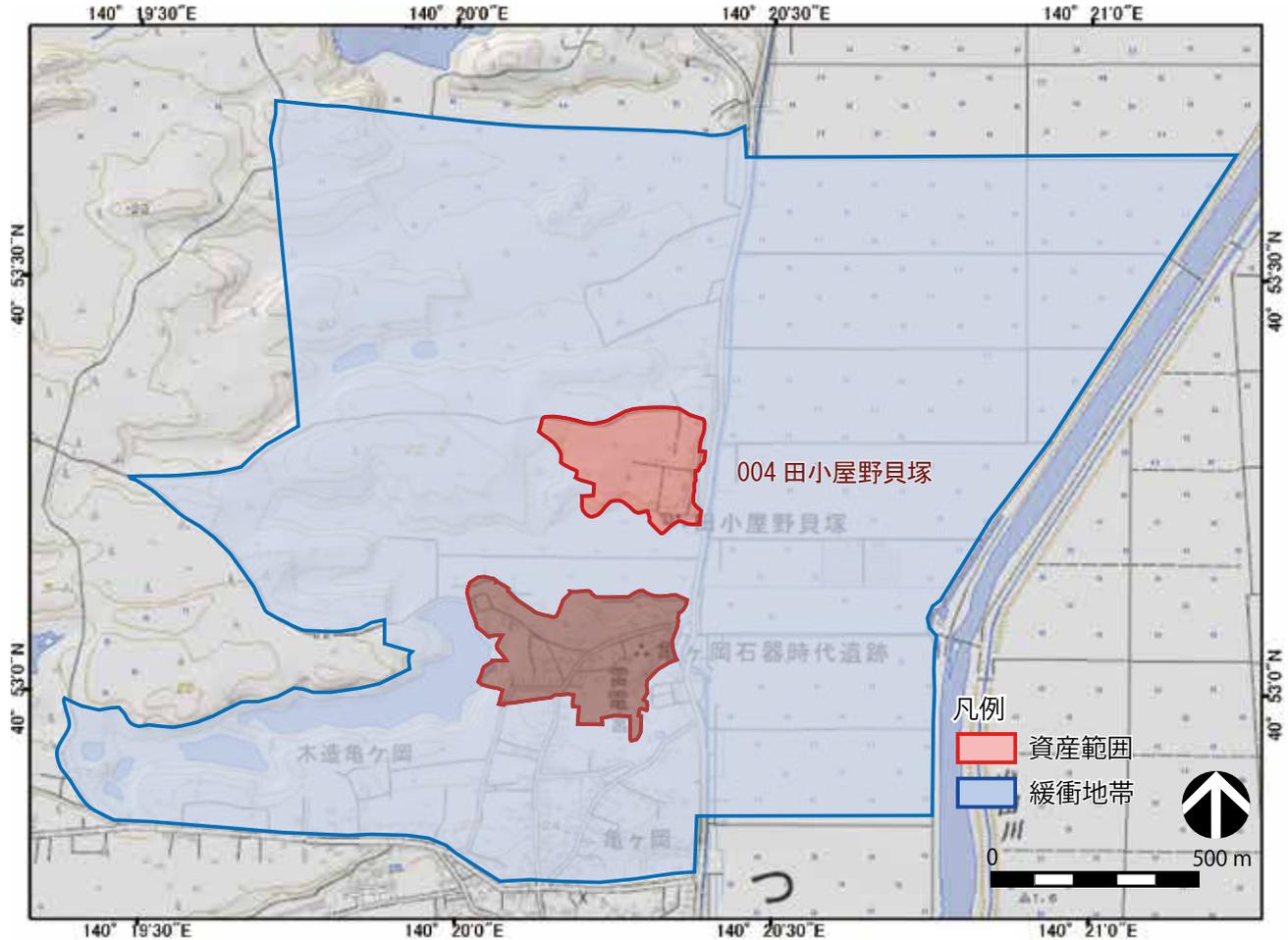
図E-4 001 大平山元遺跡と緩衝地帯の範囲



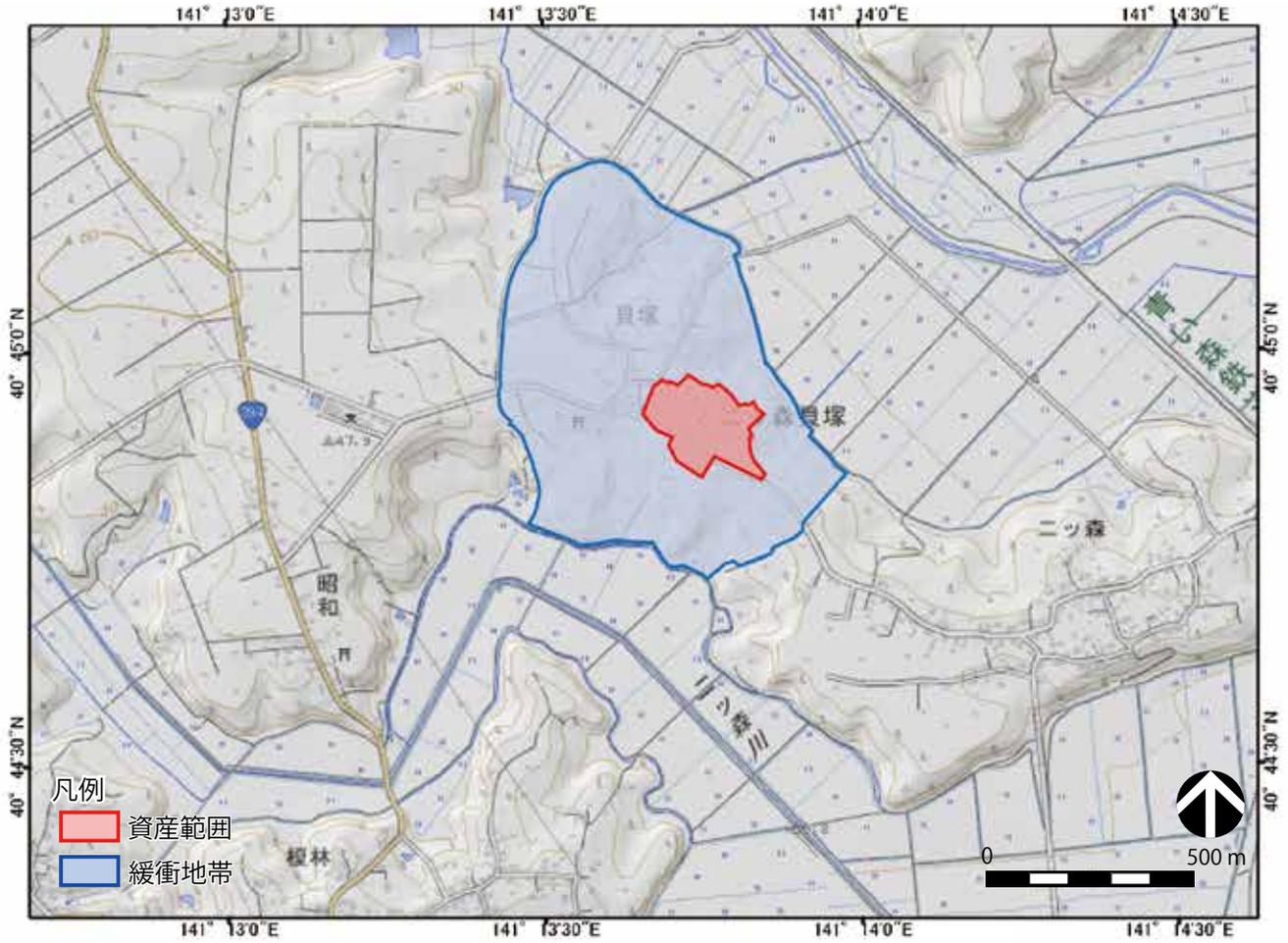
図E-5 002 垣ノ島遺跡と緩衝地帯の範囲



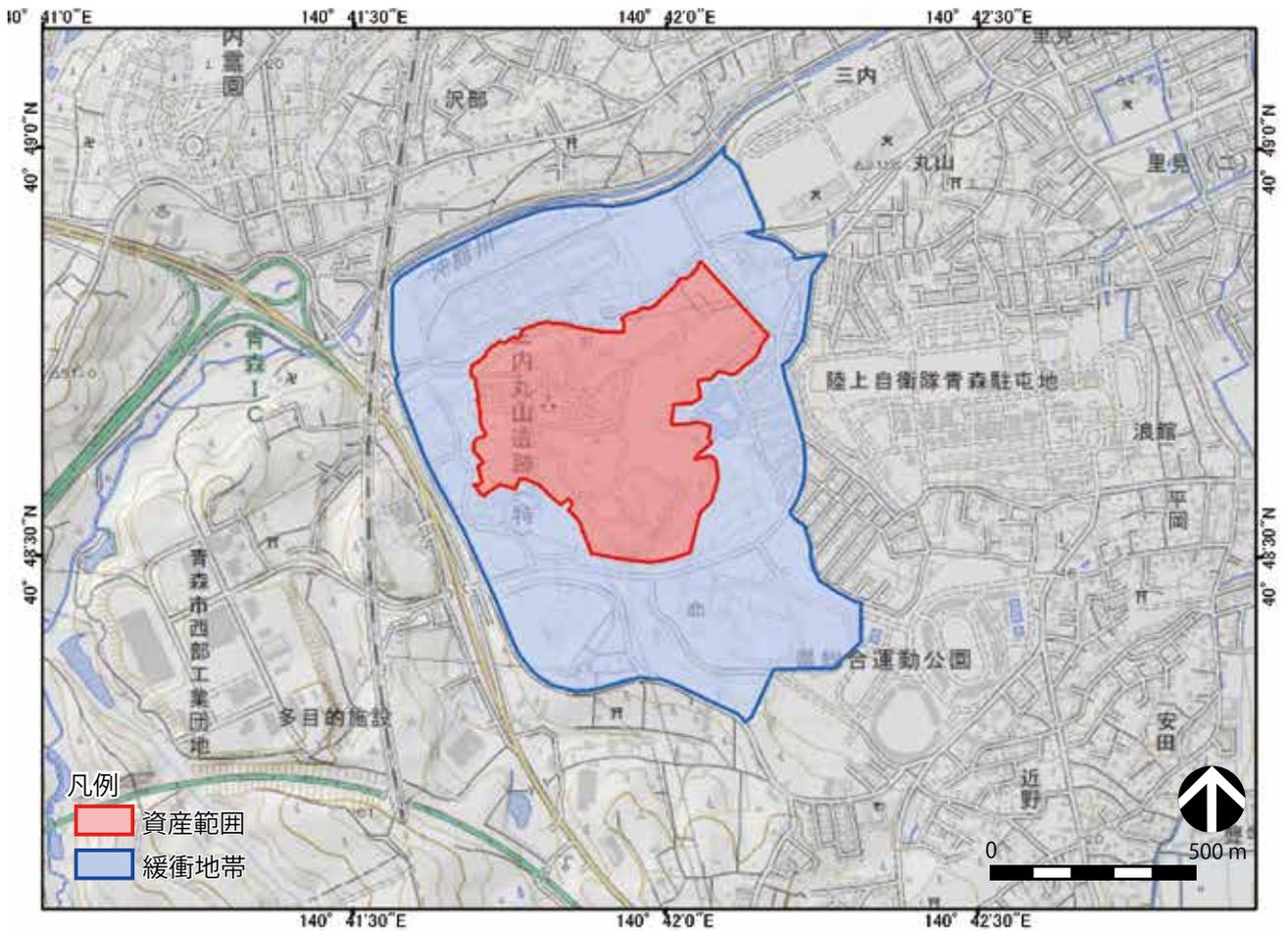
図E-6 003 北黄金貝塚と緩衝地帯の範囲



図E-7 004 田小屋野貝塚と緩衝地帯の範囲



図E-8 005 ニツ森貝塚と緩衝地帯の範囲



図E-9 006 三内丸山遺跡と緩衝地帯の範囲

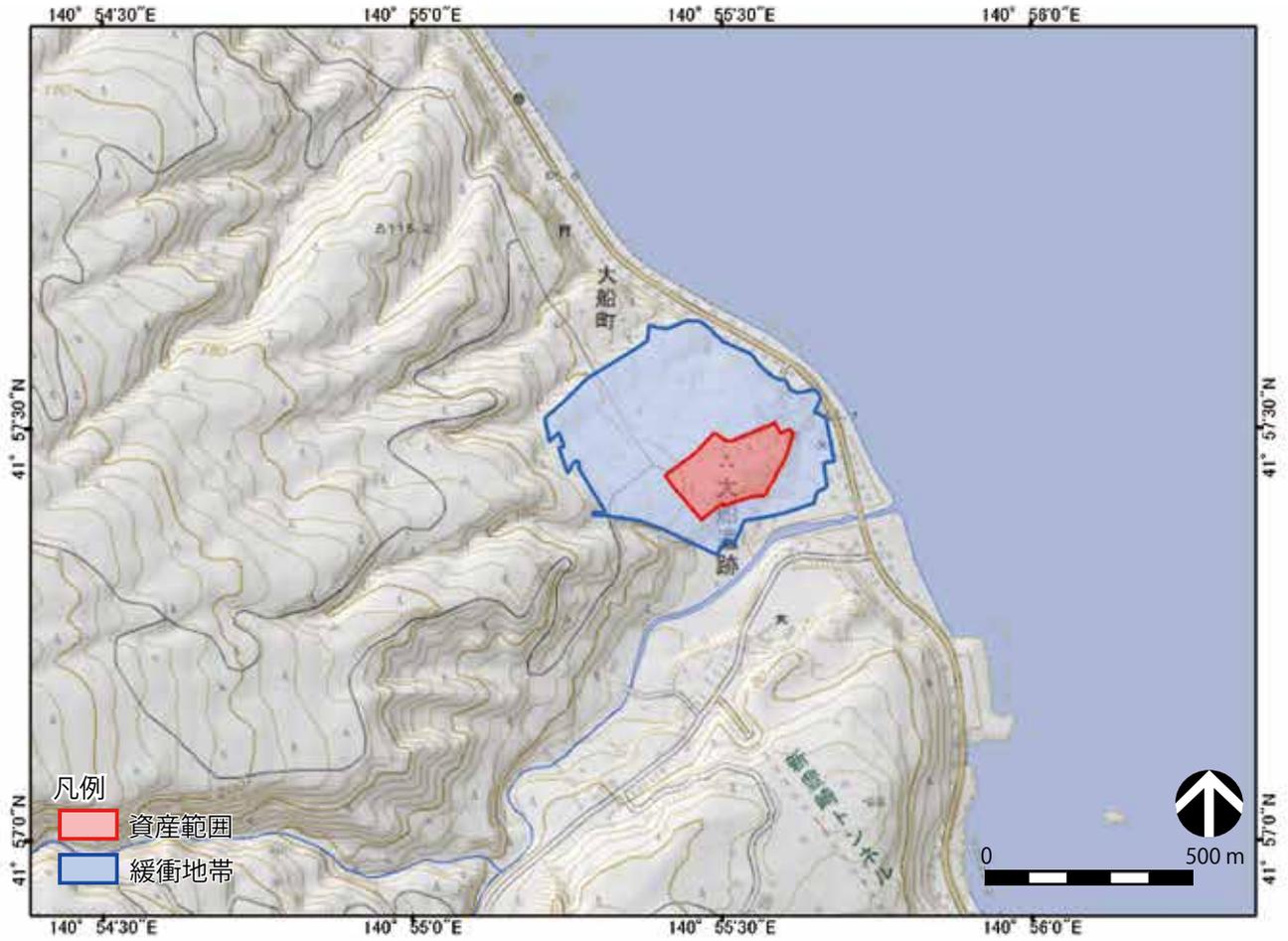


図 E-10 007 大船遺跡と緩衝地帯の範囲

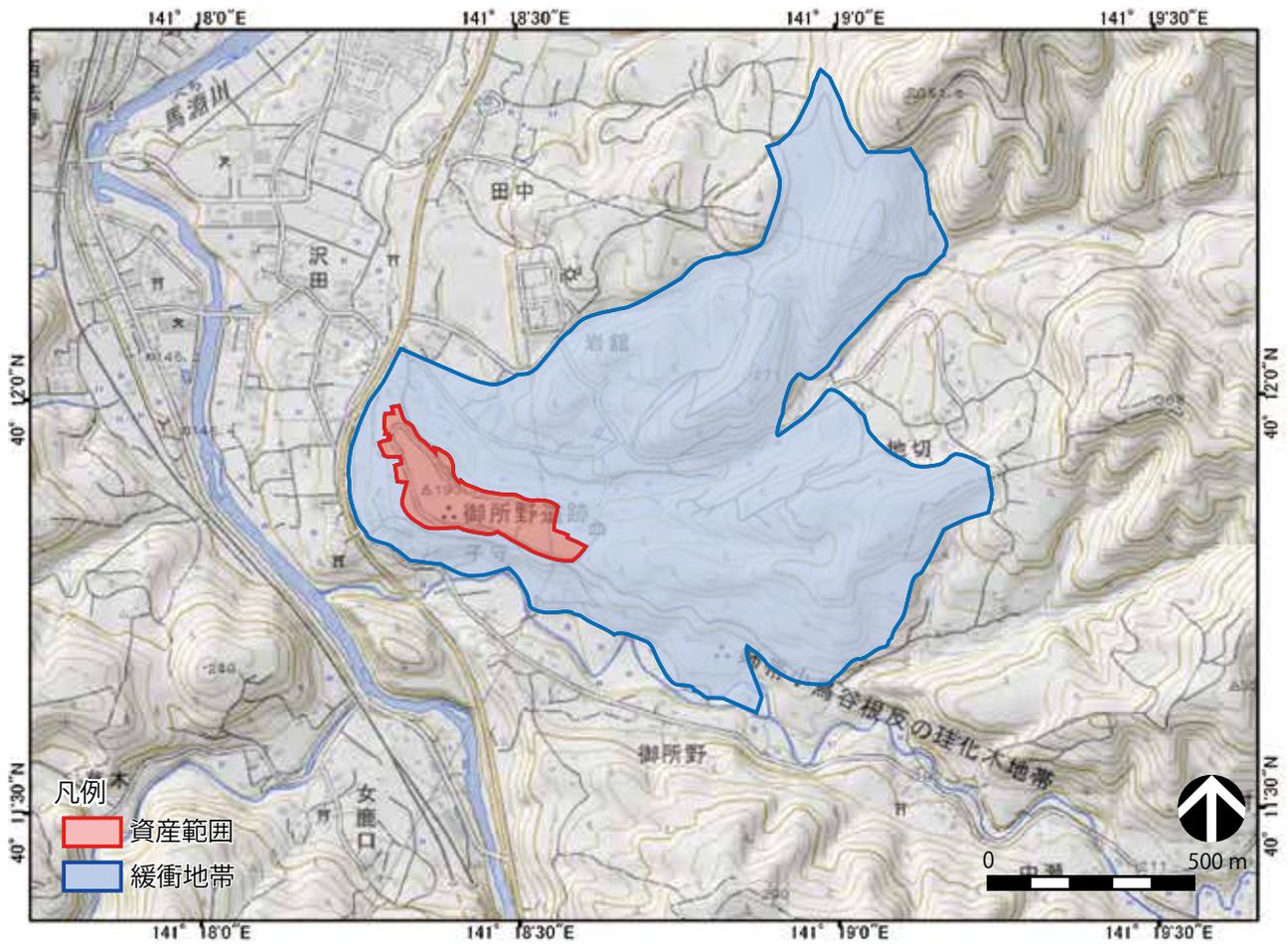
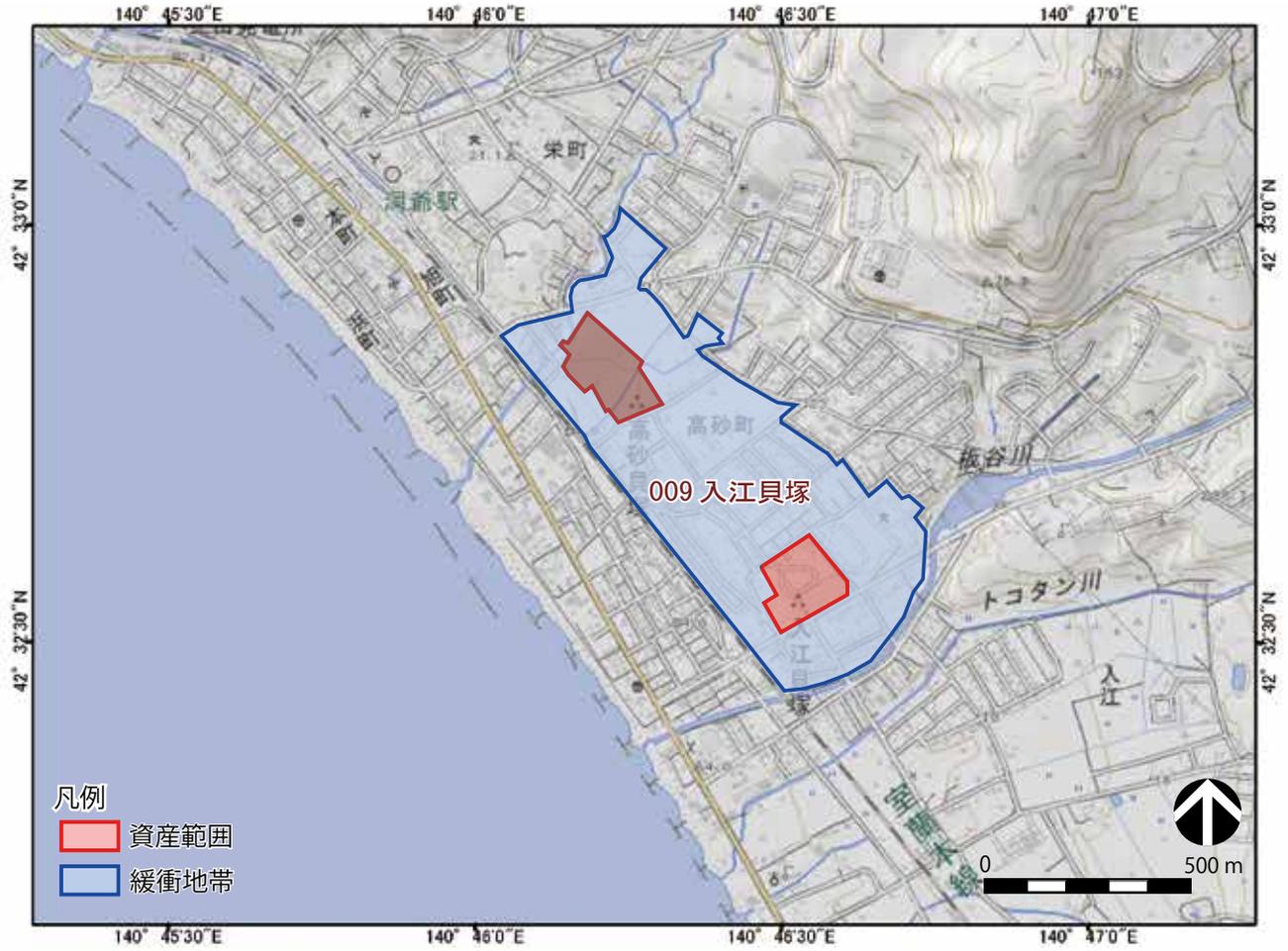
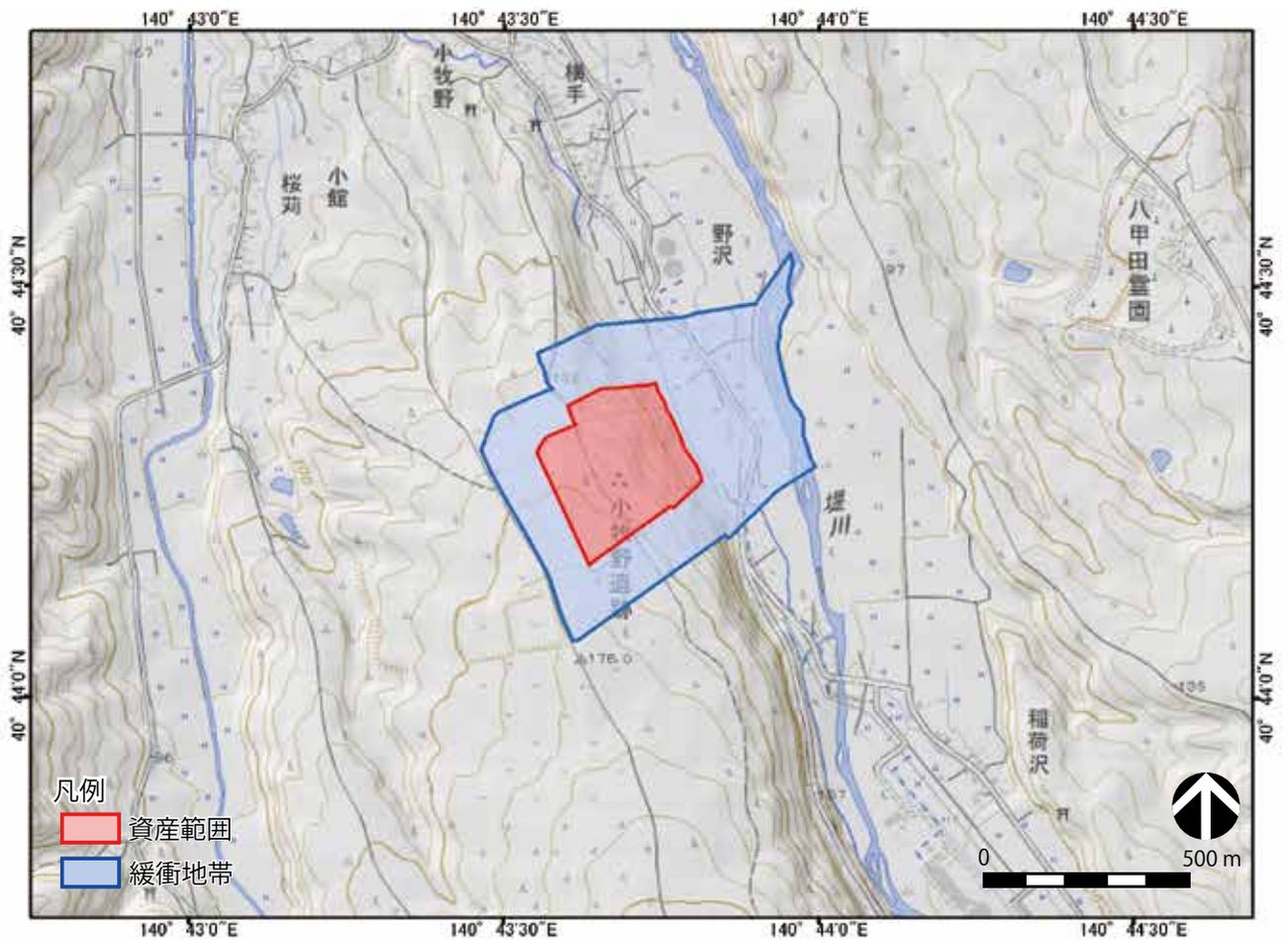


図 E-11 008 御所野遺跡と緩衝地帯の範囲



図E-12 009 入江貝塚と緩衝地帯の範囲



図E-13 010 小牧野遺跡と緩衝地帯の範囲

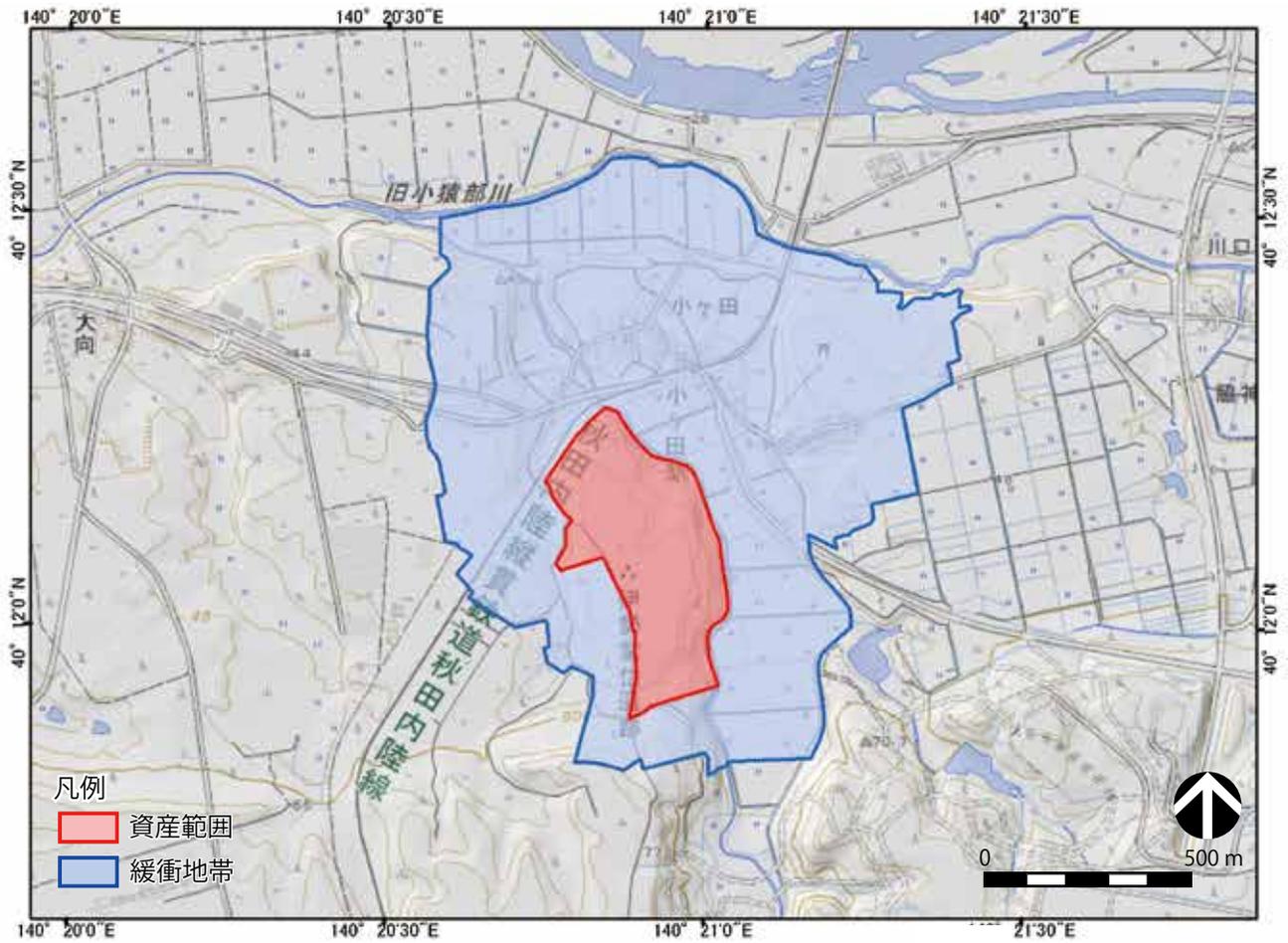


図 E-14 011 伊勢堂岱遺跡と緩衝地帯の範囲

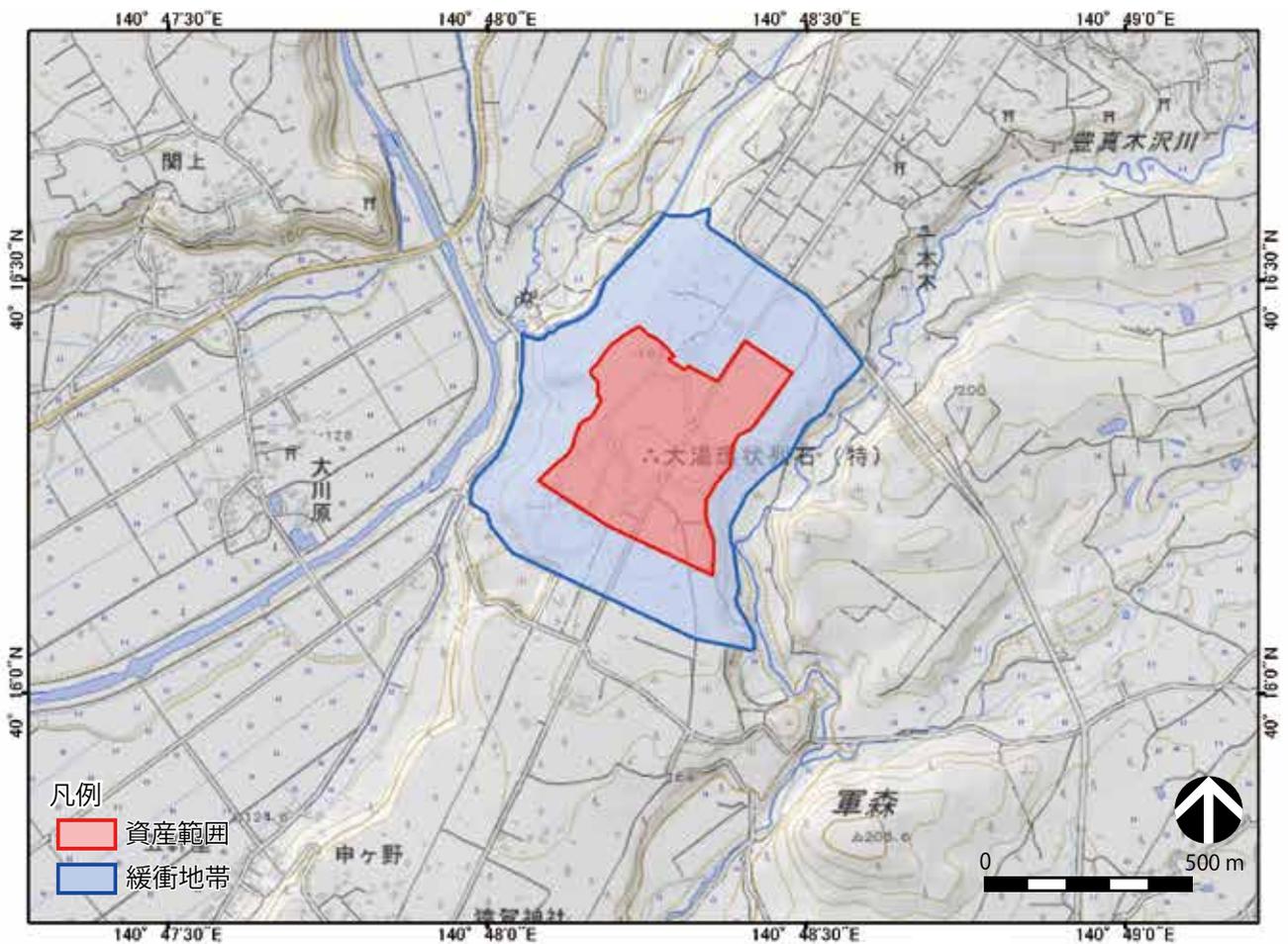
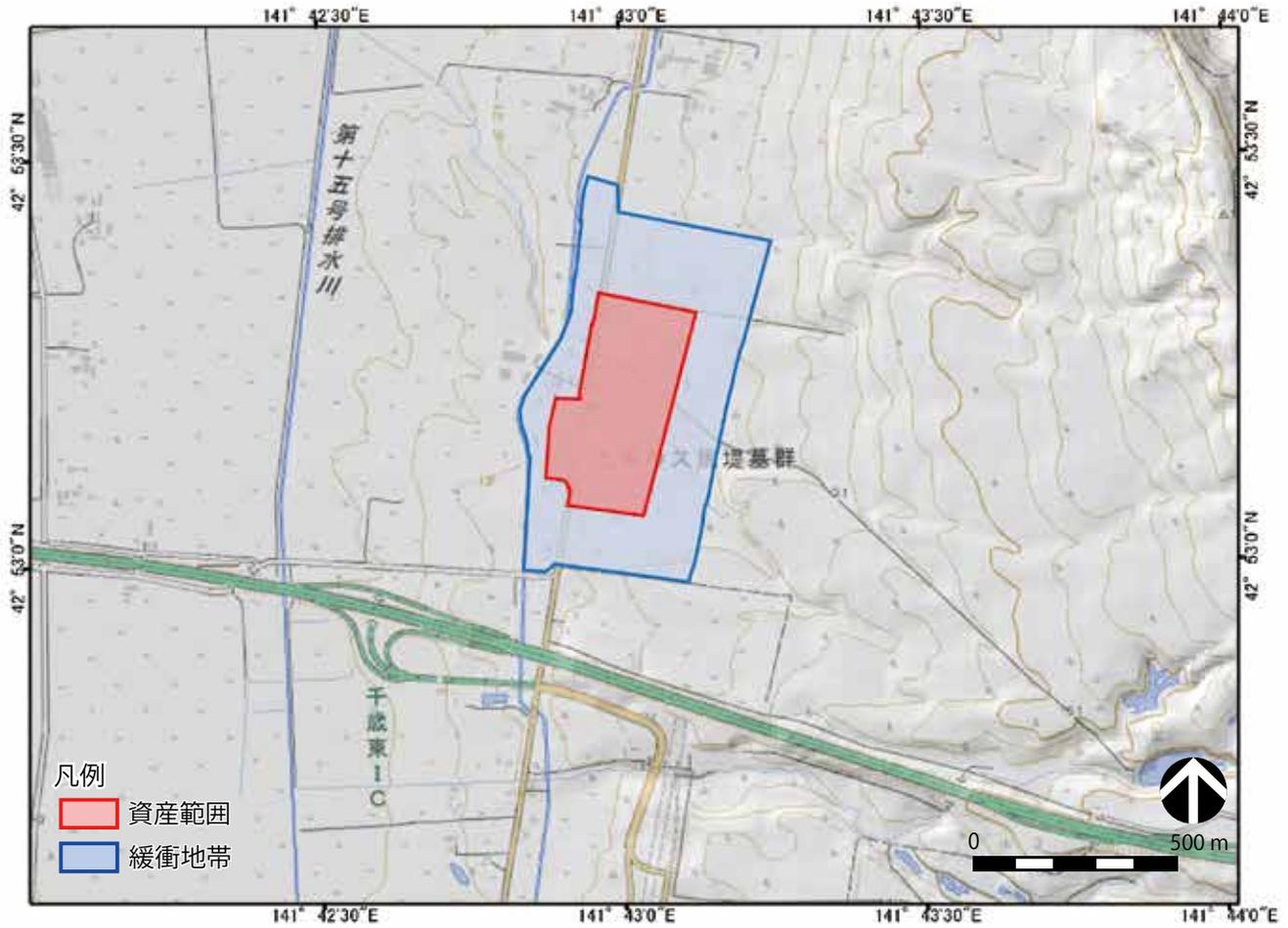
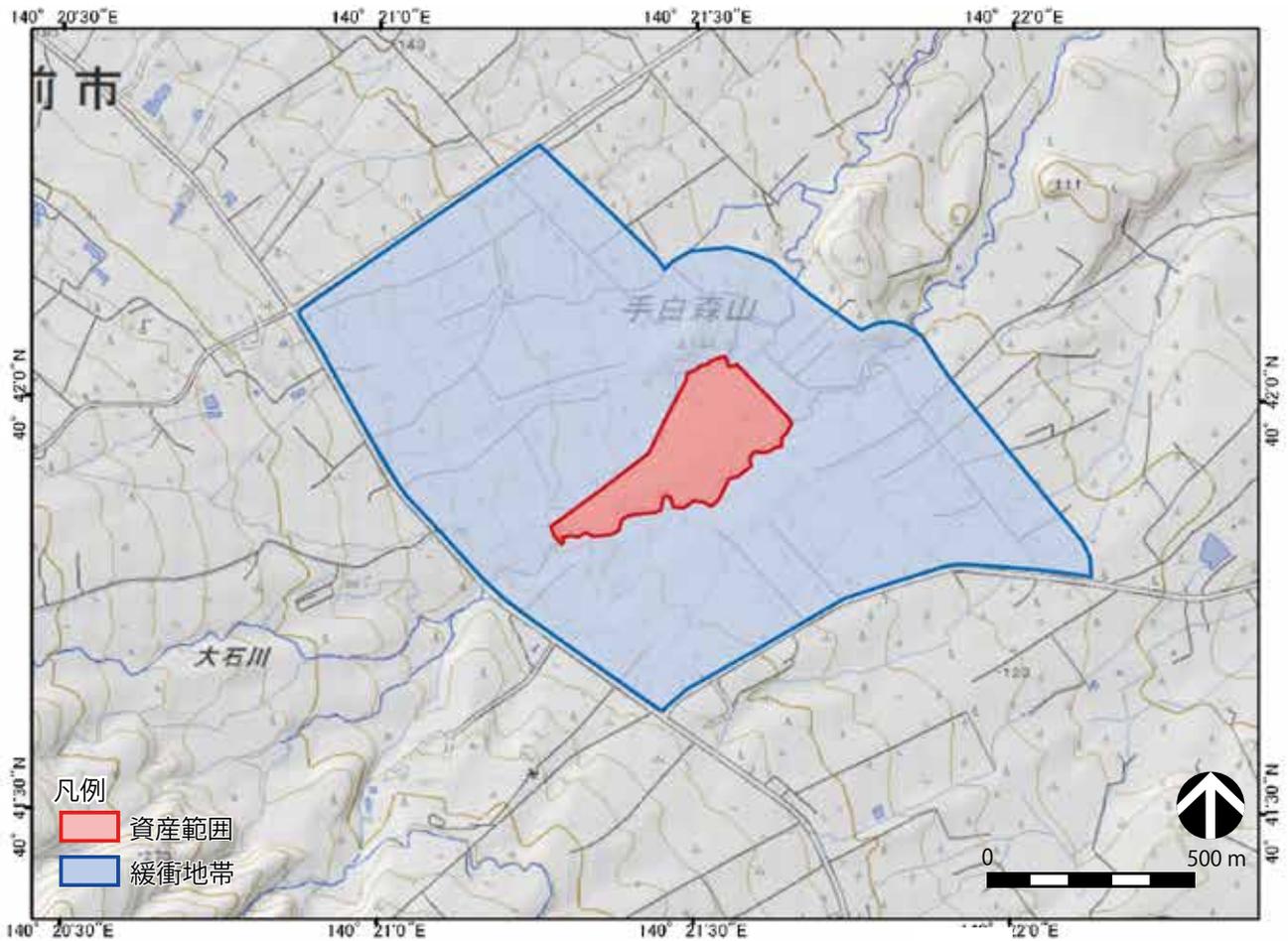


図 E-15 012 大湯環状列石と緩衝地帯の範囲



図E-16 013 キウス周堤墓群と緩衝地帯の範囲



図E-17 014 大森勝山遺跡と緩衝地帯の範囲

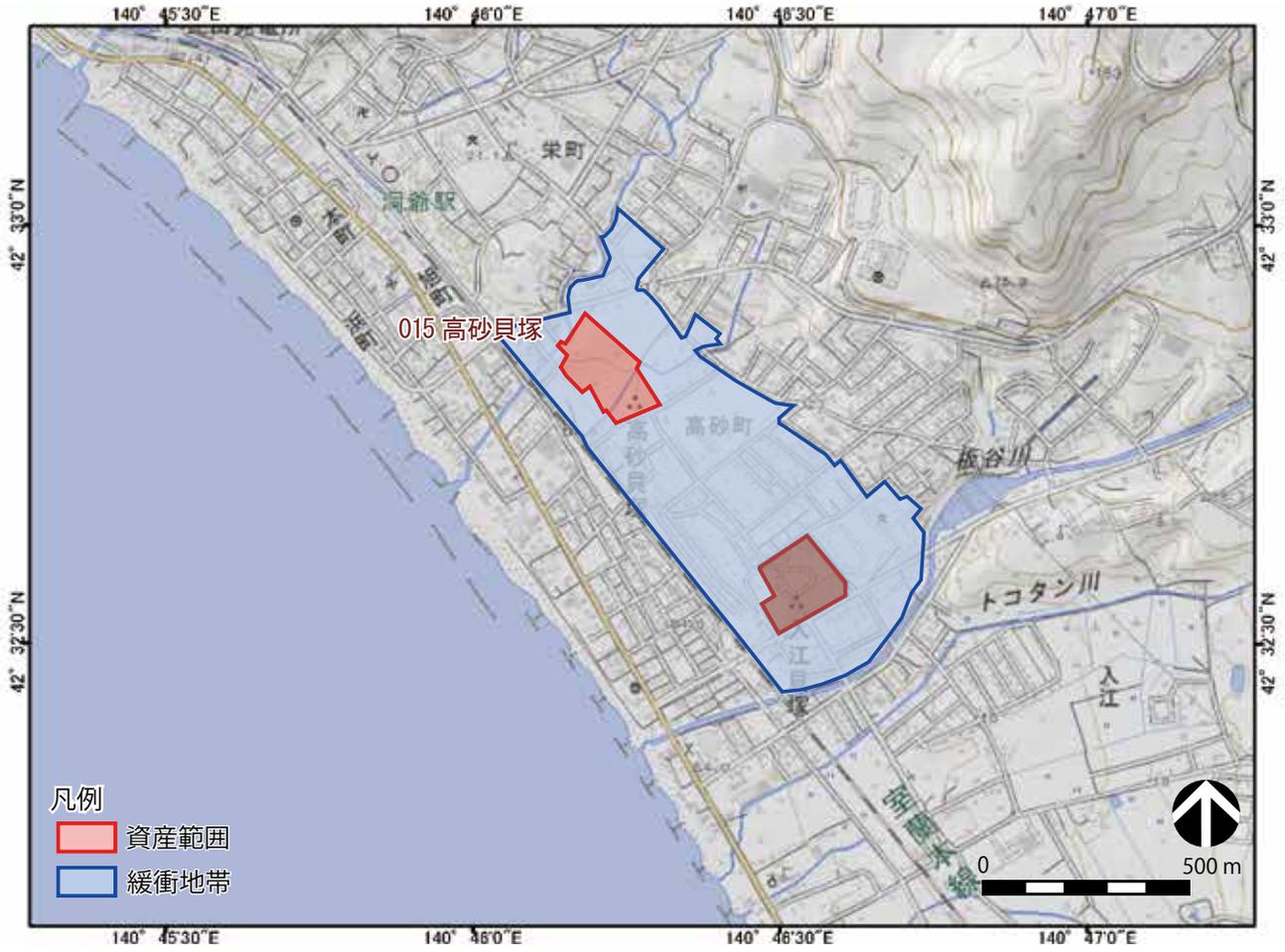


図 E-18 015 高砂貝塚と緩衝地帯の範囲

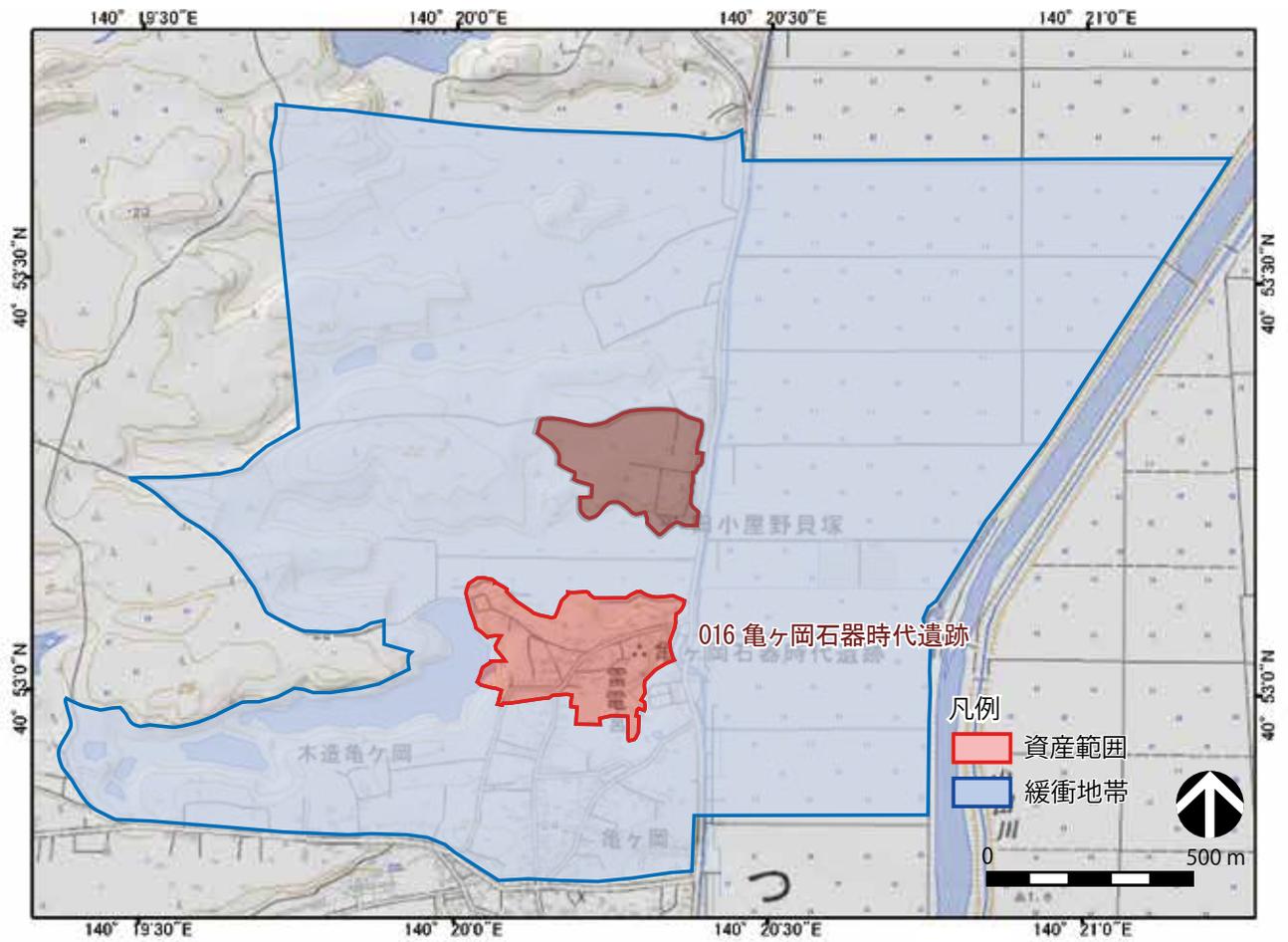


図 E-19 016 亀ヶ岡石器時代遺跡と緩衝地帯の範囲

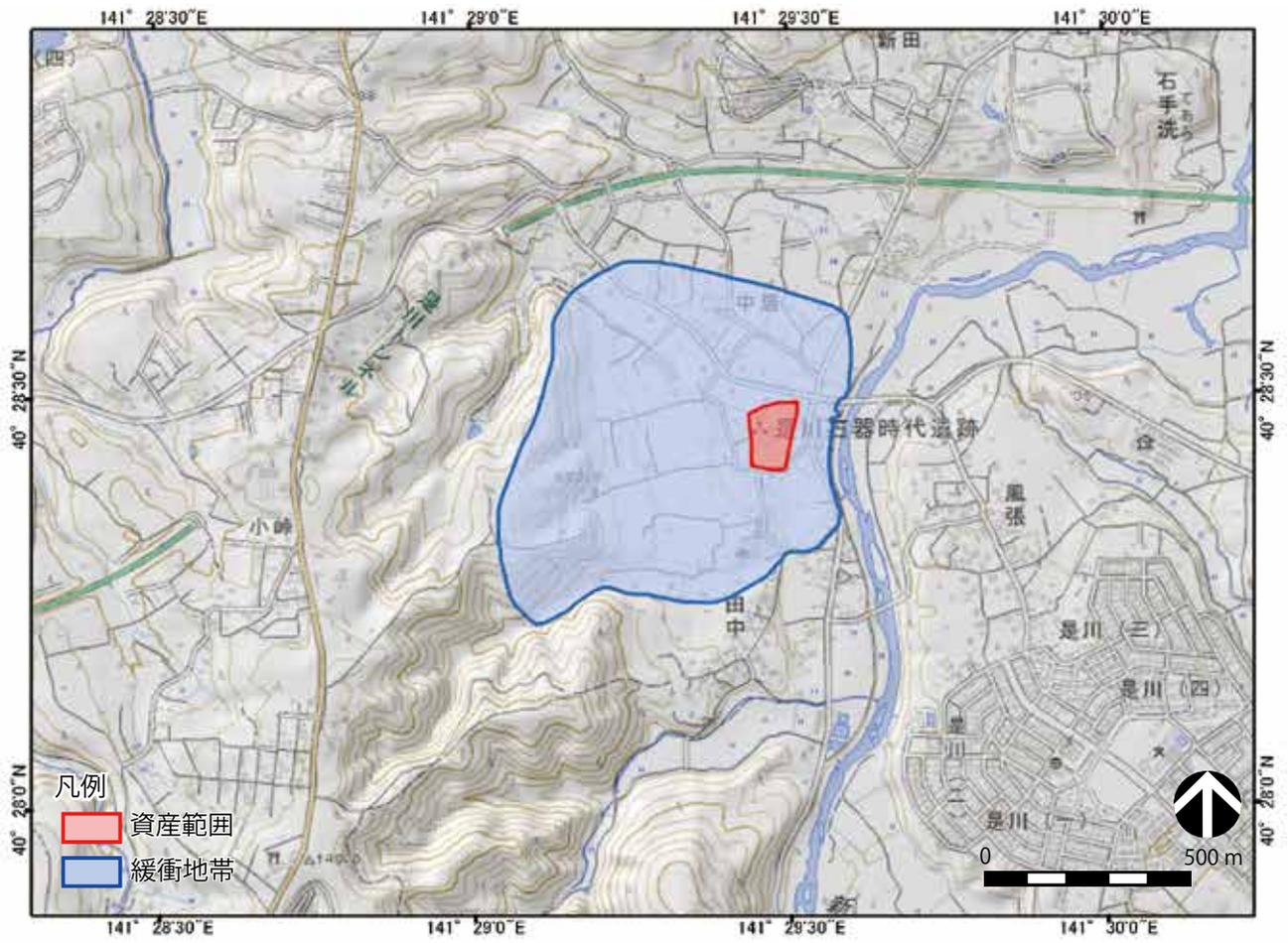


図 E-20 017 是川石器時代遺跡と緩衝地帯の範囲

第 1 章 資産の特質

- 1.a 所在国
- 1.b 地域
- 1.c 資産の名称
- 1.d 所在位置
- 1.e 資産及び緩衝地帯の範囲
- 1.f 資産及び緩衝地帯の面積

1.a 所在国

日本国

1.b 地域

北海道、青森県、岩手県、秋田県

1.c 資産の名称

北海道・北東北の縄文遺跡群

1.d 所在位置

日本政府が世界遺産一覧への記載を推薦する「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、東アジアの東端に位置する日本列島の北部の4道県、北海道南部及び津軽海峡を挟んだ本州北端の青森県全域、岩手県北部及び秋田県北部にわたって所在する。

本資産は17の構成資産からなり、各構成資産の所在位置は表1-1に示すとおりである。

1.e 資産及び緩衝地帯の範囲

資産と緩衝地帯の位置及び範囲を示す図面は、図1-1～図1-20に示すとおりである。

1.f 資産及び緩衝地帯の面積

資産の総面積及び緩衝地帯の総面積は以下のとおりである。

各構成資産とその緩衝地帯の面積は表1-1に示すとおりである。

資産の総面積 : 141.9 ha

緩衝地帯の総面積 : 984.8 ha

合 計 : 1,126.7 ha

表 1-1 構成資産の座標

ID No.	構成資産名	所在地	中心座標		構成資産の面積 (ha)	緩衝地帯の面積 (ha)	図番号	第2章中図番号	付属資料中図番号
001	大平山元遺跡	青森県 外ヶ浜町	N41°03′ 56″	E140°33′ 08″	0.7	49.1	図 1-4	図 2-8	1/15
002	垣ノ島遺跡	北海道 函館市	N41°55′ 45″	E140°56′ 54″	7.6	53.5	図 1-5	図 2-14	2/15
003	北黄金貝塚	北海道 伊達市	N42°24′ 08″	E140°54′ 42″	14.4	32.0	図 1-6	図 2-19	3/15
004	田小屋野貝塚	青森県 つがる市	N40°53′ 16″	E140°20′ 16″	6.3	261.5* ¹	図 1-7	図 2-25	4/15
005	二ツ森貝塚	青森県 七戸町	N40°44′ 55″	E141°13′ 45″	4.3	41.9	図 1-8	図 2-30	5、6/15
006	三内丸山遺跡	青森県 青森市	N40°48′ 37″	E140°41′ 56″	23.5	69.7	図 1-9	図 2-35	7/15
007	大船遺跡	北海道 函館市	N41°57′ 27″	E140°55′ 30″	3.5	18.3	図 1-10	図 2-40	2/15
008	御所野遺跡	岩手県 一戸町	N40°11′ 53″	E141°18′ 21″	5.5	65.5	図 1-11	図 2-45	8/15
009	入江貝塚	北海道 洞爺湖町	N42°32′ 34″	E140°46′ 31″	2.4	34.0* ²	図 1-12	図 2-50	9/15
010	小牧野遺跡	青森県 青森市	N40°44′ 15″	E140°43′ 40″	8.8	26.9	図 1-13	図 2-55	10/15
011	伊勢堂岱遺跡	秋田県 北秋田市	N40°12′ 11″	E140°20′ 48″	15.6	108.8	図 1-14	図 2-61	11/15
012	大湯環状列石	秋田県 鹿角市	N40°16′ 17″	E140°48′ 16″	15.7	37.0	図 1-15	図 2-67	12/15
013	キウス周堤墓群	北海道 千歳市	N42°53′ 12″	E141°43′ 00″	10.9	22.9	図 1-16	図 2-73	13/15
014	大森勝山遺跡	青森県 弘前市	N40°41′ 56″	E140°21′ 30″	8.5	115.3	図 1-17	図 2-78	14/15
015	高砂貝塚	北海道 洞爺湖町	N42°32′ 48″	E140°46′ 11″	2.8	34.0* ²	図 1-18	図 2-83	9/15
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	青森県 つがる市	N40°53′ 02″	E140°20′ 12″	10.1	261.5* ¹	図 1-19	図 2-88	4/15
017	是川石器時代遺跡	青森県 八戸市	N40°28′ 25″	E141°29′ 27″	1.3	48.4	図 1-20	図 2-93	15/15
合計 (ha)					141.9	984.8			

*1 004 田小屋野貝塚及び 016 亀ヶ岡石器時代遺跡は一体で緩衝地帯を設定している。

*2 009 入江貝塚及び 015 高砂貝塚は一体で緩衝地帯を設定している。

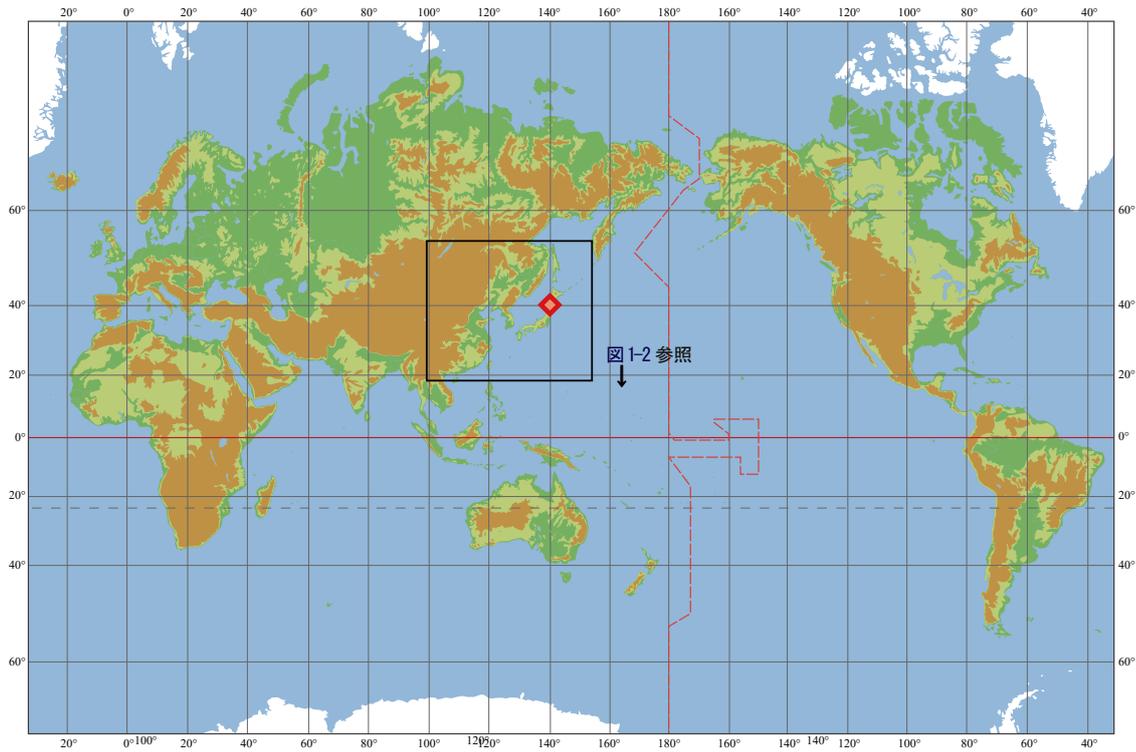


図1-1 世界における資産の位置図

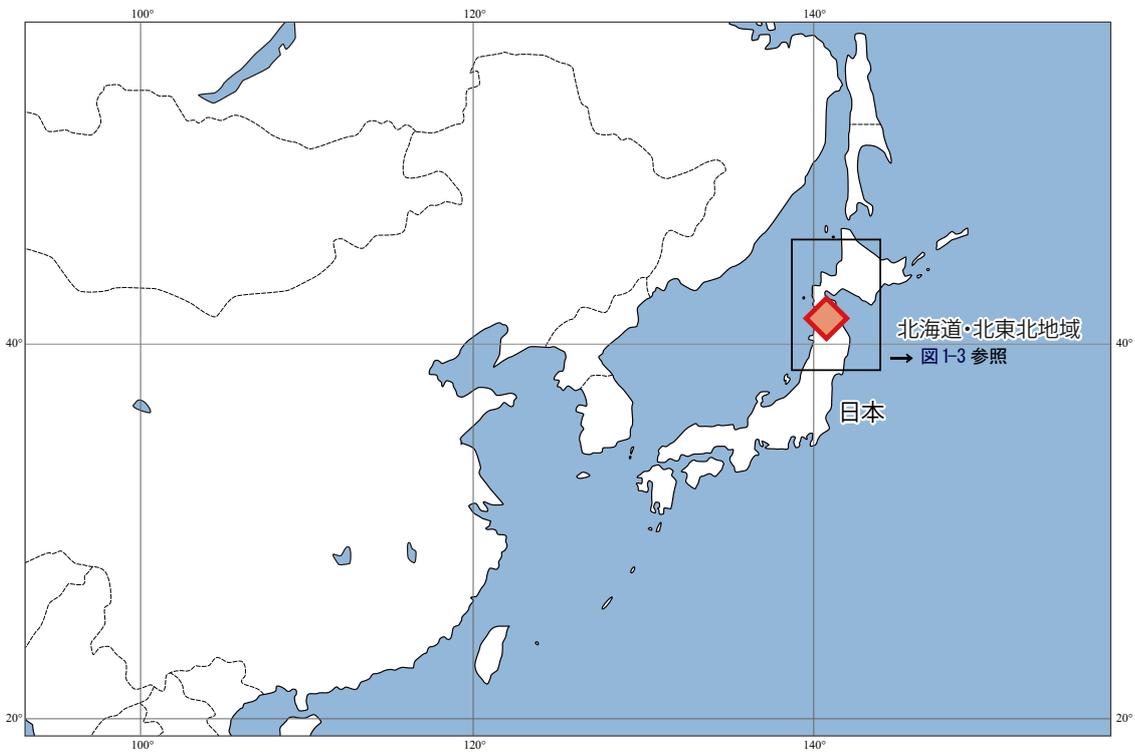


図1-2 東アジアにおける資産の位置図

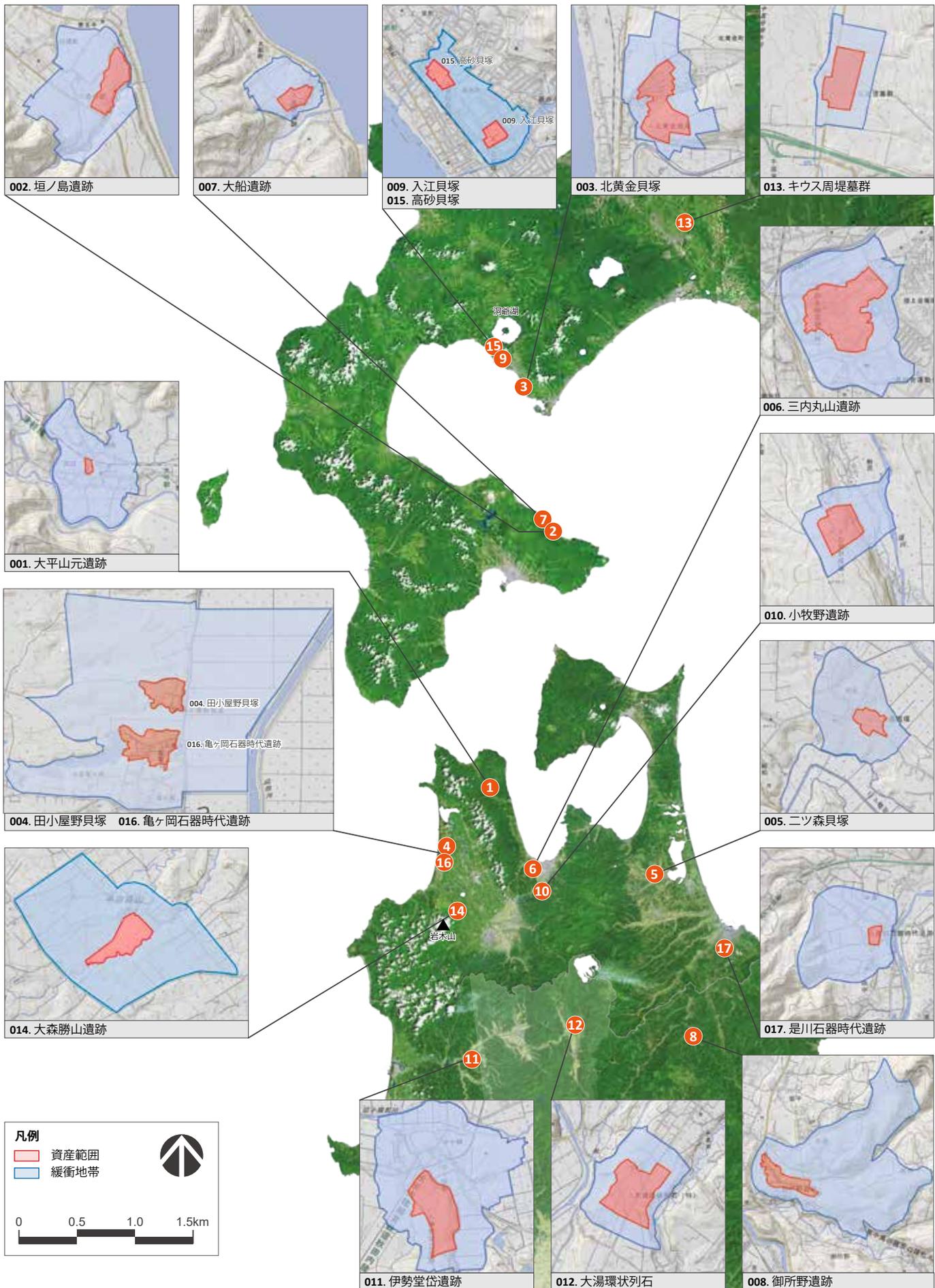


図1-3 北海道・北東北における各構成資産の位置

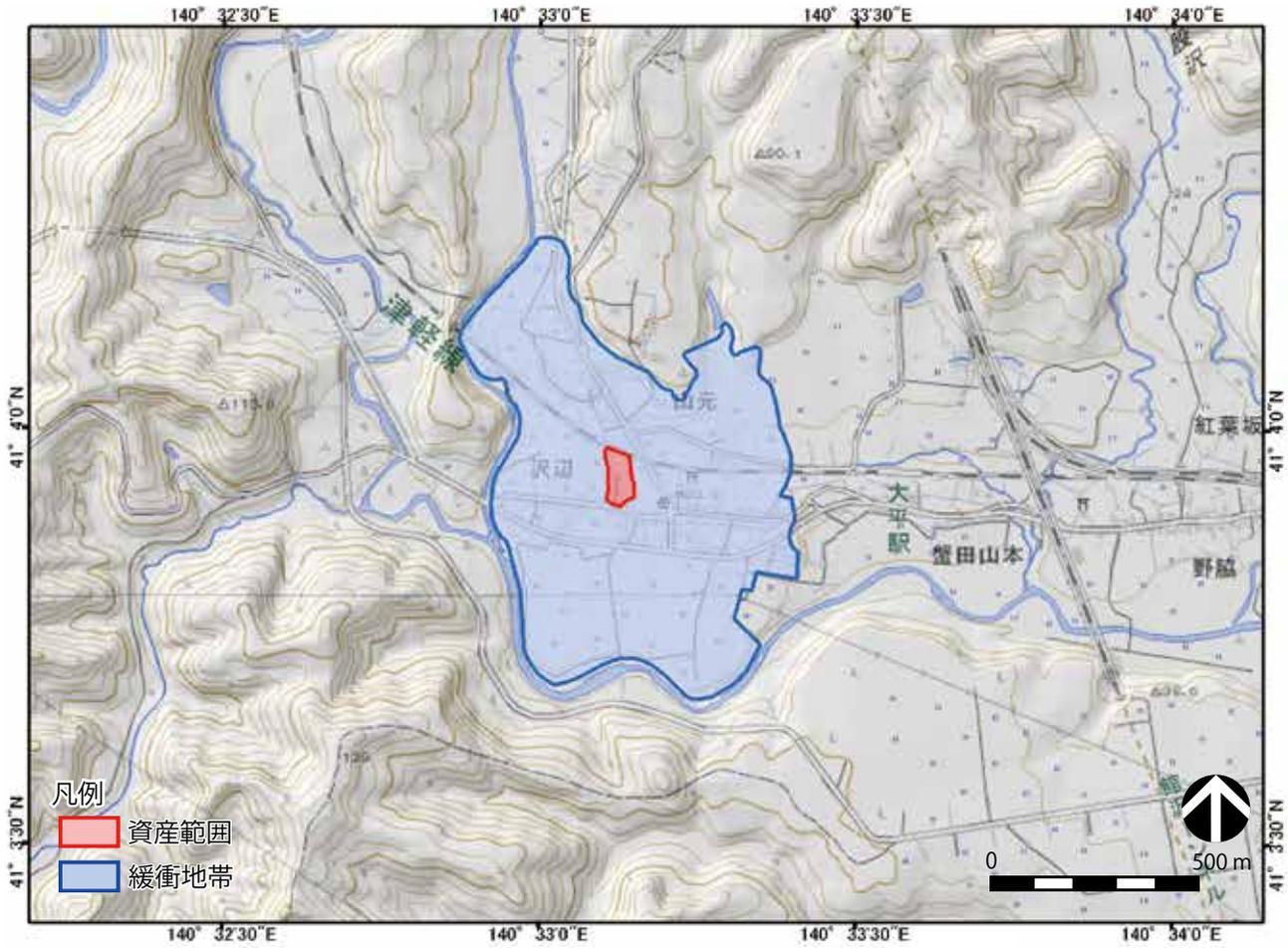


図1-4 001 大平山元遺跡と緩衝地帯の範囲

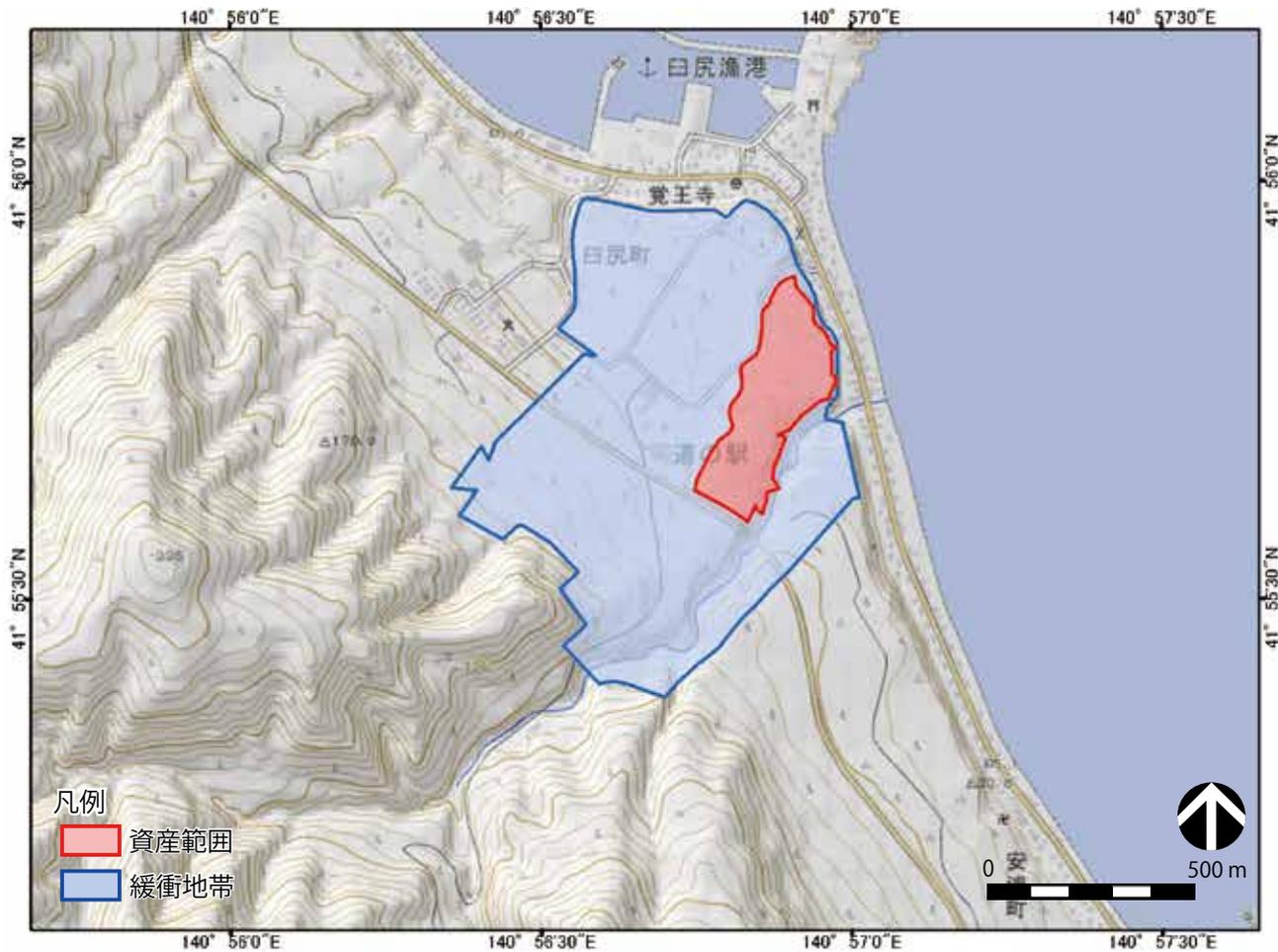


図1-5 002 垣ノ島遺跡と緩衝地帯の範囲

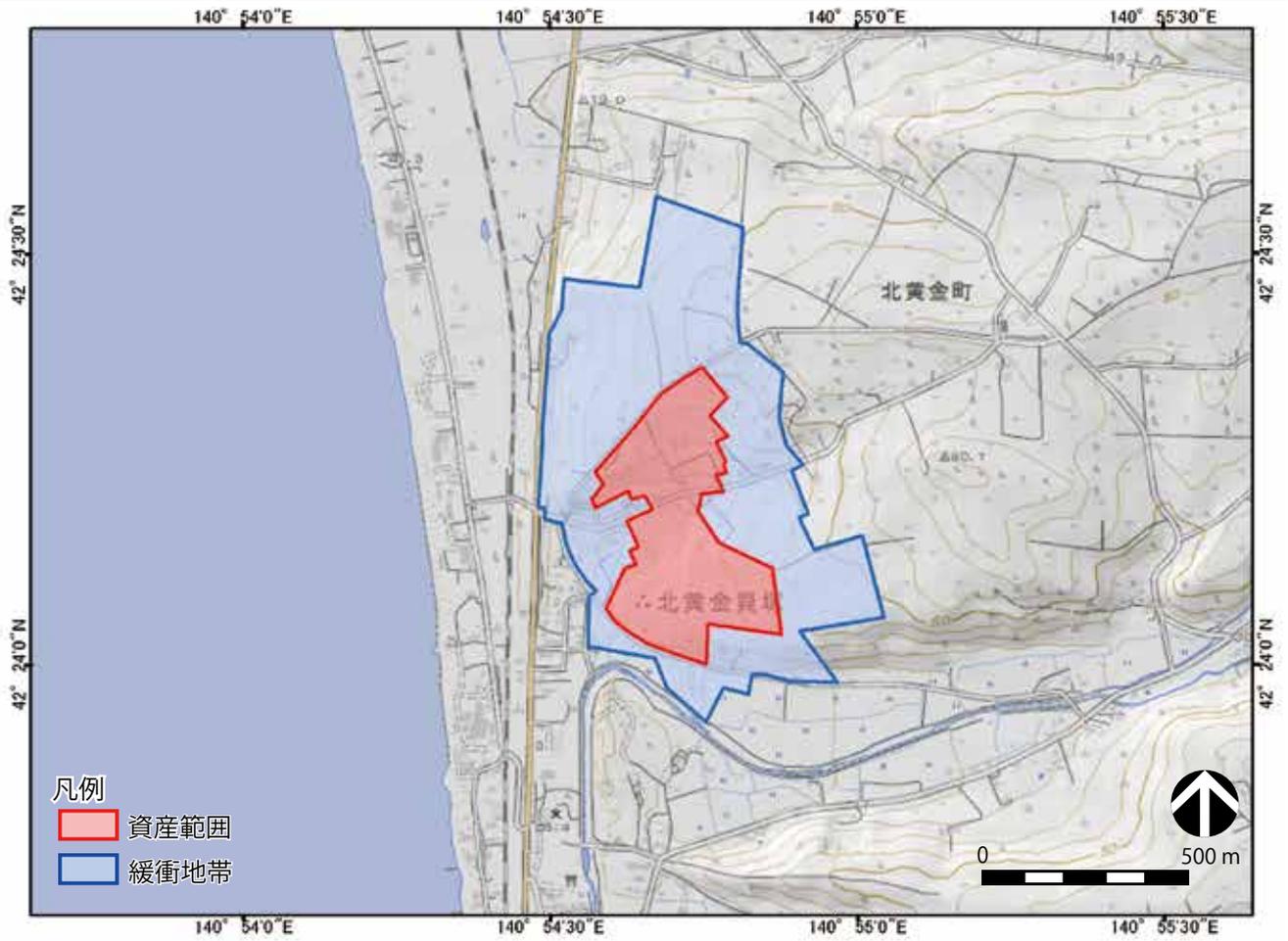


図1-6 003 北黄金貝塚と緩衝地帯の範囲

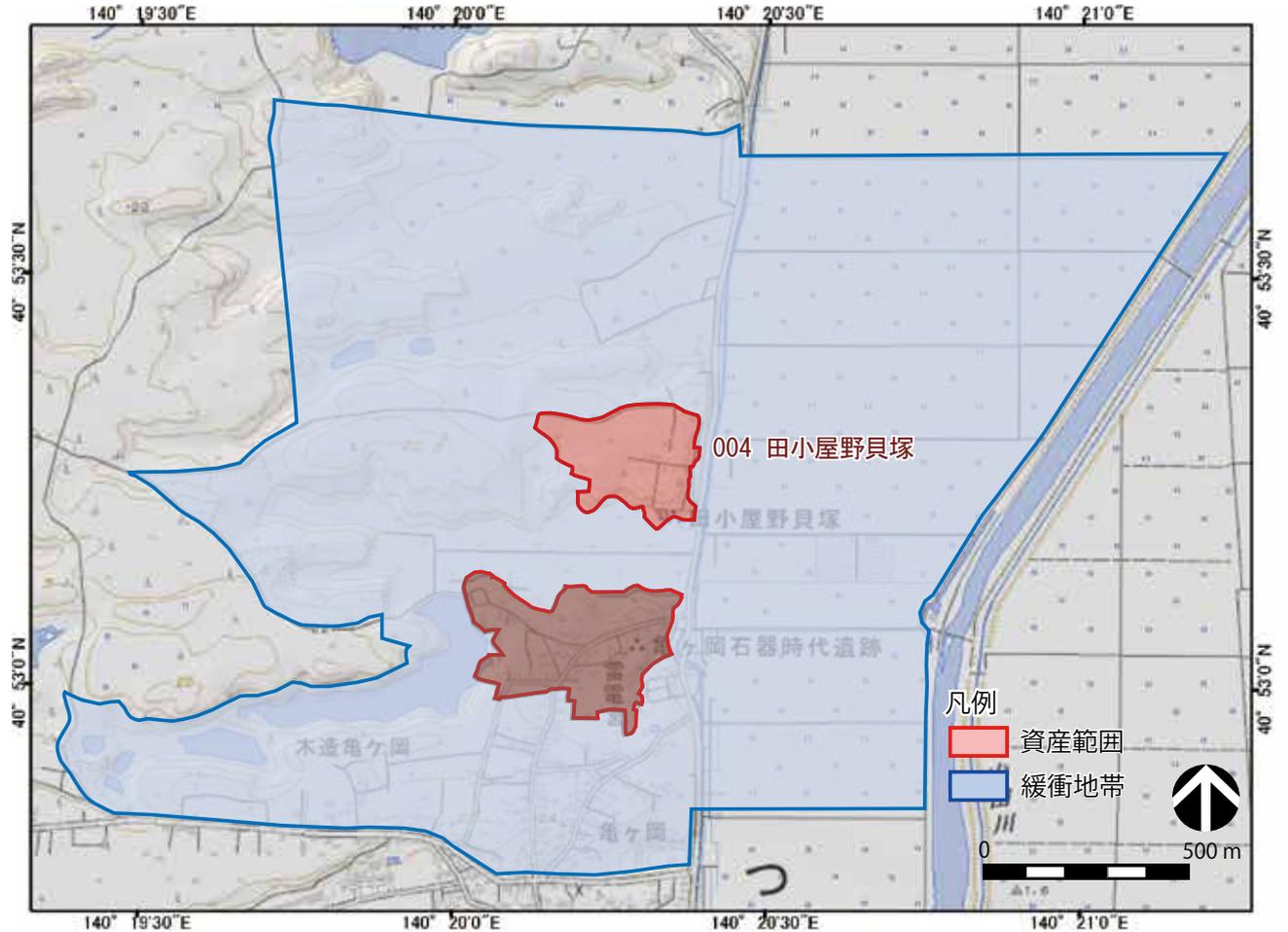


図1-7 004 田小屋野貝塚と緩衝地帯の範囲

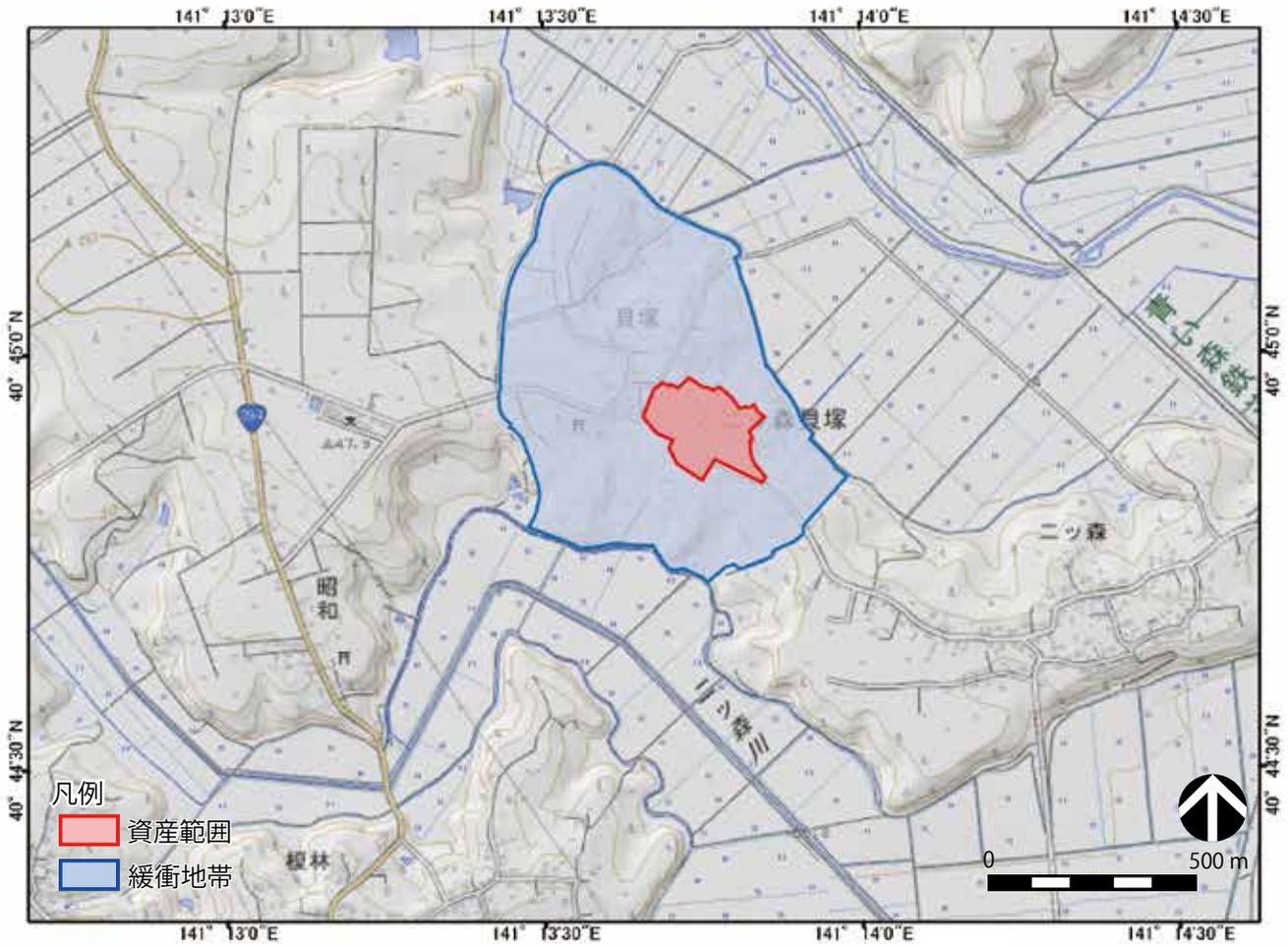


図1-8 005 ニツ森貝塚と緩衝地帯の範囲

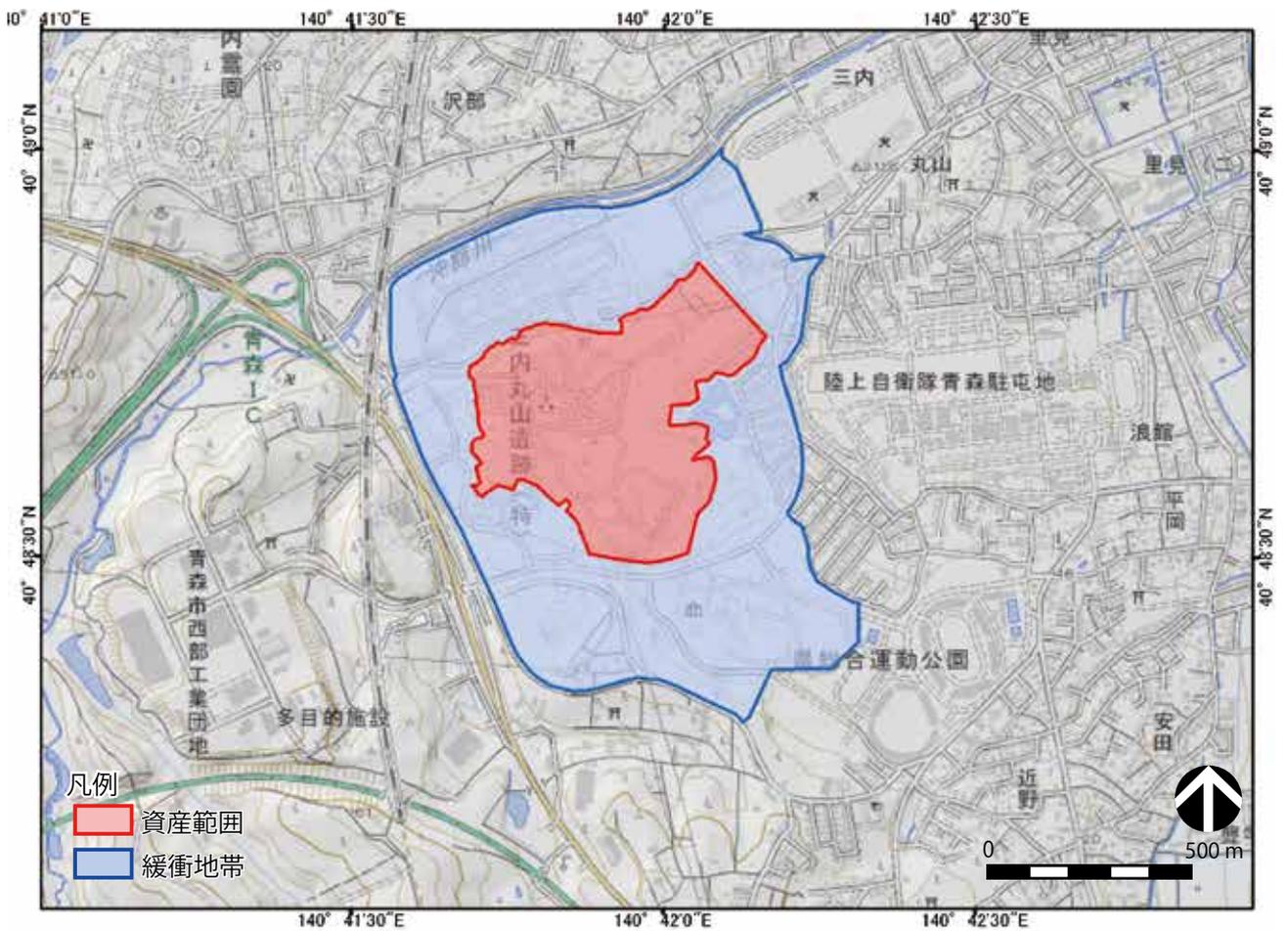


図1-9 006 三内丸山遺跡と緩衝地帯の範囲

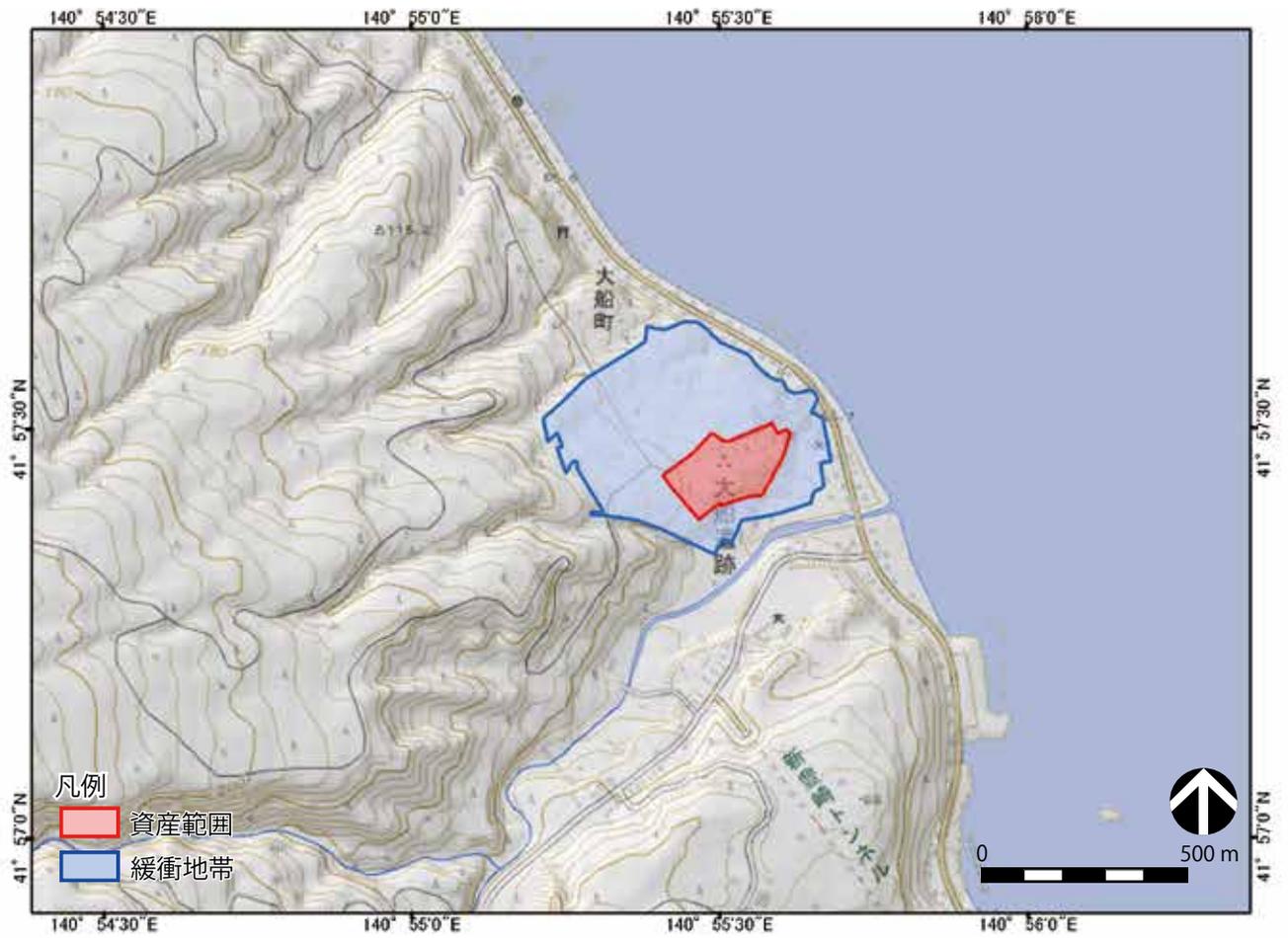


図1-10 007 大船遺跡と緩衝地帯の範囲

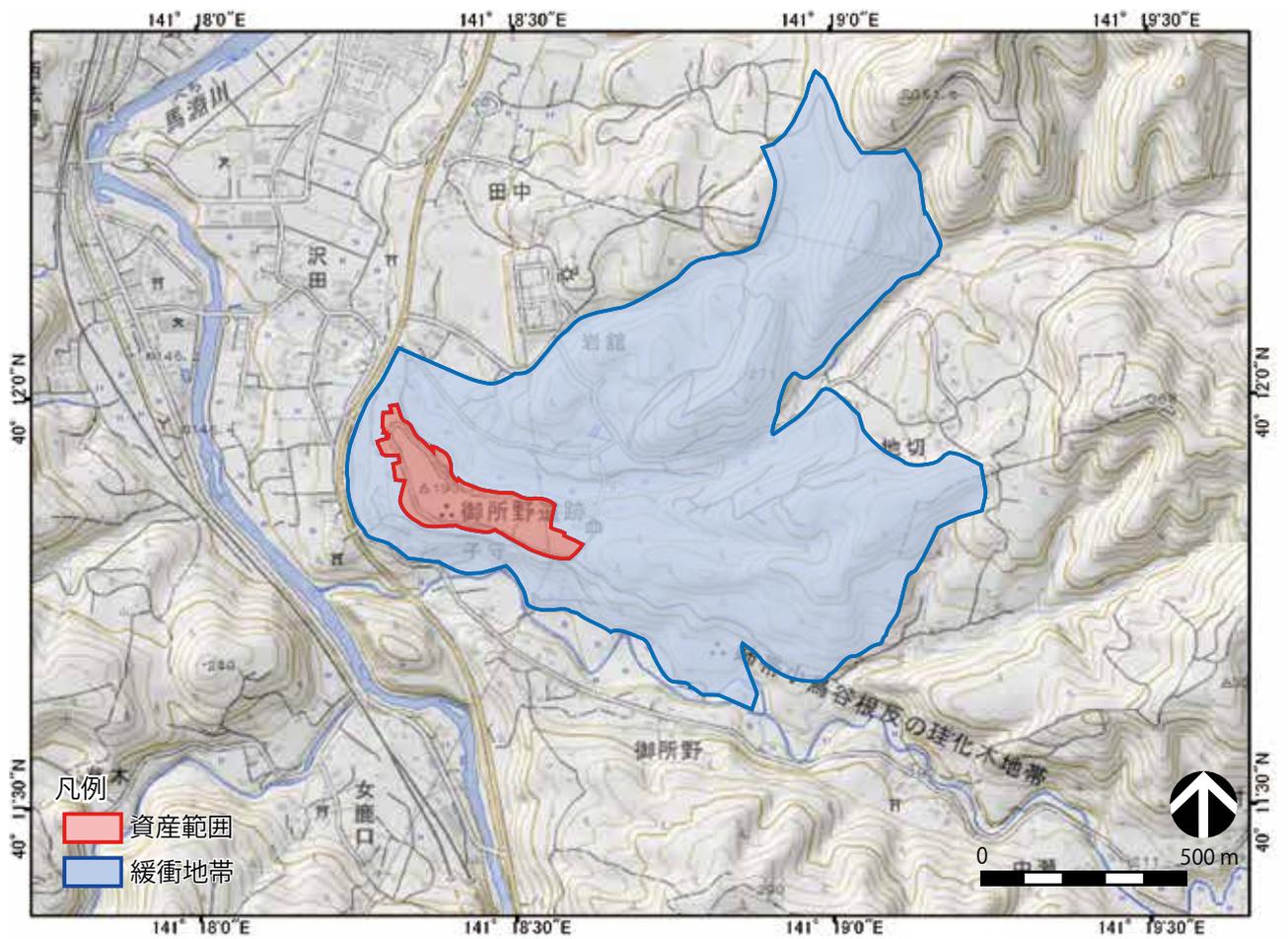


図1-11 008 御所野遺跡と緩衝地帯の範囲

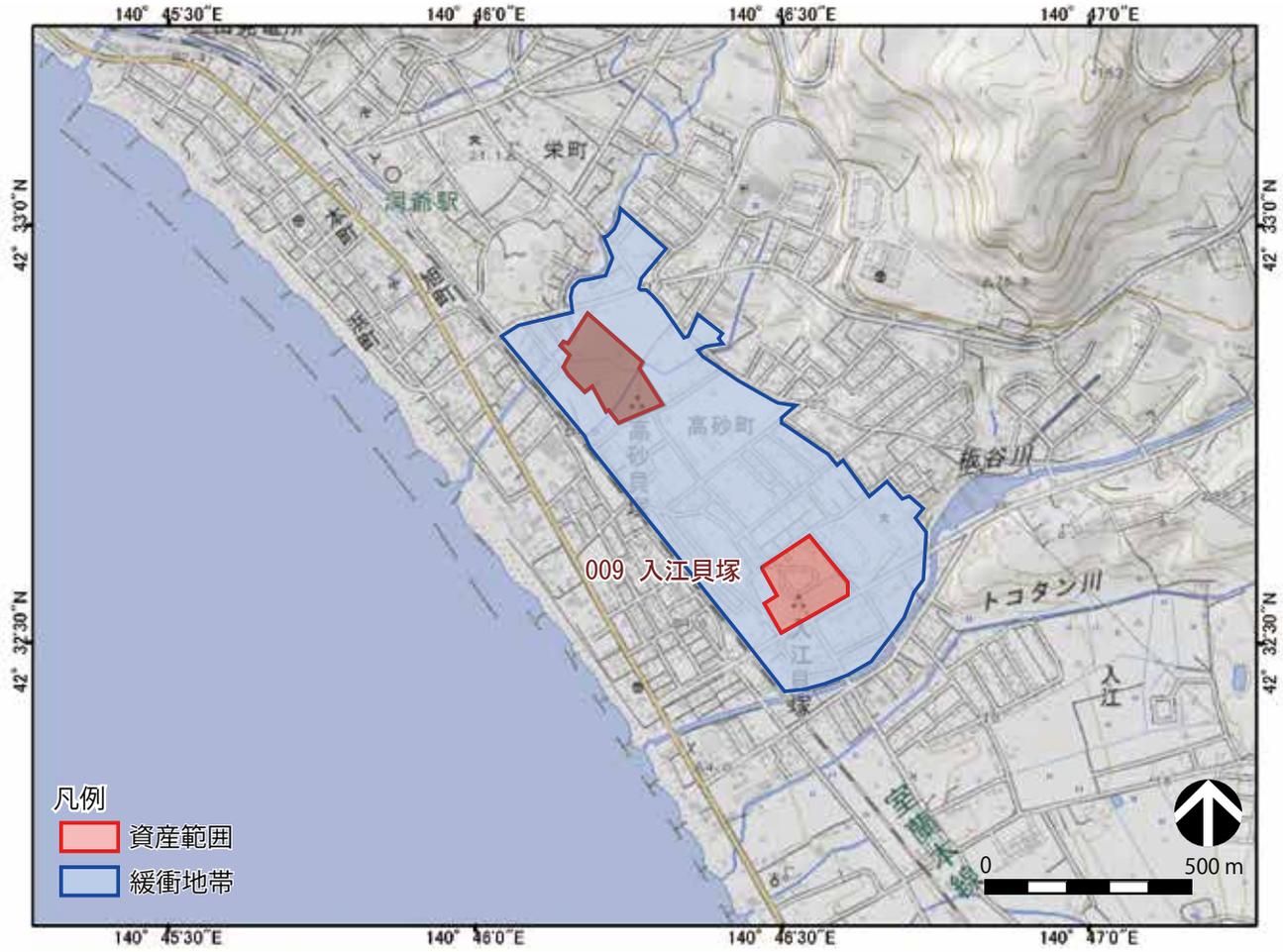


図1-12 009 入江貝塚と緩衝地帯の範囲

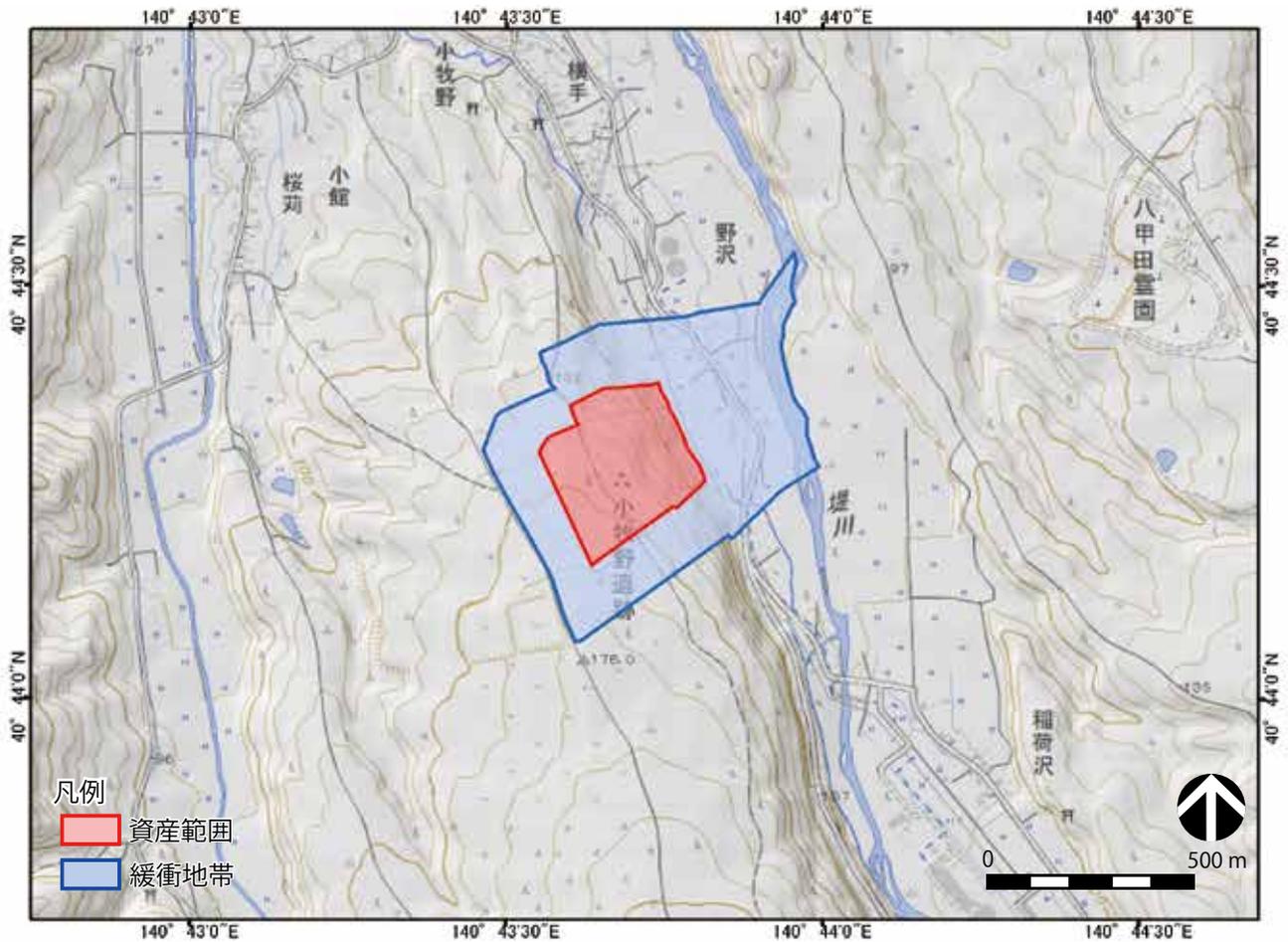


図1-13 010 小牧野遺跡と緩衝地帯の範囲

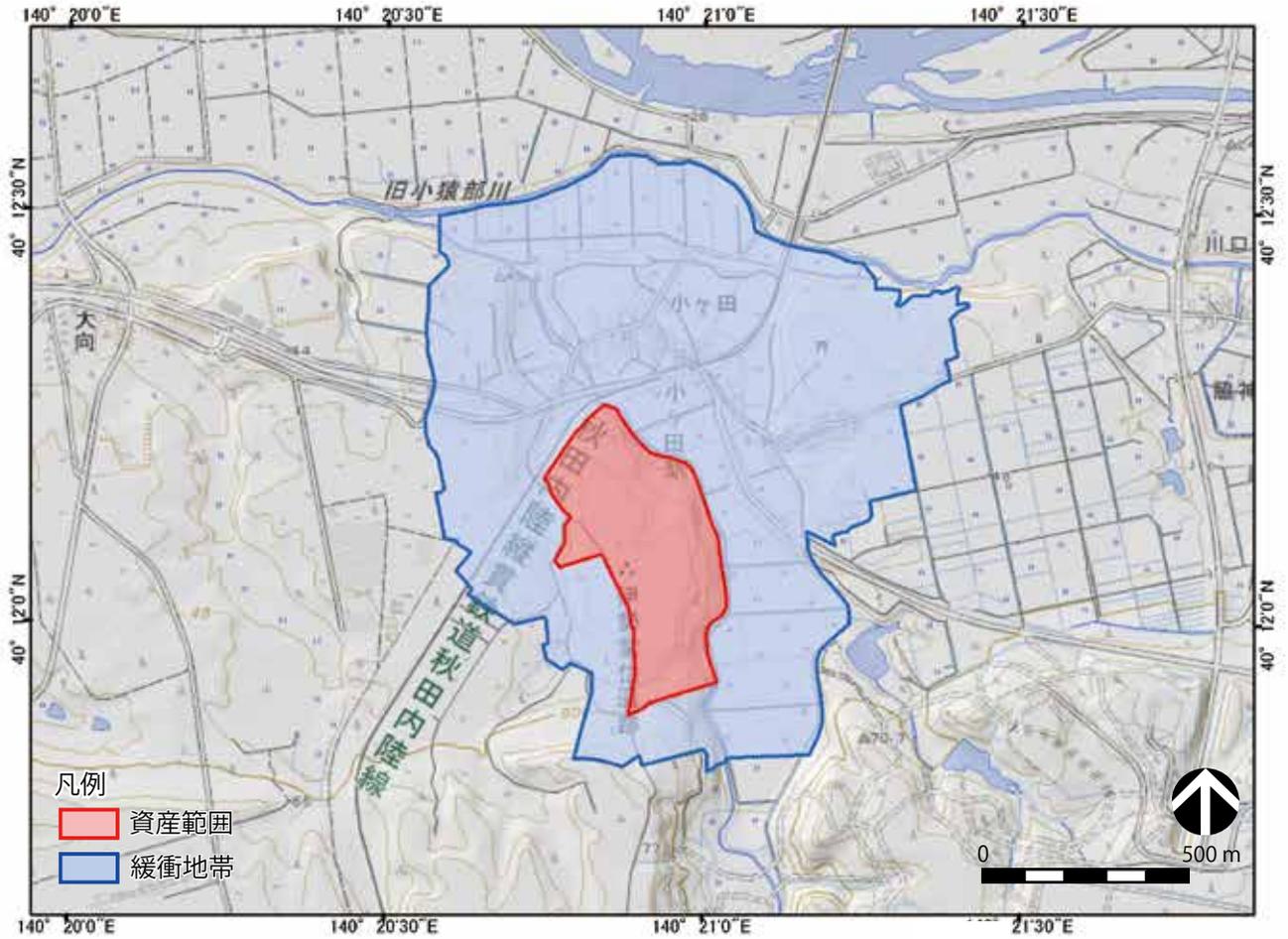


図1-14 011 伊勢堂岱遺跡と緩衝地帯の範囲

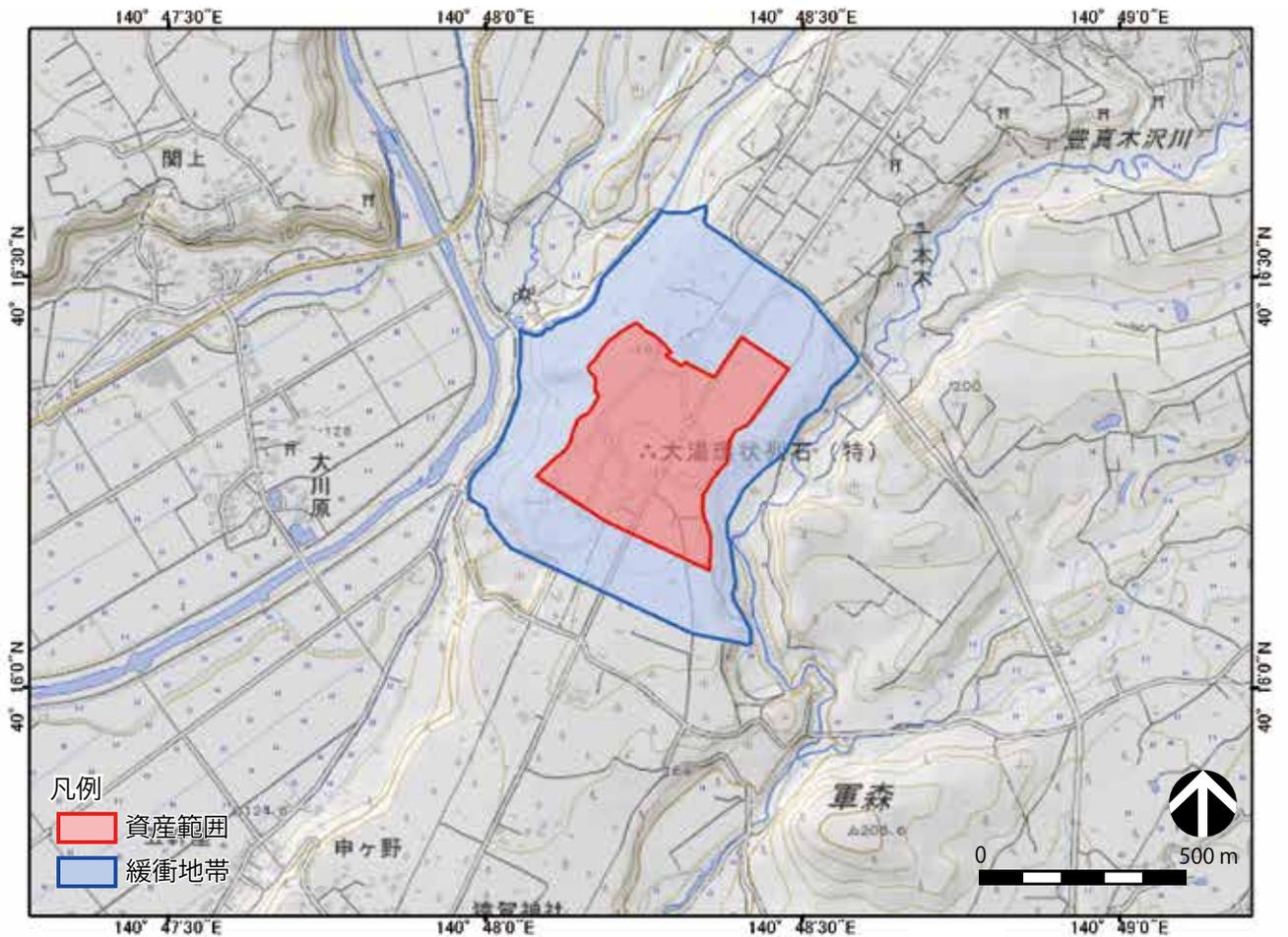


図1-15 012 大湯環状列石と緩衝地帯の範囲

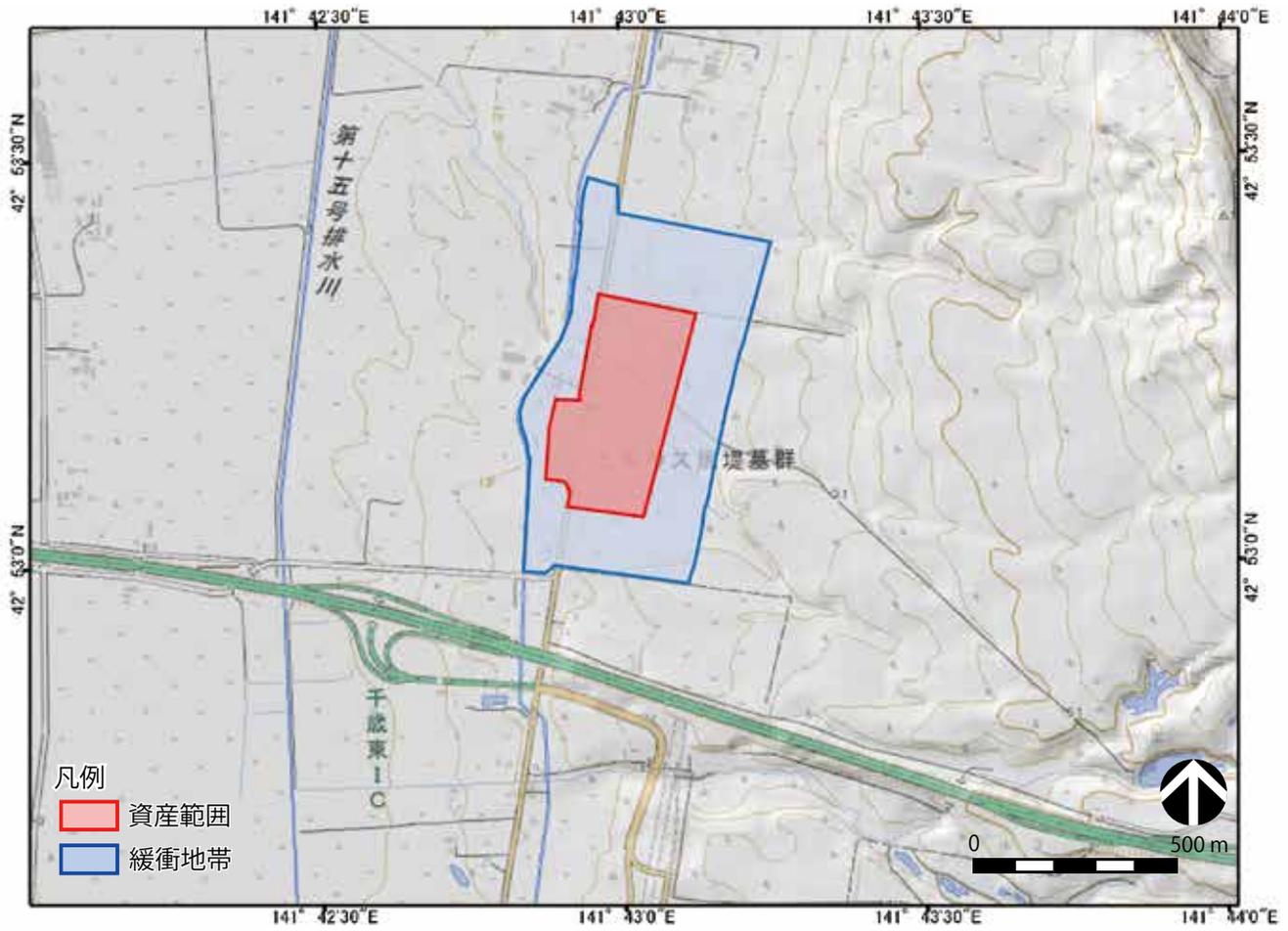


図1-16 013 キウス周堤墓群と緩衝地帯の範囲

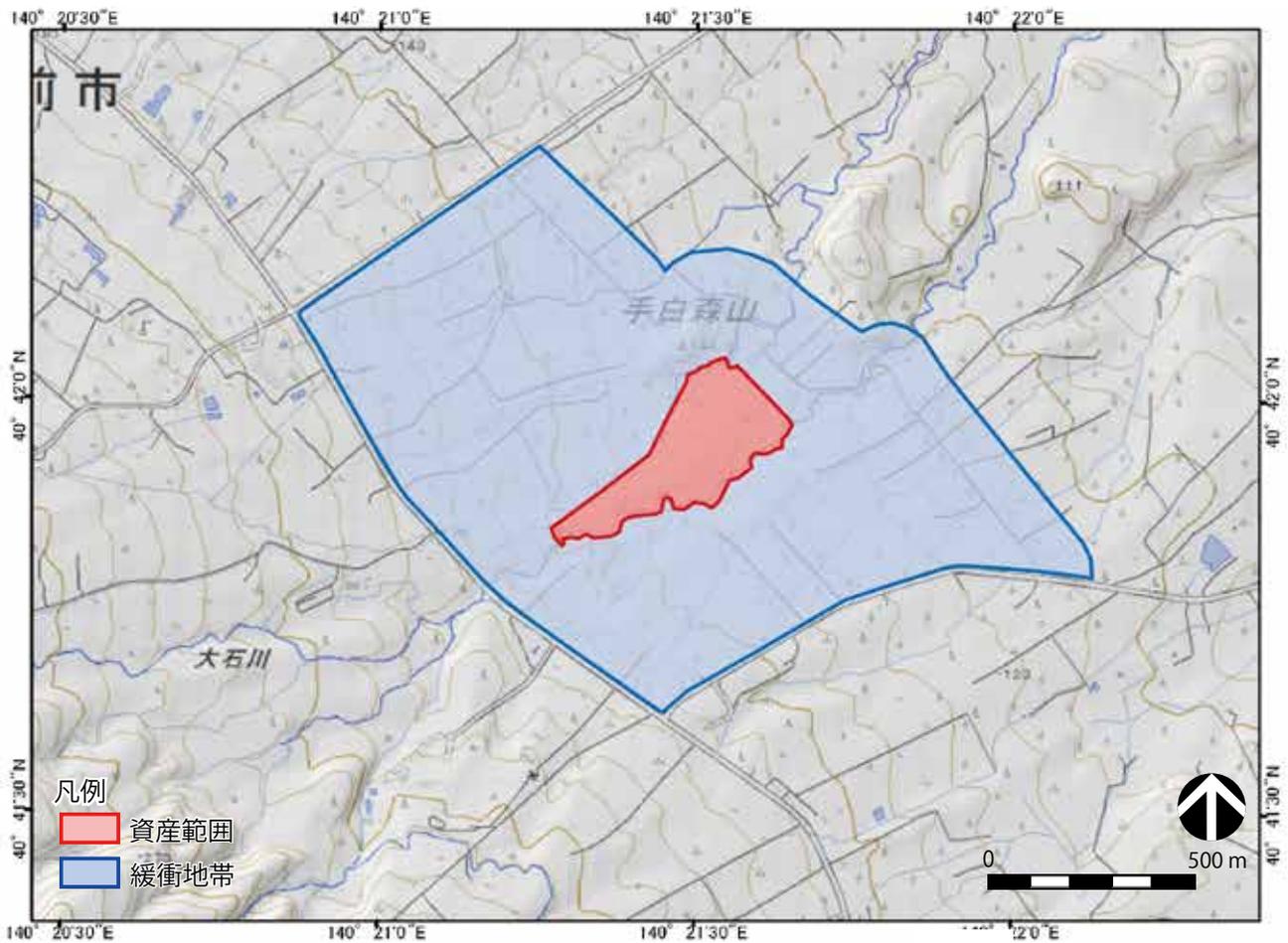


図1-17 014 大森勝山遺跡と緩衝地帯の範囲

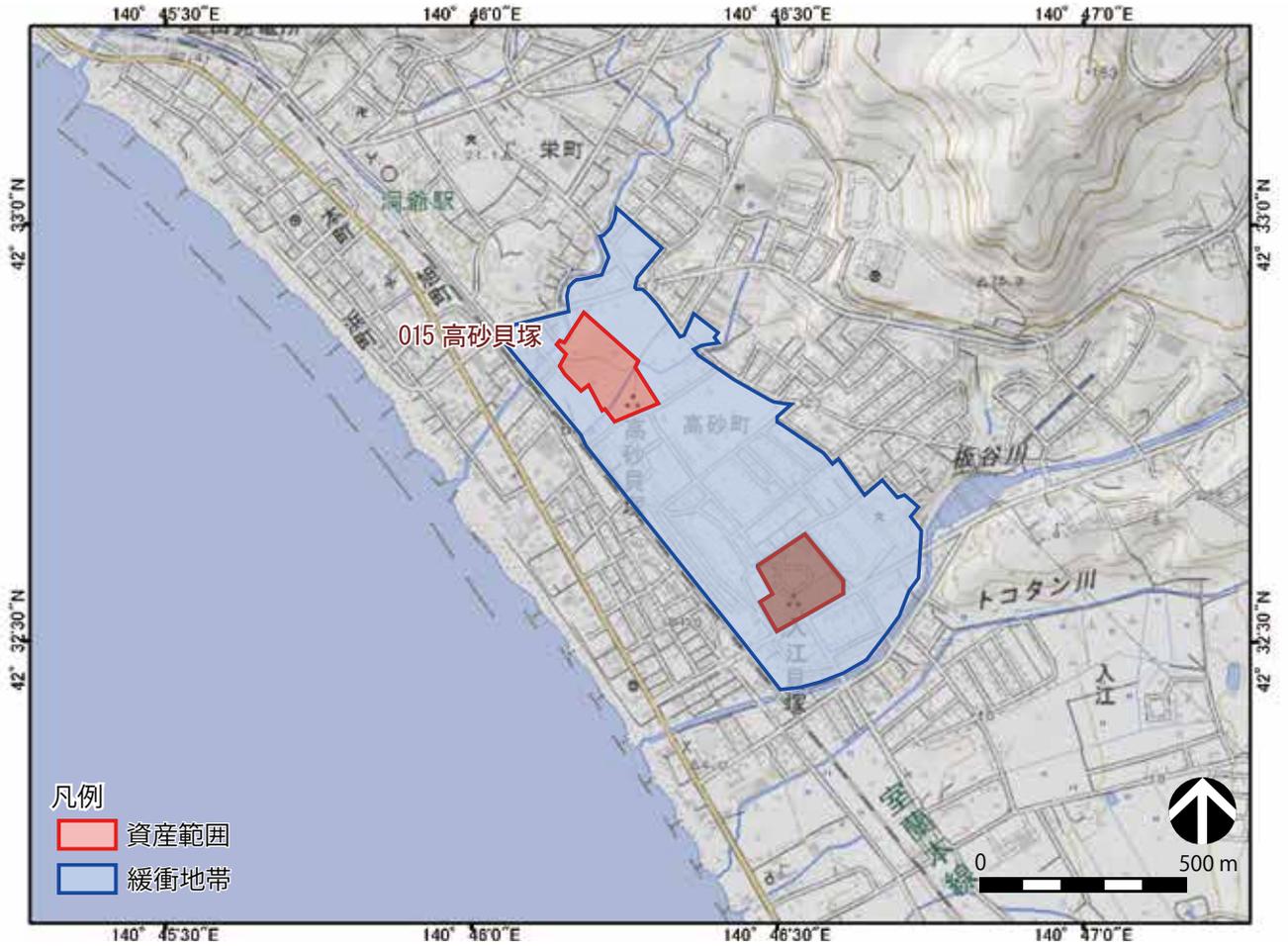


図1-18 015 高砂貝塚と緩衝地帯の範囲

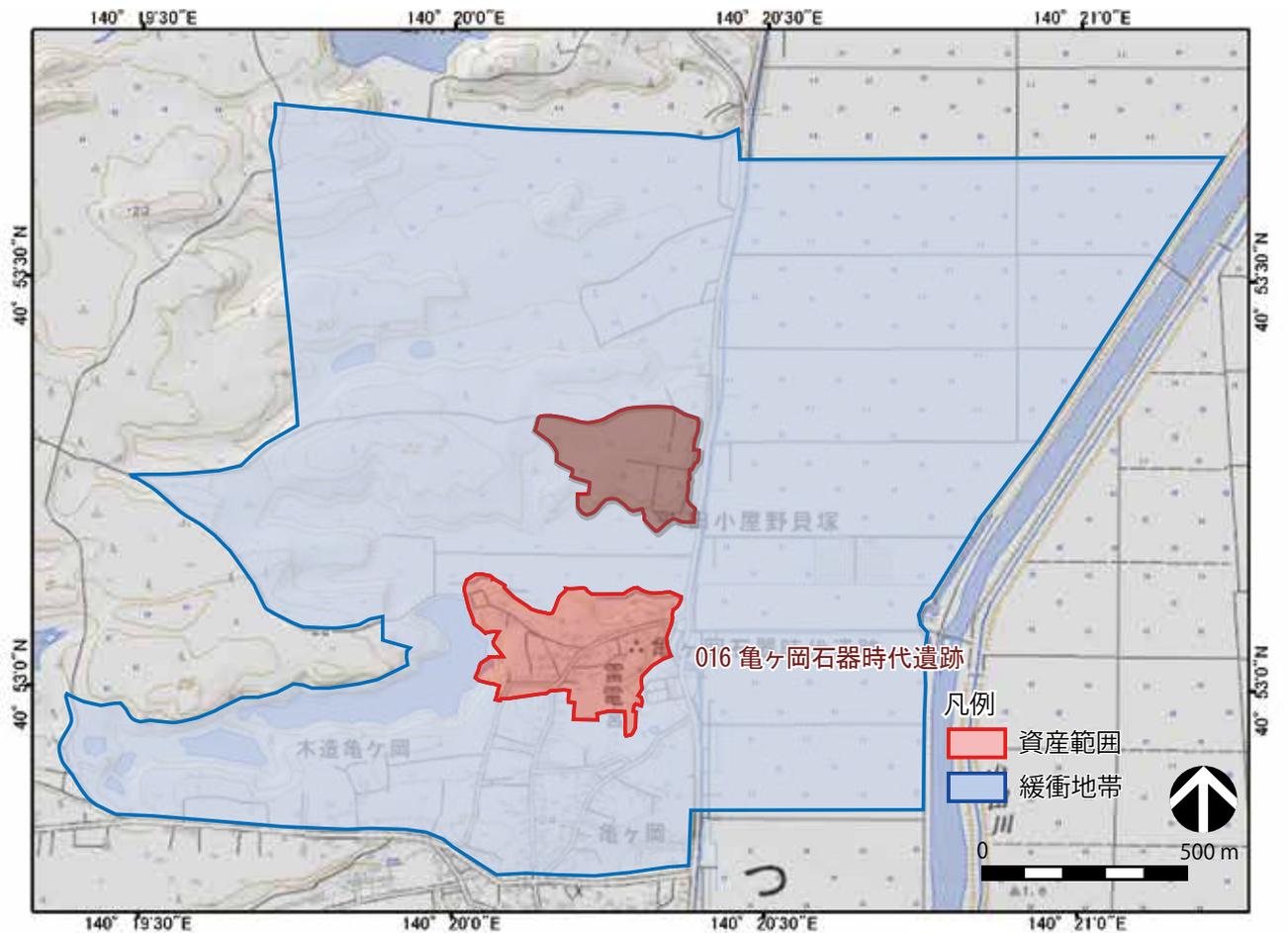


図1-19 016 亀ヶ岡石器時代遺跡と緩衝地帯の範囲

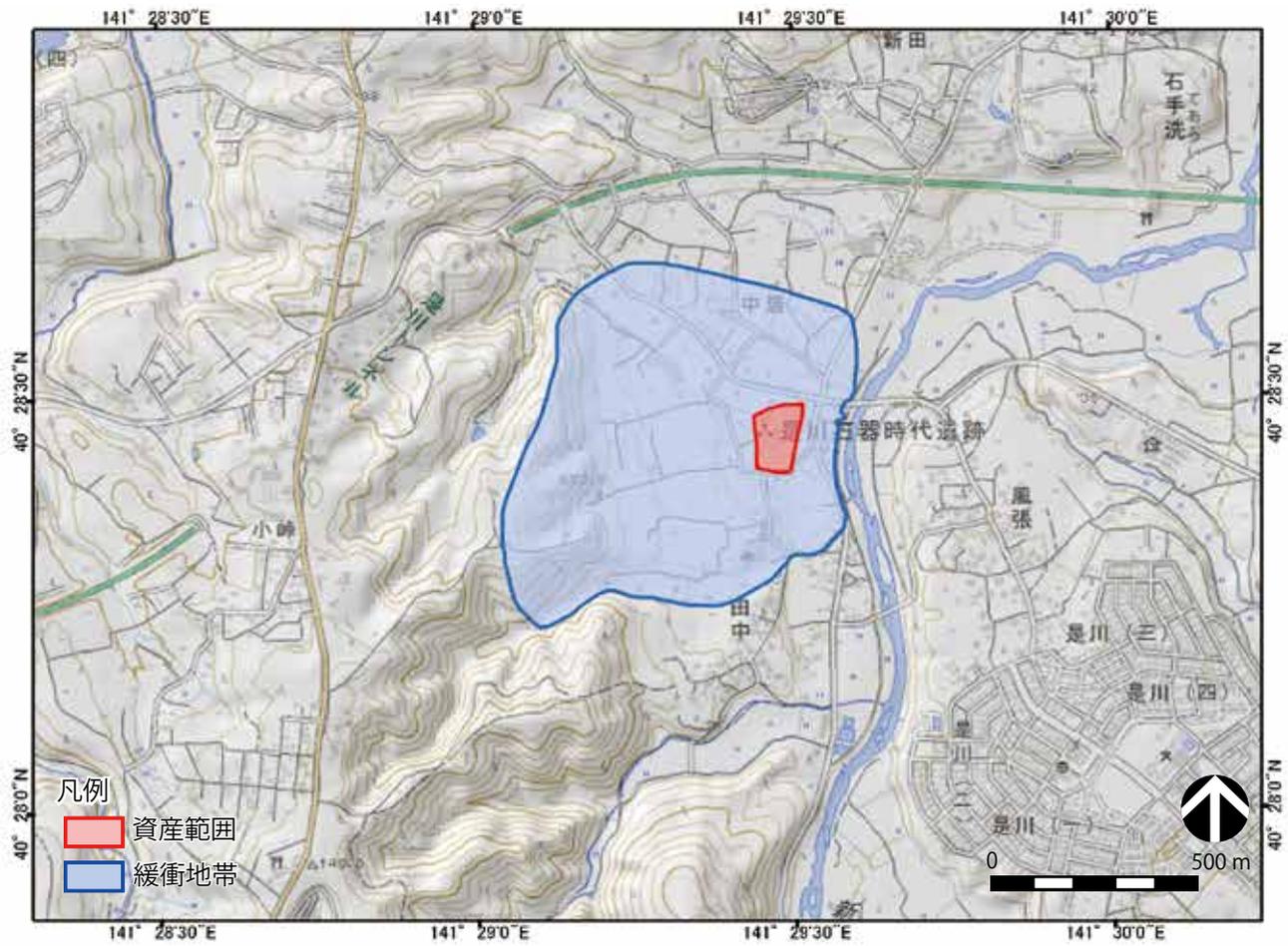


図1-20 017 是川石器時代遺跡と緩衝地帯の範囲

第 2 章 説明

2.a 資産の説明

2.b 歴史と発展

2.a 資産の説明

2.a.1 資産の概要

推薦資産は、北東アジアにおいて1万年以上の長期間にわたり継続した採集・漁労・狩猟による定住の開始、発展、成熟の過程及び精神文化の発達をよく表しており、農耕文化以前における人類の生活の在り方を顕著に示す物証である。

本資産は日本列島を構成する北海道島の南部及び本州島の北部に位置する。資産は山地、丘陵、平地、低地などの多様な地理的環境に立地し、近傍には内湾や湖沼及び水量豊富な河川も存在する。本資産の属する先史時代には、ブナ・ミズナラ・クリ・クルミなどで構成される冷温帯落葉広葉樹（北方ブナ帯）の森林が海岸線まで広がっていた。海洋では暖流と寒流とが交差することによって豊かな漁場が生じ、サケ・マスなどの回遊魚が遡上するなど、恵まれた環境にあった。それによって定住が早くから開始し、発展、成熟した。それとともに精神文化も充実し、この地域特有の祭祀・儀礼空間も出現した。

本資産が語る北海道・北東北における農耕以前の人類の生活の在り方は、BCE13,000年頃に始まり、BCE400年頃まで継続した。この時期は、日本の歴史では縄文時代に区分される。北東アジアの中国東北部やロシア極東地域では旧石器時代から新石器時代、そして青銅器時代の一部まで、中国大陸部の黄河以南では旧石器時代から春秋戦国時代まで、ヨーロッパでは旧石器時代から鉄器時代及び古代ローマ帝国の成立までの幅広い時代に相当する（図2-1）。

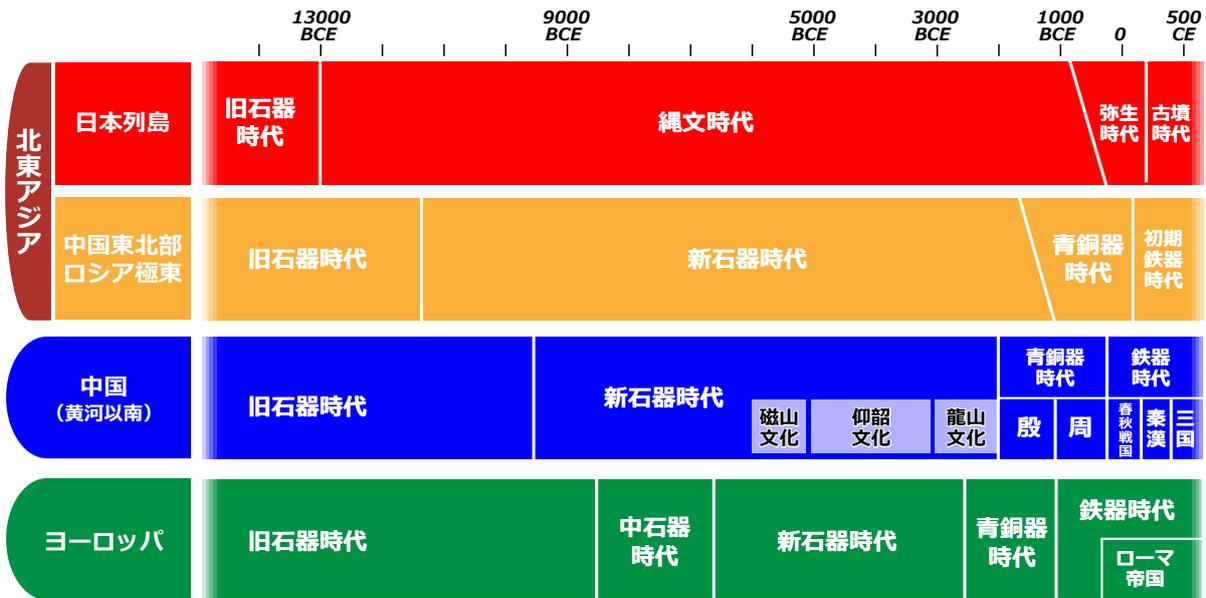


図2-1 世界史の中の縄文時代

本資産の時代には、旧石器時代以降の急激な温暖化の中、揚子江流域では常緑照葉樹林を背景に稲作農耕文化が、黄河流域では常緑照葉樹林や落葉広葉樹林を背景に雑穀農耕文化が成立した。北東アジアの中国東北部では落葉広葉樹林を、沿海州地域では落葉・針葉樹林を背景にそれぞれ狩猟採集文化が成立したことが知られている（図2-2）。

そして日本列島もまた、常緑照葉樹林や冷温帯落葉広葉樹林（北方ブナ帯）が広がる狩猟採集文化の段階にあり、北海道島から沖縄島まで、それぞれの地理的・気候的条件に適応した狩猟採集文化が存続していた。

本資産は北東アジアにおいて1万年以上の長期にわたって採集・漁労・狩猟を基盤とし、定住が開始、発展、成熟するとともに、精緻で複雑な精神文化を形成したことを示す類い希な物証である。

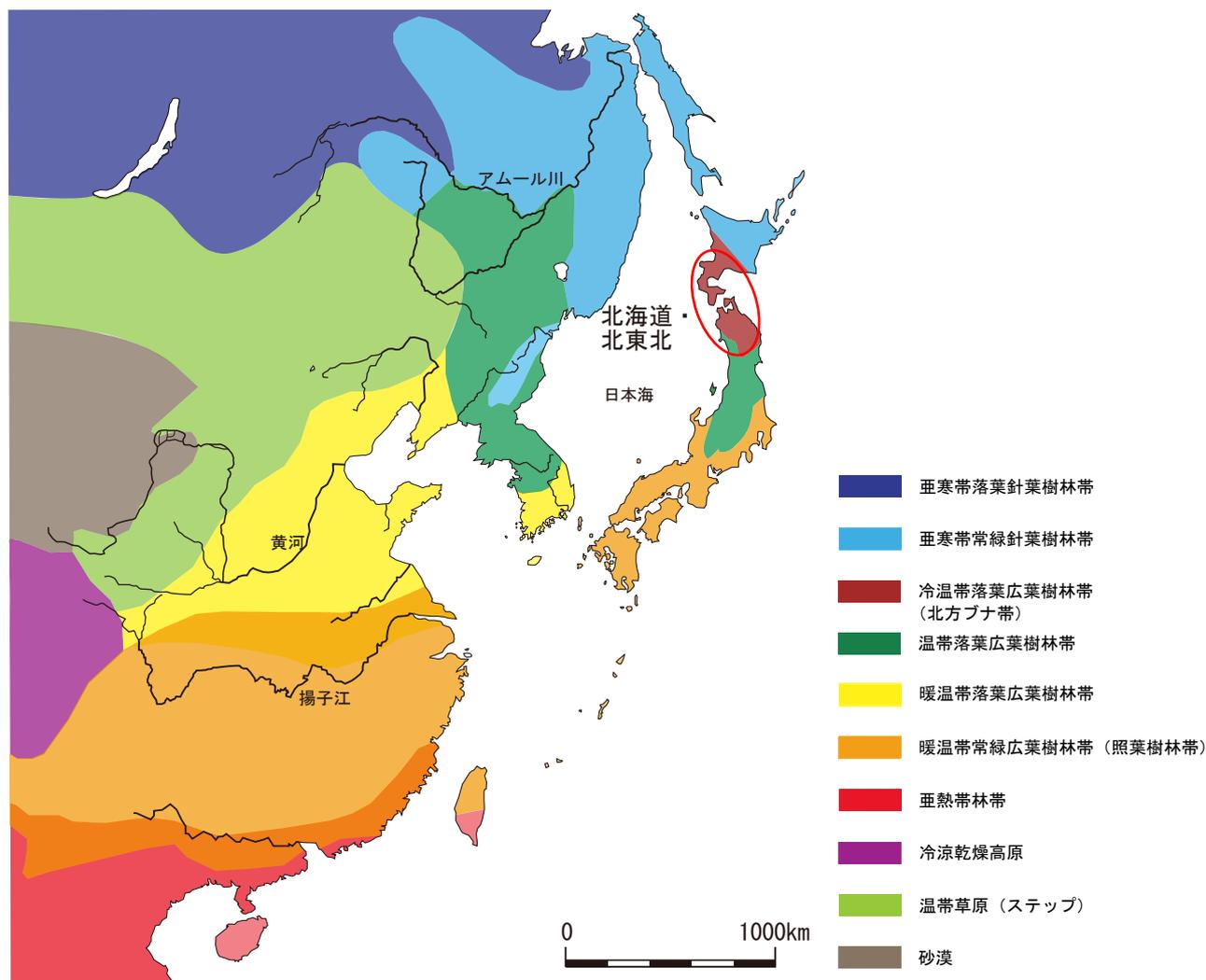


図2-2 完新世における北東アジアの植生分布図

2.a.2 資産の選択と構成

本資産が所在する北海道・北東北では、これまでに2万ヶ所を超える縄文時代の考古遺跡が確認されている。構成資産は、その中から発掘調査等によって価値が高いことが確認でき、保存状態が良好で、国の史跡や特別史跡に指定され、国からの指導・助言のもと管理を所管する地方公共団体により万全な保護措置が講じられている17の遺跡を厳選した。(第3章「3.2.4 北海道・北東北地方の遺跡との比較研究」を参照。)

17の構成資産は、定住の開始、発展、成熟を6つのステージ(3つのメインステージとそれぞれ2つのサブステージ、計6つのステージ)を追って説明するべく分類、順序付けがなされている(図2-3)。(第2章「2.b.1 1-2 北海道・北東北における人々の暮らし」を参照。)

これら17の考古遺跡は、集落、祭祀場、墓域等の跡であり、北方ブナ帯による豊富な森林資源及び暖流・寒流が交わる地域に形成される豊かな水産資源を背景に、海岸、内湾、河川、湖沼、山地といった様々な地形において、1万年以上にわたって広がっている。構成資産の分布の広がりや立地環境、遺跡の構造の変遷及び多様な出土遺物は、農耕に移行することなく狩猟・採集生活を続けながら、集落の形態を発展させ、特異な祭祀・儀礼空間を築いてきた人々の非常にユニークな暮らしと信仰、生業の多様な形態を語っている。

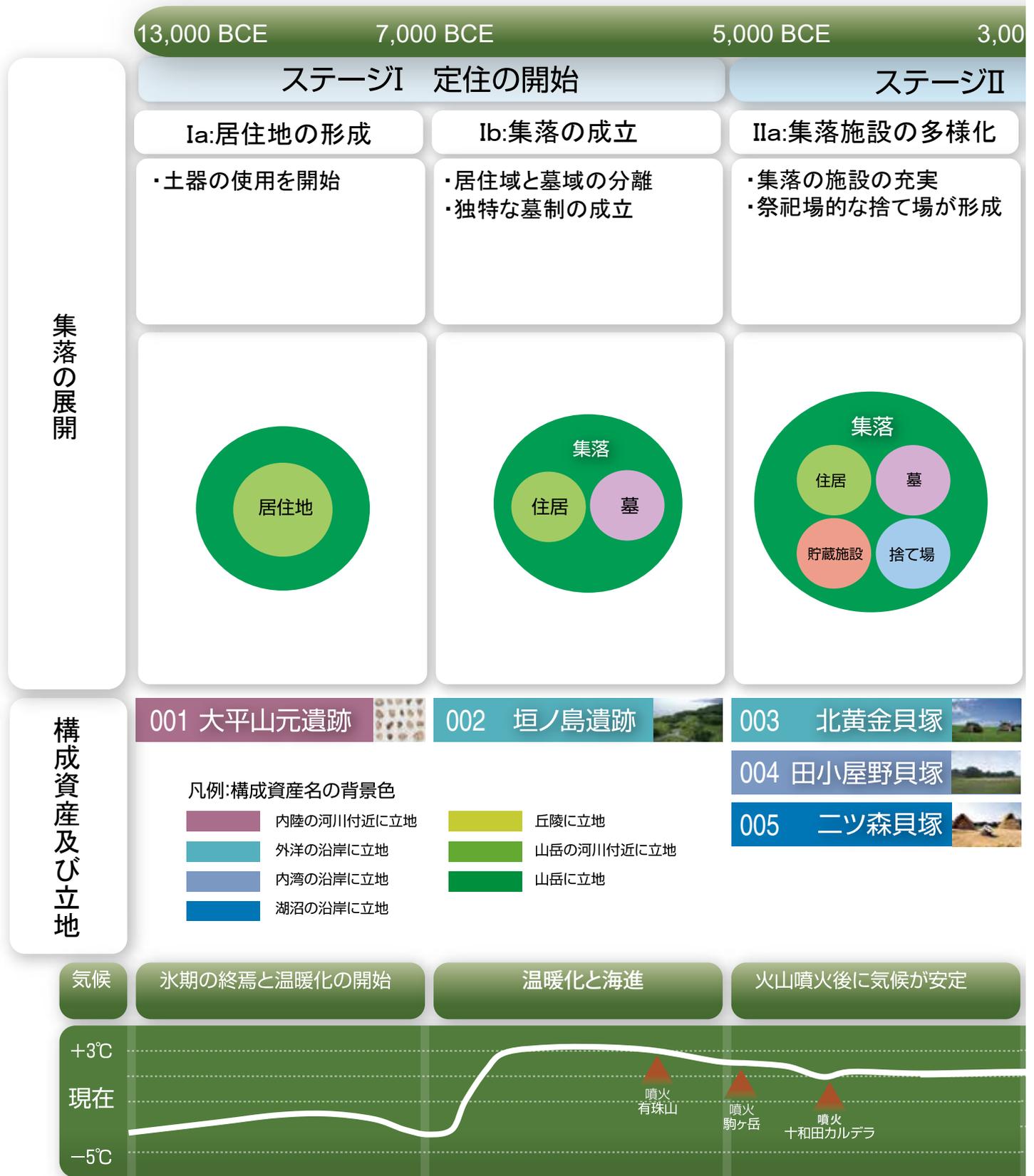


図 2-3 資産における集落展開及び精神文化に関する6つのステージ(模式図)



2.a.3 構成資産の説明

001 大平山元遺跡

土器を使用した定住の開始を示す集落遺跡



図 2-4 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、日本列島北部青森県津軽半島中央部の外ヶ浜町に所在し、蟹田川左岸の標高 26m の河岸段丘上に立地する(写真 2-1、図 2-5)。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川近くであり、日常生活に使用する石器に適した良質の石材が採取できる環境である(図 2-6)。

集落は、定住開始期前半(ステージ I a)に位置づけられ、煮沸用の土器を使用し、居住地を形成した。移動に適さない土器の出現は定住の開始を告げるものである。

居住地は南北 26m×東西 20m の楕円形の範囲で、この中に土器の使用と石器づくりの空間が含まれていることから、土地利用の何らかの規制があったものと見られるが、祭祀・儀礼のあり方は未分化の状態にあるものと考えられる(図 2-7～2-9)。

出土した土器(写真 2-2)の付着炭化物の放射性炭素年代測定の結果、BCE13,000年頃の年代値が得られており、北東アジア最古のものである。また、伴出する石器群は旧石器時代末期の特徴を引き継いでいながらも、弓矢の使用開始を示す石鏃が新たに加わった(写真 2-3、2-4)。

本構成資産(BCE13,000年頃)は、地球規模での温暖化とともに遊動から定住へと生活様式が大きく変化する時期のものであり、人類が山岳地域から平野部へ進出するとともに、安定した食料確保と生活を維持するための選地が行われ、定住開始期の様子や河川近くの生業の在り方を示す重要な遺跡である。



写真 2-1 全景(南側上空から)



図 2-5 構成資産と緩衝地帯の範囲

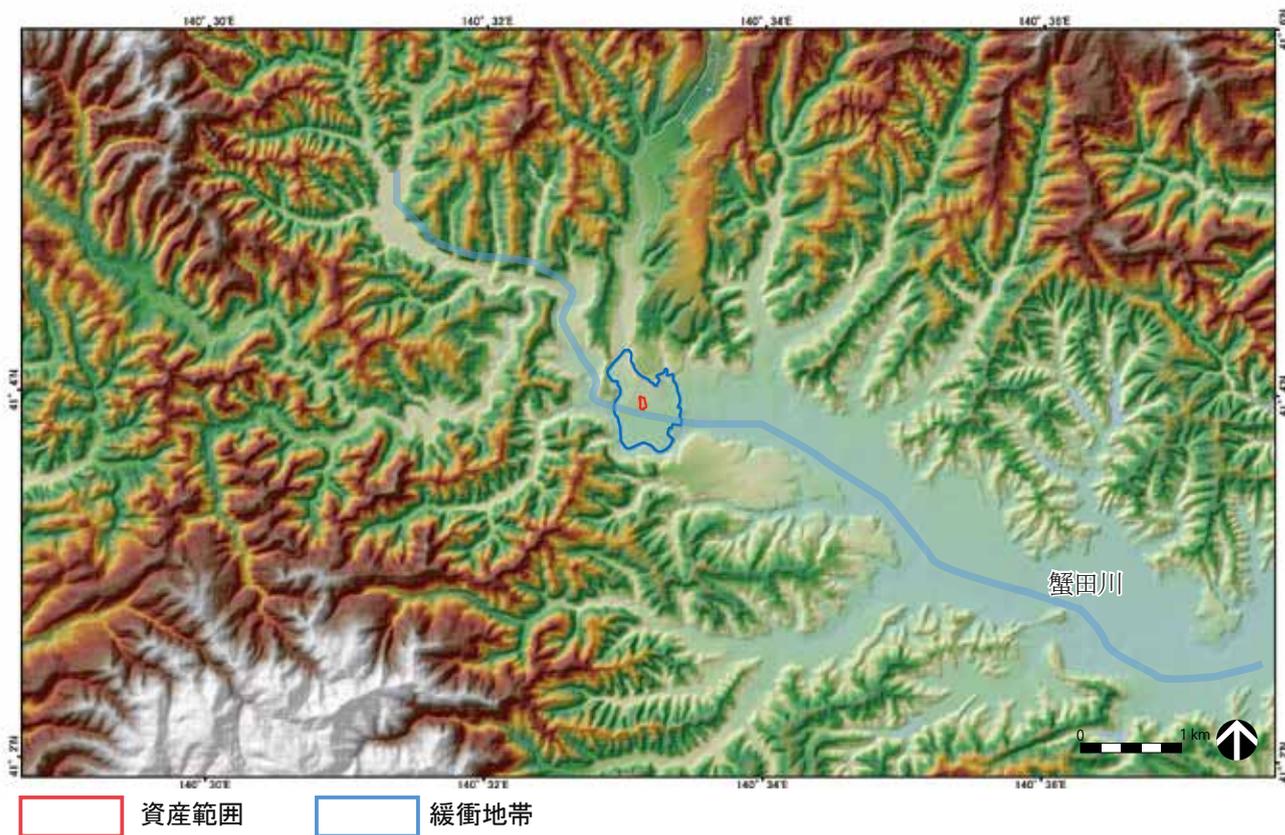


図 2-6 周辺環境

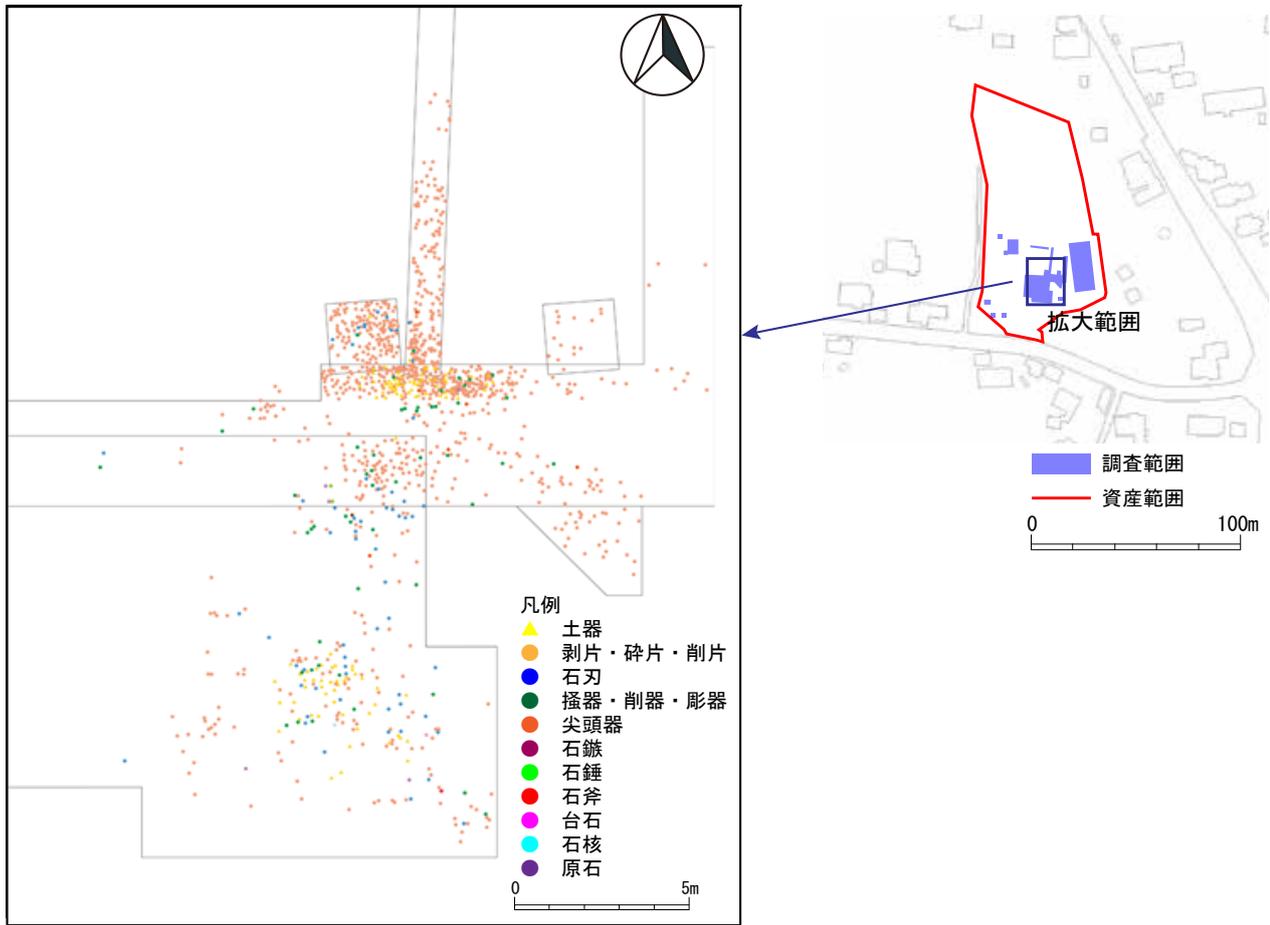


図 2-7 出土品分布図



図2-8 遺構概念図

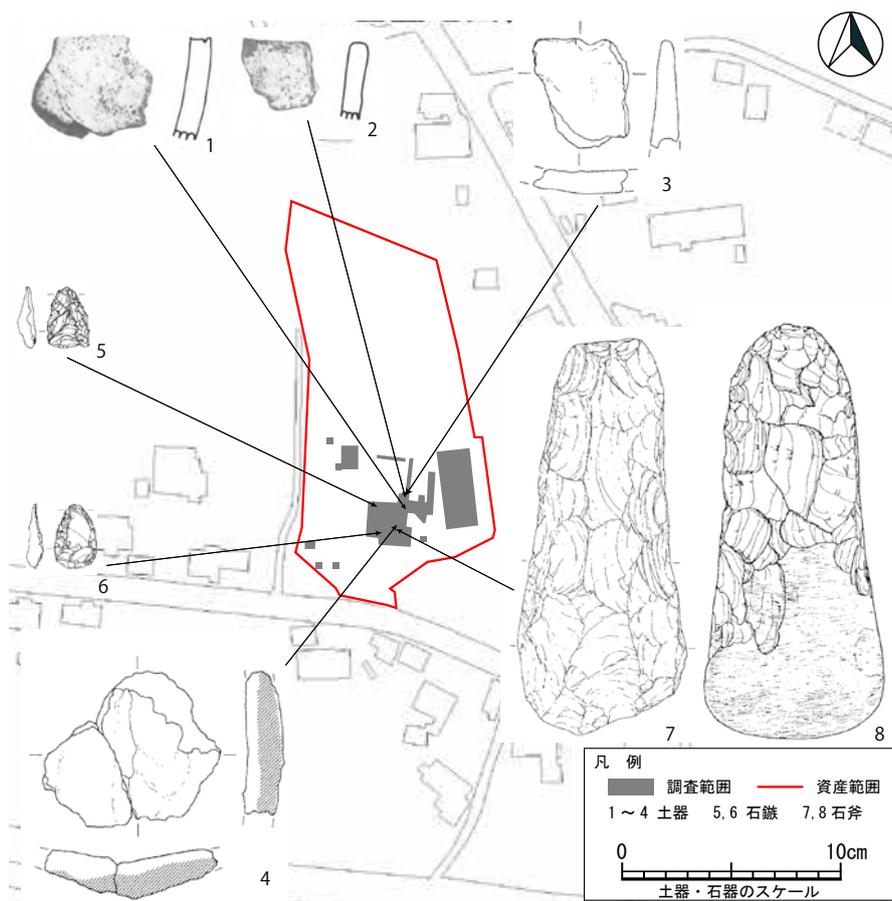


図 2-9 土器及び石器の出土位置（図中の土器及び石器の番号は、写真 2-2～写真 2-4 中の番号に対応）



写真 2-2 北東アジア最古 (BCE13,000年頃) の土器 [右上: 幅 2.1cm] 居住地



写真 2-3 土器に伴出した石鏃 [右: 長さ 2.7cm] 居住地



写真 2-4 土器に伴出した石斧 [左: 長さ 19.3cm] 居住地

002 垣ノ島遺跡

居住域・墓域の分離など集落内の機能分化の開始を示す集落遺跡



図 2-10 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、北海道南西部渡島半島東岸の函館市南茅部地区に所在し、垣ノ島川左岸の標高 32～50mの海岸段丘上に立地する(写真 2-5、図 2-11)。水産資源豊富な太平洋に面し、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹が広がる環境である(図 2-12)。

集落は、定住開始期後半(ステージ I b)に位置づけられ、段丘中央部には地面を掘込み耐久性があり長期間居住できる竪穴建物による居住域、その南側に墓域が形成され、居住域と墓域とが分離し集落内での機能分化が見られる(図 2-13、2-14、写真 2-6)。このことは土地利用について日常と非日常の空間が区別されていたとともに、墓地の構築は土地に対する愛着を示すものでもある。

墓には、子どもの足を押捺した足形付土版が副葬されることがあり、この地域独特の葬送であるとともに、高い精神性を示している(写真 2-7)。

生業では竪穴建物から漁網用の石錘が多く出土するなど、特に漁労が活発に行われていたことがわかる(写真 2-8、2-9)。

なお、定住の成熟期前半(ステージ III a)にも祭祀場である大規模な盛土が形成され(写真 2-10、2-11)、活発な祭祀・儀礼が行われていた。

本構成資産(BCE7,000年頃)は、定住の開始期後半の集落遺跡であり、海進期と沿岸地域における生業の在り方及び耐久性のある竪穴建物の出現、さらに居住域と墓域の分離など、集落における機能分化の開始を示し、精神文化の様相がわかる重要な遺跡である。加えて成熟期前半(BCE2,000年頃)には祭祀場である盛土の形成も特筆される。

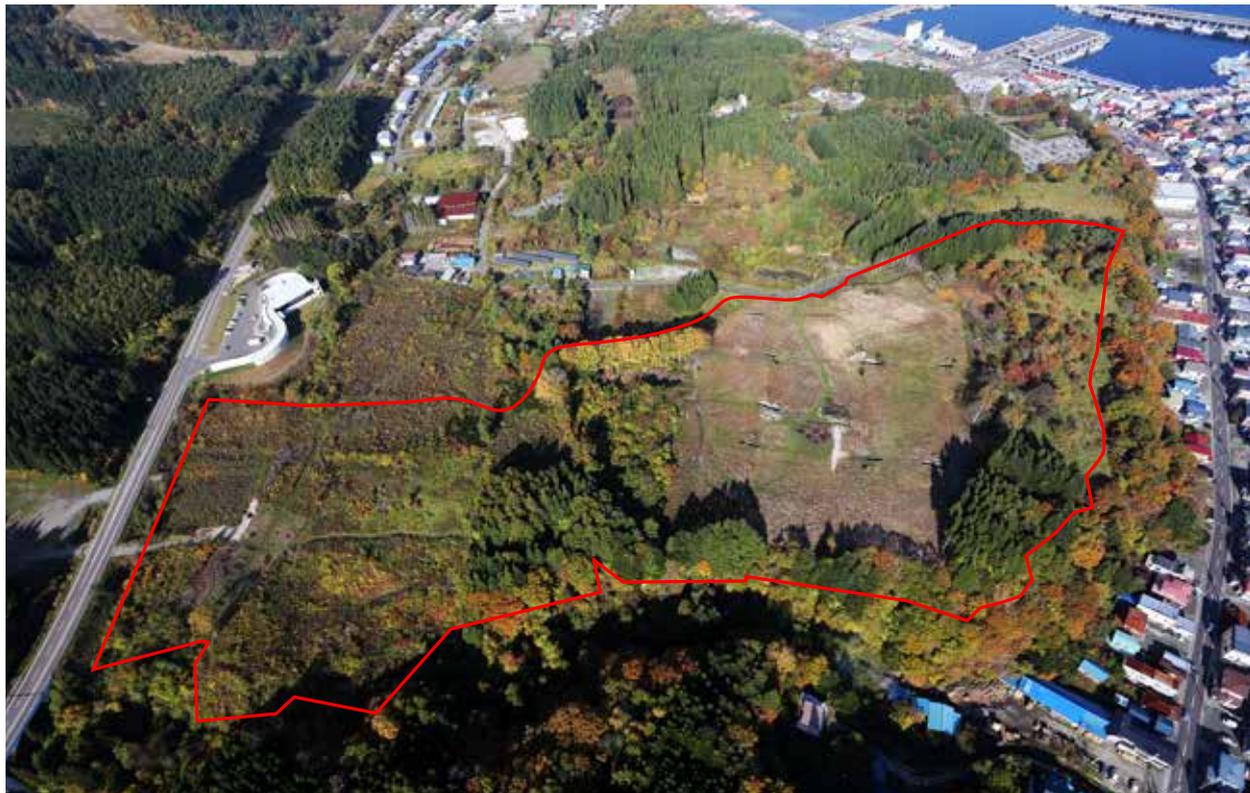


写真 2-5 全景(東側上空から)

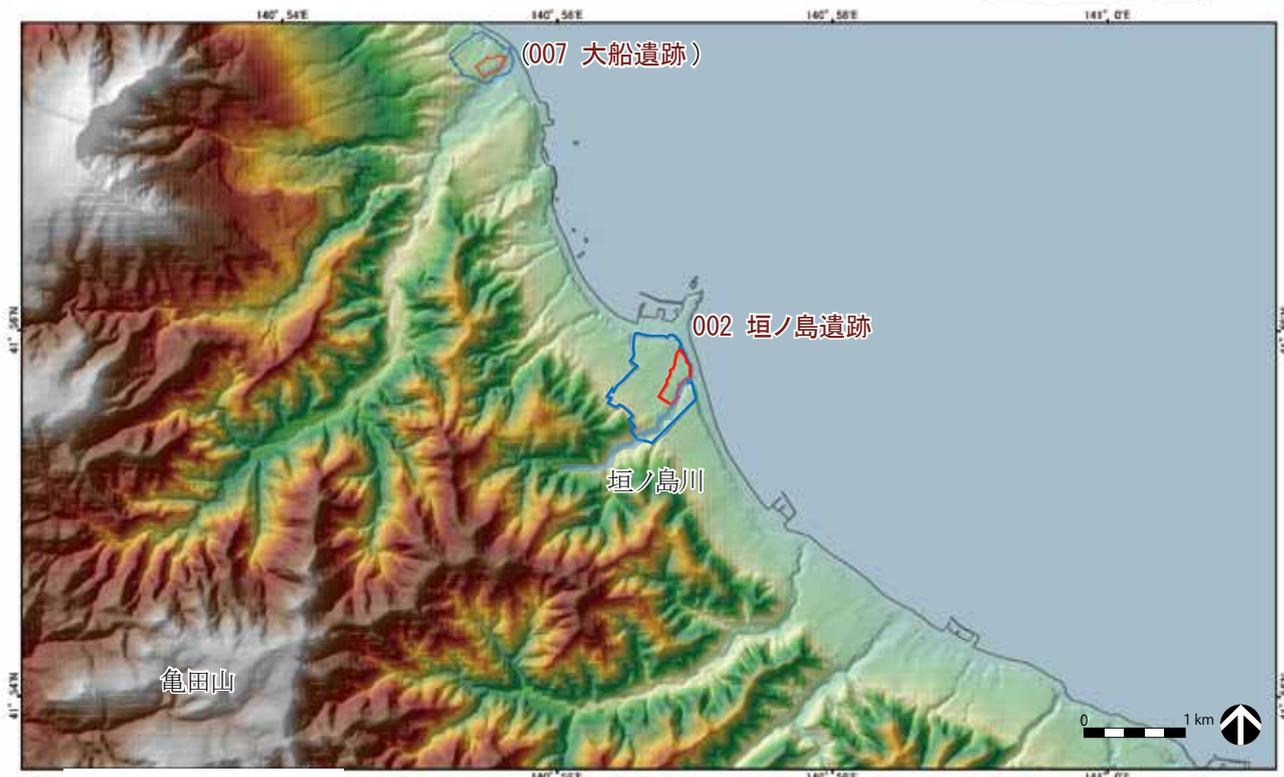


資産範囲

 緩衝地帯



図 2-11 構成資産と緩衝地帯の範囲



資産範囲

 緩衝地帯

図 2-12 周辺環境

構成資産 002 .. 垣ノ島遺跡

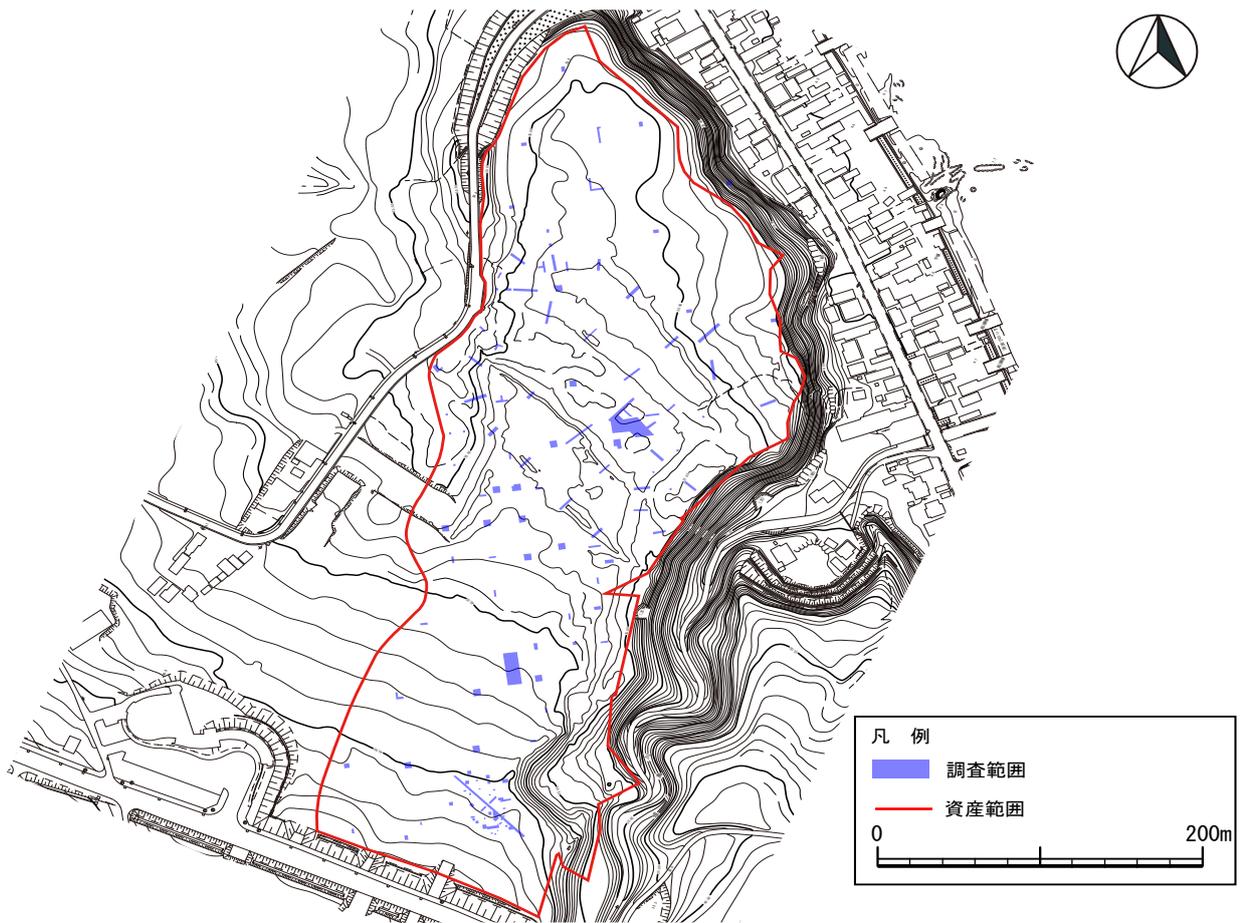


図 2-13 調査区位置図

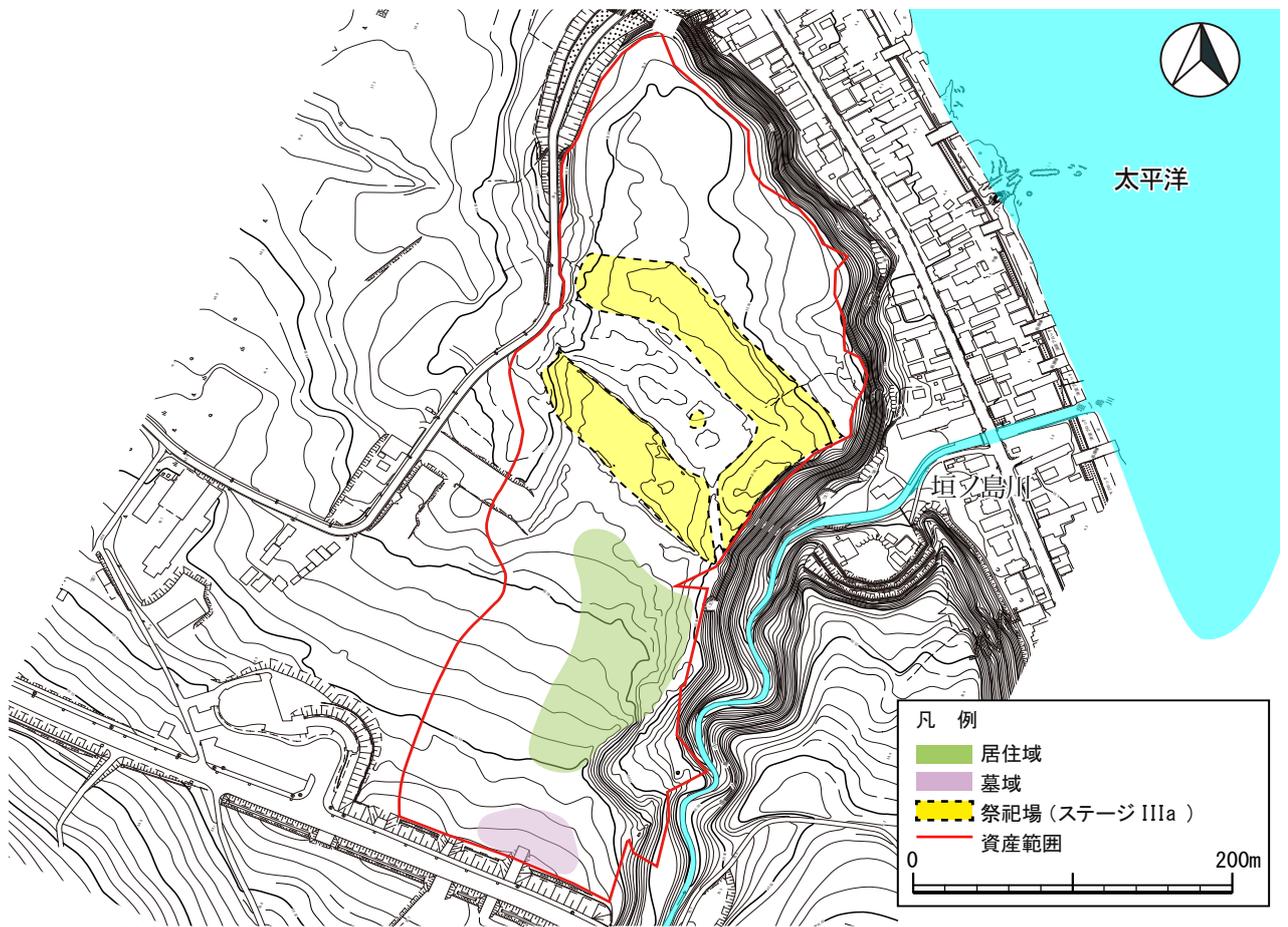


図 2-14 遺構概念図



写真 2-6 大型土坑墓と土坑墓群 墓域

構成資産 002 .. 垣ノ島遺跡



写真 2-7 副葬された足形付土版と石器〔左上：14.8cm〕 墓域



写真2-8 まとまって出土した漁網用の石錘 **居住域**



写真2-9 石錘〔前列中央：長さ9.5cm〕 **居住域**



写真 2-10 盛土断面 (ステージⅢ a) 祭祀場

構成資産
002 .. 垣ノ島遺跡



写真 2-11 盛土中央小丘部 (ステージⅢ a) 祭祀場

003 北黄金貝塚

多様な遺構群で構成され豊富な貝類・魚骨・海獣骨が出土する集落遺跡

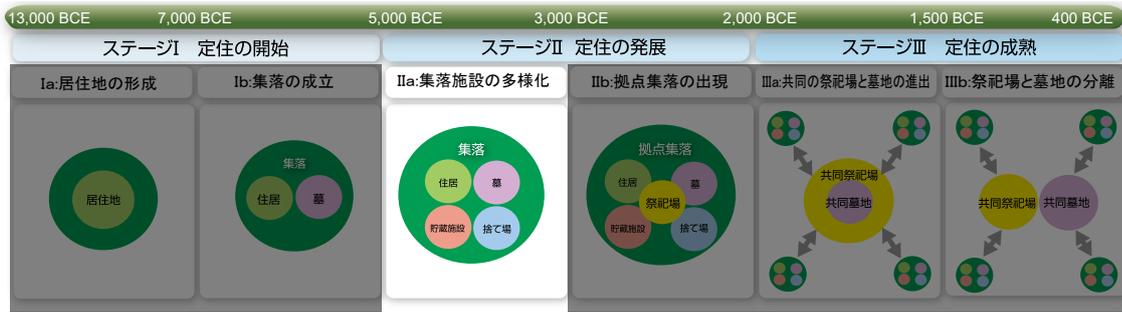


図 2-15 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、北海道南西部内浦湾東岸の伊達市に所在し、標高 10 ～ 20 m の丘陵上に立地する (写真 2-12、図 2-16)。水産資源に恵まれた内浦湾に面し、後背地には森林資源豊富な落葉広葉樹の森が広がる環境である (図 2-17)。

集落は、定住発展期前半 (ステージ II a) に位置づけられ、台地上に居住域と墓域、貝塚が近接して配置される (図 2-18、写真 2-14)。低地には湧水点と水場遺構が所在する (図 2-19)。居住域と近接した場所では、貝塚と墓域が一体となって形成されており、多様な機能を備えた施設を持つ集落である。

海水面が最も高かった時期には、温暖な環境に棲息するハマグリを中心とする貝塚と居住域が丘陵頂部に形成されていたが、海退にともなって海寄りの低地に移動するとともにハマグリが減少するなど、海進・海退など海水面や海岸線の変化と連動して貝塚や住居の形成地点、貝の種類などが変遷する環境適応の実態を示している (図 2-20、写真 2-13)。貝塚から出土するハマグリ・マガキ・ホタテガイなどの貝類やマグロ・ヒラメなどの魚骨、オットセイ・クジラなどの海獣骨は、漁労を中心としていたこの地域の生業の特徴を端的に示している。

湧水点と水場遺構からは、故意に破壊したすり石と石皿が大量に出土し、石器の廃棄に伴う祭祀的な性格を持つ場と考えられており、さらに貝塚における動物骨の意図的な配置など、高い精神性も示している。

本構成資産 (BCE5,000年頃～BCE3,500年頃) は、定住の発展期前半の貝塚を伴う集落であり、多様な施設を備え、沿岸地域の生業の在り方及び海進・海退への適応状況、水場遺構や貝塚における祭祀・儀礼などの高い精神文化を示す重要な遺跡である。



写真 2-12 全景 (南東側上空から)

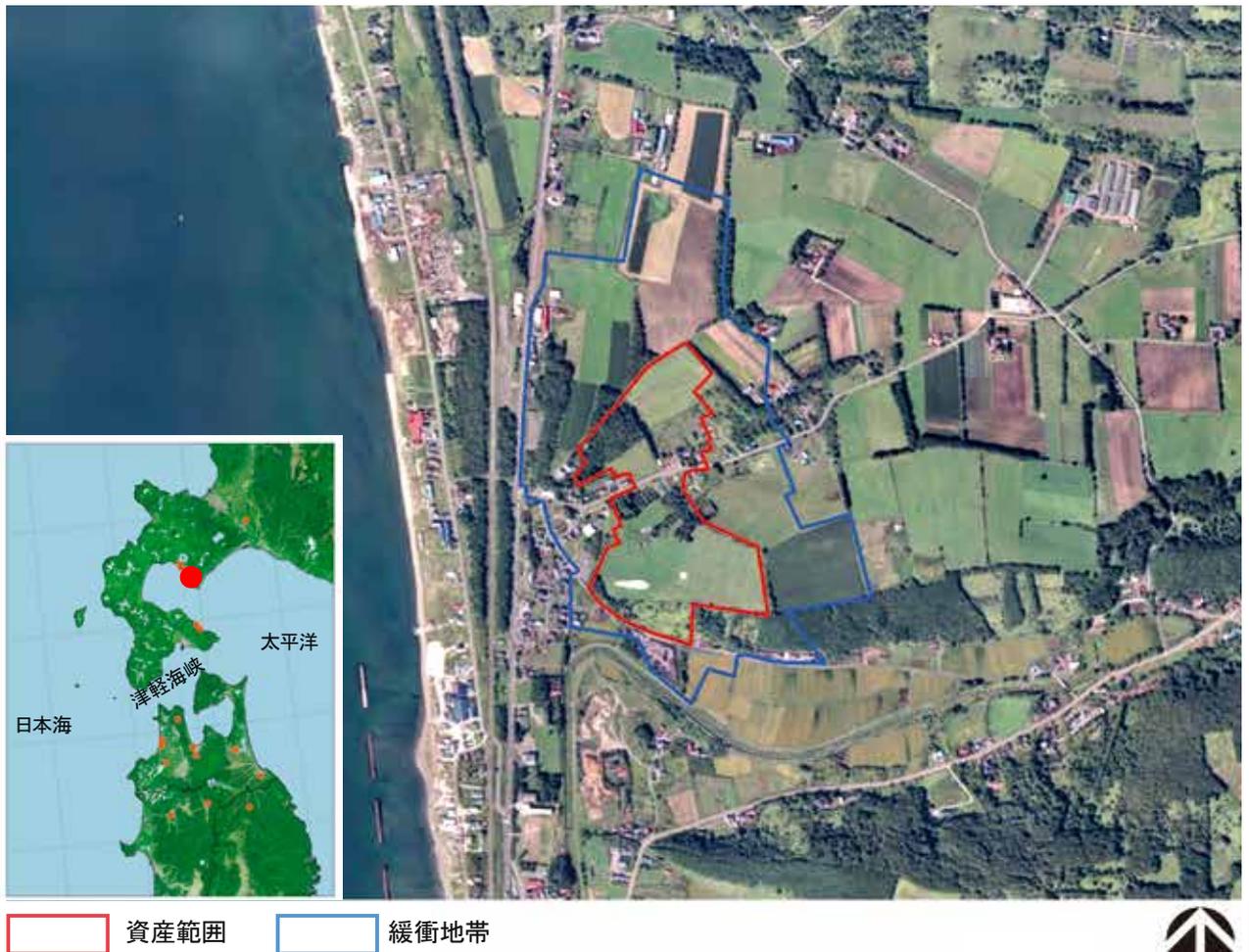


図2-16 構成資産と緩衝地帯の範囲

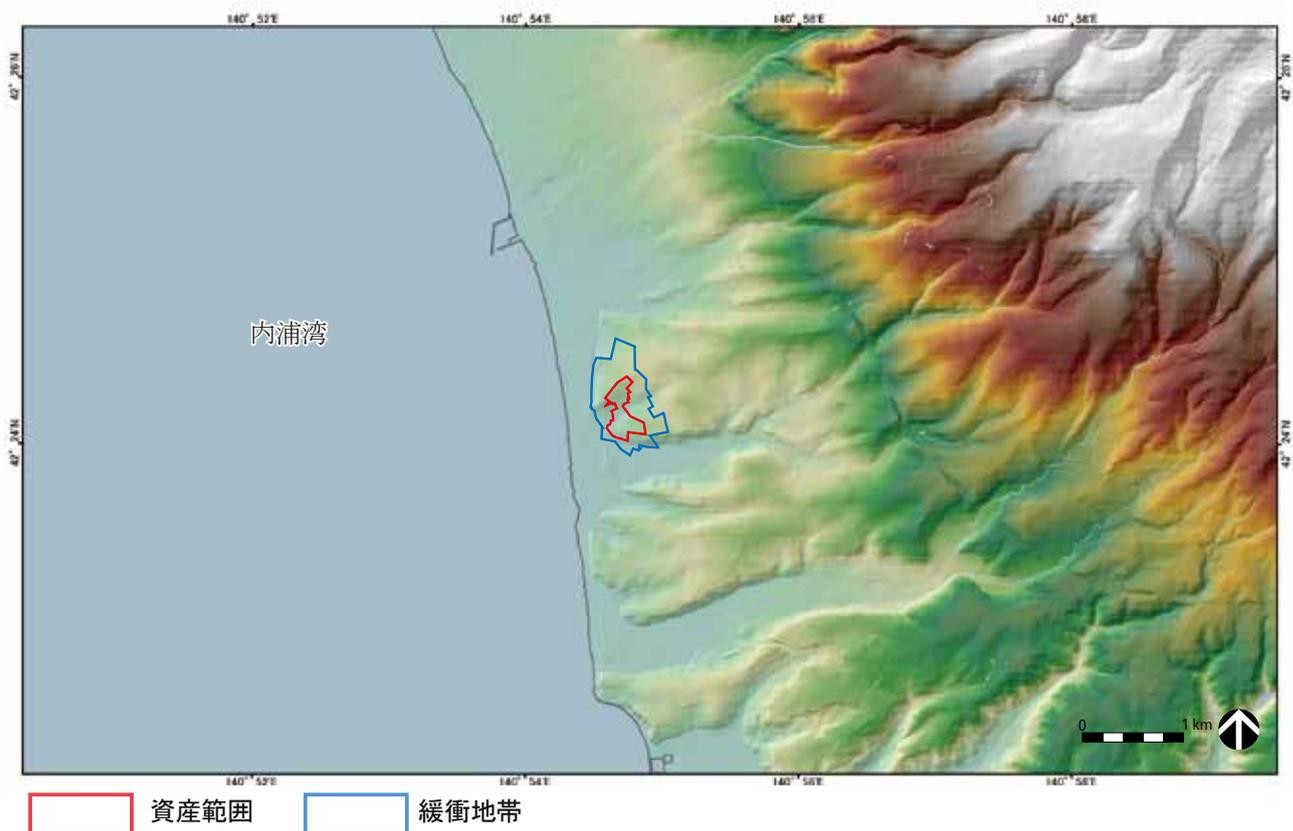
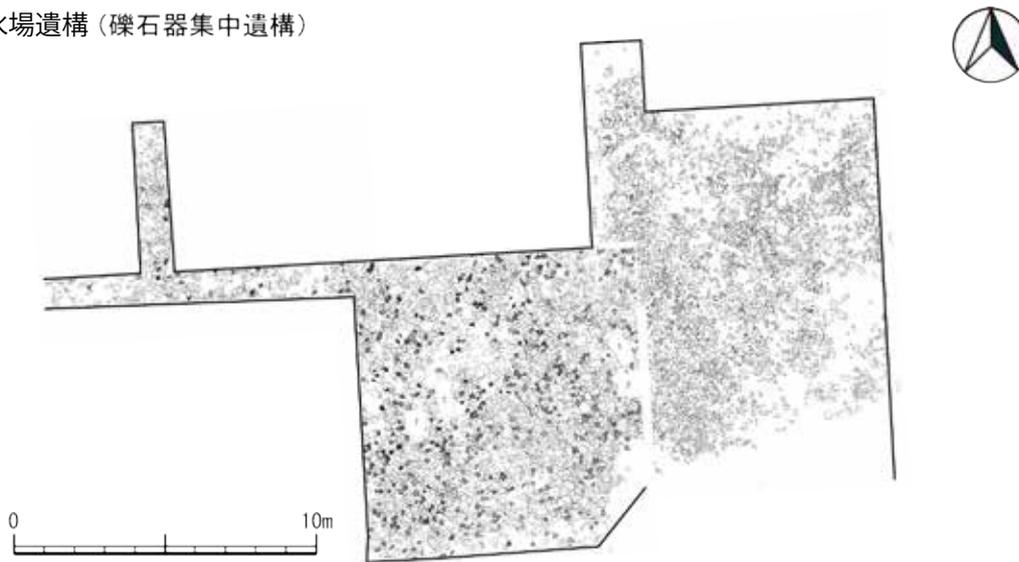


図2-17 周辺環境

構成資産 003 .. 北黄金貝塚

水場遺構（礫石器集中遺構）



土坑墓

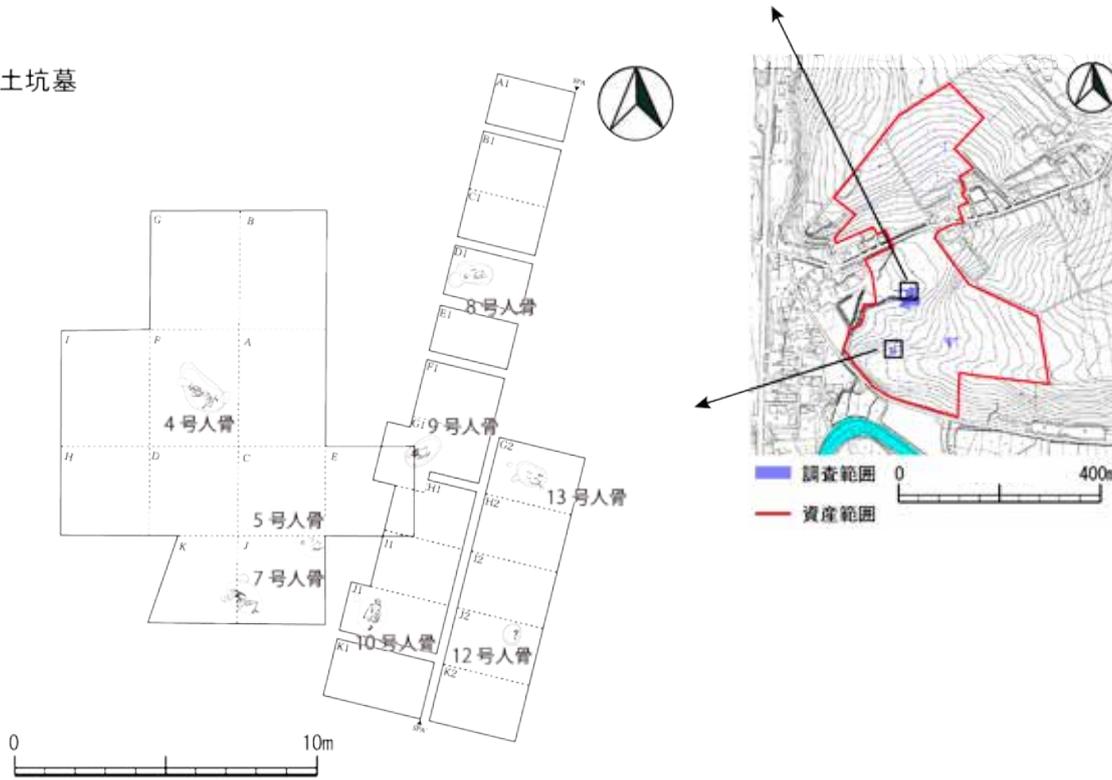


図2-18 遺構配置図

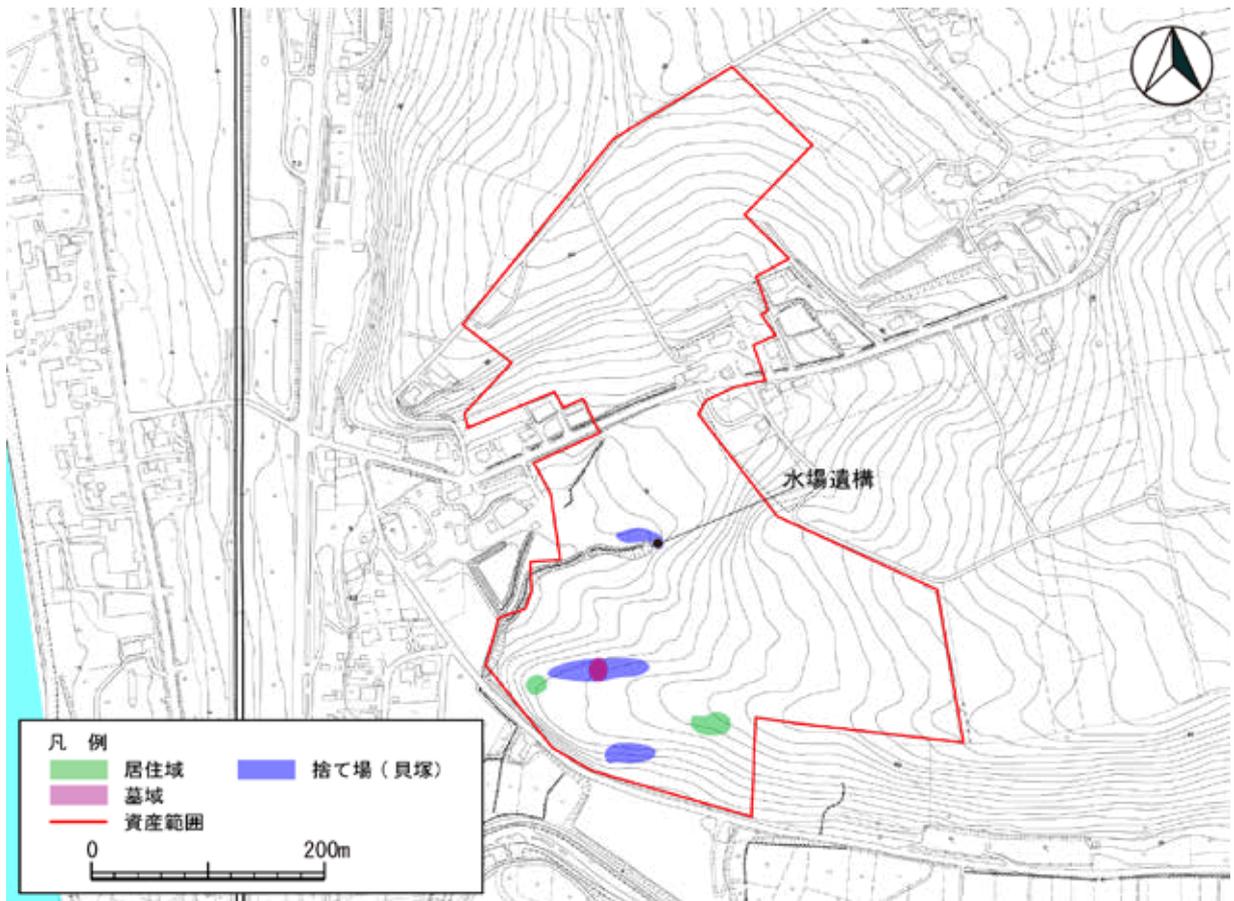


図 2-19 遺構概念図

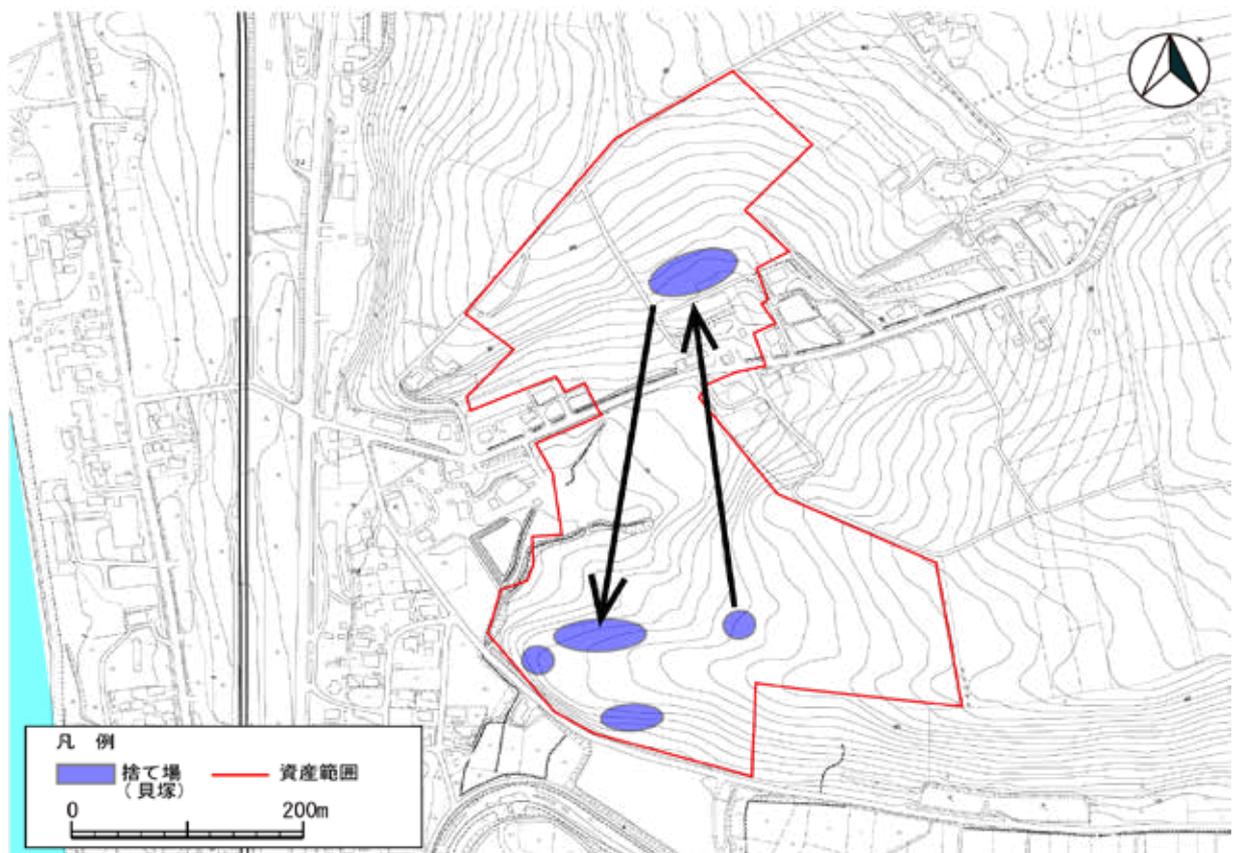


図 2-20 捨て場（貝塚）の変遷（図中矢印の様に貝塚の位置が移動するのは、海進期の海岸線後退に対して集落が移動したことを示すものとされている。）



写真 2-13 貝層断面 **捨て場**



写真 2-14 土坑墓と屈葬人骨 **墓域**



写真 2-15 水場遺構 捨て場



写真 2-16 水場遺構出土石器 捨て場

構成資産 003 .. 北黄金貝塚

004 田小屋野貝塚

居住域・墓域・貯蔵施設・捨て場など、この時期の典型的な構造を示す集落遺跡

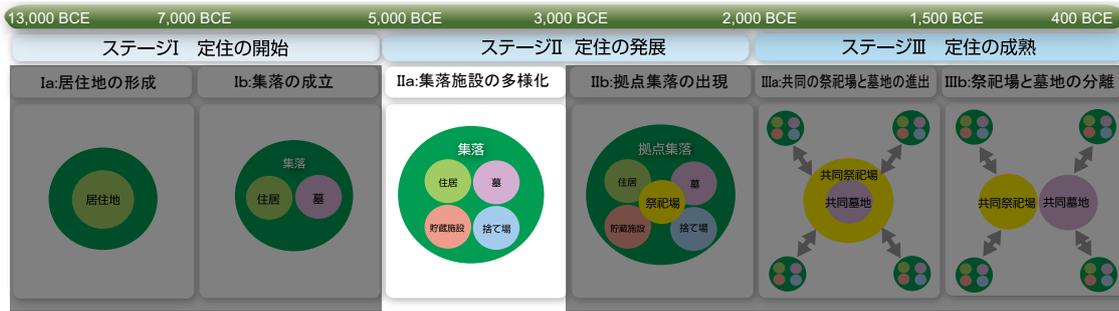


図 2-21 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、日本列島北部青森県西部のつがる市に所在し、岩木川左岸の標高 10 ～ 15mの丘陵平坦面から緩斜面上に立地する(写真 2-17、図 2-22)。海進期に形成された内湾である古十三湖に面しており、内水面の漁労及び貝の採取に適するとともに後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹が広がる環境である(図 2-23)。

集落は、定住発展期前半(ステージ II a)の遺跡であり、堅穴建物、墓、捨て場(貝塚)などが分離して配置される。半地下式の貯蔵穴が複数作られるなど定住を営むための施設が見られる(図 2-24、2-25)。居住域と墓域の分離は継続し、加えて土器・石器・祭祀遺物等が出土する捨て場の形成が行われる。捨て場は恒常的な衛生環境の維持と日常的な祭祀・儀礼の存在を物語っている。土坑墓からは出産歴のある女性の埋葬人骨が発見され、この時期における埋葬方法を示している(写真 2-18)。

貝塚(写真 2-19)は、汽水域に棲息するヤマトシジミ・イシガイなどを主体とし、丘陵上に点在して形成されている。オニグルミ・クリなどの炭化材も出土し、森林資源の利用も行われていた。

捨て場(貝塚)からは、土器・石器の他にクジラ・イルカなど大型ほ乳類の骨で作った使用可能な骨角器なども発見されており、捨て場には祭祀的性格が窺われ、高い精神性を示している(写真 2-20)。さらに精神性の豊かさを示す装身具であるベンケイガイ製の貝輪の未製品が多数出土したことから、集落内で貝輪製作が行われていたことが明らかとなった(写真 2-21)。

本構成資産(BCE4,000年頃～BCE3,000年頃)は、定住の発展期前半の貝塚を伴う集落であり、内湾地域における生業の在り方及び定住を営むための多様な施設の配置など、この地域における典型的な集落構造の在り方を示す重要な遺跡である。



写真 2-17 全景(東南側上空から)

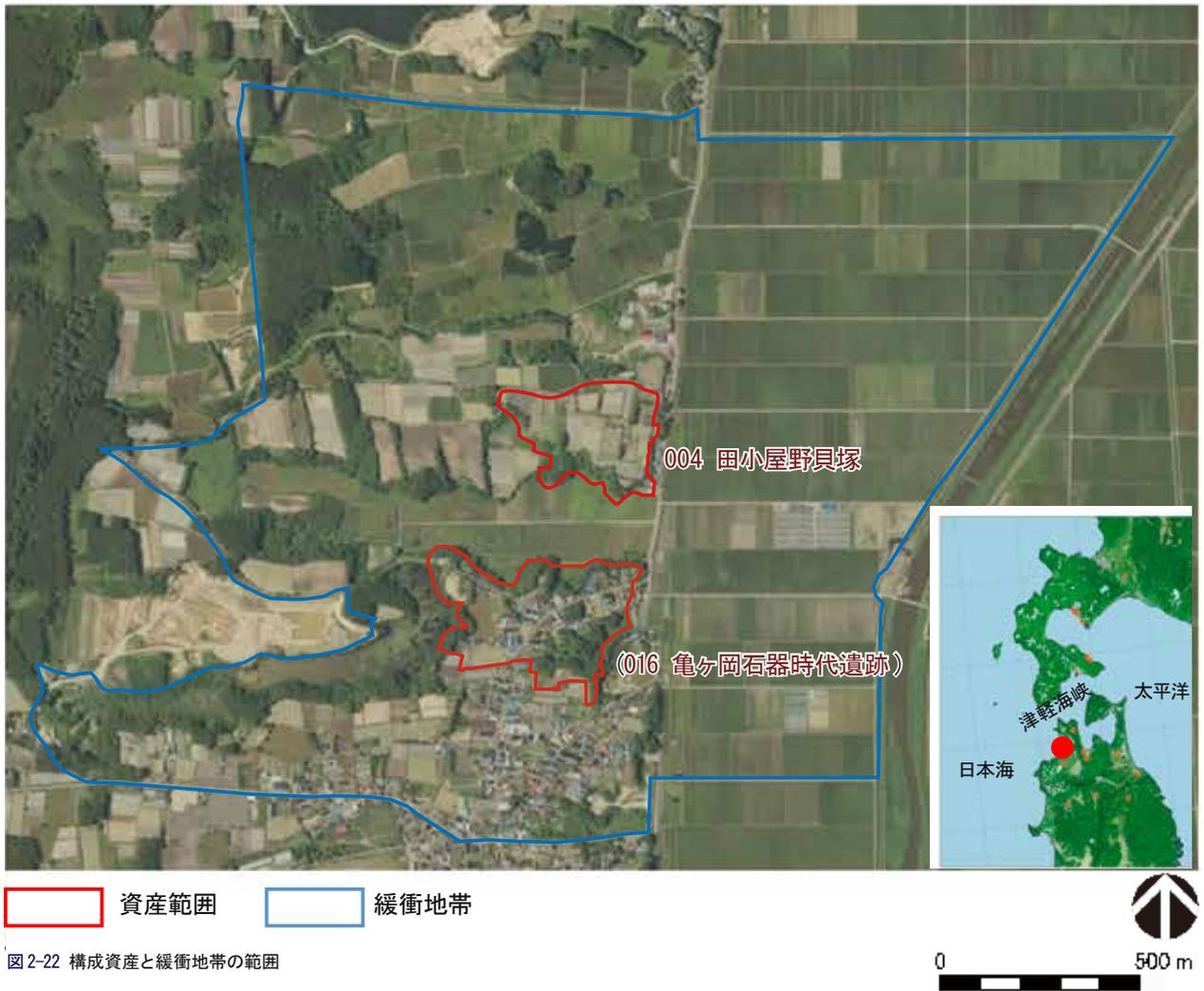


図 2-22 構成資産と緩衝地帯の範囲

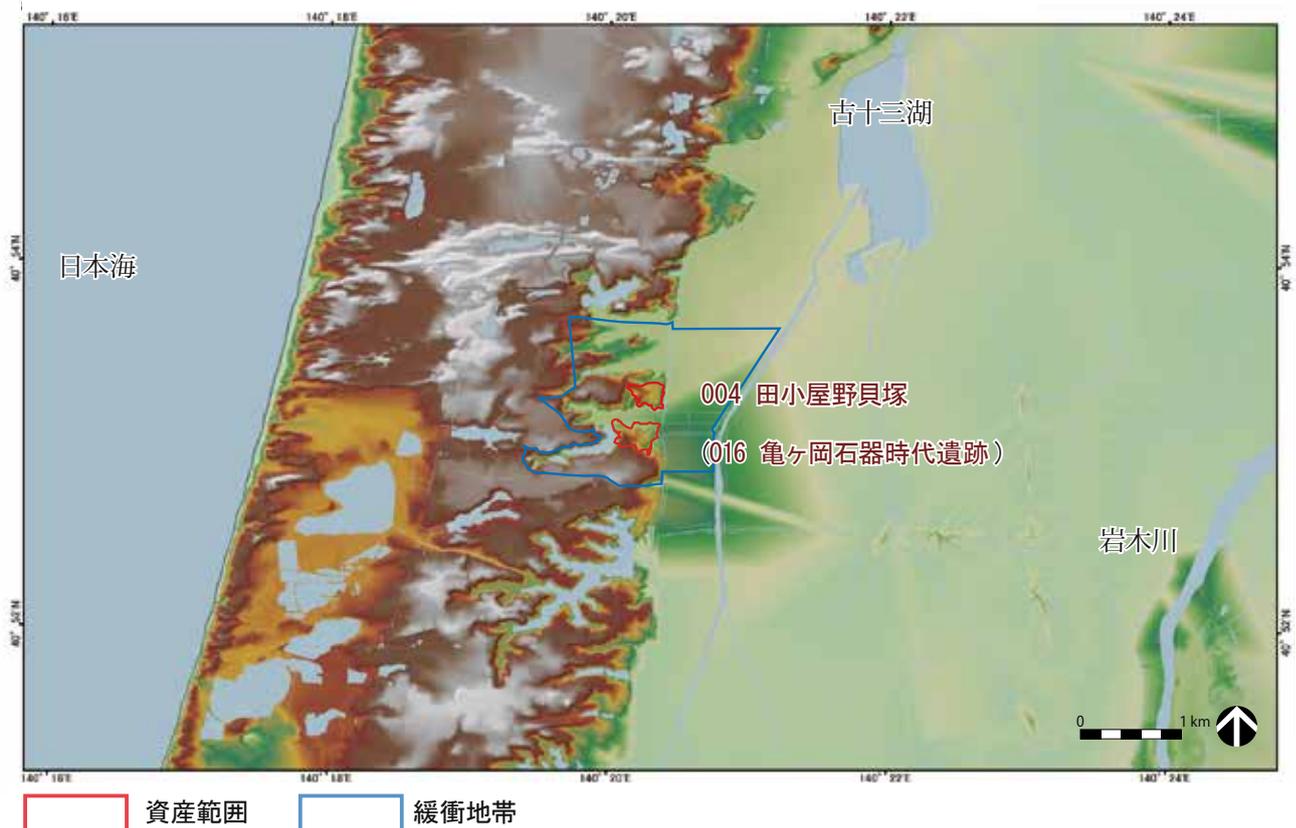


図 2-23 周辺環境

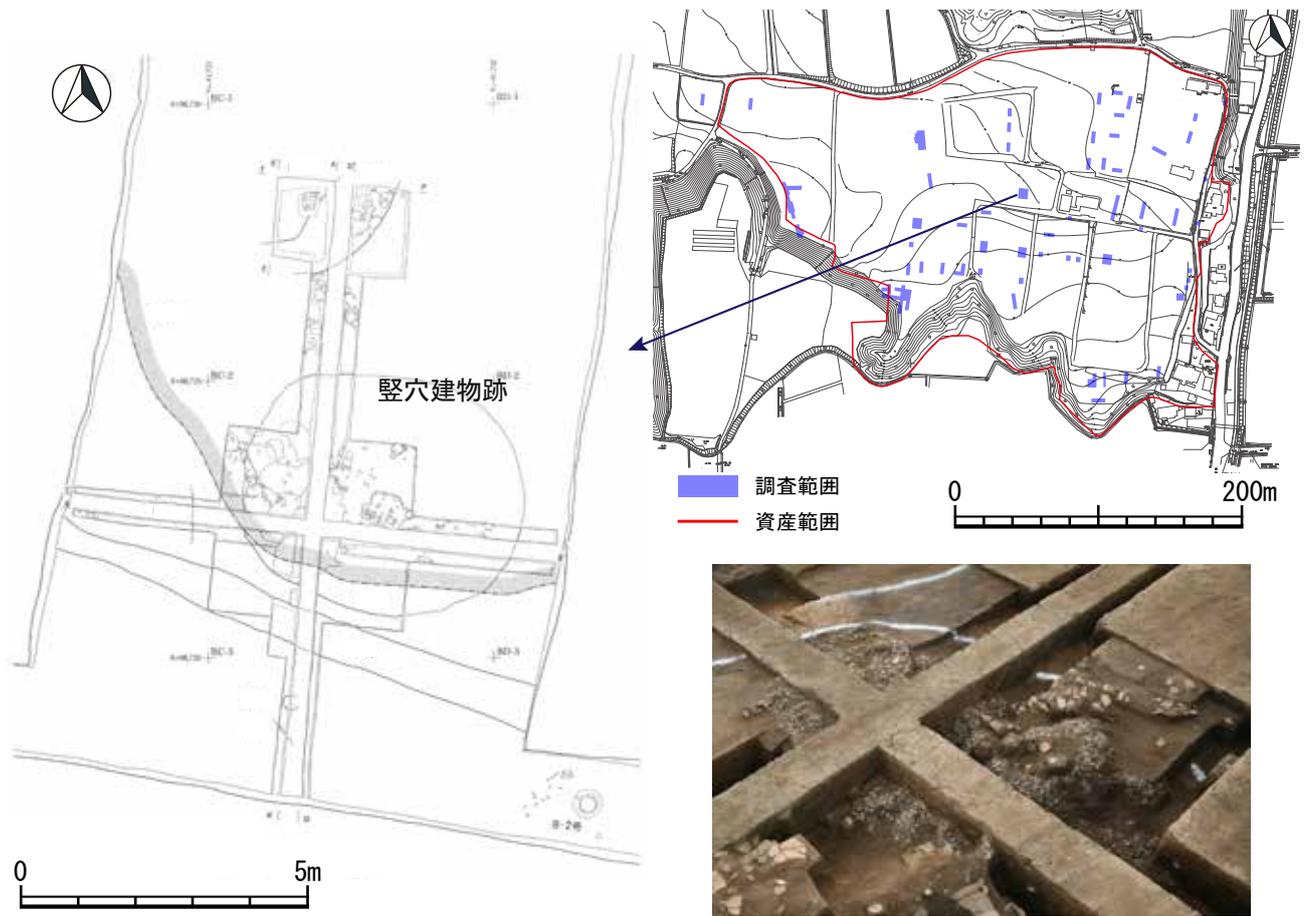


図2-24 遺構配置図

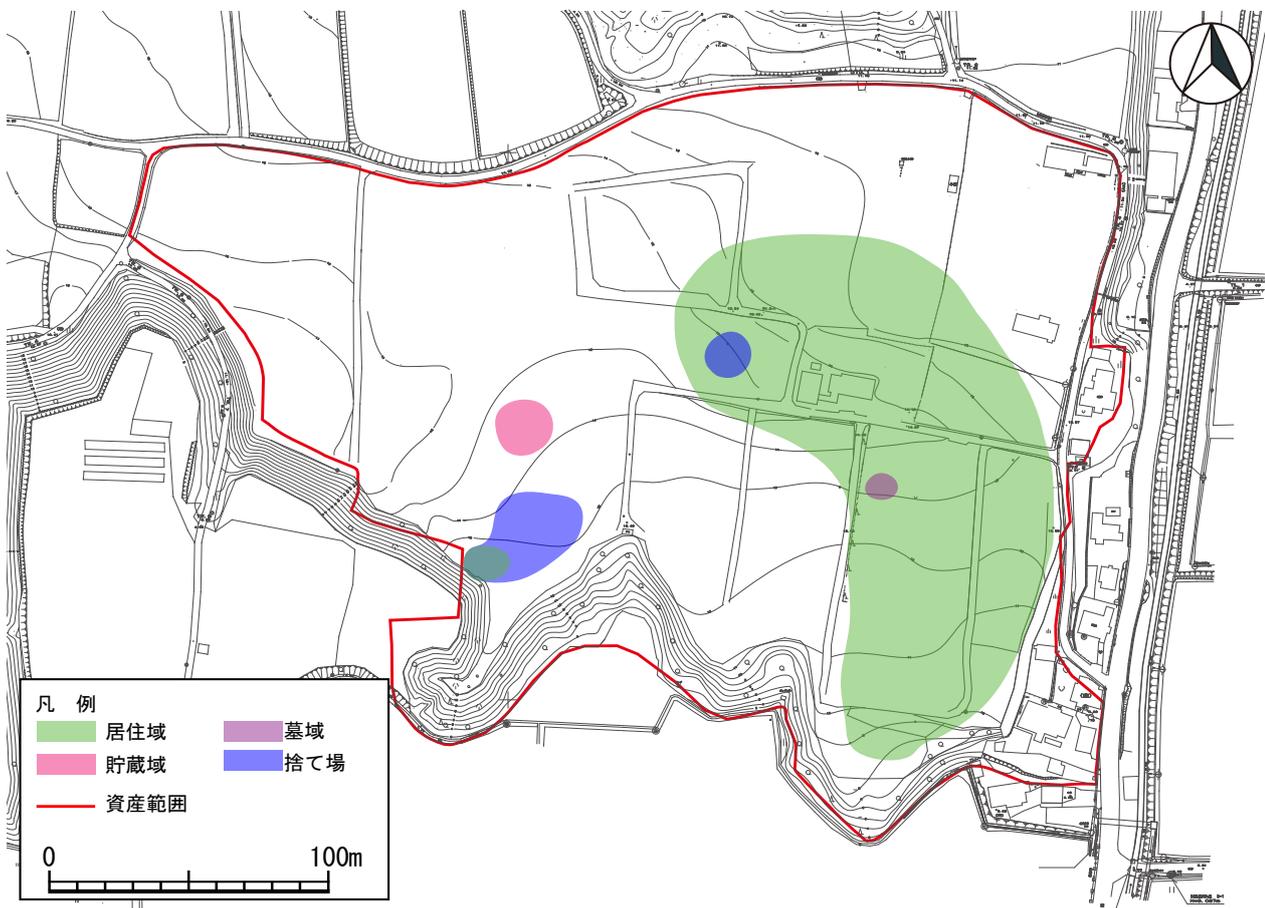


図2-25 遺構概念図



写真 2-18 土坑墓内の出産歴のある女性人骨 墓域



写真 2-19 貝層断面 捨て場



写真 2-20 骨角器〔下段右：長さ 10.0cm〕 捨て場



写真 2-21 ベンケイガイ製貝製品〔左上：縦 7.0cm〕と石製装身具〔右下〕 捨て場

005 ニツ森貝塚

海水性及び汽水性の貝塚が環境の変化を表す集落遺跡

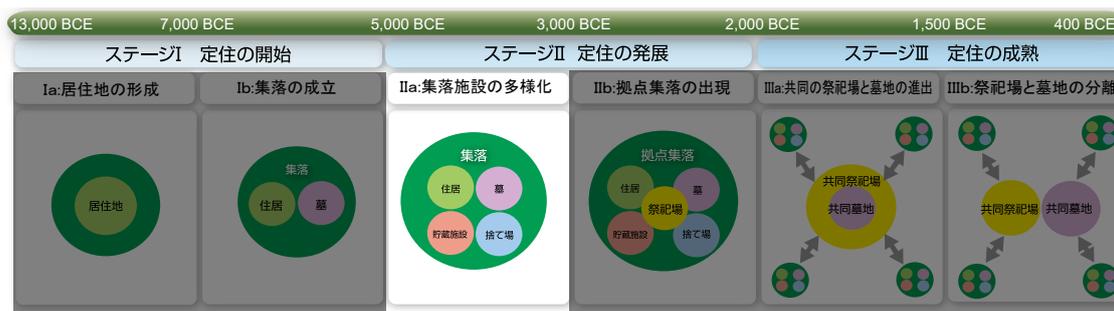


図 2-26 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、日本列島北部青森県東部の七戸町に所在し、太平洋岸に続く小川原湖西岸の標高約 30m の段丘上に立地する(写真 2-22、図 2-27)。海進期に形成された湖沼地帯の最奥部で漁労や貝の採取など豊富な水産資源が得られるとともに後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である(図 2-28)。

集落は、定住発展期前半(ステージ II a)に位置づけられ、段丘の東側を中心に広がり、平坦部に竪穴建物や貯蔵穴などによる居住域、その外側に捨て場(貝塚)や墓域が配置される(図 2-29、2-30、写真 2-24)。

貝塚は丘陵の北斜面と南斜面に形成され(写真 2-23)、下層には海水性、上層には汽水性の貝塚が形成され、海進・海退による環境の変化を明確に反映している。出土した釣り針や銚などの漁労具、魚骨などから活発な漁労が行われていたことがわかる(写真 2-25)。

貝塚には貝以外の使用可能な骨角器や完形土器等も含まれており(写真 2-26)、祭祀的な機能が確認できる。貯蔵穴の中には人骨が検出されているものもあることから、後に墓として転用されている。精巧に加工された鹿角製櫛は当時の高い精神性と加工技術を知る上でも貴重である(写真 2-27)。

本構成資産(BCE3,500年頃～BCE3,000年頃)は、定住の発展期前半を中心とした大規模貝塚を伴う集落であり、湖沼地帯における生業の在り方及び貝塚などを中心とした集落構造、海進・海退など環境の変化による貝塚における貝の種類の変遷など環境適応の実態を示す重要な遺跡である。



写真 2-22 全景(東側上空から)

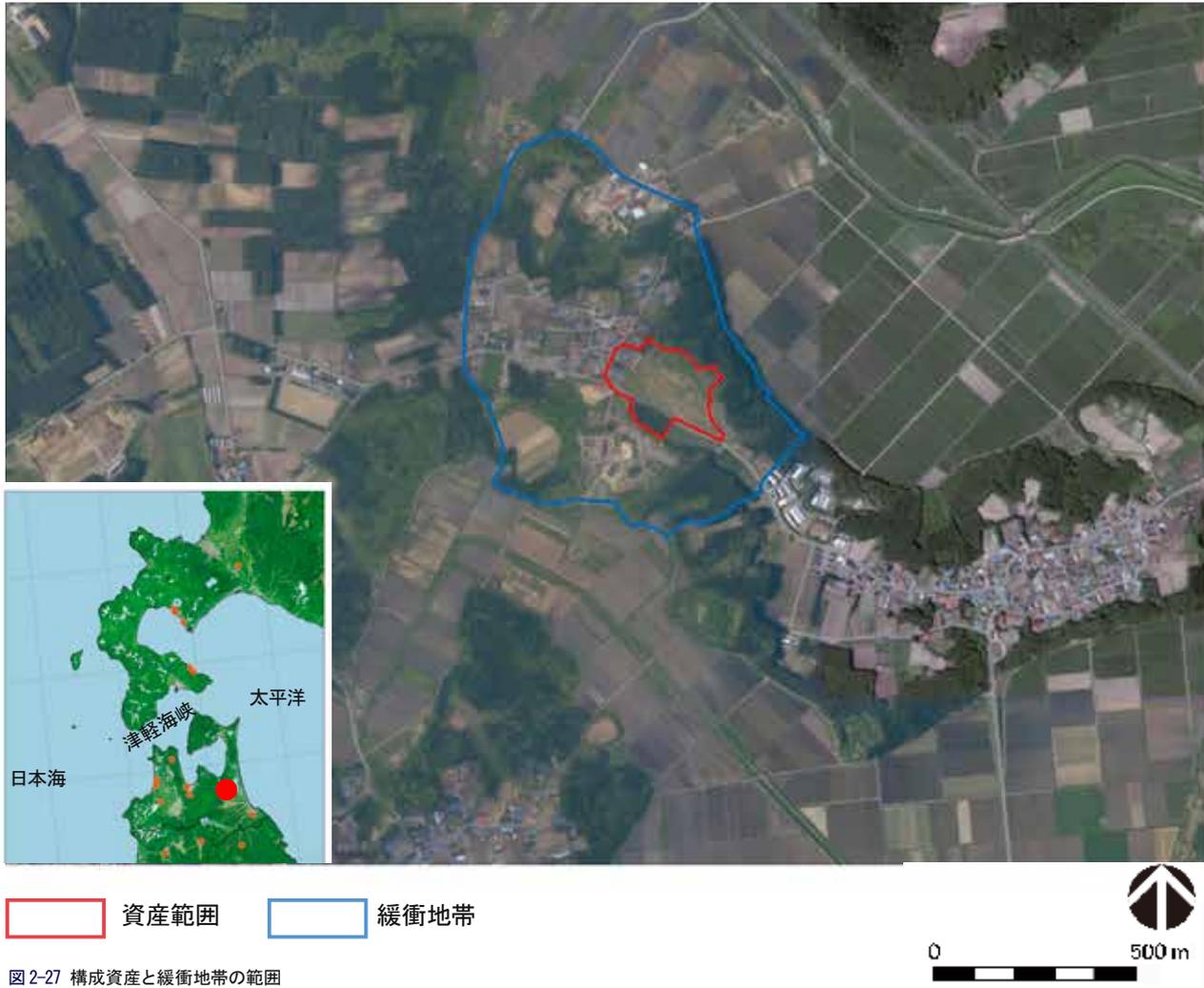


図2-27 構成資産と緩衝地帯の範囲

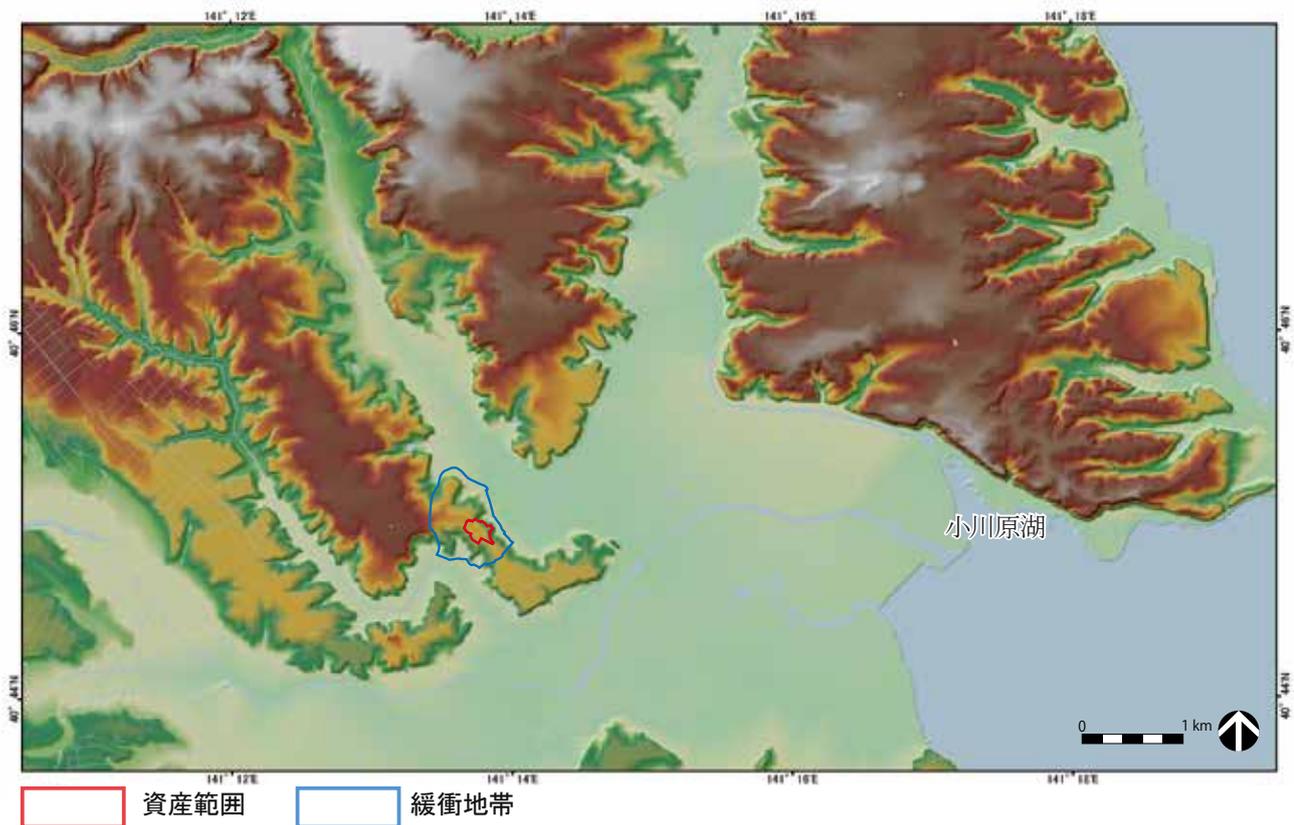


図2-28 周辺環境

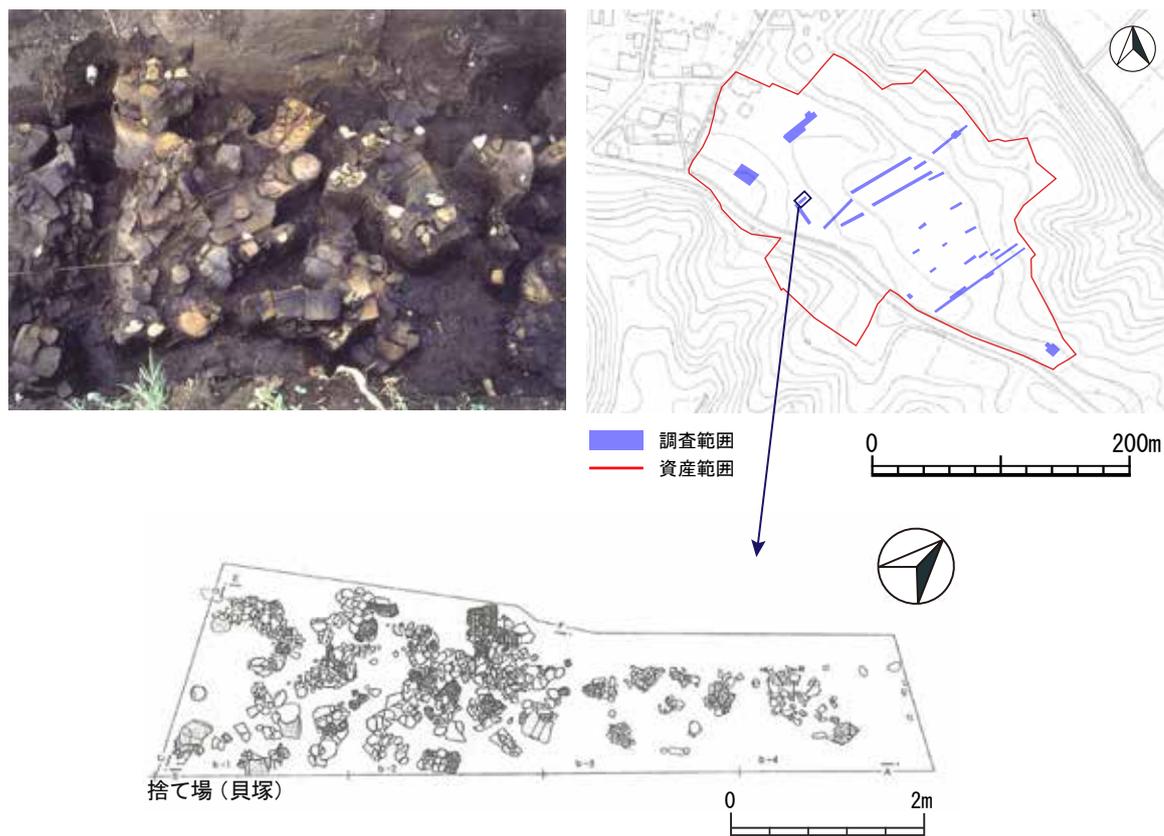


図2-29 調査区位置図

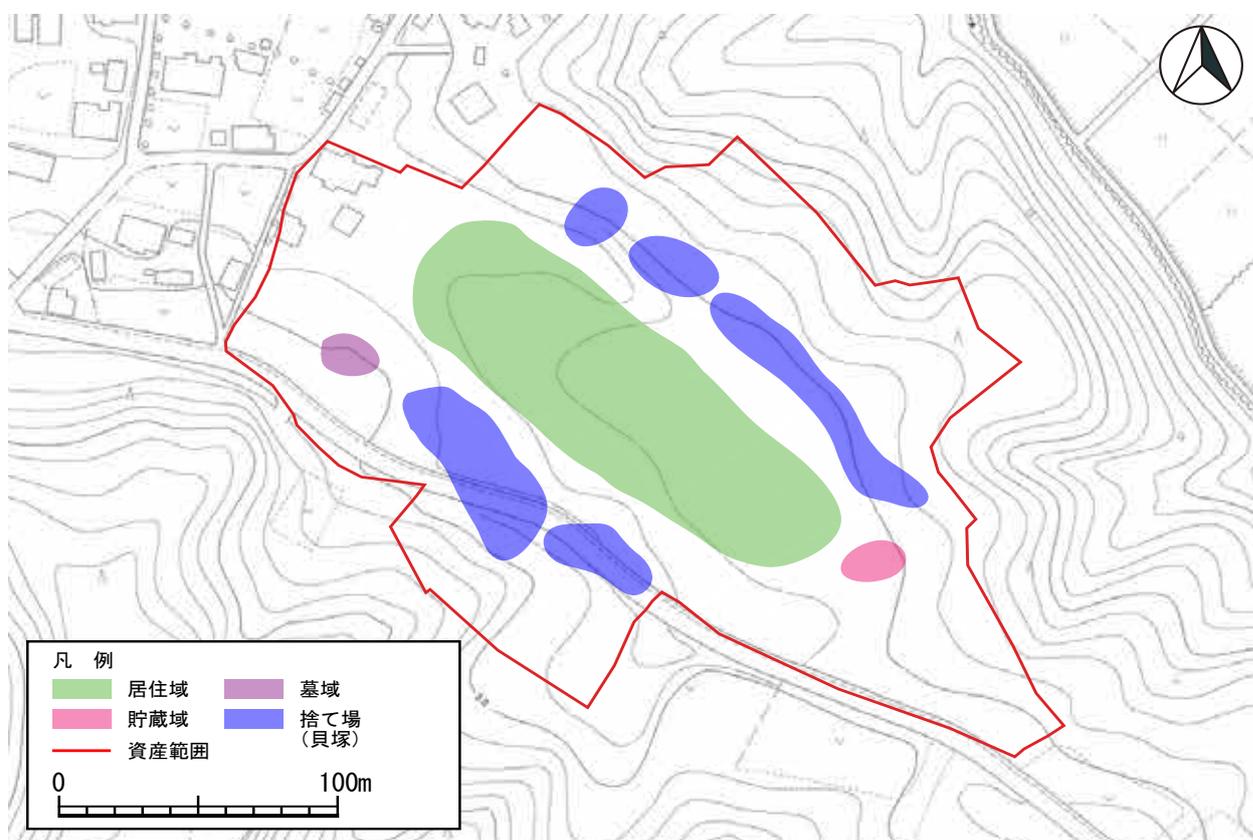


図2-30 遺構概念図



写真 2-23 貝層断面 捨て場



写真 2-24 捨て場の土器出土状況 捨て場



写真 2-25 漁労具など〔下段右から3つ目：長さ 8.6cm（鹿角製）〕

捨て場



写真 2-26 出土した貝類

捨て場



写真 2-27 鹿角製櫛〔長さ 11.3cm〕

捨て場

006 三内丸山遺跡

多様な施設で構成される大規模な拠点集落で、祭祀場の発達が顕著な集落遺跡

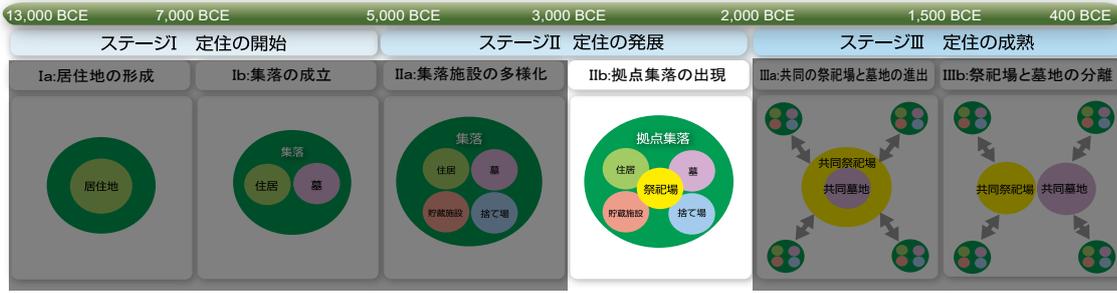


図 2-31 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、日本列島北部青森県中央部の青森市に所在し、陸奥湾に注ぐ沖館川右岸の標高約 20mの河岸段丘上に立地する(写真 2-28、図 2-32)。水産資源豊富な内湾及び河口に位置し、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である(図 2-33)。

集落は、定住発展期後半(ステージ II b)に位置づけられ、多様な施設で構成され長期間継続した拠点集落であり、段丘全体に広がる(図 2-34,2-35)。北側に堅穴建物、大型堅穴建物からなる居住域が、東側に墓域が明確に区分されて形成される。加えて、貯蔵施設や掘立柱建物、捨て場や盛土などが構築される(写真 2-29～2-33)。

列状に配置された墓からなる墓域や、祭祀・儀礼が行われた祭祀場であると考えられる大規模な盛土(写真 2-34)が長期間にわたって複数形成され、多数の土偶や祭祀用の道具類が出土し、自然崇拜や祖先崇拜などが継続して行われていたことを示している(写真 2-35,2-36)。

また、発掘調査により出土した狩猟具や釣り針、銚などの漁労具、加工具、多種多様な魚骨や動物骨、クリ・クルミなどの堅果類などから、通年において自然資源を巧みに利用していたことがわかる。

本構成資産(BCE3,000年頃～BCE2,200年頃)は、定住の発展期後半を中心とした大規模な拠点集落であり、内湾地域における生業の在り方及び大規模な拠点集落と祭祀・儀礼の多様性を示す重要な遺跡である。



写真 2-28 全景(西側上空から)



図 2-32 構成資産と緩衝地帯の範囲

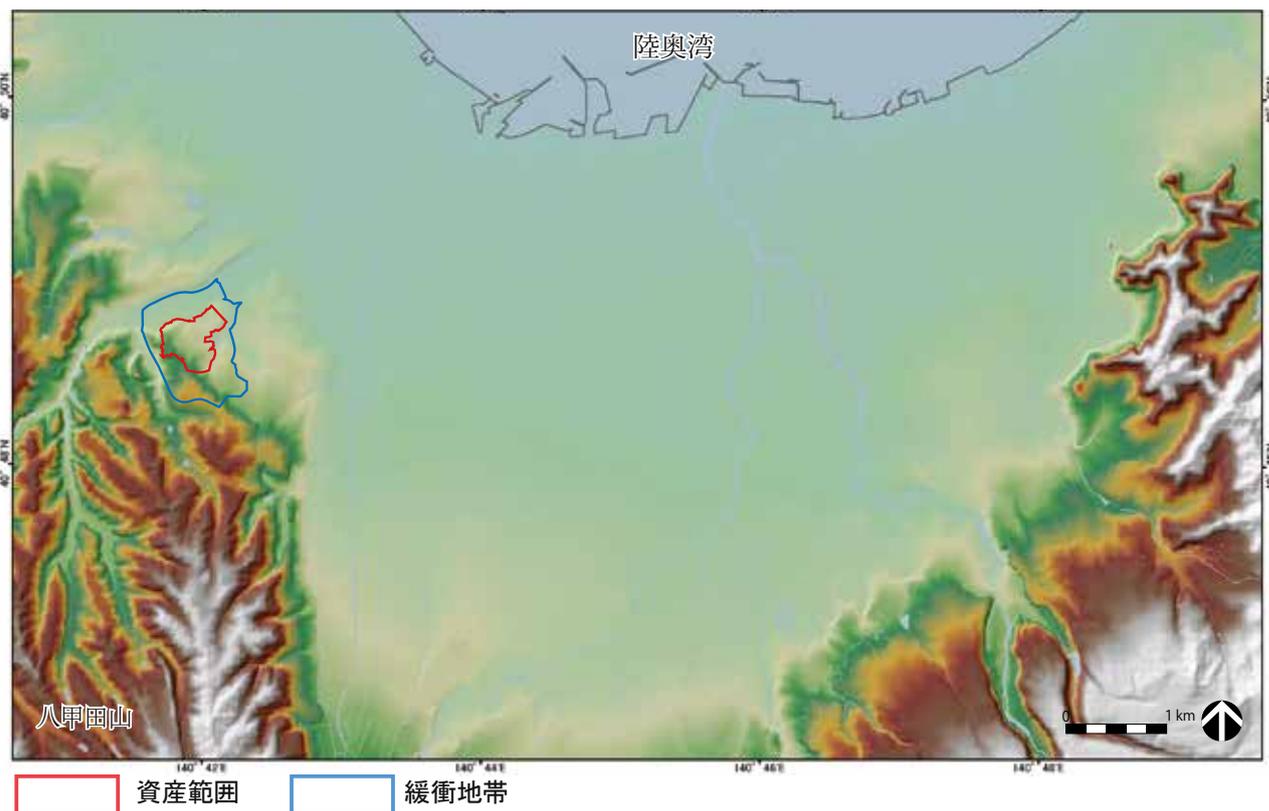


図 2-33 周辺環境

構成資産 006…三内丸山遺跡

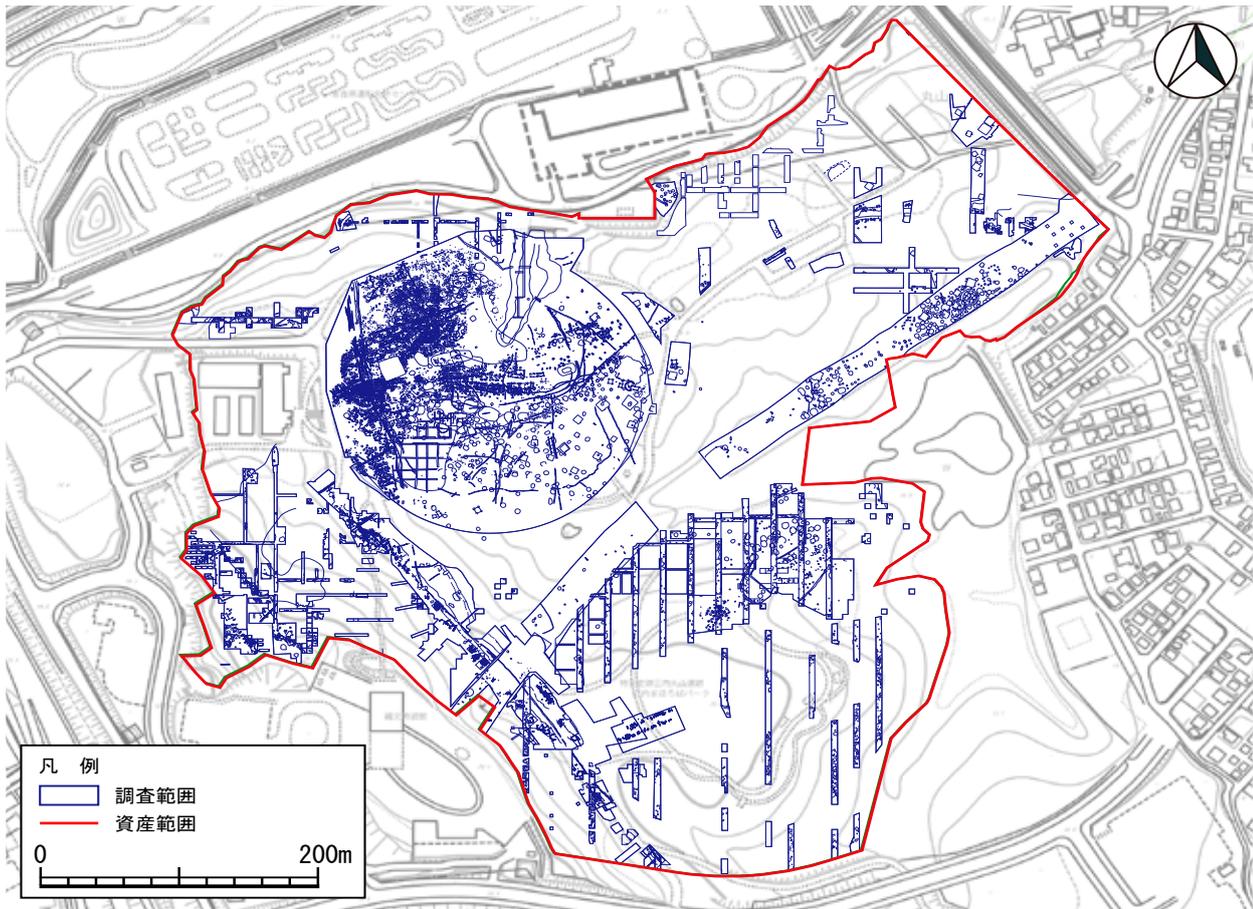


図2-34 調査区位置図

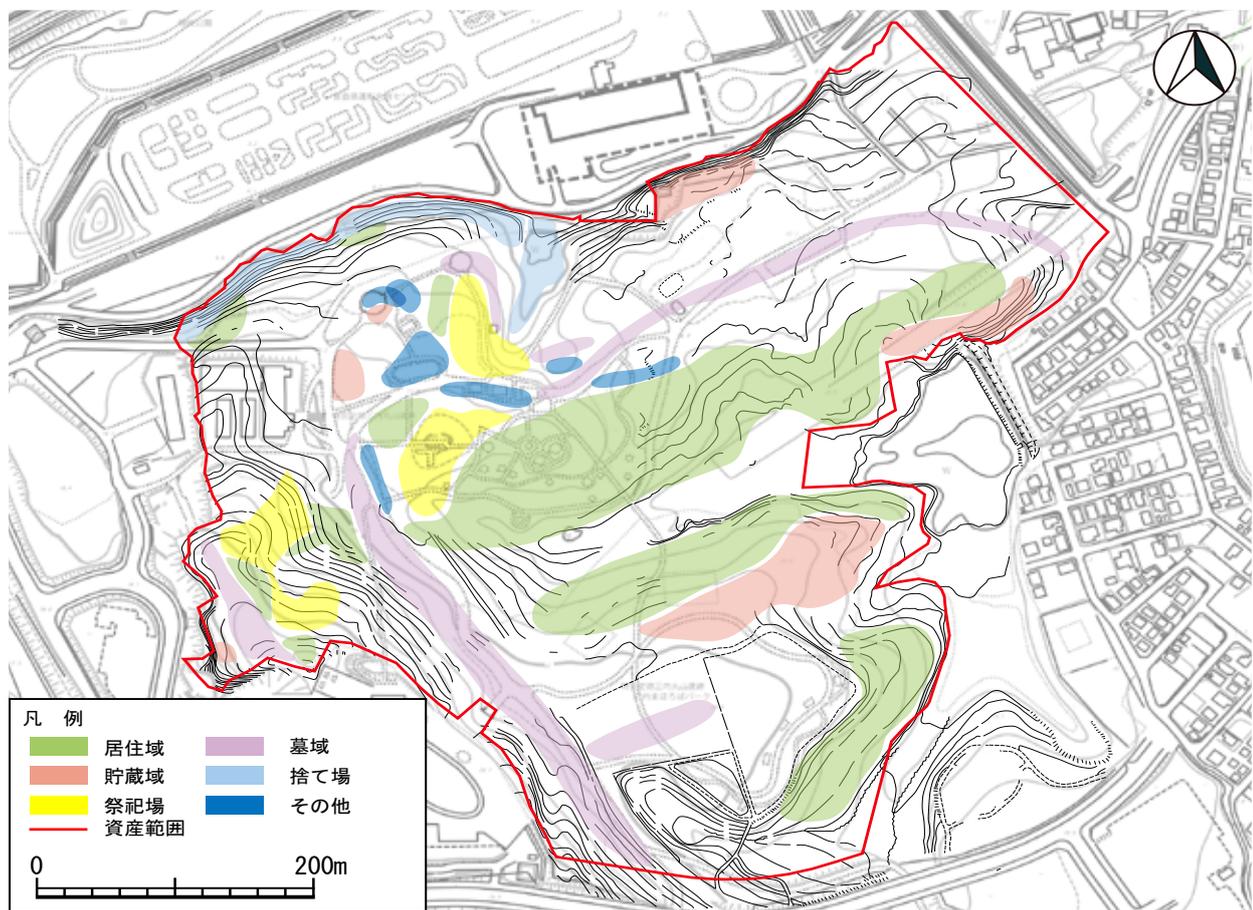


図2-35 遺構概念図



写真 2-29 大型竪穴建物跡 (長軸 18m)

居住域

構成資産
006…三内丸山遺跡



写真 2-30 大型掘立柱建物跡 **その他**



写真 2-31 列状墓 墓域



写真 2-32 環状配石墓 墓域



写真 2-33 貯蔵穴 **貯蔵域**



写真 2-34 盛土土器出土状況 **祭祀場**



写真 2-35 土偶〔中央：幅約 20cm〕 **祭祀場**



写真 2-36 ヒスイ製大珠〔中央下：幅 5.3cm〕 **祭祀場**

007 大船遺跡

大規模な盛土といった祭祀場が顕著に発達した拠点集落の遺跡

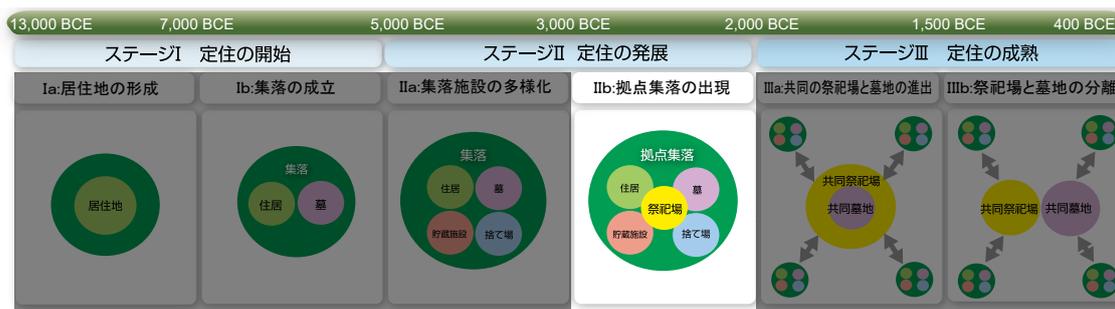


図 2-36 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、北海道南西部渡島半島東岸の函館市南茅部地区に所在し、大舟川左岸の標高約 30 ～ 50mの海岸段丘上に立地する。水産資源豊富な太平洋に面し、後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である (写真 2-37、図 2-37、2-38)。

集落は、定住発展期後半 (ステージⅡ b) に位置づけられ、川に沿った段丘南側に竪穴建物、貯蔵施設、盛土、墓などの施設が分離して配置され、多様な施設が見られる拠点集落である (図 2-39、2-40)。竪穴建物跡は重複が激しく概して大型のものが多く、深さ 2mを超えるものも存在する (写真 2-38、2-39)。

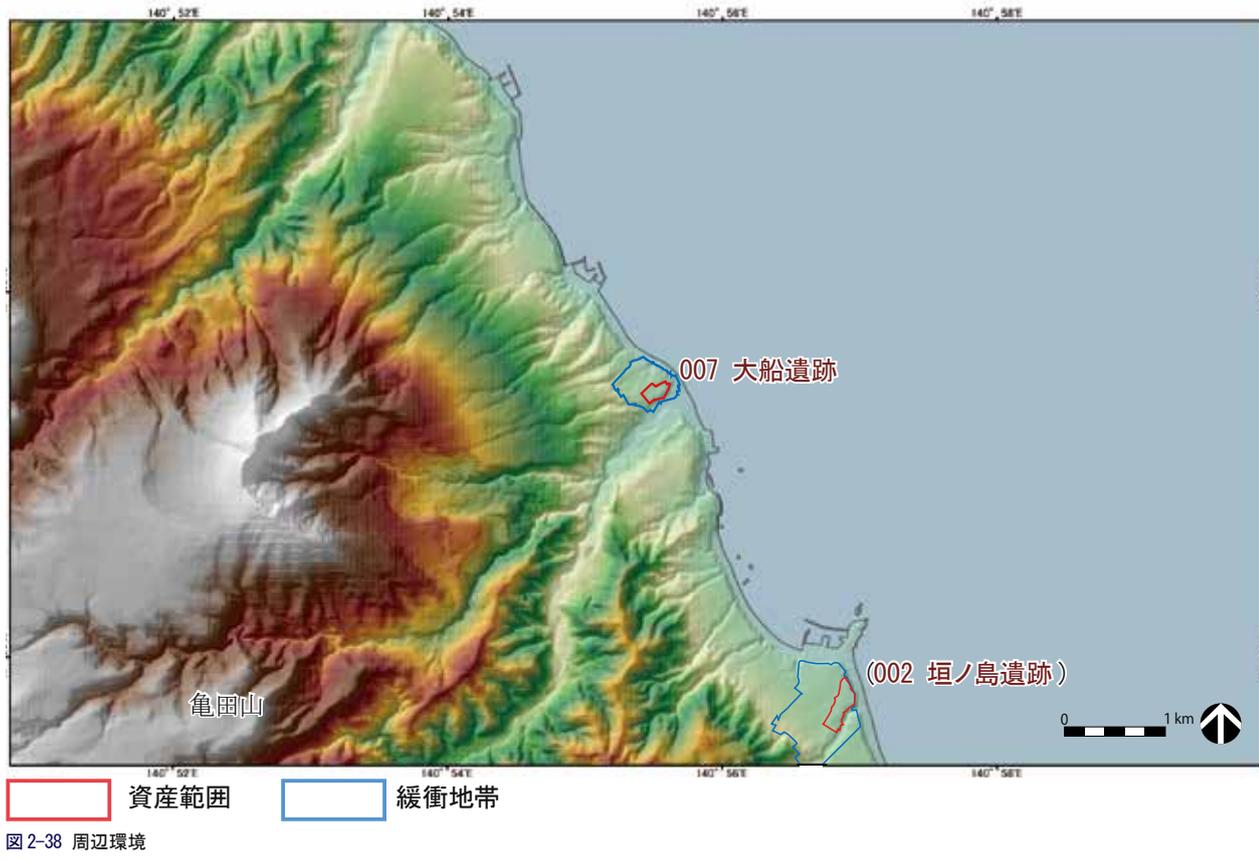
祭祀場である大規模な盛土が形成され (写真 2-40)、大量の土器・石器などが累積し祭祀・儀礼が継続して行われており (写真 2-42)、高い精神性を示している。

また、発掘調査により、クジラ・オットセイなどの海獣骨やマグロ・サケなどの魚骨、マガキ類・タマキビなどの貝類のほか、クリ・オニグルミなどの堅果類、ヤマブドウ、ウルシ、キハダなどが出土しており、海岸部や河川における漁労とともに森林資源の利用も活発に行われた (写真 2-41、2-43、2-44)。

本構成資産 (BCE2,500年～BCE2,000年頃) は、定住の発展期後半の祭祀場である大規模な盛土を伴う拠点集落であり、沿岸地域における生業と精神生活の在り方を示す重要な遺跡である。



写真 2-37 全景 (南東側上空から)



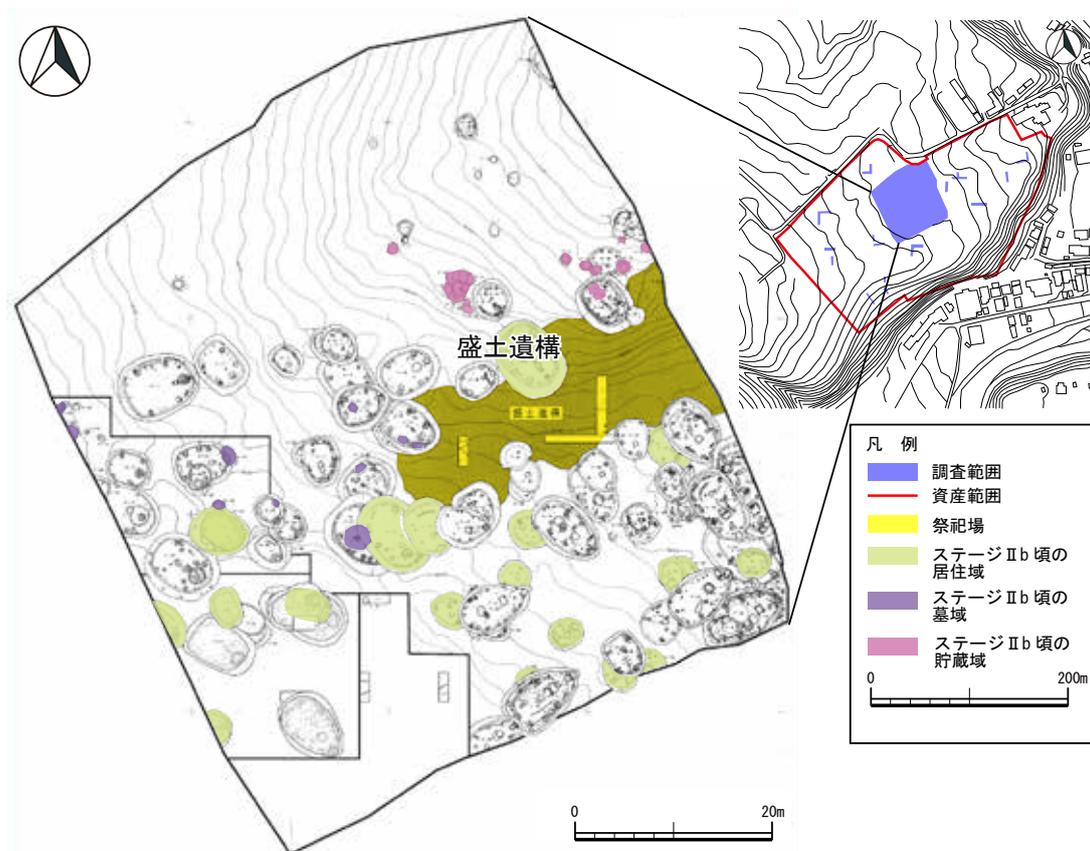


図2-39 遺構配置図

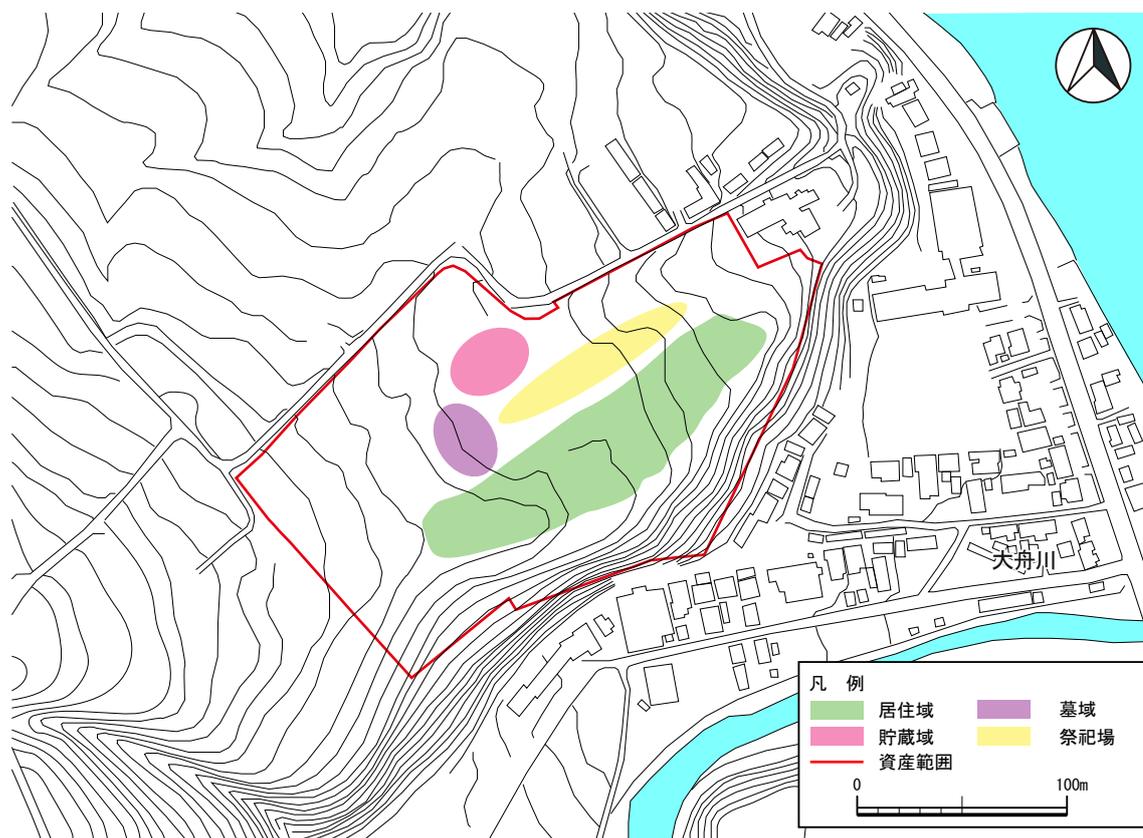


図2-40 遺構概念図



写真 2-38 重なり合う竪穴建物跡 居住域



写真 2-39 大型竪穴建物跡 居住域



写真 2-40 盛土と出土品(下) 祭祀場



写真 2-41 クジラの椎骨〔最長部約 70cm〕 祭祀場



写真 2-42 石棒〔直径 10.3cm〕 祭祀場



写真 2-43 クリの種実〔前列中央：長さ 1.6cm〕 祭祀場



写真 2-44 オットセイの牙と歯〔右：長さ 4.7 cm〕 祭祀場

008 御所野遺跡

豊富な堅果類など森林資源に恵まれ、盛土など発達した祭祀場を伴う拠点集落

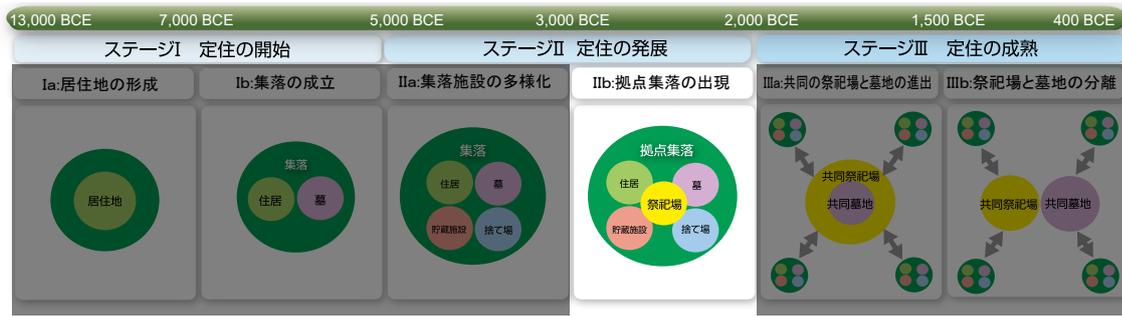


図 2-41 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、日本列島北部岩手県北部の一戸町に所在し、馬淵川東岸の標高 190 ～ 210mの河岸段丘上に立地する(写真 2-45、図 2-42)。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できるとともに後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である(図 2-43)。

集落は、定住発展期後半(ステージ II b)に位置づけられ、東西に長い台地の中央部を墓域とし、その東西が大型建物、中・小型建物及び貯蔵穴で構成される居住域となっている(図 2-45)。

中央部の墓域は、土坑墓が構築された後、径 2 ～ 3mの配石遺構が環状に分布し(図 2-44、写真 2-46 ～ 2-48)、配石遺構の外側に掘立柱建物が環状に配置される。墓域と盛土を中心としたこのような集落の形態は長期間にわたって継続されており、祖先崇拝などの祭祀を中心とした集落構成が読みとれる。

祭祀場である盛土からは大量の土器・石器などとともに焼かれたシカ・イノシシなどの動物骨、同様のクリ・クルミ・トチノミなどの堅果類、土偶・土製品・石製品などの祭祀的な遺物が出土し(写真 2-49)、火を使った祭祀が繰り返し行われたことを示している。

また、発掘調査によって、クリ・クルミ・トチノミなどの堅果類、サケ・マス類の魚骨、シカ・イノシシなどの哺乳類骨が数多く出土し、それらの採集・加工や捕獲に用いられた道具類などとともに、多様な食料資源を具体的に示している。

本構成資産(BCE2,500年頃～BCE2,000年頃)は、定住の発展期後半の配石遺構を伴う墓域と祭祀場である盛土を伴う拠点集落であり、内陸の河川流域における生業と精神生活の在り方を示す重要な遺跡である。



写真 2-45 全景(北西側上空から)



図 2-42 構成資産と緩衝地帯の範囲

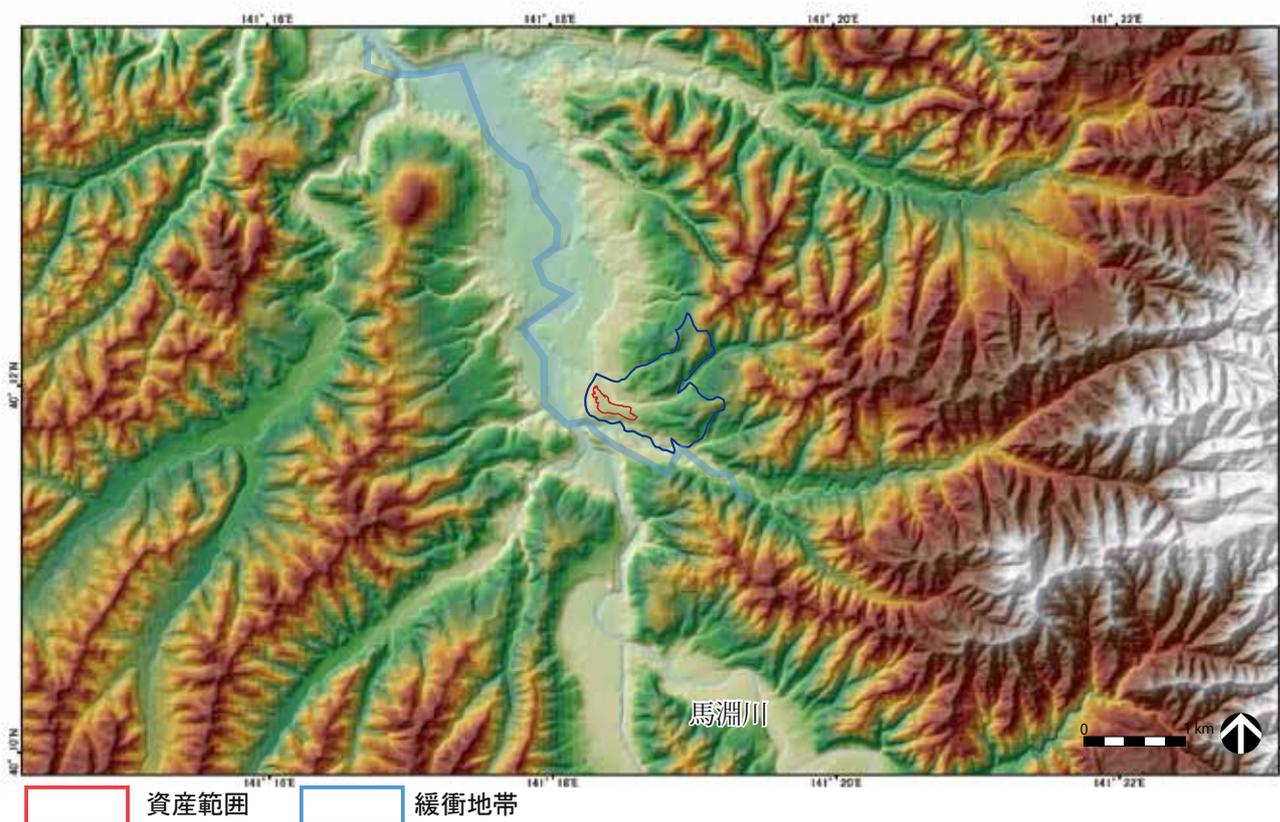


図 2-43 周辺環境

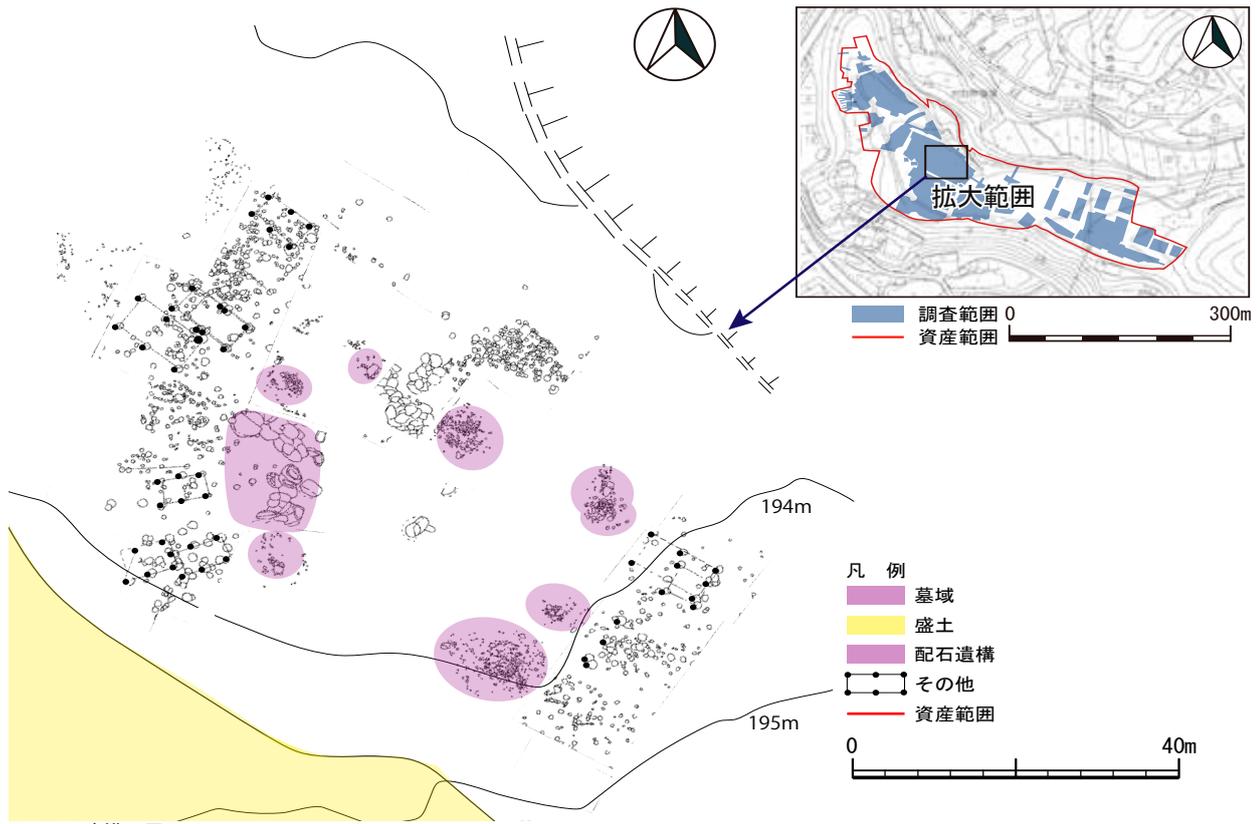


図2-44 遺構配置図



図2-45 遺構概念図



写真 2-46 配石遺構群全景 墓域



写真 2-47 土坑墓群 墓域



写真2-48 配石(手前)と盛土(奥) 祭祀場 墓域



写真2-49 盛土からの出土品〔左：焼かれた動物骨、右：炭化したクリ・クルミ・トチノミ〕 祭祀場

009 入江貝塚

複数の小規模集落で維持される多数の墓と貝塚が検出された集落遺跡



図 2-46 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、北海道南西部の洞爺湖町に所在し、内浦湾を望む標高約 20m の段丘上に立地する (写真 2-50、図 2-47)。水産資源豊富な内浦湾に面し、後背地には森林資源にも恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である (図 2-48)。

集落は、定住成熟期前半 (ステージⅢ a) に位置づけられ、段丘の縁辺部近くに竪穴建物 (写真 2-53) による居住域と墓場で構成される。貝塚は段丘の縁辺や段丘崖の斜面に形成されている (図 2-50)。集落規模は前ステージに比べて小型化し、集落の分布も分散する傾向にある。

貝塚 (写真 2-51) からはアサリ・イガイなどの貝類のほか、ニシン・カサゴ・スズキ・マグロなどの魚類、エゾシカやイルカ類を中心とした哺乳類など多くの動物骨が出土し、多様な漁労具や魚骨、貝類の出土から漁労が活発に行われていたことがわかる (写真 2-54、2-56、2-57)。また、特異な骨角製装身具なども出土するなど (写真 2-55)、祭祀場としての性格も見られ、高い精神性を示している。

墓域からは墓坑を伴わない埋葬人骨が確認され、そのうちの成人人骨 1 体は、ポリオ (小児マヒ) に感染し、四肢が不自由なまま周囲の手厚い介護を受けながら生きながらえたことを示している (写真 2-52)。

本構成資産は定住成熟期前半 (BCE1,800 年頃) の共同の祭祀場や墓地を支えた周辺に所在する集落の典型であり、水産資源を主とした沿岸地域における生業と精神生活の在り方も示す重要な遺跡である。



写真 2-50 全景 (南東側上空から)



図2-47 構成資産と緩衝地帯の範囲

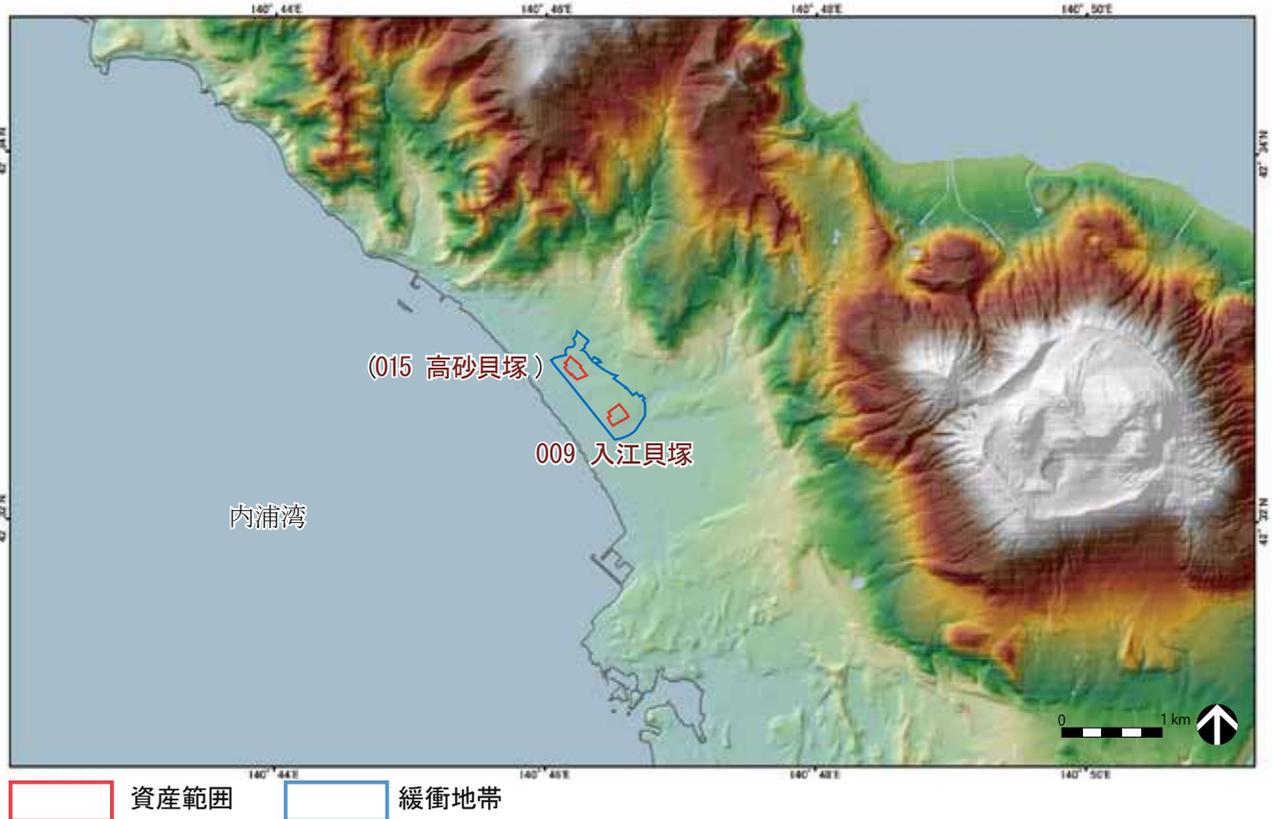


図2-48 周辺環境

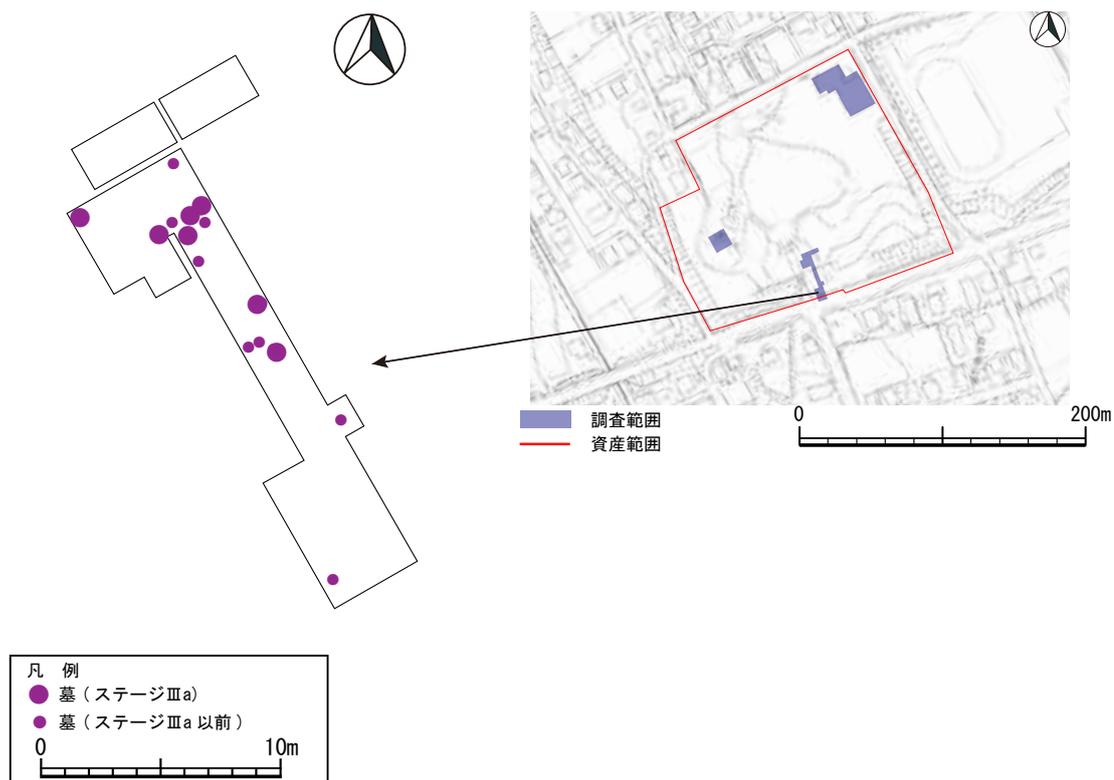


図2-49 遺構配置図

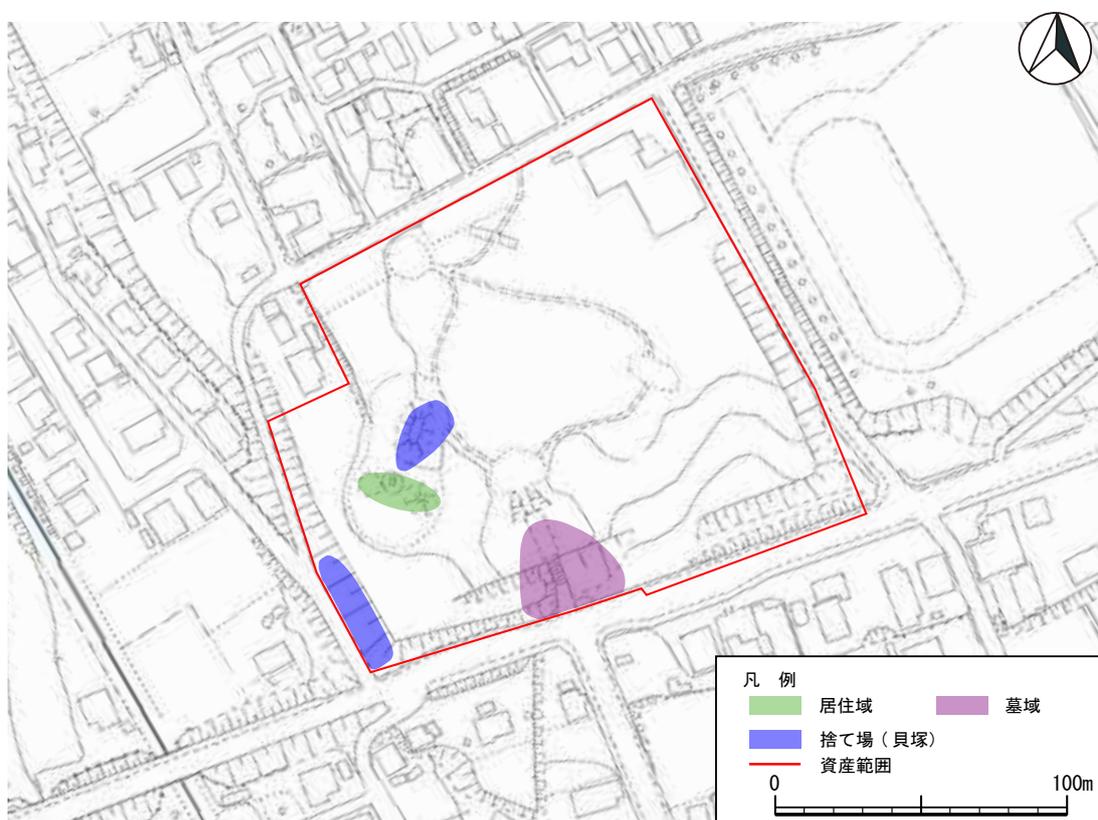


図2-50 遺構概念図



写真 2-51 貝層断面 捨て場



写真 2-52 埋葬された筋萎縮症に罹患した成人の骨 墓域



写真 2-53 竪穴建物跡 居住域



写真 2-54 海棲哺乳類の椎骨 捨て場



写真 2-55 猪牙製装身具〔長さ 9.09cm〕 墓域



写真 2-56 釣針〔左端：縦 3.8cm〕 墓域



写真 2-57 鈎頭〔左端：長さ 7.52cm〕 墓域

010 小牧野遺跡

複雑な配石構造を持つ単独の環状列石を伴う祭祀遺跡



図 2-51 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、日本列島北部青森県中央部の青森市に所在し、2つの河川に挟まれた、南東部に八甲田山麓が広がる標高 80 ～ 160m の舌状台地上に立地する(写真 2-58、図 2-52)。後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる環境である(図 2-53)。

環状列石は、定住成熟期前半(ステージⅢ a)に位置づけられ、共同墓地であるとともに祭祀・儀礼の空間でもあることから、高い精神性を具体的に示している。周辺には環状列石が確認されていないため、広域にわたる複数の集落によって構築、維持・管理される共同墓地を伴う祭祀場であると考えられる。

環状列石は、中央帯が直径 2.5m、内帯が直径 29m、外帯が直径 35mの三重となっているほか、その周りを囲むように直径 4m前後の環状配石や一部四重となる列石などが配置され、全体で直径 55mに上る(図 2-56)。環状列石の内帯や外帯は、平らな石を縦横に繰り返す、あたかも石垣を築くように並べられており独特の配列になっている(写真 2-59)。環状列石の構築に際しては、斜面の高い方の土を削り(切土)、その排土を斜面の低い方に盛土するなど、あらかじめ土地造成が行われている。環状列石のほか捨て場(写真 2-60)、湧水遺構、土坑墓群や土器棺墓(写真 2-62)なども発見されている(図 2-54、2-55)。

また、環状列石や墓域や捨て場を中心に土器及び石器のほか、土偶(写真 2-61)・ミニチュア土器・動物形土製品・鐸形土製品・三角形岩版(写真 2-63)・円形岩版などの祭祀具が出土した。特に三角形岩版は、400点以上もの出土が確認されており、環状列石を中心に儀礼・祭祀が行われたことを示している。

本構成資産は定住成熟期前半(BCE2,000年頃)の環状列石を主体とする祭祀遺跡であり、丘陵地域における生業と祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。



写真 2-58 全景(北側上空から)

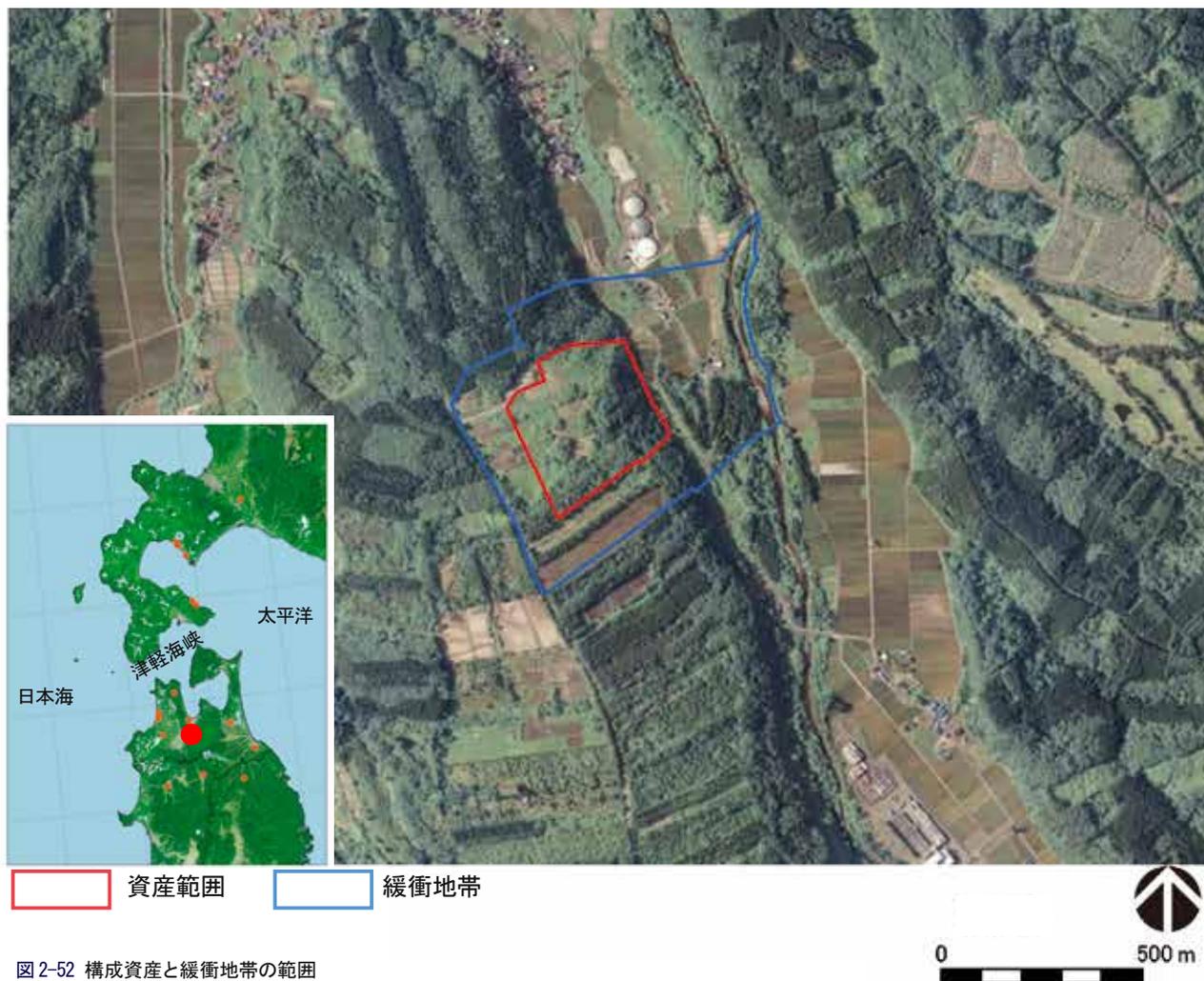


図 2-52 構成資産と緩衝地帯の範囲

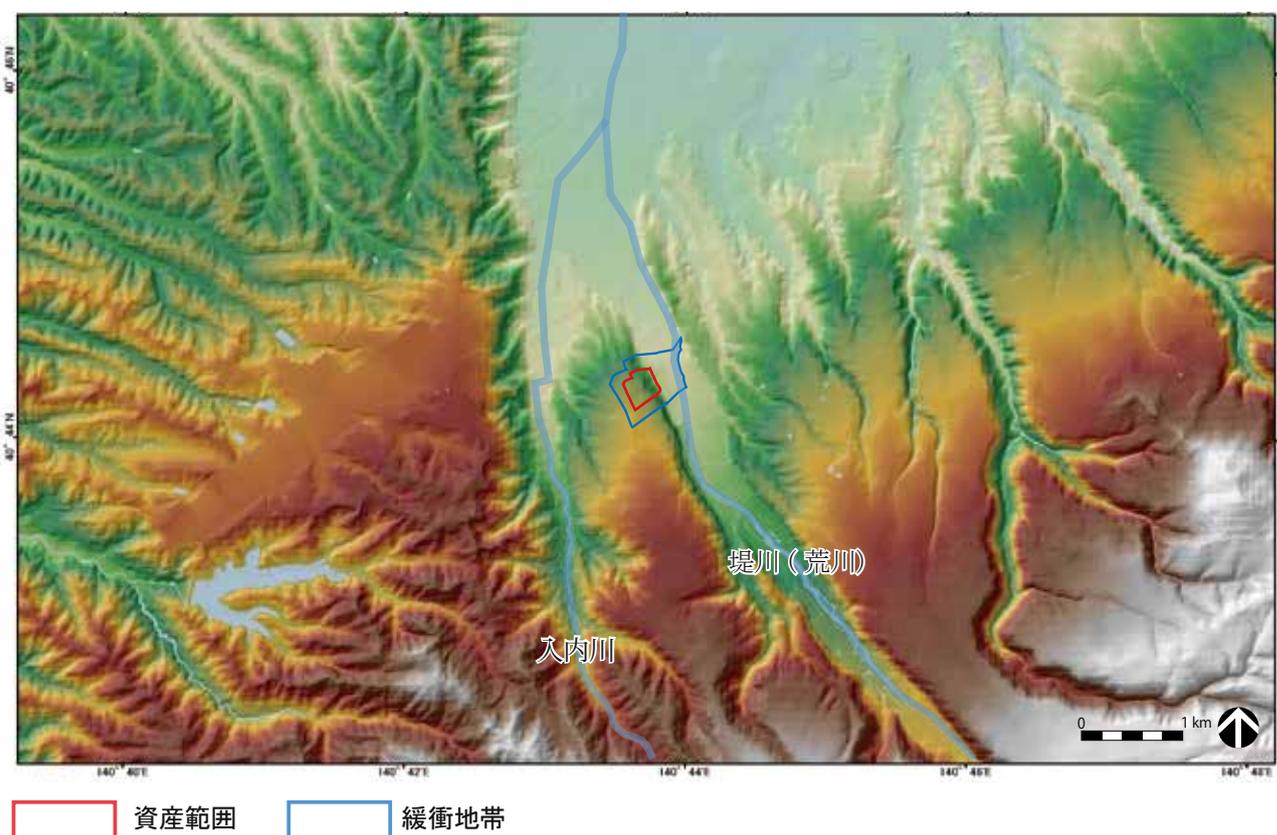


図 2-53 周辺環境

構成資産 010 小牧野遺跡

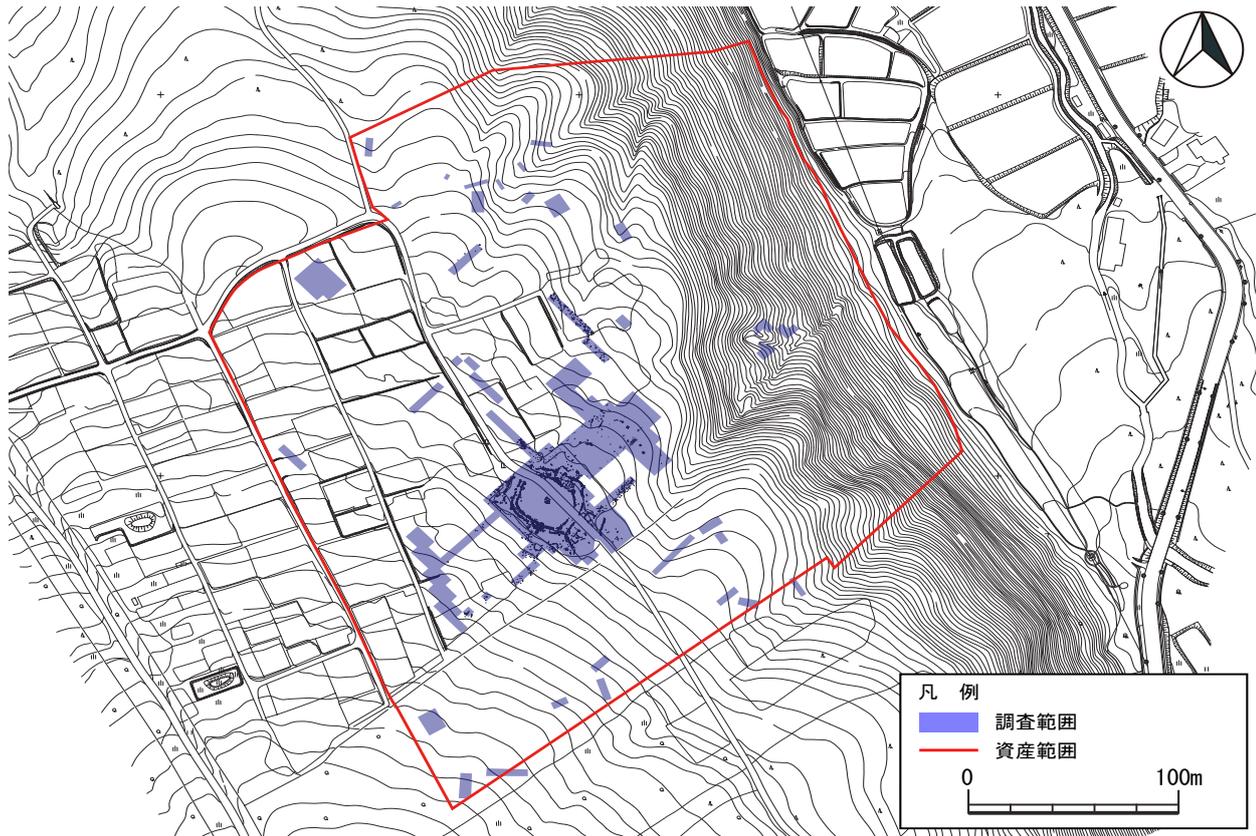


図2-54 調査区位置図

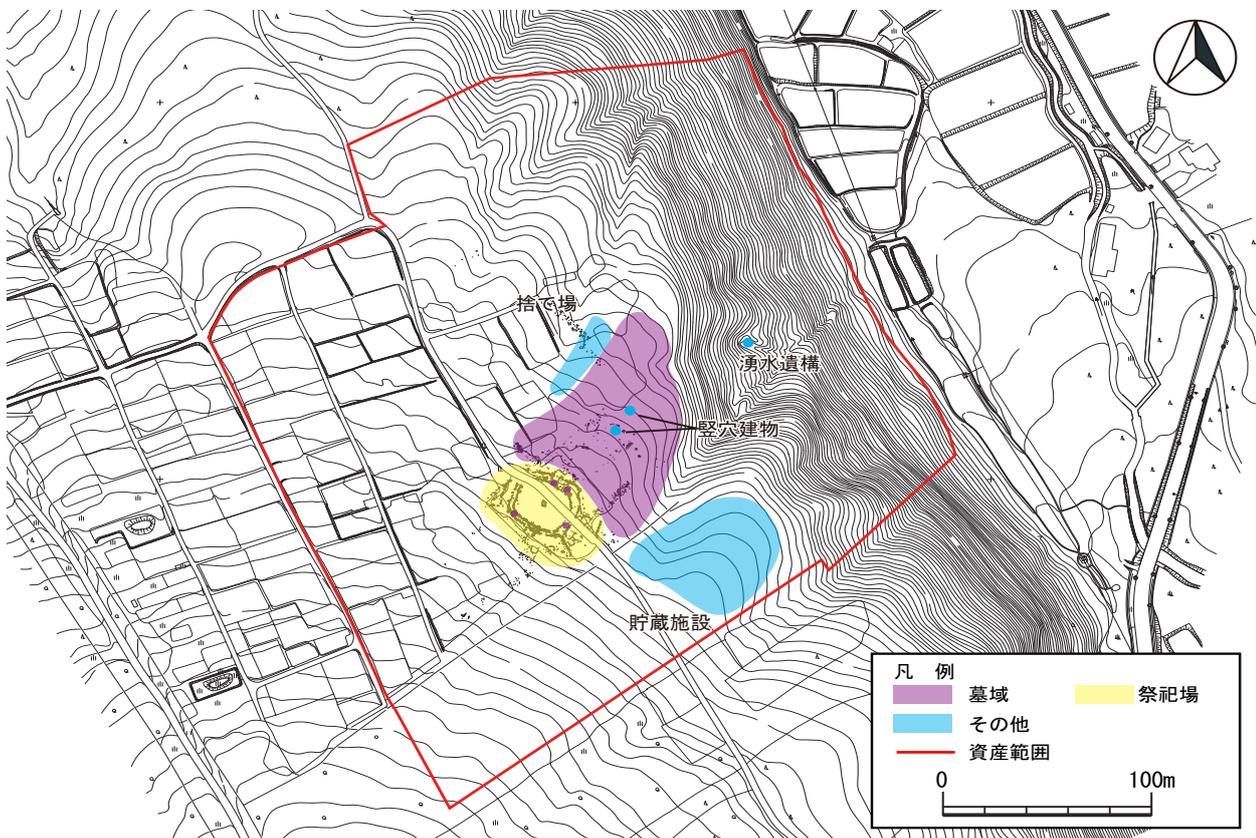


図2-55 遺構概念図

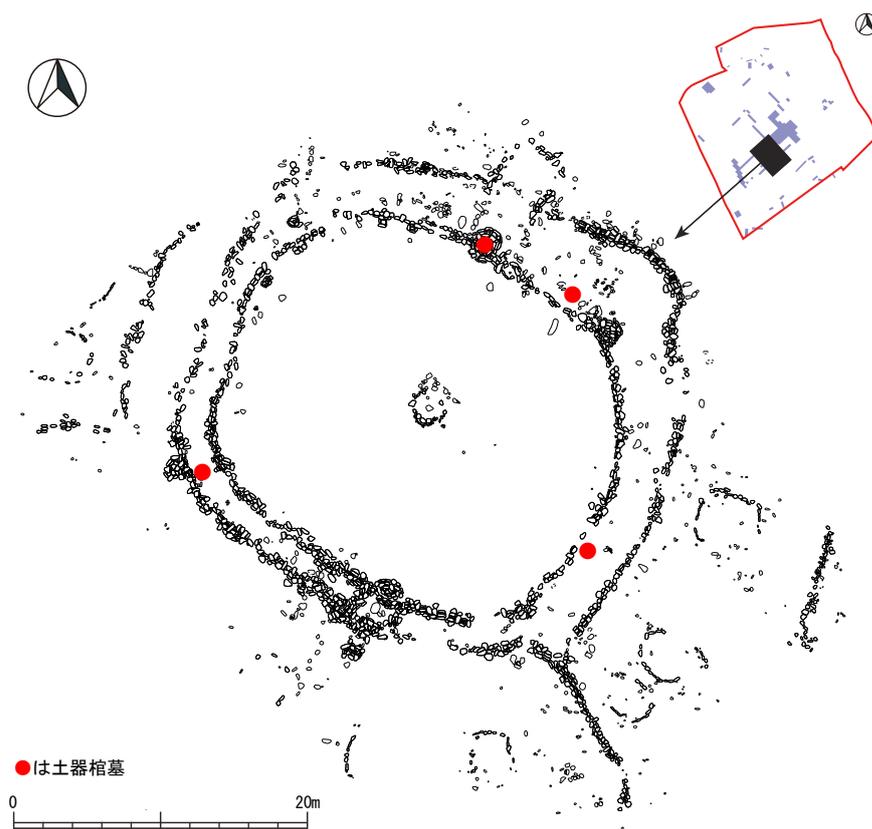


図 2-56 環状列石の構造



写真 2-59 環状列石内の配石 祭祀場



写真 2-60 捨て場 **その他**



写真 2-61 土偶〔右：高さ 21.9cm〕 **祭祀場**



写真 2-62 土器棺〔左：高さ 56.0cm〕 **墓域**



写真 2-63 三角形岩版などの石製品〔下段左端：長さ 5.2cm〕 **祭祀場**

011 伊勢堂岱遺跡

4つの環状列石が集中し多量の祭祀具が出土した祭祀遺跡



図 2-57 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、日本列島北部秋田県北部の北秋田市に所在し、米代川左岸の2つの河川に囲まれた標高 42～45mの山地に接続する河岸段丘上に立地する(写真 2-64、図 2-58)。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川近くであり、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である(図 2-59)。

環状列石は、定住成熟期前半(ステージIII a)に位置づけられ、共同墓地であるとともに祭祀・儀礼の空間でもあり、周辺に近接した環状列石がないため、広域にわたる複数の集落によって構築、維持・管理された祭祀場と考えられる。

環状列石は4つ(環状列石A・B・C・D)発見されている。隣接して4つもの環状列石が確認されている例は、他にはなく、遠方の山並みが一望できるなど、眺望に恵まれていることも特徴である。4つの環状列石はそれぞれ形状が異なり、最大級の環状列石Cは直径約 45m、三重のものである。もっとも小さいものは環状列石Bで弧状を呈しており、造営を途中で止めてしまったものである(図 2-60～2-62、写真 2-65)。

これらの環状列石は極めて見晴らしのよい段丘北西端に集中する。掘立柱建物跡(写真 2-66)や貯蔵穴等は環状列石の外周で同心円状に配置する。その他に、環状列石から離れた地点から、直径約 10m 以下の配石遺構や、長さ 100m を超える溝状遺構などを検出している。

環状列石の周囲からは、土偶・動物形土製品・鐔形土製品・岩版類・三脚石器・石剣類など祭祀の道具も多量に出土しており(写真 2-67、2-68)、祭祀・儀礼が行われたことがわかる。

本構成資産は、定住成熟期前半(BCE2,000年頃～BCE1,700年頃)の4つの環状列石を主体とする祭祀遺跡であり、内陸地域における生業及び祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。



写真 2-64 全景(北西側上空から)



図2-58 構成資産と緩衝地帯の範囲

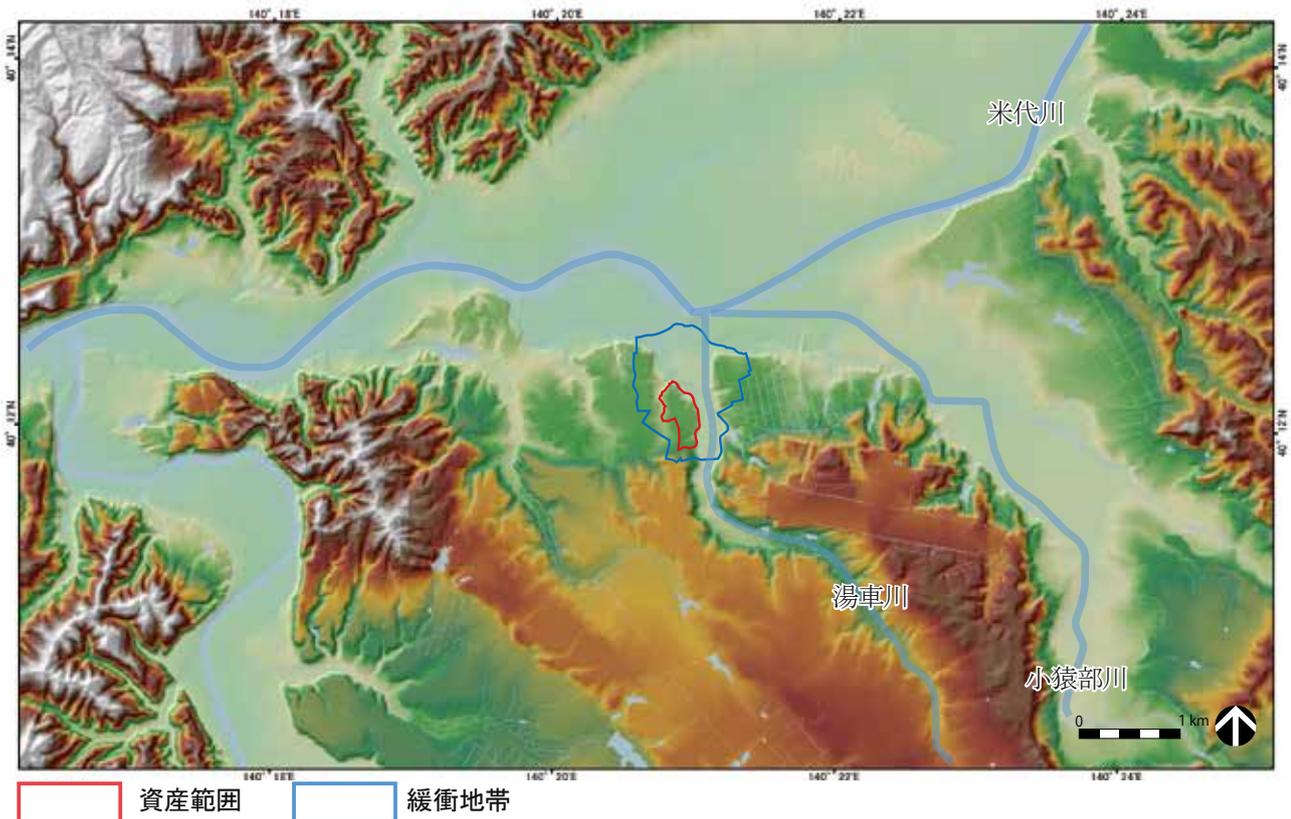


図2-59 周辺環境

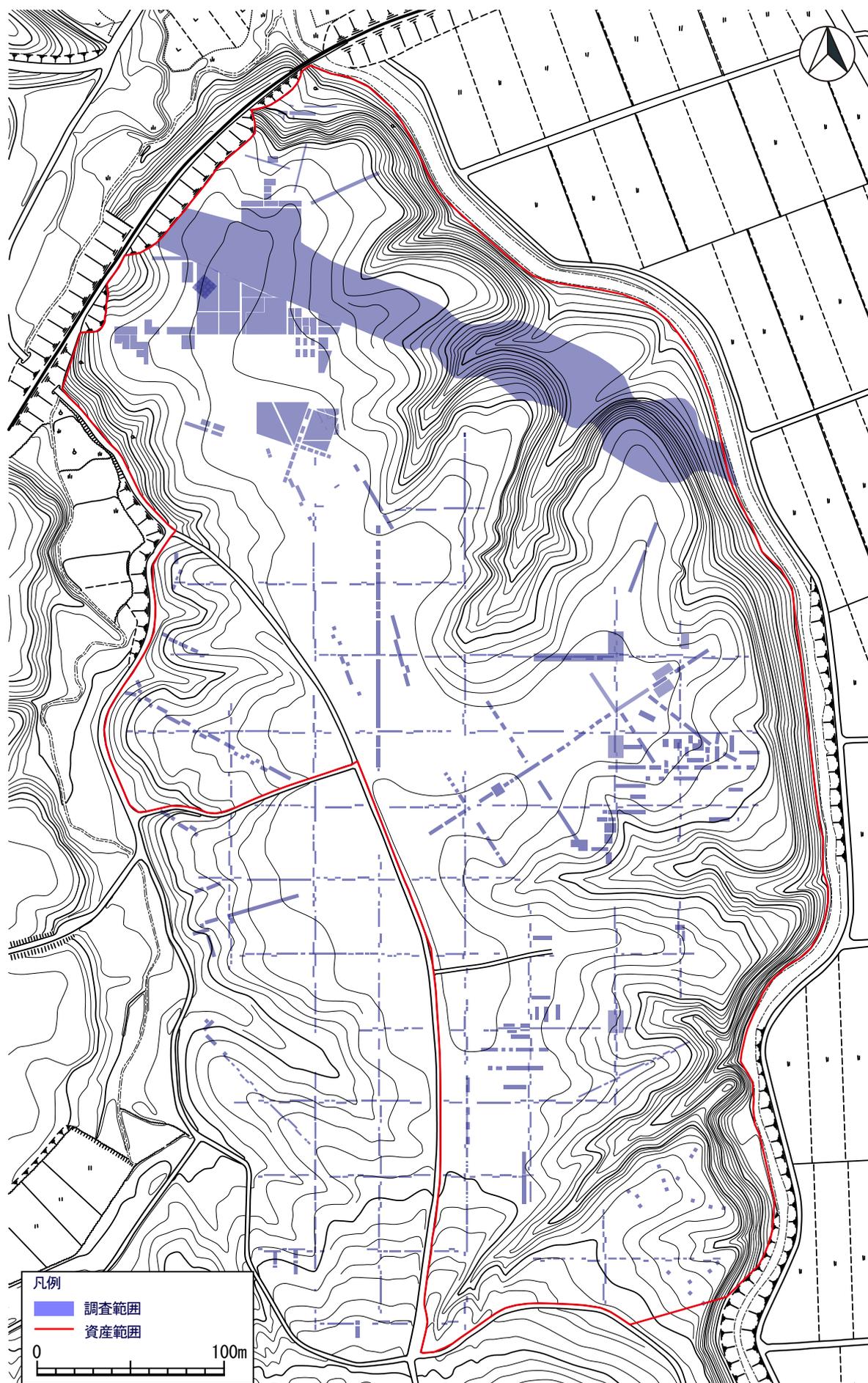


図2-60 調査区位置図

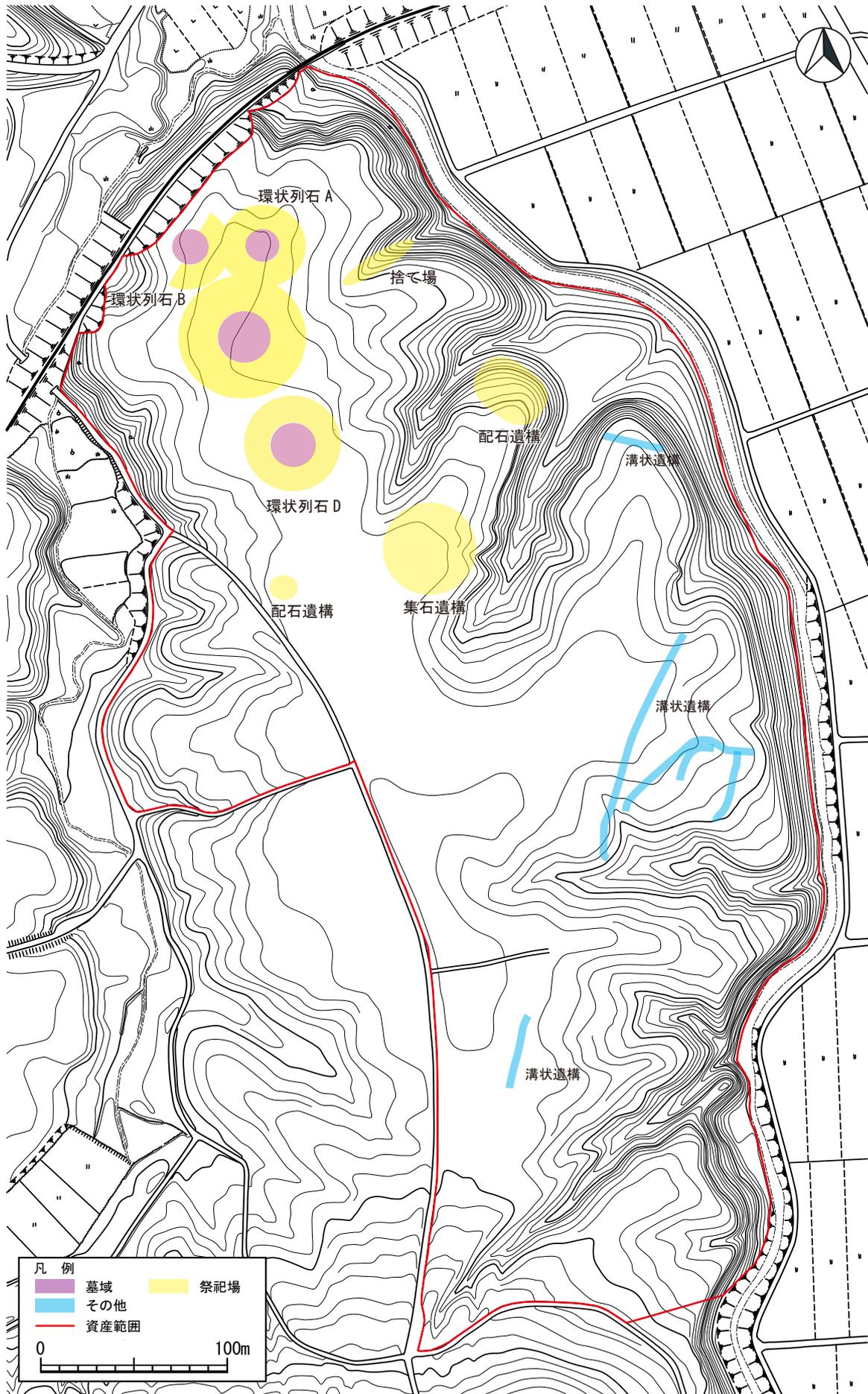


図2-61 遺構概念図

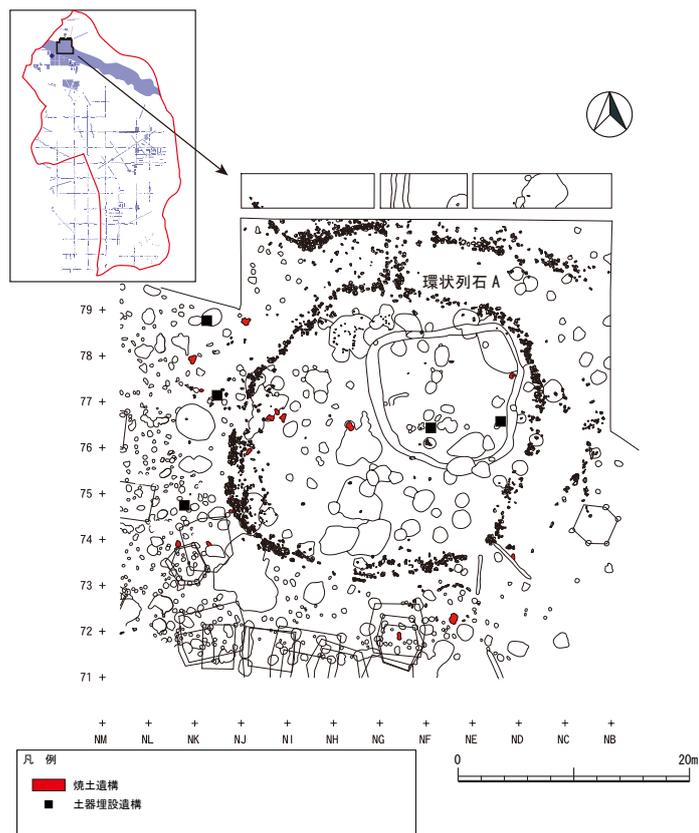


図 2-62 環状列石Aの配石平面図



写真 2-65 環状列石Cの配石 祭祀場



写真 2-66 環状列石Aの掘立柱建物跡 祭祀場



写真 2-67 祭祀具〔上段中央の赤彩壺：高さ 9.0cm〕 祭祀場



写真 2-68 板状土偶〔高さ 19.0cm〕 祭祀場

012 大湯環状列石

規則的な構造を示す2つの環状列石で、広域にわたる複数の集落によって形成された典型的な祭祀遺跡

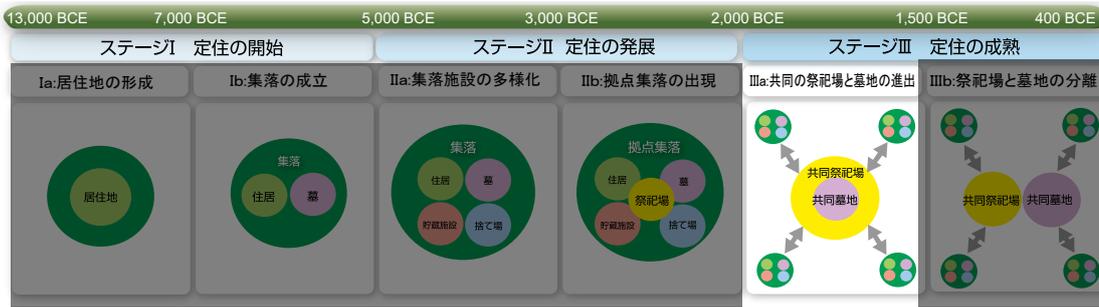


図 2-63 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、日本列島北部秋田県北東部の鹿角市に所在し、米代川の支流である大湯川左岸に形成された標高 180m 程の台地上に立地している (写真 2-69、図 2-64)。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川の近くであり後背地には森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がる場所である (図 2-65)。

環状列石は、定住成熟期前半 (ステージⅢ a) に位置づけられ、共同墓地であるとともに祭祀・儀礼の空間でもあり、周辺に環状列石がないため、広域にわたる複数の集落によって構築、維持・管理された祭祀場と考えられている。

環状列石は2つあり、最大径は万座環状列石 (写真 2-70) が 52m、野中堂環状列石 (写真 2-71) が 44m で、いずれも川原石を様々に組み合わせた配石遺構を二重の環状に配置した構造となっている。2つの環状列石は形状に類似点が多く、なかでも環状列石それぞれの中心の石と「日時計状組石」 (写真 2-72) が一直線に並ぶような配置となっていることから、両者を関連づけて構築した可能性が高い (図 2-74)。

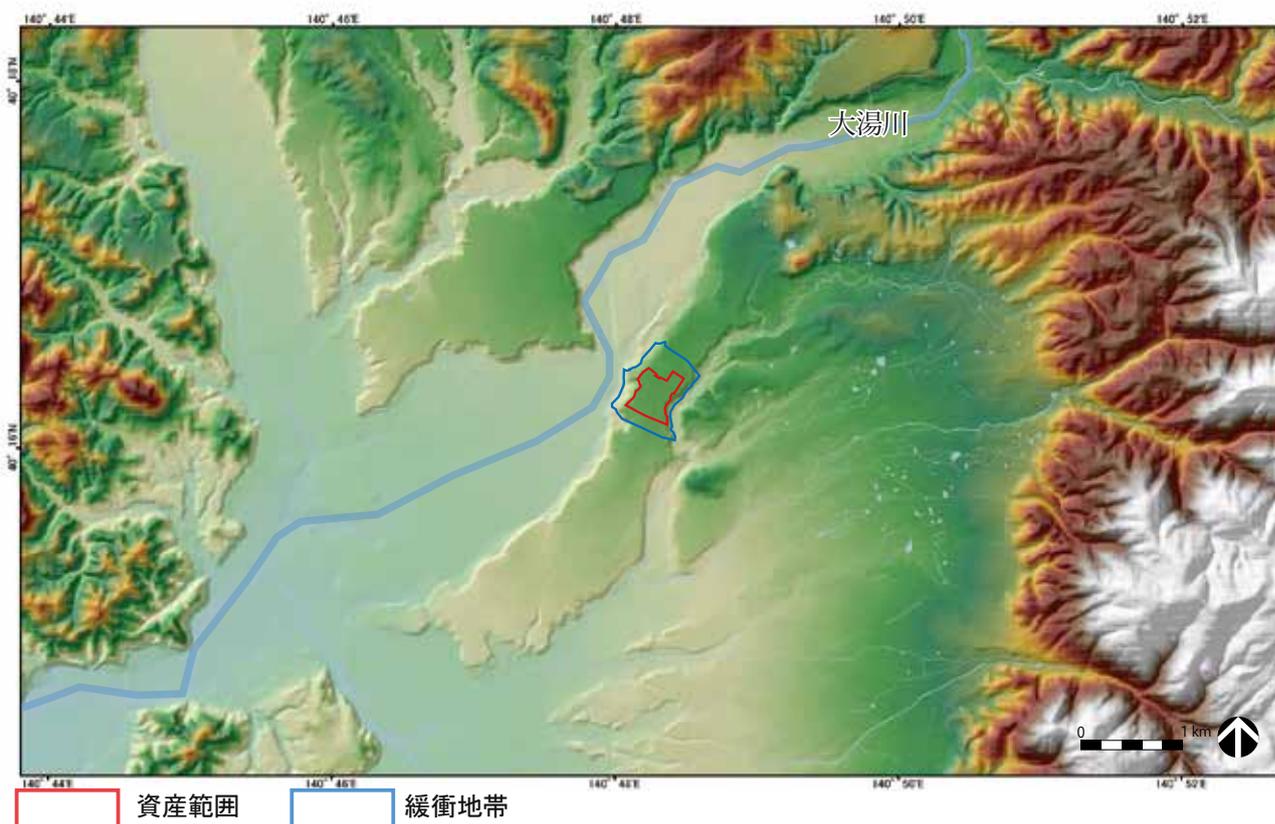
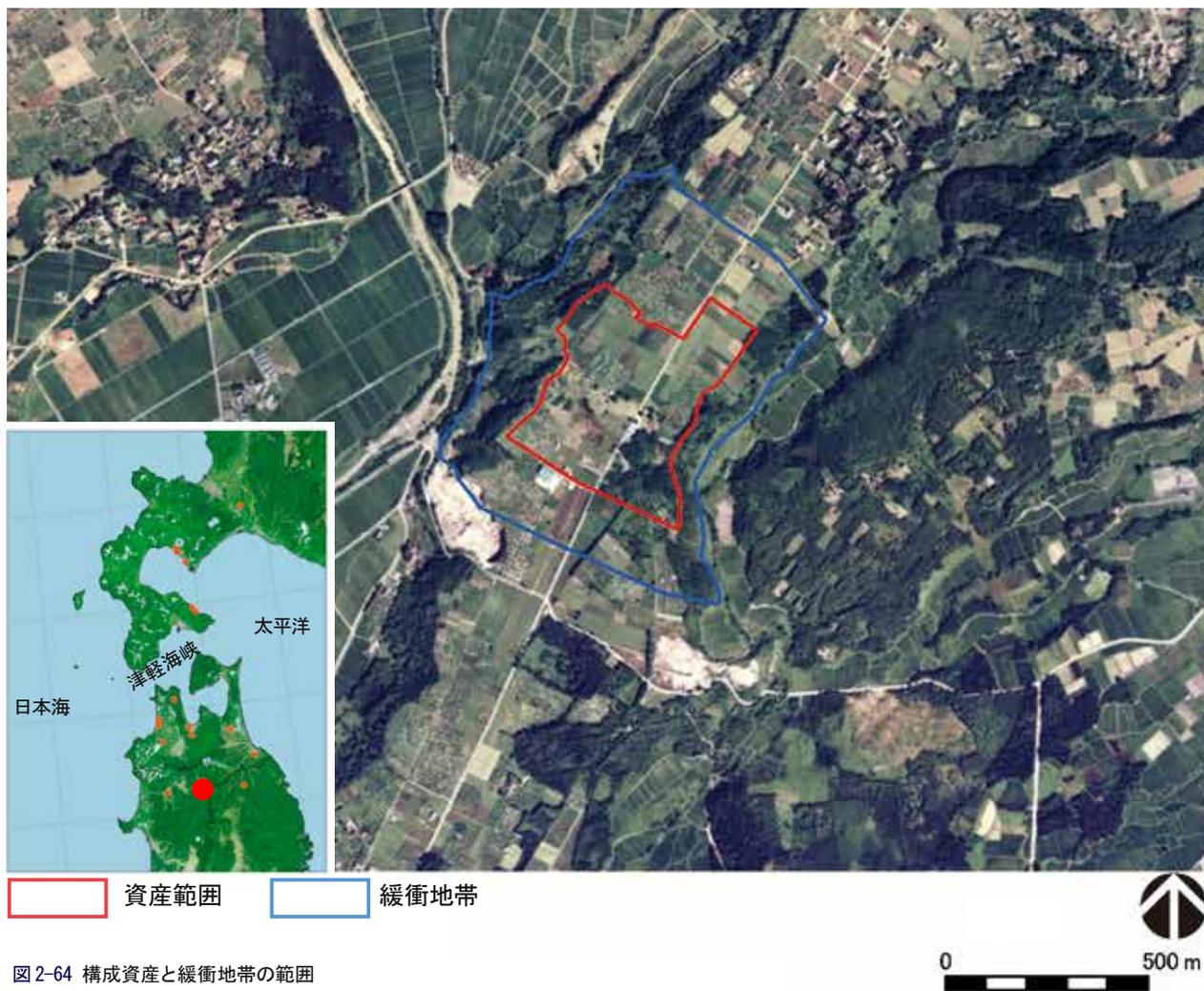
環状列石周辺からは、墓域と考えられる配石遺構群が広い範囲に分布することや、それぞれの環状列石を中心として掘立柱建物跡・貯蔵穴・土坑墓 (写真 2-73) といった遺構が同心円状に配置していることが判明した (図 2-66、2-67)。土偶などの祭祀具も数多く出土しており (写真 2-75 ~ 2-77)、墓域・祭祀の場であることを明確に示している。

また、発掘調査で出土した狩猟具や漁労具、クリ・クルミなどの堅果類からも狩猟・採集が行われていたことがわかる。

本構成資産は定住成熟期前半 (BCE2,000年頃～BCE1,500年頃) の環状列石を主体とする祭祀遺跡であり、内陸地域における生業と祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。



写真 2-69 全景 (西側上空から)



構成資産 012 .. 大湯環状列石

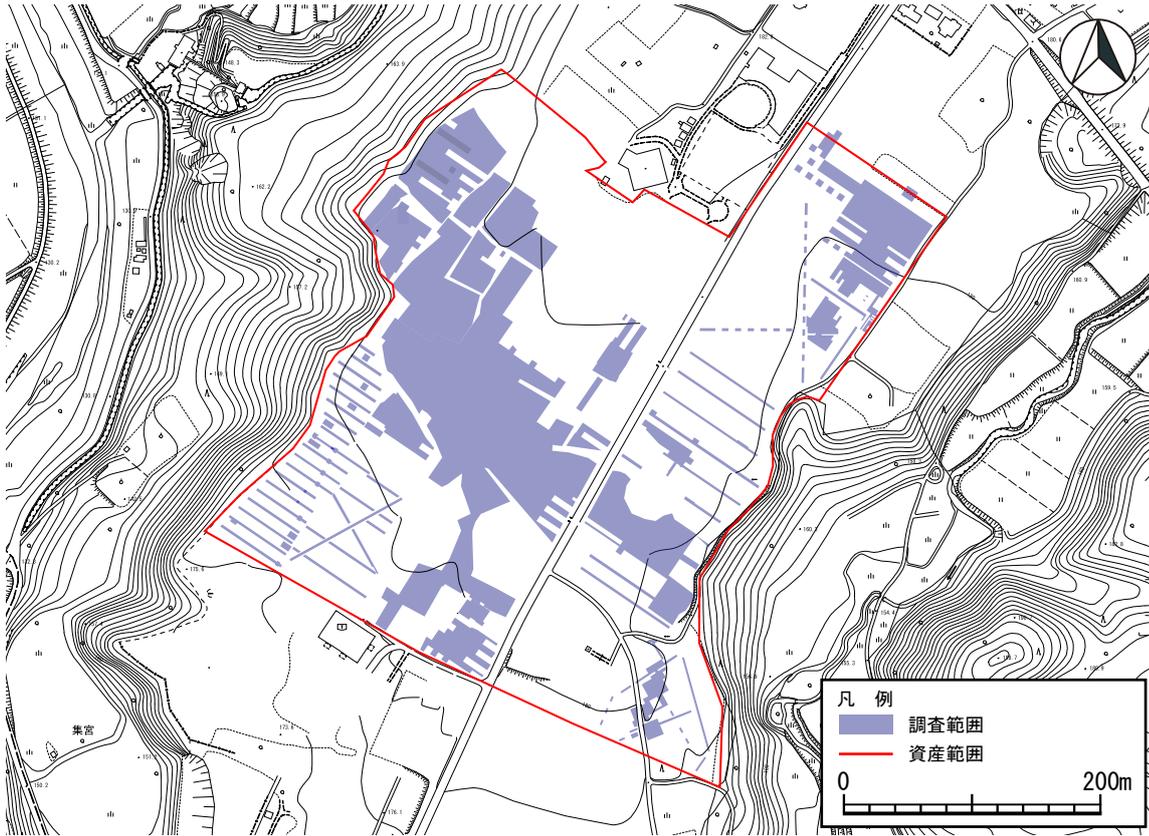


図2-66 調査区位置図

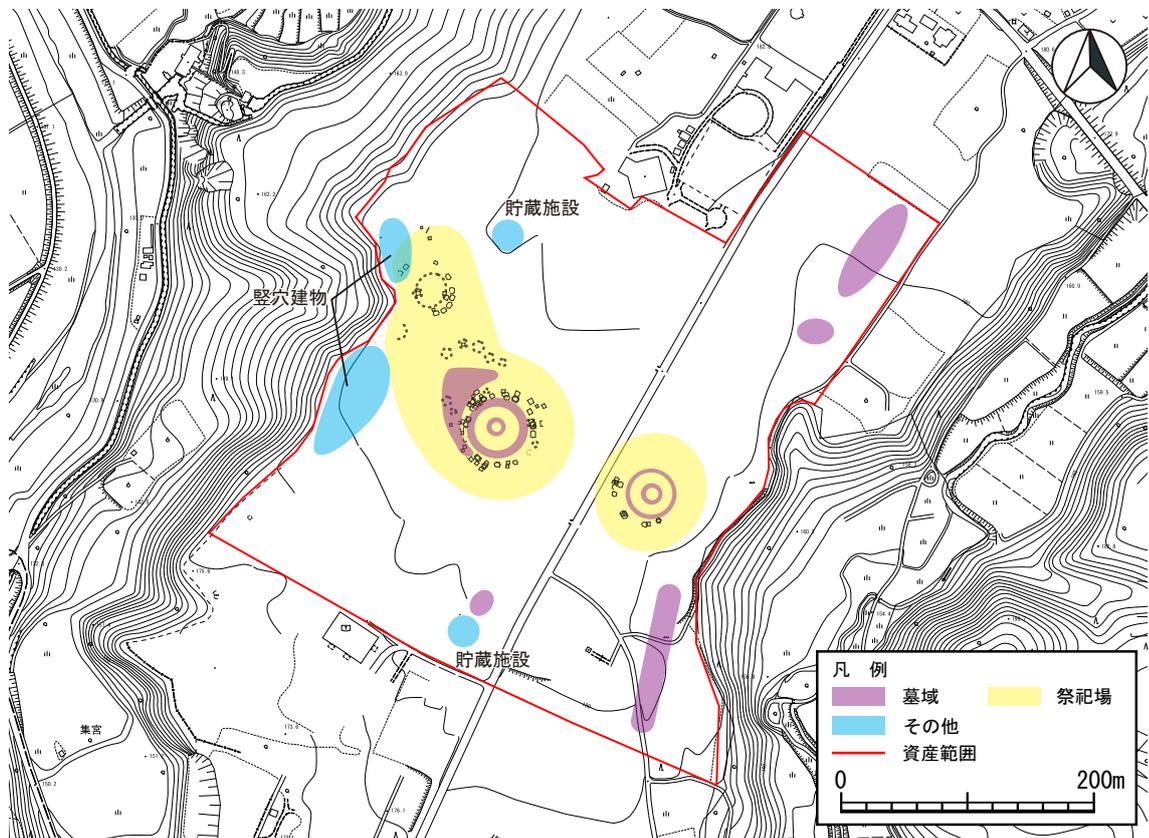


図2-67 遺構概念図

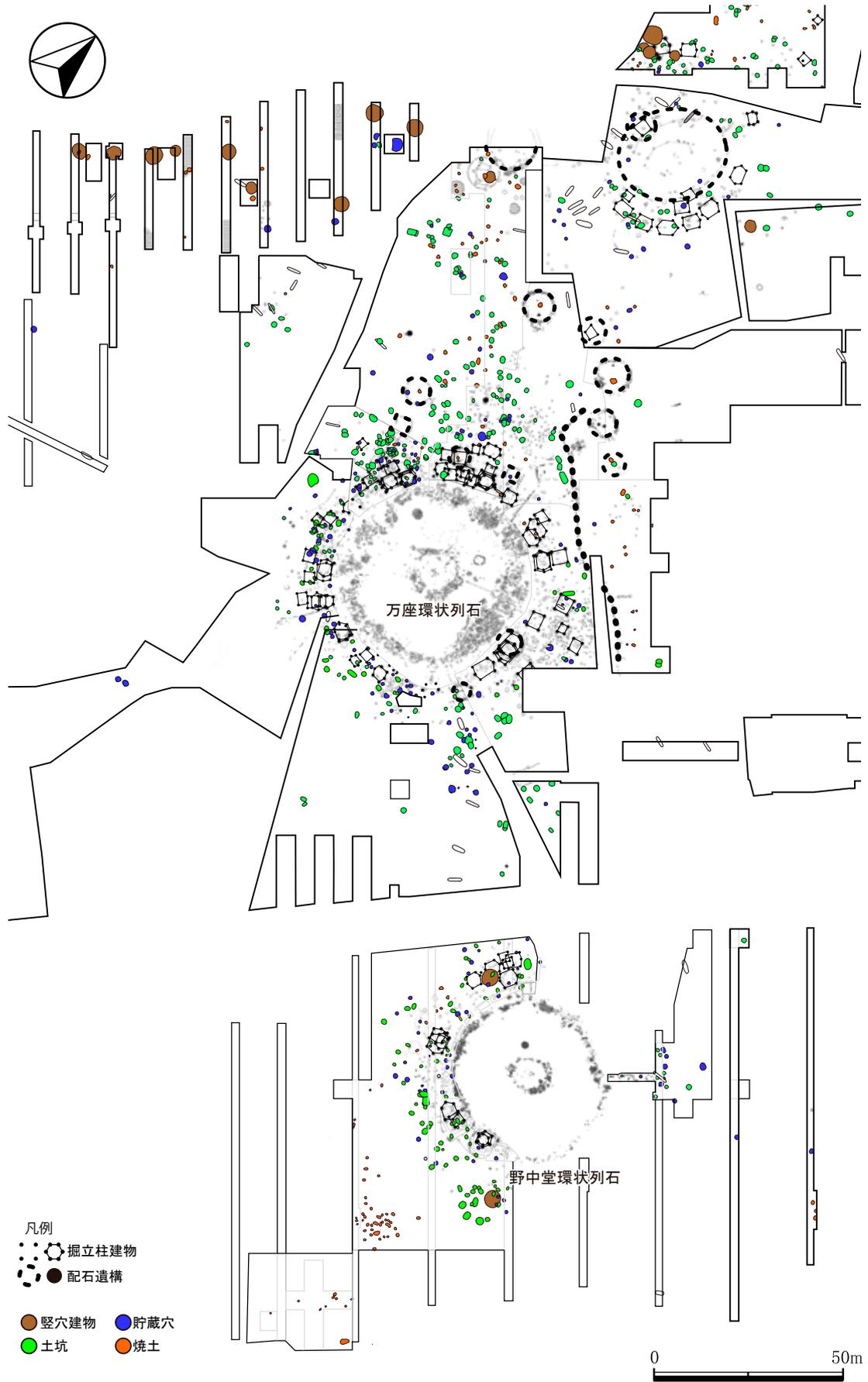


図 2-68 環状列石の配石平面図

構成資産 012 .. 大湯環状列石



写真 2-70 万座環状列石全景 祭祀場



写真 2-71 野中堂環状列石全景 祭祀場



写真 2-72 日時計状組石（野中堂環状列石） 祭祀場



写真 2-73 土坑墓 墓域



写真 2-74 夏至の日没（野中堂環状列石） 祭祀場



写真 2-75 土器〔前列左から2番目：高さ 18.7cm〕 祭祀場



写真 2-76 祭祀具〔前列左から2番目：高さ 15.5cm〕 祭祀場



写真 2-77 土版（左：裏面、右：表面）〔長辺 5.8cm〕 祭祀場

013 キウス周堤墓群

高い土手で囲まれた円形の墓が集中する特異な集団墓地の遺跡



図 2-69 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、北海道中央部の千歳市に所在し、石狩低地帯東縁の長沼低地に面する標高 15～21mの緩やかな斜面に立地する(写真 2-78、図 2-70)。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川近くであり、後背地に豊かな森林資源が伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である(図 2-71)。

遺跡は、定住成熟期後半(ステージ III b)に位置づけられ、大規模な土手を持つ共同墓地の出現は高い精神性と社会の複雑化を顕著に示している。

周堤墓は円形の堅穴を掘り、掘り上げた土を周囲に積み上げてドーナツ状の周堤を造り、その中に複数の墓を配置する特異な形態である。キウス周堤墓群は現在でもその形状を視認できる外径 30m以上の規模の大きな周堤墓が 8基群集している。最大のもは外径が 75m、周堤上面から堅穴底面までの高低差が 5.4m、積み上げられた土量は推計約 3,000立方メートル近くに達するなど、傑出した規模を持つ(図 2-72、写真 2-79)。

周堤墓の中には単独ではなく、複数が連結して一つのまとまりとなっているものがあり、道状の窪みを境として 2群に分かれている(図 2-73)。各周堤墓には出入口と考えられる周堤の切れ目があり、この開口部が道状の窪みに面していることから、定まった経路を通過して周堤墓に出入りしていたことがわかる。

堅穴内部の土坑墓にはベンガラがまかれるほか、墓標と思われる立石が埋設されたものや周囲に礫が配置されたものがある(写真 2-80.2-81)。土器や石器、土偶が副葬、供献され、周堤外縁部の土坑墓では石棒が副葬されたものがあり、多様な葬送儀礼の在り方を示している(写真 2-82.2-83)。

本構成資産は、成熟期後半(BCE1,200年頃)の大規模な土手で囲まれた共同墓地である。内陸地域における生業と独特な構造の墓地を構築する高い精神性を示す重要な遺跡である。



写真 2-78 全景(南東側から)



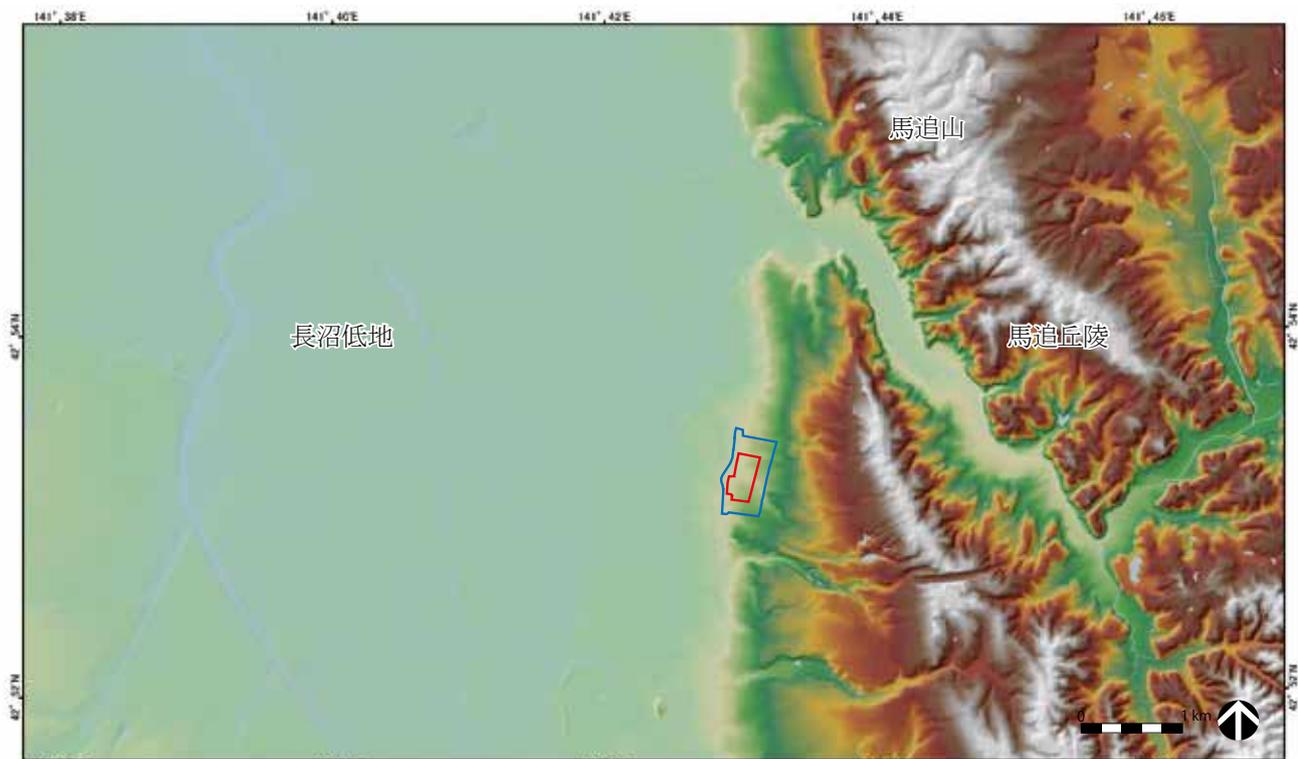
資産範囲

 緩衝地帯



0 500 m

図2-70 構成資産と緩衝地帯の範囲

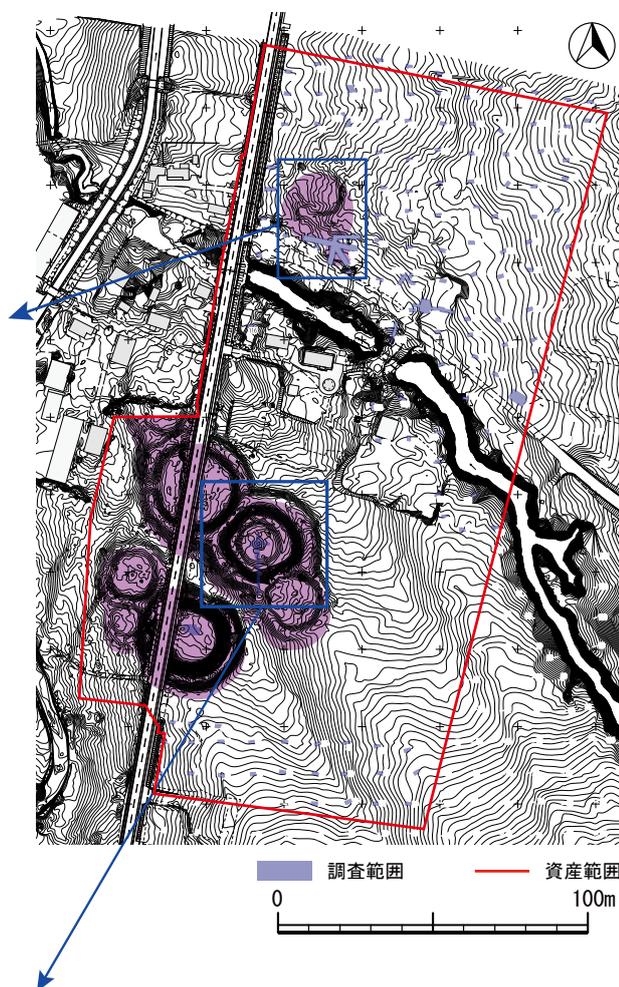
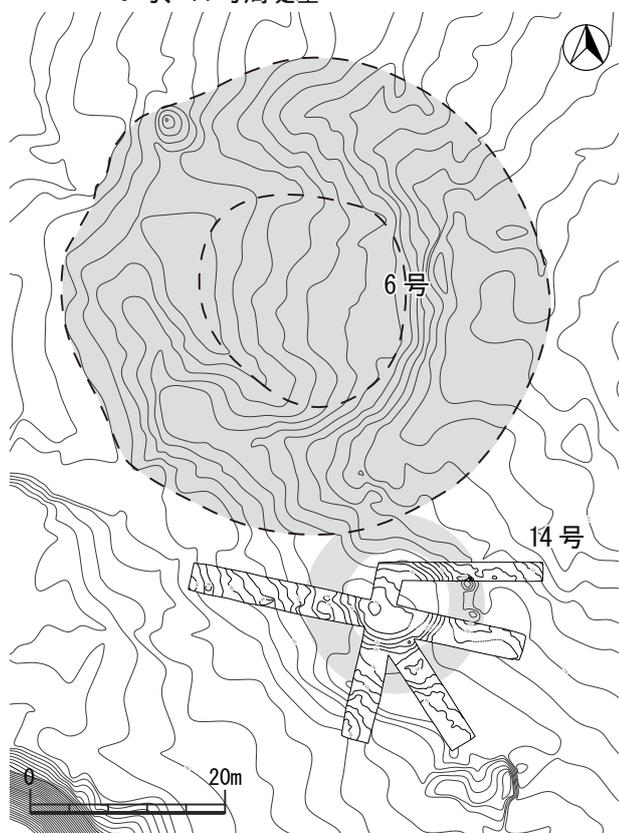


資産範囲

 緩衝地帯

図2-71 周辺環境

6号、14号周堤墓



1号周堤墓

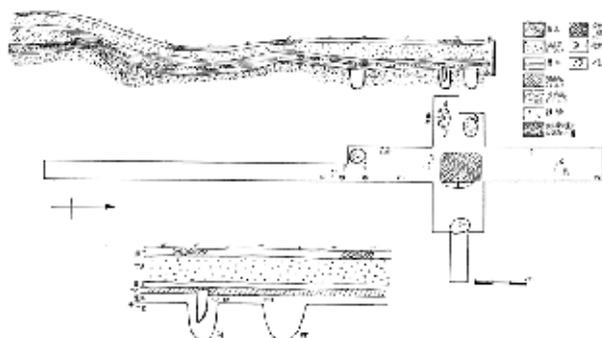
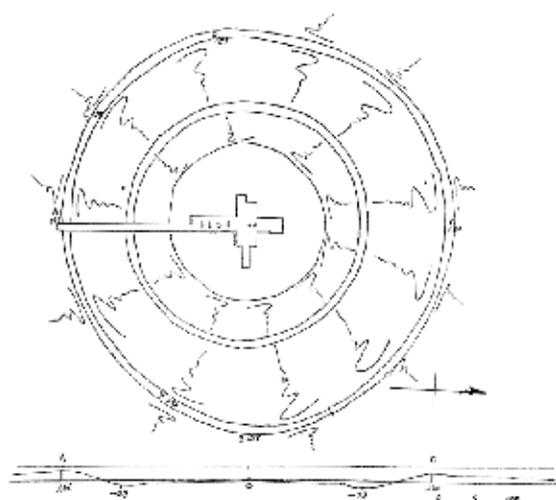


図 2-72 遺構配置図

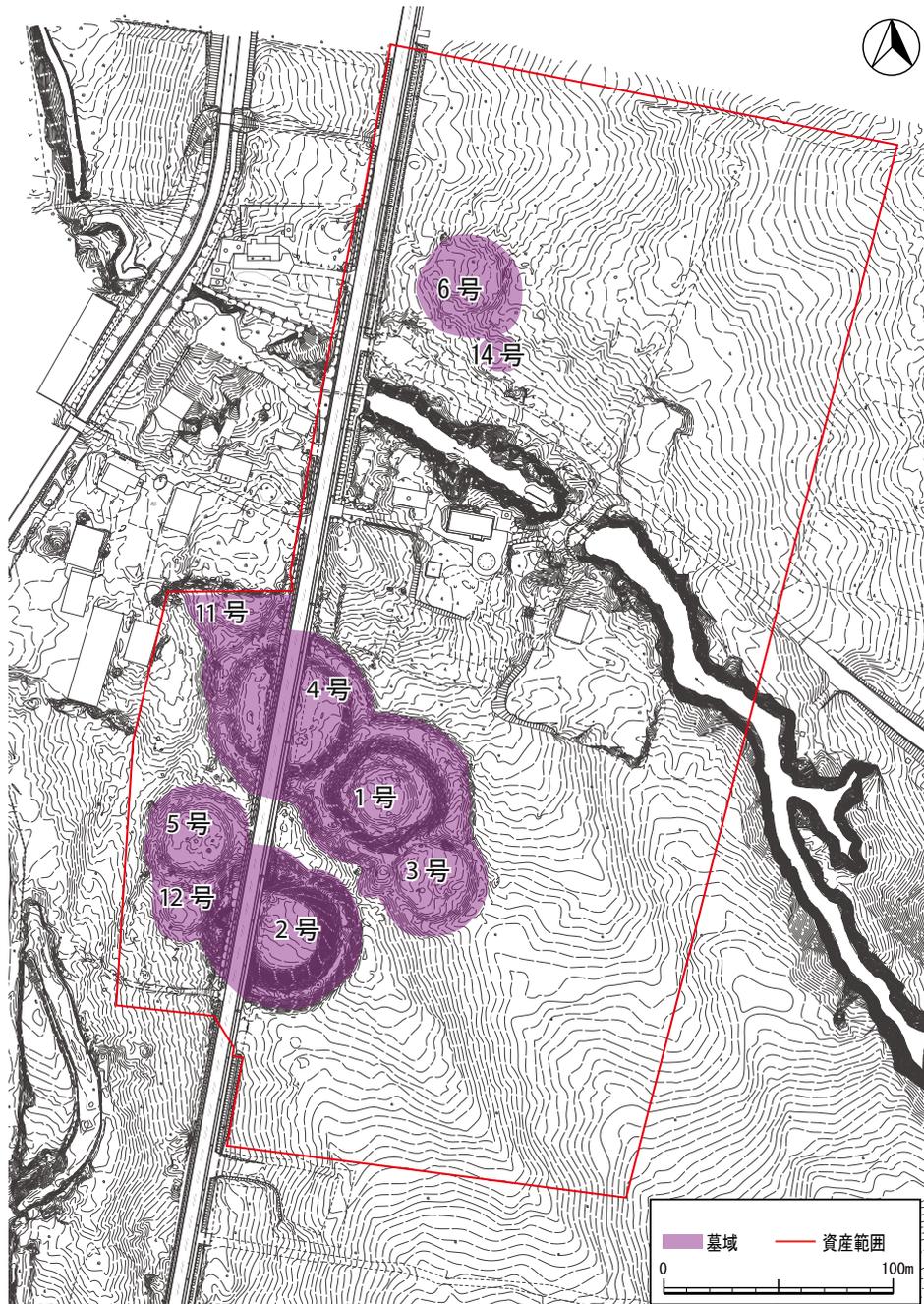


図2-73 遺構概念図



写真2-79 2号周堤墓周堤断面

墓域



写真 2-80 立石のある土坑墓（1号周堤墓） 墓域



写真 2-81 配石のある土坑墓（2号周堤墓） 墓域



写真 2-82 石棒〔長さ 57.0cm〕 墓域



写真 2-83 土偶〔上段：高さ 10.5cm〕等の出土品 墓域

014 大森勝山遺跡

墓域が分離することによって精神文化の変容を示す大規模な環状列石



図 2-74 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、日本列島北部青森県西部の弘前市に所在し、標高 143m から 145m の舌状丘陵上に立地する (写真 2-84、図 2-75)。遺跡から北東側眼下に津軽平野を、南西側には単独峰の岩木山の全景を眺望できる。後背地には豊かな森林資源が伴う落葉広葉樹の森が広がる場所である (図 2-76)。

環状列石は、定住成熟期後半 (ステージ III b) に位置づけられ、墓地であるとともに祭祀・儀礼の空間でもあり、周辺に近接して環状列石がないため、広域にわたる複数の集落によって形成、維持管理された祭祀場と考えられ、精神文化の発達を顕著に示している。

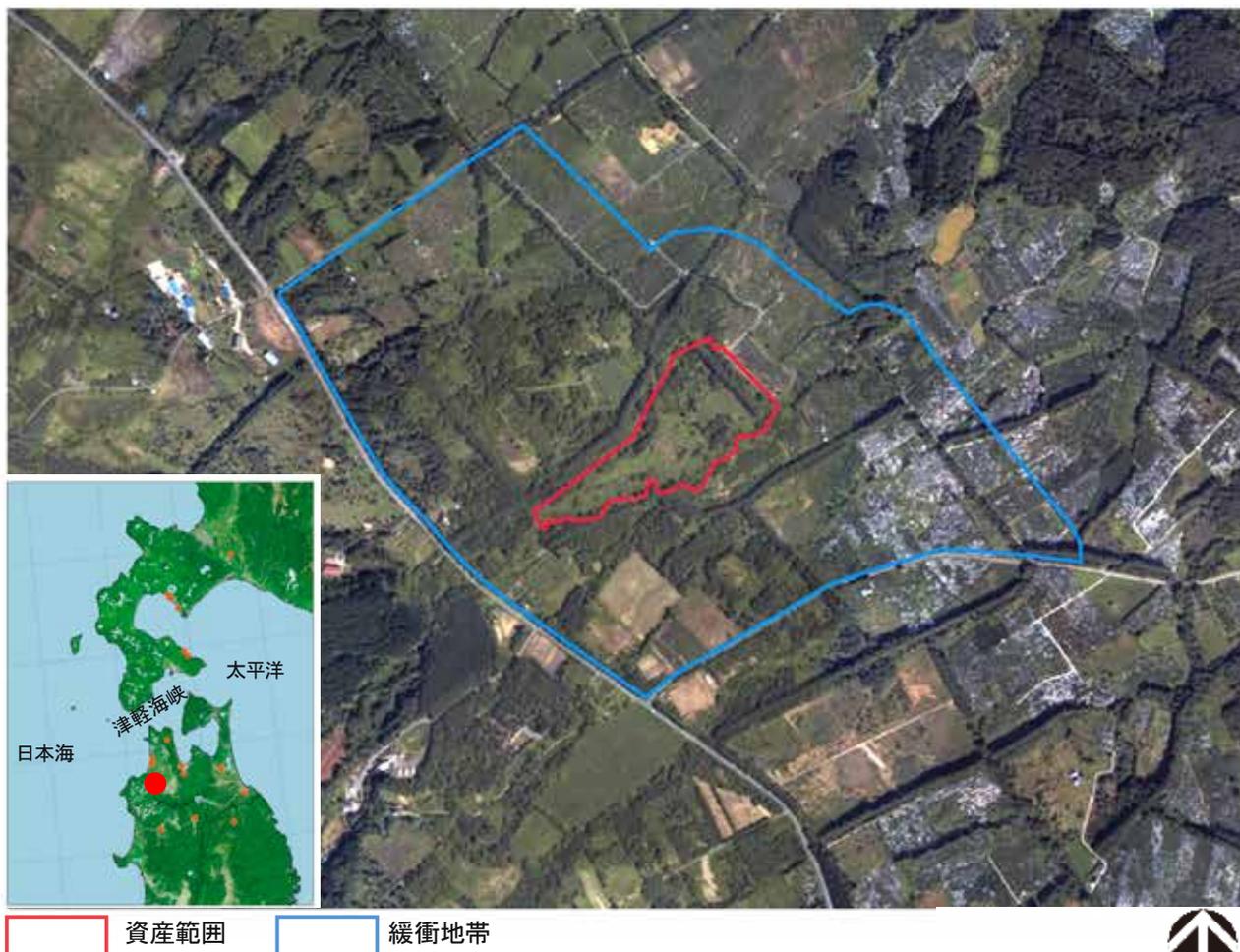
環状列石は、台地上を整地した後、円丘状に盛土し、その縁辺部に 77 基の組石を配置することにより円環が形成されている (図 2-77、写真 2-88 ~ 2-90)。組石を構成する石には、主に南北両河川から供給された輝石安山岩が用いられている。台地上には環状列石のほか、岩木山と環状列石との軸線上にあたる台地南西端に大型竪穴建物跡 1 棟、環状列石周辺に土器埋設遺構 (写真 2-87)、屋外炉、捨て場などが確認されている。明確な墓域が確認されないことから、墓域は別の場所に形成されたものと考えられる。

また、土器、石器、祭祀用である岩版・石剣なども出土し、中でも、環状列石及びその周辺から約 250 点出土した円盤状石製品 (写真 2-91) は、使用方法は明確ではないが、環状列石と関連する何らかの祭祀・儀礼用と考えられる特徴的な遺物である。

本構成資産は、定住の成熟期後半 (BCE1,000 年頃) 環状列石を主体とする祭祀遺跡であり、山岳地帯における生業と高い精神性を示す重要な遺跡である。



写真 2-84 全景 (北東側から)



構成資産 014 .. 大森山遺跡

図 2-75 構成資産と緩衝地帯の範囲

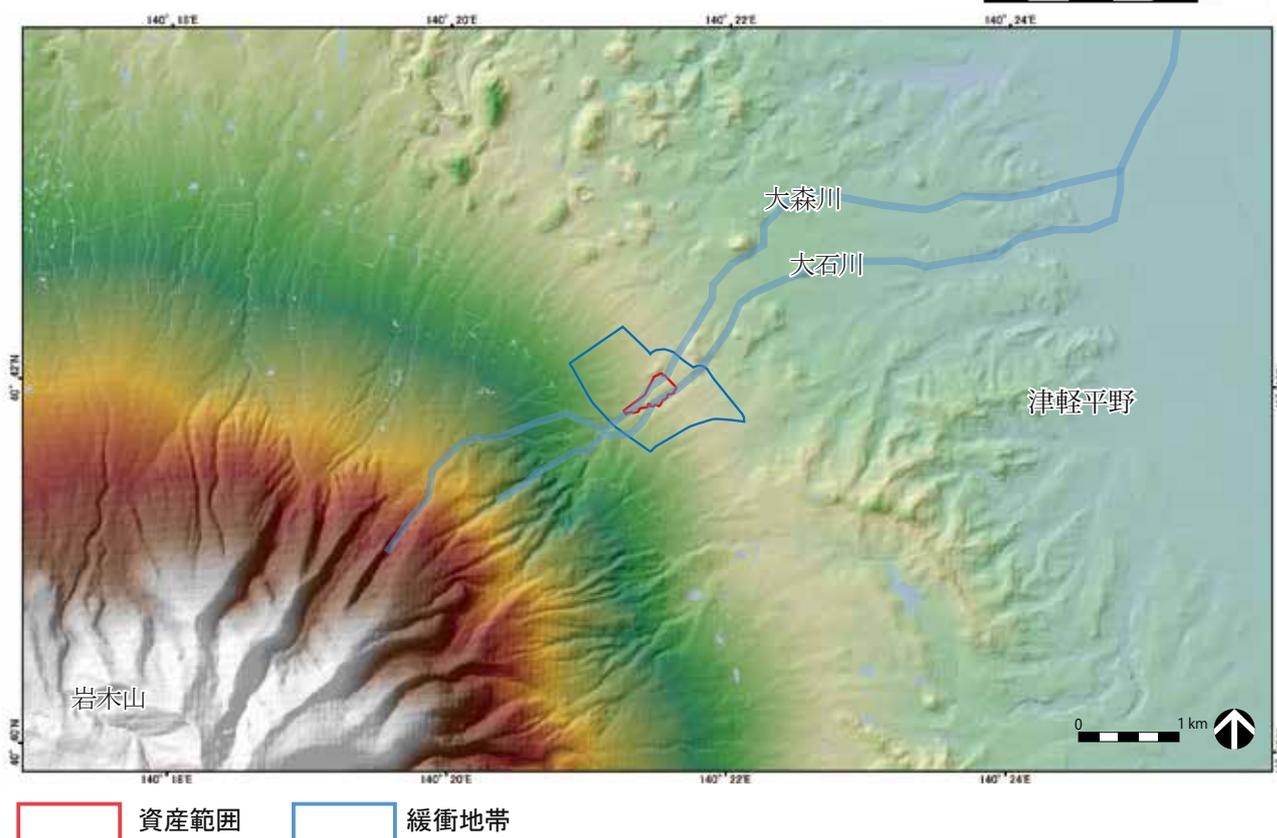


図 2-76 周辺環境



図2-77 遺構配置図

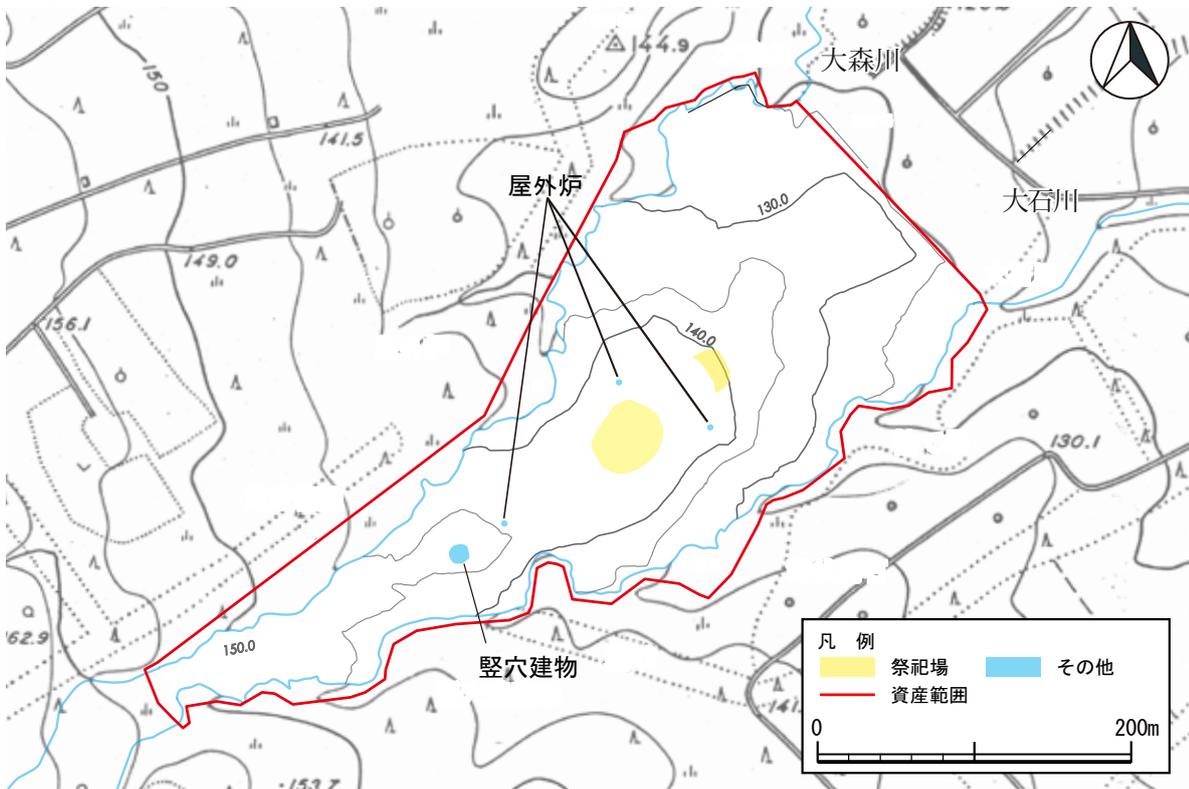


図2-78 遺構概念図



写真 2-85 環状列石全景 祭祀場



写真 2-86 冬至の日没 祭祀場



写真 2-87 土器埋設遺構 **その他**



写真 2-88 組石遺構 **祭祀場**



写真 2-89 組石遺構 **祭祀場**



写真 2-90 組石遺構 **祭祀場**



写真 2-91 円盤状石製品 **祭祀場**

015 高砂貝塚

貝類・魚類・海生哺乳類などの水産資源に恵まれた共同墓地の遺跡



図 2-79 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、北海道南西部の洞爺湖町に所在し、内浦湾を望む標高約 10mの低地に位置する(写真 2-92、図 2-80)。水産資源豊富な内浦湾に面し、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である(図 2-81)。

遺跡は、定住成熟期後半(ステージ III b)に位置づけられ、低地の南西側縁辺部を中心として貝塚(写真 2-93)及び墓域が形成されている(図 2-82.2-83)。墓域は、土坑墓(写真 2-94)と配石遺構(写真 2-95)で構成され、土坑墓は、土器や石器、石製品などの副葬品を伴い、ベンガラが散布されている。他に、抜歯の痕跡が認められる例や胎児骨を伴う妊産婦の墓もある。配石遺構では、土偶や供献土器などが発見され、この地域における葬送や祖先崇拜など高い精神性を示している(写真 2-96)。

貝塚からはタマキビ・ホタテ・アサリなどの貝類、ニシン・カレイ・マグロなどの魚類、エゾシカ・イルカなどの哺乳類が出土しており、特にアサリやカレイが多くみられることから、貝塚周辺には砂浜が発達していたとともに、一時的な寒冷化も示している。漁労具では鹿角製の銚頭も発見されており活発な漁労が行われていた。

本構成資産は定住成熟期後半(BCE1,000年頃)の貝塚を伴う共同墓地であり、沿岸地域における生業と高い精神性による祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。



写真 2-92 全景(南東側上空から)



図2-80 構成資産と緩衝地帯の範囲

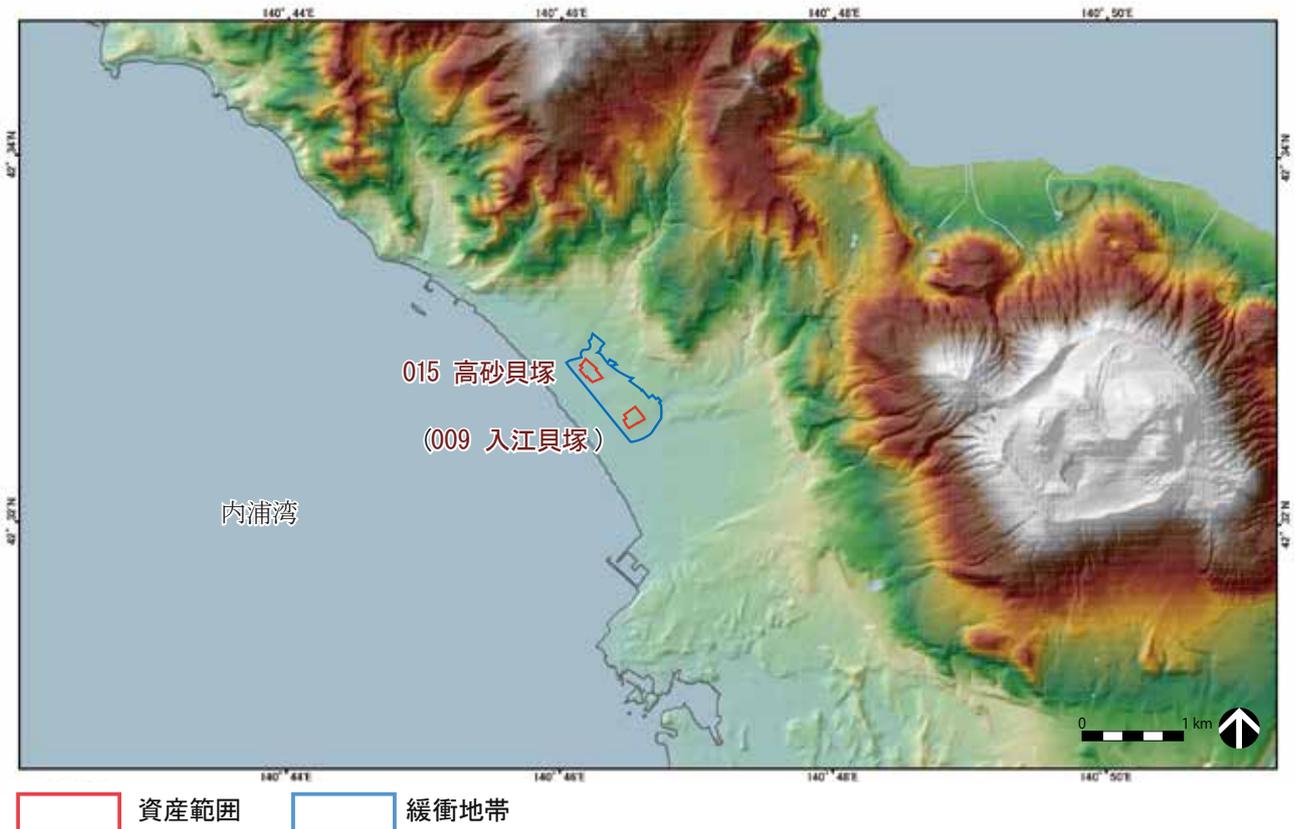


図2-81 周辺環境

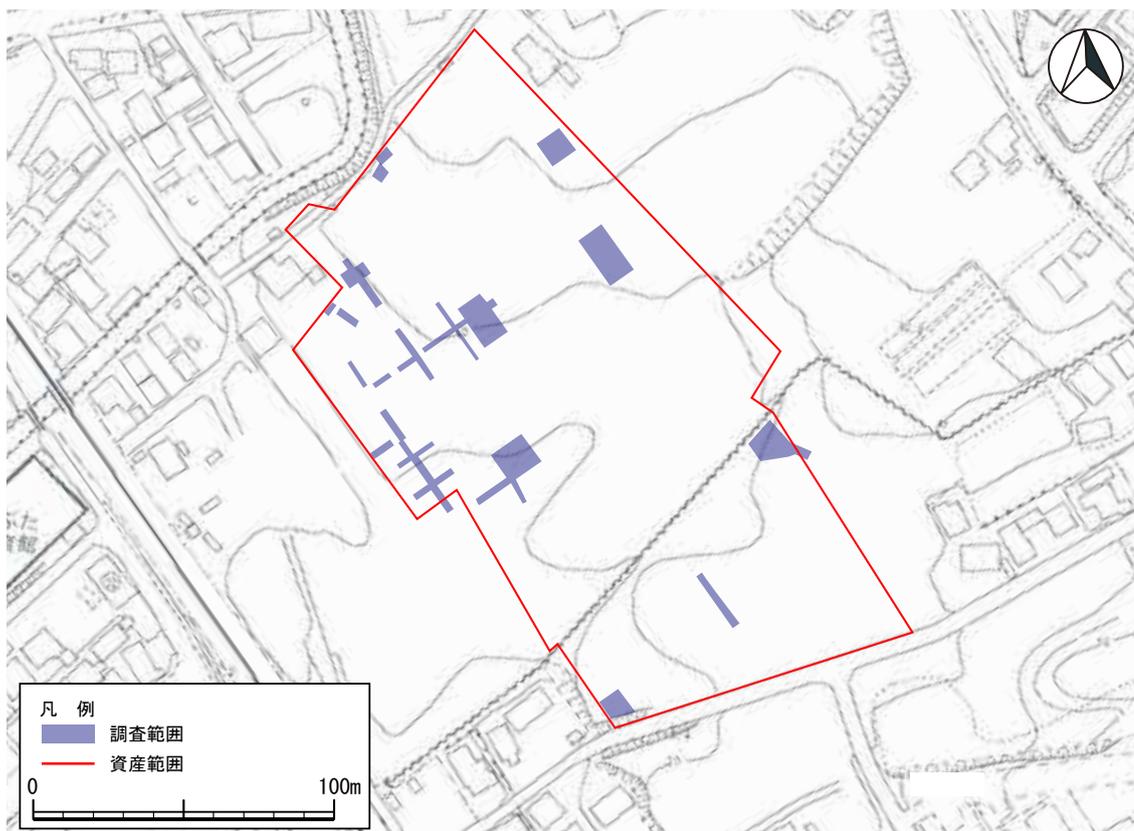


図 2-82 調査区位置図

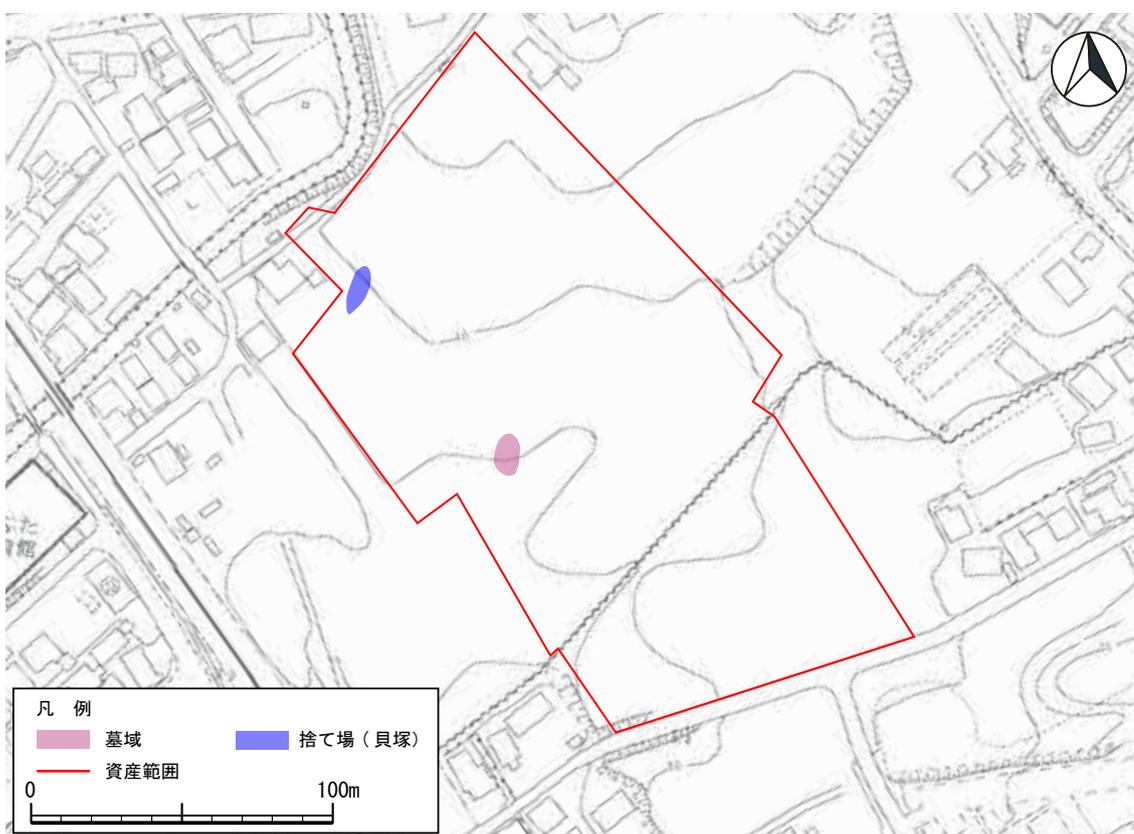


図 2-83 遺構概念図



写真 2-93 貝塚 捨て場



写真 2-94 埋葬状況 墓域



写真 2-95 配石遺構 墓域



写真 2-96 土偶〔左：縦 6.8cm〕 墓域

016 亀ヶ岡石器時代遺跡

芸術性豊かな土偶や多彩な副葬品が出土した大規模な共同墓地の遺跡



図 2-84 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、日本列島北部青森県津軽半島西側のつがる市に所在し、岩木川左岸の標高7～18m程度の丘陵上に立地している(写真2-97、図2-85)。海進期に形成された内湾である古十三湖の汽水域に面し、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である(図2-86)。

遺跡は、定住成熟期後半(ステージIII b)に位置づけられ、土坑墓が多数群集していることから周辺の小規模集落とともに構築、維持・管理した共同墓地と考えられ、高い精神性を顕著に示している(図2-87、2-88)。

土坑墓は盛土や底部の溝を有し、土器等の供献品、玉などの副葬品が出土する(写真2-99)。墓域は長期間にわたって構築されていることから祖先崇拜が継続して行われたことを示している。さらに台地周囲の低湿地には祭祀場としての捨て場が形成され、漆塗り土器や漆器、植物製品、玉類などが多数出土している(写真2-100)。墓域と祭祀場が離れた場所に構築されていることは明白である。また、遺跡西北端からは共同墓地を維持・管理するためと思われる竪穴建物跡も確認されている(写真2-99)。

豊富な出土品の中でも大型土偶(国指定重要文化財)は、その眼部の表現が「遮光器土偶」の名称の起りとなったことで知られている(写真2-101)。

また、発掘調査によって出土したクリ・クルミなどの堅果類、魚骨や動物骨、狩猟具や加工具から採集・狩猟が主な生業であつてことを示している。

本構成資産は、定住成熟期後半(BCE1,000年頃～BCE400年頃)の大規模な共同墓地であり、高度な精神文化を示すとともに内湾地域の汽水域における生業及び高い精神性による祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。



写真2-97 全景(東側上空から)

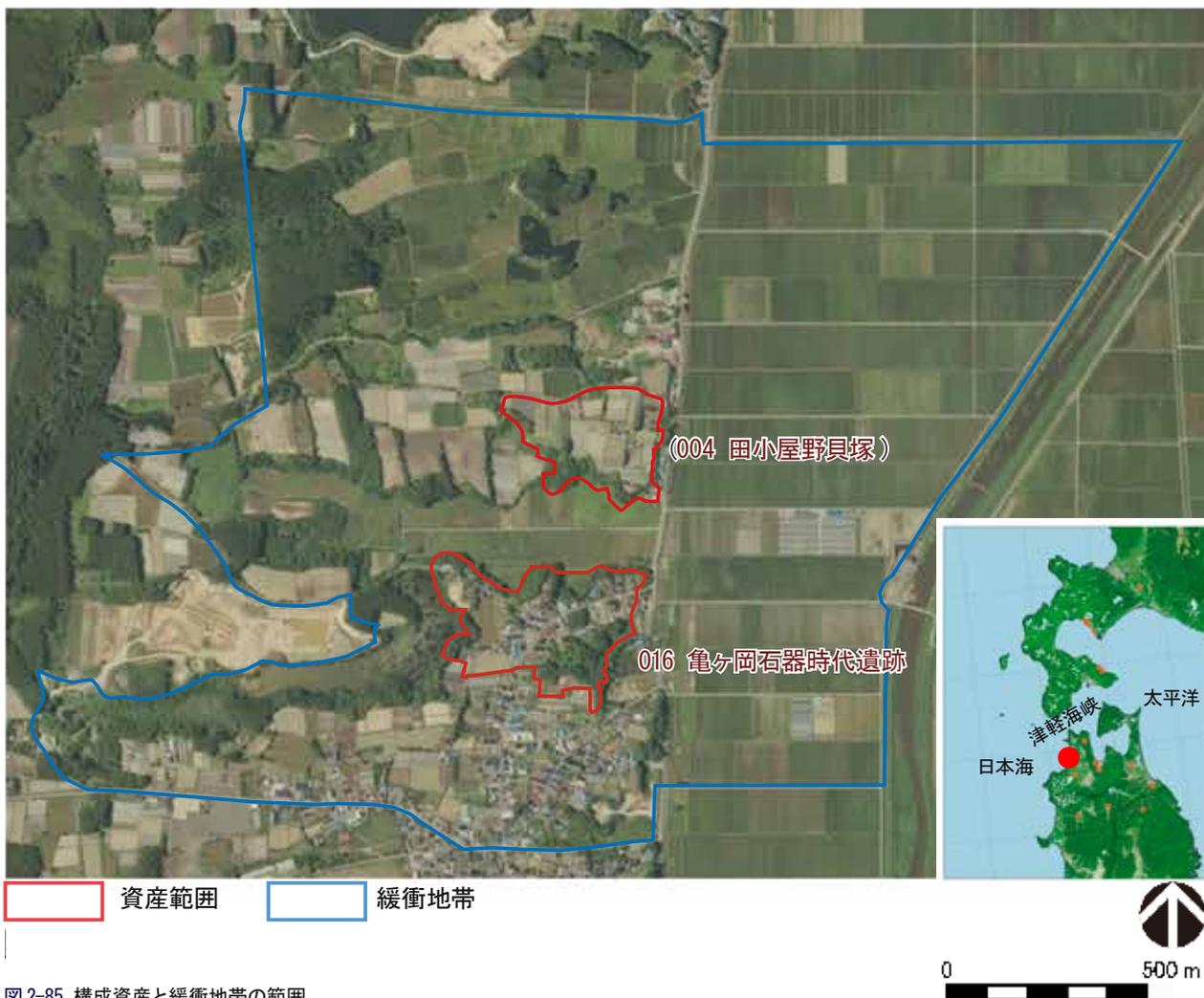


図 2-85 構成資産と緩衝地帯の範囲

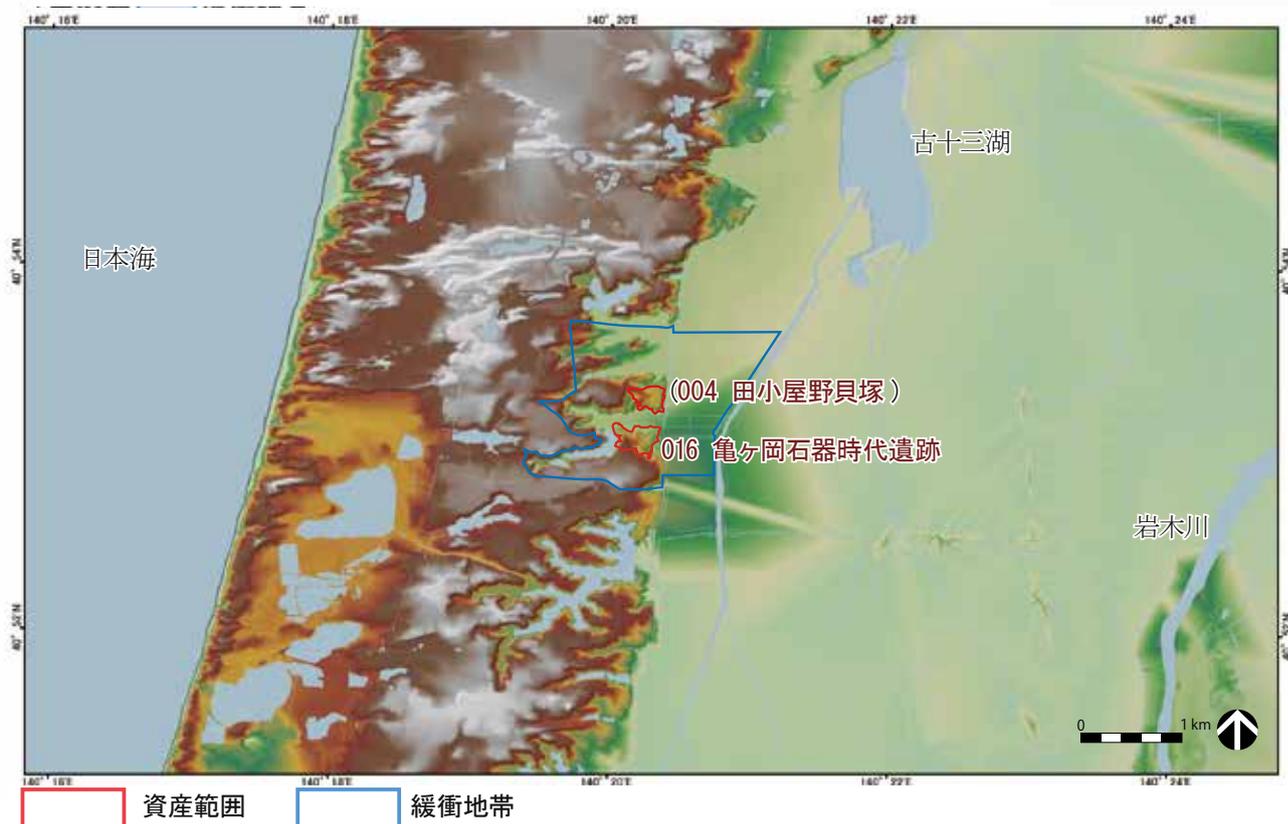


図 2-86 周辺環境

構成資産 016 .. 亀ヶ岡石器時代遺跡

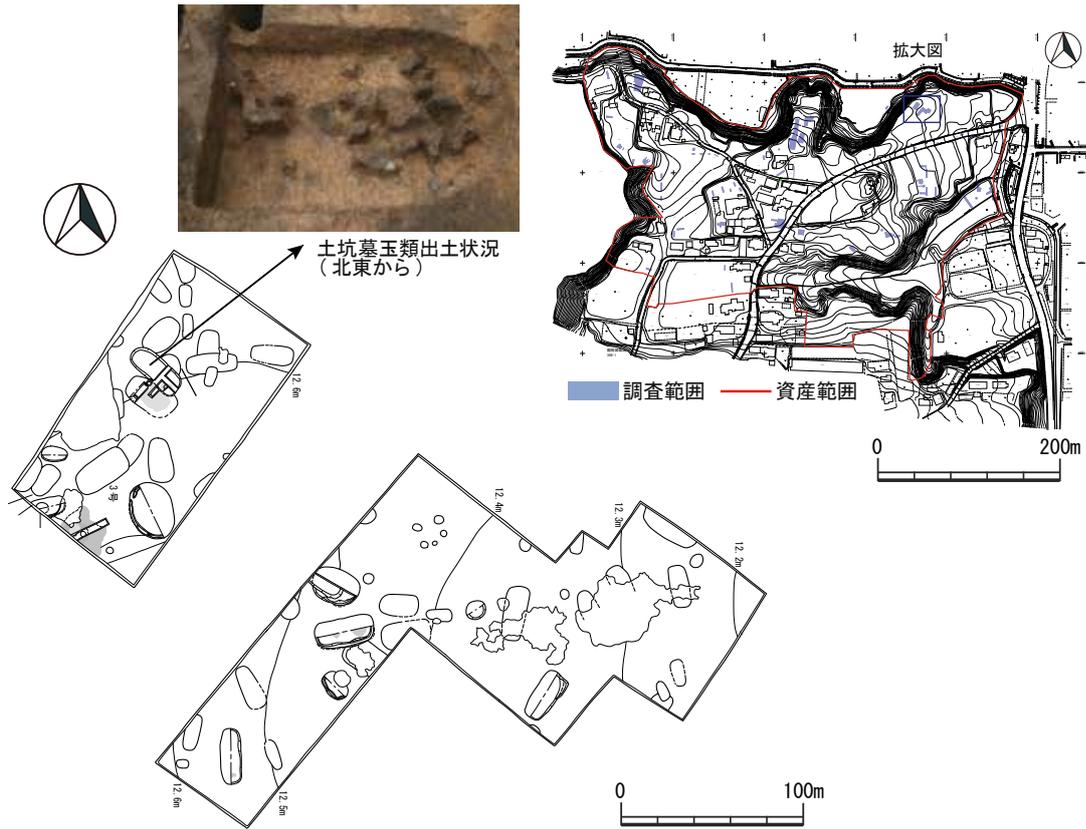


図2-87 遺構配置図

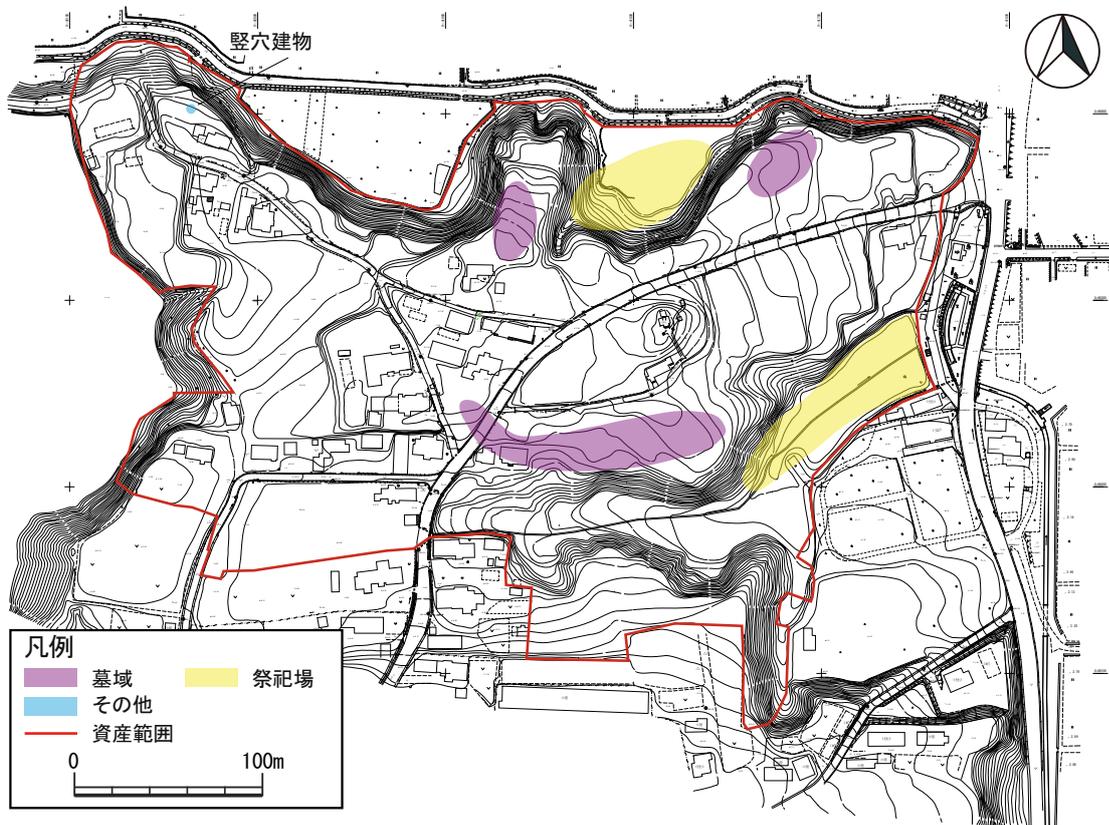


図2-88 遺構概念図



写真 2-98 竪穴建物跡 その他



写真 2-99 土坑墓と副葬された玉類〔右上〕 墓域

構成資産 016 .. 亀ヶ岡石器時代遺跡



写真 2-100 漆塗土器〔左：高さ 12.0cm〕 祭祀場



写真 2-101 土偶〔高さ 34.5cm〕 青森県西津軽郡木造町亀ヶ岡出土 東京国立博物館 Image: TNM Image Archives 祭祀場

017 是川石器時代遺跡

竪穴建物・土坑墓・水場・捨て場などの多様な施設を伴う集落遺跡



図 2-89 本構成資産の定住ステージ

本構成資産は、日本列島北部青森県東部の八戸市に所在し、新井田川左岸の南北の沢に挟まれた標高 10 ～ 15mの段丘上に立地する(写真 2-102、図 2-90)。食料となるサケ・マスが遡上し、捕獲できる河川近くで、後背地には豊かな森林資源を伴う落葉広葉樹の森が広がる環境である(図 2-91)。

集落は、定住成熟期後半(ステージⅢ b)に位置づけられ、竪穴建物は少ないものの、墓の数が多く、墓域も広い。さらに祭祀場の可能性がある捨て場、配石や盛土などの多様な遺構も見つかっている。捨て場は墓域から分離して墓域の南北の谷地形に形成されており(図 2-92、2-93、写真 2-105)、土器や土偶などがまとまって出土したことから、祭祀・儀礼が活発に行われたものと考えられ、高い精神性を示している。漆製品(写真 2-106、2-107)のほか、弓やヤスなどの狩猟具・漁労具・その他の道具類も出土し(写真 2-108～2-110)、生業の内容や高度な工芸技術の様子を知ることができる。

また、内水面用の漁労具や加工具、クリ・クルミ・トチなどの堅果類、スズキやマグロなどの魚骨が出土しており、当時の環境とともに狩猟・採集・漁労を生業としていたことがわかる。また、沢には貯木や堅果類の加工などを行った水場も見つかっている。

本構成資産は、定住成熟期後半(BCE1,000年頃～BCE400年頃)の多様な施設を伴う集落であり、河川流域における生業及び高い精神性による祭祀・儀礼の在り方を示す重要な遺跡である。



写真 2-102 全景(北側上空から)

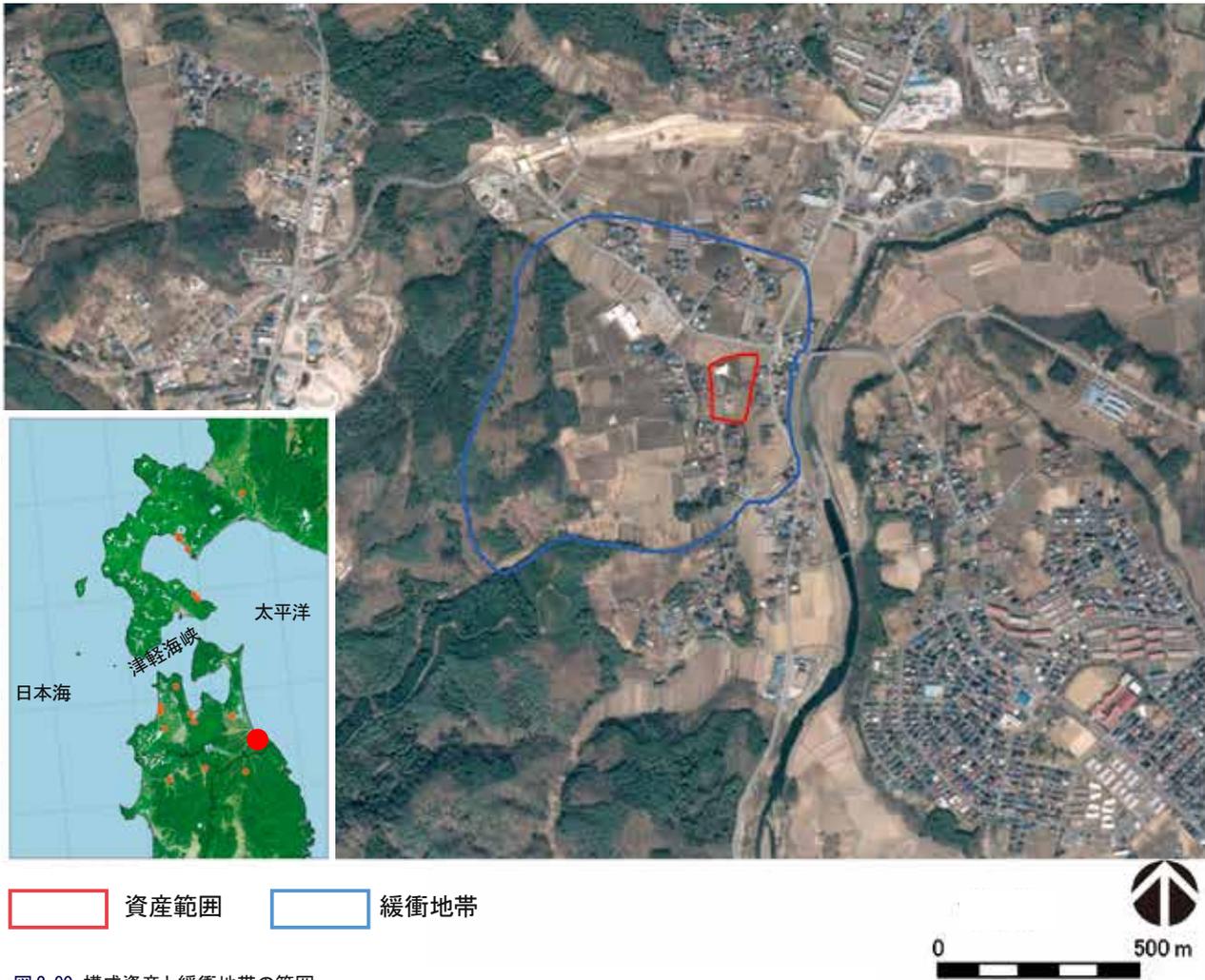


図2-90 構成資産と緩衝地帯の範囲

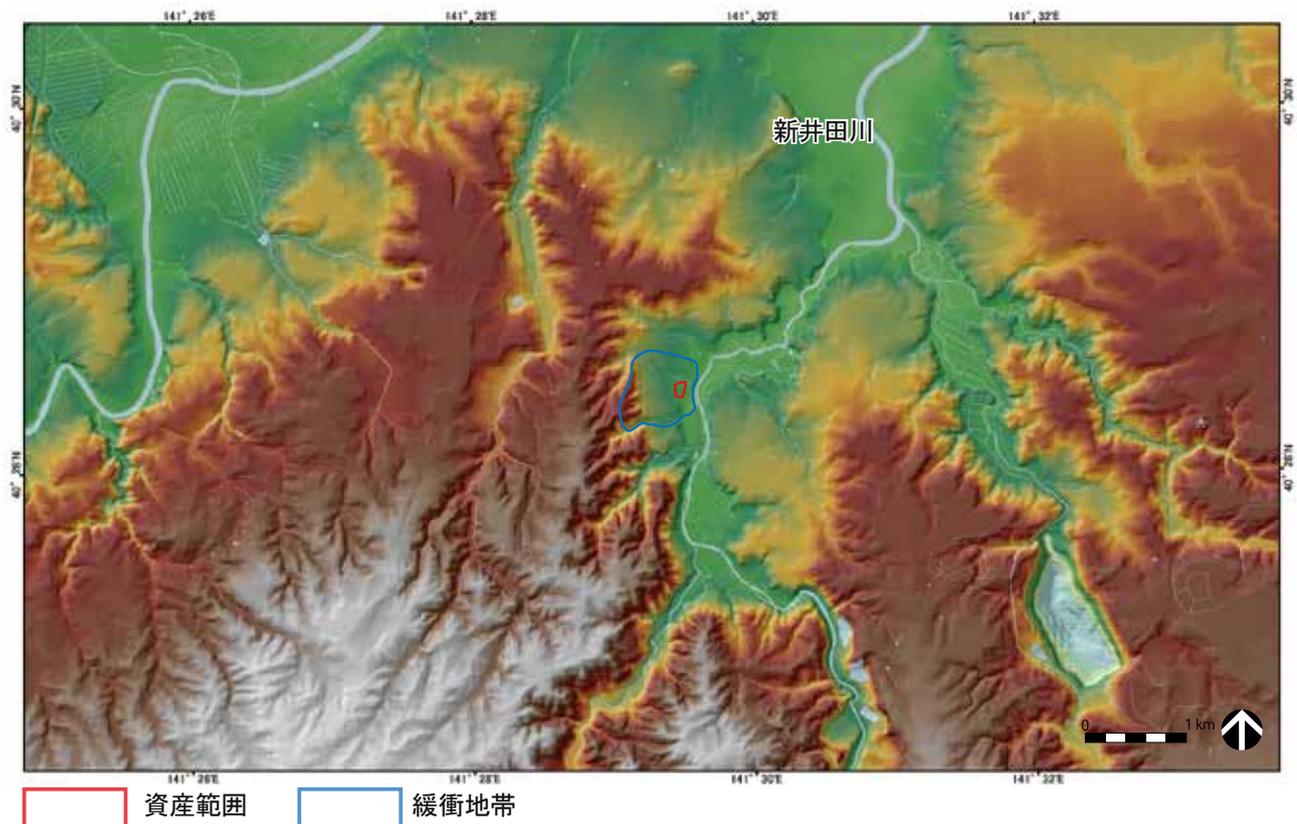
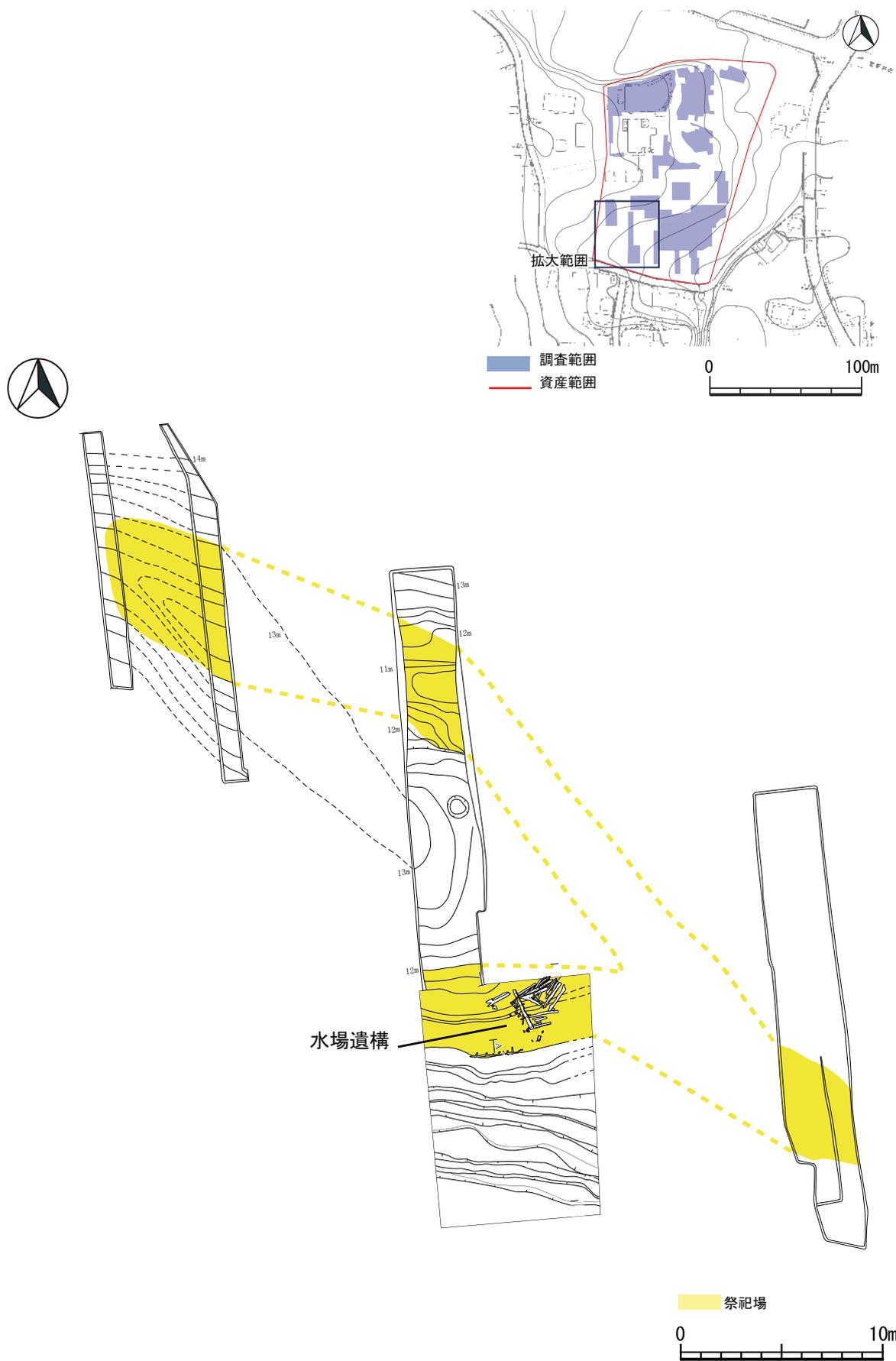


図2-91 周辺環境

構成資産 017 .. 是川石器時代遺跡



出土遺構

図2-92 遺構配置図

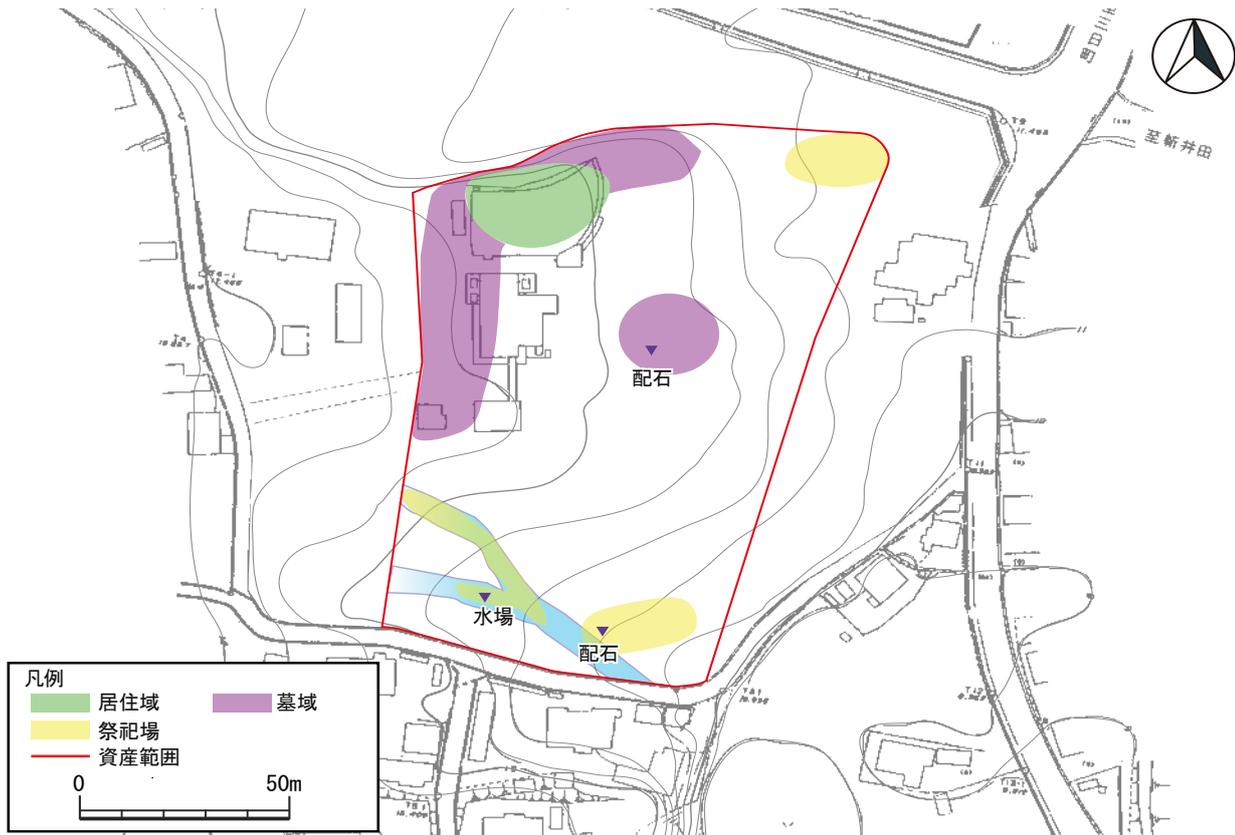


図2-93 遺構概念図



写真 2-103 竪穴建物跡 居住域



写真 2-104 赤い顔料が付着した人骨と土坑墓 墓域



写真 2-105 水場遺構 祭祀場



写真 2-106 装身具と編布〔櫛：長さ 12.0cm〕 祭祀場



写真 2-107 赤色漆塗り土器〔注口土器：幅 11.9cm〕 祭祀場



写真 2-109 ヤス〔長さ 51.0cm〕 祭祀場



写真 2-108 石斧柄〔長さ 68.2cm〕 祭祀場



写真 2-110 土偶〔高さ 20.0cm〕 祭祀場

2.b 歴史と発展

2.b.1 資産の歴史と発展

1-1 自然の歴史

1-1-1 旧石器時代の北東アジア

推薦資産は日本列島における時代区分では縄文時代に属する。

縄文時代以前の旧石器時代は、ヴュルム氷期 (BCE68,000年頃～BCE13,000年頃) の末期にあたる寒冷な気候であった。

気温は現在よりも7度ほど低く、海水面は120m前後低下していたため陸橋が発達し、本州は九州・四国と一体となって古本州島を形成していた。北海道はサハリン島と繋がり、アジア大陸の北東部から南に伸びる半島の先端となっていた (図2-94)。

海水準の低下により海流は鈍化しており、寒流の親潮が津軽海峡を通過して日本海に流れ込む程度で、対馬海峡もほぼ閉じていたため暖流の対馬海流の流入も僅かであった。閉ざされた日本海は栄養素が低く、生物の生息に厳しい状態であった。また、森林は亜寒帯気候のもとゴヨウマツやモミなどの針葉樹の疎林及び草原が広がる程度で、食料となる山菜や堅果類などの森林資源は乏しかった。

日本列島には BCE38,000年頃に狩猟具を携えた人々が、主要な食料資源であるマンモスやオオツノジカなどの大型動物を求めて大陸から古北海道に南下してきた。当時の人々は、集団単位で遊動生活を営んでいたため、特定の場所に長期間滞在することはなく、集落を形成することもなかった。土器はまだなく、石器・骨角器・木器が基本的な道具であった。

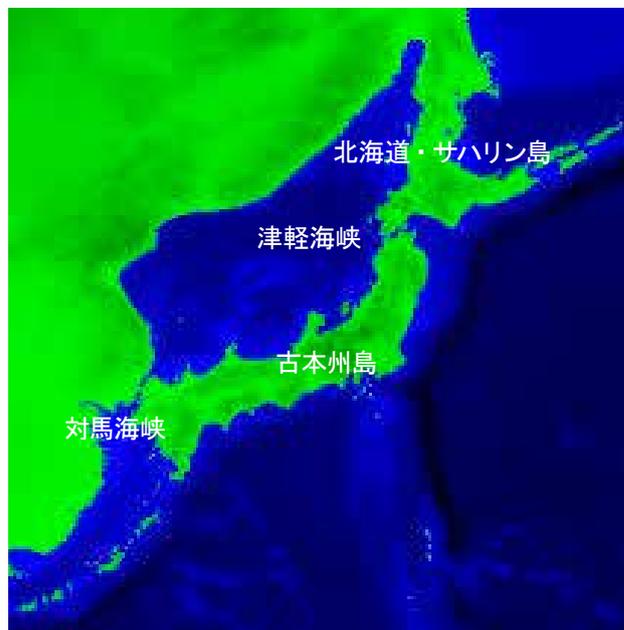
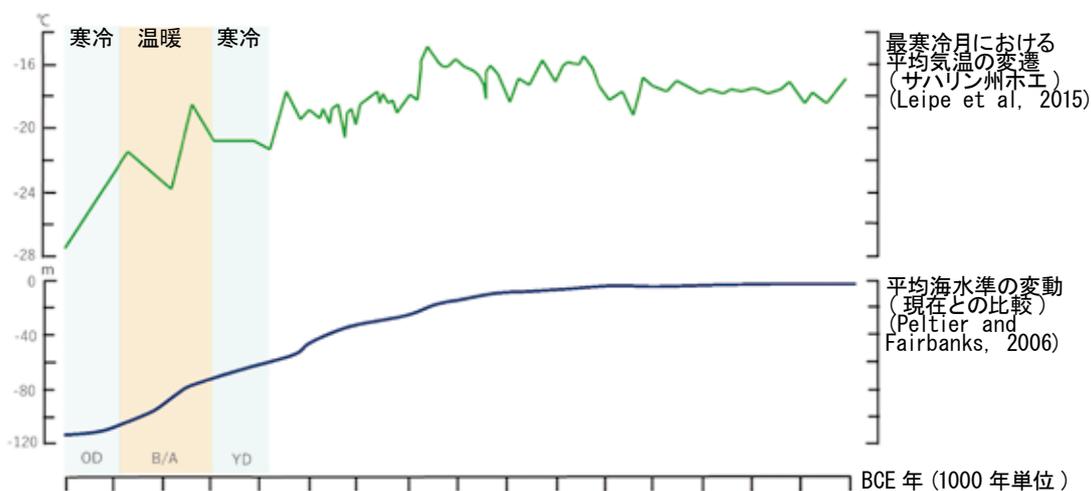


図2-94 旧石器時代の日本列島



※ ODはオールド・ドリラス期、B/Aはベーリング/アレレード期、YDはヤンガー・ドリラス期

図2-95 気候 (上) と海水準 (下) の変動

1-1-2 温暖・湿潤な気候の開始

BCE13,000年頃にベーリング/アレレード期(B/A)と呼ばれる世界規模の温暖化が進行する。温暖化とともに海水面が120mほど上昇し(図2-95)、古北海道はサハリンから離れて島となった。また、九州島と朝鮮半島とを隔てる対馬海峡が大きく開いて活発化した暖流の対馬海流が日本海を北上し、一部が津軽海峡を通過して太平洋に流れ出るようになった。一方、太平洋側は暖流の黒潮が北上し、北東北沖で寒流の親潮と交差するようになった。このことによって、冬は大陸からの冷たい季節風が対馬暖流より上がる水蒸気とぶつかって大雪を降らせ、夏は黒潮の影響で多雨になるなど、日本列島は寒冷・乾燥した気候から温暖・湿潤な気候に変化した。

急激な温暖化の後、BCE11,000年頃にヤンガー・ドリアス期(YD)と呼ばれる一時的な寒冷化(亜氷期)が訪れ、ヨーロッパ等では遺跡数が減少するなど影響が見られるとされているが、日本列島は暖流に挟まれていたために寒冷化の影響が少なかったと考えられている。BCE7,000年頃には温暖化のピークを迎え、海水面が上昇し汀線が内陸に入り込む縄文海進が進んだ(図2-96)。安定した気候が長期間続くなか、BCE2,300年頃に一時的な冷涼化が起きるが、すぐに回復して現在とほぼ同じ気候となり、BCE1,000年頃に再び冷涼化するなど、数回の気候変動があったことも知られている。

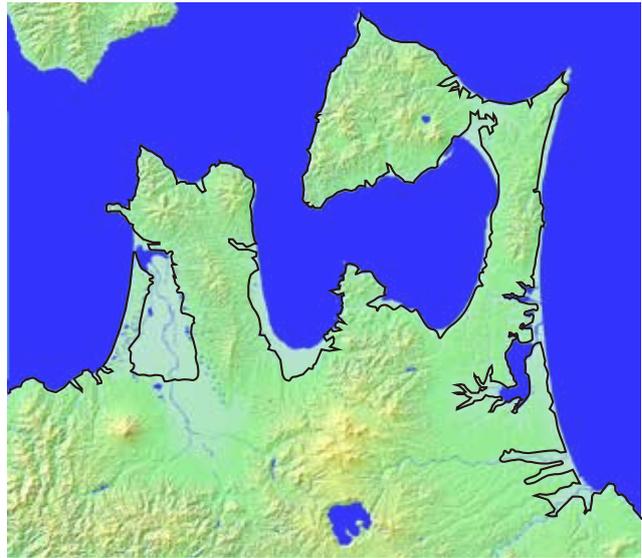


図2-96 海進期の日本列島本州北部の海岸線

1-1-3 豊かな森林資源の出現

温暖・湿潤な気候に変化するなかで従来の針葉樹林が減少し、ミズナラ・ブナなどが茂る落葉樹林へと大きく変化した。その結果、森は堅果類や山菜などを豊富に確保できる天然の食料庫となった。特に北海道島南部から北東北では、北方ブナ帯と呼ばれる冷温帯広葉樹の森が広がり、ブナ林が人間の活動領域である平地から海岸線間際まで広く分布していた(図2-97)。

ブナ林はミズナラ・クリなどが混成する森であり、ブナの実をはじめ、クリ・クルミ・ドングリなどの堅果類の他、中低木のクワ・ヤマブドウ・ニワトコなどのベリー類が共存し、さらにその下にはゼンマイやキノコなどのシダ類や菌類が生育していた。また、こうした植物資源を求めてシカ・イノシシ・ノウサギなどの動物が生息するなど、生物多様性に富んだ環境が保たれていた。また、降雨等によって森林の栄養素が河川を通じて内湾等に流れ込み、水産資源の増加につながった。

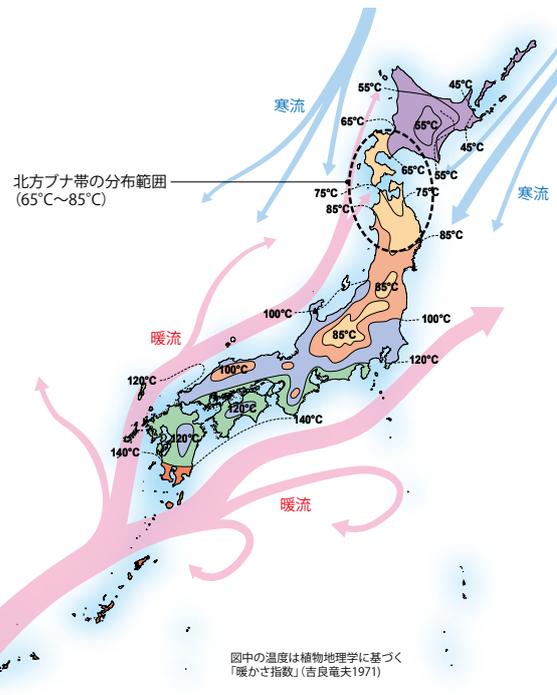


図2-97 海流とブナ林

※図中の温度は植物地理学に基づく「暖かさ指数(吉良竜夫 1971年)」

1-1-4 寒流・暖流が運ぶ水産資源

海水面の上昇による遠浅な内湾の出現や海流の活発化によって、海はアサリやハマグリなどの貝類や、サケやマスなどの回遊魚が捕れる漁場となった。特に北海道から北東北は日本海で対馬海流（暖流）とリマン海流（寒流）、太平洋で黒潮（暖流）と親潮（寒流）が交差するため、マグロ、ブリなどの暖流魚だけでなく、サケ・マスなどの寒流魚が回遊してくるという特徴がある。

サケは母川回帰性が強く、秋には大群が母川に帰ってくる。川を遡上したサケは保存食として利用され、越冬のための食料を毎年手軽に確保できる。また春にはサクラマスが川を遡上してくる（図2-98）。加えて内湾にはクジラやオットセイなどの海棲哺乳類も回遊するなど、海洋性食料の確保に優位な環境がある。

北海道・北東北はブナ林が育む森林資源が人々の活動領域である平野部や海岸線まで広がり、春や秋の食料確保に大きく寄与するとともに、夏や冬など森林資源が減少する季節には海洋等の水産資源が利用され、加えてサケ・マスなどの寒流魚が回遊し川を遡上するなど、通年で安定した食料が確保できる最適な環境のもと、採集・漁労・狩猟を生活基盤とする人々の生活は長く継続した（図2-99）。

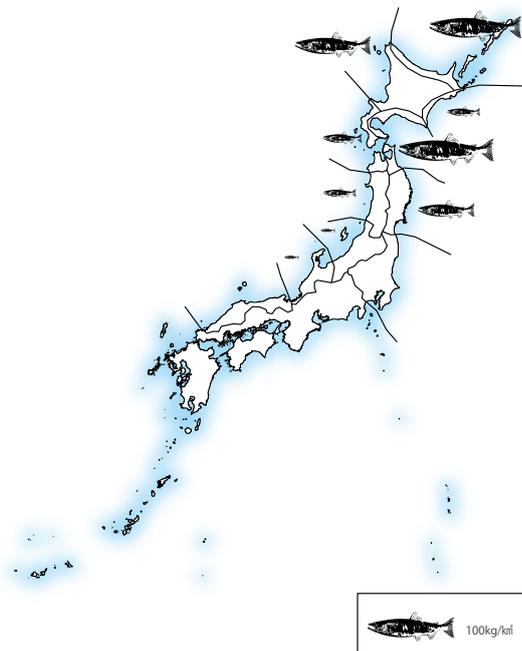


図2-98 1887年のサケ・マスの資源量
※「(秋道智彌 1992年)」をもとに作成

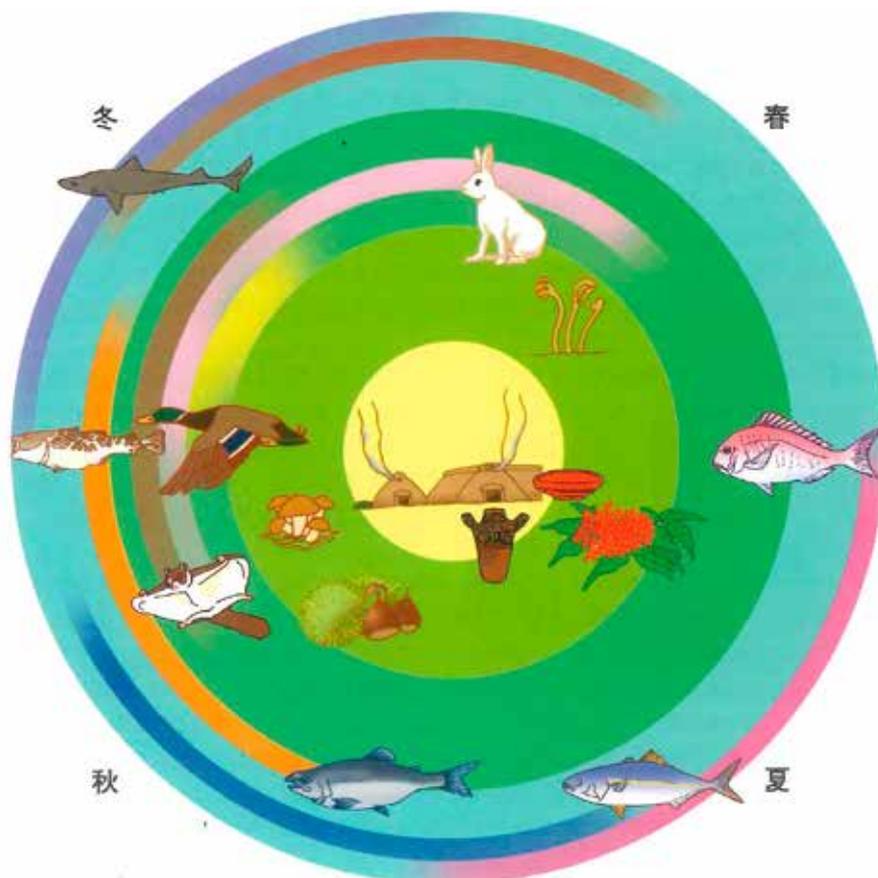


図2-99 集落遺跡(006 三内丸山遺跡)における食料の状況

1-2 北海道・北東北における人々の暮らし

1-2-1 定住の開始

BCE13,000年頃に急激な温暖化・湿潤化が地球規模で進むと、日本列島は海面上昇により大陸から切り離された。針葉樹から落葉樹へと植生が大きく変化し、堅果類の増加や暖流・寒流に伴う回遊魚が出現すると、これらの新たな食料資源を利用するために、この地域では列島各地に先駆けて煮沸用の土器が出現した。重量があり壊れやすいため遊動生活に適さない土器の出現は、人類が定住を宣言し、新たな文化の幕開けを告げるものであった。北東アジアで最古の土器片が出土した **001 大平山元遺跡**では、竪穴建物などの本格的な居住施設は伴わないものの、石器製作や調理に用いた土器の分布範囲によって、当地において定住が開始したことを示している(図2-101)。この時期は祭祀・儀礼空間が遺構として確認されておらず、精神文化の在り方が未分化であり、その後の展開の前段階と位置づけることができる(ステージIa)。この時期の遺跡は沿岸及び河川流域に立地するものの(図2-100)、その数はきわめて少なく、土器を伴う遺跡は大平山元遺跡のみである(図2-102)。



図2-100 ステージIにおける立地環境



図2-101 ステージI aの集落構造

1-2-2 集落内の機能分化

寒暖の小変動を繰り返しながらも温暖化は進み、BCE7,000年頃には北海道南部・北東北では冷温帯落葉広葉樹林(北方ブナ帯)が人々の生活空間である平野部や海岸線まで広がった。冷温帯落葉広葉樹林は、生物多様性に富み豊富な食料資源があることから、長期間の安定した定住や集落の形成が可能となり、集落数が一気に増加した。また、海面上昇とともに潮流が活発化し、近海には様々な生物が生息するようになったこともあり沿岸地域に数多くの集落が作られた。海進の影響を受けにくい高台に立地する **002 垣ノ島遺跡**では住居数棟からなる集落が形成され、居住域と墓域の分離が明確となった(図2-103)。墓域の出現は、日常・非日常の空間の区別や土地に対するある種の執着の醸成とともに居住する集団の結びつきを強めることに大きく貢献し、祖先崇拜の形成にもつながったと考えられる(ステージIb)。

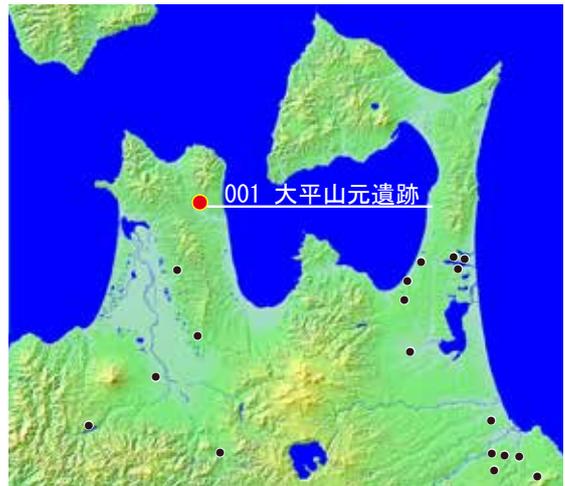


図2-102 ステージI aの遺跡分布(BCE15,000年頃)

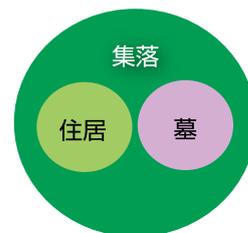


図2-103 ステージI bの集落構造

1-2-3 集落を構成する施設の多様化

その後も温暖化は継続し、BCE4,300年頃に海進はピークを迎える。この地域ではBCE4,200年頃に十和田火山が大噴火したが集落が消滅することではなく、ブナ林が持つ多様な森林資源の利用を背景に、後に一大勢力となる地域文化圏が成立し、クリやウルシなど有用植物の積極的な利用が盛んになった。BCE3,000年頃まで穏やかな気候が続くなか、定住が最も安定した。各集落は海岸部、湖沼地帯、河川域などで地域ごとにまとまっており(図2-104)、住居域、墓域に加え、定住を安定させるための貯蔵施設、衛生環境を保持するためと祭祀的性格を持つ捨て場が形成され、集落の構成要素が多様となった(図2-105)。

003 北黄金貝塚では豊富な貝類・魚骨・海獣骨が出土し、当時の自然環境の変化と人間の環境適応の実態とがわかる。**004 田小屋野貝塚**の捨て場からは使用可能な骨角器やベンケイガイの貝輪の未成品が多数出土しており、この時期の祭祀のあり方を示す。**005 ニツ森貝塚**では貝塚から破碎された土器等が出土しており祭祀場としての機能を示すほか、貯蔵穴が墓として転用されるなど、祭祀場の多様な在り方がわかる(ステージII a)。

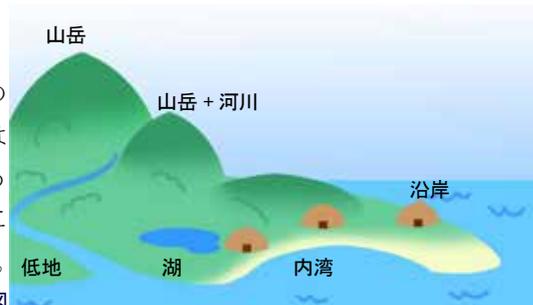


図2-104 ステージIIにおける立地環境

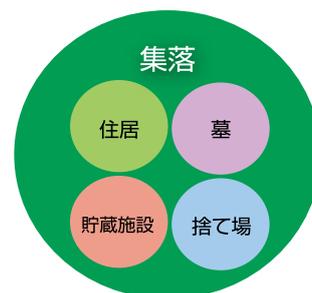


図2-105 ステージII aの集落構造

1-2-4 拠点集落の登場

BCE4,300年以降は次第に冷涼化するものの、気候は比較的安定していた。集落の中には存続期間が長く、多様な施設から構成される拠点集落が登場した(図2-106)。集落内の祭祀場はより多様化し、環状に配置された配石や組石遺構、小型の環状列石を伴う墓が登場し、盛土も大規模化する。引き続き葬送儀礼が活発に行われており、加えて長期間かけて形成される盛土も見られることから、同一の場所で世代を超えて祭祀・儀礼が行われていた。

また、貝塚からは人骨や獣骨、意図的に破壊した土器や石皿等が出土することがあり、不要なものを単純に廃棄するのではなく、祭祀的な活動も行われたと考えられている。**006 三内丸山遺跡**は多様な施設で構成された拠点集落であるとともに、祭祀に使われた道具が多数出土していることから、継続して祭祀・儀礼が行われたことがわかる。また、周辺に所在する同時期の小規模集落との対比(図2-107)から拠点集落の在り方がわかる。**007 大船遺跡**では大規模な盛土を形成したのちに盛土をはさむように貯蔵施設及び墓域を配置するなど、祭祀場を軸とした集落形成の在り方を示す。**008 御所野遺跡**では墓、盛土、配石遺構、掘立柱建物が分離して配置されるほか、土偶、土製品、石製品などの祭祀的な遺物とともに焼かれた獣骨や堅果類、焼土が出土しており、火を使った祭祀が行われていたと考えられる(ステージII b)。

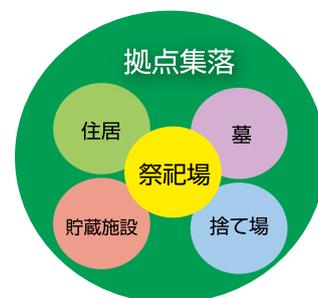


図2-106 ステージII bの集落構造

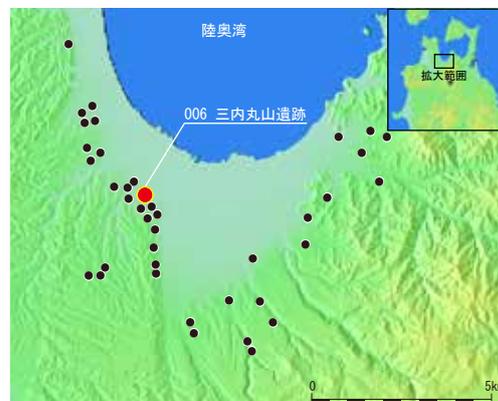


図2-107 006 三内丸山遺跡周辺の遺跡分布(ステージII b)

1-2-5 集落の小規模・分散化と顕著な祭祀場の成立

BCE2,200年頃の一時的な冷涼化の影響により、集落規模や居住環境が大きく変化した。集落は小規模化するとともに分散し、これまで生活空間としての利用が少なかった丘陵や山地への進出も行われるようになった(図2-108)。分散化した集落間の結びつき(紐帯)を強めるため、共通の祭祀・儀礼活動の拠点となる共同墓地又は環状列石といった規模の大きな施設の構築が盛んに行われた。これらは地域内の複数の集落によって共有される施設であり、祭祀場を中心に地域的なネットワークを形成するようになったことがわかる(図2-109、2-110)。これらの構築や維持・管理には多大な時間と労力を要し、複数の集団が協働して計画的に行ったと考えられることから、地域社会が成熟、充実していたことを示すものである。009 入江貝塚は共同の祭祀場や墓地を支えた集落の典型である。010 小牧野遺跡は複雑な配石構造を持つ単独の環状列石、011 伊勢堂岱遺跡は多量の祭祀具を伴う4つの環状列石、012 大湯環状列石は同心円配置を示す遺構群から成る規則的な構造を有した2つの環状列石であり、併せて環状列石の多様な在り方を示すほか、いずれも墓域を伴う。一方で近接して集落はなく、この時期の精神文化の在り方がわかる(ステージIII a)。

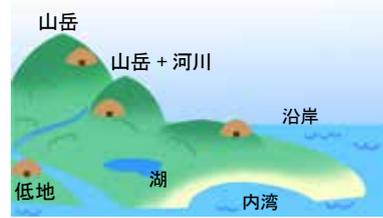


図2-108 ステージIIIにおける立地環境

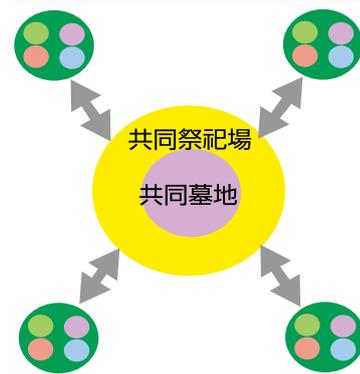


図2-109 ステージIII aの集落構造と集落分布

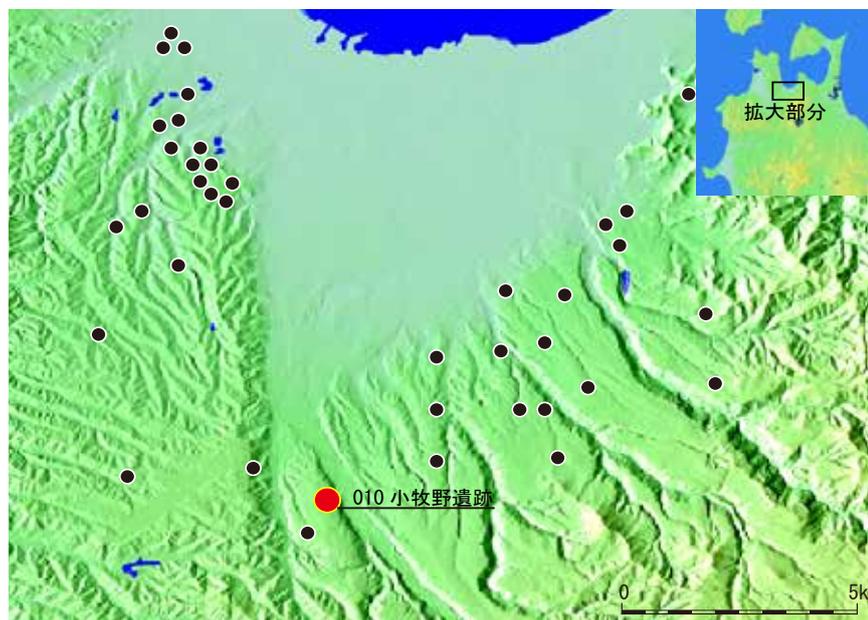


図2-110 環状列石(010 小牧野遺跡)周辺の遺跡分布(ステージIII a)

※青森平野周辺では環状列石があるのは、010 小牧野遺跡のみ

1-2-6 祭祀場と共同墓地との分離

BCE1,000年頃に再びやや冷涼な気候となった。このため、集落の減少及び小規模化も継続した。この地域では引き続き、集落の結びつき（紐帯）を深めるため共通の祭祀・儀礼の拠点となる施設を構築する。墓域は集落構成から離れて形成され、多様な祭祀・儀礼の中でも葬送に関する儀礼が特化し、独立したものと言える（図2-III）。

北海道では、大きな労力を必要とした大規模な土手で囲まれた共同墓地である周堤墓（013 キウス周堤墓群）が発達する。また、引き続き環状列石（014 大森勝山遺跡）が形成されるが、従来とは異なり墓域とは別に構築される。015 高砂貝塚は土坑墓と配石遺構から構成される共同墓地であり、土偶や供献土器を伴う土坑墓から墓前祭祀が行われたことがわかる。016 亀ヶ岡石器時代遺跡は審美性豊かな土偶や多彩な副葬品が出土する共同墓地の遺跡である。017 是川石器時代遺跡は竪穴建物、水場、捨て場など多様な遺構も検出され、この時期の集落の典型を示している。いずれの構成資産も、この時期の発達した精神文化の在り方を示している（ステージIII b）。

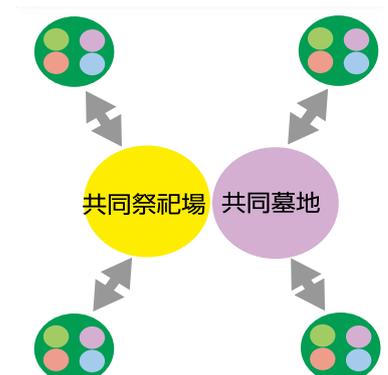


図2-III ステージIII bの集落構造と集落分布

1-2-7 縄文時代の終焉

BCE1,000年頃からアジア大陸から朝鮮半島を経由して北部九州に伝来した水稻農耕は、その後日本列島を北上するように伝播し、BCE400年頃になると北東北まで普及した。北東北地域においては、採集・漁労・狩猟を生業の基盤とする生活の特徴をなお強く残しながらも、最北端の農耕文化を形成したのに対して、北海道では寒冷な気候により水稻農耕に移行せず、それまでの採集・漁労・狩猟を生業の基盤とする生活に鉄器が加わって、新たに続縄文文化が形成された。

人々の生活の在り方を示す要素（遺構）

・ 竪穴建物

定住を示す普遍的な構築物であり、地面を掘削し半地下式の構造で、内部に炉を持つ。本資産においてはほぼ1万年以上継続して構築された。時代や地域によって大きさや形状などの違いがある。屋根の葺材は蘆荳のような植物質の材料のほか、土屋根もある。また、主に長軸が10m以上で複数の炉を持つ大型竪穴建物跡も確認されていて、最大の例が**006 三内丸山遺跡**から見つかっている。なお、環状列石や周堤墓の近傍から竪穴建物跡が見つかることがあるが、数がきわめて少ないことから、これらは居住用ではなく祭祀・儀礼などの施設の維持管理のためのものと考えられている。



写真2-111 竪穴建物跡 (006三内丸山遺跡)

・ 貯蔵穴

断面が袋状ないしはフラスコ状を呈する半地下式の土坑で、開口部の径が1m前後、深さが1～2m程度である。内部からトチやクリなど堅果類が確認されることから、それらを貯蔵していた遺構であることが推定されている。まれに人骨や動物骨が発見されることから、墓に転用されることもあったと考えられる。



写真 2-112 貯蔵穴 (006 三内丸山遺跡)



図 2-112 貯蔵穴の使い方

・ 水場

湧水や流水など生活用水の他、トチやコナラなどの堅果類のアク抜き処理、樹皮や木製品の貯蔵・加工等にも利用した施設で、**017 是川石器時代遺跡**からは沢をせき止めて水場としていた遺構が確認されている。**003 北黄金貝塚**の水場では石皿やすり石などの調理具が1,300個も見つかっており、日常生活とは異なる、廃棄に関する儀式や祭祀の場としても機能したと推定されている。



写真 2-113 水場遺構 (017 是川石器時代遺跡)

人々の生活の在り方を示す要素（遺物）

・土器

重量があり壊れやすいため、遊動生活に適さない土器の出現は、日本列島における人類の定住宣言であり、新たな時代の幕開けを告げるものである。土器の使用によって煮沸調理が定着し、可食食料の範囲が拡大した。また、食生活の安定だけでなく衛生環境も向上するなど、定住の開始や発展に大きく貢献することとなった。

さらに土器は人類が最初に獲得した加熱による化学変化を利用した画期的な容器であり、製作者のイメージどおりに自由に造形や装飾を表現できる可塑性を持つため、芸術性豊かな土器も多数製作されるようになった。また、土器の形態や文様は時代や地域性を顕著に反映するようになった。

世界最古級の土器が出土している本資産においては、構成する17遺跡すべてにおいて多数の土器が出土しており、1万年以上製作・使用された。



写真 2-114 ステージⅡの土器 (006 三内丸山遺跡)



写真 2-115 ステージⅢの土器 (017 是川石器時代遺跡)

・狩猟具

狩猟を主に支えた道具は、弓矢である。矢の先に取り付けられる石鏃は、この時代にもっとも大量に製作・消費された石器であり、弓矢を用いた中・小型動物の狩猟が行われていたことがわかる。石鏃は**001 大平山元遺跡**を含め全ての構成資産で出土していて、これらの17遺跡が1万年以上の長期間、一貫した方法で狩猟を行っていたことを裏付けている。弓や矢柄について**017 是川石器時代遺跡**で木製の弓が出土している他は極めて稀である。



写真 2-116 漆塗りの弓 (017 是川石器時代遺跡)



写真 2-117 石鏃 (001 大平山元遺跡)

・漁労具

動物骨や角から製作された骨角器の多くは漁労に用いられた。刺突による漁が行われたことを示すモリやヤスなどのほか、釣針なども出土している。また、骨ペラなどから、生活環境に応じて積極的に貝類を捕獲していたことも推定される。石錘は、扁平な川原石の両端を打ち欠き、それによって安定した懸垂力を得ることができた。そのため、特に河川や沿岸部に生息する魚類を捕獲するための網の錘として用いられた。河岸段丘上や湖沼近くに立地する遺跡において多数出土している。



写真 2-118 石錘 (002 垣ノ島遺跡)



写真 2-119 釣針 (009 入江貝塚)

・装身具

装身具類は、002 垣ノ島遺跡以降の各構成資産において製作されていた。009 入江貝塚、015 高砂貝塚では北海道に生息しないイノシシ、オオツタノハガイ製の道具が見つかっている。004 田小屋野貝塚は未完成のベンケイガイ製貝輪が多く出土したことから生産地であった可能性が高く、005 ニツ森貝塚からは当時の製作技術の高さをうかがわせる鹿角製飾り櫛が出土している。これらの骨角貝製品は、装身具として用いられることが多いと考えられ、一部は墓に副葬されたり祭祀に用いられられたりした。



写真 2-120 猪牙製装身具 (009 入江貝塚)



写真 2-121 ベンケイガイ製貝製品 (004 田小屋野貝塚)



写真 2-122 鹿角製櫛 (005 ニツ森貝塚)

人々の精神性の在り方を示す要素（遺構）

・墓

ステージⅠa期の段階では祭祀・儀礼または葬送のあり方については未分化な点が多いが、ステージⅠb期には居住域と墓域が分離して形成されるなど、すでに葬送に関する儀礼等が成立していたものと考えられる。土坑墓はステージⅠb期以降に見られる墓の形式で、楕円形や円形に地面を掘削し、中に遺体を埋葬する。埋葬方法は一般に屈葬が多いが、この地域ではステージⅡb期以降に伸展葬も多く見られる。ステージⅢb期では小児用と考えられる小型の土坑墓も見られる。また、ステージⅡa期以降には煮沸用の土器を転用した埋設土器が確認されるようになる。これらは小児用の土器棺と考えられており、内部から人骨が出土した例がある。ステージⅢb期になると、土手で囲まれた大規模な共同墓地が形成される。規模が格段に大きいことから、複数の集落によって共同で構築・維持・管理されたものと考えられており、祖先崇拜を軸とした共同体の紐帯を確認・強化する機能があったと考えられている。



写真 2-123 土坑墓 (006 三内丸山遺跡)



写真 2-124 埋設土器 (006 三内丸山遺跡)

・捨て場（盛土、貝塚）

ステージⅡa期に多く構築され、主に土器・石器・骨角器などの道具類の他に、食物残渣などの有機質遺物が廃棄されることもある。捨て場は土砂を伴わず、盛土は大量の土砂と遺物を伴うという違いがあるが、出土品には大きな違いが見られないことから、捨て場はステージⅡb期以降に盛土へと変遷するとの見方がある。

盛土は、大量の土器・石器をはじめ土偶や祭祀遺物、場合によっては生活廃棄物などを土砂で意図的に埋めて周辺より高く盛り上げた構造物である。ステージⅡa期に出現し、ステージⅡb期以降に大規模化する。006 三内丸山遺跡等の大規模な拠点集落においては、長期にわたって巨大な盛土が形成されている。土器以外にも祭祀遺物が多く出土することから、祭祀に関係する施設と考えられている。

ステージⅡa期には、海進により形成された内湾などの環境のもと貝塚の形成が始まる。温暖な環境に棲息するハマグリが多く採取されるとともに、特に太平洋側の内浦湾沿岸や小川原湖周辺では貝塚が盛んにつくられた。寒冷化や海退が進んだステージⅡb期には内湾の汽水域化が見られ、この時期の貝層はヤマトシジミが大半となる。貝塚内に埋葬人骨や大量の土器・石器が含まれることから、貝塚は単なる生活廃棄物の集積場所ではなく、祭祀・儀礼の場としての機能も有していたと考えられる。



写真 2-125 発掘された盛土 (006 三内丸山遺跡)



写真 2-126 貝塚断面 (005 ニツ森貝塚)

・環状列石

ステージⅢa期になると、集落が小規模化・分散化するとともに、石を円形ないしは環状に配置した共同墓地を伴う祭祀場である環状列石が構築される。環状列石には立地環境又は石の配置の仕方に違いが見られ、また単独のものと複数のもの、一重のものと複数重のものがある。太陽の位置を示す夏至・冬至、春分・秋分などの二至二分や周辺の地形や山など景観との関係性が指摘できるものもある。また、存続期間が短期と長期のものがあり、ひとつひとつがきわめて个性的である。竪穴建物や貯蔵施設、掘立柱建物が伴って検出される場合があるが、これらの施設は維持・管理のためと考えられ、日常的な居住施設とは考えられない。

環状列石は集落の外に作られた。この時期、集落が小規模化・分散化したことに伴って、周辺の複数の集落が協働して構築し、維持・管理や祭祀を行い、集落間の紐帯を強めていたものと考えられている。

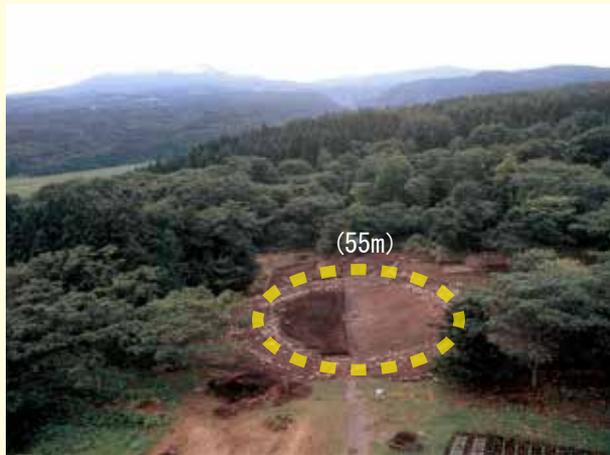


写真2-127 丘陵の斜面に平坦地を造成 (010小牧野遺跡)

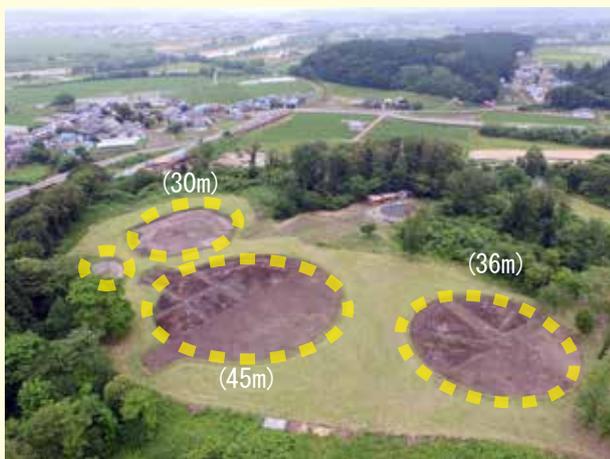


写真2-128 4つの環状列石が広い台地の北端に密集 (011伊勢堂岱遺跡)



写真2-129 河川により東西に狭小な丘陵に立地 (012大湯環状列石)



写真2-130 岩木山頂を意識した山麓に立地 (014大森勝山遺跡)



上記写真内の点線は環状列石を示す。

人々の精神性の在り方を示す要素（遺物）

・土偶

土偶は、縄文時代を通じて出土するもっとも普遍的な祭祀具である。その明確な用途は明らかではないが、女性を表現している場合がほとんどであることから、人の出産や誕生と関連付けられ、自然の豊穡や再生を祈ったとも考えられている。初期には単純な板状を呈しているが、BCE.3,000年ごろには次第に顔、腕、腹部、乳房などが具体的に表現されるようになる（006 三内丸山遺跡など）。BCE.2,000年ごろには、立像のほか、座像などの様々な表現がみられるようになり、妊娠や出産に関わる表現が顕著となった。さらに BCE.1,000年ごろには、精緻に仕上げられ目の表現が特徴的な「遮光器土偶」が出現する（016 亀ヶ岡石器時代遺跡、017 是川石器時代遺跡など）。



写真2-131 板状土偶 (006三内丸山遺跡)



写真2-132 土偶 (010小牧野遺跡)

写真2-133 遮光器土器
(017亀ヶ岡石器時代遺跡)

・土製品

BCE.2,000年以降に顕著になるのが、動物を形象した土製品である（011 伊勢堂岱遺跡、016 亀ヶ岡石器時代遺跡など）。形象される動物は、イノシシ、クマ、サル、海獣類などがあり、自然の豊穡を託したとも考えられている。

また、キノコを形象した土製品も作成された。（010 小牧野遺跡、012 大湯環状列石など）。



写真 2-134 土製品 (011 伊勢堂岱遺跡)



写真 2-135 土製品 (012 大湯環状列石)

・漆製品

016 亀ヶ岡石器時代遺跡や 017 是川石器時代遺跡においては、赤色と黒色のウルシを見事に使い分けて装飾された土器や木製品などが出土した。工芸的に優れた表現が展開することから、漆製品に見られる文様の発達を、この地域の人々の精神性の発達として見る事が可能である。



写真 2-136 赤色漆塗容器 (017 是川石器時代遺跡)



写真 2-137 赤色漆塗櫛 (017 是川石器時代遺跡)

・土器文様

001 大平山元遺跡で土器が使用されて以降、土器にはこの地域の人々の精神性が間断なく反映され続けてきた。特に、BCE. 3,000年以降の土器は口縁部装飾が発達し、口縁部を波状に作り上げ、さらに、口縁部外面を中心に粘土紐を貼り付けて造形し、竹木類や植物繊維の束、貝殻など、様々な道具を用いて表現した。016 亀ヶ岡石器時代遺跡や 017 是川石器時代遺跡においては、ウルシを塗布したりした。これらの土器装飾は、機能的・実用的な意味だけを持つものではない。

時代が下るにつれ、文様表現に繊細さが加わることなどは、土器というもともと身近にある普遍的な生活用具にまで人々の精神性が存分に反映され、高度で複雑な精神文化として発達していったことを示すものである。

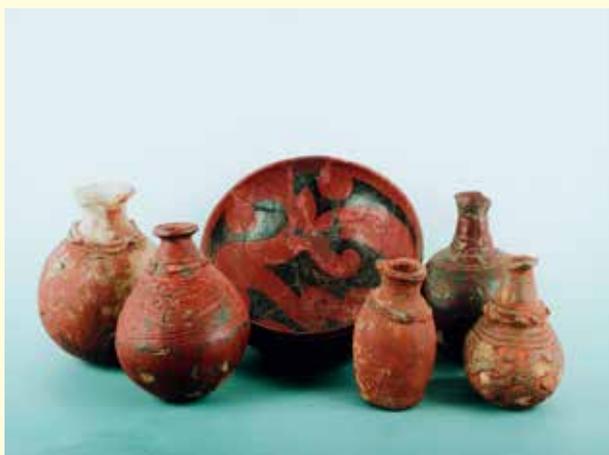


写真 2-138 漆塗土器 (016 亀ヶ岡石器時代遺跡)



写真 2-139 漆塗土器 (017 是川石器時代遺跡)

狩猟採集文化と農耕文化の定住社会の違い

本資産では、発掘調査によって当時の栽培植物の種子や花粉化石などが出土しているものの、水田や畑等の遺構は確認されず、種類もヒョウタンやマメ類などに限定され、コメやコムギなどは確認されていない。このことから、本資産は農耕文化を表すものとは考えられていない。

日本列島における農耕文化は、水田や畑、水路や畝などを作るために地形や土地を大きく改変し、農耕具を用いてコメやコムギなどの主にイネ科植物を管理・栽培する単作の水稲耕作が基本であった。BCE1,000年頃にアジア大陸から朝鮮半島を経由して北部九州に伝来した水稲農耕は、700年間程度のうちに北東北まで普及するものの北海道には到達しなかった。

この日本列島内で展開した農耕文化の始まりの時代は弥生時代と呼ばれ、弥生時代の開始とともに、採集・漁労・狩猟を生業の基盤とする本資産の時代は終焉を迎えた。

弥生時代では引き続き定住社会が形成されるが、狩猟採集文化における定住とは異なる以下の特徴がある。

集落立地については、次第に水稲耕作に適した平野部に集落が集中ようになる。立地が画一化し、採集・漁労・狩猟文化に見られた集落立地の多様性は失われた。また、集落が大規模な濠などで区画されてその領域が明示されるようになり、採集・漁労・狩猟を基盤とする社会における集落領域とは異なる概念が発達した。

弥生時代の農業生産力の安定を祈願する祭祀・儀礼には、集落で共有する銅鐸などの金属器を用いた。これは、小型の土製品・石製品によって採集・漁労・狩猟の豊穡や安定を祈願した縄文時代の祭祀具と全く異なっている。

また、弥生時代においては、農業の生産性が向上するにもなって生産力の差から経済格差が生じ、集落間の階層化が進行した。経済的に優位に立つ集落は周囲の集落を併合・管理し、さらに大規模化した。集落では指導的立場に立つ有力な個人が出現し、その個人が祭祀・儀礼を主宰するようになった。個人の崇拜と関わる神殿が造営され、個人を厚葬する墳墓が形成されるようになると、新たに個人に関わる祭祀・儀礼が行われた。このような弥生時代の祭祀・儀礼のあり方は、集落内の構成員が均等に関わったと考えられている採集・漁労・狩猟文化の祭祀・儀礼の在り方と大きく異なるものである。

以上のことから、同じく定住社会でありながらも、採集・漁労・狩猟文化においては、定住が集落間の持続的宥和をもたらしたのに対し、弥生時代においては集落間の抗争を生み出し、階級社会への序章となった。

2.b.2 資産の顕著な普遍的価値（OUV）の属性

本資産は、採集・漁労・狩猟を基盤とした定住が自然環境の変動の中で巧みに変容しつつ長期間継続しことを示す資産であり、北東アジアにおける農耕文化以前の人類の生活の在り方がわかる稀有な事例である。

本資産の価値の属性は、以下、a) ～ d) に整理することができる。

a) 自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと

先史時代の人々は、豊かな森林資源及び水産資源を持続的に管理することによって採集・漁労・狩猟を生業の基盤とし、約1万5千年前には土器を使用することによって定住を開始した。その後1万年以上にわたって、農耕文化に移行することなく定住を発展・成熟させた。この間、海進・海退をはじめ様々な気候変動や環境の変化、大規模な火山活動や地震・津波等があったものの、これらの変化に巧みに適応することができたため、この地域における人間の生活が消滅することはなかった。

冷温帯広葉樹林（北方ブナ帯）が平野部まで広がるこの地域は、堅果類をはじめとして豊富な森林資源を得ることができた。また、暖流と寒流とが交わる地域でもあり、多様な水産資源も獲得できた。本資産は、季節変化や気候変動に応じて巧みに食生活を変えてきたことが考古学的に明らかとなっている貴重な例である。

b) 祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと

縄文時代のごく初期から、人々が生活を営む中で精緻で複雑な精神文化を構築したことが考古学的に明らかになっている。

楕円形や円形に地面を掘削し死者を埋葬する土坑墓は、しばしば特定の場所に集中して墓域を形成する。屈葬や伸展葬で埋葬された死者には、櫛や腕輪などの漆製品、滑石・コハク・ヒスイ製の玉、赤く彩色した土製の玉など副葬品が伴う。貝塚・盛土などの捨て場もまた、貝殻や生活廃棄物のほかに人骨や獣骨、意図的に破壊した土器や石器、母性を表現した土偶も出土しており、祭祀施設としての機能を有していたと考えられる。この地域の人々が構築した精神文化をもっとも端的に表すのが、複雑に組み合わせた組石を円環上に配置した環状列石である。環状列石には単数のもの、複数のもの、多重のものなど様々な形式があり、組石直下に土坑墓を設けるものもある。中には太陽の運行と周辺地形又は列石そのものとの配置を意識して構築されたものもあり、こうした自然現象を独特の精神文化と関わらせる活動を通じて、祖先崇拜や人々の互いの紐帯の確認などが行われたと考えられている。

また、盛土は、長期間にわたり土器や石器、土偶などの多様な土製品・石製品を土砂とともに埋納したものであり、世代を越えて祭祀・儀礼が行われていたことを示す。

c) 集落の立地と生業との関係が多様であること

集落は生活の拠点であり、その立地環境は生業と密接に関わるとともに、当時の人々の世界観が強く反映されていたものと推測される。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリなどが群生する地など集落の選地には多様性が見られ、それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。海進期には高い段丘上に、海退期には食料を得やすい海岸近くに集落を営むなど、気候変動による海水面の変化にも対応しつつ、サケ・マスに代表される豊富な水産資源やシカ、イノシシ、クリ、クルミに代表される豊かな森林資源を利用することによって、採集・漁労・狩猟の生活を長期間継続することができた。

d) 集落形態の変遷を示すこと

土器の出現とともに定住が開始し、居住地が形成されると、やがて集落では居住域と墓域との分離が明確になるなど機能分化が生じた。穏やかな気候が続く中、祭祀場・捨て場・貯蔵穴といった施設を備え周辺の小規模集落とは規模や構造が異なる集落が出現した。その後、これらの集落は拠点集落として機能し、中でも祭祀・儀礼に特化した空間や施設が発達する。気候が冷涼となり集落の小規模化・分散化が進むと、集落外に複数の集落が協同して営む墓地及び祭祀場が形成される。さらには複数の集落によって維持・管理される共同墓地が祭祀場と分離して形成され、人々の紐帯として機能した。このように、1万年以上継続した生活の中で、人々は気候変動や社会の在り方に応じて集落の構造を変化させてきた。こうした先史時代における集落形態の変遷について、物証をもって確認することができる点において、本遺産は稀有な価値を持つ。

属性 (a)

自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと

属性 (c)

集落の立地と生業との関係が多様であること

属性 (b)

祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと

属性 (d)

集落形態の変遷を示すこと

2.b.3 保存に係る重要な経緯

1) 発掘調査の実施

既に17世紀から、006 三内丸山遺跡や016 亀ヶ岡石器時代遺跡で土器や土偶が出土したことが文献に記録されている。日本における縄文時代の遺跡の発掘調査は、1877年のE. S. モースによる大森貝塚（東京都）に始まるが、その後、大学などにより精緻な土器編年の構築を目的とした発掘調査が各地で行われた。

推薦資産では、1889年から東京帝国大学による016 亀ヶ岡石器時代遺跡の発掘調査が行われた。その後、016 亀ヶ岡石器時代遺跡の北側に位置する004 田小屋野貝塚、さらに005 ニツ森貝塚で発掘調査が行われた。1926年には、017 是川石器時代遺跡等で出土した土器の研究から、北海道・北東北でBCE5900～BCE4300頃に製作された土器に「円筒土器」という名称が付けられた。

1945年以降も、003 北黄金貝塚、009 入江貝塚、015 高砂貝塚、016 亀ヶ岡石器時代遺跡等で、大学や民間研究者等による発掘が行われた。1931年に発見されていた012 大湯環状列石では、1951年から文化庁の前身である文化財保護委員会による組織的な発掘調査が行われた。

1954年の文化財保護法改正により、遺跡において開発事業等を行う場合、事前に届出を行うことが定められた。現在は、遺跡において開発計画が予定されている場合、事前に範囲や内容を確認するための発掘調査を行って遺跡の内容を把握した上で、現状保存を図るか、開発に先立ち記録を保存するための発掘調査を実施するか、都道府県等が取り扱いを決定する。008 御所野遺跡は、確認のための発掘調査によって、現状保存が決定された例である。

ただし、記録を保存するための発掘調査の途中で、確認のための発掘調査では予測できなかった重要な遺跡であることが判明した場合は、開発事業者と再度協議することとなる。その結果、開発計画が中止又は変更され、現状保存されることがある。007 大船遺跡、006 三内丸山遺跡、011 伊勢堂岱遺跡、014 大森勝山遺跡は、発掘調査の途中で開発事業計画が見直され、現状保存が行われた例である。

1960年代以降の高度経済成長により開発事業が急増し、それに伴って全国の発掘調査件数も増加した。発掘調査に対応するため、自治体に埋蔵文化財専門職員が配置されるなど調査体制が整備された。発掘調査は注意深く実施し、報告書を刊行し、公開している。縄文遺跡に関する考古学的情報の量が飛躍的に増大するとともに、調査成果は広く社会に周知されることとなった。近年では、遺跡の保存・活用を図るため、重要な遺跡については優先的に確認調査が行われるようになり、保存状態の良好なまま保存され、史跡に指定した後に遺跡公園として活用されている例が少なくない。

2) 法整備

1919年施行の「史蹟名勝天然紀念物保存法」により、価値の高い遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物の保護が開始された。法により史蹟等の指定、現状変更や保存に影響を与える行為の許可等が規定され、土地に対する制限が加えられることになった。

北海道・北東北では、**016 亀ヶ岡石器時代遺跡** (1944年)、**004 田小屋野貝塚** (同) が史蹟に指定されたのが古い例である。また、**013 キウス周堤墓群**は1930年に史蹟の仮指定を受けている (史蹟指定は1979年)。

1950年の文化財保護法制定以来、国内では貴重な文化遺産の保護が積極的に進められてきた。**012 大湯環状列石** (1951年史蹟、1956年特別史蹟)、**017 是川石器時代遺跡** (1957年)、**013 キウス周堤墓群** (1979年)、**003 北黄金貝塚** (1987年)、**009 入江貝塚** (1988年) と縄文時代の遺跡の史蹟指定が続いた。

1990年代に入り、考古学の分野においても自然科学的分析が積極的に取り入られると、単なる遺構配置に止まらない遺跡当時の環境復元や高精度年代測定による年代測定結果など遺跡に関する情報が格段に増え、こうした情報に基づいた遺跡の史蹟指定が進められた。**008 御所野遺跡** (1993年)、**010 小牧野遺跡** (1995年)、**006 三内丸山遺跡** (1997年史蹟、2000年特別史蹟)、**005 ニツ森貝塚** (1998年) と続き、近年では**007 大船遺跡** (2001年)、**011 伊勢堂岱遺跡** (同)、**015 高砂貝塚** (2002年)、**002 垣ノ島遺跡** (2011年)、**014 大森勝山遺跡** (2012年)、**001 大平山元遺跡** (2013年) が指定された。

第 3 章

記載のための 価値証明

- 3.1.a 総合的所見
- 3.1.b 評価基準への適合性の証明
- 3.1.c 完全性の言明
- 3.1.d 真実性の言明
- 3.1.e 保護と管理に必要な措置
- 3.2 比較研究
- 3.3 顕著な普遍的価値の言明

3.1.a 総合的所見

本資産は、北東アジアにおける世界的にも稀な長期間継続した採集・漁労・狩猟文化による定住の開始、発展、成熟の過程及び精神文化の発達をよく表しており、農耕文化以前における人類の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として顕著な普遍的価値を持つ。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は17の考古遺跡群で構成される。

本資産が位置する北海道・北東北は、山地、丘陵、平地、低地など変化に富んだ地形であり、内湾又は湖沼及び水量豊富な河川も形成されている。ブナ・ミズナラ・クリ・クルミなどで構成される冷温帯落葉広葉樹（北方ブナ帯）の森林が広がり、海洋では暖流と寒流とが交差することによって豊かな漁場が生まれ、サケ・マスなどの回遊魚が遡上する、北東アジアの中で恵まれた環境にあった。人々は、この環境のもとで育まれた森林資源や水産資源を管理しながら利用し、食料を安定的に確保するとともに、約1万5千年前には土器を使用して、定住を開始した。その後、1万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれらに伴う海進・海退または食料資源の変容、又は火山噴火といった環境の変化に適応しながら、採集・漁労・狩猟を基盤とした生活が継続した。

先史時代のごく初期から、人々が生活を営む中で精緻かつ複雑な精神文化を構築したことが考古学的に明らかになっている。楕円形や円形に地面を掘削し死者を埋葬する土坑墓は、しばしば特定の場所に集中して墓域を形成する。屈葬や伸展葬で埋葬された死者には、櫛や腕輪などの漆製品、滑石・コハク・ヒスイ製の玉、赤く彩色した土製の装身具など豊富な副葬品が伴う。貝塚や盛土などの捨て場もまた、祭祀施設としての機能を有する。貝などの生活廃棄物のほかに人骨、獣骨、焼土、意図的に破壊した土器や石器、母性を表現した土偶も出土しており、祖先崇拜・自然崇拜に関わる何らかの祭祀・儀礼を行っていたと考えられる。

この地域の人々が構築した精神文化をもっとも端的に表すのが、複雑に組み合わせた組石を円環上に配置した環状列石である。環状列石には単数のもの、複数のもの、二重のものなど様々な形態があり、組石直下に土坑墓を設けるものもある。中には太陽の運行と周辺地形又は列石そのものとの配置を意識して構築されたものもあり、自然の豊穡への祈念や互いの紐帯の確認などが行われた。また、盛土は、長期間にわたり土器や石器、土偶など多様な土製品・石製品が土砂とともに埋納したものであり、世代を越えて祭祀・儀礼が行われていたことも重要である。

土器の出現とともに定住が始まり、居住地が形成されると、やがて集落では居住域と墓域との分離が明確になるなど機能の分化が起きた。温暖な気候が続く中、祭祀場・捨て場・貯蔵穴といった施設を備え、周辺の小規模集落とは明確に異なる拠点集落が出現した。

その後、中でも祭祀・儀礼に特化した空間や施設が発達する。気候の寒冷化とともに集落の小規模化・分散化が進むと、集落外に複数の集落が共同して営む墓地及び祭祀場が形成される。さらには複数の集落によって維持・管理される共同墓地が祭祀場と分離して形成され、集落間の紐帯として機能した。このように、1万年以上継続した生活の中で、人々は気候変動や社会の在り方に応じて集落の立地又は構造を変化させ、それぞれの場所に応じた多様な生業を展開した。

こうした狩猟採集による定住社会における集落構造の変遷について物証をもって確認することができるのは、本資産において他にはない。

このように、本資産は北東アジアにおける農耕文化以前の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として顕著な普遍的価値を持つ。

3.1.b 評価基準への適合性の証明

1. 条約上の資産の種別

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、「世界遺産条約」第1条及び「世界遺産条約履行のための作業指針」第45項に規定する「遺跡 (site)」に該当する。

2. 評価基準への適合性証明

以下に示す理由に基づき、本資産においては、世界遺産一覧表への記載のための評価基準のうち、(iii)及び(v)を適用することができる。

評価基準 (iii)

現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在 (少なくとも希有な存在) である。

本資産は、長期間継続した採集・漁労・狩猟を基盤とした世界的にも稀な定住社会の証左であり、そこでは精緻で複雑な精神文化が育まれた。

先史時代の人々は、豊かな森林資源や水産資源を持続的に管理することによって採集・漁労・狩猟を基盤とし、約1万5千年前には土器を使用することによって定住を開始した。その後1万年以上にわたって、農耕文化に移行することなく集落を発展・成熟させた。この間、海進・海退をはじめ様々な気候変動や環境の変化、大規模な火山活動等があったものの、これらの変化に巧みに適応することができたため、この地域における生活が消滅することはなかった。冷温帯落葉広葉樹林 (北方ブナ帯) が平野部まで広がるこの地域は、堅果類をはじめとして豊富な森林資源を得ることができた。また、暖流と寒流とが交わる地域でもあり、多様な水産資源も獲得できた。本資産は、季節変動又は気候変動に応じて巧みに食料の確保の方法や手段を変えてきたことが考古学的に明らかとなっている貴重な例である。

また、先史時代のごく初期から、人々が生活を営む中で精緻で複雑な精神文化を構築したことが考古学的に明らかになっている。墓はその典型例の一つであり、先祖を追慕・崇敬する祖先崇拝の証左である。楕円形や円形に地面を掘削し死者を埋葬する土坑墓は、しばしば特定の場所に集中して墓域を形成する。屈葬や伸展葬で埋葬された死者には、櫛や腕輪などの漆製品、滑石・コハク・ヒスイ製の玉、赤く彩色した土製の玉や装身具など豊富な副葬品が伴う。貝塚や盛土などの捨て場もまた、貝などの生活廃棄物の他に人骨、獣骨、意図的に破壊した土器や石器、母性を表現した土偶も出土しており、祭祀施設としての機能を有していたと考えられる。この地域の人々が構築した精神文化をもっとも端的に表すのが、複雑に組み合わせた組石を円環上に配置した環状列石である。環状列石には単数のもの、複数のもの、多重のものなど様々な形式があり、組石直下に土坑墓を設けるものもある。中には太陽の運行と周辺地形又は列石そのものとの配置を意識して構築されたものもあり、当時の人々の世界観をうかがい知ることができる。このような独特の精神文化と関わる施設を通じて、豊穡への祈念や人々の互いの紐帯の確認などが行われたと考えられる。

本資産は、こうした遺構と出土品とによって、採集・漁労・狩猟を生業の基盤とする人々が構築した精緻で複雑な精神世界を発展させたことを説明できる希有な例である。

評価基準 (v)

あるひとつの文化(又は複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)

本資産は、長期間にわたり継続した採集・漁労・狩猟文化における定住の開始、発展、成熟の過程を示す稀有な物証である。人々は農耕文化に見られるように土地を大きく改変することなく、多様な立地に適応して多様な生業を成立させることによって、長期にわたる採集・漁労・狩猟生活を継続した。

集落は生活の拠点であり、その立地環境は生業と密接に関わるとともに、当時の人々の世界観が強く反映されていたものと推測される。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリの群生地など集落の選地には多様性が見られ、それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。海進期には高い段丘上に、海退期には食料を得やすい海岸近くに集落を営むなど、気候変動による海水面の変化にも対応しつつ、サケ・マス・シジミ・ハマグリに代表される豊富な水産資源や、シカ・イノシシ・クリ・クルミといった豊かな森林資源を利用することによって、採集・漁労・狩猟の生活を長期間継続することができた。

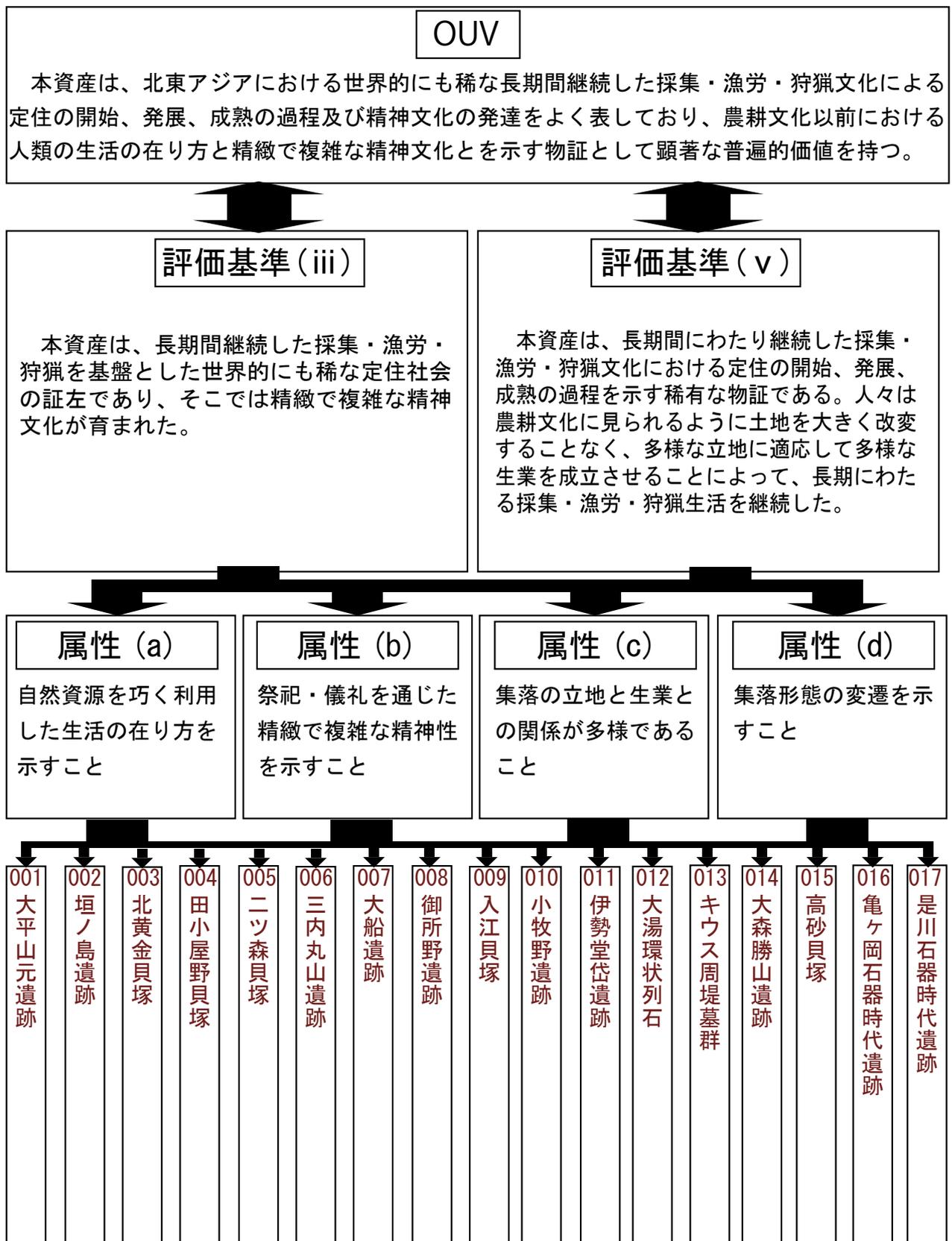
本資産は、北東アジアで最古の土器が出土した遺跡を構成資産として含む。重くて壊れやすいため持ち運びに適さない土器の使用は、人々が定住を開始したことを示す。当初の居住地は食料資源及び石器の原料が得やすい河岸段丘上の高台に立地した(ステージI a)。温暖化に伴って冷温帯落葉広葉樹林(北方ブナ帯)が充実すると、食料資源が安定化し集落数が増加するとともに、集落内の機能が分離するようになった。この頃の集落は、海進の影響を直接的に受けにくい高い段丘上に立地する(ステージI b)。

気候が安定化すると、集落の施設が多様化し、祭祀場、捨て場、貯蔵穴等の特別な施設を持ち、周辺の小規模集落と明確に異なる集落が見られるようになる(ステージII a)。

その後、それらの集落は沿岸域、湖沼地帯、河川域で、地域の拠点として機能するようになった。集落構造に大きな変化はなかったが、拠点集落内に配石や盛土といった祭祀場が出現した(ステージII b)。

寒冷化により集落が小規模化・分散化すると、地域社会の紐帯を強めるため複数の集落が共同で営む祭祀場が集落外に出現するとともに、これまで利用が少なかった丘陵や山地にも進出するようになる(ステージIII a)。さらに、共通の信仰や祭祀・儀礼の拠点となる大規模施設を共同で構築することが継続するものの、多様な祭祀・儀礼の中でも葬送については墓地が独立して集落外に形成されるようになる(ステージIII b)。

本資産は、気候変動への適応の仕方、又は集落の立地や土地利用の在り方の発展を集落構造の変遷を通じて示している稀有な例である。



3.1.c 完全性の言明

本資産は17の考古遺跡で構成される。

属性 a：自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと

属性 b：祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと

属性 c：集落の立地と生業との関係が多様であること

属性 d：集落形態の変遷を示すこと

など農耕文化以前における人類の生活のあり方を示し、本質的な価値を伝える全ての属性を満たしていることから、資産の全体は「世界遺産条約履行のための作業指針」第88項に示された以下の点について、高い完全性は保たれている。

3.1.c 1. 顕著な普遍的価値の証明に必要な要素がすべて含まれているか。(第88項-a)

狩猟採集文化が長期間継続したことを説明するのに不可欠であり、集落の構造や変遷を示す17遺跡を選択した。これらの構成資産は、土器が出現し定住の開始を告げる001大平山元遺跡、居住域と墓域が分離する002垣ノ島遺跡など、ステージIである定住開始期を示すものから、祭祀・儀礼空間を持つ拠点集落である006三内丸山遺跡または海進期における環境や生業を示す003北黄金貝塚などステージIIである定住の発展を示すもの、さらに複数の集落によって構築、維持・管理される環状列石の012大湯環状列石又は共同墓地である016亀ヶ岡石器時代遺跡などステージIIIである定住の成熟を示すものまでを含み、定住の変遷を3つのステージ及び2つのサブステージでもって具体的に示している。

このように17構成資産は総体として長期間継続した狩猟採集文化における定住の過程および精神文化の在り方について、顕著な普遍的価値の説明に貢献している。

3.1.c 2. 資産の重要性を伝える諸要素・過程を完全に代表した適切な範囲が確保されているか。(第88項-b)

各構成資産の資産範囲は、いずれも集落及び祭祀・儀礼空間を構成する重要な遺構を全て含む範囲及び当時の立地又は環境を示す地形もしくは情報について必要な範囲を確保しており、総体として属性a～dの全てが満足される。

3.1.c 3. 開発及び／又は管理放棄による負の影響を受けているか。(第88項-c)

本資産は、文化財保護法に基づく特別史跡又は史跡に指定され、長期的に厳密な保護・保全措置が講じられている。

また、それぞれ保存管理計画を策定し、管理者として自治体が各構成資産を所管することを明記するとともに、適切な維持・管理、価値の保存・伝達するための環境整備等を積極的に行っている。

さらに十分な緩衝地帯を設定し、資産価値に負の影響を与える行為に対して法的規制を行い、保全のための対策を示すことによって、資産の適切な保護を実施している。

3.1.d 真実性の言明

本資産は、

属性 a : 自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと

属性 b : 祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと

属性 c : 集落の立地と生業との関係が多様であること

属性 d : 集落形態の変遷を示すこと、

のいずれの面についても高い真実性を保持している。

本資産は考古遺跡で構成され、基本的には地下に埋蔵されているが、一部の環状列石などは地表面でも確認できる。考古遺跡は廃絶後土砂等によって埋没し、数千年が経過してもなおその状態が保たれており、各構成資産の形状・意匠（デザイン）、材料・材質、用途・機能、伝統・技能、精神性の諸要素について真実性が保持されている。

また、各構成資産が立地する地理的環境は、後世の大規模な人為的変化が認められない。海岸線の後退や河川流路の変化、植生の変化等、当初と環境が変化している場合でも、発掘調査等において状況や経年変化を確認でき、位置・立地環境についても真実性は保持されている。

これらは文化庁の指導の下、所有者や所管する地方公共団体により万全な保護措置が講じられ、自然災害や大規模開発等による負の影響はなく、その顕著な普遍的価値を表す属性は保全され、文化遺産としての価値を失することなく良好な状態を保っている。

なお、各構成資産において当時の建物等の立体表示が行われているが、これらは価値の伝達を目的とした展示であり、インタープリテーションのひとつの手法として試験（実験考古学）的に行ったものである。

3.1.e 保護と管理に必要な措置

3.1.e 1. 保護・管理の枠組み

北海道、青森県、岩手県及び秋田県等の関係地方公共団体では、資産全体の顕著な普遍的価値を保全するための基本方針である包括的保存管理計画を策定している。これに基づいて、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会等を設置し、国の指導と関係機関との連携の下で、構成資産の保存管理等を総括的に推進している。また、価値の保全・伝達についても基本的な考え方を整理した指針を策定し、これに基づいて環境整備を進めている。

さらに各構成資産はすべて文化財保護法により特別史跡又は史跡に指定され、国及び地方公共団体が保存・管理を行っており、現状変更には国の許可が必要である。なお、同法は、所有者及び管理団体が保存・管理、修理、公開を行うことを原則としている。

各構成資産を所管する地方公共団体では、個別の保存管理計画を作成するとともに、各構成資産の保存・管理及び活用を各地方公共団体の基本計画にも盛り込み、計画的に推進している。

文化財保護を所管する地方公共団体の教育委員会では、構成資産の保存・管理を行う組織体制を整備し専門職員を配置しているとともに、所要の予算措置により適切な保存・管理を推進している。

各構成資産の経過観察（モニタリング）については、顕著な普遍的価値の保持、維持・管理の観点から指標を設定し、定期的かつ体系的に実施することとしている。

3.1.e 2. 保護管理上の長期的見通し

構成資産を所管する地方公共団体では、各構成資産や緩衝地帯において、施設等の現代的要素で、景観を含め顕著な普遍的価値に影響を及ぼす懸念のあるものについては、景観法に基づく景観条例、景観計画によりその実施を規制するとともに可能な限り撤去や修景につとめている。

また、対応に相当期間を要するものについては、当面は顕著な普遍的価値への影響を最小限に止めて現状維持に努めることとしている。

このほか、関係地方公共団体では、計画的に構成資産の公有地化を推進し、保護に万全を期している。

3.2 比較研究

3.2.1 比較研究の観点と方法

(i) 比較研究の観点

本資産の顕著な普遍的価値を伝える属性は次の4点である。

- 属性a：自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと
- 属性b：祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神文化を示すこと
- 属性c：集落の立地と生業との関係が多様であること
- 属性d：集落形態の変遷を示すこと

これらの属性を踏まえ、比較研究の観点を次の4点とした。

- 観点a：自然資源を巧く利用した生活の在り方
- 観点b：祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神文化
- 観点c：集落の立地と生業との多様な関係性
- 観点d：集落形態の変遷

(ii) 比較研究の方法と類似資産

世界中の類似資産を対象に、上記の観点a～dについて比較研究を行った。

具体的には観点a及びbを示す遺構等の有無を確認・比較し、観点a及び観点bの比較が可能なもので、シリアルノミネーションまたは資産内に複数の遺跡や関連施設を含む場合に、観点c及び観点dについて比較した。

類似資産は、本資産の顕著な普遍的価値に関わる採集・漁労・狩猟を基盤とした生活を含むものとした。なお、類似性は地域的・自然的環境と密接に関連していることから、次の3つの地理的階層を設定し、比較研究を行った。

- 1) 世界
- 2) 北東アジア
- 3) 北海道・北東北地方

3.2.2 世界の類似資産との比較研究

推薦資産と世界の19資産との比較研究を行った結果、比較研究の観点a～dの全てを満たすのは推薦資産だけであることを明らかにした。

各観点を直接示す類似資産は、観点aは15資産、観点bは17資産、観点cは1資産、観点dは7資産である(表3-1)。狩猟採集文化の資産の中には、祭祀場に関わる資産は認められるものの、集落の変遷及び立地と生業の多様性を示す集落立地環境を両方含む資産は存在しないことが判明した。

世界遺産一覧表及び世界遺産暫定一覧表記載資産から抽出した類似資産(図3-3(156ページ)、表3-1(158～159ページ)、表3-2(160～163ページ)との比較研究を行う。なお、資産の抽出では、世界遺産一覧表の概要で「人類の定住」に関する記載のある資産や、イコモスの研究書「Filling the Gaps」の類型別分析、2010年度から開催している国際専門家会議における議論を参照した。特に、ユネスコ世界遺産センターによる先史遺跡に関するテーマ別分析(Human Evolution: Adaptations, Dispersals and Social Developments(HEADS), World Heritage Papers 29.2011)には、推薦資産の一部の構成資産(006 三内丸山遺跡等)を含んだ連続性を持つ資産の例が紹介されている。

(i) 世界の類似資産との比較研究

表3-2に示した19の類似資産を対象に、地域別に比較研究の観点に基づいて比較する。

《アフリカ》

アルジェリアに所在する①タッシリ・ナジェールや、ナミビアに所在する②トゥウェイフルフォーンテンは、狩猟採集民による岩絵の資産である。①にはサハラ砂漠がサバンナだった頃の動物や人びとの暮らしが、②にはBCE2,000年頃～BCE1,000年頃の宗教儀礼の記録として描かれたと考えられる動物や人の足跡が表現される。これらは、狩猟採集民の生活や儀礼の記録であり、高い精神性を示すものの集落や祭祀場を示す施設は含まれない。これらは観点a・bを示している。

③サルーム・デルタは、セネガルに所在する貝塚上の埋葬を伴う資産である。BCE400年頃から現在まで続く貝類採集を主とした漁業の在り方を示す貝塚と、貝塚における埋葬は、推薦資産に類似する。当該資産が示す価値の主体は、登録範囲内に218ヶ所と多くの貝塚が残る景観が示す文化的景観や、カナリー海流に面するサヘル地帯の魚介類が豊富な汽水域における生活の在り方であり、観点a・bが確認される。

《西アジア》

④カルメル山の人類進化遺跡群は、イスラエルに所在するBCE500,000年頃～BCE9,500年頃までの人類居住の痕跡を示す資産である。当該資産が示す価値の主体は、50万年前からの人類進化の証明と、ネアンデルタール人と現生人類の関わりを示す点であり、当該資産の最も新しい時期に属するナトゥーフ文化期の墓域を伴う居住痕跡については、狩猟採集から農耕への画期を示している。長らく、洞窟を拠点に狩猟採集生活を送った人類が、農耕の開始後間もなく生活の拠点を別な場所に移したことを示しており、観点a・b・dが確認される。

⑤ギョベクリ・テペ遺跡は、トルコに所在するBCE10,000年頃～BCE8,000年頃の神殿と考えられる建物を含む、石造建造物群で構成される資産である。栽培植物や家畜の痕跡が発見されていないことから、狩猟採集民による建築物と捉えられている。建材である石柱は、大きいもので長さが7mあり、重量は50t前後とみられ、採石場から設置場所までの移動には500人ほどの人手が必要と見積もられている。これは、指導者層のもとで労働力を集約させる社会の存在を窺わせるものであり、そのような社会で行われた祭祀は、推薦資産が示す集落単位の祭祀や、対等な関係にある複数集落で管理・運用する祭祀場で行われた祭祀の在り方とは違うと考えられる。観点bを示す。

⑥ワディ・ナトゥーフとシュクバ洞窟は、パレスチナに所在するBCE10,000年頃～BCE8,000年頃のナトゥーフ文化の標識遺跡で、居住地と墓を持つ資産である。狩猟採集民が定着し、農耕を行う社会への変遷を表している。観点a・bを示している。

⑦古代ジェリコ：テル＝エル＝スルタンは、パレスチナに所在する BCE10,000年頃～ BCE8,000年頃の都市遺跡を主体とする資産で、住居・墓・貯蔵施設が認められる。ナトゥーフ文化期の遺構には祭壇とみられる基壇があり、その後 BCE8,000年頃に世界最古の町と評されることもある、高さ4mの石の壁で囲い込んだ集落が形成される。当資産は、西アジアにおいて狩猟採集民が定着して初期都市を形成した過程を表しており、観点a・b・dを示している。

《ヨーロッパ》

⑧南西グリーンランド氷帽周縁部でのノース人とイヌイットの営農地は、デンマーク領グリーンランドに所在する AD1,000年頃以降にノース人が入植した際の集落・聖地・墓及び生産遺跡と、イヌイットの生業に関わるクレヤックの文化的景観を含む資産である。海棲哺乳類の狩猟を行う人々の集落の在り方を示す一方で農業・放牧も行っており、氷帽域での生活に必要な要素が包括されている。北極海から南下するラブラドル海流域における海棲哺乳類の狩猟と、栽培可能な限られた植物質食料によって営まれた暮らしは、推薦資産が多様な自然環境における採集・漁労・狩猟を基盤とした定住の在り方を示すのに対し、当該資産はこれとは違った自然と人間との関わり方を示す資産である。観点a・b・dを示しており、観点cについては寒冷地の限られた資源を有効活用するため、特定環境への適応を示している。

⑨アーシヴィスト＝ニピサットは、デンマーク領グリーンランドに所在する BCE4,200年頃から現在に続く、北極圏における狩猟採集民の陸と海の動物の狩猟、季節的な移住と定住パターン、豊かで保存状態の良い要素と無形の文化遺産を含んでおり、自然との相互作用の中で有機的・継続的に進化したことを示す文化的景観である。集落や狩猟に関わる施設は、季節移住を含むものの集落の変遷を示しており、今に引き継がれるイヌイットの無形文化遺産は精神文化の実態を示している。推薦資産が多様な自然環境における採集・漁労・狩猟を基盤とした定住の在り方を示すのに対し、当該資産はこれとは違った自然と人間との関わり方を示す資産である。観点a・b・dを示しており、観点cについては寒冷地の限られた資源を有効活用するため、特定環境への適応を示している。

《南北アメリカ》

⑩オアハカ中部渓谷ヤグルとミトラの先史時代洞窟は、BCE8,900年頃～ BCE2,000年頃の居住地である複数の洞窟を一括した資産である。洞窟からは、ドングリや狩猟用の道具が出土しており、居住及び貯蔵の場としての利用が分かるとともに、クエヴァ・デル・ディアブロは、今日でも先住民にとっての重要な儀式の場とされており、狩猟採集民が様々な用途で洞窟を利用したことを示している。一方、最古段階の遺物を出土するギラ・ナキッツではヒョウタン及びカボチャが出土しており、定住とともに栽培が開始され、徐々にその割合を増し、農耕社会への変遷を示す資産でもある。トラコルラの山中に点在する洞窟を季節的に居住地として利用する在り方は、この地の気候及び環境への適応であり、特定の環境に特化した土地利用を示している。洞窟を長期間断続的に利用する中で、狩猟採集文化から農耕文化へ緩やかに変化を遂げており、観点a・b・dが確認できる。

⑪チンチョーロ文化遺跡群は、チリに所在する BCE6,000年頃～ BCE2,000年頃まで継続した狩猟採集文化によって残されたと考えられる、墓地を主体とする資産である。墓には人類最古級となる BCE3,000年頃のミイラが認められる。本資産は観点a・bを示している。

⑫ポヴァティ・ポイントの巨大盛土構造物群は、アメリカに所在する BCE1,700年頃～ BCE1,100年頃に構築された大規模な盛土構造物を有する資産である。後期アーカイック期の、ポヴァティ・ポイント文化に属する狩猟採集民によって構築された盛土構造物は、六重の半同心円状の土塁及び土塁に囲まれた広場で構成される。本資産は集落構造を示す施設を含まないため、観点bを示している。

⑬ホープウェルの祭祀用盛土構造物群は、アメリカに所在する盛土構造物群によって構成される資産である。オハイオ・ホープウェル文化のウッドランド期に属する9基の盛土は、狩猟採集民による祭祀の場を示すものである。本資産は集落構造を示す施設を含まないため、観点bを示している。

⑭アイシナイピは、カナダに所在する BCE4,500年頃から続く岩絵を含む資産である。浸食により生じた柱状の奇岩が密集する景観は先住民から神聖視され、現在でも伝統的な儀式が行われる。本資産は集落構造を示す施設を含まないため、観点bを示している。

⑮ワヌスケウインは、カナダに所在する BCE4,400年頃からの居住域と祭祀・儀礼の場を併せ持つ資産である。ティピリングが示すキャンプ地、バイソン・ジャンプなどの生業の場の他、現代にまで引き継がれるこの土地自体を聖地とする理解にも見られるとおり、長期に渡って平原の各地に暮らす人々が集う場として機能した。しかし、居住地はバイソンを追って移転するのに適したキャンプの設営地であり、通年居住の集落である推薦資産とは居住形態が違い、また、人々が集う聖地としての祭祀・儀礼の場には墓地の痕跡が明らかでない点でも違いがある。ワヌスケウインは、プレコ接触期のグレートプレーンズ北部の草原地帯に暮らした人々の生活全般を包括した資産であり、大平原を舞台に特にバイソンの狩猟を生業の中心に据えた営みは、推薦資産が示す山・川・海と多様な環境を生業の場とした営みとは違った人類の環境適応を表している。本資産は観点 a・b・d を示している。

⑯スカン・グアイは、カナダに所在するハイダ族の生活実態を示す資産である。廃絶住居やトーテムポールなどが、当地における狩猟採集民の生活の在り方をよく留めている。主に AD1,900年頃以降の姿を留めた住居・貯蔵施設・墓が存在する。また、漁労を中心とした狩猟採集を基盤に築かれた集落は、寒流域である北米大陸北西海岸の季節回遊の魚類や海棲哺乳類といった海洋資源を熟知し、当地の自然サイクルに適合したライフスタイルを示すものであり、推薦資産とは違った自然と人間との関わり方を示す資産である。本資産は観点 a・b・c を示している。

《オセアニア》

⑰バッジ・ビムの文化的景観は、オーストラリアに所在する BCE6,600年頃から続く、地形を活かした、ウナギの捕獲・貯蔵・収穫に関する水産システムを中心とする資産である。本資産は水産資源との関わり方を中心とする資産のため、観点 a を示している。

《中央・南・東南アジア》

⑱レゴン溪谷の考古学的遺跡群は、マレーシアに所在する BCE1,830,000年頃～ CE300年頃までの人類の利用痕跡を示す洞窟を主とする資産である。BCE1,000,000年頃の完全な人骨や旧石器時代の石器製作場の出土が特筆されるが、出土人骨は貝の副葬を伴うなど多くが埋葬例であり、居住の実態を示す証拠は認められていない。本資産は観点 a・b・d を示している。

⑲ビンベッタカのロックシェルター群は、BCE400,000年頃～ BCE8,000年頃の人類の居住痕跡を示す岩陰や生活の様子を表す岩絵で構成される資産である。推薦資産と同時期の岩絵には、動物に加えて人物が描かれ、踊り・埋葬・酒を飲む人々などが表現される。これらは、当時の人々の生活や儀礼の記録であり、本資産は観点 a・b を示している。

(ii) 世界の類似資産との比較研究のまとめ

前節までに行った類似資産との比較研究から、観点 a の自然資源を巧く利用した生活の在り方については 15資産が示している(表 3-1)。観点 b の祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性については 17 資産が示している。観点 c の集落の立地と生業との多様な関係性については 1 資産で確認された。⑯スカン・グアイは、資産を構成する集落跡が沿岸及び内陸に立地し、多様な自然資源の利用が認められる。

観点 d の集落構造の変遷の把握について 7 資産が示している。④カルメル山の人類進化遺跡群や、⑱レゴン溪谷の考古学的遺跡群は旧石器時代から農耕開始期までの文化層の累積、⑦古代ジェリコ：テル＝エル＝スルタンは、新石器時代から農耕段階までの文化層の累積、⑧南西グリーンランド氷帽周縁部でのノース人とイヌイットの営農地と⑨アーシヴィサイト＝ニピサットは、入植者の遺跡と現在の営みを示す文化的景観のつながり、⑩オアハカ中部溪谷ヤグルとミトラの先史時代洞窟は、狩猟採集文化から農耕文化への緩やかな変化を遂げた人々の洞窟利用のあり方、⑮ワヌスケウインは 6,400年前からの土地の使い方の履歴として示している。

以上から、観点 a～d を満たすのは推薦資産だけであることが明らかとなった。

3.2.3 北東アジアの類似資産との比較

推薦資産の地域と北東アジアの14地域を、後述の観点1～4に基づいて比較研究を行った結果、推薦資産の地域と同時代の、狩猟採集を基盤とした生活が続いた9エリアのうち、集落と分離した祭祀場を有するのはエリア7のみ、集落構造の変遷や立地環境の多様性を一定程度確認できるのはエリア11・12のみで、エリア11・12とは集落立地環境の傾向に相違があることが確認できた。北東アジアにおいて比較の観点1～4を満たす地域は、推薦資産の地域だけであることを明らかにした。

(i) 北東アジアの特徴と類似資産の抽出

推薦資産が所在する北東アジアは、気候や植生等の環境条件の共通点や文化的地域性が見られるため、詳細な比較研究を要する地理的範囲である。

しかし、この範囲で世界遺産一覧表に記載されている類似資産は一例もなく、同暫定遺産一覧表の記載もごく少数である。従って、世界遺産暫定一覧表に記載されている新石器時代の資産に加えて、記載されていない中で既に正式な発掘調査報告書が刊行されている、推薦資産と同時代の代表的な集落遺跡等についても類似資産として抽出した。その結果を表3-3(164～165ページ)に示す。

(ii) 北東アジアの類似資産と地域区分

表3-3に示したのは9資産だが、北東アジアの各地では多くの遺跡が発掘調査されており、各国における考古学研究によって、遺構や遺物の共通性などから地域ごとの文化のまとまりを示す範囲—地域性が把握されてきている。この後の比較研究では、北東アジアの特性を効果的に確認して推薦資産と対比するために、類似資産に加えて区分可能な地域ごとに特徴を確認し、その総体を踏まえて推薦資産が所属する地域との比較を行う。

なお、**C：姜寨遺跡**が属する黄河流域はBCE6,000年頃にはアワ・キビ農耕を、さらに南の長江流域はBCE7,000年頃には稲作農耕が開始され、BCE5,000年頃には**B：河姆渡遺跡**、BCE3,300年頃には**H：良渚遺跡**が知られる。**H：良渚遺跡**では大規模な環濠と囲壁を持つ集落が築かれ、玉器を副葬する貴族墓が現れる。BCE1,200年頃の**G：古蜀遺跡**には宮殿が築かれ、BCE400年頃になると青銅器の副葬品で有名な大型墓が作られて、社会の階層化が一層進んだことが分かる。一方で、黄河流域以南は農耕がごく早期に開始しており、定住開始期から農耕開始期までの遺跡の情報も不足していることから、比較対象から除外する。

(iii) 北東アジアの地域区分

前節を踏まえて、対象とすべき北東アジアの地域区分を整理すると次のようになる。

推薦資産の地域：日本－北海道（南部）・北東北地方

エリア1：ロシア－アムール川下流域

エリア2：ロシア－沿海地方北部

エリア3：ロシア－沿海地方南部

エリア4：中国－東北部（松花江下流域）

エリア5：中国－東北部（嫩江流域）

エリア6：中国－東北部（第二松花江流域）

エリア7：日本－北海道（東部・北部）地方

エリア8：中国－東北部（遼東）

エリア9：中国－東北部（遼西）

エリア10：朝鮮半島

エリア11：日本－南東北・北関東地方

エリア12：日本－南関東・甲信越・東海地方

エリア13：日本－近畿・中国・四国地方

エリア14：日本－九州・沖縄地方

以上に示した北東アジアには、北から針葉樹、落葉広葉樹、常緑広葉樹の森林が分布し、夏期に見られる温暖湿潤気候が、推薦資産が位置する北海道・北東北地方と共通している。

また、推薦資産に伴う縄文土器と同じ深鉢形・平底の土器文化又は竪穴住居が見られ、堅果類、シカ・イノシシ、北部ではサケ・マスを主要な食料資源としており、世界の中でも推薦資産と最も類似した環境や文化要素をもつ新石器文化期の地理的範囲が認められる（図3-1）。

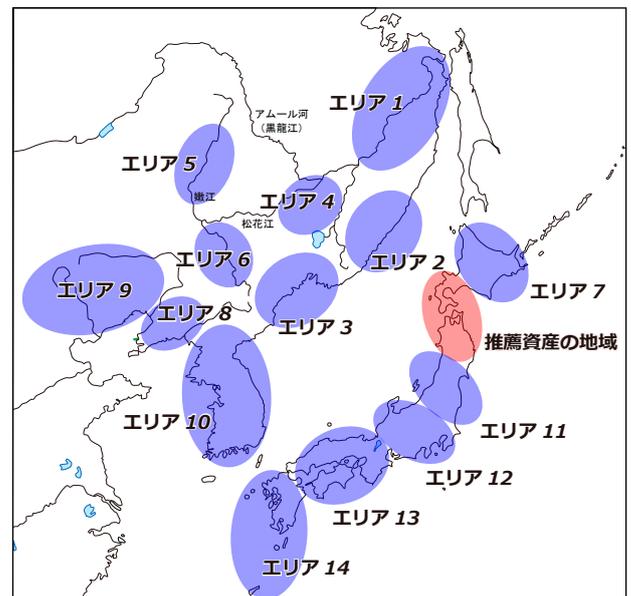


図 3-1 北東アジアにおける地域区分

(iv) 北東アジアの各地域との比較研究

推薦資産の地域及び北東アジアの14エリアを対象に、次の観点1～4に照らして評価した(表3-4)。特定資産ではなく、各エリアの定住による狩猟採集文化の存続期間及び様相を比較するため、世界の類似資産とは比較の観点を変えた。

観点1：属性aに関して、採集・漁労・狩猟を基盤とした定住が長く続いたか。

土器出現を定住開始の指標とする。推薦資産の土器出現期は、現状北東アジアにおいて最古段階であることから、農耕開始期の違いで存続期間を判断する。

AA：推薦資産と同時代に狩猟採集を基盤とした文化

A：推薦資産と同時代に農耕を基盤とした文化が開始

観点2：属性bに関して、採集・漁労・狩猟を基盤とした社会における精緻で複雑な精神世界を示す祭祀・儀礼空間が確認できるか。

AA：顕著に示す

A：部分的に示す

B：情報不足により不明

観点3：属性dに関して、採集・漁労・狩猟を基盤に定住の開始・発展・成熟の各段階を示す集落遺跡が存在するか。

AA：網羅的に存在

A：一定程度存在

B：部分的に存在もしくは不明

観点4：属性cに関して、観点3でAA・A判定のエリアについて立地環境が多様か。

AA：多様な立地環境を示す

A：立地環境の多様性が乏しいまたは情報不足により不明

表 3-4 推薦資産の顕著な普遍的価値を示す諸要素の北東アジアの新石器文化期の地域別比較

		比較の観点				自然環境	
		1	2	3	4	植生区分	海流
エリア 1	ロシア、アムール川下流域	AA	B	A	A	タイガ	-
エリア 2	ロシア、沿海地方北部	AA	B	B	A	針広混交林	C
エリア 3	ロシア、沿海地方南部	A	B	A	A	針広混交林	C
エリア 4	中国、東北部(松花江下流域)	AA	B	B	A	針広混交林	-
エリア 5	中国、東北部(嫩江下流域)	AA	B	B	A	針広混交林	-
エリア 6	中国、東北部(第二松花江下流域)	A	B	B	A	針広混交林	-
エリア 7	日本、北海道(東部・北部地方)	AA	AA	A	A	針広混交林	C
推薦資産の 地域	日本、北海道(南部)北東北地方	AA	AA	AA	AA	落葉広葉樹林	C、W
エリア 8	中国、東北部(遼東)	A	B	B	A	落葉広葉樹林	W
エリア 9	中国、東北部(遼西)	A	B	B	A	落葉広葉樹林	W
エリア 10	朝鮮半島	A	B	A	A	落葉広葉樹林 常緑広葉樹林混交	C、W
エリア 11	日本、南東北・北関東地方	AA	A	AA	AA	落葉広葉樹林 常緑広葉樹林混交	W
エリア 12	日本、南関東・甲信越・東海地方	AA	A	AA	AA	落葉広葉樹林 常緑広葉樹林混交	W
エリア 13	日本、近畿・中国・四国地方	AA	B	B	A	常緑広葉樹林	W
エリア 14	日本、九州・沖縄地方	AA	B	A	A	常緑広葉樹林 亜熱帯多雨林混交	W

c…寒流、w…暖流

推薦資産の地域：日本—北海道（南部）・北東北地方

推薦資産の地域は、冷温帯落葉広葉樹林帯（北方ブナ帯）に属し、海域では暖流と寒流が交わり、森林資源及び水産資源ともに豊かな環境である。

001 大平山元遺跡（青森県）は、日本列島で最古の土器が出土したステージI aの居住地である。ステージI bの002 垣ノ島遺跡（北海道）は、居住域と墓域が分離した初期の集落である。

ステージII aの003 北黄金貝塚（北海道）は、居住域・墓域・捨て場からなる集落、004 田小屋野貝塚（青森県）は、居住域・墓域・貯蔵施設・捨て場からなる集落、005 ニツ森貝塚（青森県）は、居住域・墓域・貯蔵施設・捨て場からなる集落である。

ステージIII bの006 三内丸山遺跡（青森県）は、居住域・墓域・貯蔵施設・捨て場・祭祀場が列状に配置される集落、007 大船遺跡（北海道）は居住域・墓域・祭祀場からなる集落、008 御所野遺跡（岩手県）は、居住域・墓域・祭祀場からなる集落である。

ステージIII aの009 入江貝塚（北海道）は、居住域・墓域・捨て場からなる集落である。この時期には、広域にわたる複数の集落により形成、維持・管理される共同墓地であり、祭祀・儀礼空間であるこの地域独特の大規模な環状列石が登場する。010 小牧野遺跡（青森県）は列石内に再葬甕棺墓が見られる。011 伊勢堂岱遺跡（秋田県）は隣接して4つの形状が異なる環状列石が作られている。012 大湯環状列石（秋田県）は、2つの環状列石からなり、配石の下から土坑墓が確認されている。

ステージIII bの013 キウス周堤墓群（北海道）は集落から離れた場所につくられた土堤で囲まれた集団墓地である。014 大森勝山遺跡（青森県）は、台地を平坦にしてから円丘状に盛土し、縁辺部に石を配置した独特の形状をしたこの時期には数少ない環状列石である。015 高砂貝塚（北海道）は、墓域と捨て場を伴う共同墓地である。016 亀ヶ岡石器時代遺跡（青森県）は、台地上に墓域が形成され、低地は祭祀場として利用され、017 是川石器時代遺跡（青森県）は、居住域と墓域からなる集落である。

推薦資産の地域では、BCE400年頃から稲作農耕が認められるようになるまで、1万年以上の長きにわたって狩猟・採集に基づいた定住が営まれ、その中で盛土や環状列石のように独特な祭祀・儀礼空間が作り出された。定住の開始、発展、成熟の変遷を確認できる構成資産を有し、それらは豊かな自然資源を活用するため、海岸や湖沼、内陸部の河川沿いの台地や丘陵・山岳地帯など、多様な集落立地を示している。

エリア1：ロシア—アムール川下流域

エリア1は、亜寒帯性の常緑針葉樹林の分布域で、アムール川の流れる平原地帯である。

推薦資産のステージI aに併行するオシポフカ文化期のガーシャ遺跡では、BCE11,000年頃の土器が出土しており、推薦資産とやや遅れて定住が始まった可能性がある。

アムール川は大量のサケ・マスが遡上することで知られており、推薦資産のステージI aからステージIII aに並行する時期にかけて、河川沿いに堅穴建物から構成される集落が立地し、狩猟・漁労を主体とした生活の在り方がうかがえる。その後、推薦資産のステージIII bに並行するウリル文化期になると、金属器が流入するとともに、雑穀農耕やブタの飼育が始まる。

また、この地域では、推薦資産のステージII aに並行する時期以降に精神文化を示す土偶や動物形土製品などの祭祀具、サカチ・アリヤンに代表される岩絵が存在するが、推薦資産でみられる盛土や環状列石のような祭祀場は確認されていない。

エリア1では、推薦資産と近い時期に土器が出現し、推薦資産のステージIII aの時期まで狩猟・採集・漁労に基づいた定住が長期間営まれたことや、河川流域に集落が集中する土地利用の在り方がうかがえるものの、発掘調査報告が少なく、定住の開始・発展・成熟の各段階の集落構造や精緻で複雑な精神性を示す祭祀・儀礼空間の在り方については不明瞭であり、推薦資産との比較研究は困難である。

エリア2：ロシアー沿海地方北部

エリア2は、亜寒帯性の常緑針葉樹林が広がり、海域では寒流が卓越する環境である。

ウスチノフカⅢ遺跡では、推薦資産のステージⅠa段階の土器が出土しているが、詳しい年代については不明である。推薦資産のステージⅠb～Ⅱaの一部に並行するルドナヤ文化期のチョルタビ・ヴァロタ遺跡では、洞窟内からイヌやクマの骨が出土し、住居・墓が確認されている。出土人骨や住居の状態から、一家族が狩猟期に暮らした場所と考えられている。

推薦資産のステージⅢaに並行する時期の遺跡の様相は不明である。続く推薦資産のステージⅢbに並行するリドフカ文化になると、青銅器が流入するとともに、農耕も始まり、推薦資産よりも早く農耕文化に移行した可能性がある。

推薦資産と近い時期に土器が出現し、推薦資産のステージⅢaの時期まで狩猟・採集・漁労に基づいた定住が長期間営まれたことが判明しているが、発掘調査事例に限られるため、定住の開始・発展・成熟の各段階の集落構造や精緻で複雑な精神性を示す祭祀・儀礼空間の在り方を抽出するのは困難である。

エリア3：ロシアー沿海地方南部

エリア3は、針広混交林の分布域で、海域では寒流が卓越する環境である。

チュルニゴフカ遺跡では、BCE8,700年頃の土器が出土しており、推薦資産のステージⅠa後半頃には定住が始まった可能性がある。推薦資産のステージⅡaに並行するボイスマン文化期のE：ボイスマン（1・2）遺跡は、BCE5,000～BCE2,700年頃の活発な海岸漁労の痕跡を示す貝塚を伴う集落遺跡である（写真3-1）。集落は、竪穴建物、集団墓地、捨て場（貝塚）で構成される。

推薦資産のステージⅡbに並行するザイサノフカ文化のF：クロウノフカ1遺跡では、住居内からアワ・キビが出土しており、農耕を開始していたことが明らかになっている。推薦資産のステージⅢbに並行する青銅器文化のヤンコフスキー文化期になると、アワ及びオオムギの栽培、ブタの飼育を行っており、農耕が定着していたことが判明している。

エリア3では、BCE8,700年頃には土器が出現し、BCE3,500年頃にはアワ・キビの農耕が始まることから、狩猟採集を基盤とした生活の期間は推薦資産より短かったと言える。集落は海岸や河川付近の微高地や丘陵に立地することが判明しているが、定住の開始・発展・成熟の各段階の集落構造や精緻で複雑な精神性を示す祭祀・儀礼空間の在り方を抽出するのは困難である。

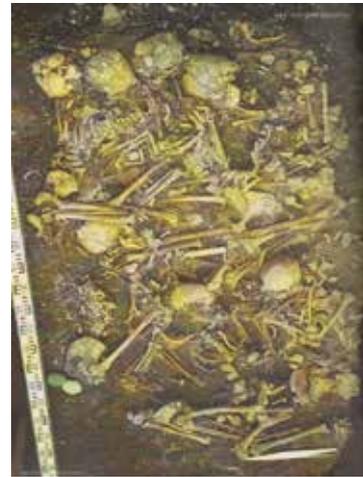


写真3-1 ボイスマン2遺跡の墓地

エリア4：中国一東北部（松花江下流域）

エリア4は、針広混交林の分布域で、松花江・アムール川・ウスリー川の流れる平原地帯である。

推薦資産のステージⅠと同じ時期の様相は不明である。推薦資産のステージⅡaに並行する新開流文化の新開流遺跡は、ハンカラ湖（興凱湖）付近に位置し、墓域及び貯蔵施設を伴う共同墓地である。居住施設は確認されていない。貯蔵施設からは淡水魚の骨と漁労具が多く出土している。同時期の集落は、河川の合流点付近の丘陵に立地することが多く、内水面漁業を主体とした集落立地の傾向がうかがえる。推薦資産のステージⅡbに並行する小南山文化の小南山遺跡では、土坑墓からなる共同墓地が確認されている。この地域では、推薦資産のステージⅢに並行する時期の様相が不明である。

エリア4では、ステージⅡa～Ⅱb並行の集落や墓地の立地や構造は判明しているものの、発掘調査例も少ないことから、採集・漁労・狩猟を基盤とした定住の開始・発展・成熟の各段階の集落構造の在り方を抽出するのは困難である。

エリア5：中国—東北部（嫩江流域）

エリア5は針広混交林の分布域で、嫩江の流れる平原地帯である。

後套木嘎遺跡では、BCE11,000年頃～BCE9,000年代の土器が出土しており、推薦資産のステージI a後半頃には定住が始まった可能性がある。

推薦資産のステージII bに並行する昂昂溪文化期のオロスC遺跡では、湖沼性の魚類・鳥類の骨が出土し、狩猟・漁労を基盤とした生活が営まれたことが判明している。ただし、推薦資産のステージII a～II bに並行する小拉哈遺跡や昂昂溪遺跡では、磨盤・磨棒・石庖丁が出土しており、この頃に雑穀農耕が始まっていた可能性も指摘されている。

後続する時期の調査例は少ないが、推薦資産のステージIII bに並行する白金宝文化期の白金宝遺跡では、三足土器の鬲と青銅製品が出土し、徐々に農耕文化へ移行する傾向がうかがえる。

エリア5では、推薦資産のステージI a後半期に土器が出現し、推薦資産のステージIII aの時期まで狩猟・採集・漁労に基づいた定住が長期間営まれたことや、河川流域の台地に集落が立地する土地利用の在り方がうかがえるものの、発掘調査例も少ないことから、定住の開始・発展・成熟の各段階の集落構造の在り方や精緻で複雑な精神性を示す祭祀・儀礼空間の在り方を抽出するのは困難である。

エリア6：中国—東北部（第二松花江流域）

エリア6は針広混交林の分布域で、第二松花江の流れる平原地帯である。

推薦資産のステージI aと同年代の土器は確認されていない。推薦資産のステージI b～II a並行の左家山下層文化の土器が、最古段階である。左家山遺跡では、アワ・キビの伝播と連動することが多いブタの骨が出土していることから、農耕が始まっていた可能性が指摘されている。一方でシカ類の狩猟や、コイ・貝など河川内水面の漁労が活発だったことも知られている。推薦資産のステージIII bに並行する西団山文化期になると、金属器が流入するとともに、アワ栽培が定着していたことが明らかになっている。

エリア6では、推薦資産の属する地域に比べて採集・漁労・狩猟を基盤とした期間が短く、より早く農耕文化に移行したことが判明している。発掘調査例も少ないことから、採集・漁労・狩猟を基盤とした定住の開始・発展・成熟の各段階の集落構造の在り方や精緻で複雑な精神性を示す祭祀・儀礼空間の在り方を抽出するのは困難である。

エリア7：日本—北海道（東部・北部）地方

エリア7は針広混交林の分布域で、海域では寒流が卓越する。

大正3遺跡では、BCE12,000年代の土器が出土しており、推薦資産より少し新しい時期には定住が始まった可能性がある。推薦資産のステージI bに並行する東釧路貝塚では、墓と貝塚が検出されているが住居は確認されていない。ステージIIに並行する北斗遺跡は、居住域と墓域で構成される集落である。ステージIII aに並行する音江環状列石は、集落と分離した祭祀場・共同墓地である。ステージIII bに並行する遺跡は確認されていない。なお、この地域ではAD700年頃からアワ・キビの農耕が認められる。

集落の立地環境は、ステージI b並行期に貝塚の形成が始まり、沿岸部に主要な遺跡が集中する傾向があるが、ステージII～III期に河川沿いに内陸部へ進出する。

エリア7では、BCE12,000年代に土器が出現し、狩猟採集を基盤とした生活が紀元後までの長期間継続した。集落の構成は、ステージI b並行期から部分的に把握されるが、集落の全体像が把握される調査例はステージII並行期以降に多いため、変遷を確認できない。ステージIII a並行期には環状列石が存在しており、独立した祭祀場の出現は推薦資産の地域と同様である。

なお、ステージI並行期の大正3遺跡は調査後に開発事業が実施されたため現存しない。

エリア8：中国—東北部（遼東）

エリア8は落葉広葉樹林の分布域で、海域では暖流が卓越する環境である。

この地域では、推薦資産のステージⅠに年代付けられる土器は確認されておらず、推薦資産のステージⅡa並行期の新楽文化の土器が最も古い。新楽文化は、エリア9の興隆窪文化の影響を受けており、農耕を伴っていたことが知られている。新楽遺跡では、方形の竪穴住居跡が確認されており、一部の住居ではキビが出土している。続く小珠山下層文化期には、沿岸の遼東半島でも農耕の存在が明らかになり、家畜としてのブタの飼育が広まる。

エリア8では、推薦資産の地域に比べて採集・漁労・狩猟を基盤とした期間が短く、より早く農耕文化に移行したことが判明している。発掘調査例も少なく、採集・漁労・狩猟を基盤とした定住の開始・発展・成熟の各段階の集落構造の在り方や精緻で複雑な精神性を示す祭祀・儀礼空間の在り方を抽出するのは困難である。

エリア9：中国—東北部（遼西）

エリア9は落葉広葉樹林の分布域で、海域では暖流が卓越する環境である。

推薦資産のステージⅠに並行する時期の様相は不明である。推薦資産のステージⅠbに並行する興隆窪文化期には、中国華北地方（黄河中流域）から伝わったアワ・キビの農耕が始まる。D：興隆窪遺跡では農耕に関わる石器が出土しており、周辺の同時代の遺跡からはアワ・キビが出土し、農耕が開始していたことがうかがえる（写真3-2）。続く趙宝溝文化期の趙宝溝遺跡でも、狩猟への依存度は高かったと考えられている。推薦資産のステージⅡaに並行する紅山文化期には、農耕に関わる石器の種類が増え、ブタの飼育が定着するようになる。



写真 3-2 興隆窪遺跡の環濠集落

祭祀・儀礼空間は、興隆窪文化期にみられる住居内に伴う墓を祭祀場とみなす考え方があがるが、明確になるのは BCE3,500年頃の I：紅山

文化遺跡群（牛河梁遺跡、紅山後遺跡、魏家窩鋪遺跡）からで、大規模な祭壇や大型墳墓が構築される。農耕・牧畜が安定してきた段階であり、宗教観念の発達も見られる祭祀場の在り方、政治的な統合過程を示している。

集落構造を把握できるのは、狩猟採集と農耕の併存期である興隆窪文化期と趙宝溝文化期の調査例で、BCE6,200年頃～BCE5,400年頃の D：興隆窪遺跡は、不正な円形の堀で囲んだ中に、方形の竪穴住居跡が整然と並び、住居の中には内部に墓を持つものがある。BCE5,000年頃の趙宝溝遺跡は、緩斜面の傾斜に沿って竪穴住居が並ぶ集落跡で、墓域は確認されていない。

エリア9では、推薦資産の地域に比べて採集・漁労・狩猟を基盤とした期間が短く、その時期の発掘調査例や情報も不足しており、採集・漁労・狩猟を基盤とした定住の開始・発展・成熟の各段階の集落構造の在り方や精緻で複雑な精神性を示す祭祀・儀礼空間の在り方を抽出するのは困難である。

エリア 10：朝鮮半島

エリア 10 は落葉広葉樹林と常緑広葉樹林が分布し、海域では西・南海岸が暖流、東海岸では寒流が卓越する環境である。

高山里遺跡では、推薦資産のステージ I a の終盤に並行する BCE8,200年頃の土器が出土している。BCE3,300年頃にはアワ・キビの農耕が、東三洞貝塚など半島の南端にまで認められるようになる。その後 BCE2,000年頃にはイネが伝わり、推薦資産のステージ III b に並行する BCE1,000年頃以降は水稻農耕が始まる。

BCE6,000年頃の鰲山里遺跡では、竪穴住居跡が確認されており、BCE4,000年頃の A：岩寺洞遺跡では、竪穴住居跡・墓・貯蔵施設が確認されている。集落内の施設が徐々に増える過程が窺える。BCE7,500年頃から形成が始まる東三洞貝塚では、貝塚のほか住居跡も見つかっているが、調査範囲が限られており、集落の構造と貝塚における祭祀・儀礼の有無については不明である。

狩猟・採集期の集落は鰲山里遺跡のように海岸部に集中する傾向があり、漁労具が出土しているとともに内陸部の小河川流域にも集落が展開しており、そのような集落からはドングリヤクルミの貯蔵穴が見つかることがある。集落立地環境の多様性の一端が認められる。

エリア 10 では、鰲山里遺跡や A：岩寺洞遺跡の対比から集落構造の変遷の一端が窺えるが、集落の全体構造が把握されている事例が少ないため、詳しい比較研究が難しい。

なお、この地域では BCE3,300年頃までには農耕が始まり、BCE1,000年頃から水稻農耕を開始するなど、推薦資産の地域より狩猟採集を基盤とした生活の期間は短かったことが明らかである。

エリア 11：日本—南東北・北関東地方

エリア 11 は、落葉広葉樹林と常緑広葉樹林が分布し、海域では暖流が卓越する環境である。

徳丸仲田遺跡(群馬県)では、BCE12,000年前後の土器が出土しており、推薦資産より少し新しい時期には定住が始まった可能性がある。また、西鹿田中島遺跡(群馬県)では、BCE11,000年頃の居住域と貯蔵穴が検出されているが、墓域は確認されていない。

推薦資産のステージ II a に並行する綾織新田遺跡(岩手県)は、中央広場を囲み住居域や貯蔵施設が環状に配置されるが、明確な墓域は確認されていない。同じくステージ II b に並行する樺山遺跡(岩手県)では、中央広場を囲む住居・甕棺墓群・捨て場・配石遺構が検出されている。

ステージ III a 並行期には、集落の中に寺野東遺跡(栃木県)の環状盛土遺構や、石敷台状遺構、矢瀬遺跡(群馬県)の祭壇状遺構のような祭祀場が検出されている。ステージ III b 並行期には、滝沢石器時代遺跡(群馬県)で竪穴建物と大型の環状配石が確認されている。この地域では、集落と分離した祭祀・儀礼空間は確認されていない。

エリア 11 では、ステージ I a の後半から、稲作農耕を開始する BCE400年頃までの間、狩猟採集を基盤とした生活が営まれた。また、ステージ III 並行期には集落内に祭祀場が認められ、精神性を示す施設の存在など推薦資産との類似性が認められる。しかし、ステージ I a 初期の遺跡や、ステージ III の集落と分離した祭祀・儀礼空間を示す遺跡がなく、ステージ II b には拠点集落が認められないなどの相違もある。

集落の変遷では、定住初期の在り方は不明だが、ステージ II a 並行期には貯蔵域を伴う集落、ステージ II b 並行期には墓域・捨て場を伴う集落が出現し、ステージ III 並行期には祭祀域を伴う集落が出現する。推薦資産の地域とは違った集落構造や社会の変遷を辿ったことが窺える。

立地環境の多様性については、ステージ I b 並行期に貝塚の形成が始まり、沿岸部の利用が活発となり、その傾向はステージ III b 並行期まで継続する。内陸部では、ステージ I b 並行期から平野に面した台地に集落が出現し、ステージ II 並行期以降、山間部の台地に集落が認められるようになる。II 期以降、山間部の利用が活発になる傾向は推薦資産の地域と共通する。一方、III 期まで貝塚形成が活発な点や山地利用が認められない点は、推薦資産の地域との違いである。

エリア 12 : 日本—南関東・甲信越・東海地方

エリア 12 は、落葉広葉樹林と常緑広葉樹林が分布し、海域では暖流が卓越する環境である。

推薦資産のステージ I a に並行する大鹿窪遺跡（静岡県）では半円形に配置された竪穴建物が検出されている。

ステージ II a 並行期には環状集落が現れ、黒浜貝塚（埼玉県）では、中央広場を囲む竪穴建物と土坑が検出されている。ステージ II b 並行期の尖石石器時代遺跡（長野県）では、弧状に配置された竪穴建物のほか、中央部に配石・土坑・甕棺墓が配置され、この地域では数少ない集落の構造がわかる遺跡である。下野谷遺跡（東京都）は、墓域をもつ中央広場を囲んで竪穴建物と掘立柱建物が配置される環状集落である。

ステージ III a 並行期の耳取遺跡（新潟県）も環状集落である。加曾利貝塚（千葉県）は、竪穴建物と大規模な貝塚からなる集落である。ステージ III b 並行期の金生遺跡（山梨県）では、竪穴建物群の隣に大規模な配石遺構が作られている。真脇遺跡（石川県）及びチカモリ遺跡（石川県）では、用途不明な環状木柱列が検出されているが、集落と分離した祭祀・儀礼空間は確認されていない。

エリア 12 では、推薦資産とほぼ同年代から、稲作農耕を開始する BCE400 年頃までの間、狩猟採集を基盤とした生活が営まれた。また、ステージ II b～III b 並行期には集落内に祭祀場が認められ、精神性を示す施設が存在が認められる。しかし、ステージ III 並行期の集落と分離した祭祀・儀礼空間を示す遺跡がなく、ステージ II b 並行期には拠点集落が認められないなどの相違もある。

集落の変遷では、定住初期の在り方は不明だが、ステージ II a 並行期には貯蔵域を伴う集落、ステージ II b 並行期には墓域・捨て場・祭祀域を伴う集落が出現する。推薦資産の地域と集落構造の変遷では類似性が認められるが、祭祀場の在り方には違いがある。

立地環境の多様性については、ステージ I b 並行期に貝塚の形成が始まり、沿岸部の利用が活発となり、その傾向はステージ III b 並行期まで継続する。内陸部では、ステージ I b 期から平野に面した台地に集落が出現し、ステージ II 並行期以降、山間部の台地に集落が認められるようになる。II 期以降、山間部の利用が活発になる傾向は推薦資産の地域と共通する。一方、III 期まで貝塚形成が活発な点は、推薦資産の地域との違いである。

エリア 13 : 日本—近畿・中国・四国地方

エリア 13 は、常緑広葉樹林が分布し、海域では暖流が卓越する環境である。

上黒岩岩陰遺跡（愛媛県）では、BCE12,000 年前後の土器が出土しており、推薦資産より少し新しい時期には定住が始まった可能性がある。ステージ I～II 並行期の集落のまとまった調査例が少なく、ステージ III a 並行期の森山遺跡（京都府）では住居のみが検出されており、祭祀・儀礼空間は確認されていない。なお、この地域では BCE600 年頃までには稲作農耕が開始する。

エリア 13 では、かろうじてステージ III a 並行期の様相がわかるもののステージ I～II 並行期の遺跡の情報が少ない。このため、集落構造や社会の変遷、集落の立地環境の傾向について詳しい比較研究は困難である。

エリア 14 : 日本—九州・沖縄地方

エリア 14 は、常緑広葉樹林と亜熱帯多雨林が分布し、海域では暖流が卓越する環境である。

福井洞窟遺跡（長崎県）では、BCE12,500 年頃の土器が出土しており、推薦資産より少し新しい時期には山岳地帯で定住が始まった可能性がある。推薦資産のステージ I b 並行期には、上野原遺跡（鹿児島県）で竪穴建物、土坑、調理施設とみられる連結土坑からなる集落が確認されている。

ステージ II 並行期の集落は確認されていない。これは大規模な火山噴火の影響と考えられている。ステージ III a 並行期には、横尾貝塚（大分県）で竪穴建物群、土坑墓、低湿地に作られた貯蔵穴が見つかっている。本野原遺跡（宮崎県）では、竪穴建物群のほか、中央広場を中心に墓坑と考えられる土坑、掘立柱建物が環状に配置されているが、これは他地域の影響を受けたものと考えられている。ステージ III b 並行期の遺跡も確認されていない。なお、この地域では BCE800 年頃までには稲作農耕が開始する。

エリア 14 では、ステージ II・III b 並行期の調査例が少なく、集落構造や社会の変遷及び集落の立地環境の詳しい比較研究は困難である。また、祭祀・儀礼を示す遺跡についても不明である。

(v) 北東アジアの類似資産及び各地域との比較研究のまとめ

推薦資産の地域が属する北東アジアには、推薦資産と類似した狩猟採集文化が存在する可能性が高いと想定されたが、比較研究により、エリア9は BCE6,000年頃から、エリア6・8は BCE5,500年頃からアワ・キビなどの雑穀農耕を取り入れ、BCE3,500年頃までには安定した農耕社会になり、この地域の影響を受けてエリア3・10でも BCE3,000年頃までには農耕が始まり、エリア10では BCE1,000年頃から水稻農耕が始まることを確認した。これらの地域は、推薦資産の地域に比べ狩猟・採集を基盤とした生活の期間が短いことが明らかとなった。

以上から、観点1についてはエリア1・2・4・7・11～14は、狩猟採集を基盤とした生活が長期間継続したと言えるが、放射性炭素年代測定結果によると、推薦資産は北東アジアにおいて最も古い段階の土器が出現していることは明白である。

観点2については、確認できたのがエリア7・11・12のみで、集落から離れた祭祀場が確認できたのはエリア7だけである。

観点3については、集落構造の変遷を確認できるのはエリア11・12のみである。ただし、どちらのエリアでも土器出現期の様相を示す遺跡が現存せず、推薦資産の地域と同じスケールで構成資産を提示できる状況にはない。

観点4については、観点3の集落構造の変遷が一定程度確認できるエリアでは、ある程度の多様性が確認されている。概ね、起伏の少ない大陸内陸部に比べ、起伏に富んだ半島や島嶼部で多様な立地をとる傾向にあり、山地から海岸までの距離が相対的に短い地域ほど、多様な集落立地環境を示す傾向が窺えた。その中でも推薦資産の地域に比べ、エリア11・12では海岸域での貝塚形成が長く続くのに対し、祭祀場を山地に形成する推薦資産と同様な土地利用は、エリア11・12では顕著でないなどの違いは指摘できる。

以上から、観点1～4を満たすのは推薦資産の地域のみであり、北東アジア最古の土器の出現を示す遺跡、複雑な精神性を示す環状列石、集落構造の変遷過程における立地と生業の多様な関係を示す集落遺跡等、17の遺跡で構成される推薦資産は、この地域の狩猟採集文化を伝える稀有な物証である。

3.2.4 北海道・北東北地方の遺跡との比較研究

北海道・北東北に所在する同時代の遺跡のうち、集落構造又は祭祀・儀礼空間の展開を示す上で必要な要素を持ち、発掘調査による十分な根拠に基づいた情報提供が可能で、その分布範囲の保存状態が良好な41遺跡(図3-2、表3-5)を対象として、観点Ⅰ～Ⅲに環境や保護状況の観点Ⅳ・Ⅴを加えて評価した結果、本資産で主張するOUVに直接的に貢献するものとして17遺跡が選定された。

推薦資産の地域である北海道・北東北地方に所在する、ステージⅠ～Ⅲに属し、法令による保護措置のある41遺跡を対象に、3.2.1の(i)で示した属性a・b・dに基づいた観点Ⅰ～Ⅲに、保護の状況を評価する観点Ⅳ・Ⅴを加え、これら5つの観点に基づいて北海道・北東北の縄文遺跡群が提案するOUVに貢献する遺跡を選抜した。なお、観点cについては、北海道・北東北エリアの集落分布の特徴であり、個別の構成資産を選別する指標として馴染まないため省いた。

観点Ⅰ：属性aに関して、採集・漁労・狩猟を基盤とした生活の在り方をどのように示すか。

AA；遺構及び遺物で示す A；遺物のみで示す B；部分的に示す C；不明瞭

観点Ⅱ：属性bに関して、特異な精神世界の在り方をどの程度示すか。

AA；顕著に示す A；示す B；部分的に示す C；不明瞭

観点Ⅲ：属性dに関して、定住の成立及び集落の開始・発展・成熟を示す遺構の範囲をどの程度含むか。

AA；すべて含む A；ほぼ含む B；一部含む C；範囲が断片的

観点Ⅳ：遺跡本体及び周辺環境の保存状況は良好か。

AA；特に良好 A；課題はあるが良好 B；大きな課題あり C；ほぼ残存せず

観点Ⅴ：法的保護がどのレベルで図られているか。

AA；国の最高レベルの保護 A；道県指定 B；市町村指定 C；法的保護なし

なお、評価対象とした41遺跡は、集落遺跡又は祭祀・儀礼に関する遺跡の2種類に大別することができる。観点Ⅰは特に前者に、観点Ⅱは特に後者に深く関わる指標と考えることができるが、例えば祭祀・儀礼遺跡において骨角器等が出土している場合は、狩猟活動の一端を遺物によって示すことから、観点Ⅰについて「A」の評価とした。他方で、集落遺跡において盛土、土坑墓又は配石遺構など当時の人々の精神世界を示す遺構を検出しているものについては、観点Ⅱについて「A」の評価とした。また、いずれの遺跡も集落の開始・発展・成熟のいずれかのステージに位置付けられることから属性dを満たすものであるため、観点Ⅲは当該遺跡が属性dを示す範囲をどの程度含んでいるかという完全性の側面から評価した。

この結果、本推薦書で主張する顕著な普遍的価値を示す属性を満たし(観点ⅢがAA、かつ観点Ⅰ又はⅡにおいてAAの評価が可能なもの)、かつ遺跡本体及び周辺環境が良好に保存されており、法的な保護の担保も確立されている(観点Ⅳ及びⅤにおいてB又はCの評価がないもの)17の遺跡を構成資産とした。これら17の構成資産により、1万年以上の長期間にわたる採集・漁労・狩猟を基盤とした生活の在り方、及びその間に成立した定住集落がどのように開始・発展・成熟したかを連続してよく理解することができ、また当時の人々がどのような独特の精神世界を創り上げたかについて、完全性を伴って知ることができる。

BLANK PAGE

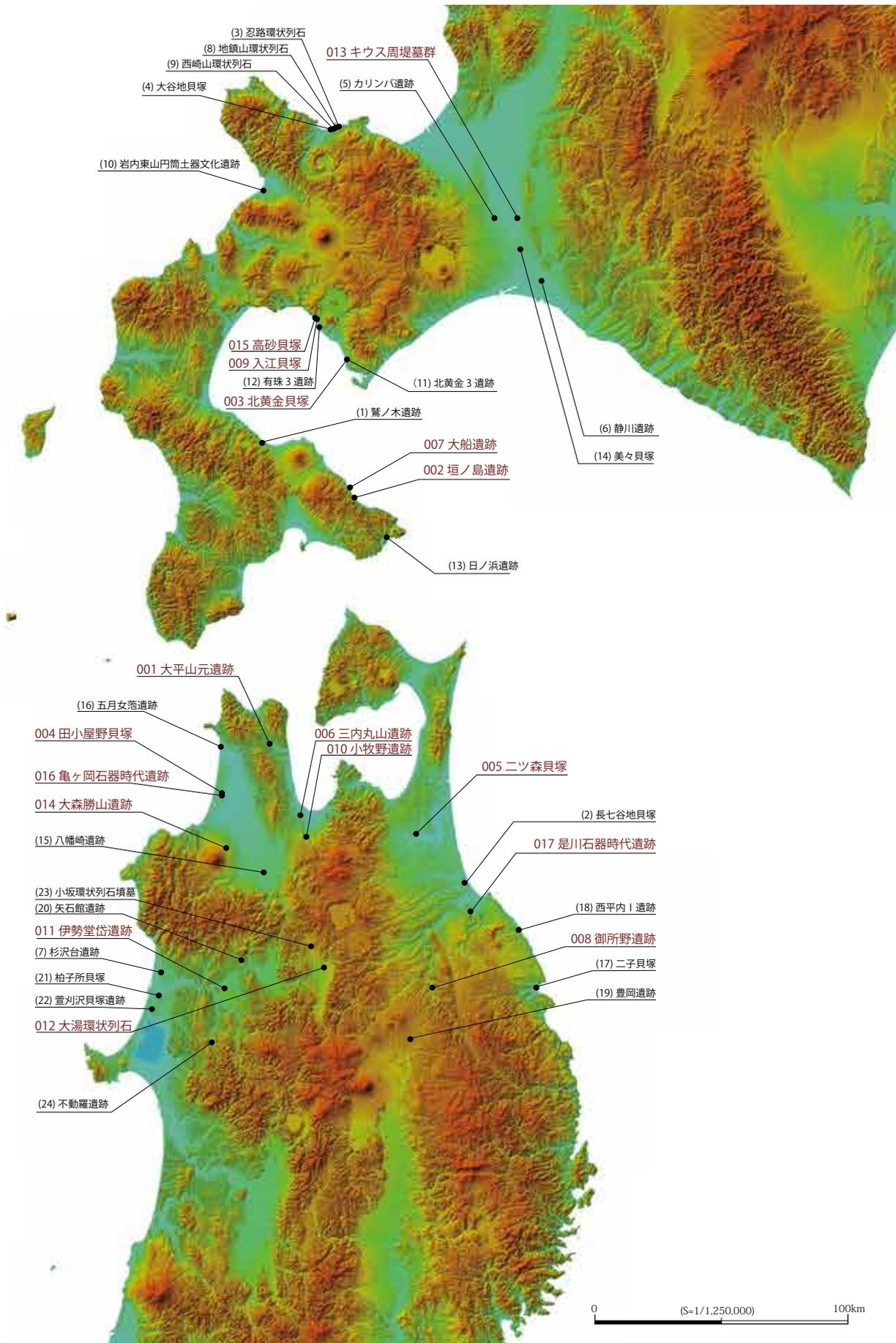


図 3-2 北海道・北東北の比較対象の縄文遺跡の分布

表 3-5 北海道・北東北地方の縄文遺跡との比較

構成資産 No.	遺跡名	集落か、祭祀・儀礼空間か	該当するステージ	観点 I	観点 II	観点 III	観点 IV	
				長期に及ぶ採集・漁労・狩猟生活	特異な精神世界	定住の成立及び集落の開始・発展・成熟	保存状況(遺跡本体)	保存状況(周辺環境)
001	大平山元遺跡	集落	I a	AA	A	AA	AA	A
002	垣ノ島遺跡	集落	I b	AA	A	AA	AA	AA
003	北黄金貝塚	集落	II a	AA	A	AA	AA	AA
004	田小屋野貝塚	集落	II a	AA	A	AA	AA	A
005	ニツ森貝塚	集落	II a	AA	A	AA	AA	A
006	三内丸山遺跡	集落	II b	AA	A	AA	AA	A
007	大船遺跡	集落	II b	AA	A	AA	AA	AA
008	御所野遺跡	集落	II b	AA	A	AA	AA	AA
009	入江貝塚	集落	III a	AA	A	AA	A	A
010	小牧野遺跡	祭祀・儀礼	III a	A	AA	AA	A	A
011	伊勢堂岱遺跡	祭祀・儀礼	III a	A	AA	AA	AA	A
012	大湯環状列石	祭祀・儀礼	III a	A	AA	AA	A	AA
013	キウス周提墓群	祭祀・儀礼	III b	A	AA	AA	A	AA
014	大森勝山遺跡	祭祀・儀礼	III b	A	AA	AA	AA	AA
015	高砂貝塚	集落	III b	A	AA	AA	AA	A
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	祭祀・儀礼	III b	A	AA	AA	A	AA
017	是川石器時代遺跡	祭祀・儀礼	III b	AA	A	AA	AA	AA
(1)	葺ノ木遺跡(関連資産)	祭祀・儀礼	III a	A	AA	AA	AA	B
(2)	長七谷地貝塚(関連資産)	集落	I b	AA	A	AA	AA	B
(3)	忍路環状列石	祭祀・儀礼	III a	A	A	A	B	B
(4)	大谷地貝塚	集落	II b	A	A	A	AA	B
(5)	カリンバ遺跡	集落	III b	A	A	A	AA	B
(6)	静川遺跡	祭祀・儀礼	II b	A	AA	A	A	B
(7)	杉沢台遺跡	集落	II a	A	A	A	AA	B
(8)	地嶺山環状列石	祭祀・儀礼	III a	A	AA	A	B	A
(9)	西崎山環状列石	祭祀・儀礼	III a	A	AA	A	A	B
(10)	岩内東山円筒土器文化遺跡	集落	II b	A	A	A	A	A
(11)	北黄金三遺跡	祭祀・儀礼	III b	A	A	A	A	A
(12)	有珠6遺跡	集落	I b	A	A	A	A	A
(13)	日ノ浜遺跡	集落	III b	A	A	A	C	C
(14)	美々貝塚	集落	II a	A	A	A	A	A
(15)	八幡崎遺跡	集落	III b	A	A	A	B	B
(16)	五月女菴遺跡	祭祀・儀礼	III b	A	A	A	A	A
(17)	二子貝塚	集落	III b	A	A	A	B	B
(18)	西平内 I 遺跡	祭祀・儀礼	III a	A	A	A	C	C
(19)	豊岡遺跡	集落	III b	A	A	A	B	B
(20)	矢石館遺跡	祭祀・儀礼	III b	A	A	A	A	A
(21)	粕子所貝塚	祭祀・儀礼	III b	A	A	A	A	A
(22)	萱刈沢貝塚遺跡	集落	II b	A	A	A	A	A
(23)	小坂環状列石墳墓	祭祀・儀礼	III a	A	A	A	A	A

3.2.5 比較研究のまとめ

世界の類似資産との比較研究では、観点a～dに基づいて推薦資産と19の資産を比較した。その結果、観点aは15資産、観点bは17資産、観点cは1資産、観点dは7資産となり、比較研究の観点a～dの全てを満たすのは推薦資産だけであることが明らかになった。類似資産の狩猟採集文化による資産の中には、祭祀場に関わる資産は一部認められるものの、集落の変遷及び生業の多様性を示す集落の立地環境の提示は、あまり認められない。

北東アジアの類似資産及び各地域との比較研究では、観点1～4に基づいて推薦資産の地域と北東アジアの14エリアを比較した。その結果、観点1については、定住の開始の指標である土器の出現年代は推薦資産の地域が最古段階であり、狩猟採集を基盤とした定住の期間が推薦資産の地域と同程度続くのは9エリアあること、また9エリアの中で、観点2を満たすのはエリア7のみ、観点3・4を満たすのはエリア11・12のみであることを確認した。以上から、北東アジアにおいて観点1～4すべてを満たすのは推薦資産の地域だけであることが明らかになった。

北海道(南部)・北東北の遺跡の比較研究では、観点I～Vの要件を満たし、本資産の顕著な普遍的価値を支える遺跡として、17遺跡が選択されることを示した。

BLANK PAGE



図 3-3 世界の類似資産位置図



表 3-1 世界の類似資産年表

年代	南北アメリカ			ヨーロッパ	アフリカ	
	北米	中米	南米	グリーンランド	北部アフリカ	南部アフリカ
BCE500,000						
BCE100,000						
BCE50,000						
BCE15,000						
BCE13,000						
BCE10,000						
BCE9,000			⑩オアハカ			
BCE8,000					①タッシリ ・ナジェール	
BCE7,000						
BCE6,000			⑪チンチョーロ			
BCE5,000						
BCE4,000	⑮ワヌスケウイン					
BCE3,000						
BCE2,000	⑭アイシナイピ ⑫ボヴァティ ・ポイント			⑨アーシヴィスイト =ニピサット		
BCE1,000					③サルーム ・デルタ	②トウウェイフル フォーンテーン
BCE400						
0	⑬ホーブウェル					
AD500						
AD1,000	⑭カホーキア			⑧南西 グリーンランド		
AD1,500						
AD2,000	⑯スカン・グアイ					

オセアニア	アジア			
	西アジア	南・南東アジア	東・北東アジア	日本
	④カルメル山	⑮レゴン溪谷 ⑯ピンベツカ		
⑰バツジ・ビム	⑤ギョペクリ・テペ ⑥ワディ・ナトゥーフ ⑦古代ジェリコ		D: 興隆窪遺跡 B: 河姆渡遺跡 C: 姜寨遺跡 A: 岩寺洞遺跡 I: 紅山 H: 良渚 E: ボイスマン G: 古蜀遺跡 F: クロウノフカ	☆北海道・北東北の縄文遺跡群

表3-2 比較対象資産一覧（東アジアおよび北東アジアを除く）

地域	番号	ユネスコ	連続性のある資産	資産の名称	遺跡種別	評価基準						
						i	ii	iii	iv	v	vi	
アフリカ	①	世界遺産 1982		タッシリ・ナジェール 【アルジェリア】	岩絵	○		○				
	②	世界遺産 2007		トゥウェイフルフォンテーン 【ナミビア】	岩絵			○		○		
	③	世界遺産 2011		サルーム・デルタ 【セネガル】	貝塚			○	○			
西アジア	④	世界遺産 2012		カルメル山の人類進化遺跡群 【イスラエル】	洞窟			○		○		
	⑤	世界遺産 2018		ギョベクリ・テベ遺跡 【トルコ】	記念物	○	○	○	○			○
	⑥	世界遺産暫定一覧表 2013		ワディ・ナトゥーフとシュクバ洞窟 【パレスチナ】	集落		○	○	○			
	⑦	世界遺産暫定一覧表 2012		古代ジェリコ：テル＝エル＝スルタン 【パレスチナ】	集落・都市	○	○	○	○			
ヨーロッパ	⑧	世界遺産 2017	○	南西グリーンランド氷帽周縁部でのノース人とイヌイットの営農地域 【デンマーク】	集落・生産遺跡 (複合遺産)							○
	⑨	世界遺産 2018		アーシヴィサイト＝ニピサット：氷と海の間のイヌイットの狩場 【デンマーク】	集落・生産遺跡							○

資産の概要と先史文化における代表性	比較の観点				文化的伝統と年代		
	a	b	c	d	旧石器	新石器	金属器以降
BCE10,000年頃からの約1万年間にわたり、気候変動と動植物相の変遷、特に先史時代のある時期において、農耕、牧畜が行われた可能性を示す岩絵を中心とする資産。	○					BCE10,000 - BCE/CE	
南アフリカの狩猟採集民による儀礼的・精神的活動を顕著に示す資産。BCE1,000年頃から約2,000年にわたる、宗教的儀式と経済的活動を示す岩石線画を中心とする。	○	○					BCE1,000 -CE1,000
BCE1,000年頃から現在まで、漁業と貝類の採集が人々の生活を支える河川支流に形成された貝塚、貝塚上の埋葬を伴う遺跡で、貝塚の堆積により三角州の景観を形成しており、この伝統的習慣が現在も続いている。	○						BCE1,000-
世界で最も長期間に渡る人類居住の痕跡であり、中石器時代・ナトゥーフ文化の地中海沿岸域における中核的な遺跡。BCE50万年からBCE9,500年頃において、西アジア地域における人類の長期にわたる記録を示し、狩猟文化から農耕文化への移行、定住、共同生活への移行という人類発展の画期を示す。	○			○		BCE500ka-BCE9,500	
世界最古の建築構造物、新石器時代初期の狩猟採集民による儀礼用建築。複数の文化層からなる遺丘遺跡であり、BCE1万年からBCE8000年頃の期間に建てられた特徴的な構造物群を有する資産である。動物のレリーフを持つ石柱が多数見つかり、神殿あるいは祭祀施設と考えられている。		○				BCE10,000 -BCE8,000	
世界的に知られているナトゥーフ文化の標識遺跡であり、南西アジアにおける人類進化の局面を示す重要な遺跡。狩猟採集文化から初期農耕文化への社会進化を示す、パレスチナでも最大級の先史洞窟遺跡。	○					BCE10,000 -BCE8,000	
世界最古の、かつ世界でも稀に見る低地にある都市遺跡。時期はナトゥーフ文化期（BCE10,000-BCE8000年頃）に遡り、石壁・石塔に囲まれた新石器文化の典型的な集落を形成する。肥沃な土地に立地することから最初期の狩猟採集民が定住し、農耕・牧畜を開始するプロセスを示し、青銅器時代には洗練された都市を築くに至る。住居群が重層するテル遺跡。	○	○		○		BCE10,000-BCE8,000	
氷帽域であるグリーンランドにおいて、10世紀以後にノース（ヴァイキング）人たちが入植し、放棄した集落および生産遺跡（景観）である。イヌイットたちが農業・放牧と海獣哺乳類を対象とした狩猟などにかかわってきたクヤレックの文化的景観などが見られる。	○			○			CE 10c-
西グリーンランドの中央部における、4,200年の人類の歴史を示す遺跡を含んだ、陸と海の動物の狩猟、季節の移住、そして気候、航海、医学に関連する有形・無形の文化遺産を目の当たりにする文化的景観。大きな冬の家とカリブー狩りの証拠、古イヌイット文化とイヌイット文化の遺跡は、この地の人間文化の弾力性と季節的な移住の伝統を証明している。	○	○		○		BCE4,200-	

地域	番号	ユネスコ	連続性のある資産	資産の名称	遺跡種別	評価基準					
						i	ii	iii	iv	v	vi
南北アメリカ	⑩	世界遺産 2010		オアハカ中部渓谷ヤグルとミトラの先史時代洞窟【メキシコ】	洞窟・岩絵			○			
	⑪	世界遺産暫定一覧表 1998		チンチョーロ文化遺跡群【チリ】	墳墓			○			
	⑫	世界遺産 2014		ボヴァティ・ポイントの巨大盛土構造物群【アメリカ】	記念物			○			
	⑬	世界遺産暫定一覧表 2008	○	ホープウェルの祭祀用盛土構造物群【アメリカ】	記念物			○			○
	⑭	世界遺産 2019		ライティング＝オン＝ストーン/アイシナイピ【カナダ】	集落・記念物			○			
	⑮	世界遺産暫定一覧表 2018		ワヌスケウイン【カナダ】	集落・記念物			○			
	⑯	世界遺産 1981		スカン・グアイ【カナダ】	集落			○			
オセアニア	⑰	世界遺産 2019	○	バッジ・ビムの文化的景観【オーストラリア】	生産遺跡			○			○
中央・南・東南アジア	⑱	世界遺産 2012		レゴン渓谷の考古学的遺跡【マレーシア】	洞窟			○	○		
	⑲	世界遺産 2003	○	ピンベットのロックシェルター群【インド】	洞窟・岩絵			○			○

資産の概要と先史文化における代表性	比較の観点				文化的伝統と年代		
	a	b	c	d	旧石器	新石器	金属器以降
非常に良く保存された1万年前の栽培植物痕跡が、南米における狩猟採集文化から農耕文化への移行を示す資産。BCE8,900年からBCE2,000年頃までの狩猟中心の生活から、定住農耕を中心とする生活への移行を示す洞窟遺跡と、岩絵を中心とする資産。	○	○		○		BCE8,900 -BCE2,000	
チリ北部のアタカマ砂漠に所在し、BCE6,000年前からBCE2,000年前まで継続した、狩猟採集文化によって残されたと考えられる資産。	○					BCE6,000- BCE2,000	
後期アーカイック期のポヴァティ・ポイント文化に属し、狩猟採集民によって構築された最も顕著な記念物。BCE1,700年からBCE1,100年頃に構築された北米最大の盛土による記念物で、狩猟・漁労・採集を生業の基盤とする人類集団によって営まれた、5基のマウンド、6重の半同心円状に配置された土塁群、中央広場等からなる資産。		○					BCE1,700 -BCE1,100
オハイオ・ホープウェル文化のウッドランド期に属する40基以上知られている盛土構造物群のうち、最も良く保全されているもの9基からなる資産。周囲を囲む土塁は非防御性のものとして世界最大規模。		○					BCE/CE- 1000
浸食によって柱や高屋形に彫られた岩の柱が集中するミルクリバーバレーの砂岩地帯に、ブラックフット族が神聖な存在からのメッセージの証として彫刻と絵画を残し、伝えた。ブラックフットの人々にとっては現在も神聖であると考えられており、彼らの何世紀にもわたる伝統は儀式を通して、場所への永続的な敬意が認められる。		○					BCE4,500~
6,400年前からのグレートプレーンズ北部におけるプレコンタクト段階の人々の生活痕跡である居住地やバイソンジャンプ及びポンド、祭祀のあり方を留めるメディスンホイールなどで構成される資産。この地自体が聖地であり、その認識は現代の先住民にも引き継がれている。	○	○		○			BCE6,400~
クイーン・シャーロット諸島のハイダ族の芸術と生活の実態を現在に伝える資産。ハイダ族が残した廃絶住居、彫刻柱（トーマムボール）等が往時の姿を今に伝えている。	○	○	○				CE 19c-
世界で最も広範で古い水産養殖システム。地形を活かしウナギを捕獲、貯蔵、収穫するために開発された複雑な水路およびダムシステムは、6千年にわたって社会の経済的基盤を提供した。Gunditjmaraとその土地の現在進行中の動的な関係は、今日では、口頭での伝達と文化的実践の継続性によって保持されている知識システムによって支えられている。	○						BCE32,000-
旧石器時代から青銅器時代にまで渡る居住痕跡で、アフリカ大陸以外では最古級の全身骨格の人骨を検出。BCE183万年からCE300年頃の、一箇所に残る初期人類の記録としては最も長い期間を示しており、旧石器・新石器・金属器時代における、半定住形態の人類居住を示す洞窟遺跡と岩絵からなる資産。	○			○			BCE1,830Ka-CE300
BCE40万年からBCE8,000年頃の、狩猟・採集など人類と景観の長期にわたる関わり、農耕文化以前の社会を示す岩絵を中心とした資産。	○	○					BCE400Ka-BCE8,000

表3-3 比較対象資産一覧（北東アジア）

地域	番号	ユネスコ	連続性のある資産	資産の名称	遺跡種別	評価基準						資産の概要と先史文化における代表性
						i	ii	iii	iv	v	vi	
東アジア・東北アジア	A	-	-	岩寺洞遺跡【韓国】	集落				-			B. C. 4,000年の新石器時代（楯目文土器）の代表的な遺跡で、堅穴式住居跡が多数調査された集落遺跡。青銅器時代の文化層も含まれる資産。
	B	-	-	河姆渡遺跡【中国】	集落				-			B. C. 5,000年からB. C. 3,000年頃の複数の文化層からなる集落遺跡で、高床式住居跡等の居住施設や、炭化した栽培稲をはじめとした多量の有機質遺物が良好な状態で保存された資産。長江下流域の新石器文化を代表する遺跡。
	C	-	-	姜寨遺跡【中国】	集落				-			B. C. 5,000年からB. C. 4,000年頃ま続いた集落遺跡で、居住区域、土器焼成遺構、墓塚、貯蔵穴等の集落全体を知り得る資産、堀で囲まれた環濠集落。農耕と牧畜に、狩猟・採集・漁労を組み合わせた生業形態で、銅と亜鉛の合金・黄銅片、特殊な文字が刻まれた陶器の出土が特徴的な資産。
	D	-	-	興隆窪遺跡【中国】	集落				-			B. C. 6,200年からB. C. 5,400年頃の集落遺跡で、堀で囲まれた環濠集落、120基に及ぶ堅穴住居跡。住居内埋葬の墓制、ヒスイ製の玉、円筒形の平底土器の発達と龍のモチーフをもつ玉製品が特徴的。雑穀（キビ）の痕跡も確認されており、初期農耕が開始された可能性を示す資産。
	E	-	-	ボイスマン（1・2）遺跡【ロシア】	集落・貝塚				-			新石器時代中期の墓地や貝塚と、初期鉄器時代のB. C. 800年からB. C. 300年頃の墓地とをもつ資産。新石器文化はボイスマン文化（B. C. 4,500年からB. C. 2,700年頃）と呼ばれ、貝層の発達した貝塚と骨角器によって海岸漁労が行われていたこと、埋葬人骨と副葬品によって発達した墓制を示す。
	F	-	-	クrouノフカ1遺跡【ロシア】	集落				-			B. C. 3,500年からB. C. 3,300年頃の集落遺跡で、方形の堅穴住居跡から、キビ・アワの炭化種実から、ロシア沿海州南部に雑穀農耕が伝播したことを示す資産である。
	G	世界遺産暫定一覧表 2008	○	古蜀遺跡（金沙遺跡、古蜀船棺合葬墓、三星堆遺跡）【中国】	集落・都市	○		○	○			B. C. 1,200年からB. C. 400年頃の古蜀の首都の跡地で、宮殿、墓地、住居跡などからなる資産。船棺合葬墓は、B. C. 400年頃の土器、青銅器、漆器、竹製品、木製品などを副葬した大規模な堅穴合葬墓であり、墓の所有者の社会的地位、祭祀制度の発達を示す資産。三星堆遺跡はB. C. 2800年からB. C. 1,000年頃の都市遺跡で、城壁、堀、供養のための遺構、住居、墓地などが含まれる資産。
	H	世界遺産 2019	○	良渚遺跡【中国】	集落・都市				○	○		長江下流域における新石器時代後半期の集落遺跡のうち最も重要な遺跡の一つ。B. C. 3,300年からB. C. 2,200年頃において本格的な稲作農耕が行われた事を示すと共に、玉器等の副葬品を持つ貴族墓地にみられるピラミッド型の社会構造に特徴づけられる良渚文化を示す資産。大規模な環濠と囲壁を有する集落配置や発達した水利システムは、極めて特徴的である。
	I	世界遺産暫定一覧表 2013	○	紅山文化遺跡群（牛河梁遺跡、紅山後遺跡、魏家高鋪遺跡）【中国】	集落・記念物・墳墓	○		○	○			東北アジアにおける新石器文化である、B. C. 3,500年頃の紅山文化を総体的に示す連続性のある資産で、集落遺跡のほか大規模な祭祀施設や墳墓などを含み、複雑に発展した社会構造を示す資産。

資産の厚生施設						文化的伝統と年代				
集落を構成する施設					祭祀場や墓域		狩猟採集	旧石器	新石器	金属器以降
居住地	住居	墓	貯蔵施設	捨て場 (貝塚含む)	共同墓地	祭祀場				
	○	○	○				○		BCE4,000-	
住居と墓地を有する新石器時代の遺跡であるが、祭祀場が不明確である。										
	○	○	○						BCE5,000- BCE3,000	
住居を有する新石器時代の遺跡であるが、祭祀場が不明確である。										
	○	○	○				○		BCE5,000- BCE4,000	
住居と墓地を有する新石器時代の遺跡であるが、祭祀場が不明確である。										
	○	○	○				○		BCE6,200- BCE5,400	
住居と墓地を有する新石器時代の遺跡であるが、祭祀場が不明確である。										
	○	○		○		○	○		BCE4,500-BCE2,300	
1遺跡は集落、2遺跡は墓地と捨て場（貝塚）を有する新石器時代の貝塚である。										
	○								BCE3,500- BCE3,300	
住居を有する新石器時代の遺跡であるが、定住に伴う墓や祭祀場が不明確である。										
	○	○	○			○			BCE1,200- CE400	
住居や墓地を有するものの、社会構造がすでに初期国家まで発展しており、宗教施設の段階まで発展している。										
	○	○	○			○			BCE3,300- BCE2,200	
住居、貴族墓地や神殿を含む新石器時代の初期的都市遺跡である。本資産が示す古代都市の一部としての神殿は、儀礼・祭祀の場とは区別できる宗教施設である。										
	○	○				○	○		BCE3,500	
新石器時代の文化を多様な構成要素から示す資産である。										

3.3 顕著な普遍的価値の言明

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は以下に記す観点から顕著な普遍的価値を持つ。

3.3.a 資産の概要

本資産が位置する北海道・北東北は、山地、丘陵、平地、低地など変化に富んだ地形であり、内湾又は湖沼及び水量豊富な河川も形成されている。冷温帯落葉広葉樹の森林が広がり、海洋では暖流と寒流とが交差し豊かな漁場が生まれ、サケ・マスなどの回遊魚が遡上する、恵まれた環境にあった。人々は、この環境のもとで食料を安定して確保するとともに、約1万5千年前には土器を使用して、定住を開始した。その後、1年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれに伴う海進・海退といった環境の変化に適応しながら、採集・漁労・狩猟を基盤とした生活を継続した。

また、定住開始のごく初期から精緻かつ複雑な精神文化を構築した。墓地を作り、祭祀・儀礼の場である捨て場や盛土、環状列石などを構築し、祖先崇拜や自然崇拜とともに、自然の豊穰への祈念や互いの紐帯の確認などが世代を越えて行われていた。

このように、本資産は北東アジアにおける農耕文化以前の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として顕著な普遍的価値を持つ。

3.3.b 評価基準への適合性の証明

評価基準 (iii) の適用

本資産は、1年以上もの長期間継続した採集・漁労・狩猟を基盤とした世界的にも稀な定住社会の証左であり、そこでは精緻で複雑な精神文化が育まれた。

先史時代の人々は、豊かな森林資源・水産資源を持続的に管理することによって採集・漁労・狩猟を生業の基盤とし、約1万5千年前には土器を使用し、定住を開始した。その後1年以上にわたって、農耕文化に移行することなく集落を発展・成熟させた。本資産は、季節変動又は気候変動に応じて巧みに食生活を変えてきたことが考古学的に明らかとなっている貴重な例である。

また、定住開始のごく初期から、人々が生活を営む中で精緻で複雑な精神文化を構築したことが考古学的に明らかになっている。墓を作ることは先祖を追慕・崇敬する祖先崇拜の証左である。当時の人々は、祭祀・儀礼に関わる捨て場や盛土、環状列石を構築し、豊穰への祈念や人々の互いの紐帯の確認などを行った。

評価基準 (v) の適用

本資産は、1年以上もの長期間にわたり継続した採集・漁労・狩猟文化における定住の開始、発展、成熟の過程を示す稀有な物証である。人々は農耕文化に見られるように土地を大きく改変することなく、多様な立地に適応して多様な生業を成立させることによって、長期にわたる採集・漁労・狩猟生活を継続した。

集落は生活の拠点であり、その立地環境は生業と密接に関わるとともに、当時の人々の世界観が強く反映されていたものと推測される。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリの群生地など集落の選地には多様性が見られ、それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。海進期には高い丘陵地に、海退期には食料を得やすい海岸近くに集落を営むなど、気候変動による海水面の変動にも対応しつつ、サケ・マス・シジミ・ハマグリに代表される豊富な水産資源や、シカ・イノシシ・クリ・クルミといった豊かな森林資源を利用することによって、採集・漁労・狩猟の生活を長期間継続することができた。

3.3.c 完全性の言明

本資産は、以下の4属性を示す、17の考古遺跡で構成される。

属性a：自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと

属性b：祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと

属性c：集落の立地と生業との関係が多様であること

属性d：集落形態の変遷を示すこと

本資産は、農耕文化以前における人類の生活のあり方を示し、本質的な価値を伝える全ての属性を満たしていることから高い完全性は保たれている。

各構成資産の資産範囲は、いずれも集落及び祭祀・儀礼空間を構成する重要な遺構を全て含む範囲及び当時の立地又は環境を示す地形もしくは情報について必要な範囲を確保しており、総体として全ての属性を満たしている。

また、本資産は、文化財保護法に基づく特別史跡又は史跡に指定され、長期的に厳密な保護・保全措置が講じられているとともに、それぞれ保存管理計画を策定し、管理者として自治体が各構成資産を所管することを明記するとともに、適切な維持・管理、価値を保存・伝達するための環境整備等を積極的に行っている。

さらに十分な緩衝地帯を設定し、資産価値に負の影響を与える行為に対して法的規制を行い、保全のための対策を示すことによって、資産の適切な保護を実施している。

3.3.d 真実性の言明

本資産は考古遺跡で構成され、基本的には地下に埋蔵されているが、一部の環状列石などは地表面でも確認できる。考古遺跡は廃絶後土砂等によって埋没し、数千年が経過してもなおその状態が保たれており、各構成資産の形状・意匠（デザイン）、材料・材質、用途・機能、伝統・技能、精神性の諸要素について真実性が保持されている。

これらは文化庁の指導の下、所有者や所管する地方公共団体により万全な保護措置が講じられ、自然災害や大規模開発等による負の影響はなく、その顕著な普遍的価値を表す属性は保全され、文化遺産としての価値を失することなく良好な状態を保っている。

3.3.e 保護と管理に必要な措置

北海道、青森県、岩手県及び秋田県等の関係地方公共団体では、資産全体の顕著な普遍的価値を保全するための基本方針である包括的保存管理計画を策定している。これに基づいて、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会等を設置し、国の指導と関係機関との連携の下で、構成資産の保存・管理等を総括的に推進している。各構成資産を所管する地方公共団体では、個別の保存管理計画を作成するとともに、各構成資産の保存・管理及び活用を各地方公共団体の基本計画にも盛り込み、計画的に推進している。

なお、各構成資産の経過観察（モニタリング）については、顕著な普遍的価値の保持、維持・管理の観点から指標を設定し、定期的かつ体系的に実施することとしている。

第4章

保存状況と資産に 影響を与える要因

4.a 現在の保存状況

4.b 資産に影響を与える要因

4.a 現在の保全状況

4.a.1 資産全体の保全状況

本資産の構成資産は全て先史時代の考古遺跡であり、資産の顕著な普遍的価値を示す諸要素の多くは、地下に埋蔵され、良好な状態で確実に保存されている。

構成資産の範囲は、全て文化財保護法*1に基づく史跡又は特別史跡*2の指定地であり、現状変更には文化庁長官の許可が必要であるなど、法的に厳重に保護されている。

各構成資産の保存・管理については、所管する関係地方公共団体が個別の保存管理計画を策定し、適切に行っている。さらなる万全の保護措置を進めるため、資産範囲の公有地化を計画的に進めるとともに、景観法*3に基づく景観計画*4を策定し緩衝地帯を景観計画区域に指定するなど、良好な景観の保全も図っている。

資産全体の一体的な保存・管理については、各方針や方法、推進体制などを示した包括的保存管理計画*5を策定の上、その推進体制として、関係地方公共団体の長などを構成員とする縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会*6を設置している。

関係地方公共団体は、発掘調査を行った遺構については保護盛土で被覆し、未発掘で現状保存している遺構と同様に地下に埋蔵し、保存・管理している。なお、環状列石や貝層などの一部の遺構は、科学的で客観的なデータに基づいて周辺環境などから負の影響を受けるおそれがないことを確認の上で、来訪者が資産の価値の理解を深め、保護意識を醸成するのに有効な情報提供の手法として、露出展示を行っている場合がある。また、発掘調査に伴う出土品についても、全て出土状況の詳細な記録とともに適切に保存・管理し、研究や展示などを行っている。

露出展示遺構を保護するための覆屋や堅穴建物の立体表示などの工作展示物、景観保全のための植栽等、構成資産の適切な保存・管理と活用に必要な整備についても、関係地方公共団体が、文化財保護法と包括的保存管理計画等に則り、国の指導と許可の下で、調査研究の成果に基づき、各分野の専門家による検討を経て、資産に負の影響がない方法を用いて適切に行っていることから、資産の顕著な普遍的価値が損われることはない。

*1 文化財保護法は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律である。法の全文については、付属資料5-1「文化財保護法」を参照されたい。

*2 構成資産の史跡又は特別史跡の指定状況については、第5章「5.b法に基づく指定保護」の表5-2「各構成資産の史跡等指定状況」を参照されたい。

*3 景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観を国民共通の資産と認め、その整備と保全を図ることを目的とする法律である。法の全文については、付属資料5-2「景観法」を参照されたい。

*4 景観計画は、景観法に基づき景観条例を制定し景観行政団体として景観行政を実施する地方公共団体が策定する。景観計画区域内の建築物等の開発行為に関して届出・勧告による規制を行うとともに、必要な場合に建築物等の形態・色彩・意匠などに関する変更命令を出すことができる。

*5 包括的保存管理計画の詳細については、付属資料1「包括的保存管理計画」を参照されたい。

*6 縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会の詳細については、第5章「5.e資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制」及び付属資料1「包括的保存管理計画」の第9章「体制の整備と運営」を参照されたい。

4.a.2 各構成資産の保全状況

001 大平山元遺跡の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、青森県外ヶ浜町によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が保護盛土等により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で保存されている。

外ヶ浜町は、本構成資産の範囲の約 71.4%について公有地化しており、引き続き計画的に公有地化を進めている。

外ヶ浜町は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

本構成資産内の既存の電柱等については、将来的に撤去する方向で管理者と協議を進めている。

本構成資産の緩衝地帯は、青森県が景観法に基づき策定した「青森県景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。なお、資産に隣接する町道と線路については、外ヶ浜町が管理者と連携して大規模な拡張など無秩序な開発がなされないように合意しており、将来的には植栽等による修景を図ることとしている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（土器石器集中地点）
- 立地（内陸の河川付近の河岸段丘）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（最古級の土器、狩猟具（石鏃）、加工具（局部磨製石斧）等）

002 垣ノ島遺跡の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、管理団体である北海道函館市によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が保護盛土等により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で保存されている。なお盛土遺構については、1929年に降下した火山灰によって往時の地形が一部変わっていることから、火山灰を除去して往時の地形を復旧の上、遺構の保護に十分な保護盛土により被覆し、土砂の流出防止のため張り芝により保護する予定である。

函館市は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

函館市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、ガイダンス施設に常駐している専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。なお、資産内にある落葉広葉樹については、往時の景観を理解する一助となるため、安全管理等を目的とした伐採・剪定を除き、現状維持としている。植栽等による樹木を管理する場合には、樹木の生育を促進させるとともに、経過観察のうえ継続的な管理を推進し、日常的には下草等の除草や外来種の除去、芝刈などを行っている。

本構成資産の緩衝地帯は、函館市が景観法に基づき策定した「函館市景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。

なお、緩衝地帯において津波発生時に沿岸住民の災害用避難路となる臨港道路の建設計画がある（詳細は表 4-1「資産に影響を与える要因への措置状況」中の図 4-1 を参照されたい）。函館市は、景観等の観点から資産に負の影響が生じないように、国及び開発事業者と協議を継続しており、シミュレーションを行いながら工法や植栽等による保全を図ることとしている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（竪穴建物跡、土坑墓）
- 立地（外洋の沿岸付近の海岸段丘）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（石皿、磨石）、漁労具（石錘）、精神性を示す遺物（足形付土版）等）

003 北黄金貝塚の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、管理団体である北海道伊達市によって維持・管理されている。

本構成資産は一部の露出遺構を除き全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

伊達市は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

伊達市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。なお、露出展示している水場遺構については、保存処理の専門家の指導を受けながら薬剤による礫石器の保存処理を行い、専門職員が日常的に石の劣化等を点検・観察している。冬期は凍上・移動等の防止のため、土嚢とシートにより養生している。植生については、日常的に下草等と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去、芝刈を実施している。

本構成資産内の既存の市道については、資産に負の影響を及ぼさないよう、市が管理者と連携して現状を維持しているが、将来的に撤去について利用予測に基づく長期的計画を検討することとしている。電波塔については、将来的に撤去することで設置者と協議を進めている。

本構成資産の緩衝地帯は、北海道が景観法に基づき策定した「北海道景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。なお、緩衝地帯の外側の山の稜線上に風力発電施設が設置され、資産内から視認されるが、景観等の観点から資産に負の影響が生じないよう、伊達市は将来的には植栽により修景を図ることとしている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（竪穴建物跡、水場遺構、土坑墓、捨て場（貝塚））
- 露出遺構（水場遺構）
- 立地（外洋の沿岸の丘陵）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石・石皿）、漁労具（刺突具、ヤス、釣針、石錘）、人骨、故意に破壊された磨石や石皿、祭祀具（鯨骨製刀、骨製匙）、動物遺存体（ハマグリ、カキ、オットセイ、マガイ、ヒラメ、マグロ、シカ、クマ等）等）

004 田小屋野貝塚の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、管理団体である青森県つがる市によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が盛土等により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

つがる市は、本構成資産の範囲の約45%について公有地化しており、引き続き計画的に公有地化を進めている。

つがる市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

本構成資産内の既存の住宅については、将来的に撤去する方向で所有者等と協議を進めている。

本構成資産の緩衝地帯は、青森県が景観法に基づき策定した「青森県景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。なお、緩衝地帯の外側にある風力発電施設については、景観等の観点から資産に負の影響が生じないよう、つがる市は将来的に植栽により資産内から視認できないよう修景を図ることとしている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、捨て場（貝塚））
- 立地（内湾の沿岸の丘陵）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（刺突具、釣針）、動植物遺存体（ヤマトシジミ、ノウサギ、イルカ、アホウドリ、ウミガラス類、コイ科、サバ属、サケ、クリ、オニグルミなど）、人骨、装身具（貝輪）等）

005 ニツ森貝塚の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、管理団体である青森県七戸町によって維持・管理されている。本構成資産は全体が盛土等により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

七戸町は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

七戸町は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。なお、植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

本構成資産内の既存の町道等の現代構造物については、将来的に撤去する方向で協議を進めている。

本構成資産の緩衝地帯は、青森県が景観法に基づき策定した「青森県景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。なお、緩衝地帯内の既存の住宅については本構成資産内から視認されるため、景観等の観点から資産に負の影響が生じないように、七戸町は将来的に撤去又は植栽で修景することとしている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- ▶ 地下遺構（竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、捨て場（貝塚））
- ▶ 立地（内湾の沿岸の丘陵）
- ▶ 地下に埋蔵されている遺物
- ▶ 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（銚頭、刺突具、釣針）、動植物遺存体（ハマグリ、ヤマトシジミ、マガキ、ハクチョウ、スズキ、マダイ、シカ、イノシシなど）、土偶、人骨、埋葬犬、装身具（櫛）、祭祀具（青竜刀形骨器）等）

006 三内丸山遺跡の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による特別史跡として保護され、青森県によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

青森県は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

青森県は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、ガイドンス施設に常駐している専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。なお、露出展示している遺構（墓、大型掘立柱建物跡、南・北盛土等）については、覆屋を設置し温湿度を管理しながら、経年劣化対策の科学的保存処理及び日常的な点検を行っている。また、植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

本構成資産内の仮設建物については、撤去することとしている。

本構成資産の緩衝地帯は、青森市が景観法に基づき策定した「青森市景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。なお、緩衝地帯の既存の送電塔が資産内から視認されるが、青森県は将来的に撤去又は埋設することについて所有者と協議することとしている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- ▶ 地下遺構（竪穴建物跡、大型竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、埋設土器、捨て場）
- ▶ 露出遺構（土坑墓、埋設土器、大型掘立柱建物跡、盛土）
- ▶ 立地（内湾の沿岸の河岸段丘）
- ▶ 地下に埋蔵されている遺物
- ▶ 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃、石槍）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（刺突具、銚頭、釣針）、編組製品、動植物遺存体（ノウサギ、ムササビ、カモ類、ブリ、サバ、ニシン、クリ、クルミ、ニワトコ等）、土偶、漆製品、土製品、石製品、祭祀具（鯨骨製骨刀）、装飾品（ヘアピン、垂飾、耳飾）、副葬品（土器、石器、玉類）等）

007 大船遺跡の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、管理団体である北海道函館市によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。函館市は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

函館市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。なお、資産内にある落葉広葉樹については、往時の景観を理解する一助となるため、安全管理等を目的とした伐採・剪定を除き、現状維持としている。植栽した樹木については、生育を促進させるとともに、日常的に下草等の除草や外来種の除去などを行っている。

本構成資産内の市営墓地については、地域住民の同意を得ながら計画的に移転を進めている。また、その他の電柱等の現代構造物についても、将来的に撤去する方向で函館市がそれらの管理者と協議を進めている。

本構成資産の緩衝地帯は、函館市が景観法に基づき策定した「函館市景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。なお、緩衝地帯において、津波発生時に沿岸住民の災害用避難路となる国道バイパスの建設計画がある（詳細は表4-1「資産に影響を与える要因への措置状況」中の図4-2を参照されたい）。当該道路の建設による本構成資産への負の影響がないことについては、遺産影響評価で確認済みである。函館市は、景観等の観点から資産に負の影響が生じないよう国及び開発事業者と協議を継続しており、シミュレーションを行いながら工法の工夫や植栽などによる保全を図ることとしている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、盛土）
- 立地（外洋の沿岸の海岸段丘）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具、動植物遺存体（クジラ、オットセイ、マグロ、タラ、サケ、クリ、クルミなど）、土偶、石棒、青龍刀形石刀等）

008 御所野遺跡の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、管理団体である岩手県一戸町によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。一戸町は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

一戸町は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、ガイドンス施設に常駐している専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。なお、春から秋にかけて露出展示している配石遺構については、遺構面を侵食や石の崩落を防ぐ保護盛土で被覆し組石のみを露出するとともに、囲いを設置し立ち入りを制限しているほか、専門職員が日常的に点検を行っている。冬期は、石材の凍結を防止するため、遺構全体を保護盛土で覆っている。また、植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

御所野遺跡及びその緩衝地帯は、一戸町が景観法に基づき策定した「一戸町景観計画」において特定景観地域に指定されており、良好な景観形成を図って開発行為等が規制されている。

本構成資産に隣接している高圧鉄塔と資産上空を横切る高圧線については、景観への影響を軽減する具体的計画について、一戸町が電力事業者と継続的に協議を進めている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（竪穴建物跡（土屋根住居跡）、貯蔵穴、土坑墓、掘立柱建物跡、配石遺構、盛土）
- 露出遺構（配石遺構）
- 立地（内陸の河川付近の河岸段丘、丘陵）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、動植物遺存体（シカ、イノシシ、クリ、クルミ、トチなど）、土偶、土製品、石製品、熱を受けた動植物遺存体（シカ、イノシシなどの焼骨、炭化したクリ、クルミ、トチ）等）

009 入江貝塚の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、管理団体である北海道洞爺湖町によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

洞爺湖町は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

洞爺湖町は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

洞爺湖町は、本構成資産内の町立保育園等の現代構造物について、将来的に撤去することとしている。

本構成資産の緩衝地帯は、北海道が景観法に基づき策定した「北海道景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。なお、本構成資産から視認される住宅や電波塔については、所有者と協議し、景観に調和した色彩への変更又は植栽等による修景を図ることとしている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（竪穴建物跡（土屋根住居跡）、土坑墓、祭祀場（貝塚））
- 立地（外洋の沿岸の丘陵）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（銚頭、釣針）、動物遺存体（アサリ、ニシン、スズキ、マグロ、イルカ、エゾシカなど）、人骨（ポリオ罹患）、装身具等）

010 小牧野遺跡の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、管理団体である青森県青森市によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

青森市は、本構成資産の範囲の77.7%について公有地化しており、引き続き計画的に公有地化を進めている。

青森市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員とともにガイダンス施設に常駐する職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。なお、露出展示している環状列石は、遺構面の侵食や石の崩落を防ぐために保護盛土による根固めを行い組石のみを露出し、石材の劣化防止のために防カビ剤を塗布して保護するとともに、囲いを設置し立ち入りを制限しながら、定期的な観察を行っている。また、植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

本構成資産の緩衝地帯は、青森市が景観法に基づき策定した「青森市景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（土坑墓、土器棺墓、竪穴建物跡、貯蔵穴、湧水遺構）
- 露出遺構（環状列石）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 立地（舌状台地）
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、土器棺、土偶、ミニチュア土器、土製品（鐔形、動物形、キノコ形）、三角形岩版等）

011 伊勢堂岱遺跡の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、秋田県北秋田市によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

北秋田市では、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

北秋田市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、ガイダンス施設に常駐する専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。なお、露出展示している環状列石については、遺構面を侵食や石の崩落を防ぐ保護盛土で被覆し組石のみを露出し、石に撥水剤及び強化剤を塗布して保護するとともに、囲いを設置し立ち入りを制限している。また、環状列石の石材の種類を鑑定し、劣化を察知するための経過観察を継続して実施している。植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

本構成資産の緩衝地帯は、北秋田市が景観法に基づき策定した「伊勢堂岱遺跡景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。

緩衝地帯内には遺跡保全に伴い中止された道路工事による橋脚が一部あるが、将来的に撤去することとしている。また、緩衝地帯において建設中の自動車専用道路（詳細は表4-1「資産に影響を与える要因への措置状況」中の図4-3を参照されたい）については、道路設置者と協議の上、資産から視認されない景観に配慮した工法を採用している。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（環状列石、配石遺構、土坑墓、掘立柱建物跡、貯蔵穴、捨て場）
- 露出遺構（環状列石）
- 立地（山地に接続する河川付近の丘陵）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（石錘）、土偶、土製品（鐔形、動物形、キノコ形）、石製品（三角形岩版、石剣）等）

012 大湯環状列石の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による特別史跡として保護され、秋田県鹿角市によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で保存されている。

鹿角市は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

鹿角市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、ガイダンス施設に常駐する専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。なお、露出展示している環状列石については、遺構面を侵食や石の崩落を防ぐ保護盛土で被覆し組石のみを露出し、石に撥水剤を塗布して保護するとともに、囲いを設置し立ち入りを制限しながら、石の劣化などを専門職員が日常的に点検する経過観察を継続実施している。また、植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

本構成資産内を南北に走る道路については、資産に負の影響が生じないよう、将来的には迂回路を整備して撤去することとしている（詳細は表4-1「資産に影響を与える要因への措置状況」中の図4-4を参照されたい）。なお、迂回路は緩衝地帯に整備される見込みであるため、鹿角市では、遺産影響評価を行い、資産及び周辺景観に影響を及ぼすことがないよう、関係行政機関等と協議を続けている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（配石遺構、土坑墓、掘立柱建物跡、竪穴建物跡、貯蔵穴）
- 露出遺構（環状列石）
- 立地（丘陵）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、土偶、岩偶、土製品（土版、鐔形、動物形、キノコ形）、石製品（石棒、石剣）等）

013 キウス周堤墓群の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、北海道千歳市によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が約 70cm の軽石や火山灰及び腐葉土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

本構成資産の範囲の約 51%は公有地であり、千歳市は引き続き計画的に公有地化を進めている。

千歳市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。周堤墓は視認できない地上構造物であり、周堤内外の斜面土壌は安定した状況にあるが、表土の流出及び実生木の発芽や倒木等に対しては、速やかに土の補填・保護や樹木の伐採・搬出などの維持的措置を行う必要があることから、専門職員が目視による点検を重点的に行っている。

本構成資産内を通る国道 337号について、緩衝地帯外に新道となる道央圏連絡道路が 2020年に供用開始予定であり（詳細は表 4-1「資産に影響を与える要因への措置状況」中の図 4-5を参照されたい）、交通量のさらなる減少が見込まれ、千歳市は、資産に負の影響を及ぼさないよう地方道に移管後も継続して、適切に管理する方向で道路管理者と協議を進めている。

本構成資産の緩衝地帯は、北海道が景観法に基づき策定した「北海道景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（周堤墓、土坑墓）
- 立地（丘陵）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、副葬品・供献品（土器、石器、石棒、土偶）、ベンガラ散布、立石等）

014 大森勝山遺跡の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、青森県弘前市によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

弘前市は、本構成資産の範囲の約 99.8%について公有地化しており、引き続き計画的に公有地化を進めている。

弘前市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。なお、植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

本構成資産の緩衝地帯は、弘前市が景観法に基づき策定した「弘前市景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（環状列石、土器埋設遺構、大型竪穴建物跡、屋外炉、捨て場）
- 立地（舌状台地）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、土偶、岩版、石剣、円盤状石製品等）

015 高砂貝塚の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、管理団体である北海道洞爺湖町によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が保護盛土により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

洞爺湖町は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

洞爺湖町は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。なお、植生については、定期的な除草と枯枝除去等の維持・管理を行うとともに、外来種の監視と除去等を実施している。

本構成資産の緩衝地帯は、北海道が景観法に基づき策定した「北海道景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。

緩衝地帯にあり視認される住宅及び送電塔については、所有者と協議し、景観に調和した色彩への変更又は植栽等による修景を図ることとしている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（土坑墓、配石遺構、捨て場（貝塚））
- 立地（外洋の沿岸の低地）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（銚頭）、動物遺存体（アサリ、ホタテ、ニシン、カレイ、マグロ、イルカ、エゾシカなど）、副葬品（土器、石器）、土偶、人骨、装飾品、ベンガラ散布等）

016 亀ヶ岡石器時代遺跡の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、管理団体である青森県つがる市によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が盛土等により被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

つがる市は、本構成資産の範囲の約35%について公有地化を完了しており、引き続き計画的に公有地化を進めている。

つがる市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。

本構成資産内の住宅等の現代構造物については、つがる市は将来的に撤去する方向でそれらの管理者と協議を進めている。

本構成資産の緩衝地帯は、青森県が景観法に基づき策定した「青森県景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（土坑墓、竪穴建物跡、捨て場）
- 立地（内湾の沿岸の台地、低湿地）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（銚頭）、動植物遺存体（シカ、イノシシ、アシカ、オットセイ、ブナ、コナラ、クリ、トチなど）、土偶、石剣、副葬品（土器、石器、玉類、土製品、漆器）、漆製品、装身具、ベンガラ散布等）

017 是川石器時代遺跡の保全状況

本構成資産の範囲は文化財保護法による史跡として保護され、管理団体である青森県八戸市によって維持・管理されている。

本構成資産は全体が保護盛土等で被覆され、顕著な普遍的価値を示す諸要素は良好な状態で確実に保存されている。

八戸市は、本構成資産の範囲のすべてについて公有地化を完了している。

八戸市は、本構成資産の保存・管理にあたって専門職員を配置しており、ガイダンス施設に常駐している専門職員が日常的に巡視して保全状況を確認し、本構成資産を適切に維持・管理しながら、環境整備、活用、調査研究等を行っている。なお、植生は、定期的な点検を行うとともに、病虫害防除等の措置を実施している。

本構成資産内に存在する既存の複数の公共建物については、八戸市は順次撤去することとしている。

本構成資産の緩衝地帯は、八戸市が景観法に基づき策定した「八戸市景観計画」において景観計画区域に指定されており、良好な景観形成のため開発行為等が規制されている。なお、構成資産から視認される住宅については、所有者と協議し、景観に調和した色彩への変更又は植栽等による修景を図ることとしている。

顕著な普遍的価値を示す諸要素

- 地下遺構（土坑墓、配石遺構、竪穴建物跡、捨て場、水場遺構）
- 立地（内陸の河川付近の台地、低湿地）
- 地下に埋蔵されている遺物
- 発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃、弓）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（刺突具）、木製品、動植物遺存体（クリ、クルミ、トチなど）、祭祀具（土偶、岩版、石棒、石刀など）、漆製品、装身具（櫛、腕輪、耳飾り）、人骨、ベンガラ散布等）

BLANK PAGE

BLANK PAGE

4.b 資産に影響を与える要因

4.b.1 開発圧力

本資産の範囲は全て、史跡又は特別史跡の指定地内にあり、文化財保護法により保護されている。そのため、原則として構成資産の現状変更は厳重に規制されており、推薦資産の顕著な普遍的価値を損なうような開発が行われることはない。

さらに、構成資産を所管する関係地方公共団体では、土地の買い上げによる構成資産の公有地化を推進することで万全の保護措置を講じている。

本資産の緩衝地帯は、各構成資産を取り囲むように設定されている。緩衝地帯において土地の現状変更又は建築行為、木竹の伐採などを行う場合は、景観法、都市計画法、森林法等の法令のほか地方公共団体が制定する条例に基づき、規模、形態、構造等に関する規制が適用*7されるため、推薦資産の顕著な普遍的価値及びその周辺環境を損なうような開発は未然に防がれている。

また、関係地方公共団体では、緩衝地帯内外の開発行為に関する情報の把握に努め、必要に応じて遺産影響評価（HIA）*8を実施することとしている。開発行為による資産への影響を評価し、負の影響を及ぼすおそれがある場合は開発事業者と計画の変更・中止の調整を行うなど、開発行為を適切にコントロールすることで万全の保全措置を講じるものである。

現在、資産に影響を及ぼすおそれのある大規模開発は見込まれていないが、将来的に想定される主な開発圧力とその対応について以下に挙げる。

道路整備

本資産の緩衝地帯内において、現在施工中もしくは計画中の道路整備の事例がある。

これらの個別の内容については、表4-1「資産に影響を与える要因への措置状況」に後述するが、いずれの事例も、災害時の避難路あるいは構成資産を避けるための迂回路であり、推薦資産の保全や地域住民の安全などのため不可欠であると認められる整備のみが進められている。

これらの事例を含め、緩衝地帯内における道路整備にあたっては、関係地方公共団体が道路管理者及び開発事業者などの関係者と協議しながら、十分な事前調査を行うものであり、資産の顕著な普遍的価値を損わないよう用地を検討し、工法の工夫や植栽による修景など景観にも配慮して、適切な保全措置を講じるものである。

風力発電施設・太陽光発電施設

近年、再生可能エネルギーの利用促進の観点から、推薦資産の周辺でも風力発電施設及び太陽光発電施設の設置が計画される可能性が高まっている。

関係地方公共団体は各構成資産の緩衝地帯を景観計画の景観重点区域に指定することとしており、緩衝地帯における発電施設の設置は適切にコントロールされる。

また、各構成資産の内外に設定されている視点場*9から眺望される範囲については、資産の価値を損なわないよう良好な景観を保全する観点から、緩衝地帯の外側を含めて建築物の高さ等を規制するため、発電施設の設置は適切にコントロールされる。

関係地方公共団体では、発電施設が設置された場合の景観及び周辺環境への影響について、事業の計画段階で入念にシミュレーションを行って、構成資産及びその周辺環境の保全に負の影響を及ぼさないように事業者と調整を図ることとしている。

その他

携帯電話の基地局又は送電線など、緩衝地帯の内外において様々な構造物が設置されることが想定される。関係地方公共団体は、景観計画等の規制による適切なコントロールを行うとともに、必要に応じて周辺環境へ影響を及ぼさないよう保全措置を講じることにしてそれらの設置者と協議することとしている。

*7 緩衝地帯に適用される法令等の概要及び適用状況については、第5章「5.c 保護の実施手段」の表5-4「緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要」及び表5-5「緩衝地帯への法令・制度等の適用状況一覧表」を参照されたい。

*8 遺産影響評価（HIA）については、付属資料1「包括的保存管理計画」の第7章「遺産影響評価の実施」を参照されたい。

*9 本資産における視点場とは、資産の顕著な普遍的価値を示す属性について、視覚的な理解を担保できる地点として設定している。各構成資産で設定されている視点場については、付属資料1「包括的保存管理計画」の別冊3「各構成資産の視点場位置図」を参照されたい。

表 4-1 資産に影響を与える要因への措置状況

構成資産	002 垣ノ島遺跡
管理団体	北海道函館市
影響要因	緩衝地帯における臼尻漁港臨港道路の整備
保全の措置状況	沿岸の住民の災害時避難路を確保するため、緩衝地帯内を通して臨港道路を建設する計画が進められている。 本工事が景観や振動などによる資産への影響を及ぼさないことは遺産影響評価を実施し確認しており、緩衝地帯の景観の保全についても道路管理者と調整済みである。設計にあたっては専門家と相談しながらシミュレーション画像を作成して進められており、盛土工部分の景観への影響については植栽による修景を行うことで合意している。

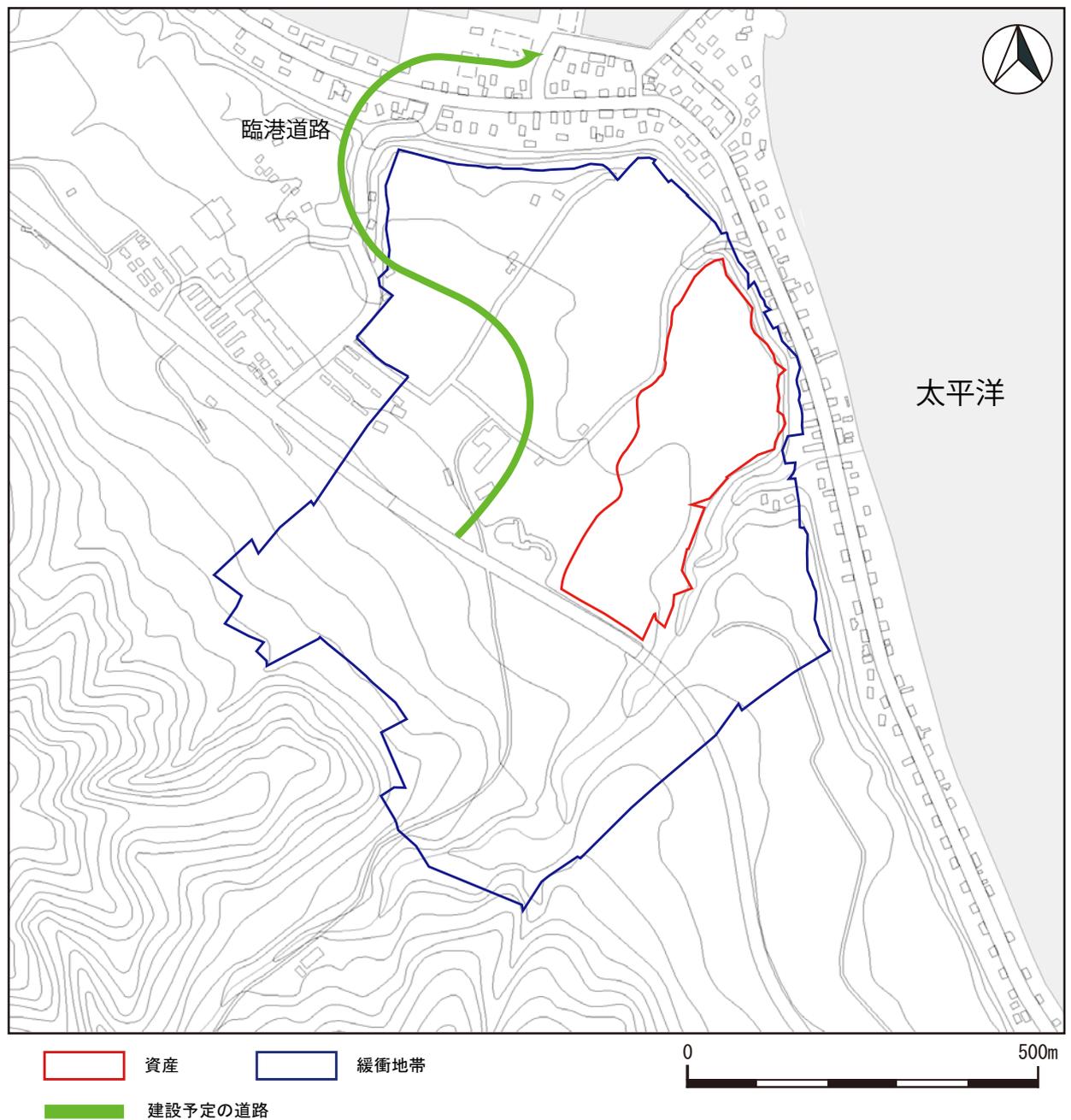


図 4-1 002 垣ノ島遺跡の緩衝地帯における道路整備計画

構成資産	007 大船遺跡
管理団体	北海道函館市
影響要因	緩衝地帯における国道278号線バイパスの整備
保全の措置状況	沿岸の住民の災害時避難路を確保するため、緩衝地帯内を通して国道278号線のバイパス道路を延伸する計画が進められている。 本工事が景観や振動などによる資産への影響を及ぼさないことは遺産影響評価を実施し確認しており、緩衝地帯の景観の保全についても道路管理者と調整済みである。設計にあたっては専門家と相談しながらシミュレーション画像を作成して進められており、本構成資産から視認されないよう切土工を一部に用いることと、盛土工部分の景観への影響については植栽による修景を行うことで合意している。また、地下水脈の遮断がないようモニタリングを行っている。



図4-2 007 大船遺跡の緩衝地帯における道路整備計画

構成資産	011 伊勢堂岱遺跡
管理団体	秋田県北秋田市
影響要因	緩衝地帯における国道 285号線バイパスの整備
保全の措置状況	本構成資産が発見されたことによって建設中止となった道路に代え、緩衝地帯内を通して本構成資産を迂回する国道 285 号線バイパス（自動車専用道路）が建設中である。 本工事が景観や振動などによる資産への影響を及ぼさないことは遺産影響評価を実施し確認しており、緩衝地帯の景観の保全についても道路管理者と調整済みである。引き続き道路管理者と協議を重ねながら、バイパスが構成資産から視認されない高さとなる景観に配慮した工法で施工を進めている。

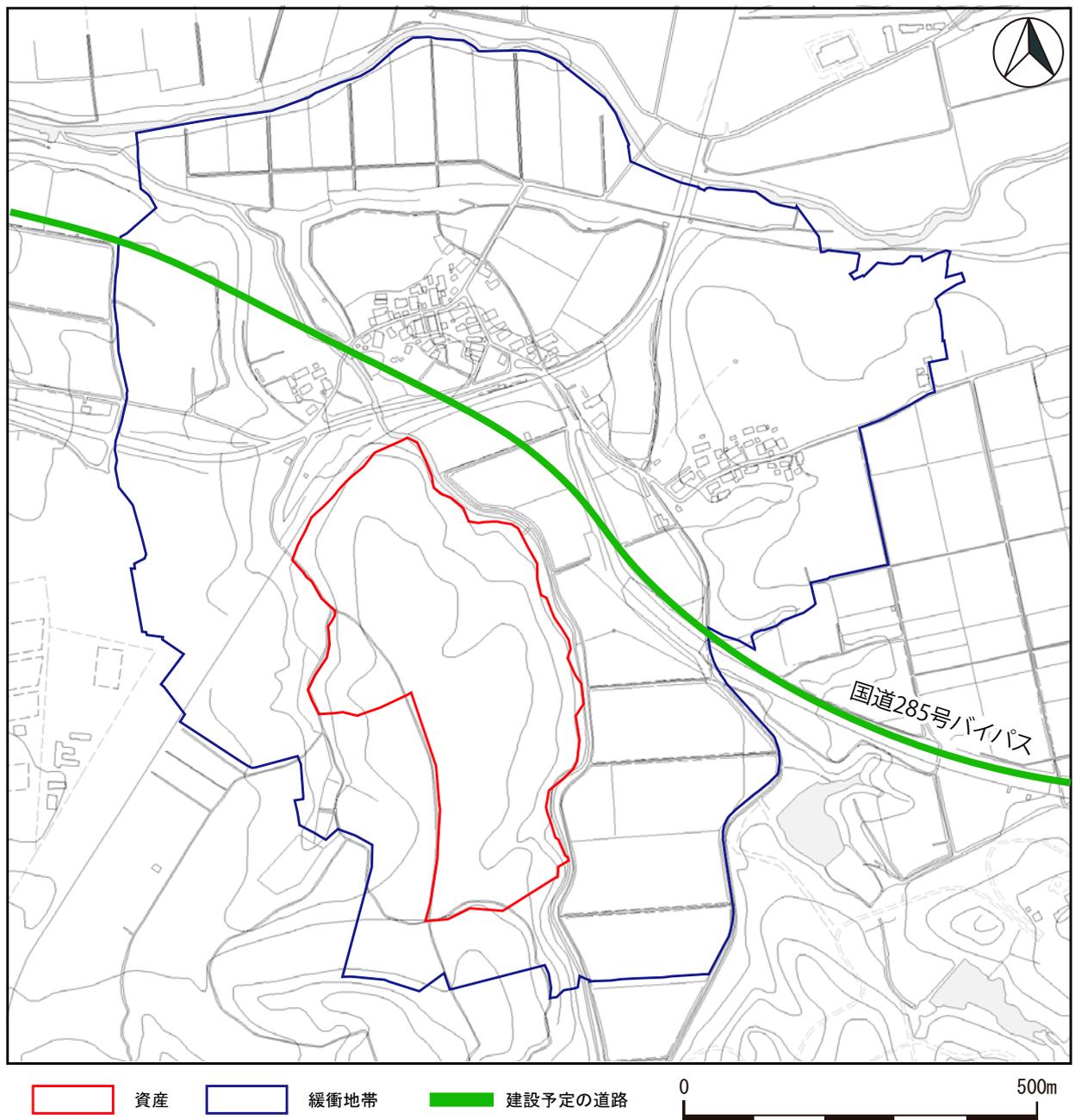


図 4-3 011 伊勢堂岱遺跡の緩衝地帯における道路整備計画

構成資産	012 大湯環状列石
管理団体	秋田県鹿角市
影響要因	構成資産内を縦断する県道と迂回路の整備
保全の措置状況	本構成資産内を南北に通る県道について、迂回路となる県道を整備した上で撤去することとしており、現在は具体的な計画の検討中である。 迂回路は緩衝地帯を通して整備する見込みであるため、基本設計の段階で遺産影響評価を実施する予定である。

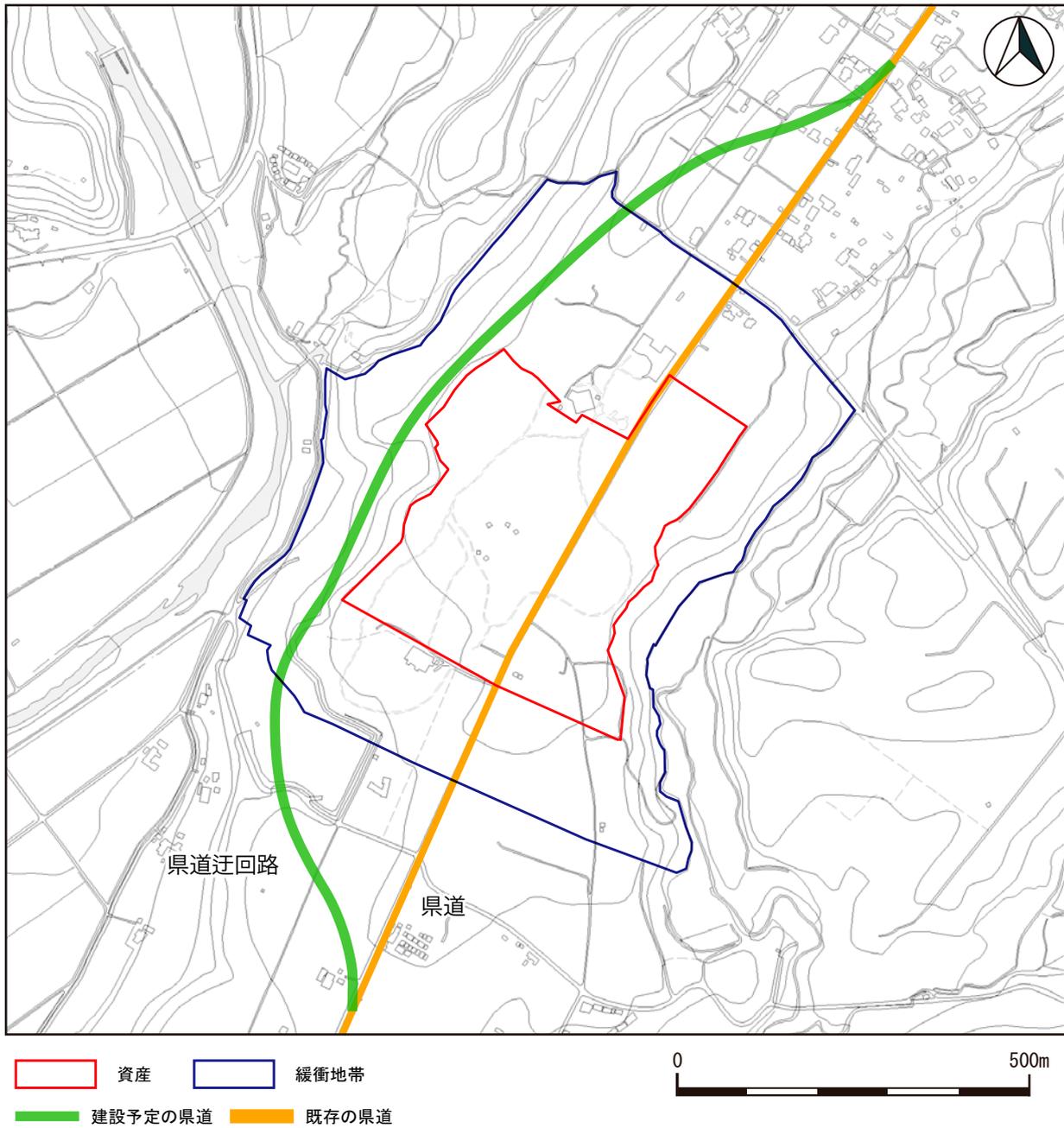


図4-4 012 大湯環状列石の資産内の既存道路

構成資産	013 キウス周墳墓群
管理団体	北海道千歳市
影響要因	構成資産内を縦断する国道
保全の措置状況	<p>本構成資産内を南北に通っている国道337号線について、新道となる国道が緩衝地帯外に整備され、2020年に供用を開始する予定である。本構成資産への影響が懸念されていた通行車両による振動は、交通量の減少に伴って軽減されるため、本構成資産の保全状況については向上が図られたところである。</p> <p>本構成資産内の国道は引き続き利用されるため、北海道及び千歳市では、地方道に移管して、本構成資産の保全を図りながら適切に維持・管理することについて、道路管理者と協議を進めている。</p> <p>なお、資産内の道路部分の史跡の追加指定も、2019年に完了している。</p>

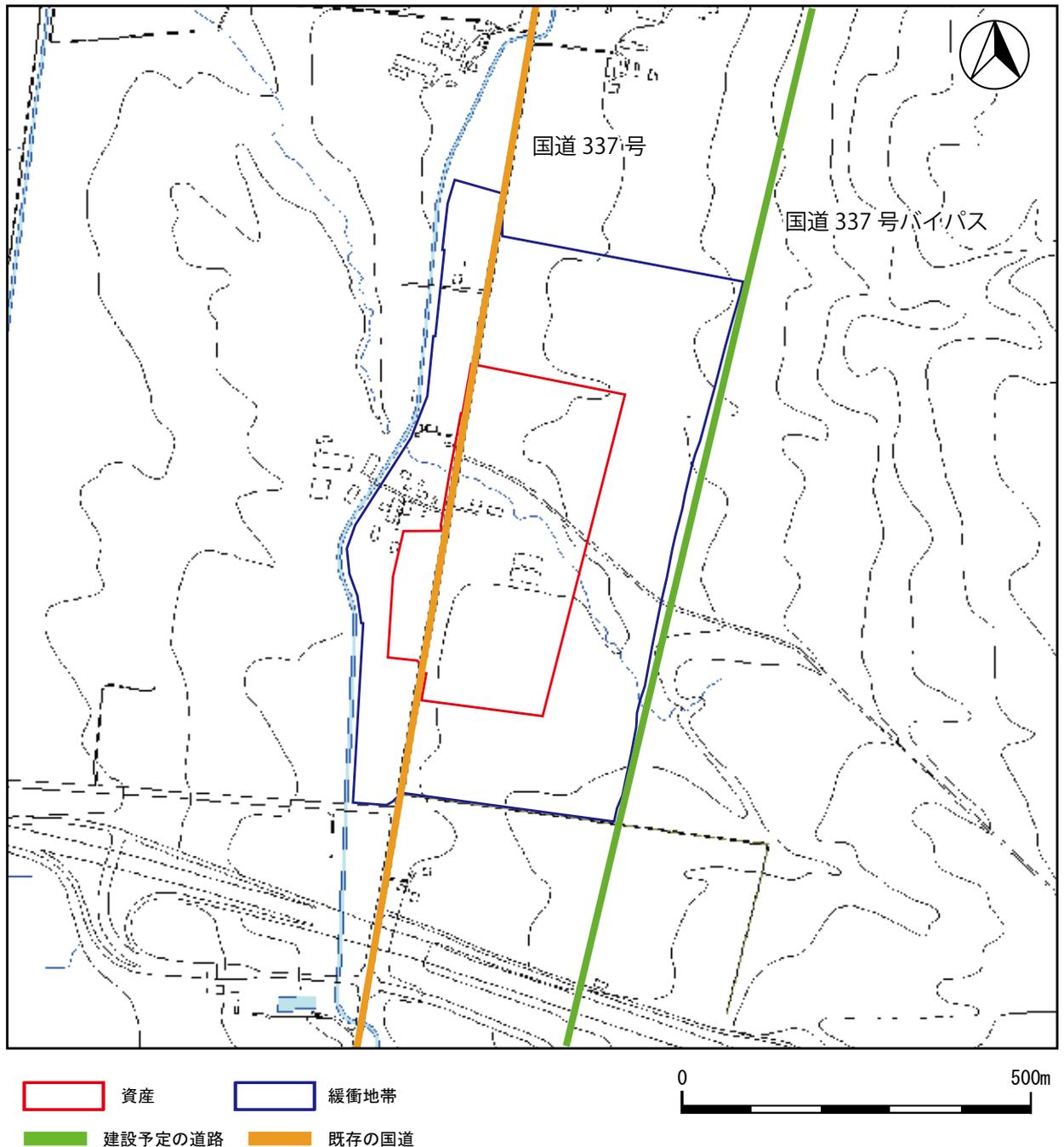


図 4-5 013 キウス周墳墓群の資産内の既存道路と代替道路整備計画

4.b.2環境変化

本資産及び緩衝地帯において、これまでに、大気汚染や酸性雨、気候変動など、資産の顕著な普遍的価値を低下させるような環境変化は生じていない。

将来的にも資産の保護に万全を期すため、構成資産を所管する各地方公共団体は、環境影響として想定される要素について、経過観察（モニタリング）*10を適切に実施している。

また、資産の価値の理解促進のため教育的な目的により情報提供を行うものとして露出展示している遺構については、覆屋の設置のほか、結露、カビ等の発生、動物の侵入や草木の伸張などによる影響が考えられる。そのため、資産及び緩衝地帯への負の影響が予測される場合は速やかに原因を除去するとともに、科学的な根拠に基づいて遺構等に負の影響を及ぼさない方法による処置（写真4-1～4-6）を必要に応じて施し、万全の保護措置を講じる。

推薦資産において想定される主な環境変化と具体的な対策について以下に述べる。

大気汚染、気候変動

酸性雨を含む大気汚染又は気候変動は、構成資産において地表に露出展示している環状列石等の腐食、劣化、汚損を招く可能性がある。

北海道、青森県、岩手県及び秋田県においては、それぞれ測定局（北海道19箇所、青森県19箇所、岩手県15箇所、秋田県11箇所）を設置し、構成資産への影響が懸念される硫黄酸化物・窒素酸化物・浮遊粒子状物質等の大気汚染物質及び酸性雨を常時監視している。

野生動植物による被害

昆虫又は小動物の営巣による露出展示している遺構への物理的な影響や、草木の生長による地下遺構への影響などについては、構成資産を所管する地方公共団体が配置している専門職員が日常的に巡視することで、被害の発生を未然に防止している。また、縄文時代の植生と異なる外来植物が繁茂することで、構成資産が示す顕著な普遍的価値の正しい理解を妨げないよう、日常的な環境整備として外来植物については除去に努めている。

近年、温暖化などの影響と考えられるが、北海道、青森県、岩手県及び秋田県では、クマやシカなどの野生動物の出没が多発しており、構成資産においても侵入の形跡が報告されている。露出展示遺構及び地下に埋蔵されている遺構・遺物に対する被害はこれまで生じていないが、各構成資産では侵入防止柵の設置又は藪・立木等の伐採などを実施し、野生動物の侵入による被害を未然に防止している。

なお、構成資産及びその周辺において野生動物が確認された場合には、一時的に構成資産の公開を中止する等、来訪者の安全面を優先した対応をとることとしている。

*10 経過観察（モニタリング）の詳細については、第6章「経過観察」を参照されたい。



写真4-1 遺構面の殺菌処理 (006三内丸山遺跡)



写真 4-2 防カビ剤散布 (006 三内丸山遺跡)



写真 4-3 析出塩分の除去 (006 三内丸山遺跡)



写真 4-4 防カビ剤塗布 (010 小牧野遺跡)



写真4-5 遺構清掃 (006三内丸山遺跡)



写真 4-6 雑草の刈払い作業 (017 是川石器時代遺跡)

4. b. 3 自然災害と危機管理

自然災害については、予報等により事前に情報を把握するとともに、現地において危険箇所の確認を行う等、災害の発生を未然に防止することが第一である。

推薦資産において発生する可能性のある自然災害としては、地震、風水害、土砂災害、噴火、雪害・凍害が挙げられる。

これらの自然災害に対しては、各地方公共団体において、災害対策基本法に基づき地域の実情に即して策定した地域防災計画^{*11}に則って、災害対応体制が整えられている。また、各構成資産について策定されている保存管理計画において、個別の対策が講じられている。

災害発生時は、これらの計画に従って、各構成資産を所管する地方公共団体の職員が巡視して資産への影響の有無を確認し、被害等の状況を把握している。構成資産及びその隣接地で被害が発生した場合は、関係地方公共団体が適切な応急処置で被害の拡大を防止し、文化庁の指示に基づき適切に復旧と保護措置を講じることとしている。なお、災害復旧には国の補助制度がある。

これまで、推薦資産の顕著な普遍的価値を損なうような自然災害による被害は確認されていないが、万が一、被害が発生した場合には最善の措置を図るための体制が整えられている。

推薦資産において想定される、主な自然災害と具体的な対策について以下に述べる。

地震

地震が多い日本国の中でも、北海道及び北東北は地震が頻発する地域である。この地域で発生した直近の大きな地震として、2011年3月の東北地方太平洋沖地震(M9.0)や、2018年9月の北海道胆振東部地震(M6.7)などが挙げられるが、いずれも推薦資産に影響を及ぼすような被害は発生していない。

地震対策として、関係地方公共団体は、策定した地域防災計画に則り、相互に協力した災害予防、応急対策、災害復旧を実施するものであり、生命・財産を守る体制が整えられている。

また、地すべり危険箇所及び崩落危険箇所の防災工事、津波被害を軽減させるための護岸整備、休火山の治山・砂防事業などを、地域防災計画に基づいて計画的に推進している。

風水害及び土砂災害

北海道及び北東北については、台風の接近が比較的少ない地域である(平年値は北海道が1.8回、東北地方が2.6回)が、海に囲まれていて海拔が低い地点や、山及び海に挟まれた地形による急流河川などが多く、風水害や土砂災害には十分な留意が必要である。

関係地方公共団体では、策定した地域防災計画に則り、相互に協力した災害予防、応急対策、災害復旧を実施するものであり、生命・財産を守る体制が整えられている。

過去に災害が発生した場所及びその危険性がある場所については、土砂の流出、地すべり、崖面の崩落、河川の氾濫等を防止するための治山工事又は治水工事などを実施している。

また、主な河川の水位を常時監視するための体制を確保しており、異常が認められた場合には速やかに関係機関に通報することとしている。

構成資産の諸要素である遺構や地形などのほか、教育的な観点から情報提供を行うことを目的に整備した堅穴建物等の立体展示物についても、構成資産を所管する地方公共団体の職員が定期的に巡視して、状態の把握に努めている。また、災害発生時には速やかに点検を行い、異常が認められる場合には、適切に応急処置及び復旧措置を講じており、各構成資産は常に良好な状態で保存されている。

*11 地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、全ての都道府県及び市区町村に策定が義務付けられている。地震や津波、風水害、噴火などの災害発生時の応急対策や復旧などの事務・業務に関して総合的に定めた防災計画である。各地方公共団体の地域防災計画の策定状況については、第5章「5. d 資産が所在する市町・県の関係計画」の表5-8「地域防災計画」を参照されたい。

噴火

北海道・北東北には、駒ヶ岳（北海道）や岩木山（青森県）などの活火山が存在するが、いずれも静穏な状態が続いており、現在のところ噴火が推薦資産に負の影響を及ぼす見込みはない。

関係地方公共団体では、策定した地域防災計画に則り、噴火、降灰（礫）、溶岩、有害ガス、泥（土石）流、火砕流及び地殻変動等の火山活動による災害が発生した場合、または災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大防止を図る体制を整えている。

雪害・凍害

北海道・北東北は、冬期間の気温が低く、降雪量が多い地域である。

構成資産を所管する地方公共団体では、冬期間の降雪、凍結から露出遺構や地下遺構を保護するため、凍結防止シートや覆土等により被覆するとともに、点検、経過観察により保存状態を把握し、被害の発生を未然に防止している（写真4-7）。



写真4-7 雪害対策として石の崩落を防止する緩衝材を配置
(010小牧野遺跡)

火災

推薦資産の顕著な普遍的価値を示す要素の多くは、地下に埋蔵された遺構であり、火災の発生や被害が比較的生じにくい。

ガイダンス施設や収蔵庫など、構成資産の顕著な普遍的価値に密接に関係する諸要素である出土品などを収蔵する建物については、消火器や消火栓、自動火災報知器、ドレンチャーなどを設置している。

立体展示物や植生など構成資産内の屋外の可燃物については、消火栓等の設置のほか、構成資産を所管する地方公共団体の職員が日常的に巡視して状態を確認することで、火災の発生を未然に防ぐことに努めている。

災害発生時に、的確な避難誘導により来訪者の安全を確保し、速やかに関係機関に通報するとともに、初期消火活動を行って火災の拡大を防ぐことができるよう、各構成資産では緊急時のマニュアルを作成するとともに、定期的に避難訓練や消火訓練を実施している（写真4-8）。



写真4-8 火災消火訓練(012 大湯環状列石)

4.b.4 世界遺産地域への責任ある来訪

本資産は一般公開されているが、ほとんどの顕著な普遍的価値を示す諸要素は地下に埋蔵されているため、来訪者の増加が直接的に資産に影響を与えることはない。

その一方で、地下に埋蔵されていることで資産の内容や価値が来訪者に伝わりにくい特質もあることから、価値の理解促進や保護意識の醸成を目的として、一部の遺構を露出展示している場合がある。そのような構成資産においても、動線を制限するロープ等を設置し露出遺構への侵入を防止するなど、適切に資産の保護が図られている。

また、各構成資産を所管する地方公共団体は、駐車場やトイレ、解説板などの便益施設の整備を推進するとともに、整備後は、定期的な巡視によってき損、悪戯、盗掘の防止を図っており、これまで来訪者圧力が資産の顕著な普遍的価値を損ねるような事態は起きていない。なお、各構成資産における来訪者のための便益施設など受入体制の現状については、第5章「5.h 来訪者用の施設と基盤整備」を参照されたい。

今後、世界遺産登録への関心の高まりとともに、国内外からの来訪者の増加が見込まれることから、各構成資産を所管する地方公共団体が継続的に来訪者数を把握しており(表4-2、表4-3)、資産の保全及び来訪者の安全などを考慮の上、各構成資産の特性に応じた適切な来訪者の受入れに取り組むこととしている。具体的な来訪者受入対策^{*12}としては、主に次のようなことが挙げられる。

- ✓ 日常管理体制の運営(必要に応じて、物理的隔離・監視等の確保も含む。)
- ✓ 来訪者の安全確保のための施設設置及び動線の確保
- ✓ 来訪者に価値を伝えるための適切な情報提供(ガイドの設置等を含む。)
- ✓ 構成資産を快適に見学・体験する時間の確保

各構成資産においては、現在も、関係地方公共団体がホームページやパンフレットなど様々なメディアを活用し、資産の内容やアクセスなどの来訪者が必要とする情報を発信することでさらなる利便性の向上に努めている。また、見学コース、解説ガイド体制、多言語化等の整備も進めている。

資産の普遍的価値を適切に伝達することで来訪者の理解を深め保護意識を醸成し、資産の継続的な保全に繋げることについては、これまでも継続的に取り組んできた。今後は、国内外から来訪者が一層増加することを想定し、資産全体の情報を提供する総合的な窓口の設置を進める。

*12 来訪者受入対策の詳細については、付属資料1「包括的保存管理計画」の第8章「公開・活用の推進」を参照されたい。

表 4-2 資産への来訪者の状況

No.	構成資産名	2014年(人)	2015年(人)	2016年(人)	2017年(人)	2018年(人)
001	大平山元遺跡	—	—	—	1,091	1,174
002	垣ノ島遺跡	166	164	321	375	773
003	北黄金貝塚	13,513	11,888	11,681	12,177	12,645
004	田小屋野貝塚	1,615	1,667	1,593	2,063	2,093
005	二ツ森貝塚	—	—	—	144	378
006	三内丸山遺跡	292,267	299,098	316,177	292,833	310,067
007	大船遺跡	7,868	8,495	8,874	9,648	8,361
008	御所野遺跡	30,689	23,654	22,416	25,615	22,852
009	入江貝塚	2,416	1,856	2,132	2,160	3,302
010	小牧野遺跡	2,949	5,881	5,724	5,544	5,144
011	伊勢堂岱遺跡	—	—	10,184	6,206	9,499
012	大湯環状列石	18,971	18,570	17,850	13,124	16,515
013	キウス周堤墓群	634	378	575	292	425
014	大森勝山遺跡	375	335	214	3,504	6,596
015	高砂貝塚			No.009 に合算		
016	亀ヶ岡石器時代遺跡			No.004 に合算		
017	是川石器時代遺跡	26,769	32,111	30,378	30,460	28,981
	合計(人)	398,232	404,097	428,119	405,236	428,805

※「—」統計なし

(注 1) 004 田小屋野貝塚と 016 亀ヶ岡石器時代遺跡は近接しているため、合算した数値としている。

(注 2) 009 入江貝塚と 015 高砂貝塚は近接しているため、合算した数値としている。

表 4-3 構成資産の物理的収容力

No.	構成資産名	物理的収容力 (人/日) (注1)	最大来訪者数 (人/日) (注2)	構成資産への年間来訪者数			
				2015年 (人)	2016年 (人)	2017年 (人)	2018年 (人)
001	大平山元遺跡	500	59	—	—	1,091	1,174
002	垣ノ島遺跡	3,600	60	164	321	375	773
003	北黄金貝塚	2,300	50	11,888	11,681	12,177	12,645
004	田小屋野貝塚	1,100	87	1,667	1,593	2,063	2,093
005	二ツ森貝塚	200	25	—	—	144	378
006	三内丸山遺跡	14,000	4,854	299,098	316,177	292,833	310,067
007	大船遺跡	2,000	215	8,495	8,874	9,648	8,361
008	御所野遺跡	1,600	1,263	23,654	22,416	25,615	22,852
009	入江貝塚	1,400	10	1,856	2,132	2,160	3,302
010	小牧野遺跡	1,600	404	5,881	5,724	5,544	5,144
011	伊勢堂岱遺跡	2,900	165	—	10,184	6,206	9,499
012	大湯環状列石	1,700	361	18,570	17,850	13,124	16,515
013	キウス周堤墓群	900	62	378	575	292	425
014	大森勝山遺跡	1,000	294	335	214	3,504	6,596
015	高砂貝塚			No.009 に合算			
016	亀ヶ岡石器時代遺跡			No.004 に合算			
017	是川石器時代遺跡	2,400	109	32,111	30,378	30,460	28,981

(注1) 物理的収容力は、来訪者の多くが自動車又はバス利用であることを考慮し、駐車場台数(普通車・大型バス)、路線バスの停車本数、平均滞留時間をもとに試算した収容可能人数。なお、構成資産とガイドンス施設が隣接し、駐車場を共有する場合には、構成資産とガイドンス施設の両方をあわせた見学時間を平均滞留時間と見なして算出。

(注2) 数値は2017年の実績値。

(注3) 004 田小屋野貝塚と016 亀ヶ岡石器時代遺跡は近接し、同一の駐車場であるため、合算した数値としている。

(注4) 009 入江貝塚と015 高砂貝塚は近接し、同一の駐車場であるため、合算した数値としている。

4.b.5 資産と緩衝地帯の居住者人口

資産内人口：32人
 緩衝地帯内人口：2,078人
 合計：2,110人
 集計年：2019年

表 4-4 資産内緩衝地帯内人口一覧

No.	名称	構成資産内人口(人)	緩衝地帯内人口(人)	合計(人)
001	大平山元遺跡	0	147	147
002	垣ノ島遺跡	0	23	23
003	北黄金貝塚	0	46	46
004	田小屋野貝塚	10	287	297
005	二ツ森貝塚	0	190	190
006	三内丸山遺跡	0	66	66
007	大船遺跡	0	34	34
008	御所野遺跡	0	69	69
009	入江貝塚	0	911	911
010	小牧野遺跡	0	10	10
011	伊勢堂岱遺跡	0	111	111
012	大湯環状列石	0	7	7
013	キウス周堤墓群	3	6	9
014	大森勝山遺跡	0	4	4
015	高砂貝塚	0	No.009 に合算	0
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	19	No.004 に合算	19
017	是川石器時代遺跡	0	167	167
	小計(人)	32	2,078	2,110

(注1) 004 田小屋野貝塚と 016 亀ヶ岡石器時代遺跡は近接し、一体で緩衝地帯を設定しているため、合算している。

(注2) 009 入江貝塚と 015 高砂貝塚は近接し、一体で緩衝地帯を設定しているため、合算している。

第 5 章

資産の保護と管理

- 5.a 所有関係
- 5.b 法に基づく指定保護
- 5.c 保護の実施手段
- 5.d 資産が所在する市町・県の関連計画
- 5.e 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制
- 5.f 財源及び財政的水準
- 5.g 保存管理技術の専門的知識及び研修
- 5.h 来訪者施設と基盤施設
- 5.i 資産の公開・活用に関する方針・計画
- 5.j 人的措置と専門性

5.a 所有関係

資産は17の遺跡で構成されている。

各構成資産の所在地及び所有者について、表5-1に示すとおりである。

表5-1 資産の所在地及び所有者

No.	構成資産	所在地	所有者	管理者
001	大平山元遺跡	青森県外ヶ浜町	外ヶ浜町、個人	外ヶ浜町
002	垣ノ島遺跡	北海道函館市	函館市	函館市
003	北黄金貝塚	北海道伊達市	伊達市	伊達市
004	田小屋野貝塚	青森県つがる市	つがる市、個人	つがる市
005	二ツ森貝塚	青森県七戸町	七戸町	七戸町
006	三内丸山遺跡	青森県青森市	国、青森県、青森市	青森県
007	大船遺跡	北海道函館市	函館市	函館市
008	御所野遺跡	岩手県一戸町	一戸町	一戸町
009	入江貝塚	北海道洞爺湖町	洞爺湖町	洞爺湖町
010	小牧野遺跡	青森県青森市	青森市、個人	青森市
011	伊勢堂岱遺跡	秋田県北秋田市	北秋田市	北秋田市
012	大湯環状列石	秋田県鹿角市	国、秋田県、鹿角市	鹿角市
013	キウス周堤墓群	北海道千歳市	国、北海道、千歳市、個人	千歳市
014	大森勝山遺跡	青森県弘前市	弘前市、法人	弘前市
015	高砂貝塚	北海道洞爺湖町	洞爺湖町	洞爺湖町
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	青森県つがる市	国、青森県、つがる市、個人	つがる市
017	是川石器時代遺跡	青森県八戸市	八戸市	八戸市

5.b 法に基づく指定保護

推薦資産を構成する 17 の考古遺跡は全て、文化財保護法（1950 年制定）又はその前身である史蹟名勝天然記念物保存法（1919 年制定）に基づいて特別史跡又は史跡に指定されている。

各構成資産の指定保護の状況について、表 5-2 に示すとおりである。

表 5-2 各構成資産の史跡等指定状況

No.	構成資産	種別	指定名称	指定年月日	告示番号
001	大平山元遺跡	史跡	大平山元遺跡	史跡 2013/3/27	文部科学省告示第 39 号
				追加 2015/10/7	文部科学省告示第 173 号
002	垣ノ島遺跡	史跡	垣ノ島遺跡	史跡 2011/2/7	文部科学省告示第 11 号
003	北黄金貝塚	史跡	北黄金貝塚	史跡 1987/12/25	文部省告示第 140 号
				追加 1996/6/27	文部省告示第 123 号
				追加 2013/10/17	文部科学省告示第 147 号
004	田小屋野貝塚	史跡	田小屋野貝塚	史蹟 1944/6/26	文部省告示第 1010 号
				追加 2017/10/13	文部科学省告示第 143 号
005	二ツ森貝塚	史跡	二ツ森貝塚	史跡 1998/1/16	文部省告示第 11 号
				追加 2015/3/10	文部科学省告示第 44 号
				追加 2015/10/7	文部科学省告示第 173 号
006	三内丸山遺跡	特別史跡	三内丸山遺跡	特別史跡 2000/11/24	文部省告示第 173 号
				追加 2014/3/18	文部科学省告示第 33 号
007	大船遺跡	史跡	大船遺跡	史跡 2001/8/13	文部科学省告示第 138 号
008	御所野遺跡	史跡	御所野遺跡	史跡 1993/12/21	文部省告示第 151 号
				追加 2006/7/28	文部科学省告示第 118 号
				追加 2014/3/18	文部科学省告示第 37 号
009 015	入江貝塚 高砂貝塚	史跡	入江・高砂貝塚	入江貝塚 史跡 1988/5/13	文部省告示第 60 号
				追加・名称変更 2002/3/19	文部科学省告示第 47 号
				追加 2002/12/19	文部科学省告示第 209 号
				追加 2011/9/21	文部科学省告示第 144 号
010	小牧野遺跡	史跡	小牧野遺跡	史跡 1995/3/17	文部省告示 27 号
				追加 2001/8/13	文部科学省告示第 142 号
011	伊勢堂岱遺跡	史跡	伊勢堂岱遺跡	史跡 2001/1/29	文部科学省告示第 18 号
012	大湯環状列石	特別史跡	大湯環状列石	大湯町環状列石 史跡 1951/12/26	文化財保護委員会告示第 47 号
				特別史跡 1956/7/19	文化財保護委員会告示第 49 号
				名称変更 1957/7/31	文化財保護委員会告示第 58 号
				追加 1974/1/23	文部省告示第 5 号
				追加 1990/3/8	文部省告示第 16 号
				追加 1994/1/25	文部省告示第 10 号
				追加 2001/8/13	文部科学省告示第 141 号
追加 2015/10/7	文部科学省告示第 171 号				

No.	構成資産	種別	指定名称	指定年月日		告示番号
013	キウス周堤墓群	史跡	キウス周堤墓群	史跡	1979/10/23	文部省告示 160 号
				追加	2019/10/16	文部科学省告示第 83 号
014	大森勝山遺跡	史跡	大森勝山遺跡	史跡	2012/9/19	文部科学省告示第 145 号
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	史跡	亀ヶ岡石器時代遺跡	史蹟	1944/6/26	文部省告示第 1010 号
				追加	2020/3/10	文部科学省告示第 23 号
017	是川石器時代遺跡	史跡	是川石器時代遺跡	史跡	1957/7/1	文化財保護委員会告示第 45 号
				追加	2004/9/30	文部科学省告示第 147 号
				追加	2013/10/17	文部科学省告示第 146 号
				追加	2016/10/3	文部科学省告示第 145 号

5.c 保護の実施手段

5.c.1 資産

(1) 法令等に基づく保護

推薦資産の範囲は全て文化財保護法に基づく史跡又は特別史跡の指定地内にあり、現状変更には文化庁長官の許可が必要となるなど、法的に厳重に保護されている。

史跡等の保存・管理については、文化庁が監修し専門的な情報を整理した「史跡等整備の手引き—保存と活用のために—(2005年)」の内容に則って、所有者及び管理団体が適切かつ継続的に行わなければならないとしている。各構成資産を所管する地方公共団体は、文化財保護法に基づき指定された管理団体として、国の指導の下、各構成資産の状況を踏まえ、長期的・体系的な保存管理方針を具体的に示した個別の保存管理計画及び整備計画等を策定しており、各構成資産の適切な保存・管理及び活用を計画的に推進している。

また、ユネスコ世界遺産条約の精神に則り、世界遺産として推薦資産の顕著な普遍的価値を確実に未来へ継承するためには、各構成資産の保存管理計画や整備計画などとの整合性を図りつつ、資産全体を一体的に保存管理していくための体制が必要である。そのため、推薦資産においては、一体的な保存・管理の方針や方法、その推進体制等を示した包括的保存管理計画を策定の上、関係地方公共団体の長などを構成員とする縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会を設置している。

(2) 地域社会との連携・協働による維持管理

各構成資産における日常的な点検・清掃・軽微な補修などの維持・管理は、管理団体である地方公共団体の責任によって実施されているが、資産及び周辺環境の継続的な保全には地域社会の理解と協力が不可欠であることから、地域の住民や遺跡関係団体が積極的に参加できる体制又は組織の整備にも努めている。

ほとんどの構成資産では、地域の遺跡関係団体^{*1}が、遺跡を活用した活動のほかに、管理団体と連携した清掃などの維持管理活動にも積極的に取り組んでいる。



写真5-1 修学旅行生に価値を伝達するガイド
(003北黄金貝塚)



写真5-2 国外からの来訪者に価値を伝達するガイド
(006三内丸山遺跡)



写真5-3 資産を保全するための清掃活動
(008 御所野遺跡)



写真5-4 周辺環境の保全を促す資産近接河川へのサケの放流
(011伊勢堂岱遺跡)

*1 各構成資産の遺跡関係団体については、付属資料1「包括的保存管理計画」の第9章の表9-003「構成資産を活動対象とする団体と活動概要」を参照されたい。

5.c.2 緩衝地帯

(1) 緩衝地帯設定の考え方

推薦資産は、顕著な普遍的価値を示す諸要素を損なうことがないよう、構成資産ごとに、取り囲むように緩衝地帯を設定している。

緩衝地帯の範囲については、顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、価値の理解を担保するのに必要な範囲を基本としている。また、顕著な普遍的価値を構成する要素と密接な関係にある地形、水源、水脈を維持するために必要な範囲、及び、構成資産の内外の主たる視点場*2からの眺望を維持するために必要な範囲を考慮して設定している。

緩衝地帯の範囲の境界線は、自然地形をはじめ、法令等の規制区分、地積、行政界、道路などの容易に認知できる明確な境界線*3を用いている。

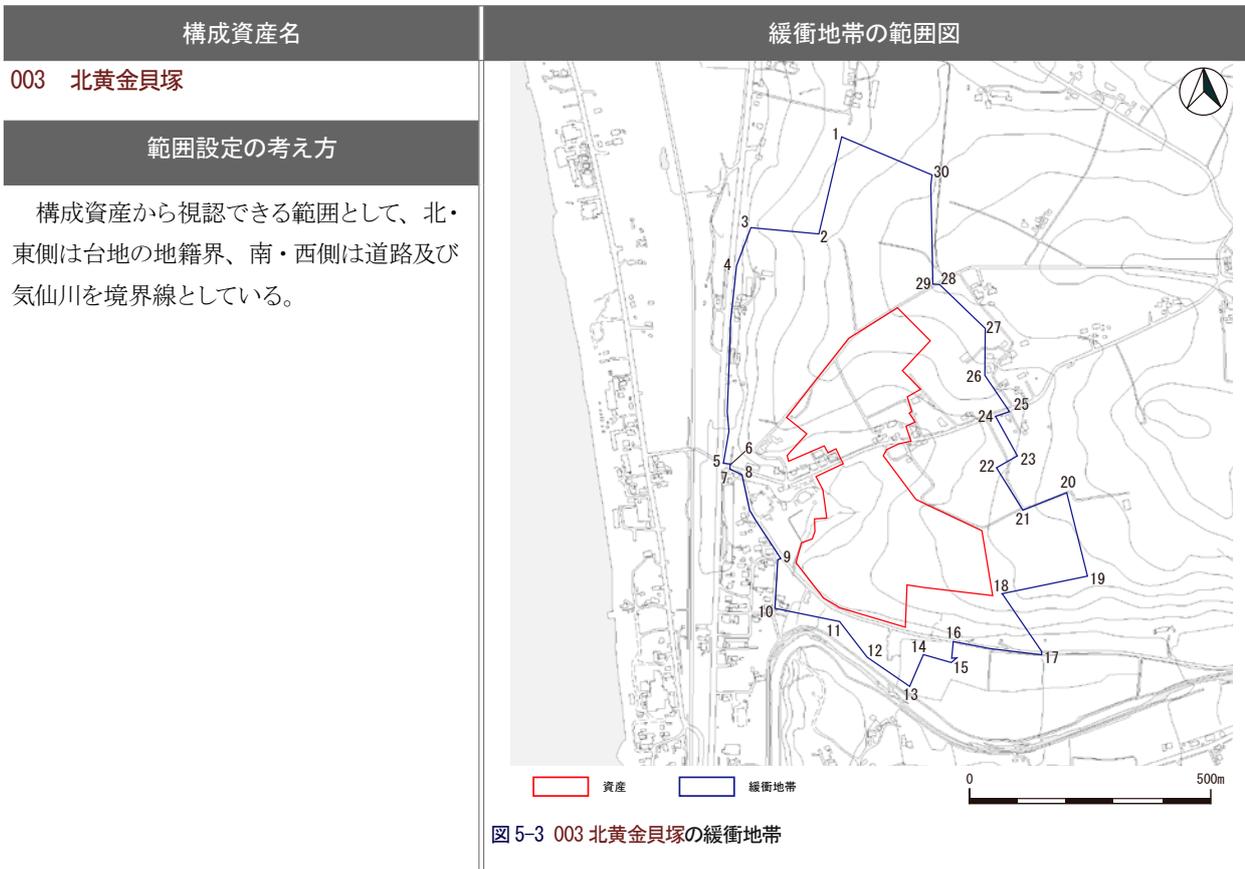
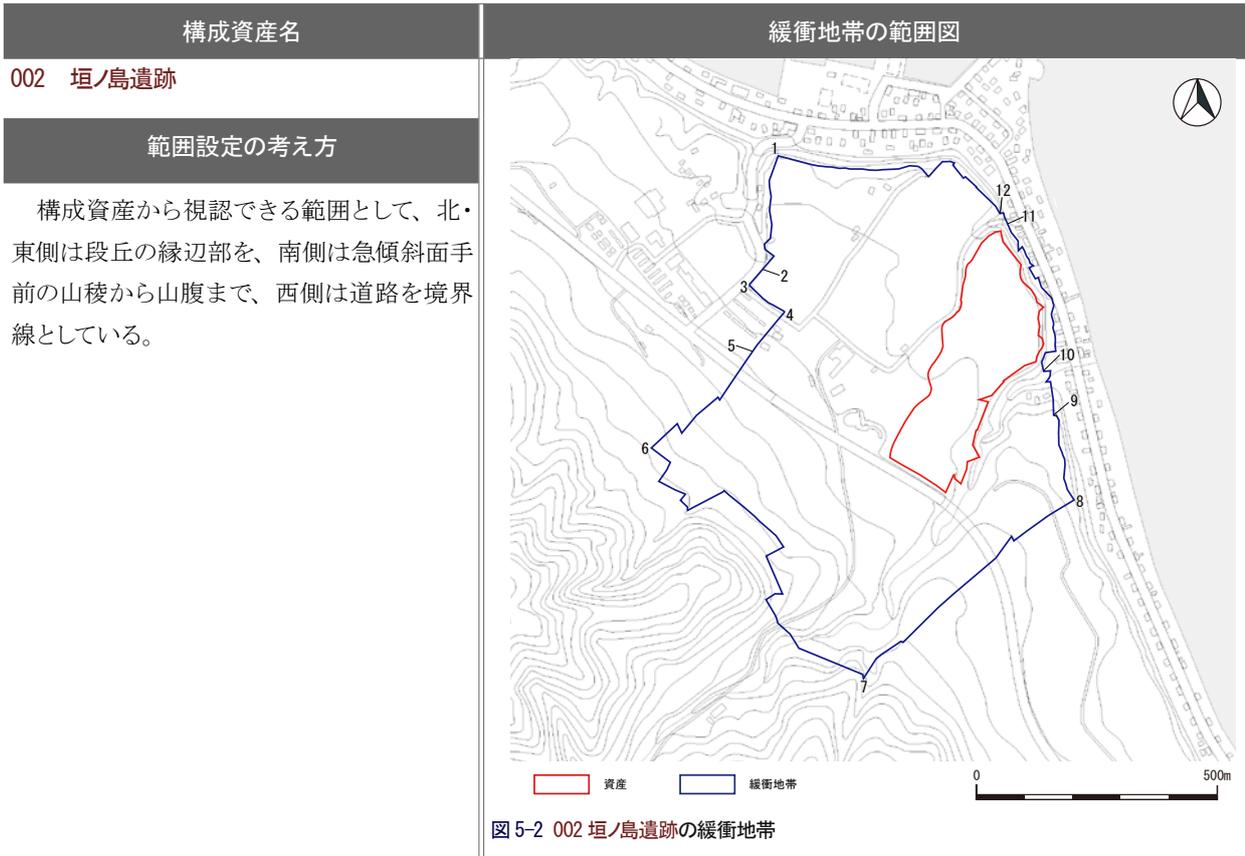
これらの基本的な考え方に基づくとともに、各構成資産の個別の特性にも配慮して適切に設定した緩衝地帯の範囲の概要を、表5-3に示す。

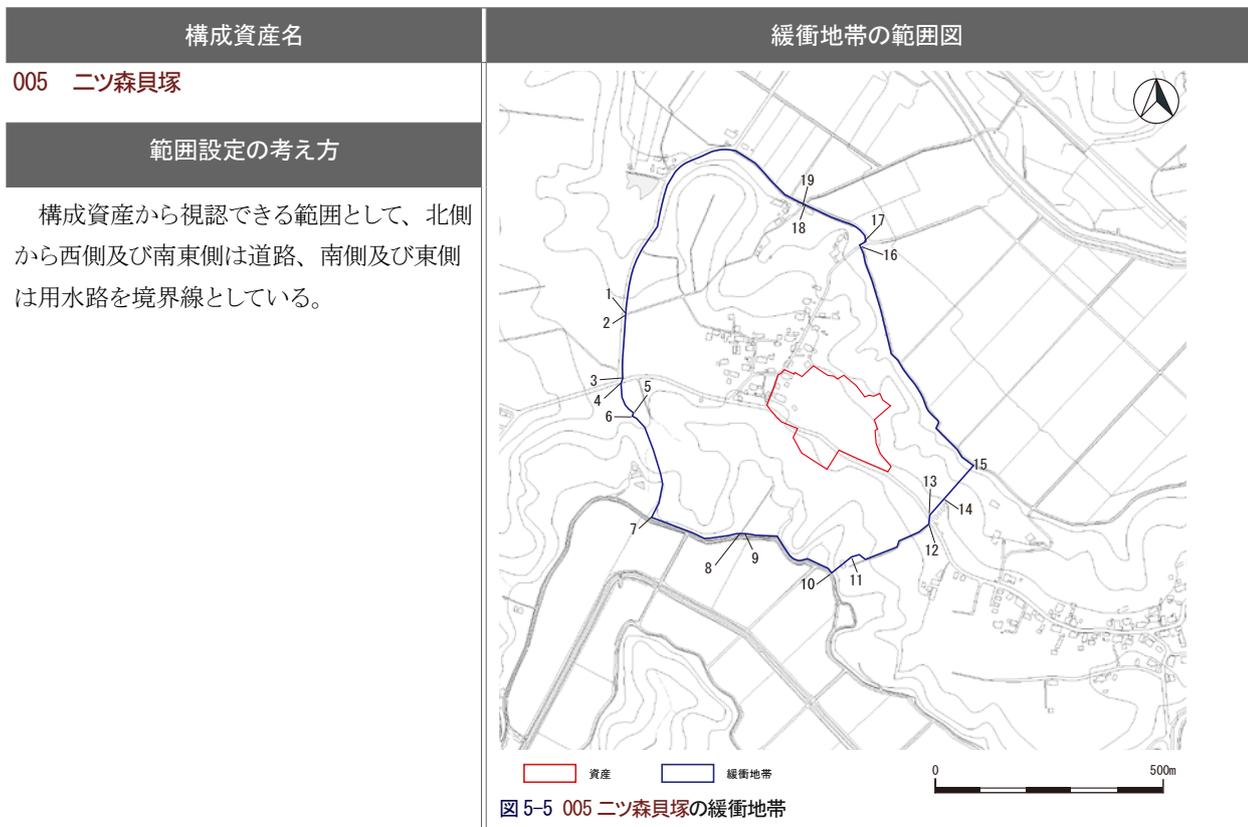
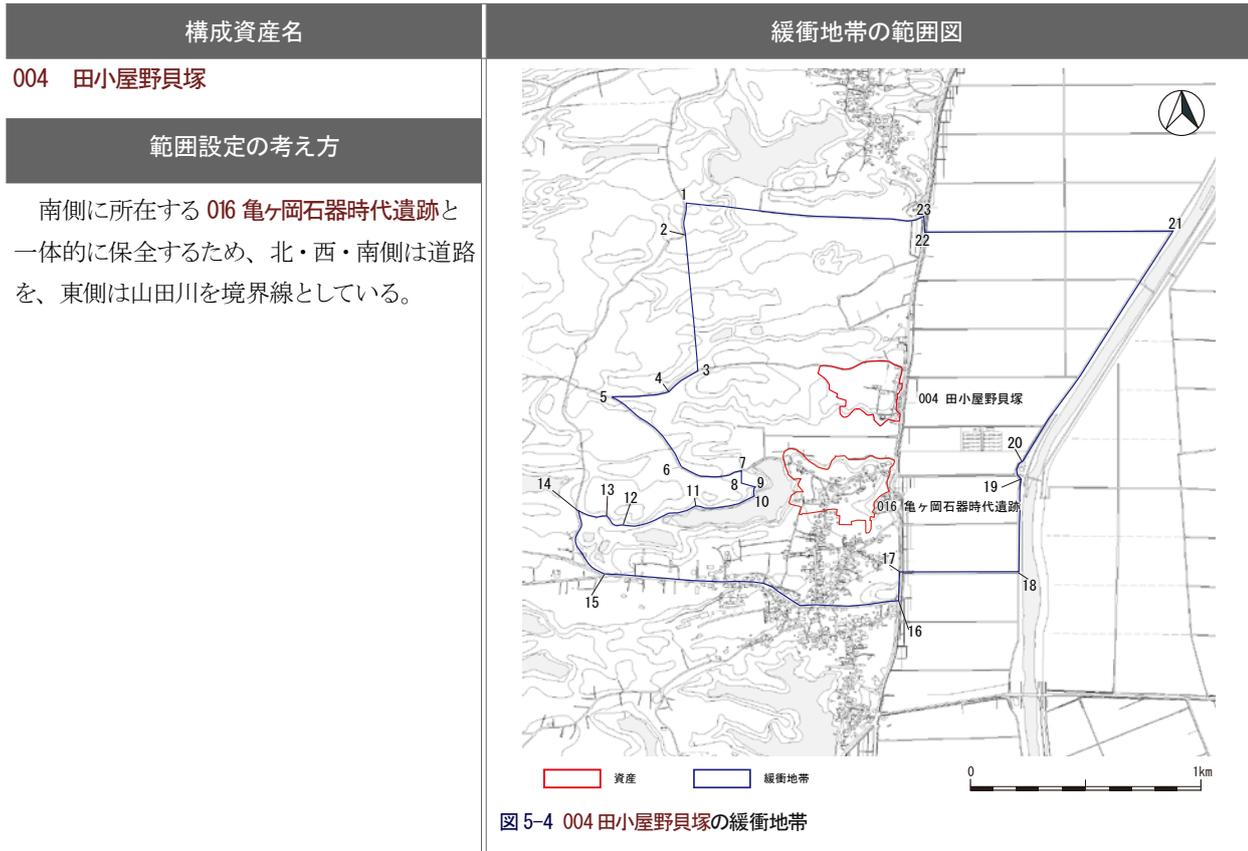
*2 本資産における視点場とは、資産の顕著な普遍的価値を示す属性について、視覚的な理解を担保できる地点として設定している。各構成資産で設定されている視点場については、付属資料1「包括的保存管理計画」の分冊3「各構成資産の視点場位置図」を参照されたい。
 *3 各構成資産の緩衝地帯の範囲設定の境界線のナンバリング毎の詳細については、付属資料1「包括的保存管理計画」の分冊1「各構成資産の緩衝地帯設定基準」を参照されたい。

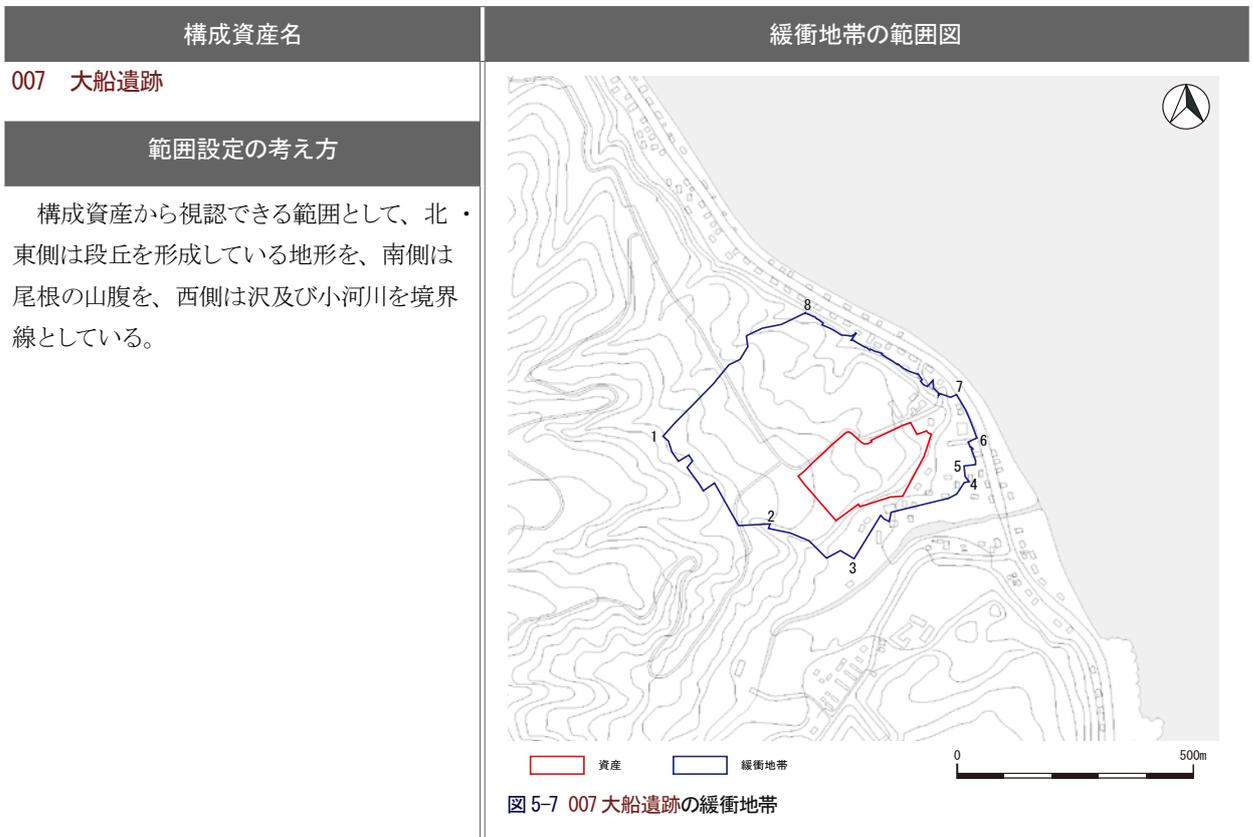
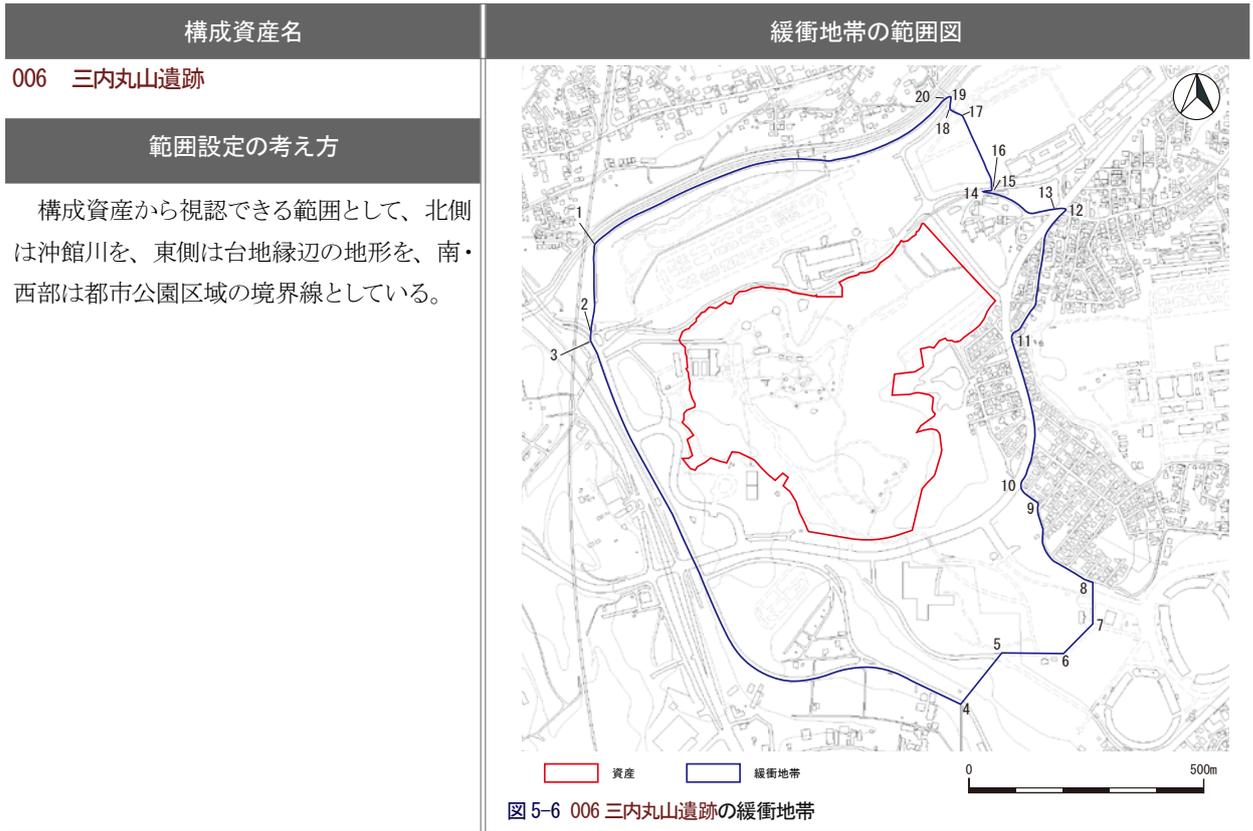
表5-3 各構成資産の緩衝地帯の範囲設定

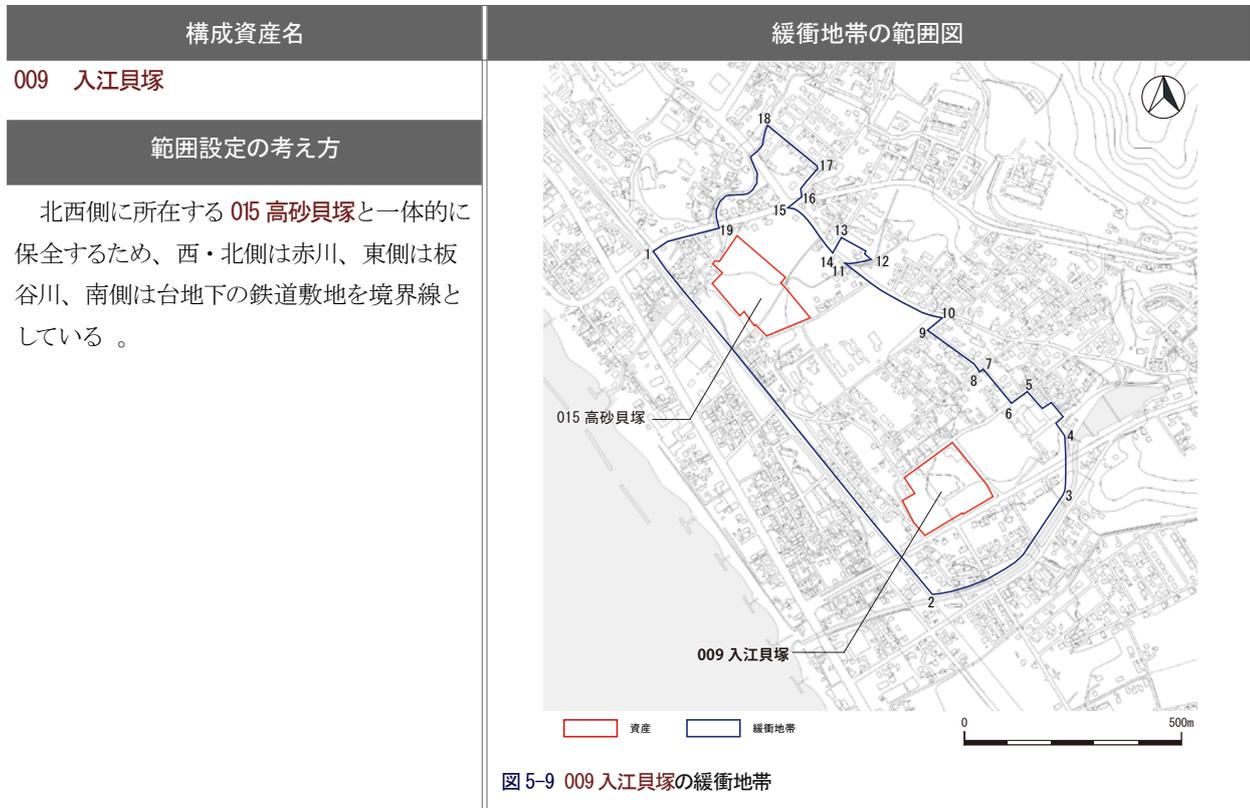
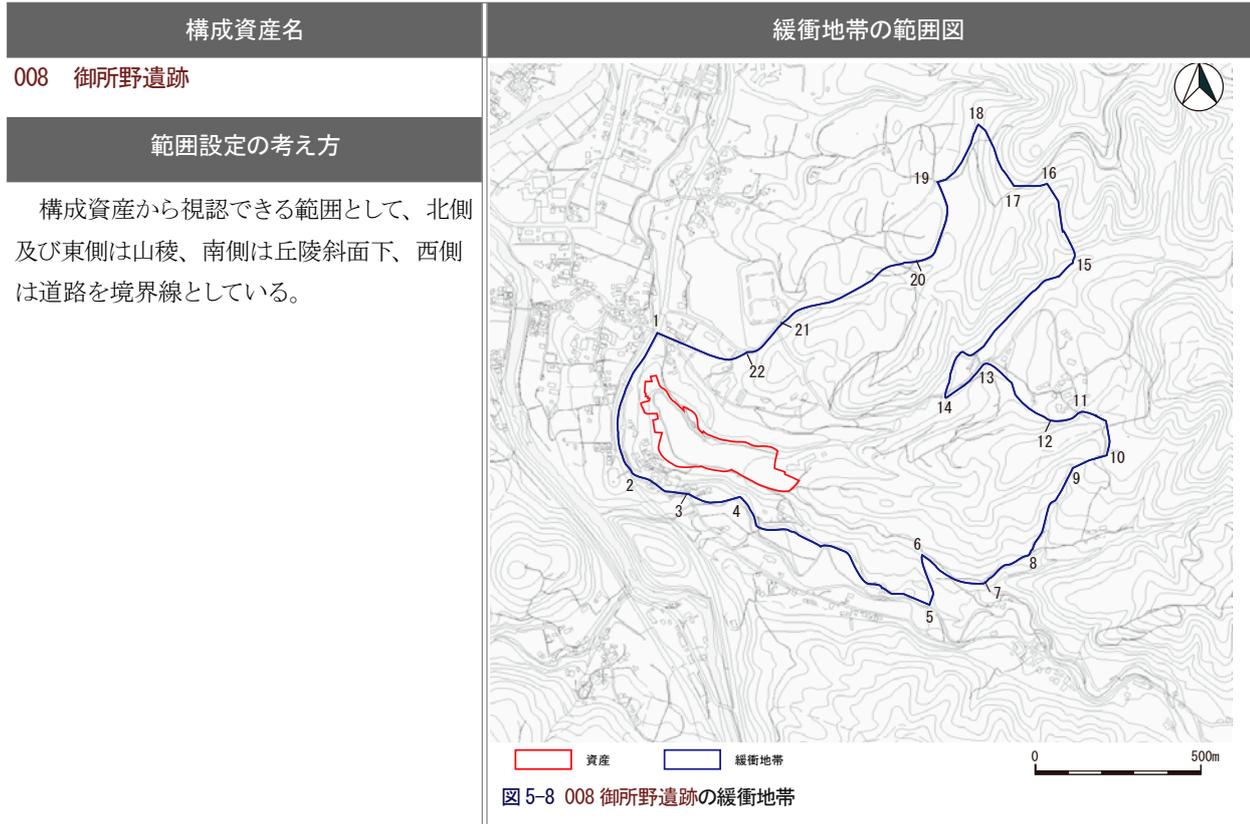
構成資産名	緩衝地帯の範囲図
001 大平山元遺跡	
範囲設定の考え方 眺望を構成する山並み、河川、森林の維持を重視し、北・東側は段丘の先端部、南・西側は蟹田川、高石股沢を境界線としている。	

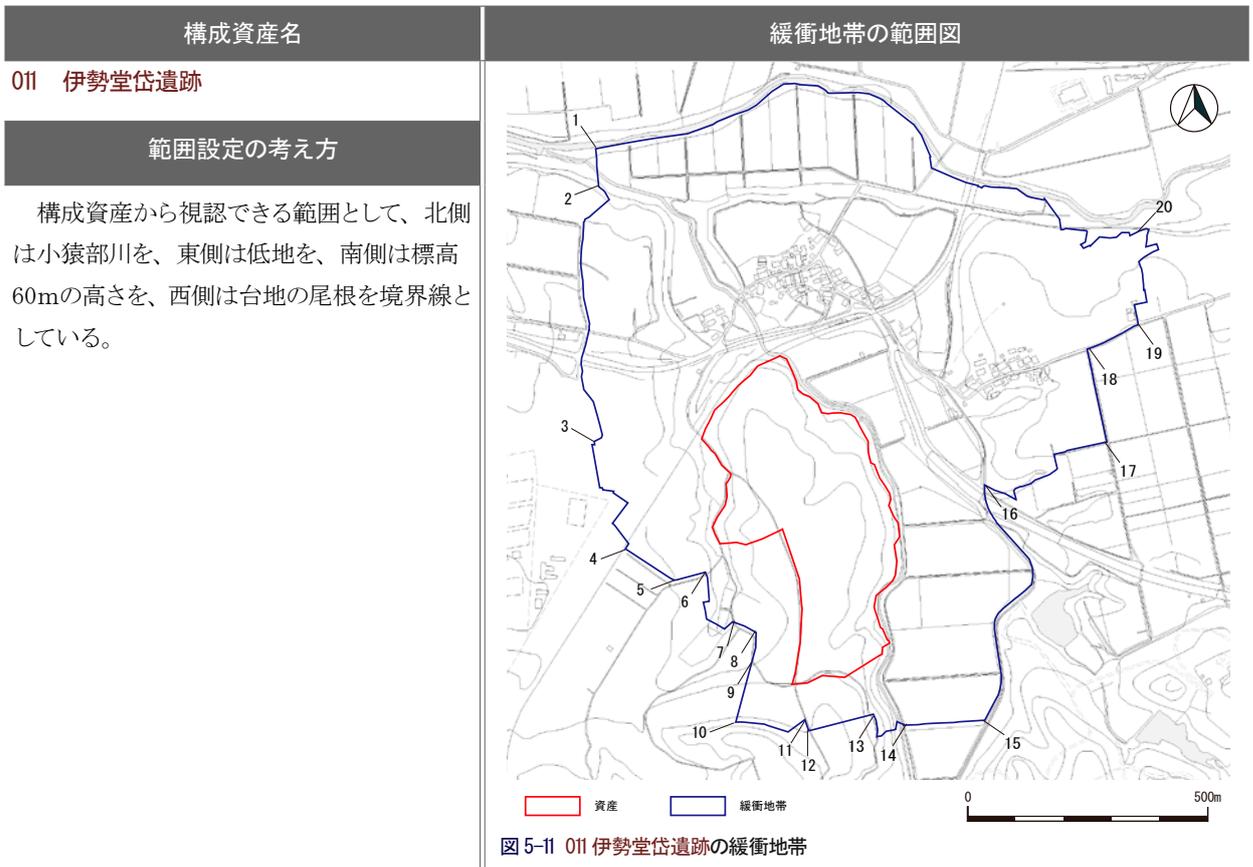
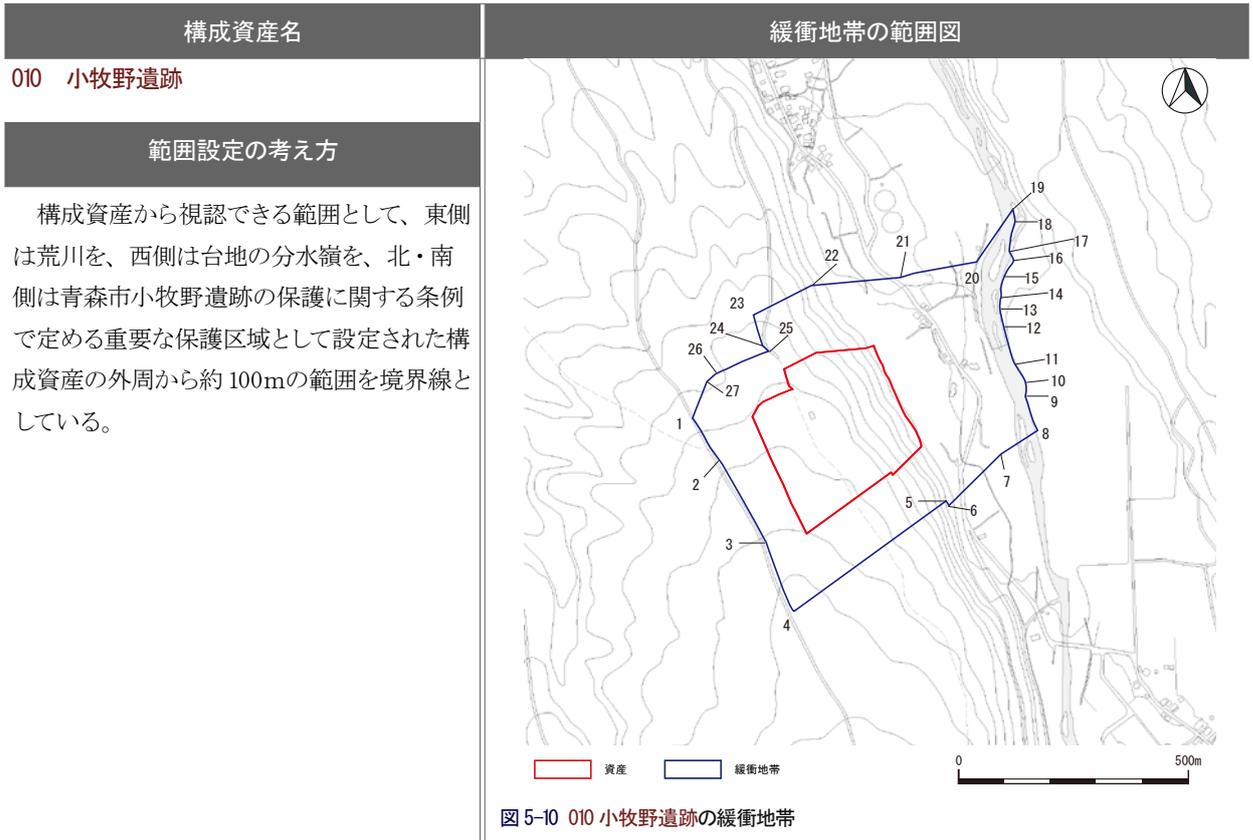
図5-1 001 大平山元遺跡の緩衝地帯

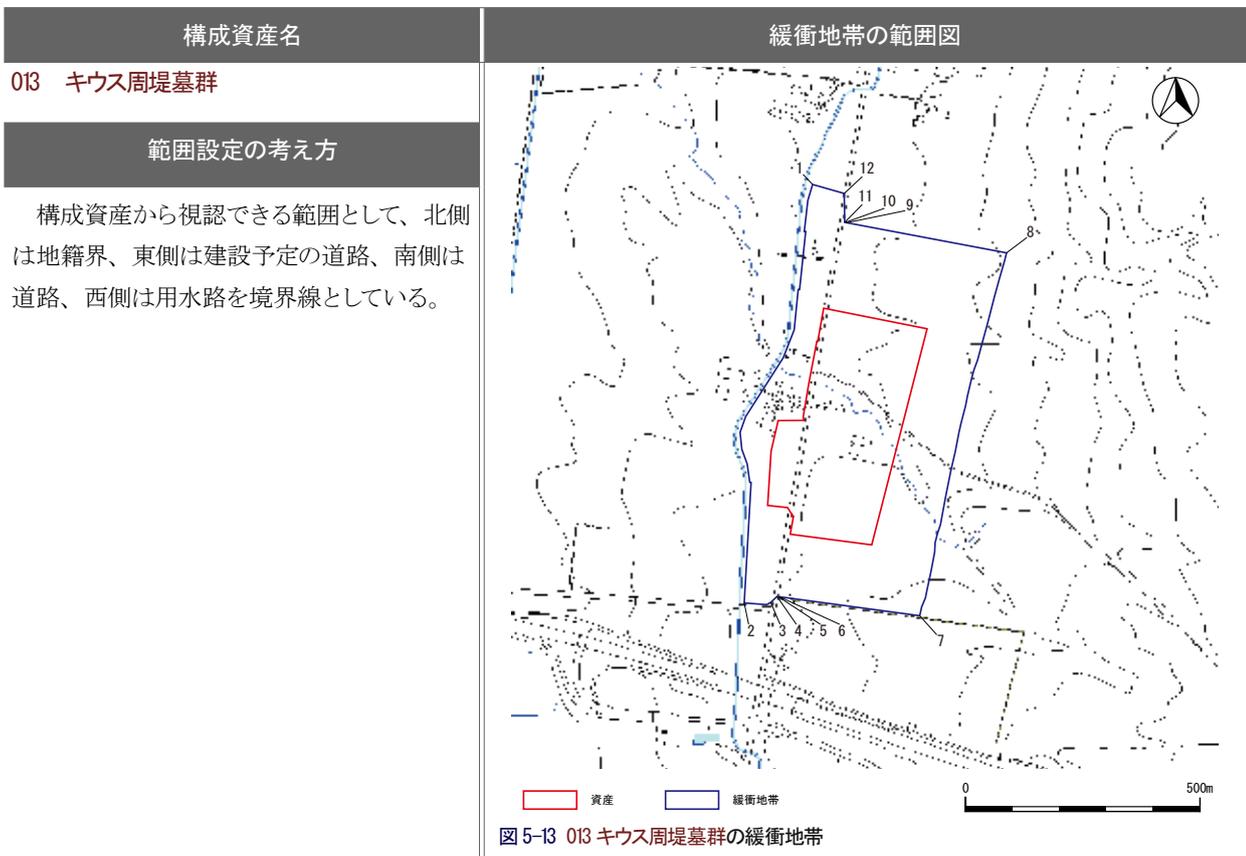
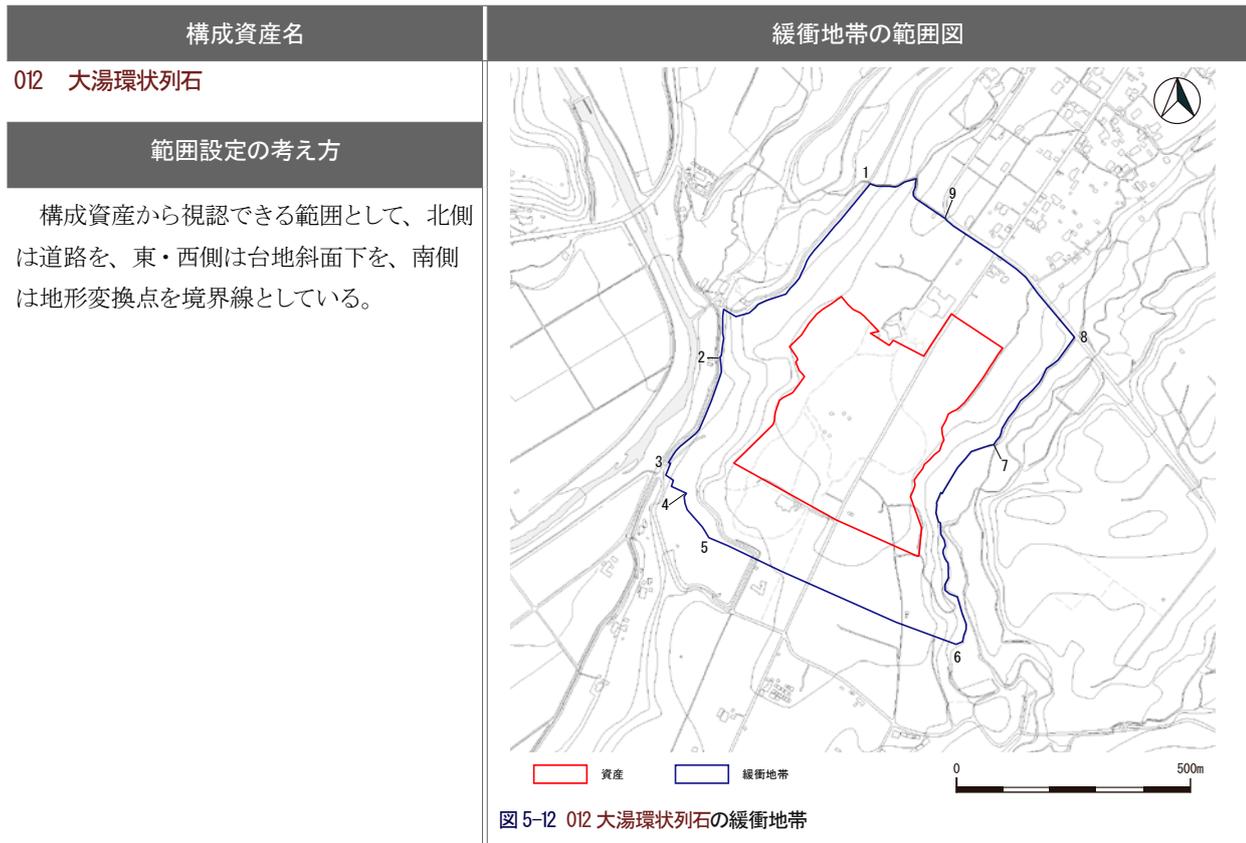


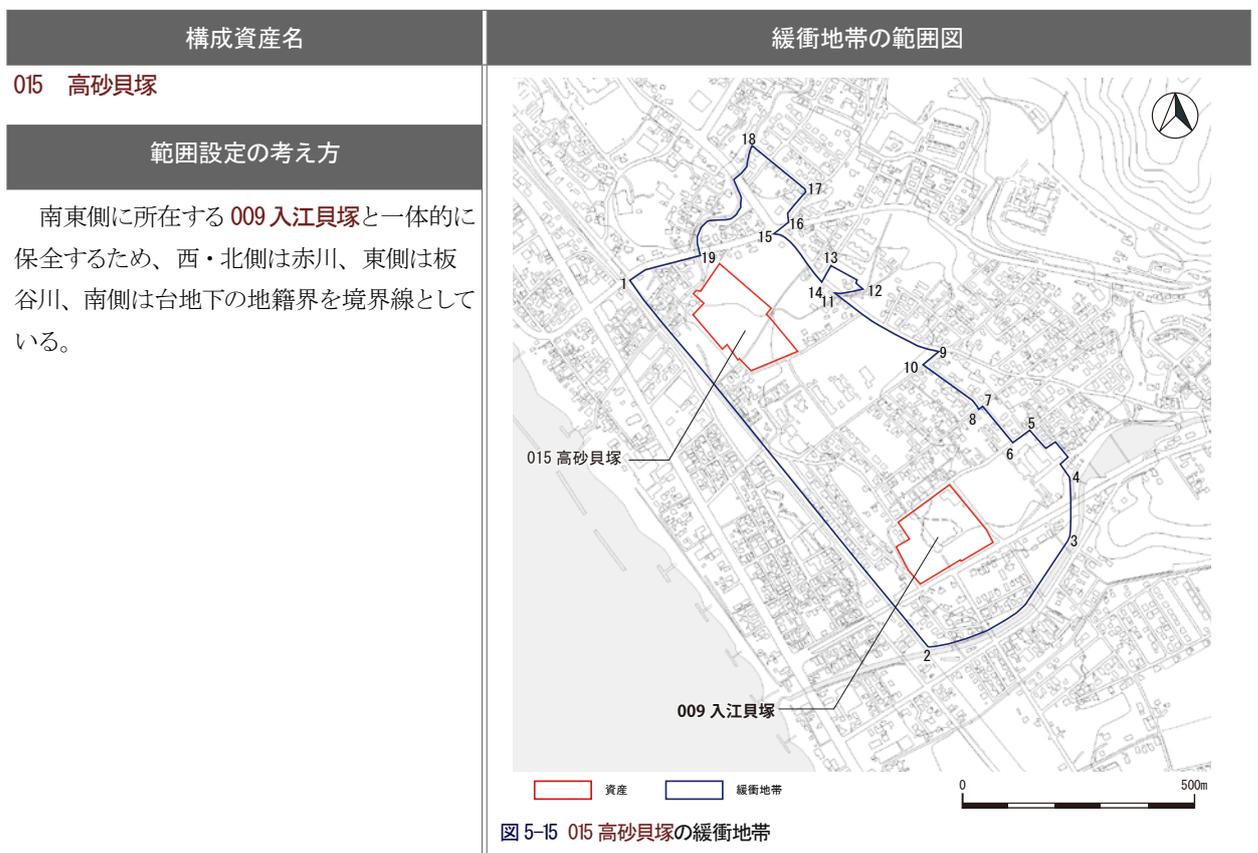
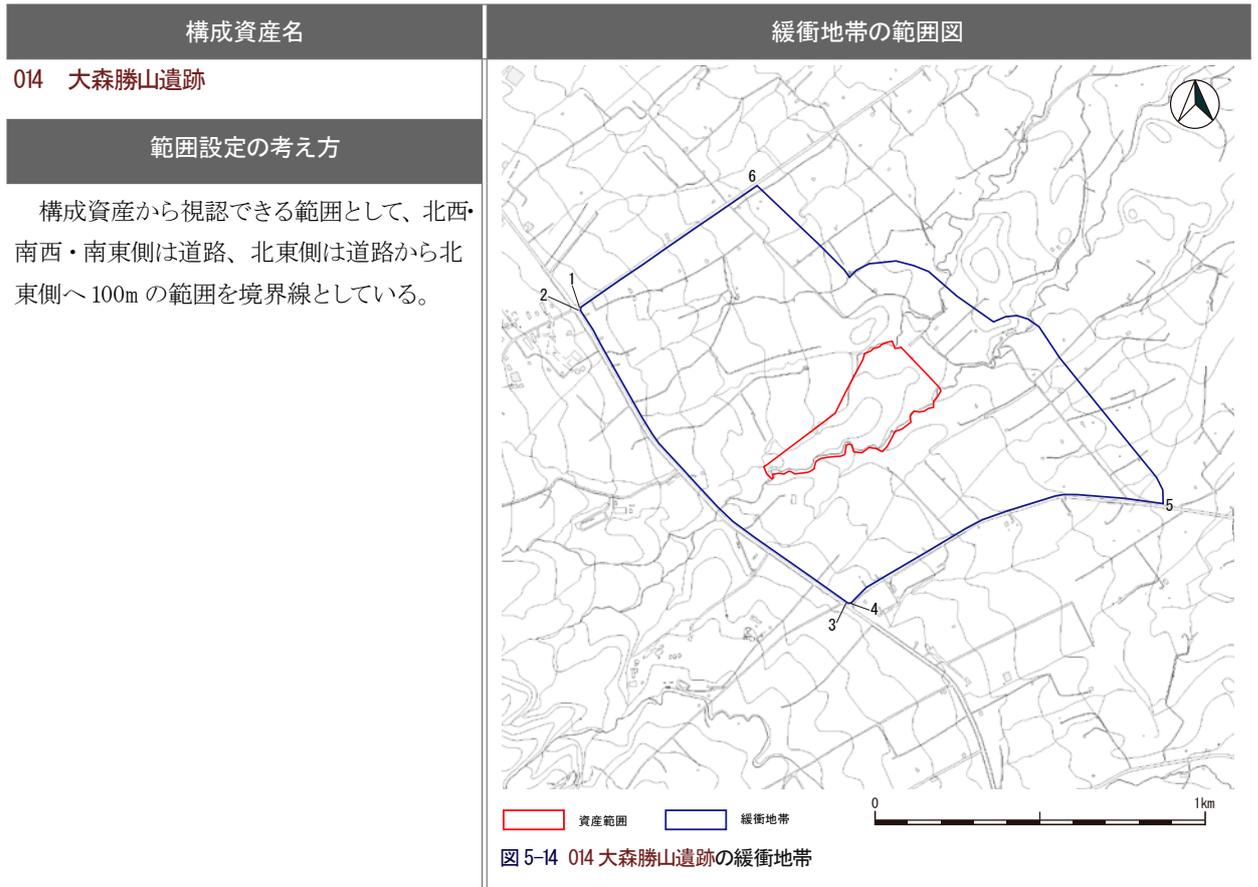


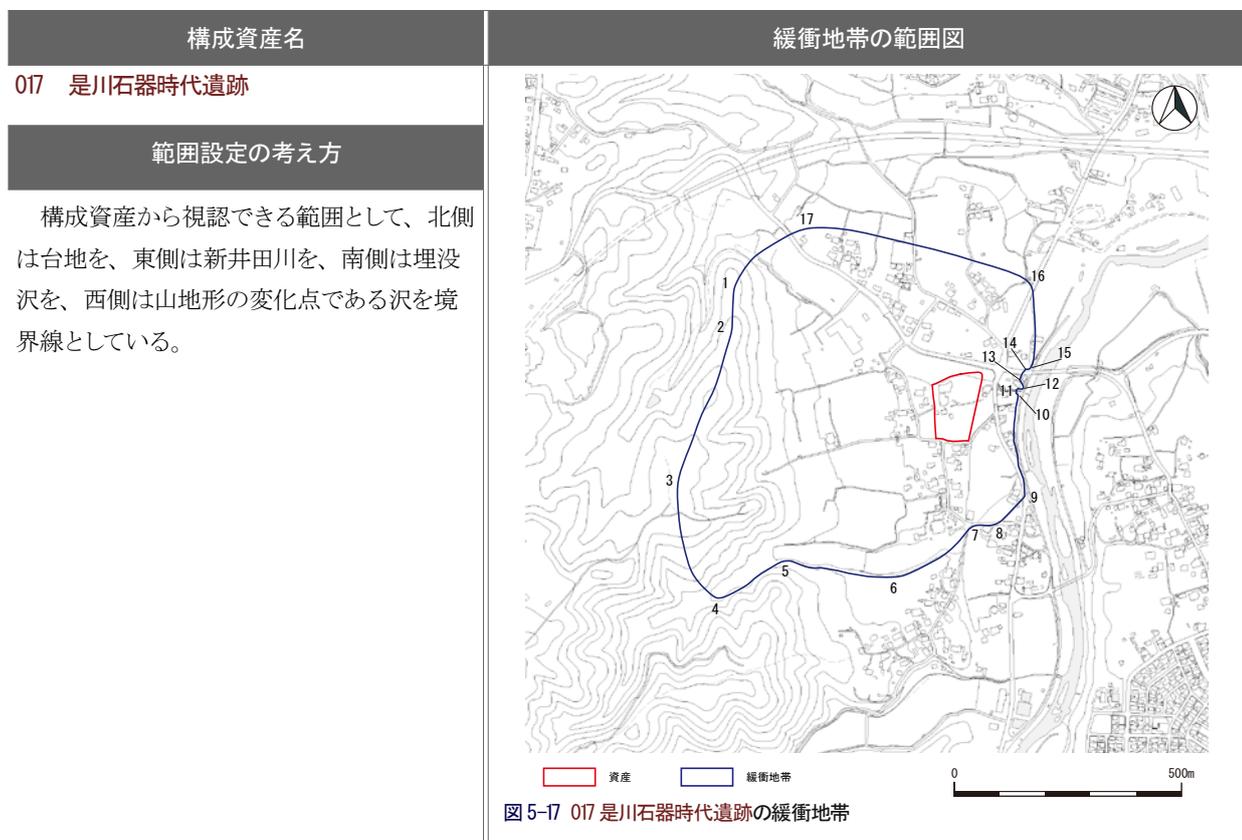
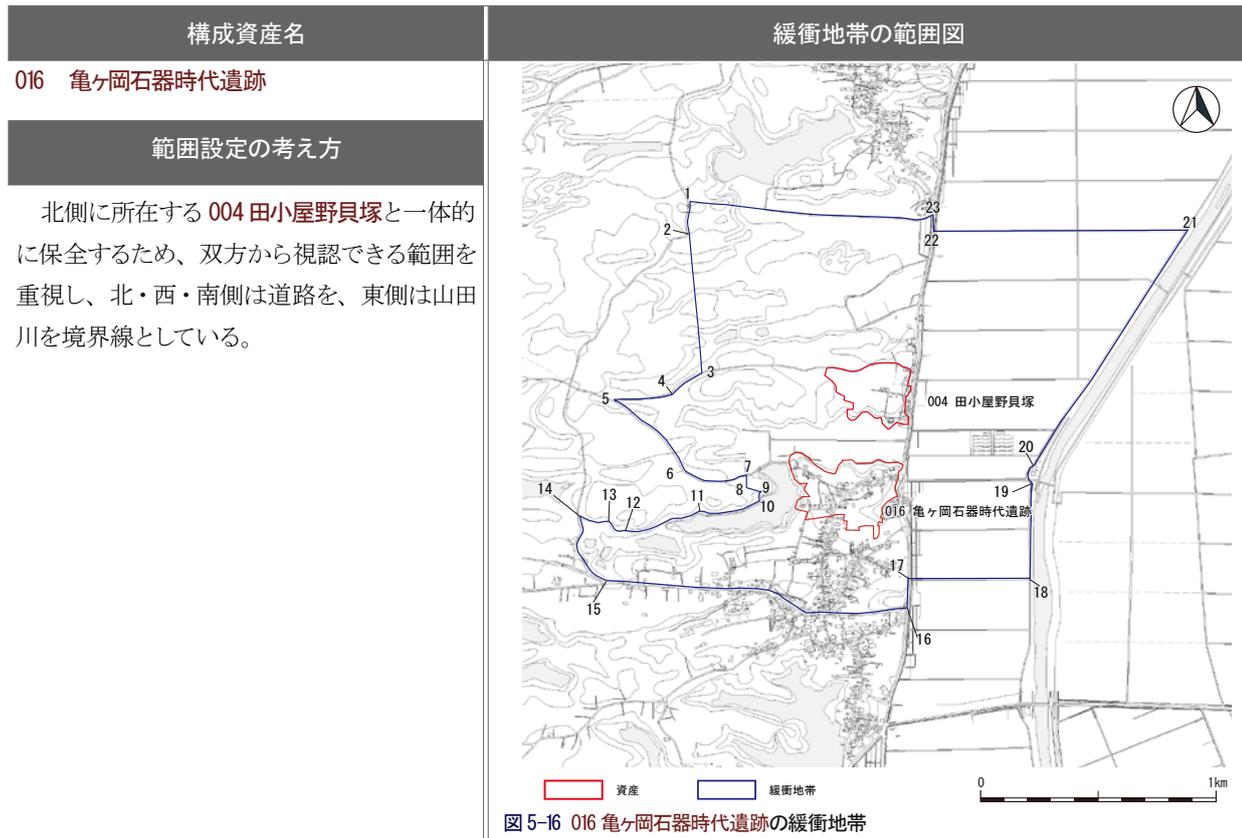












(2) 法令等に基づく保全

緩衝地帯については、文化財保護法、景観法をはじめ、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、砂利採取法、森林法、河川法、農業振興地域の整備に関する法律及びこれらの法律に基づく条例等が重なり合って適用されている。

緩衝地帯内における新築・増築、土地の現状変更、木竹の伐採等の行為は、適用される法令等によって、事前の許可申請や届出が義務付けられ、規模、高さ、形態、色彩、構造等に対して規制が設けられているとともに、関係行政機関が事業者適切に指導・助言をすることで資産への影響は制御されている。緩衝地帯に適用される法令等の概要について、表5-4に示す。

これらの法令等の中で、全構成資産を通じて緩衝地帯を保全する主たるものは景観法である。景観法により、届出の対象となる行為については着手する30日前までの届出が必要となっている。各構成資産の緩衝地帯への法令等の適用状況について、表5-5に示す。

(3) 景観の保全

関係地方公共団体は、それぞれの地域の歴史と文化を活かした良好な景観づくりを進めるため、景観法に基づいて景観計画を策定している。開発行為に対し届出の前に協議や指導を行って適切にコントロールする仕組みを設け、構成資産から眺望される範囲についても良好な景観の保全を図るものである。

また、関係地方公共団体は、各構成資産の保存管理計画又は整備計画などに基づいて、構成資産からの眺望に影響を及ぼす現代構造物に対し植栽等による遮蔽・修景を行ったり、構成資産隣接地の植生について資産の価値を理解するのに適した樹種へ植替えを行ったりしており、景観の保全に努めている。

(4) 関係機関の相互連携による保全

緩衝地帯の保全にあたっては、開発許認可機関を含む保存管理体制を構築しており、相互連携して緩衝地帯の保全について関係者の理解と協力を得るとともに、関係法令に基づく適切な対応を速やかに円滑に行うための情報共有に努めている。

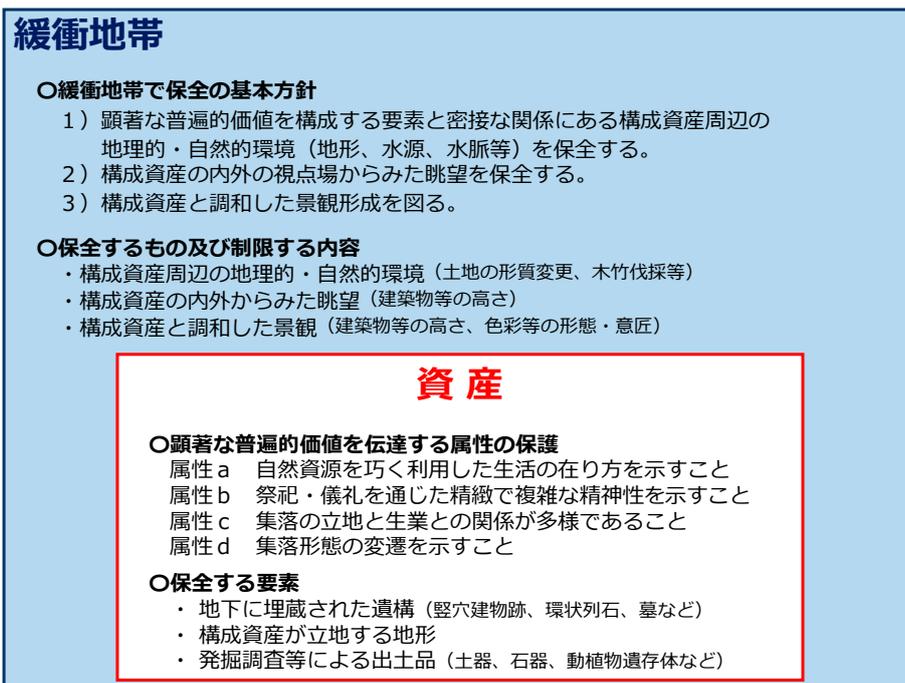


図 5-18 資産及び緩衝地帯の保存・管理の考え方

表5-4 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要

法令・制度等	目的	概要
文化財保護法	文化財を保護し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。 北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産は、それぞれ特別史跡、史跡の指定地に含まれており、指定地の一部については緩衝地帯としての保全を法的に担保している。	文化財を保護し、且つ、活用を図るため、許可又は同意を要する行為*4について定める。 当該緩衝地帯に含まれる特別史跡、史跡に指定された文化財については、地方公共団体が保存管理計画を策定し、個々の文化財の立地、形態、性質に応じた保存・管理の方針・方法、現状変更等の取扱基準を定めている。 *4 許可等を要する行為等については、付属資料1「包括的保存管理計画」第6章表6-003「緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可の概要」を参照されたい。
景観法 (及び景観法に基づき地方公共団体が定める景観条例及び景観計画)	美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 顕著な普遍的価値を理解し、保護を促進するために必要な自然的要素を含めた景観を適切に維持している。	緩衝地帯に必要な景観の保全・整備を図るため、各地方公共団体が届出を要する行為及び届け出た場合に求めるべき景観形成基準を定めている。
都市計画法	都市の健全な発展及び秩序ある整備を図ることを目的とする。 顕著な普遍的価値を理解し、保護を促進するために必要な自然的要素を含めた土地利用を適切に維持している。	緩衝地帯として適切な土地利用の保全を図るため、各資産の状況に応じた区域区分を定めるとともに、区分に基づき許可又は協議を要する行為及び許可基準を定めている。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊を防止し、国土の保全を目的とする。 急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	急傾斜地における許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害の防止のための対策を推進することを目的とする。 特別警戒区域内における開発行為を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	特別警戒区域における許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 都市公園内の土地の形質変更等の行為を制限し、土地利用又は景観の保全を担保している。	都市公園内における工作物や施設を設けた占用に関する許可基準を設けているほか、土地の形質を変更する行為を禁止している。
砂利採取法	砂利の採取に伴う災害を防止することを目的とする。 砂利の採取を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	砂利の採取における許可を要する行為及び許可基準を定めている。
森林法 (地域森林計画対象民有林)	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めることを目的とする。 開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの)を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	地域森林計画の対象となっている民有林における許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。
森林法 (保安林の国有林、民有林)		保安林における許可を要する行為及び許可基準及び届け出た場合に求めるべき基準を定めている。
河川法 (地方公共団体が定める河川条例)	流水の正常な機能が維持及び河川環境の整備と保全を目的とする。 占用、土石等の採取、工作物の新築等、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は木竹の栽植若しくは伐採を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	河川環境の整備・保全を図るため、許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。

法令・制度等	目的	概要
砂防法 (地方公共団体が定める施行条例)	山崩れ、土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止し、河川の治水上、利水上の機能の保全を目的とする。 砂防指定地内の工作物の新築、改築、立木竹の伐採、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為等を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	砂防指定地域の保全を図るため、許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。
農地法	農地を農地以外のものにする 것을規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。 農地転用を規制し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	農地を保全するため、農地転用に係る許可基準を定めている。
農業振興地域の整備に関する法律	自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農耕の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。 農用地区域内における開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	緩衝地帯に必要な景観の保全・整備を図るため、許可を要する行為及び許可基準を定めている。
道路法	道路網の整備を図ることを目的とする。 道路に関する工事を制限し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	道路における許可を要する行為及び許可基準を定めている。
墓地、埋葬等に関する法律	墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が支障なく行われることを目的とする。 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更等について適切に管理し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	緩衝地帯に必要な景観の保全を図るため、許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。
漁港漁場整備法	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港・漁場整備事業を総合的且つ計画的に推進し、及び漁港の維持・管理を適正にすることを目的とする。 漁港の機能を保全するため、必要な維持・管理を行い、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	漁港の保全のため、漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する開発行為及び許可基準を定めている。

表 5-5 緩衝地帯への法令・制度等の適用状況一覧表

法令・制度等	対象となる区域等	001	002	003	004	005	006	007	008	009	010	011	012	013	014	015	016	017
		大平山元遺跡	垣ノ島遺跡	北黄金貝塚	田小屋野貝塚	二ツ森貝塚	三内丸山遺跡	大船遺跡	御所野遺跡	入江貝塚	小牧野遺跡	伊勢堂岱遺跡	大湯環状列石	キウス周堤墓群	大森勝山遺跡	高砂貝塚	亀ヶ岡石器時代遺跡	是川石器時代遺跡
文化財保護法	史跡	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●
	特別史跡						●					●						
景観法	景観計画区域	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
北海道景観条例	景観計画区域			●						●			●		●			
函館市都市景観条例	景観計画区域		●					●										
青森県景観条例	景観計画区域	●			●	●											●	
青森市景観条例	景観計画区域						●				●							
八戸市景観条例	景観計画区域																	●
弘前市景観条例	景観計画区域														●			
一戸町景観条例	特定景観地域								●									
秋田県の景観を守る条例	県道沿線地域											●						
北秋田市伊勢堂岱遺跡景観条例	景観計画区域										●							
都市計画法	市街化調整区域			●							●		●					●
	市街化区域						○											
	区域区分が定められていない都市計画区域									○						○		
	用途地域						●											
	第一種低層住居専用地域						●											
	第二種中高層住居専用地域									●						●		
	第一種住居地域									○						○		
	第二種住居地域							○										
準住居地域									○						○			
準工業地域							○											
用途地域の指定のない区域								○			○	○						
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域		●															
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域		●					●	●					●				
青森県都市公園条例	都市公園						●											
砂利採取法	採取計画の認可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森林法	地域森林計画対象民有林	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○		○	○
	保安林(国有林、民有林)				○				○									○
河川法	河川区域						○	○	○		○	○						
	河川保全区域										○							○
千歳市普通河川管理条例	普通河川												○					
洞爺湖町普通河川管理条例	普通河川									○						○		
弘前市法定外公共物管理条例	普通河川													○				

法令・制度等	対象となる区域等	001 大平山元遺跡	002 垣ノ島遺跡	003 北黄金貝塚	004 田小屋野貝塚	005 二ツ森貝塚	006 三内丸山遺跡	007 大船遺跡	008 御所野遺跡	009 入江貝塚	010 小牧野遺跡	011 伊勢堂岱遺跡	012 大湯環状列石	013 キウス周堤墓群	014 大森勝山遺跡	015 高砂貝塚	016 亀ヶ岡石器時代遺跡	017 是川石器時代遺跡
函館市普通河川管理条例	河川区域		○					○										
砂防法	砂防指定地												○					
農地法	農地	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農地振興地域の整備に関する法律	農業振興地域（農用地区域）	○		○		○			○		○	○		○	○			○
	農業振興地域			○	○						○	○		○	○			○
道路法	道路区域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
墓地、埋葬等に関する法律	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設								○									○
八戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設																	○
函館市墓地条例	墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設		○					○										
漁港漁場整備法	漁港		○															
北海道自然環境等保全条例	道全域（適用除外の区域を除く）		○	○				○		○				○		○		
伊達市史跡公園条例	史跡北黄金貝塚公園			○														
鹿角市環境保全条例	環境保全区域												○					
つがる市亀ヶ岡石器時代遺跡等保護条例	亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野貝塚				○													○
青森市小牧野遺跡の保護に関する条例	小牧野遺跡、重要な保護区域										○							
七戸町二ツ森貝塚史跡公園設置及び管理に関する条例	二ツ森貝塚史跡公園					○												

凡例：●基本的な法規制等 ○増補的な法規制等

5.d 資産が所在する市町・県の関連計画

5.d.1 総合計画

総合計画は、地方公共団体が、政策及び施策の方向性を総合的かつ体系的に示した行政運営の基本方針である。関係地方公共団体の総合計画及び概要を表5-6に示す。

表5-6 総合計画

計画名称	北海道総合計画―輝きつづける北海道―
策定主体	北海道
策定年等	2016年
計画期間	2017年～2026年
概要 (推薦資産に係る内容)	2026年の「輝きつづける北海道」の実現に向け、「人・地域」分野において、自然との共生など高い精神性を映す縄文遺跡群など北海道の歴史・文化の発信と次代への継承の取組を掲げている。具体的な施策としては、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けて、官民一体となった道民運動を展開するとしている。
計画名称	青森県基本計画 選ばれる青森
策定主体	青森県
策定年等	2019年
計画期間	2019年～2023年
概要 (推薦資産に係る内容)	2030年の「生活創造社会」の実現に向け、「教育・人づくり分野」がめざす姿のひとつに、若い世代を含め多くの県民が文化芸術に触れ、文化芸術資源を活用した地域づくり活動に参加し、ふるさとの文化遺産が県民共通の財産として継承される「歴史・文化が息づく青森県」を掲げる。政策「あおもりの活力をつくる文化・スポーツの振興」を推進する施策のうち「歴史・文化の継承と活用」において、文化財の適切な保護・保存・公開・活用の促進のほか、縄文遺跡群一体での学術的価値の浸透や効果的な情報発信による県内外での認知度や魅力の向上を主な取組としている。
計画名称	いわて県民計画
策定主体	岩手県
策定年等	2019年
計画期間	2019年～2028年
概要 (推薦資産に係る内容)	「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を基本目標に掲げ、県民相互に、さらには、岩手県と関わりのある人々がお互いに幸福を守り育てるための政策を展開していくこととしている。政策の推進に当たっては、主観的幸福感に関する12の領域をもとに、「健康・余暇」から「自然環境」までの8つと、これらを下支えする「社会基盤」「参画」を加えた10の政策分野を設定。そのうち「歴史・文化」の分野において、「豊かな歴史や文化を受け継ぎ、愛着や誇りを育んでいる岩手」を目指すこととしている。長期ビジョンの中で、「世界遺産等が有する価値を広め、将来の世代へ継承していくため、『北海道・北東北の縄文遺跡群(御所野遺跡)』の世界遺産への新規登録や、『平泉の文化遺産』の世界遺産への拡張登録に向けた取組、計画的な保存管理や県民の理解増進に向けた取組、県内外への情報発信などを推進」することとしている。

計画名称	第3期ふるさと秋田元気創造プラン
策定主体	秋田県
策定年等	2018年
計画期間	4年間
概要 (推薦資産に関する内容)	秋田の目指す将来の姿を担う、ふるさとの未来を拓く人づくりの中で、芸術や文化体験に親しむ機会づくりと文化遺産等の保存・活用として掲げており、具体的な施策として「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推進に向けた取組を推進することとしている。
計画名称	函館市総合計画 函館市まちづくり3か年計画
策定主体	函館市
策定年等	2017年
計画期間	2017年～2026年
概要 (推薦資産に関する内容)	函館市の将来像を「北のクロスロードHAKODATE～ともに始める 未来を拓く～」とし、まちづくりの基礎となる「函館市の優位性」について「約1万年前に生まれた縄文文化など、独特の地理的・文化的・歴史的資源を有している」としている。また具体的な施策としては、2017年～2020年の基本構想実施計画における重点プロジェクトとして、「歴史・文化遺産の保存・活用」として「史跡垣ノ島遺跡の整備」と「縄文遺跡群世界遺産登録の推進」を実施することとしている。
計画名称	千歳市第6期総合計画
策定主体	千歳市
策定年等	2011年3月
計画期間	2011年度～2020年度
概要 (推薦資産に関する内容)	まちの活力が市民との協働により持続し、都市として安定的な発展を続けながら質的な成熟を図っていくことを基本理念として、将来都市像『みんなで生き生き 活力創造都市 ちとせ』を実現していくため、まちづくりの基本目標「第4 学びの意欲と豊かな心を育む教育文化のまち」を定め、「展開方針 7 文化財の保護と活用」を掲げて、施策(1)文化財の保護と保存、(2)郷土資料の公開と活用、(3)伝統文化の保存と継承 に取り組む。施策の具現化のため、「国指定史跡整備事業(キウス周堤墓群)」を第3期実施計画(2013～2015年度)以降、「縄文遺跡群世界遺産登録推進事業」を第5期実施計画(2015～2017年度)以降、市の重点施策に掲げる事業として実施計画に示す。
計画名称	第7次伊達市総合計画
策定主体	伊達市
策定年等	2019年
計画期間	2019年～2028年
概要 (推薦資産に関する内容)	「将来像」と「まちづくりの目標」として、歴史・文化芸術をいかして豊かな心と人を育むまちづくりを目指す。そのためには、文化財の調査・保存に努め、積極的な活用等に継続して取り組むこととしている。

計画名称	第2期洞爺湖町まちづくり総合計画
策定主体	洞爺湖町
策定年等	2016年
計画期間	2017年～2026年
概要 (推薦資産に関する内容)	<p>火山の恵みである温泉や洞爺湖、縄文遺跡や彫刻群など、この地ならではの地域資源を魅力として認識し、楽しみとすることで、まちの活力を産み出していく。</p> <p>縄文遺跡については、整備・活用において、高砂貝塚の整備促進を図り、自然とのふれあいと、当時のたたずまいを体感できる空間づくりに取り組むとともに、拠点施設となる貝塚館を含めた周辺の環境整備に努める必要があり、あわせて、入江貝塚とともに「北海道・北東北の縄文遺跡群」としてユネスコ世界遺産登録の実現のため、関係機関や他市町等と連携強化が必要としている。</p>
計画名称	青森市総合計画基本構想及び前期基本計画
策定主体	青森市
策定年等	2018年
計画期間	2019年～2023年
概要 (推薦資産に関する内容)	<p>以下2つの構想や計画で構成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想…総合的かつ計画的な行政運営を図るため、概ね10年後を展望したまちづくりの最上位の指針。 ・基本計画…将来都市像の実現に向け、基本構想で定める6つのまちづくりを分野ごとに取組を示したもので、前期5年・後期5年に分かれている。具体的な施策としては、第2章第4節第3項「文化財の保存・活用」において、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として世界遺産を目指している三内丸山遺跡や小牧野遺跡等の文化財の価値や魅力について、観光面も考慮した活用を図るとともに、関係自治体との連携を図りながら国内外に向けた情報発信に努めることとしている。
計画名称	弘前市総合計画
策定主体	弘前市
策定年等	2019年
計画期間	2019～2026年
概要 (推薦資産に関する内容)	<p>基本構想における「目指すべき姿」のうち、「文化をつなぎ未来を創るひとが輝き育つまちづくり」を定めている。</p> <p>基本構想に定めた将来都市像を実現するための具体的な施策を示す「前期基本計画(2019～2022年度)」において、基本方針を定めている。この中でも重点的に取り組み、効果的かつ効率的に推進する5つの「リーディングプロジェクト」の中に、文化財や文化・芸術に触れることができる機会を創出するとともに、伝統芸能や伝統行事の保存・伝承を図るため、「地域を担うひとづくり」を設定している。</p> <p>これらを達成する政策「⑭景観・文化財」として、地域の歴史や文化財による郷土愛の育成とともに、岩木山などの自然景観や城下町らしい町並みの保全など、住まう人が愛着と誇りを感じ、訪れる人の心に刻まれるまちづくりを進めることとしている。この中で、政策の方向性「1 郷土弘前を愛し、自然や歴史・文化財に親しむ心の醸成」を設け、施策「1 文化財情報の公開・発信と学習等の充実」を行うことで、国内外に弘前の魅力をPRでき、郷土への愛着と文化財保護への理解を持つ市民が増え、かつ、弘前を訪れる観光客の増加につながることを目標としている。</p>

計画名称	第6次八戸市総合計画 ひと・産業・文化が輝く北の創造都市
策定主体	八戸市
策定年等	2016年
計画期間	2016年～2020年
概要 (推薦資産に関する内容)	<p>将来都市像を実現するための総合的に取り組むべき6つの政策のなかに「(5)文化・スポーツ・観光」を掲げており、「市民が精神的な豊かさを実感できるよう、先人たちにより培われた伝統文化の伝承と、市民の多種多様な文化活動の促進や新たな文化芸術活動の推進により、文化の継承と創造を図る」こととしている。施策の方向性として、「史跡や名勝等の整備を図るとともに、郷土の文化財の保存・継承と地域資源としての活用を図る」ことを掲げ、「根城跡や是川遺跡などの歴史的価値のある史跡等を適切に保存・管理・整備」する。</p>
計画名称	新田の歴史が彩る 日本のふるさと 第2次つがる市総合計画
策定主体	つがる市
策定年等	2016年
計画期間	2016年～2025年
概要 (推薦資産に関する内容)	<p>2006年策定の「つがる市総合計画」を引き継ぎ、まちづくりの基本理念を「新田の歴史が彩る日本のふるさと」と定め、まちの将来像の一つに「郷土に誇りと愛着を感じるまち」を掲げて、市民と行政の相互理解と市民参画によるまちづくりを推進する計画としている。市の歴史的特性として、田小屋野貝塚・亀ヶ岡石器時代遺跡や石神遺跡に代表される縄文文化と新田開発の歴史を挙げている。</p> <p>具体的な施策としては「基本政策7 未来を担う人と文化を育むまちづくり」のもと、縄文遺跡や出来島海岸の埋没林などの歴史的遺産文化財の保存と活用を挙げており、亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の史跡地公有化による保護と遺跡の調査研究、世界文化遺産登録の推進、生涯学習活動と観光の拠点としてのガイドンス施設の整備、市民による文化活動の支援に取り組むとしている。</p>
計画名称	第2次外ヶ浜町総合計画
策定主体	外ヶ浜町
策定年等	2015年
計画期間	2016年～2025年
概要 (推薦資産に関する内容)	<p>計画の基本方針のひとつに、誇りと愛着のあふれるまちづくり（教育・文化の振興）が政策としてあり、地域文化の振興として、縄文遺跡群世界文化遺産登録推進活動の強化と大平山元遺跡の展示施設の建設をあげている。具体的事業内容に、展示施設の建設、公有地化がある。</p>

計画名称	第2次七戸町長期総合計画
策定主体	七戸町
策定年等	2016年
計画期間	2016年～2025年
概要 (推薦資産に係る内容)	<p>豊かな自然のもと、連綿と受け継がれてきた多彩な産業や歴史、教育・文化を礎に、21世紀にふさわしい、地域の個性を活かし、心やさしく、人情と活力あふれる七戸町を創造するため、潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして」の基本目標を掲げ、その実現のために7つの大きな柱を据えた。その一つ「豊かな心と文化を育むまちづくり」では、生きる力を育む教育の実現と地域の歴史と文化を未来に伝えることをめざし、七戸町に暮らす喜びと誇りを、世代を超えて共有するため、地域の祭りや芸能の継承と保護に努め、個性ある地域活動を支援するとともに、貴重な遺跡や史跡の保存、動植物の保護活動を通して、国内外にその価値を示す情報発信と施設の整備を推進することとしている。</p> <p>歴史・文化遺産の保存と整備の具体的な施策として、国指定史跡二ツ森貝塚の世界文化遺産登録をめざし、史跡の保存と展示施設等の整備に取り組むとしている。</p>
計画名称	一戸町総合計画基本計画
策定主体	一戸町
策定年等	2019年
計画期間	2019年～2026年
概要 (推薦資産に係る内容)	<p>総合計画は一戸町の最上位計画であり、おおむね30年後に実現したい町が目指す姿を描いた基本理念のもと、その実現のために今後のまちづくりにおける町政の基本方針を明らかにしたものである。</p> <p>基本計画では、「世界遺産を活用したまちづくりの推進」を重要な柱として取り組むこととし、世界遺産登録に向けた推進体制の整備やボランティア団体等の育成・支援、御所野遺跡周辺の環境整備による新たな産業の創出等により、まちの魅力として歴史や文化を活かすまちづくりを展開している。</p>
計画名称	第6次鹿角市総合計画（後期基本計画）
策定主体	鹿角市
策定年等	2016年
計画期間	2016年～2020年
概要 (推薦資産に係る内容)	<p>第6次鹿角市総合計画では将来都市像「笑顔つながり活力を生むまち・鹿角」の実現に向けて重点的に取り組むべき8事業について取りまとめている。うち、大湯環状列石は産業強化プロジェクト中の観光産業の振興項目に分類。訴求力のある効果的なPRと観光資源の魅力を向上させる取組を行いながら、様々な誘客活動を進めるとともに、鹿角観光を確立するとしている。</p>
計画名称	第2次北秋田市総合計画 住民が主役の“もり”のまち
策定主体	北秋田市
策定年等	2015年
計画期間	10年間
概要 (推薦資産に係る内容)	<p>将来像である「自然」「ひと」が調和し、活気とぬくもりのある交流都市を実現するため、芸術・文化の継承と振興を掲げており、その中で具体的な政策として伊勢堂岱遺跡の世界遺産登録推進について、「遺跡の保護や展示施設を拠点とした活用」「ボランティアの養成」「世界遺産登録に向けた気運を高めるとともに市外へ発信」といった目標達成に向けた取組の方向性を示している。</p>

5.d.2 都市計画区域マスタープラン・都市計画マスタープラン

都市計画区域マスタープランは、都道府県が都市計画法に基づき、総合計画などを踏まえ良好な都市の形成を目的に都市計画区域を指定し決定した、整備、開発及び保全の方針である。これに即した個別の都市計画の具体的な方針として、市町村が都市計画マスタープランを作成している。構成資産を所管する地方公共団体の都市計画（区域）マスタープラン及び概要を表5-7に示す。

表 5-7 都市計画区域マスタープラン及び市町の都市計画マスタープラン

計画名称	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称「区域マスタープラン」）
策定主体	北海道
策定年等	2011年3月見直し
計画期間	概ね10年間
概要 (推薦資産に関する内容)	<p>・道内 79 区域（線引都市区域 10・非線引都市区域 69）を指定し、各区域の方針を決定。</p> <p>・北海道内の構成資産が所在する 4市町をすべて都市計画区域に指定しており、当該区域マスタープランで土地利用や市街地開発事業等に関する方針を決定している。</p> <p>1 函館圏都市計画区域（函館市・北斗市・七飯町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔関係構成市町：函館市〕「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」において、「豊かな自然環境や歴史的環境につつまれた住みよい魅力ある地域の実現を目指し、自然的環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上及び都市景観の形成を計画的に進める。」とし、歴史的価値を持ち郷土的景観を形成する史跡などの緑地の保全に努めることを掲げている。</p> <p>2 虻田都市計画区域（洞爺湖町・壮瞥町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔関係構成市町：洞爺湖町〕「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」における主要な緑地の配置の方針として、「地域の特性を活かした多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図る」としている。</p> <p>3 室蘭圏都市計画区域（室蘭市・登別市・伊達市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔関係構成市町：伊達市〕「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」における環境保全系統の配置方針として、「文化財と一体となった樹林地の保全を図る」としている。</p> <p>4 千歳恵庭圏都市計画区域（千歳市・恵庭市都市計画区域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針〔関係構成市町：千歳市〕「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」における景観構成系統の配置方針として、「郷土景観として意識の高い、遺跡や寺社と一体的な樹林地の整備、保全を図る」としている。</p>

計画名称	青森県都市計画マスタープラン
策定主体	青森県
策定年等	2010年6月見直し
計画期間	概ね20年間
概要 (推薦資産に係る内容)	<p>以下3つの方針や計画で構成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「青森県都市計画基本方針」…概ね20年後の将来像に向けた都市計画の基本的な考え方 ・「青森県都市計画基本計画」…6圏域別計画 ・「都市計画区域マスタープラン」…24都市計画区域を指定し、各区域の方針を決定 <p>青森県内の構成資産が所在する6市町をすべて都市計画区域に指定しており、当該区域マスタープランで、土地利用や市街地開発事業等に関する方針を決定している。</p> <p>1 青森都市計画区域マスタープラン〔構成市町：青森市〕 「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」中の「市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針」として、『国指定特別史跡「三内丸山遺跡」をはじめ、「小牧野遺跡」、「幸畑墓苑」など歴史資源を活用した公園整備、青森操車場跡地を利用した憩いの空間整備等、本市の特徴を活かした緑地の整備を進めるとともに、その維持・保全を図る。』としている。</p> <p>2 弘前広域都市計画区域マスタープラン〔関係構成市町：弘前市〕 「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」に、「本区域は歴史的・文化的な環境を有しており、弘前市では城下町としてのまち並みや環境が保存され、仲町は重要伝統的建造物群保存地区に指定されている。今後とも、歴史資源や文化遺産を保全しつつ、これをいかした個性あるまちづくりを進めていく。」とし、「緑地保全地区等の指定方針及び指定目標」として、「県立自然公園、鳥獣保護区、史跡、名勝、天然記念物等の緑地」を条例等で指定することを掲げている。</p> <p>3 八戸都市計画区域マスタープラン〔関係構成市町：八戸市〕 「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」中の「主要な緑地の配置方針」の環境保全系統及び景観構成系統において、「是川遺跡等は、歴史的風土を構成する緑地としてその保全を図る。」としている。</p> <p>4 つがる都市計画区域マスタープラン〔関係構成市町：つがる市〕 都市づくりの基本理念において、「本区域西部の日本海側には、遮光器土偶の出土した亀ヶ岡石器時代遺跡を始めとする多数の遺跡や湿原、沼地、樹林地などの歴史環境と自然環境がある。」とし、将来の都市像を「自然・伝統文化を継承する誇りある誇りあるまちづくり“躍動”と“平穏”の共存都市つがる」と掲げている。</p> <p>5 蟹田都市計画区域マスタープラン〔関係構成市町：外ヶ浜町〕 「青い海・力強い風・緑ゆたかな半島三つの個性を結んでつくる新しいつがるの創造」を基本理念としている。</p> <p>6 七戸都市計画区域マスタープラン〔関係構成市町：七戸町〕 「人・自然・文化を育む田園文化都市しちのへ」を基本理念とし、「国指定文化財である七戸城跡やニツ森貝塚は、歴史・文化拠点として景観の保全や資源の有効活用を図る。」としている。</p>

計画名称	岩手県都市計画マスタープラン
策定主体	岩手県
策定年等	2000年
計画期間	2000年～2020年
概要 (推薦資産に係る内容)	<p>以下2つの方針や計画で構成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「岩手県都市計画ビジョン」…概ね20年後の将来像に向けた都市計画の基本的な考え方 ・「都市計画区域マスタープラン」…26都市計画区域を指定し、各区域の方針を決定 <p>岩手県内の構成資産である一戸町については、都市計画区域に指定しており、当該区域マスタープランにおいて、岩手県内の構成資産である御所野遺跡などの個性的な歴史・文化などを保全・継承し、行政と住民等により個性の創出を図り、「歴史と個性が活きる都市」を目指すこととしている。</p> <p>一戸都市計画区域マスタープラン〔構成市町：一戸町〕 「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」中の「公園・緑地の配置の方針」として、御所野縄文公園の計画的な整備、保全に関する都市計画の方針を示している。</p>
計画名称	秋田県 都市計画区域マスタープラン策定方針
策定主体	秋田県
策定年等	2002年
計画期間	概ね20年間
概要 (推薦資産に係る内容)	<p>秋田県の都市計画区域マスタープランは、次の二つの方針・計画で構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域マスタープラン策定方針 ・個別の都市計画区域マスタープラン <p>秋田県内の構成資産が所在する2市は、都市計画区域に指定されており、当該区域マスタープランで、史跡等として構成資産に関連する維持・保全の方針を示している。</p> <p>1 鹿角都市計画区域マスタープラン〔構成市町：鹿角市〕 構成資産である大湯環状列石は、歴史文化系統の緑地と位置付けられており、地域の歴史・文化を継承するために、保全・整備・活用を図るとしている。</p> <p>2 北秋田都市計画区域マスタープラン〔構成市町：北秋田市〕 構成資産である伊勢堂岱遺跡は、地域の特性となる歴史文化系統の緑地と位置付けられており、重要な地域の歴史的財産として、保全するとしている。</p>
計画名称	函館市都市計画マスタープラン
策定主体	函館市
策定年等	2011年
計画期間	2011年～2030年
概要 (推薦資産に係る内容)	<p>「地域の特性・個性の維持・創出」をまちづくりにおける課題の一つとしてとらえ、「縄文遺跡群」を「全国の人々を引きつける数多くの魅力」のあるものと認識している。第4章「地区別方針」では、南茅部地域のまちづくり方針として「縄文遺跡群のある臼尻地区においては、中空土偶をはじめとする出土品の展示や道の駅としての機能を持った縄文文化交流センターの活用により、文化交流拠点の形成を図ります。」としている。</p>
計画名称	千歳市第2期都市計画マスタープラン
策定主体	千歳市
策定年等	2012年3月
計画期間	概ね20年間
概要 (推薦資産に係る内容)	<p>全体構想の分野別方針「景観まちづくりの方針」の基本的な考え方のひとつとして、「地域の資源となる景観の保全」を示し、「景観の骨格を形づくる森林・河川、農村景観、その他歴史的・文化的資源など、守るべき景観資源を保全します。」と記載する。</p>

計画名称	伊達市都市計画マスタープラン
策定主体	伊達市
策定年等	2010年見直し
計画期間	概ね15年間
概要 (推薦資産に係る内容)	「将来像とまちづくりの目標」として、史跡、遺跡など歴史・文化を大切にしながら、新たな市民文化との融合を図り、地域の特性を活かした魅力と個性のあるまちづくりを目指すこととしている。特に史跡北黄金貝塚公園においては、史跡公園を核とした歴史・文化のネットワークづくりを進めることとしている。
計画名称	虻田町(現洞爺湖町) 都市計画マスタープラン
策定主体	洞爺湖町
策定年等	2004年
計画期間	2005年～2025年
概要 (推薦資産に係る内容)	まちづくりの方針に「噴火遺構や既存の史跡公園等の保全と活用した地域づくり」を掲げ、「水と緑の整備方針」の中で、史跡公園を含めた歴史・文化・噴火遺産について、施設の充実、観光インフォメーション機能、案内標識機能の充実により、歴史資源、自然資源の保全と観光資源としてのネットワーク化をめざし、活用を図ることとしている。
計画名称	青森市都市計画マスタープラン
策定主体	青森市
策定年等	1999年
計画期間	概ね20年間
概要 (推薦資産に係る内容)	都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するもので、青森市総合計画基本構想に掲げる将来都市像を目指し、その具体化・実現化を図ることを目的に、長期的な都市政策の視点に立って、都市の将来像から土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、都市計画の総合的な指針としての役割を担うものである。 具体的な施策としては、第1章6-2-③「自然や歴史、文化を活かしたみどり空間の一体的な整備」において、史跡「三内丸山遺跡」や「小牧野遺跡」など、“青森らしさ”を伝えるアイデンティティを確保した、固有の歴史と文化のかおるみどりの空間について、周辺地域と一体的に整備を進めるとしている。
計画名称	弘前市都市計画マスタープラン
策定主体	弘前市
策定年等	2015年
計画期間	20年(5年毎に見直し)
概要 (推薦資産に係る内容)	「弘前らしさとまちづくりの課題」において、「歴史・文化資源を保全するだけでなく十分に活用していくことで、弘前のまちの魅力をさらに高め、市民生活の豊かさや観光の振興につなげていくこと」を挙げている。 「弘前市が目指すもの」の「歴史・文化、個性が光るまち」として、「多様な歴史・文化資源を保全・活用し、弘前の個性を際立たせる」ことで、「市民が誇りや愛着が感じられるようなまち」にすることとしている。計画では、市域を特性の異なる「まちなか」、「郊外」、「田園」の3エリアに分けており、資産周辺は「田園」として「田園地域の美しい自然環境と風景は地域の大きな財産であり、これを保全」することとしている。また、「優良な農地や山林は法令によっても一定の保全策が講じられているものの、「地域に流れる河川や様々な歴史文化的な資源」については「地域の人が利用しながら適正に管理できる方法を検討」することとしている。

計画名称	八戸市都市計画マスタープラン
策定主体	八戸市
策定年等	2018年
計画期間	概ね20年間
概要 (推薦資産に関係する内容)	<p>4.まちづくりの方針-4.景観-1.基本方針「歴史を引き継ぎ、はぐくむ文化づくり」の施策展開⑤として、「八戸の歴史を伝え、文化をはぐくむ拠点（歴史と文化の拠点）の形成」を掲げ、「八戸市の歴史文化を学習し体験する拠点として、主要な史跡や文化体験施設などの整備充実を図る」、「歴史的・文化的価値が高い是川遺跡では、保全を図りつつその歴史を紹介する学術機能と、市内外から人が訪れ、憩う観光機能を持った拠点の充実を図る」としている。</p> <p>また、地域別構想9「館・是川地域」では、地域の課題として「歴史文化などを活かした交流の場としての活用」を掲げ、「是川縄文の里や櫛引八幡宮などの八戸らしい歴史文化資源を維持・保全を図るとともに、人々が訪れ憩う場として活用することが必要」としている。</p>
計画名称	つがる市都市計画マスタープラン
策定主体	つがる市
策定年等	2010年
計画期間	概ね20年間
概要 (推薦資産に関係する内容)	<p>「つがる市総合計画」に基づき、都市づくりの目標として「歴史と文化が継承されるまちづくり」を挙げ、旧5町村の観光振興を一元化した歴史文化の観光ネットワークの形成を目指している。亀ヶ岡石器時代遺跡は観光・レクリエーションエリアと位置付けられている。文化施設として縄文住居展示資料館（カルコ）については、文化活動、コミュニティ形成を図る施設として展示内容の充実、企画展示などに取り組むとする。地域別構想では、亀ヶ岡石器時代遺跡及び小野野貝塚などの歴史文化資源の立地する木造西部地域に関して、地域資源の保全を図りつつ、活用と地域の活性化のため新たな文化施設（ガイダンス施設）の建設の検討が必要とされている。</p>
計画名称	蟹田都市計画
策定主体	蟹田町（現外ヶ浜町）
策定年等	1997年
計画期間	1997年～継続
概要 (推薦資産に関係する内容)	<p>自然・歴史・文化の調和がとれた活力あるふれあい交流・定住都市をテーマに策定されている。史跡についての直接的な記載はないものの、まちづくりの課題の整理として、歴史・文化を大切にしたまちづくりをふまえたものとなっている</p>
計画名称	七戸町都市計画マスタープラン
策定主体	七戸町
策定年等	2010年
計画期間	概ね20年間
概要 (推薦資産に関係する内容)	<p>七戸町が目指すまちづくりを実現するための将来構造において、「中心市街地や周辺のまちづくりの中心となる拠点の形成により、都市機能の向上を図る。」としており、『国指定史跡である二ツ森貝塚を「歴史・文化拠点」と位置づけ、地域に広く分布する他の歴史・文化的資源などと連携を強化し、歴史・文化を活かした景観の保全を図るとともに、資源の有効活用を図る。』としている。また、「景観保全・形成の方針」において、「七戸城跡や二ツ森貝塚などの史跡は、歴史的価値を有する資源であると同時に美しい景観を持つ景観資源でもあることから、景観資源として維持・保全を図る。」としている。</p>

計画名称	一戸町都市計画マスタープラン
策定主体	一戸町
策定年等	2004
計画期間	2004年～2020年
概要 (推薦資産に係る内容)	<p>「公園・緑地に関する方針」では「御所野縄文公園は全国的にも名高い縄文時代の遺跡を活かした公園として、一戸町の歴史的拠点としての充実・活用を図ります。」としている。</p> <p>人文的現況の「歴史的・文化的資源」として、「考古学上からも全国的に注目されている縄文時代中期の集落遺跡である御所野遺跡」を活用しながら、将来都市像である「美しい自然と光る個性 活力と賑わいあふれるまち 一戸町」を目指し、取り組んでいる。</p>
計画名称	鹿角市都市計画マスタープラン
策定主体	鹿角市
策定年等	2006年
計画期間	概ね20年間
概要 (推薦資産に係る内容)	<p>鹿角市都市計画マスタープランは全体構想と地区別構想とで構成される。鹿角市の将来において目指すべき都市構想については、「拠点」「軸」「空間」の3つの視点で捉え、実現に向けて取り組みを行うものである。大湯環状列石は人が集まれる公園・緑地・レクリエーション系の空間づくりの中に分類。自然を活かし、住民同士や来訪者との交流の空間づくりを進めるとしている。整備方針としては民有地における緑地を必要に応じて保全地区として指定し、保全と活用を促進するとしており、地域制緑地等の保存指定候補地となっている。</p>
計画名称	北秋田市都市計画マスタープラン
策定主体	北秋田市
策定年等	2007年
計画期間	概ね20年間
概要 (推薦資産に係る内容)	<p>「にぎわいが舞い込む 交流とぬくもりあるまちづくり」を基本理念とし、伊勢堂岱遺跡を「にぎわいのレクリエーション拠点」の一つと位置づけ、「歴史ある遺跡や自然を生かした公園は、自然環境を守りつつ歴史や自然の楽しみを学ぶ場として整備活用を図る」としている。</p>

5.d.3 地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、各地方公共団体の防災会議が地域の実情に即して策定する災害対策全般にわたる基本的な計画である。文化財の保護については、処理すべき業務として項目立てされており、現況を正確に把握し予想される災害に対して防災計画や施設等を整備し災害対策に努めるとともに、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進することが盛り込まれている。

関係地方公共団体の地域防災計画の策定状況を表 5-8 に示す。

表 5-8 地域防災計画〔地方公共団体コード順〕

計画名称	策定主体	策定又は修正年
北海道地域防災計画	北海道	2017
函館市地域防災計画	函館市	2018
千歳市地域防災計画	千歳市	2018
伊達市地域防災計画	伊達市	2016
洞爺湖町地域防災計画	洞爺湖町	2017
青森県地域防災計画	青森県	2018
青森市地域防災計画	青森市	2019
弘前市地域防災計画	弘前市	2019
八戸市地域防災計画	八戸市	2018
つがる市地域防災計画	つがる市	2017
外ヶ浜町地域防災計画	外ヶ浜町	2007
七戸町地域防災計画	七戸町	2017
岩手県地域防災計画	岩手県	2018
一戸町地域防災計画	一戸町	2016
秋田県地域防災計画	秋田県	2018
鹿角市地域防災計画	鹿角市	2016
北秋田市地域防災計画	北秋田市	2016

5.d.4 保存管理計画

推薦資産の範囲は全て特別史跡又は史跡の指定地内にあるため、文化庁が監修し専門的な情報を整理した「史跡等整備の手引き—保存と活用のために—(2005年)」に示された内容に基づき、各構成資産について、所管する地方公共団体が文化財保護法に基づき指定された管理団体として個別の保存管理計画を策定している。

保存管理計画は、各構成資産を適切に保存・管理するために、構成資産の内容と本質的価値を明確化し、保存・管理の方法、整備・活用の施策、運営及び体制整備について指針を示したものである。

各構成資産の所有者及び管理団体は、個別の保存管理計画に基づいて、構成資産の維持・管理と活用を計画的に実施している。また、推薦資産の顕著な普遍的価値を正しく伝達するため、各構成資産の周辺環境も含めた一体的な保全を図っている。

保存管理計画の策定にあたっては、文化庁による内容確認を経ながら、所有者のほか関係地方公共団体の文化財担当者や専門家などで構成する委員会で十分な検討を行って整理しており、文化財保護に必要な共通事項とともに各構成資産の個別の内容を踏まえた内容となっている。

各構成資産の保存管理計画の策定状況を表5-9に示す。

表5-9 各構成資産の保存管理計画

構成資産	計画名称	主体	策定年 等
001 大平山元遺跡	史跡大平山元遺跡保存管理計画書	外ヶ浜町	2016年 3月策定
002 垣ノ島遺跡	史跡垣ノ島遺跡保存管理計画	函館市	2016年 3月改訂
003 北黄金貝塚	史跡北黄金貝塚保存管理計画	伊達市	2015年 7月策定
004 田小屋野貝塚	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書	つがる市	2009年 3月策定
	史跡田小屋野貝塚保存管理計画(補足)		2012年 12月策定
005 ニツ森貝塚	史跡ニツ森貝塚保存活用計画書	七戸町	2016年 5月策定
006 三内丸山遺跡	特別史跡三内丸山遺跡保存管理計画書	青森県	2016年 3月策定
007 大船遺跡	史跡大船遺跡保存管理計画	函館市	2016年 3月改訂
008 御所野遺跡	史跡御所野遺跡保存管理計画	一戸町	2013年 3月策定
009 入江貝塚	史跡入江・高砂貝塚保存管理計画書	洞爺湖町	2015年 9月策定
010 小牧野遺跡	史跡小牧野遺跡保存管理計画	青森市	2017年 2月改訂
011 伊勢堂岱遺跡	史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画	北秋田市	2019年 3月改訂
012 大湯環状列石	特別史跡大湯環状列石保存管理計画書	鹿角市	1978年 3月策定
013 キウス周堤墓群	国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画	千歳市	2016年 1月策定
014 大森勝山遺跡	史跡大森勝山遺跡保存管理計画策定報告書	弘前市	2015年 3月策定
015 高砂貝塚	史跡入江・高砂貝塚保存管理計画書	洞爺湖町	2015年 9月策定
	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書		2009年 3月策定
016 亀ヶ岡石器時代遺跡	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡保存管理計画(補足)	つがる市	2012年 12月策定
	史跡是川石器時代遺跡保存活用計画		2016年 3月策定
017 是川石器時代遺跡	史跡是川石器時代遺跡保存活用計画	八戸市	2016年 3月策定

5.e 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制

5.e.1 包括的保存管理計画

世界文化遺産として資産の顕著な普遍的価値を確実に継承していくためには、資産全体を周辺環境も含めて一体的に保全することが必要である。

推薦資産の関係地方公共団体の首長及び教育長で構成する「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」は、個別の保存管理計画との整合性を考慮した上で、資産全体の一体的な保存・管理の方針となる包括的保存管理計画(附属資料1)を策定しており、この包括的保存管理計画に基づいて、後述の「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」が資産全体の保存・管理と整備・活用を推進している。

本資産の包括的保存管理計画は、次の6点を基本方針としている。

(1) 資産の適切な保存管理

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値を守り伝承するため、包括的保存管理計画に基づき、資産の適切な保存・管理を実施する。

(2) 緩衝地帯の保全

各構成資産の周辺に適切な範囲の緩衝地帯を設定し、顕著な普遍的価値を伝達する各属性に負の影響を及ぼさないよう、構成資産と一体的に保全する。

(3) 公開・活用の推進

来訪者の顕著な普遍的価値の理解を促進するため、解説板、ガイドランスなどの施設及び受入体制の整備・充実を図る。

(4) 体制の整備と運営

構成資産及び緩衝地帯を適切に保護・保全するため、関係行政機関の連携・協働による管理を行う。

(5) 経過観察の実施

資産の顕著な普遍的価値を守るため、観察指標を設定し、構成資産及び緩衝地帯の継続的な経過観察(モニタリング)を行う。

(6) 地域社会との連携・協働

資産の顕著な普遍的価値を確実に次世代に継承するため、学校、地域住民、民間団体等と連携・協働しながら、資産の保存・活用を行う。

5.e.2 保存管理体制

構成資産の保存・管理及び緩衝地帯の保全については、文化財保護法及び関係法令等に基づいて、各構成資産を所管する地方公共団体が責任を持って適切に行っている*5。その実施にあたっては、地方公共団体が中心となって専門家等で構成する保存活用協議会などを設置して検討しながら、地域のまちづくり計画との整合性を図るなどの関係行政機関との連携のほか、住民参加の機会を設けるなど地域社会との連携・協働を図っており、実効性及び持続性を有するように努めている。

資産全体の一体的な保存・管理及び活用を適切に推進する体制として、「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」は、「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」を設置している。

「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」及び関係組織については、次の(1)～(4)及び図5-19のとおりである。

*5 各構成資産の保存管理体制の設置状況については、附属資料1「包括的保存管理計画」の第9章の表9-002「各構成資産を所管する地方公共団体を中心とした保存管理体制」を参照されたい。

(1) 縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会

(a) 目的・機能

- ✓ 資産全体の保存・管理及び整備・活用に関する方針、施策を作成する。
- ✓ 構成資産及び周辺環境の保全に関する事項について協議し、必要に応じて協力要請を行う。
- ✓ ユネスコ世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書等について、協議を行う。

(b) 構成員

構成資産を所管する北海道・青森県・岩手県・秋田県並びに関係市町の首長又は教育委員会教育長で構成する。

(c) オブザーバー

国土交通省北海道開発局長

(2) 縄文遺跡群世界遺産保存活用連絡会議

(a) 目的・機能

- ✓ 保存活用協議会による協議を円滑にするため、協議事項の準備・調整を行う。
- ✓ 「包括的保存管理計画」に基づく取組の実施、進行、管理を行う。
- ✓ 資産全体の保存・管理及び整備・活用に関する事項並びにその周辺環境の保全に係る事項について協議・調整を行う。
- ✓ 保存活用協議会への議案の提出、開催に関する連絡、調整を行う。
- ✓ 専門家委員会の開催に関する連絡、調整を行う。
- ✓ 世界遺産委員会へ提出する資産の保全状況の定期報告書の作成について調整、協議を行う。

(b) 構成員

協議会の構成員に加え、資産の保存・管理及び周辺環境の保全に直接関係する行政機関*6や地域住民の代表等により構成する。

(c) オブザーバー

国土交通省北海道開発局担当課長

(3) 縄文遺跡群世界遺産保存活用専門家委員会

(a) 目的・機能

資産の保存・管理及び整備・活用、縄文遺跡群と周辺環境との調和に関する専門的事項について調査検討し、指導・助言又は勧告を行う。

(b) 構成員

資産の保存・管理及びその周辺環境の保全に関し、専門的知識を持つ学識経験者（考古学、遺跡整備、世界遺産、文化財保護）で構成する。

(4) 各構成資産を所管する地方公共団体を中心とした保存管理体制

(a) 目的・機能

構成資産及び周辺環境への負の影響を未然に防止するとともに、構成資産の保存・活用を実施する。

(b) 構成員

各地方公共団体関係課、地域住民、活用団体等で構成する。

*6 関係地方公共団体の関係行政機関と包括的保存管理における役割の詳細については、付属資料1「包括的保存管理計画」の第9章の表9-001「関係行政機関と包括的保存管理計画における役割」を参照されたい。

5.e.3 行動計画

本資産の顕著な普遍的価値を正しく伝達するためには、資産全体の共通方針のもと、17の構成資産からなる「ひとつの資産」として、一体的に保存・活用を進めていくことが求められる。

構成資産を所管する関係地方公共団体は、資産全体の包括的な保存・管理及び公開・活用の方針を整理した包括的保存管理計画に基づいて、『「北海道・北東北の縄文遺跡群」保存活用推進行動計画』を策定している。

これらの計画により、本資産の価値の保全と両立した理想的な公開・活用のための基本的な理念や方針を共有し、その実現のために必要な施策や具体的な取組等を推進している。

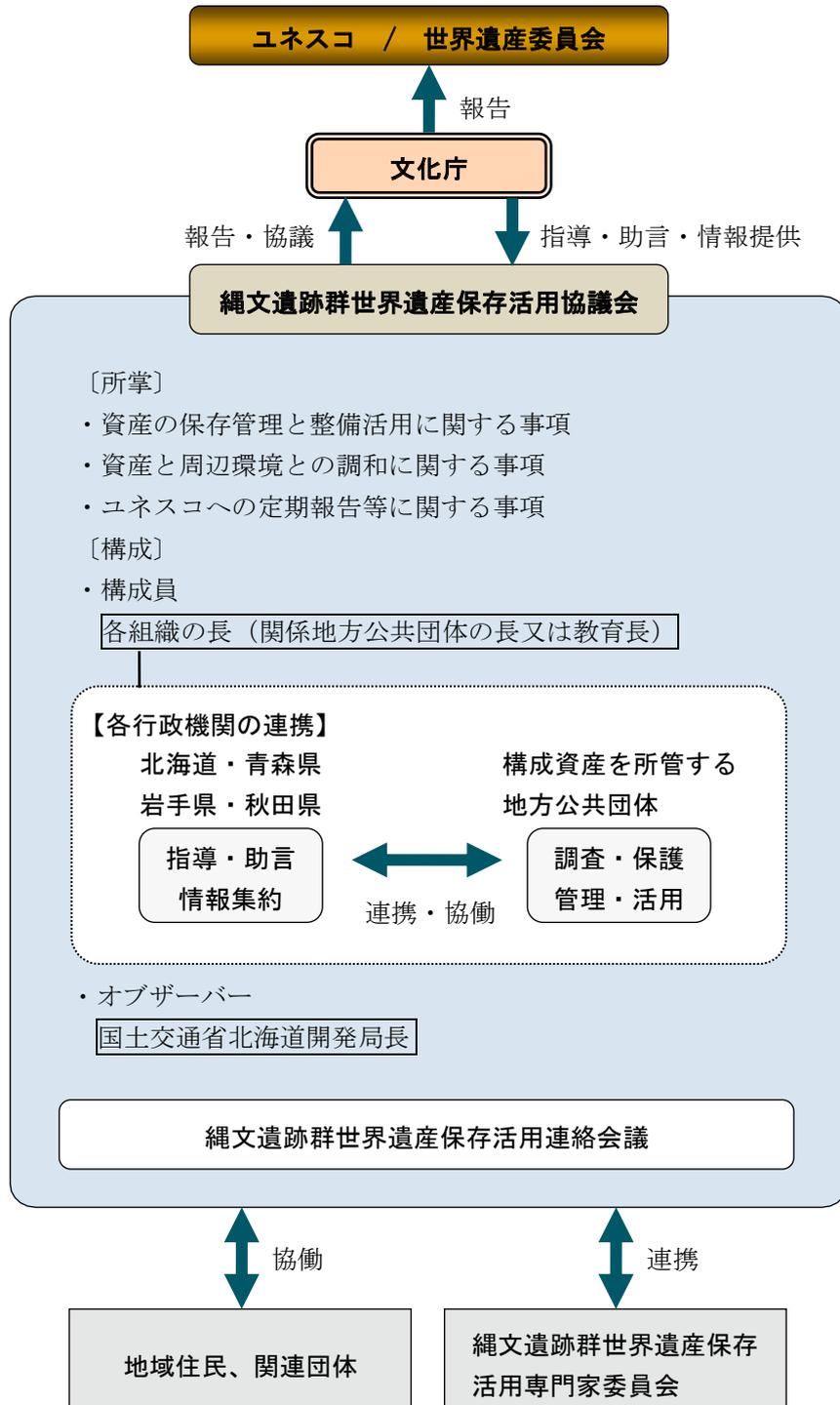


図 5-19 北海道・北東北の縄文遺跡群の保存管理体制

5.f 財源及び財政的水準

構成資産はすべて文化財保護法に基づく国の特別史跡又は史跡の範囲内にあり、各構成資産の日常的な保存・管理については、所有者のほか、所管する地方公共団体が史跡等の文化財保護法に基づき指定された管理団体として財政負担の上で実施している。なお、被災時等の復旧措置、保存施設・防災施設・便益施設の整備、発掘調査などの事業の実施にあたっては、経費の国庫補助がある。

各構成資産の予算措置状況は、表5-10に示すとおりである。

表5-10 各構成資産に係る予算措置の状況

No.	構成資産	地方公共団体	予算費目	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
001	大平山元遺跡	外ヶ浜町	遺跡保存管理	7,924	43,896	73,118	38,105	28,925
002	垣ノ島遺跡	函館市	発掘調査・遺跡整備費 発掘調査・遺跡整備費	12,000	9,881	21,579	33,004	146,821
003	北黄金貝塚	伊達市	史跡運営管理	5,325	5,736	5,594	5,200	4,513
004 016	田小屋野貝塚 亀ヶ岡石器時代遺跡	つがる市	遺跡保存管理・発掘調査・ 史跡等買上等	82,726	231,562	181,029	131,702	50,789
			遺跡保存管理等	650	650	667	1,114	939
005	二ツ森貝塚	七戸町	史跡等買上	—	—	19,266	46,224	35,524
			ガイドダンス整備	—	—	—	—	4,968
			史跡公園整備	—	—	—	—	4,245
006	三内丸山遺跡	青森県	遺跡保存管理・収蔵庫等増築	179,540	227,036	790,078	2,466,220	291,993
007	大船遺跡	函館市	保存管理費	3,927	5,479	4,601	3,218	3,211
			発掘調査	9,985	3,174	2,115	7,821	3,506
008	御所野遺跡	一戸町	遺跡整備	5,928	4,261	3,569	2,655	2,532
			御所野縄文公園	37,545	40,511	44,254	53,633	47,561
009 015	入江貝塚 高砂貝塚	洞爺湖町	遺跡保存管理費	4,068	2,338	2,324	—	—
			遺跡整備	—	33,192	51,544	62,724	31,267
010	小牧野遺跡	青森市	遺跡整備	112,477	—	—	—	—
			遺跡保存管理	1,619	23,402	22,310	23,289	22,937
011	伊勢堂岱遺跡	北秋田市	遺跡整備等	408,082	195,423	57,267	—	—
			遺跡保存管理	—	—	7,677	12,915	14,102
012	大湯環状列石	鹿角市	遺跡整備	9,749	31,384	498	—	—
			遺跡保存管理・施設運営管理	23,225	17,328	13,495	15,279	15,994
013	キウス周堤墓群	千歳市	史跡保存管理	139	1,200	710	767	703
			周辺分布調査	8,033	11,229	10,955	14,206	1,294
014	大森勝山遺跡	弘前市	遺跡整備・ 保存管理等	2,247	3,564	13,113	71,309	14,485
017	是川石器時代遺跡	八戸市	遺跡整備・保存管理等	100,268	99,474	85,386	123,193	109,179
			発掘調査	8,785	—	4,116	6,607	—

(単位:千円)

5.g 保存管理技術の専門的知識及び研修

(1) 専門的知識・技術の向上に関する取組

構成資産を所管する全ての地方公共団体は、構成資産の保存・管理にあたり、大学等で考古学や歴史学、文化財科学等を専攻し文化財に関する専門知識を有する専門職員を配置しており、文化庁の指導・助言の下、専門職員が構成資産の保存・管理を適切に行っている。

各地方公共団体の専門職員は、文化庁や道県が実施している埋蔵文化財担当者等研修会、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が実施する史跡整備に関する研修、全国史跡整備市町村協議会、全国史跡整備市町村協議会北海道・東北地区協議会、全国遺跡環境連絡協議会、大規模遺跡連絡協議会、縄文ナビゲーター講座などへ参加しながら、専門職員としての能力向上や遺跡の保存管理に関する情報収集に努めている。

関係地方公共団体が主催する専門家による研修会等では、来訪者の来訪動機を充足させる知識・技術を習得して受入体制の充実を図っているほか、遺跡の保存・管理や活用に民間の立場で協力しているNPO法人や民間団体、ボランティア等の資質向上にも努めている。

専門職員等の資質向上のために行われている主な研修について、表5-11に示す。

さらに、各構成資産の保存・管理は、関係地方公共団体が専門家等による整備活用委員会などを組織し、専門的な指導・助言を得て行われており、保存・管理の技術は高い水準で維持されている。

また、各構成資産を維持するために必要な措置として簡易な整備・復旧を行う場合があるが、その事前の届出に基づき文化庁が適切な技術的指導を行っているため、その技術は極めて高い水準を維持している。

文化庁においても、国内の世界遺産の保存・管理に関する情報をはじめ、各国における世界遺産の保存・管理状況などに関する情報収集及び周知に努めている。

表 5-11 専門職員の資質向上のために行われている主な研修

研修内容	主催	頻度
埋蔵文化財の取り扱い及び史跡の保存	文化庁	年2回
遺跡の調査・保護、整備	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所	年1回
史跡の整備・活用	全国史跡整備市町村連絡協議会	年1回
史跡の整備・活用	史跡整備市町村連絡協議会北海道・東北地区協議会	年1回
史跡の管理・活用	全国遺跡環境整備連絡協議会	年1回
大規模遺跡の保存・活用・管理	大規模遺跡調査連絡協議会	年1回
埋蔵文化財の取扱い等	道県教育委員会	年1回

(2) 地域の能力強化に関する取組（キャパシティビルディング）

各構成資産において、地域住民を基礎に遺跡を活動の場とする団体が組織され、清掃等の保全活動や解説ガイドによる価値の伝達活動などを積極的に行っている。

地域社会が主体的に資産の保存・活用に関わることは、資産の永続的な維持・管理に大きく資するものであり、関係地方公共団体は、行政と地域社会の連携・協働を推進しながら、人材養成や、資産の価値と魅力を伝えるプログラムの構築などに努めているところである。

5.h 来訪者施設と基盤施設

各構成資産の来訪者施設については、所管する地方公共団体が、史跡等を整備する管理団体として景観上の影響等にも配慮した上で整備を進めてきたものであり、ほとんどの構成資産では周辺に駐車場やトイレなどの便益施設が整備され、来訪者に利用されている。

資産の価値の理解促進を目的とするガイダンス施設については、12構成資産において整備済みである。未整備の5構成資産*7についても、近隣の公共施設が出土品の展示などのガイダンス機能を果たしている。そのうち3構成資産*8については具体的な計画のもとガイダンス施設の整備が進められており、残る2構成資産においても将来的な整備構想は策定されている。

なお、ガイダンス施設等を整備するにあたり、所管する地方公共団体では、遺産影響評価を実施し、資産に負の影響を及ぼさないことを確認の上、行うこととしている。

また、各構成資産では、パンフレットの作成や、案内板・解説板・音声ガイドの整備、ホームページによる情報発信など、それぞれの特性に合わせて来訪者の受入れ体制の充実を図っており、国外からの来訪者が増加傾向であることから、それらの多言語化にも努めている。

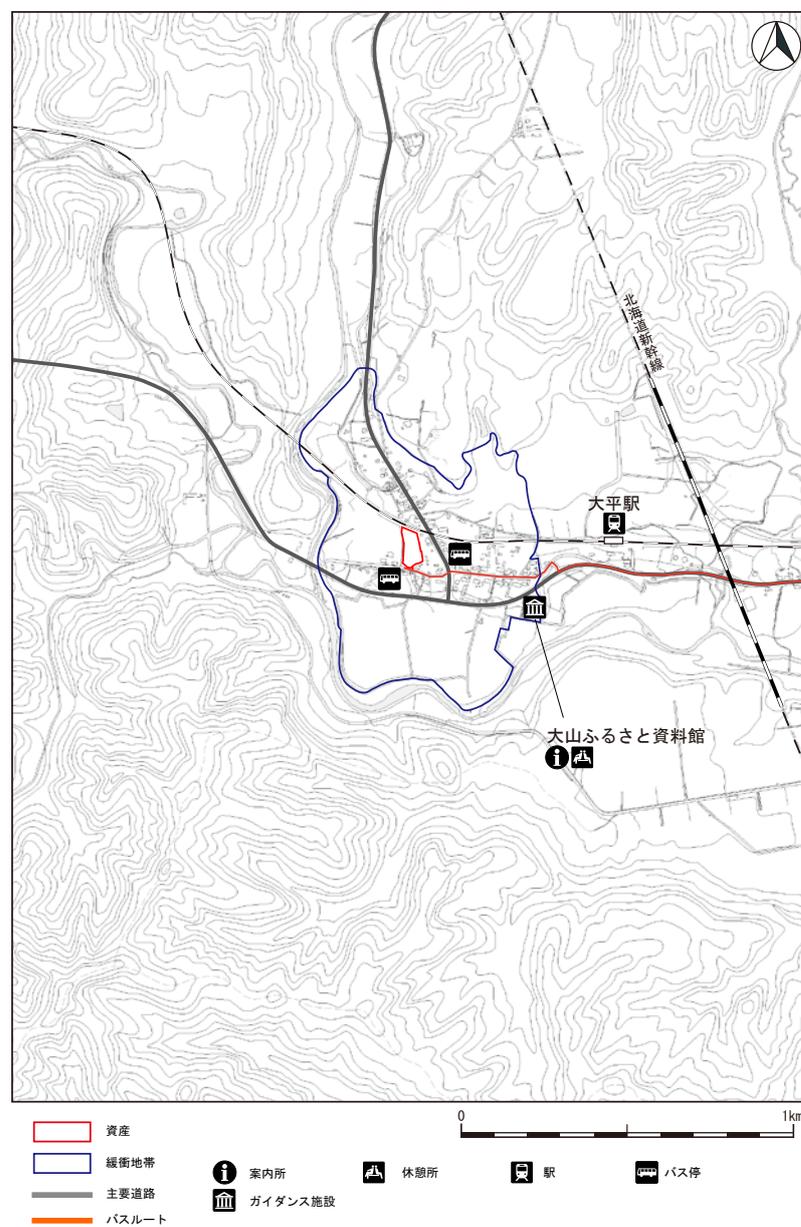
各構成資産の来訪者施設等の整備状況を、表5-12に示す。

*7 004田小屋野貝塚、005二ツ森貝塚、013キウス周堤墓群、014大森勝山遺跡、016亀ヶ岡石器時代遺跡

*8 004田小屋野貝塚、014大森勝山遺跡、016亀ヶ岡石器時代遺跡

表 5-12 各構成資産の来訪者施設・基盤施設の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
001 大平山元遺跡	青森県外ヶ浜町
整備状況	
・外ヶ浜町大山ふるさと資料館（ガイダンス施設）整備	
アクセス	
<ul style="list-style-type: none"> ・JR津軽線・・・大平駅から徒歩5分 ・JR津軽線・・・蟹田駅から車で10分 ・JR北海道新幹線・・・奥津軽いまべつ駅から車で20分 	
施設配置図	



構成資産名	整備の実施主体
002 垣ノ島遺跡	北海道函館市

整備状況

- ・函館市縄文文化交流センター（ガイダンス施設）整備

アクセス

- ・JR函館本線・・・函館駅から車で60分
- ・JR北海道新幹線・・・新函館北斗駅から車で50分
- ・函館空港から車で40分
- ・道央自動車道・・・大沼公園ICから車で50分

施設配置図

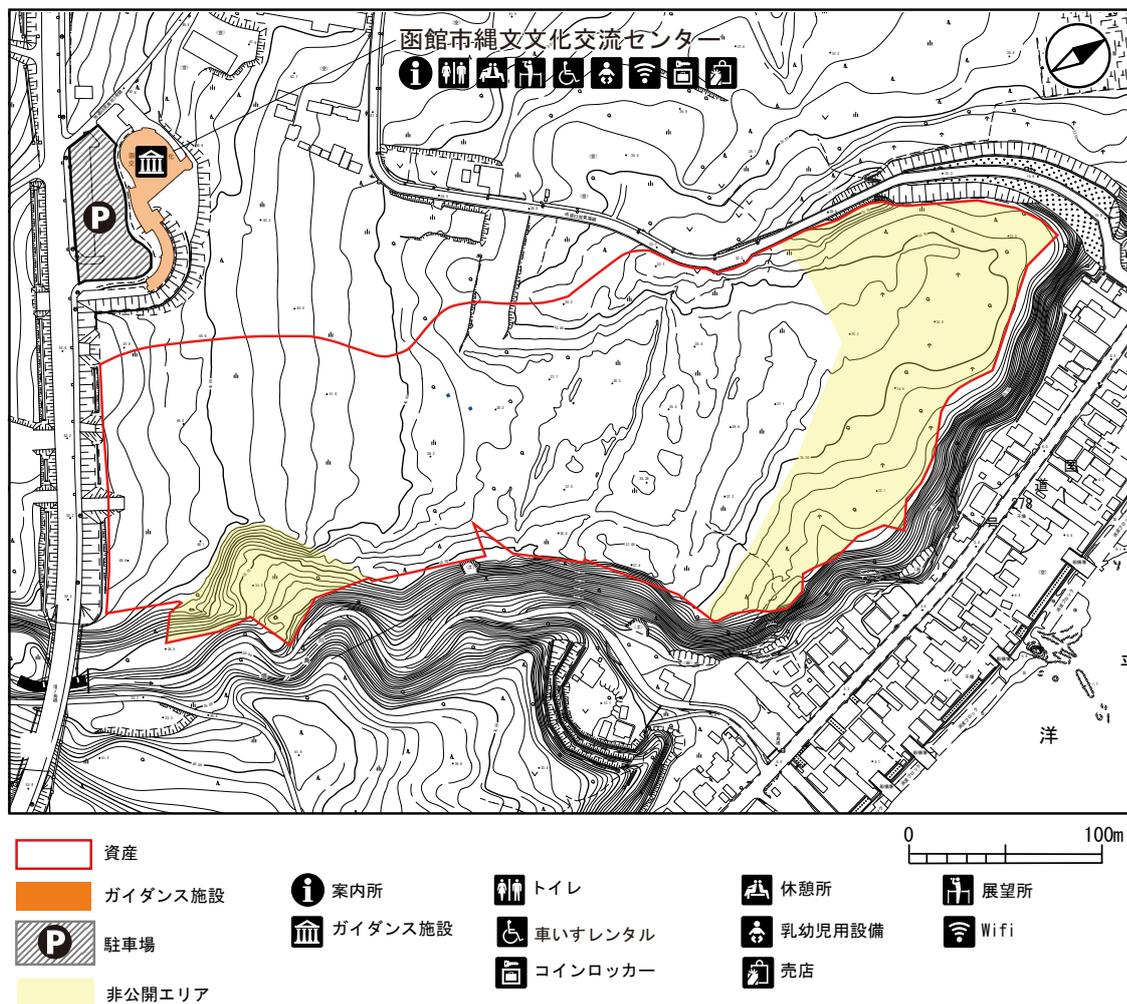


図 5-21 002 垣ノ島遺跡の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
003 北黄金貝塚	北海道伊達市
整備状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・北黄金貝塚情報センター（ガイダンス施設）整備 ・体験学習場、駐車場、資産内の展示用建物、貝塚・水場の祭祀場・縄文の森を整備 	
アクセス	
<ul style="list-style-type: none"> ・JR室蘭本線・・・黄金駅から車で2分、または伊達紋別駅から車で20分 ・室蘭ICから車で10分 	
施設配置図	

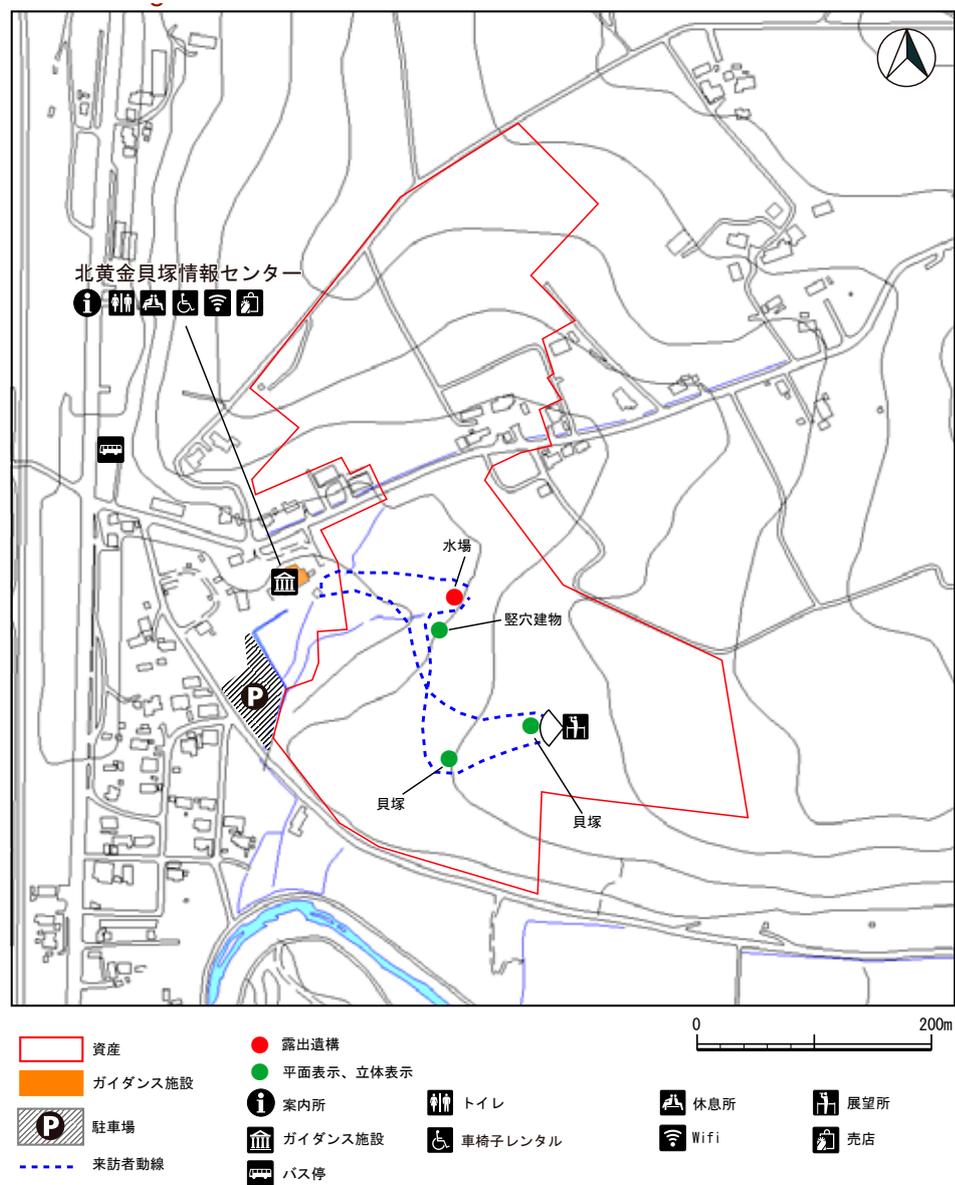


図 5-22 003 北黄金貝塚の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
004 田小屋野貝塚	青森県つがる市

整備状況

- ・ 亀ヶ岡石器時代遺跡に隣接する「しゃこちゃん広場」にトイレ・駐車場を整備
- ・ 説明板を設置
- ・ つがる市縄文遺跡案内所を設置
- ・ つがる市縄文住居展示資料館「カルコ」を設置（車で20分）
- ・ ガイダンス施設整備を計画中

アクセス

- ・ JR五能線…木造駅から車で20分、または五所川原駅からバスで40分

施設配置図

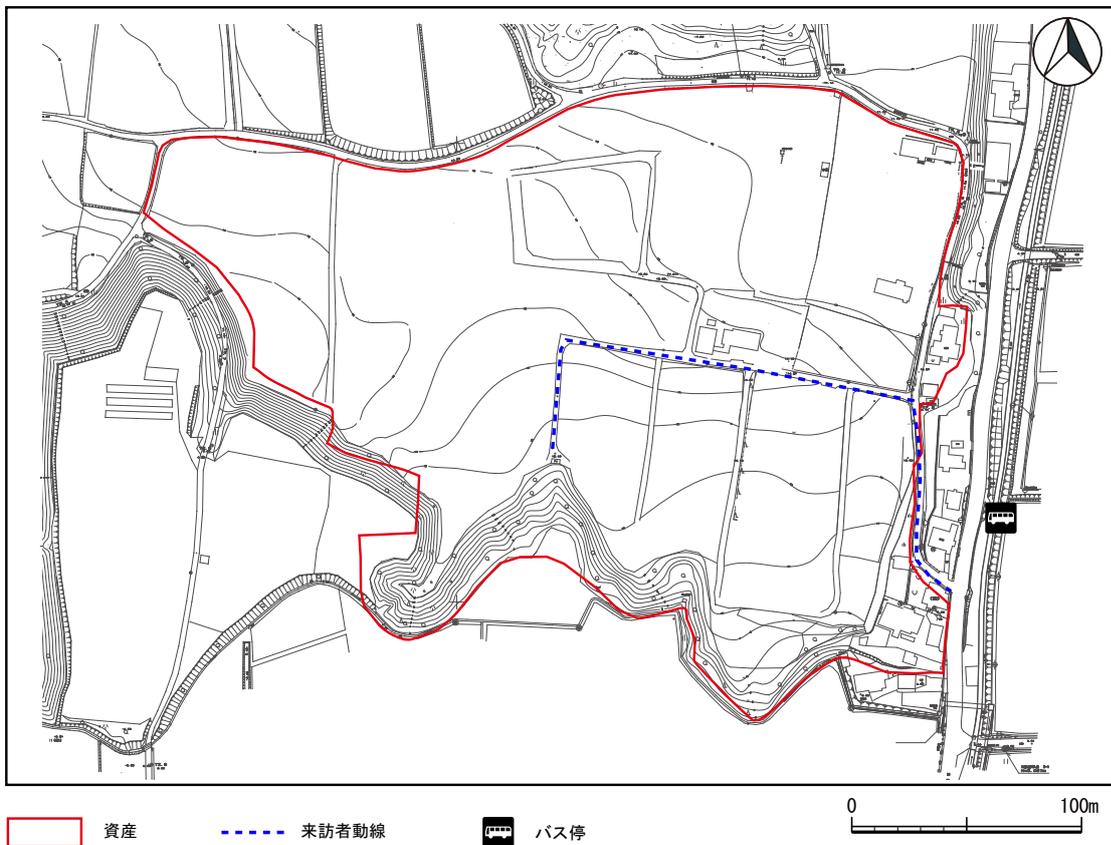


図 5-23 004 田小屋野貝塚の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
005 ニツ森貝塚	青森県七戸町
整備状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場、トイレ、説明板を整備 ・ 七戸中央公民館に出土品展示コーナーを設置 (車で10分) ・ 道誘導看板設置 	
アクセス	
<ul style="list-style-type: none"> ・ JR東北新幹線・・・七戸十和田駅から車で20分 ・ 青い森鉄道線・・・上北町駅から車で10分 	
施設配置図	

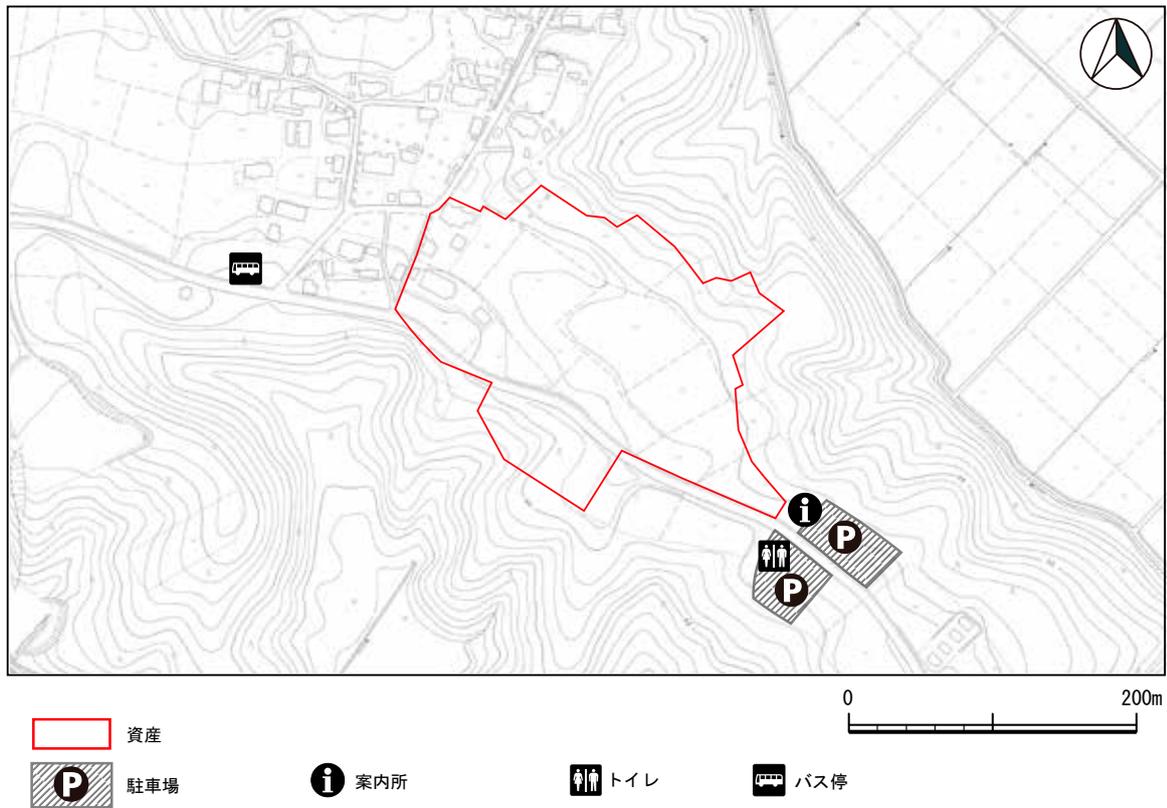


図 5-24 005 ニツ森貝塚の整備状況

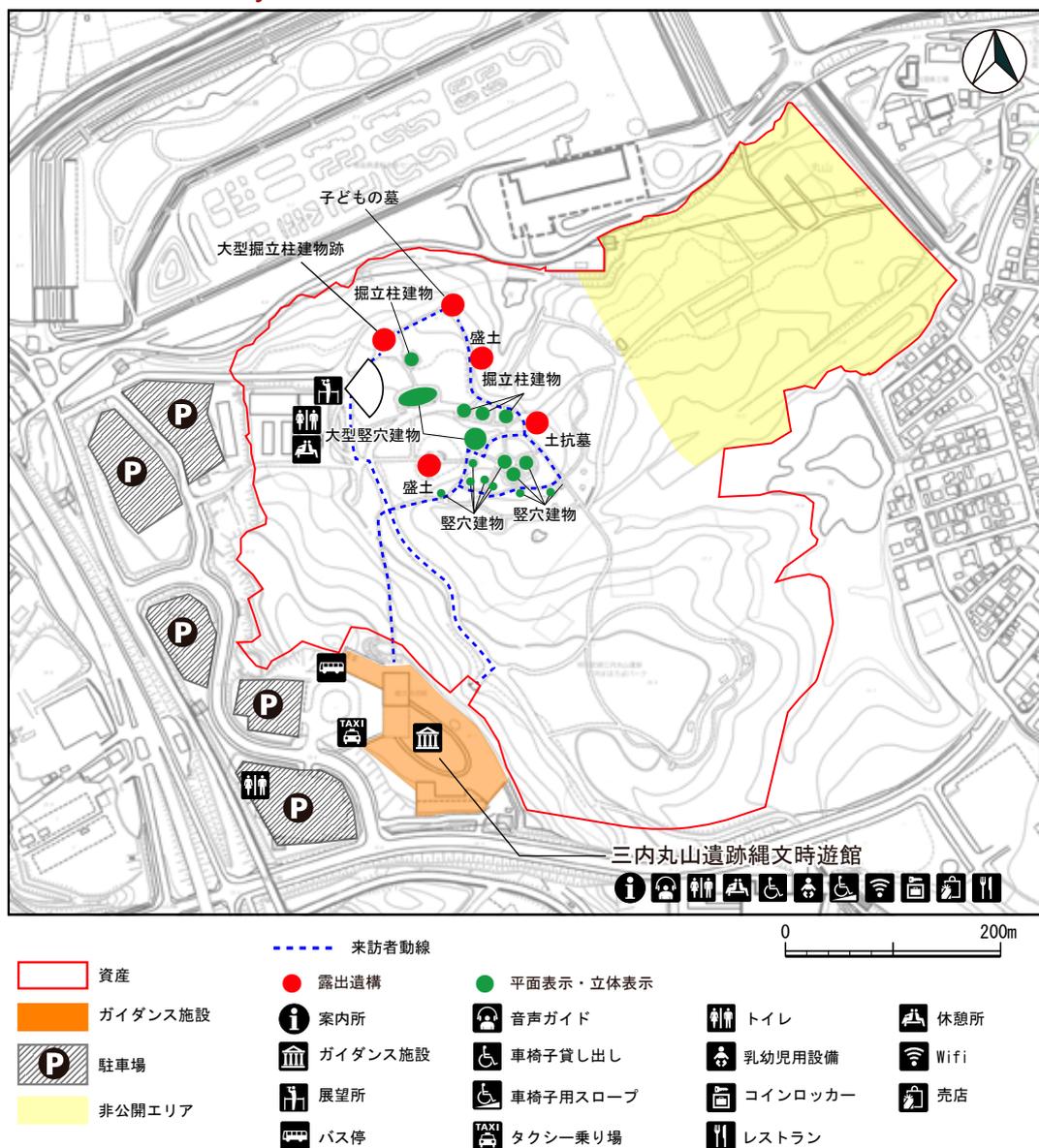
構成資産名	整備の実施主体
006 三内丸山遺跡	青森県
整備状況	

- ・三内丸山遺跡縄文時遊館（ガイダンス施設）整備
- ・駐車場、トイレ等を整備
- ・出土品収蔵庫等を整備

アクセス

- ・JR奥羽本線 … 青森駅からバスで30分（シャトルバスあり）
- ・JR東北新幹線 … 新青森駅から車で10分（シャトルバスあり）
- ・東北自動車道 … 青森ICから車で5分

施設配置図



構成資産名	整備の実施主体
007 大船遺跡	北海道函館市
整備状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・函館市縄文文化交流センター（ガイダンス施設）を整備（車で10分） ・大船遺跡管理棟（トイレ等休養便益施設）を整備 ・竪穴建物、盛土遺構、縄文の森、体験広場等屋外展示を整備 	
アクセス	
<ul style="list-style-type: none"> ・JR函館本線・・・函館駅から車で70分 ・JR北海道新幹線・・・新函館北斗駅から車で45分 ・函館空港から車で50分 ・道央自動車道・・・大沼公園ICから車で45分 	
施設配置図	

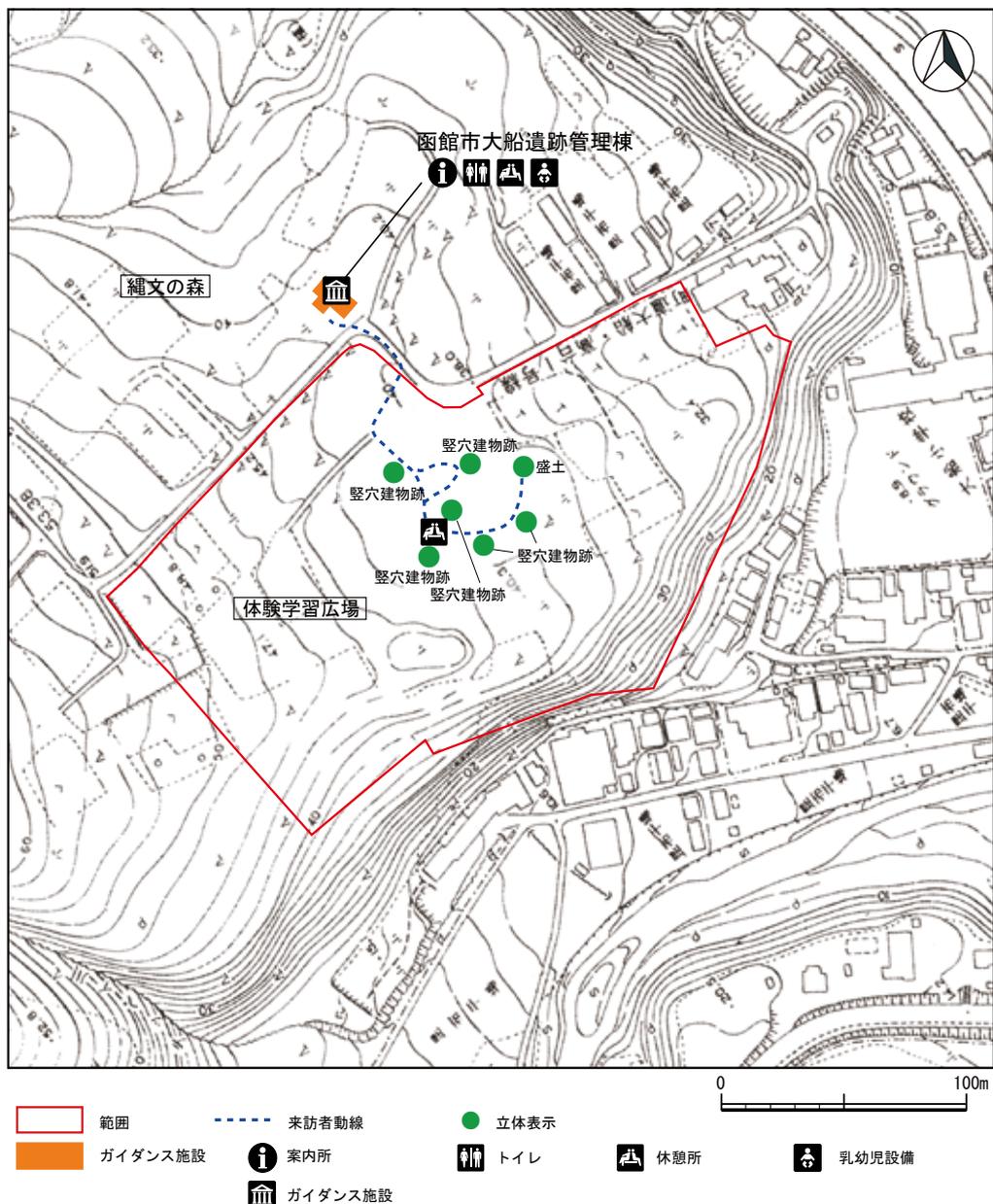


図5-26 007 大船遺跡の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
008 御所野遺跡	岩手県一戸市
整備状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・御所野縄文博物館（埋蔵文化財センター、ガイドンス施設）整備 ・縄文体験施設、休憩案内施設、植物ガイド板、休憩施設縁台、駐車場を整備 	
アクセス	
<ul style="list-style-type: none"> ・IGRいわて銀河鉄道・・・一戸駅から車で5分 ・JR東北新幹線・・・二戸駅から車で15分 ・八戸自動車道・・・一戸ICから車で5分 	
施設配置図	

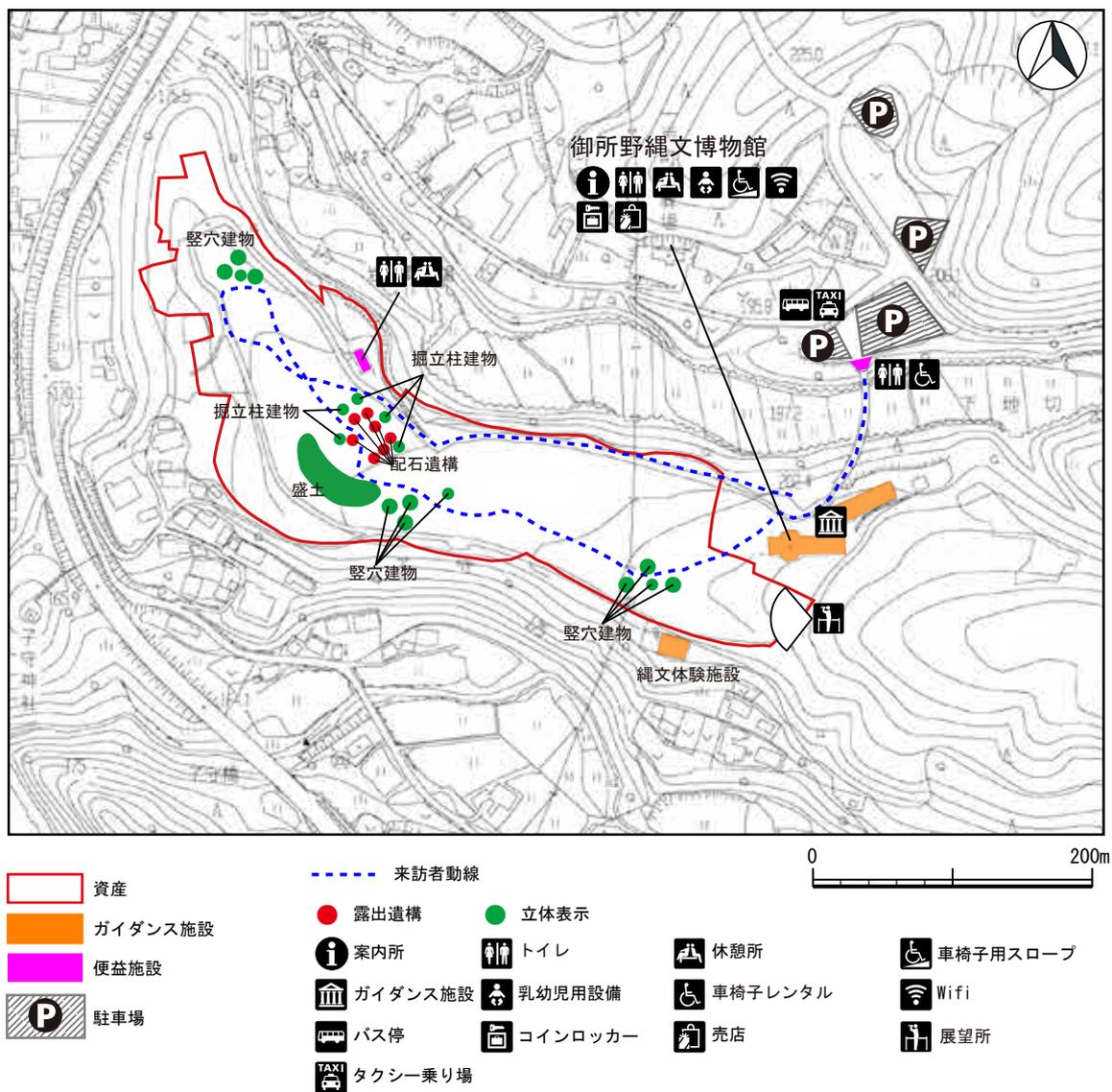


図5-27 008 御所野遺跡の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
009 入江貝塚	北海道洞爺湖町
整備状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・入江・高砂貝塚館（ガイダンス施設）整備 ・トイレ、駐車場、展示用建物を整備 	
アクセス	
<ul style="list-style-type: none"> ・JR室蘭本線・・・洞爺駅から車で5分 ・道央自動車道・・・虻田洞爺湖ICから車10分 	
施設配置図	

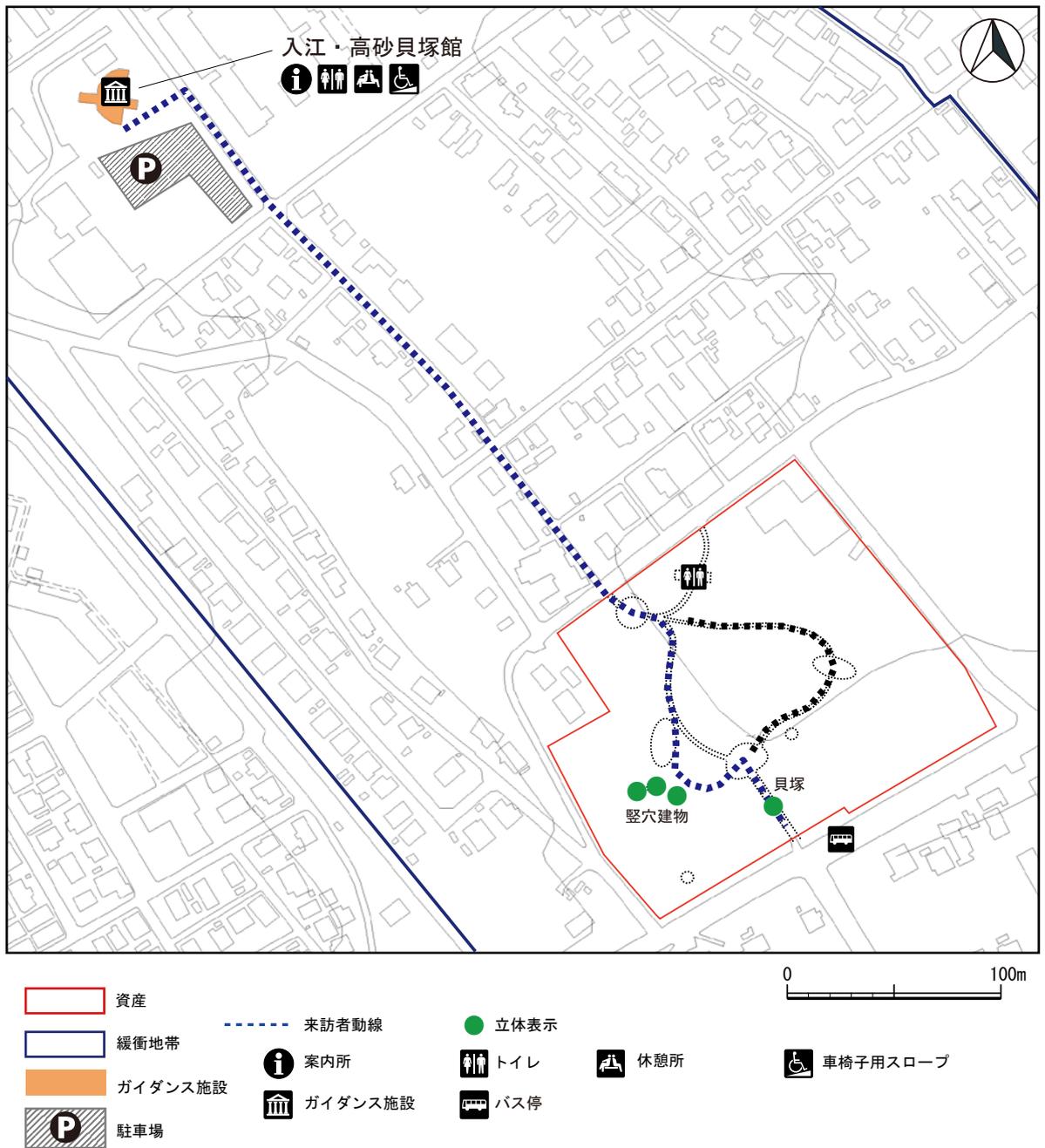


図 5-28 009 入江貝塚の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
010 小牧野遺跡	青森県青森市
整備状況	
<ul style="list-style-type: none"> 青森市小牧野遺跡観察施設「小牧野の森・どんぐりの家」(ガイドンス施設)を整備 青森市小牧野遺跡保護センター「縄文の学び舎・小牧野館」を整備(車で10分) 	
アクセス	
<ul style="list-style-type: none"> JR奥羽本線… 青森駅から車で30分 JR東北新幹線… 新青森駅から車で30分 青森空港から車で15分 	
施設配置図	

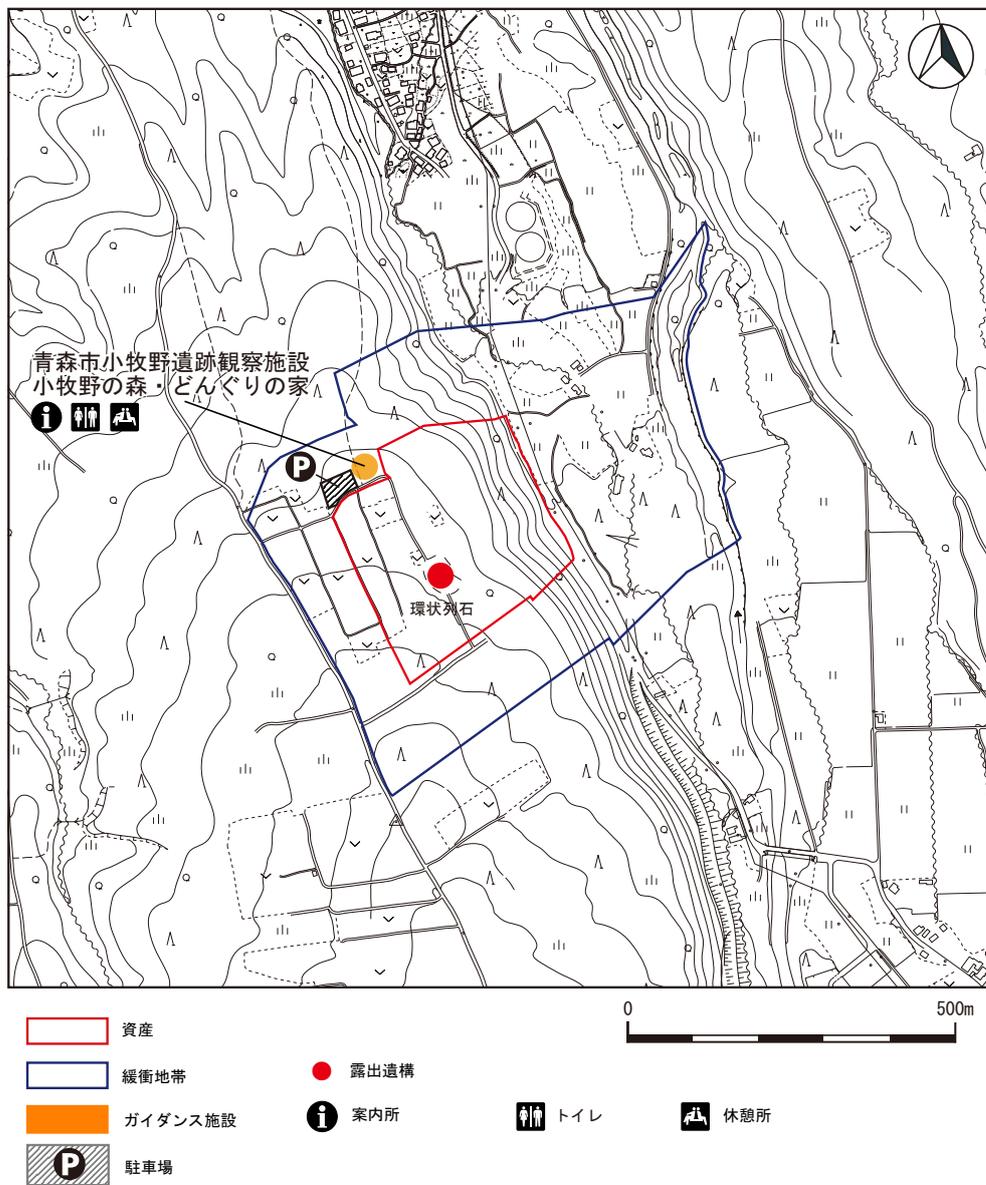


図5-29 010 小牧野遺跡の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
011 伊勢堂岱遺跡	秋田県北秋田市
整備状況	
<ul style="list-style-type: none"> 伊勢堂岱縄文館（ガイダンス施設）を整備 	
アクセス	
<ul style="list-style-type: none"> 秋田内陸縦貫鉄道・・・小ヶ田駅から徒歩5分 JR奥羽本線・・・鷹ノ巣駅から車で15分 大館能代空港から車で5分 	
施設配置図	

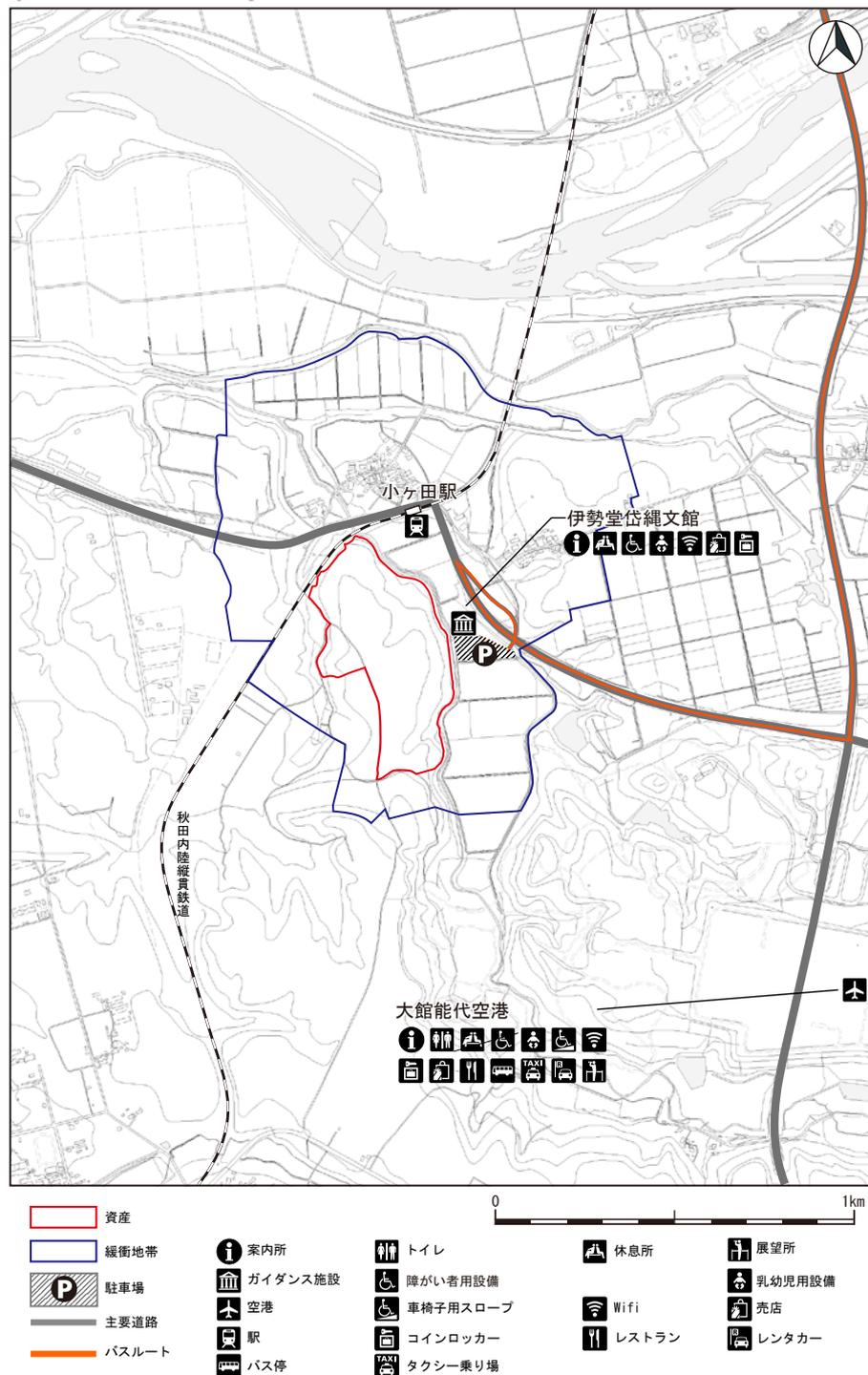


図 5-30 011 伊勢堂岱遺跡の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
012 大湯環状列石	秋田県鹿角市
整備状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・大湯ストーンサークル館（ガイダンス施設）整備 ・駐車場を整備 ・鹿角市出土文化財管理センター（出土品収蔵施設）を整備 	
アクセス	
<ul style="list-style-type: none"> ・JR花輪線・・・鹿角花輪駅からバスで20分 ・東北自動車道・・・十和田ICから車で15分 	
施設配置図	

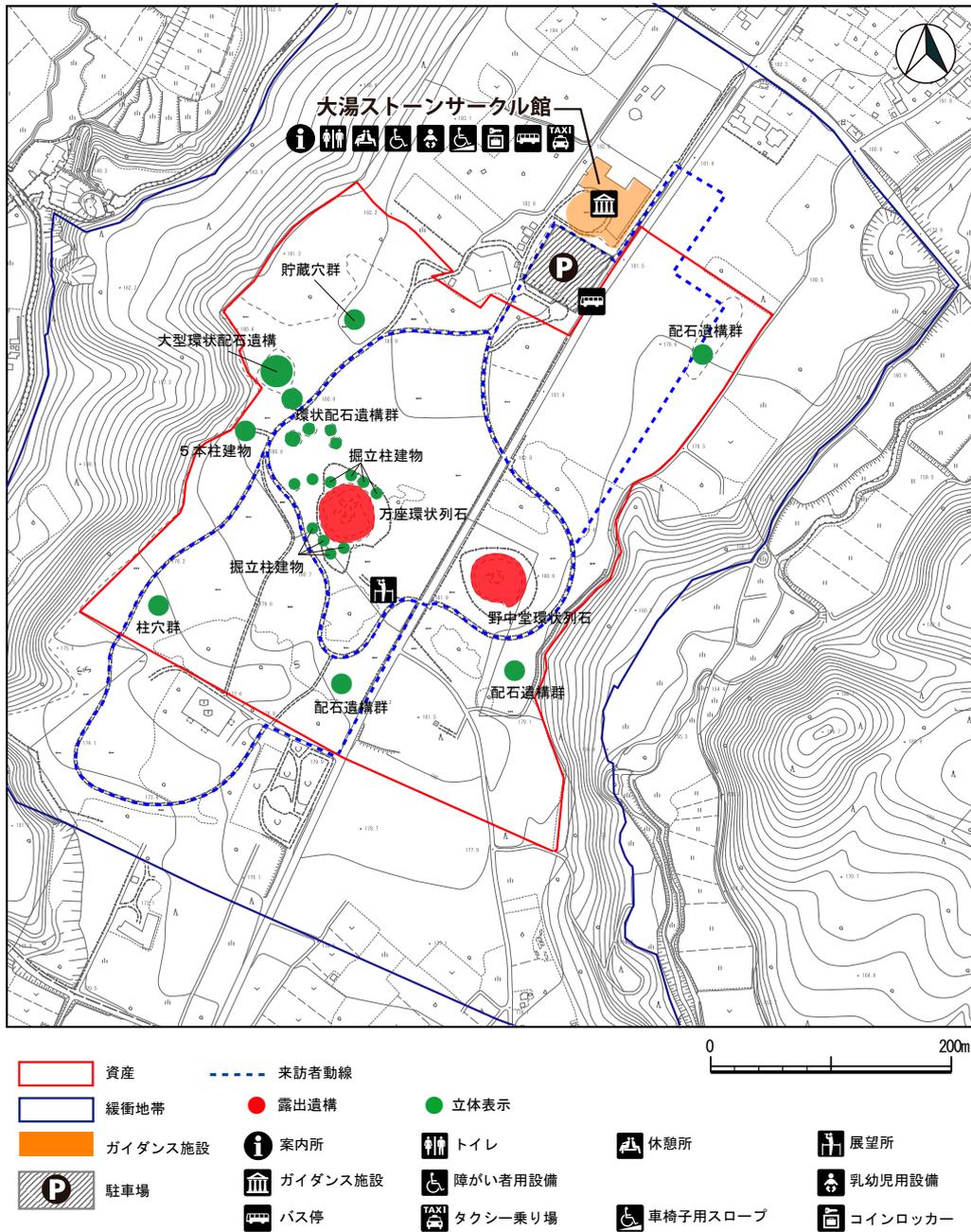


図5-31 012 大湯環状列石の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
013 キウス周堤墓群	北海道千歳市
整備状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場を整備 ・ 解説板(通年)、可搬式史跡説明板、仮設トイレを設置(4～11月) ・ 千歳市埋蔵文化財センターで出土品を展示(車で10分) 	
アクセス	
<ul style="list-style-type: none"> ・ JR千歳線…千歳駅から車で20分、または南千歳駅から車で15分 ・ 道東自動車道…千歳東ICから車で1分 ・ 新千歳空港から車で15分 	
施設配置図	

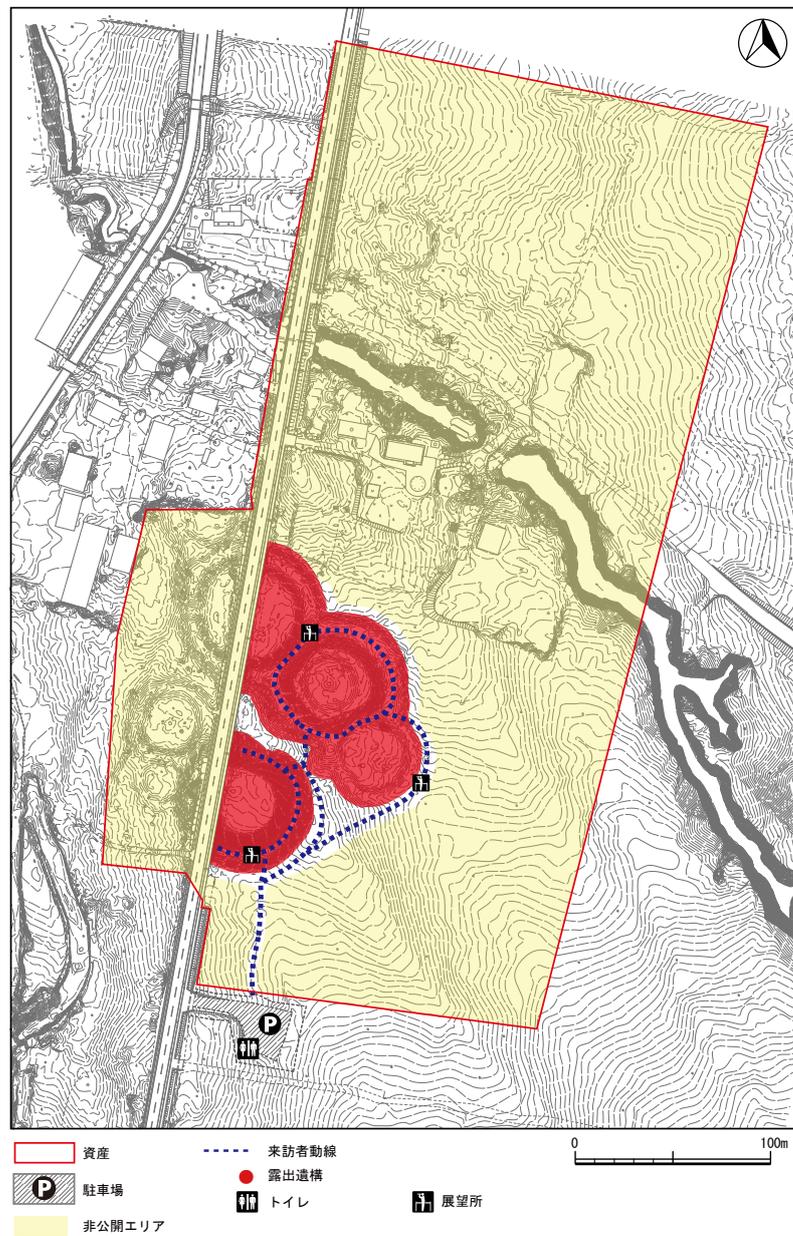


図5-32 013 キウス周堤墓群の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
014 大森勝山遺跡	青森県弘前市
整備状況	

- ・説明板、駐車場を整備
- ・史跡整備事業に伴う仮設道路を整備
- ・裾野地区体育文化交流センターに展示コーナーを設置（車で15分）

アクセス
・JR奥羽本線・・・青森駅から車で90分、または弘前駅から車で40分

施設配置図

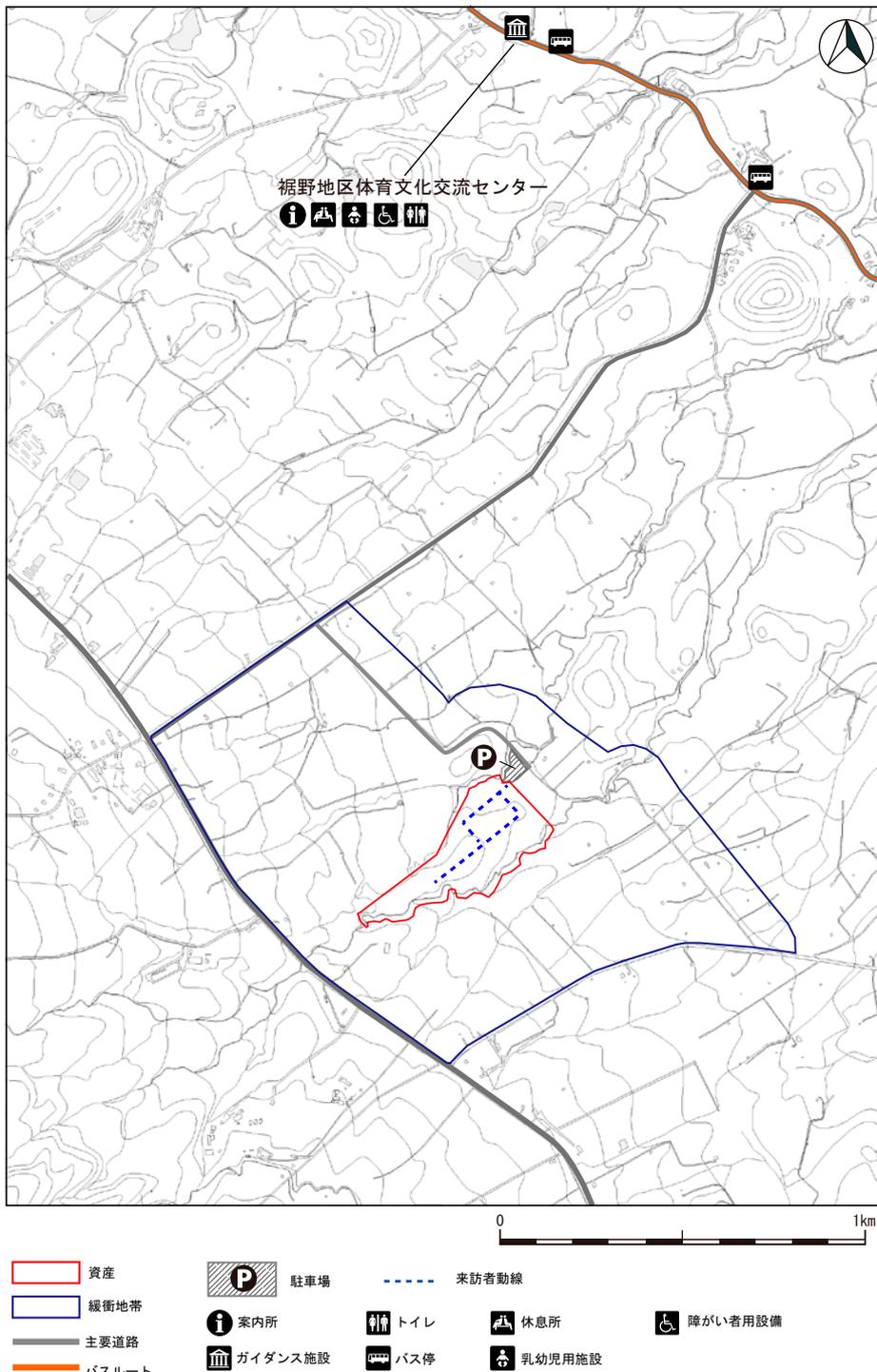


図5-33 014 大森勝山遺跡の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
015 高砂貝塚	北海道洞爺湖町
整備状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・入江・高砂貝塚館（ガイダンス施設）整備 ・トイレ、駐車場、展示用建物を整備 	
アクセス	
<ul style="list-style-type: none"> ・JR室蘭本線・・・洞爺駅から車で5分 ・道央自動車道・・・虻田洞爺湖ICから車で10分 	
施設配置図	

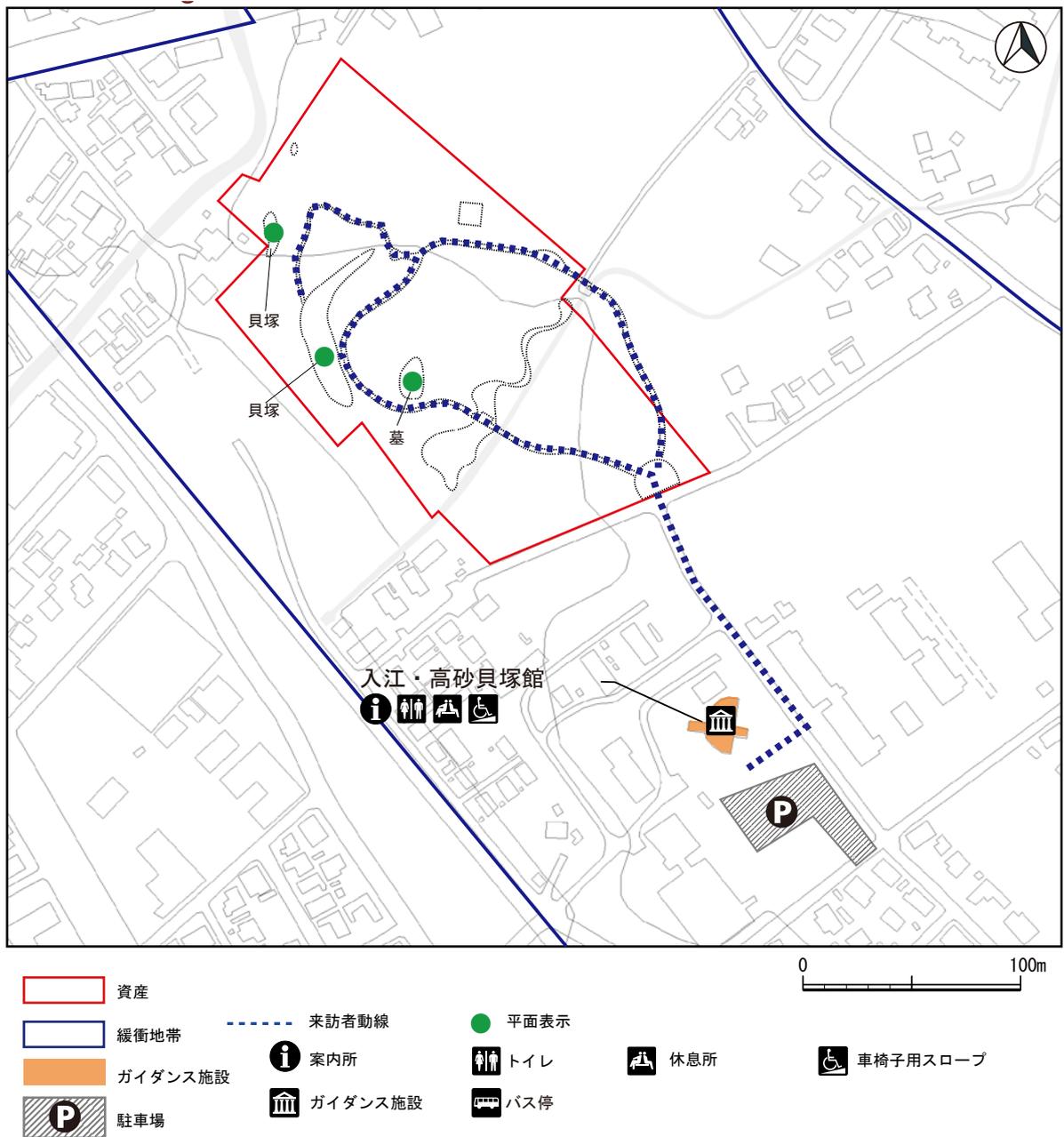


図 5-34 015 高砂貝塚の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
016 亀ヶ岡石器時代遺跡	青森県つがる市

整備状況

- ・亀ヶ岡石器時代遺跡に隣接する「しゃこちゃん広場」に トイレ・駐車場を整備
- ・解説板を設置
- ・つがる市縄文遺跡案内所を設置
- ・亀ヶ岡考古資料室 を設置 (車で8分)
- ・つがる市縄文住居展示資料館「カルコ」を設置 (車で20分)
- ・ガイドンス施設整備を計画中

アクセス

- ・JR五能線…木造駅から車で20分、または五所川原駅からバスで40分

施設配置図

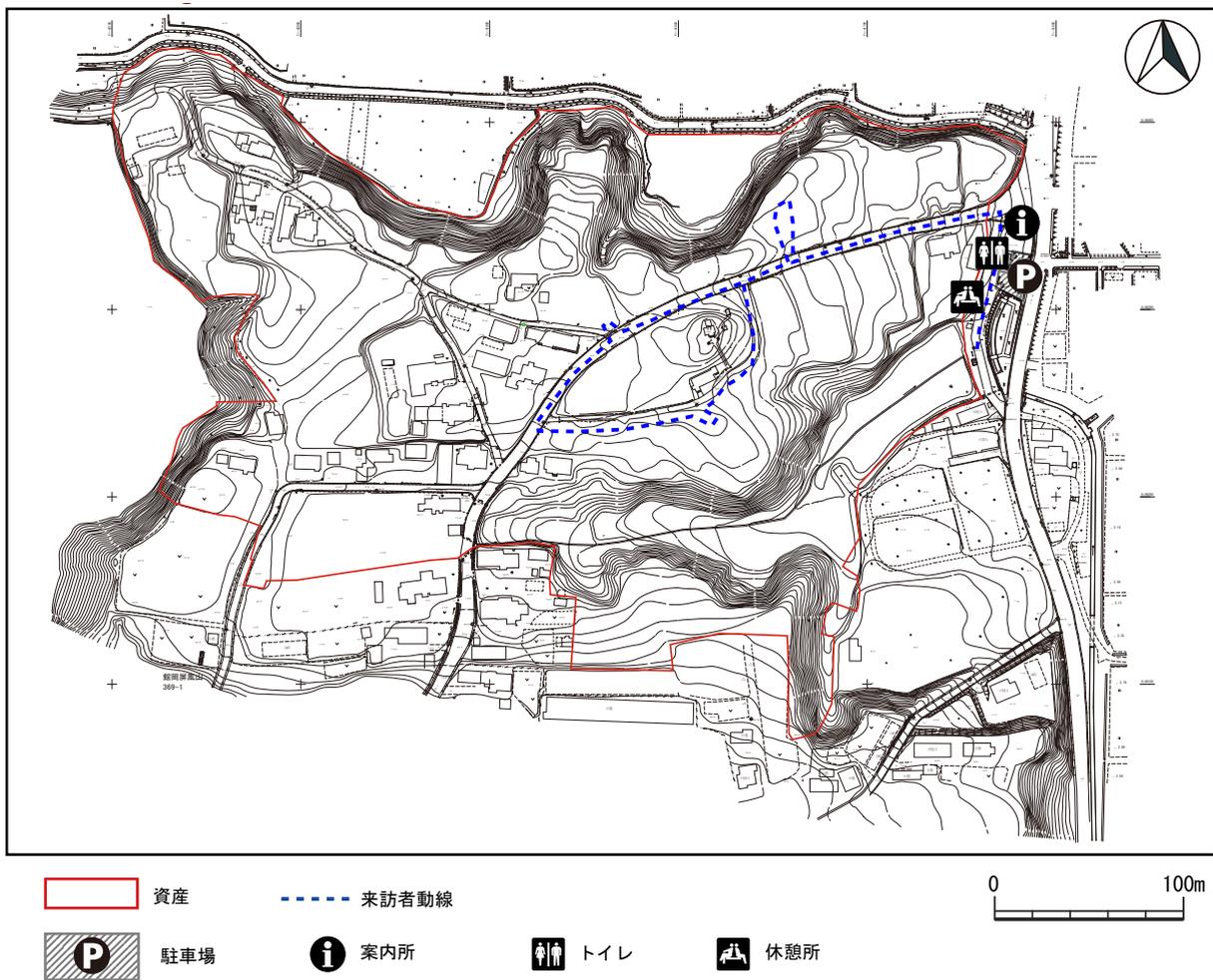


図 5-35 016 亀ヶ岡石器時代遺跡の整備状況

構成資産名	整備の実施主体
017 是川石器時代遺跡	青森県八戸市
整備状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館（ガイダンス施設） 整備 ・八戸市縄文学習館に竪穴建物跡を展示 ・解説板を設置 	
アクセス	
<ul style="list-style-type: none"> ・青い森鉄道線・・・八戸駅からバスで20分 ・八戸自動車道・・・八戸ICから車で10分 	
施設配置図	

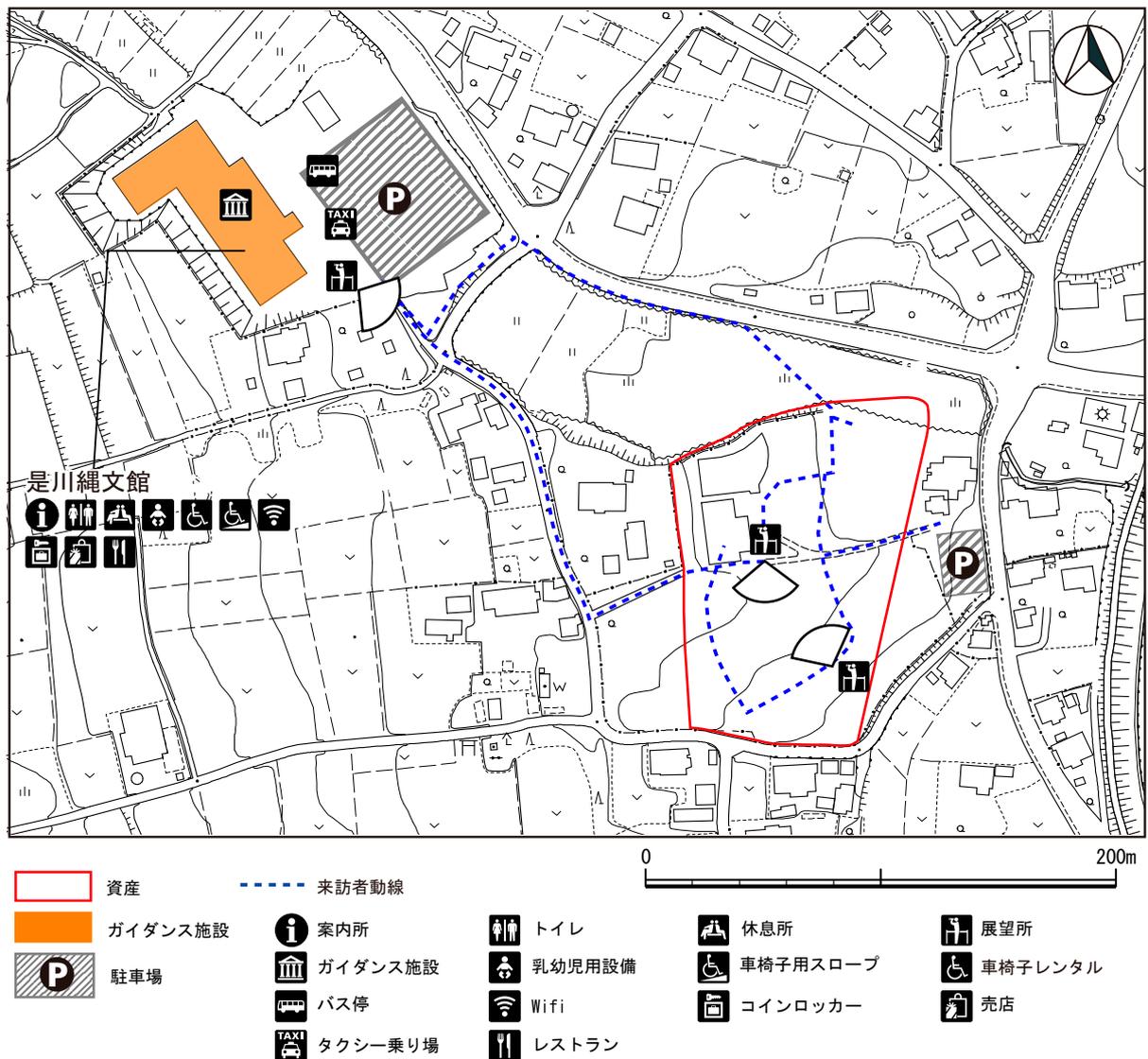


図 5-36 017 是川石器時代遺跡の整備状況

5.i 資産の公開・活用に関する方針・計画

5.i.1 資産全体の公開・活用に関する方針・計画

包括的保存管理計画

資産全体の整備・活用に関する共通方針や具体的方策については、推薦資産を所管する4道県並びに関係市町で構成する「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」が、国や専門家の指導・助言を得ながら、個別の保存管理計画との整合性を考慮した上で、関係者相互の共通認識とする包括的保存管理計画（付属資料1）を策定している。

包括的保存管理計画に示す、資産共通の公開・活用の方針及び具体的な方策について、概要は以下のとおりである。各事項の詳細については、付属資料1「包括的保存管理計画」第8章を参照されたい。

(1) 資産共通の方針

本資産が持つ顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくため、次の方針に基づき、資産の適切な公開・活用を推進する。

- (a) 構成資産の一体性及び特性を踏まえた顕著な普遍的価値の総合的な発信
- (b) 国内外からの来訪者受入体制の整備
- (c) 地域住民・民間団体等との連携・協働による公開・活用の持続的な推進

(2) 具体的な方策

- (a) 構成資産の一体性及び特性を踏まえた顕著な普遍的価値の総合的な発信

本資産は、構成資産が広域にわたって所在し、かつ、顕著な普遍的価値の物証である遺構等のほとんどは地下に埋蔵されているため、存在や価値などがわかりにくい性質があることを踏まえ、情報発信活動（インタープリテーション（図5-37参照））にあたって、次の点に留意して対応する。

(i) 解説活動について

主に地下遺構により構成される資産の価値を理解するためには、各構成資産の立地及び景観とあわせた解説活動が重要である。このため、関係地方公共団体では、民間団体や地域住民と連携しながら、地域住民からなる解説ガイドの養成、組織化、運営に対する支援を行っている。

(ii) 展示施設での活動について

関係地方公共団体では、既存のガイダンス施設や展示施設などにおいて、出土品、解説模型（ジオラマ）、資産共通のパネルを展示しているほか、画像や映像資料の公開、出土品を用いた体験展示等を実施している。また、施設内では、民間の遺跡活用団体や地域住民が、主体的に解説ガイドや多様な体験プログラムなどを実施しており、来訪者の顕著な普遍的価値の理解を助けている。

(iii) 当時の集落の姿を表現する整備

関係地方公共団体では、所管する構成資産の規模、性質、立地環境に応じて多様な手法による整備を行っている。発掘調査等の学術的な調査・分析に基づき、地形、植生、遺構の規模及び形態を表現しているほか、眺望にも配慮した整備を行って、来訪者の顕著な普遍的価値の理解を助けている。

これらの整備にあたっては、国の指導・助言のもと、資産に影響を及ぼさない材料と可逆的な方法が用いられており、さらに今後の調査・研究の進展に伴って必要に応じ更新していくこととしている。また、堅穴建物等を実物大の模型で示すような立体表示の整備にあたっては、解説板等で現代の工作物であることを明示して遺構とは明確に区別しながら、併せて整備過程や研究成果などの情報提供に努めている。

(b) 国内外からの来訪者受入体制の整備

関係地方公共団体では、案内板及び解説板の設置、便益施設の整備などを進めている(表 5-12 中の図 5-20～5-36)。今後も、世界遺産登録による国内外の来訪者の増加に備え、適切な来訪者管理及びそれに必要な対策・整備を一層進めるものである。

また、顕著な普遍的価値の理解には、国内外の来訪者が 17 の構成資産を訪れ、視覚と体験によって情報を得ることが重要であるため、資産全体の顕著な普遍的価値と 17 の構成資産の関係性について総合的に展示解説し、広域に点在する構成資産への来訪促進を図る情報発信拠点の設置を検討することとしている。

(i) 情報発信拠点の整備

来訪者にとって交通の便が良く、また、訪問先や目的に応じて、解説、展示資料の見学、体験プログラムを受けられることができる情報発信拠点を整備し、来訪の促進・誘導を図る情報提供を行うほか、モデルコースを設定して広く周知することとしている。

また、関連資産*9 についても 17 構成資産と一体的に情報発信し、資産の価値の理解を助けることとしている。

(ii) 資産に関する情報公開

資産の価値や構成資産相互の関連性、構成資産へのアクセス等を公開するため、ホームページ、プロモーションビデオ、パンフレット等を作成している。

パンフレットは、各構成資産及びそのガイダンス施設のほか、北海道、青森県、岩手県、秋田県が設置する東京事務所、観光案内所等で配布するとともに、本資産の価値を国内外に伝える公式ホームページ(<https://jomon-japan.jp/en/>)でも入手可能である。

外国語による情報提供は、現在英語で実施しているが、今後さらなる多言語に対応することとしている。

(iii) 便益施設・駐車場

各構成資産では、景観上の影響等に十分配慮する等、資産の価値に負の影響を及ぼさないよう、来訪者用駐車場やトイレ等の便益施設を整備することとしている。

(c) 地域住民・民間団体等との連携・協働による公開・活用の持続的な推進

構成資産が所在する地域では、住民が民間団体を組織し、主体的に資産の保全活動に関わっていると同時に、資産全体及び各構成資産の価値を伝える解説ガイドや体験プログラム、イベント等を企画・運営するなどインタープリターとして参画している。また、構成資産を所管する地方公共団体は、地域住民・学校等と連携・協働しながら保全活動を行うとともに、資産を持続的に維持・管理するための人材養成、資産の顕著な普遍的価値とその魅力を伝えるための体験プログラムの構築等を実施している。

このほか、北海道、青森県、岩手県、秋田県で活動する 14 の民間の遺跡活用団体で組織する「北の縄文文化回廊づくり推進協議会」が組織され、団体どうしをつなぐための地域間交流と情報発信を推進している。

(3) 地下遺構の公開及び情報提供

本資産の顕著な普遍的価値を示す遺構はほとんどが保護盛土によって地下に埋蔵されており、直接見ることができないため、来訪者にとって資産の内容と価値がわかりにくいという性質がある。

*9 ステージ I b 期の貝塚を伴う集落遺跡である史跡長七谷地貝塚(青森県八戸市)及び、ステージ III a 期の環状列石である史跡鷲ノ木遺跡(北海道森町)は、本資産の価値の理解を助ける「関連資産」に位置付けられ、本資産と一体的な情報発信を図っている。

各構成資産を所管する関係地方公共団体では、顕著な普遍的価値を示す地下遺構の価値や内容を来訪者へわかりやすく伝達し理解を促すため、文字等による解説や出土遺物の展示だけでなく、保護盛土の上に出土の建物等を原寸大で平面的・立体的に示すなど様々な手法を用いた情報提供活動（インタープリテーション）を実施している（各構成資産におけるインタープリテーションの手法については、付属資料1「包括的保存管理計画」の第8章の表8-006を参照されたい）。

情報提供活動は各構成資産の特徴に合わせてそれぞれ実施しているが、立体表示などの地下遺構の場合特に有効なインタープリテーションの手法については、本資産でも複数の構成資産において採用され活用されている。資産全体の一体的な整備・活用を適切に行っていくために、そうしたインタープリテーションの手法の整備については、以下のとおり資産全体の共通方針を設定している。

(a) 資産の整備・活用の共通方針

資産の整備・活用にあたっては、集落構造や祭祀・儀礼空間の構成要素となる地下遺構及び地形の確実な保全を前提とした上で、遺構の遺存状況や耐久性、立地条件、眺望景観との調和等を考慮しながら、科学的根拠及び調査研究に基づいた専門的見地から総合的に検討を行い、その価値や性質が最も効果的に伝達できる適切な方法を採用している。

(b) 遺構の露出展示の共通方針

(i) 目的と機能

遺構の露出展示は、来訪者に地下に埋蔵された資産の内容を正しく伝えるとともに、来訪者らが地下遺構を間近に見ることで、その価値をより深く理解することを促すことを目的に行う。

(ii) 資産の保護

遺構の露出展示は、以下の点に留意し、資産の保全に万全を期した上で実施すること

- ✓ 環状列石など遺構の素材・組成が強固であること
- ✓ 雨水や降雪、カビや地衣類による劣化防止のための科学的な保存処理が行われていること
- ✓ 囲い柵の設置等により来訪者の立入り制限等が講じられていること

(iii) 露出遺構の維持管理の留意点

- ✓ 結露・カビ等の発生、小動物等の営巣及び樹木の伸張等による影響などについて、専門職員が日常的に目視により点検・観察する。
- ✓ 露出遺構に負の影響を及ぼすおそれがある酸性雨や気候変化、雪害・凍害等について、継続的に経過観察を行う。
- ✓ 雨雪や地衣類等による劣化防止のため、保存科学の専門家が定期的に保存処理や地衣類の除去等を行う。
- ✓ 冬期間の雪害及び凍結を防止するための対策を講じる。
- ✓ 覆屋を設置して露出遺構を展示する際は、室内の温湿度を適切に管理するとともに、カビ・塩類の析出、遺構面の凍結防止対策を講じ、定期的に清掃を行うなど適切に維持・管理する。
- ✓ 資産に対し負の影響が予測される場合は、速やかに原因を除去し、科学的な根拠に基づき遺構等に負の影響を及ぼさない方法により処置を施す。
- ✓ 状況が悪化した場合には、適切な措置を講じた上で、保護盛土等で被覆する。

(c) 立体表示の整備の共通方針

(i) 目的と機能

学術調査の成果に基づく竪穴建物等の原寸大の実験的な工作物を遺跡内に展示し解説することにより、来訪者に地下遺構の内容や価値をわかりやすく伝えるとともに、資産の顕著な普遍的価値の正しい理解を促す。また、工作物については、作成や維持管理に地域住民が主体的に協力することも可能であり、その活動は、資産に対する保護意識の醸成に貢献する。

将来的に、コンピューター・グラフィックス（CG）や拡張現実（AR）、仮想現実（VR）などのデジタル技術を用いた遺跡空間表現が、工作物の立体表示に代わって来訪者に遺跡の内容や価値を視覚的に伝達する有効な手法として期待される。現在、一部の構成資産で、タブレット端末を活用した拡張現実を遺跡での展示に取り入れるなどの試行的なデジタル技術の活用が見られる。これらは日々の進歩が著しい分野であることから、今後、普及・発展していく手法と捉え、その適切な整備に向けた検討過程等の蓄積や情報提供に努めることを共通方針とする。

(ii) 資産の保護

竪穴建物等の立体表示は、遺構を保護盛土で被覆し、資産の保全に万全を期した上で実施する（図5-37参照）。

構成資産は特別史跡又は史跡であるため、立体表示の整備に当たっては国の許可が必要である。国の指導・助言の下、資産の真実性に対して負の影響を及ぼさない方法や可逆性のある材料を用いて整備する。

立体表示は、考古学調査により判明した位置、規模、材料等を踏襲し、資産の顕著な普遍的価値を示す要素である実物遺構を露出させなくても価値の伝達が可能となるものであり、資産の保全を継続させる機能も果たすとともに、先史文化の工法や技術、材料等の調査研究及び実験考古学の有益な機会とする。

(iii) 資産の調査研究

竪穴建物等の立体表示の整備は、学術研究の成果並びに信頼性のある資料等に基づき、形態・意匠・構造について考古学・建築学など関係分野の専門家による検討を経て、国の指導・助言の下で実施する。また、整備に当たっては、地域や時期の特性を考慮し、科学的証拠に基づいた材料及び伝統的な技術・技法を用いること。

(iv) 立体表示の整備の留意点

- ✓ 資産の真実性にいかなる影響を及ぼすことなく、景観にも配慮して整備する。
- ✓ 現代の工作物か、オリジナルの遺構か、明らかに判別できるようにする。
- ✓ 発掘調査や学術研究の成果から最良と認められる内容と方法で整備する。調査研究や技術の進展によって将来的に変更の必要が生じる可能性も考慮し、復旧できる方法で整備する。
- ✓ 工作物の整備過程や研究成果などは記録し、情報提供する。

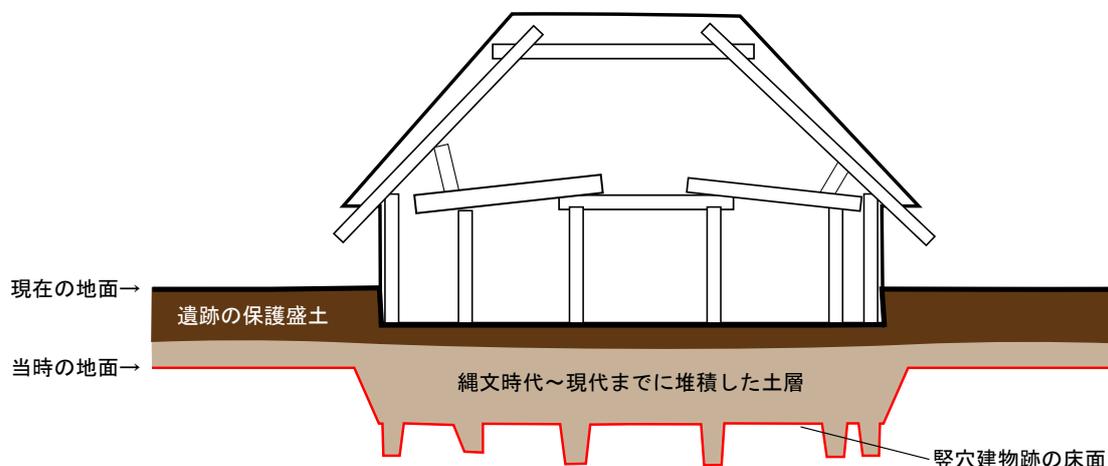


図 5-37 立体表示の立面模式図

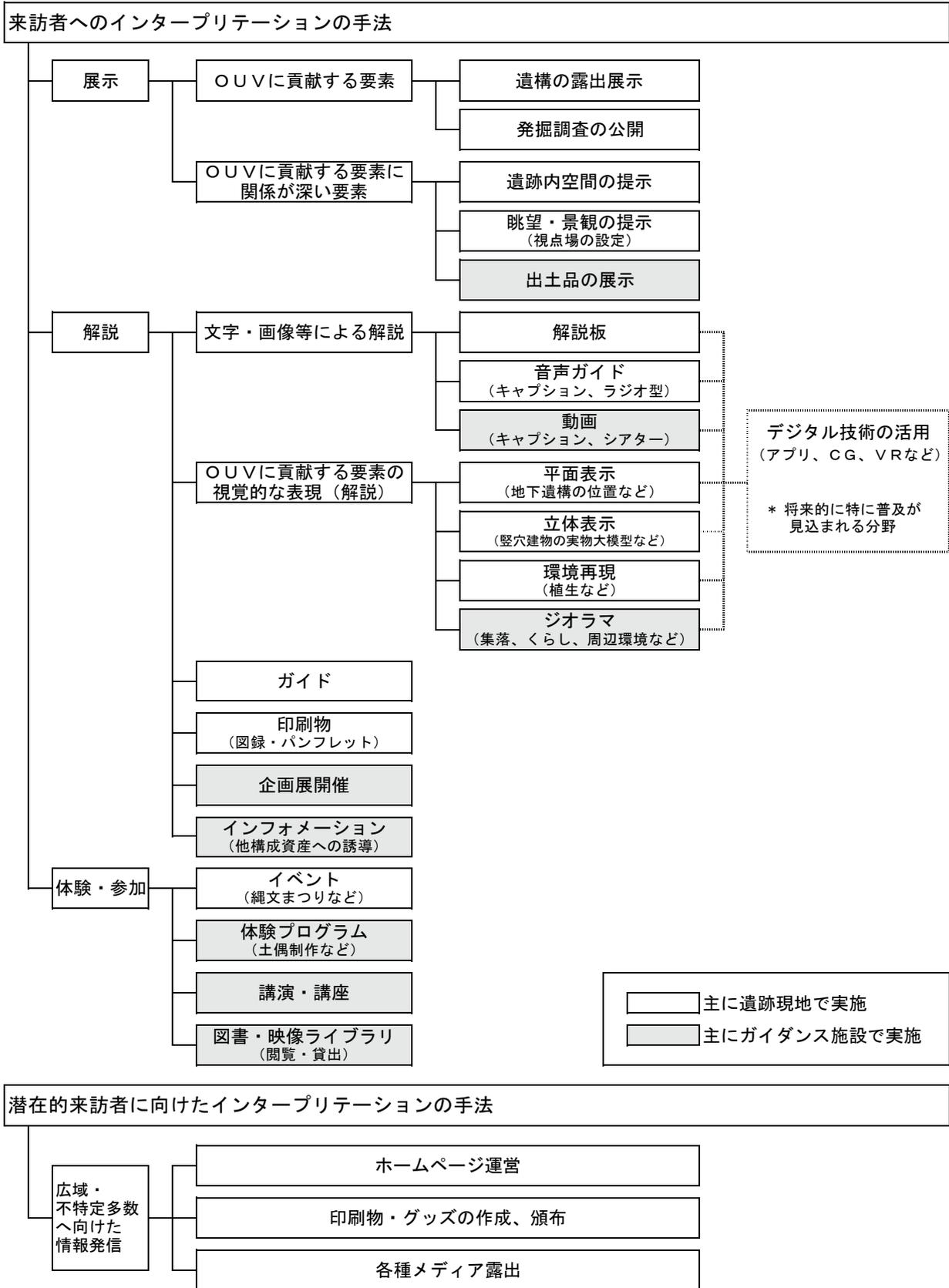


図 5-38 構成資産で行われているインタープリテーション体系例

5.i.2 各構成資産の整備・活用に関する方針・計画

構成資産を所管する地方公共団体は、国及び専門家の指導・助言を得ながら、各史跡等の特性を踏まえて策定した個別の保存管理計画に基づき、各構成資産の整備・活用を進めている。

また、関係地方公共団体は、保存管理計画が示す史跡等の長期的な将来像の基本理念及び実現に向けた基本方針を定めた整備基本構想や、実現に向けた具体的な施策体系や手段を中期的あるいは短期的に示した整備基本計画などを、保存管理計画に追随して策定し、計画的に各構成資産の整備・活用を進めている。

各構成資産の整備・活用に関する指針となる整備基本計画等の策定状況を、表5-13に示す。

表 5-13 各構成資産の整備基本計画等

計画名称	主体	策定年
国指定史跡大船遺跡整備・活用基本計画		2002年12月策定
函館市南茅部縄文遺跡群整備構想	函館市	2006年3月策定
史跡大船遺跡復元整備基本計画		2006年10月策定
史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画		2016年11月策定
史跡入江・高砂貝塚整備基本計画書	洞爺湖町	2015年4月策定
青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画	青森県	1998年3月策定
つがる市縄文遺跡群整備基本構想	つがる市	2014年3月策定
(仮称) 亀ヶ岡館基本構想書		2014年3月策定
史跡大平山元遺跡整備基本構想		2017年3月策定
史跡大平山元遺跡整備基本計画	外ヶ浜町	2018年3月策定
史跡大平山元遺跡整備基本設計		2019年3月策定
史跡小牧野遺跡整備基本計画	青森市	2000年3月策定
史跡大森勝山遺跡整備計画策定報告書	弘前市	2016年3月策定
史跡是川石器時代遺跡第1期整備基本計画	八戸市	2018年3月策定
史跡二ツ森貝塚整備基本構想及び整備基本計画	七戸町	2018年3月策定
御所野遺跡整備基本構想		1995年2月策定
史跡御所野遺跡整備基本計画書	一戸町	1996年3月策定
御所野遺跡植生復元整備計画書		2010年3月策定
特別史跡大湯環状列石環境整備基本構想		1992年3月策定
特別史跡大湯環状列石環境整備基本計画		1995年3月策定
特別史跡大湯環状列石環境整備基本設計説明書	鹿角市	1998年3月策定
特別史跡大湯環状列石第二次環境整備基本計画		2005年1月策定
特別史跡大湯環状列石第三次環境整備基本計画		2009年2月策定
特別史跡大湯環状列石第四次環境整備基本計画		2014年3月策定
史跡伊勢堂岱遺跡整備基本構想		2003年3月策定
史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画	北秋田市	2007年3月策定
北秋田市歴史文化基本構想		2011年3月策定

5.j 人的措置と専門性

各構成資産を所管する地方公共団体では、大学等で考古学や歴史学、文化財科学等を専攻した埋蔵文化財に関する専門職員を配置し、また、考古学等の専門家で構成する委員会を組織し、専門的な指導・助言を得ながら、適切に資産の保存・管理等を実施している。

さらに、文化庁や国立文化財機構などの国の機関、北海道、青森県、岩手県及び秋田県の教育委員会や埋蔵文化財センター、博物館などの道県の機関においても、随時、専門的な指導・助言を行っている。

以上のとおり人的措置は既に行われており、各構成資産の維持・管理にあたっている。

各構成資産を所管する地方公共団体の専門職員配置状況を表5-14に示す。

表5-14 各地方公共団体の専門職員配置の状況

地方公共団体	専門職員配置数／所属	構成資産
北海道	2名(北海道教育委員会)	北海道内資産
函館市	3名(函館市教育委員会生涯学習部文化財課兼世界遺産登録推進室)	垣ノ島遺跡、大船遺跡
千歳市	3名(千歳市教育委員会埋蔵文化財センター、主幹(国指定史跡担当))	キウス周墳墓群
伊達市	1名(伊達市教育委員会生涯学習課・伊達市噴火湾文化研究所)	北黄金貝塚
洞爺湖町	2名(洞爺湖町教育委員会社会教育課)	入江・高砂貝塚
青森県	5名(青森県教育委員会)	青森県内資産及び資産全体
青森県	8名(青森県教育庁三内丸山遺跡センター)	三内丸山遺跡
青森市	4名(青森市教育委員会事務局文化財課)	小牧野遺跡
弘前市	3名(弘前市教育委員会文化財課)	大森勝山遺跡
八戸町	5名(八戸市教育委員会是川縄文館)	是川石器時代遺跡
つがる市	4名(つがる市教育委員会社会教育文化課)	田小屋野貝塚、亀ヶ岡石器時代遺跡
外ヶ浜町	1名(外ヶ浜町教育委員会社会教育課)	大平山元遺跡
七戸町	1名(七戸町教育委員会世界遺産対策室)	二ツ森貝塚
岩手県	2名(岩手県教育委員会)	岩手県内資産
一戸町	4名(一戸町教育委員会世界遺産登録推進室・御所野縄文博物館)	御所野遺跡
秋田県	3名(秋田県教育委員会)	秋田県内資産
鹿角市	3名(鹿角市教育委員会生涯学習課・大湯ストーンサークル館)	大湯環状列石
北秋田市	1名(北秋田市教育委員会生涯学習課)	伊勢堂岱遺跡

第 6 章 経過観察

6.a 保存状況を計測するための主な指標

6.b 資産の経過観察のための体制

6.c 以前の保全状況報告の成果

6.a 保存状況を計測するための主な指標

構成資産及び緩衝地帯について、顕著な普遍的価値の確実な保持、修理・復旧、維持・管理、防災及び危機管理に関する体制の充実及び技術の向上を目的として、第4章に示した資産及び緩衝地帯の保全に影響を与える諸条件に対し、経過観察を実施する。

経過観察の実施にあたって、定期的かつ体系的に実施するため、次に挙げる3つの観点のもとに適切な指標を設定する。

- ✓ 資産の顕著な普遍的価値と真実性及び完全性が維持されているか。
- ✓ 資産の保全状況と資産に影響を与える諸条件（開発、環境変化、自然災害、観光）が、資産及び緩衝地帯にどのような影響を与えているか又は与えたか。
- ✓ 構成資産及び緩衝地帯並びにそれらを取り巻く周辺の広い地域が、相互に呼応しつつ世界遺産としての顕著な普遍的価値に関する知識を伝達する場として適切に機能しているか。

本資産において設定する主な観察指標について、以下、表6-1から表6-4までに示す。

表 6-1 資産の顕著な普遍的価値と完全性・真実性に関する観察指標

項目	指標	測定内容・方法
I. 顕著な普遍的価値を伝達する属性の保護・管理	I-1. 属性 a) 自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと	<ul style="list-style-type: none"> ➢ - 遺構・遺物の保存状態の把握・記録 (II-2～7, 11, 12, IV-1, V-2) ➢ - 構成資産及び周囲の植生の状態とその管理状況の把握 (II-8, IV-2) ➢ - 構成資産から周囲への眺望の把握 (III-1～4)
	I-2. 属性 b) 祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと	<ul style="list-style-type: none"> ➢ - 遺構・遺物の保存状態の把握・記録 (II-2～7, 11, 12, IV-1, V-2) ➢ - 構成資産から周辺環境への眺望の把握 (III-1～4)
	I-3. 属性 c) 集落の立地と生業との関係が多様であること	<ul style="list-style-type: none"> ➢ - 構成資産から周囲、周辺から構成資産への眺望の把握 (III-1～4) ➢ - 構成資産が立地する地形の崩壊・変形状況の把握記録 (II-9, V-2, VI-1,2) ➢ - 構成資産及び周囲の植生の状態とその管理状況の把握 (II-8, IV-2) ➢ - 構成資産周辺の景観阻害要因と景観の改善と変化の把握 (III-1～4)
	I-4. 属性 d) 集落形態の変遷を示すこと	<ul style="list-style-type: none"> ➢ - 遺構・遺物の保存状態の把握・記録 (II-2～7, 11, 12, IV-1, V-2) ➢ - 構成資産から周辺環境への眺望の把握 (III-1～4) ➢ - 被害等対策のための基礎情報の把握 (II-1,2,3,10,13, IV-1, V-1, VI-1,2)

表 6-2 資産の保全状況と保護・管理に関する観察指標

項目	指標	周期	観察記録主体	
II. 資産の保全状況と 保護・管理	II-1. 縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会等の開催数	情報共有や意見交換等が行われる保存活用協議会、専門家委員会の開催数を把握する。	毎年	保存活用協議会事務局 (道県)
	II-2. 構成資産における現状変更件数	文化財保護法に基づく史跡の現状変更の許可申請・届出の件数及びその内容を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	II-3. 構成資産におけるき損件数	文化財保護法に基づく史跡のき損届の件数及びその内容を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	II-4. 構成資産の公有地化率	民有地の買い上げ実施状況を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	II-5. 遺構の状況	遺構の状況について、観察、写真撮影等により記録する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	II-6. 気温、湿度、降水量の経年変化	大気の常時観察を行い、気温、湿度、降水量の変化を観測する。	随時	構成資産所管 地方公共団体
	II-7. 地下水位	低湿地における水量、水質の状況を観察する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	II-8. 植生の状況	植生の状況について観察、写真撮影等により測定する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	II-9. 災害後の被害状況把握	風水害、土砂災害、地震等による災害後の構成資産における被害状況を把握する。	随時	構成資産所管 地方公共団体
	II-10. 各構成資産の保存活用協議会等の開催数	構成資産を所管する地方公共団体を中心とした史跡整備委員会、保存活用協議会等の開催数を把握する。	毎年	構成資産所管 地方公共団体
	II-11. 資産の調査研究	資産に関わる調査研究の実施状況及びその内容、調査研究成果等を掲載した報告書等の発刊数を把握する。	毎年	道県、 構成資産所管 地方公共団体
	II-12. 関連文化財の調査研究	資産に関連する文化財の調査研究の実施状況及びその内容、調査研究成果等を掲載した報告書等の発刊数を把握する。	毎年	道県、 構成資産所管 地方公共団体
	II-13. 調査研究体制の充実	構成資産の調査研究等を担う専門職員の数を把握する。	毎年	道県、 構成資産所管 地方公共団体

表 6-3 資産に影響を与える諸条件に関する観察指標

項目	指標	周期	観察記録主体
Ⅲ. 開発圧力	Ⅲ-1. 公共事業の発注件数	緩衝地帯の道路、河川、治山等の公共事業発注件数を把握する。	毎年 道県、 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅲ-2. 民間の開発行為件数	緩衝地帯における開発許可申請や建築確認件数を把握する。	毎年 道県、 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅲ-3. 景観条例に基づく届出件数	景観条例に基づく届出件数を把握する。	毎年 道県、 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅲ-4. 構成資産の内外からみた眺望の観測	視点場からみた眺望の定点観測により、視界に入り込む阻害要因を把握する。	毎年 構成資産所管 地方公共団体
Ⅳ. 環境変化	Ⅳ-1. 大気汚染に係る環境基準達成状況(二酸化硫黄・二酸化窒素)	大気の時常監視を行い、大気中の二酸化硫黄・二酸化窒素含有量を測定する。	毎年 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅳ-2. 植生の状況	構成資産周辺における植物の異常繁茂の状況について観察、写真撮影等により測定する。	毎年 構成資産所管 地方公共団体
Ⅴ. 自然災害 (風水害・地震・津波・火山活動)	Ⅴ-1. 災害発生情報の観測	気象・地震・津波・火山活動による災害発生情報を把握する。	随時 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅴ-2. 災害時の遺構の状況	風水害、土砂災害、地震等による構成資産周辺の被害状況を把握する。	随時 構成資産所管 地方公共団体
Ⅵ. 観光圧力	Ⅵ-1. 来訪者数	構成資産への来訪者数を測定する。	毎年 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅵ-2. 自動車数	構成資産の周辺地域における駐車場入込状況を測定する。	毎年 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅵ-3. 便益施設等の設置状況	構成資産における便益施設等の設置状況を把握する。	毎年 構成資産所管 地方公共団体

表 6-4 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する観察指標

項目	指標	周期	観察記録主体
Ⅶ. 顕著な普遍的価値の伝達	Ⅶ-1. 資産に関する研修会等への参加者数	資産に関する研修会、セミナー等への参加者数を測定する。	毎年 道県、 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅶ-2. ガイダンス施設の設置状況	構成資産におけるガイダンス施設の設置状況を把握する。	毎年 構成資産所管 地方公共団体
	Ⅶ-3. パンフレットやホームページによる情報提供	刊行されているパンフレット等、地方公共団体共通のホームページにより、情報提供の回数・状況を把握する。	毎年 道県、 構成資産所管 地方公共団体
Ⅷ. 地域住民、民間団体の活動	Ⅷ-1. 資産に関する地域住民・民間団体の活動回数	構成資産での地域住民、民間団体等の参加活動回数や人数等を測定する。	毎年 道県、 構成資産所管 地方公共団体

6.b 資産の経過観察のための体制

定期報告を含む経過観察（モニタリング）については、構成資産を所管する地方公共団体が、域内の文化財を所管する北海道、青森県、岩手県及び秋田県の教育委員会を通じて、文化庁の指導の下、表6-5に示す体制によって記録する。

構成資産を所管する地方公共団体は、資産及び緩衝地帯に対する負の影響が予測される場合又は認められる場合には、速やかに負の影響を防止して原因を除去し、又は負の影響を軽減させるための対策を立案・実施する。事業効果が認められない場合は、その原因を究明し、計画の変更や修正を行う。

経過観察結果については、図6-1に示すとおり、資産の保存・活用を担う関係地方公共団体から構成される縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会及び同連絡会議が集約し、縄文遺跡群世界遺産保存活用専門家委員会の助言を受けながら、周辺環境を含めた構成資産の現況について把握・分析・協議を行って、必要な対応等については、協議会が決定する。

協議会のもと、経過観察によって実施した施策の評価を行い、必要に応じて見直すことにより、さらに実効性の高い手法へ改善を図ることとしている。

また、協議会は、年度ごとに情報収集及び記録作成を行い、蓄積した成果について概ね6年を目安として評価を行い、保存管理状況報告書としてまとめる。日本国政府は、『世界遺産条約履行のための作業指針』第5章に基づき、ユネスコ世界遺産センターを通じて世界遺産委員会に定期報告書を提出する。

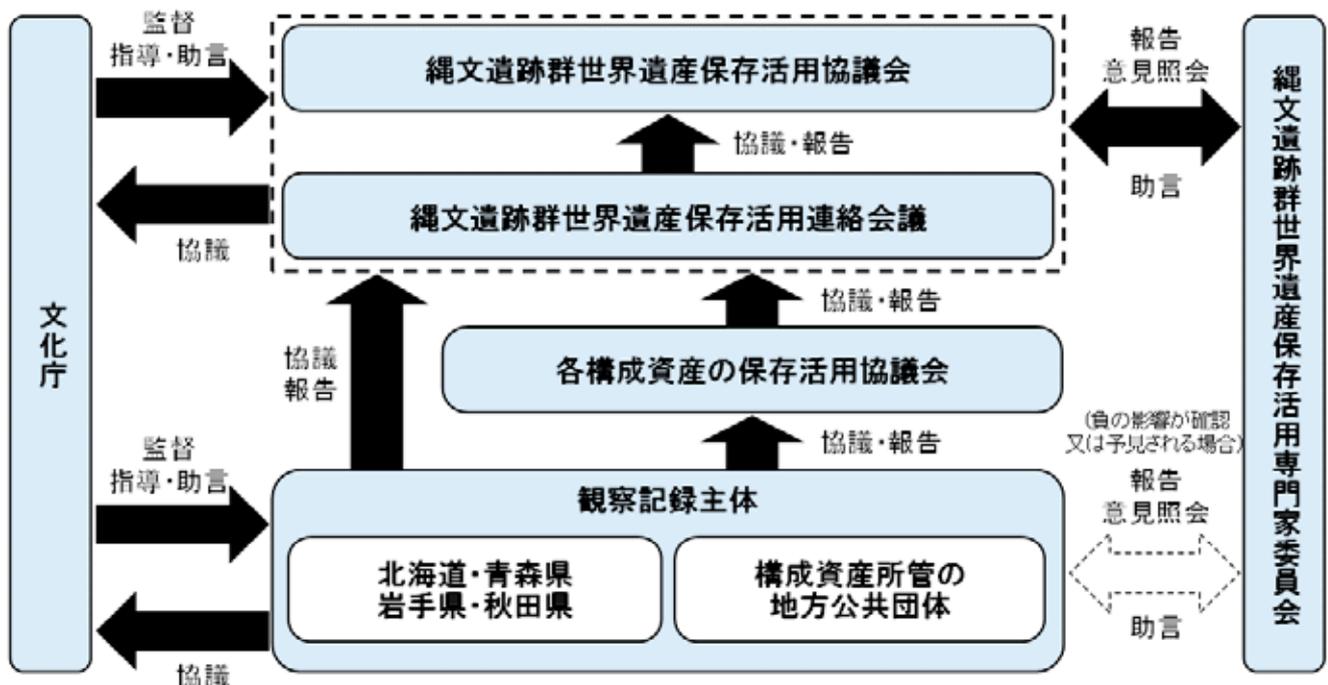


図6-1 経過観察の実施体制

表 6-5 経過観察(モニタリング)体制

分担	管轄区域	担当組織
担当組織及び担当課	構成資産及び緩衝地帯	組織名称及び組織代表者 函館市 市長 千歳市 市長 伊達市 市長 洞爺湖町 町長 青森県 知事 青森市 市長 弘前市 市長 八戸市 市長 つがる市 市長 外ヶ浜町 町長 七戸町 町長 一戸町 町長 鹿角市 市長 北秋田市 市長 担当課及び担当責任者 函館市 教育委員会 生涯学習部 文化財課 課長 千歳市 教育委員会 埋蔵文化財センター センター長 伊達市 教育委員会 噴火湾文化研究所 所長 洞爺湖町 教育委員会 社会教育課 課長 青森県 三内丸山遺跡センター 所長 青森市 教育委員会事務局 文化財課 課長 弘前市 教育委員会 文化財課 課長 八戸市 埋蔵文化財センター是川縄文館 副館長 つがる市 教育委員会 社会教育文化課 課長 外ヶ浜町 教育委員会 社会教育課 課長 七戸町 教育委員会 世界遺産対策室 室長 一戸町 教育委員会 世界遺産登録推進室 室長 鹿角市 教育委員会 大湯ストーンサークル館 館長 北秋田市 教育委員会 生涯学習課 課長
		組織名称及び組織代表者 文化庁 長官 担当課及び担当責任者 文化資源活用課 課長
指導組織	構成資産及び緩衝地帯	組織名称及び組織代表者 北海道 知事 青森県 知事 岩手県 知事 秋田県 知事 担当課及び担当責任者 北海道 環境生活部文化局 文化振興課 縄文世界遺産推進室 室長 北海道 教育庁 生涯学習推進局 文化財・博物館課 課長 青森県 企画政策部 世界文化遺産登録推進室 室長 青森県 教育庁 文化財保護課 課長 岩手県 文化スポーツ部 文化振興課 総括課長 岩手県 教育委員会事務局 生涯学習文化財課 総括課長 秋田県 教育庁 生涯学習課 文化財保護室 室長

6.c 以前の保存状況報告の成果

経過観察（モニタリング）に必要とされる諸事項に関する、現時点及び過去における資料情報については表 6-6 のとおりであり、構成資産を所管する地方公共団体、関係機関において適切に収集・保管されている。

表 6-6 経過観察に必要な過去及び現在の資料

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
1	青森県立郷土館	『大平山元 I 遺跡』	大平山元遺跡	1979 年	遺跡最初の調査。
2	谷口康浩ほか	『大平山元 I 遺跡の考古学調査』	大平山元遺跡	1999 年	土器片の年代分析。
3	外ヶ浜町教育委員会	『大平山元 I 遺跡 2000～2004 年発掘調査』	大平山元遺跡	2006 年	分布状態の把握。
4	外ヶ浜町教育委員会	『大平山元 旧石器時代から縄文時代への移行を考える遺跡群』	大平山元遺跡	2011 年	発掘調査による研究のまとめ。
5	南茅部町埋蔵文化財調査団	『垣ノ島 A 遺跡 平成 15 年度緊急雇用創出特別対策推進事業補助金交付要綱に基づく垣ノ島遺跡試掘調査事業』	垣ノ島遺跡	2003 年	遺跡の範囲確認調査。「コ」の字形を呈した大規模な盛土遺構の存在を確認。盛土遺構の内側より縄文時代後期の竪穴建物跡を発掘し、縄文時代中期末から縄文時代後期初頭の遺物が出土した。
6	南茅部町埋蔵文化財調査団	『南茅部町垣ノ島 A 遺跡一般国道 278 号線南茅部尾札部道路改良工事（第 2 工区）に伴う発掘調査報告書』	垣ノ島遺跡	2004 年	遺跡南西部の緊急発掘調査。縄文時代中期から後期にかけての竪穴建物跡 37 棟と、足形付土版が副葬された縄文時代早期末葉の大型土坑墓域を発掘し、後期後葉の竪穴建物跡から土笛や朱漆塗り注口土器、香炉形土器など祭祀・儀礼用具を含む遺物が出土した。
7	南茅部町埋蔵文化財調査団	『垣ノ島 A 遺跡 平成 16 年度緊急雇用創出特別対策推進事業補助金交付要綱に基づく垣ノ島遺跡試掘調査事業』	垣ノ島遺跡	2005 年	遺跡の範囲確認調査。盛土遺構の北側と沢の対岸。竪穴建物跡 2 棟、土坑 18 基を発掘し、縄文時代中期～後期初頭の遺物が出土した。
8	函館市教育委員会	『垣ノ島 A 遺跡－平成 17 年度国庫補助事業による市内発掘調査事業報告書－』	垣ノ島遺跡	2006 年	盛土遺構内側の内容と範囲確認のための地下レーダー探査を実施。盛土遺構の内側に多数の竪穴建物跡や遺構の存在を確認した。併せて平成 15 年度出土遺物を掲載。
9	函館市教育委員会	『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想』	大船遺跡・垣ノ島遺跡	2006 年	南茅部地域の縄文遺跡群の整備と活用の方針や目的等を記載。
10	函館市教育委員会	『垣ノ島 A 遺跡－平成 18 年度国庫補助事業による市内発掘調査事業報告書－』	垣ノ島遺跡	2007 年	遺跡の範囲確認調査。盛土遺構南側の接合部で道跡を発掘。南西側盛土の内側を調査した。
11	函館市教育委員会	『垣ノ島 A 遺跡－平成 19 年度国庫補助事業による市内発掘調査事業報告書－』	垣ノ島遺跡	2008 年	遺跡の範囲確認調査。遺跡の中央から南側を調査。縄文時代早期前半から縄文時代後期後半の竪穴建物跡を発掘した。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
12	函館市教育委員会	『垣ノ島遺跡－平成20・21年度国庫補助事業による市内発掘調査事業報告書－』	垣ノ島遺跡	2010年	2008年度調査においては、盛土遺構の内側を発掘し、中央の削平・整地や小丘部から搬入土器や石棒・青竜刀形石器などの祭祀的な遺物が出土し、盛土遺構の構造を把握した。2009年度調査においては、遺跡全体の縁辺付近で範囲確認調査を実施し、遺跡の範囲を確定した。
13	函館市教育委員会	『史跡垣ノ島遺跡保存管理計画書』	垣ノ島遺跡	2012年	史跡指定の経緯、現状、遺跡の概要、本質的価値の明確化、保存管理方針、活用方針等を記載。
14	函館市教育委員会	『史跡垣ノ島遺跡保存管理計画（平成27年度改訂版）』	垣ノ島遺跡	2016年	2012年策定計画の改訂。
15	函館市教育委員会	『史跡垣ノ島遺跡－平成25～28年度国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書－』	垣ノ島遺跡	2017年	盛土遺構の規模や形状の把握と未調査地点の内容確認調査を実施。盛土遺構においては長さ190m以上、幅120mの規模と形状を把握するとともに、構築時期が前期後葉から後期初頭の長期間に及ぶことを確認した。さらに盛土遺構構築前と最終段階の地形復元を行った。また、遺構南側の未調査地点においては整地面に複数の配石遺構を確認した。
16	伊達市教育委員会	『国指定史跡北黄金貝塚発掘調査報告書－水場遺構の調査－』	北黄金貝塚	1998年	水場の祭祀場（露出展示箇所）における礫石器の出土状況（原位置の図面・写真）を掲載。
17	伊達市教育委員会	『国指定史跡北黄金貝塚発掘調査報告書－水場遺構の調査2－』	北黄金貝塚	1999年	水場の祭祀場（露出展示箇所）における礫石器の出土状況（原位置の図面・写真）を掲載。
18	伊達市教育委員会	『国指定史跡北黄金貝塚発掘調査報告書－水場遺構の調査3－』	北黄金貝塚	2000年	水場の祭祀場（露出展示箇所）における礫石器の出土状況（原位置の図面・写真）を掲載。
19	伊達市噴火湾文化研究所	KITAKOGANE	北黄金貝塚	2013年	北黄金貝塚の総括的報告書。過去に行われた調査から遺構や遺物の変遷をまとめ、遺跡の位置付け等の考察を行った。
20	青森県立郷土館	『木造町田小屋野貝塚』	田小屋野貝塚	1995年	ヤマトシジミ主体の貝層を伴う前期中葉の堅穴建物跡1棟、ベンケイガイ製貝輪半製品等。
21	つがる市教育委員会	『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』	田小屋野貝塚	2009年	史跡指定の経緯、これまでの調査地点・調査内容や、田小屋野貝塚の概要を記載。
22	つがる市教育委員会	『田小屋野貝塚2・亀ヶ岡遺跡4・上沢辺(2)遺跡』	田小屋野貝塚	2010年	史跡周辺（北西部・西部）に、住居・土坑など縄文前期末葉～中期末葉の円筒土器文化期以後の遺構・遺物の分布を確認。
23	つがる市教育委員会	『豊富遺跡2・亀ヶ岡遺跡5・筒木坂屏風山遺跡2・田小屋野貝塚3・下相野遺跡』	田小屋野貝塚	2012年	史跡周辺（北東部）に住居など、円筒土器文化期の遺構・遺物が分布することを確認。
24	つがる市教育委員会	『田小屋野貝塚総括報告書』	田小屋野貝塚	2016年	史跡及びその周辺の遺跡の状況の総括報告。貝塚や遺構分布状況、人骨出土状況等を報告。
25	つがる市教育委員会	『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡総括報告書』	田小屋野貝塚	2019年	付編「史跡田小屋野貝塚総括」で過去の調査成果をまとめると共に、遺跡の重要性について地域を広く俯瞰的に捉えた総括を行った。
26	帝国大学 (東京帝国大学)	『日本石器時代遺物発見地名表第5版』	三内丸山遺跡	1928年	三内丸山から石器の出土がある事を伝える。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
27	清水潤三 日本考古学協会	『青森県青森市三内遺跡』（日本考古学年報6）	三内丸山遺跡	1953年	1953年の慶応大学による第1次発掘調査。円筒上層式の土器、石器が多数出土。復元土器約50点、土偶6点が出土した。また、竪穴建物跡を発見した。
28	清水潤三 日本考古学協会	『青森県青森市三内遺跡』（日本考古学年報8）	三内丸山遺跡	1955年	1955年の慶応大学による第2次発掘調査。復元土器が約30点出土。出土した土偶が1次調査出土品と接合した。
29	清水潤三 日本考古学協会	『青森県青森市三内遺跡』（日本考古学年報9）	三内丸山遺跡	1956年	1956年の慶応大学による第3次発掘調査。竪穴建物跡を調査。復元土器20点、土偶が出土した。
30	清水潤三 日本考古学協会	『青森県青森市三内遺跡』（日本考古学年報11）	三内丸山遺跡	1958年	1958年の慶応大学による第4次発掘調査。竪穴建物跡を完掘（No.52報告の365号住居跡にあたる）。隅丸方形の住居の平面形が明らかになる。4次にわたる調査で復元土器は、あわせて約150点となると報告した。
31	奈良松弘 青森高校社会研究部	『三内貝塚』（郷土室）	三内丸山遺跡	1958年	1956年～1957年に高校生の調査で三内丸山遺跡にアサリなどの貝を少量混じる地点があり、縄文時代中期の土器、石器、獣骨、クルミ、クリが発見されたと記録。場所は遺跡北端部の斜面下側と判断される。
32	青森市教育委員会	『三内丸山遺跡調査概報』（青森市の埋蔵文化財4）	三内丸山遺跡	1970年	1967年に南盛土の北部にあたる地点で、土器、石器、ヒスイ、土偶等が出土した。
33	青森市教育委員会	『三内丸山Ⅰ遺跡発掘調査報告書』	三内丸山遺跡	1988年	1987年に後の旧都市計画道路建設予定地調査区D区にあたる地点で縄文時代中期後葉の竪穴建物跡を調査。第5・10次調査にあたる地域で試掘調査。
34	青森県教育委員会	『近野遺跡発掘調査報告書（Ⅲ）、三内丸山（Ⅱ）遺跡発掘調査報告書—青森県総合運動公園建設関係発掘調査—』（青森県埋蔵文化財報告書第33集）	三内丸山遺跡	1977年	1976年に調査した青森県総合運動公園西駐車場地区の調査報告。北側23基、南側33基、計56基の土坑墓が2列で並んでいた。うち31基は重複があり、時期差を持つ8基は配石を伴う。その中央は道路跡と考えられる。後に再調査したが遺構は削平され残存していなかった（No.61）。
35	青森市教育委員会	『三内丸山（2）遺跡発掘調査概報』（青森市埋蔵文化財報告書第18集）	三内丸山遺跡	1993年	1992年に調査した旧都市計画道路建設予定地調査区の概要報告。No.39で詳細が報告されるが、遺構・遺物を記載したA区の2号竪穴建物跡、第1号埋設土器構はNo.39・63に記載されず、最終報告となっている。
36	青森県教育委員会	『三内丸山（2）遺跡Ⅱ—県営運動公園拡張事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ—』（第157集）	三内丸山遺跡	1994年	1992年に調査した旧野球場建設予定地3塁側スタンド地区検出遺構と第7・8鉄塔地区の報告。3塁側スタンド地区では土坑墓列や埋設土器、竪穴建物跡、掘立柱建物跡粘土探掘穴などが精査され、第7鉄塔地区では貯蔵穴群を確認した。
37	青森県教育委員会	『三内丸山（2）遺跡Ⅲ—県営運動公園拡張事業に係る埋蔵文化財発掘調査概報Ⅰ—』	三内丸山遺跡	1994年	1992～1993年の調査概要報告であり、三内丸山遺跡の出土品をカラー写真で紹介した。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
38	青森市教育委員会	『小三内遺跡発掘調査報告書』(第22集)	三内丸山遺跡	1994年	1993年に実施した東西方向の都市計画道路部分の調査報告。縄文時代中期後葉から末葉の竪穴建物跡などが複数精査され、北海道の余市系の土器が住居跡から出土した。沖館川に面した低地部分では縄文時代前期の遺物包含層と植物遺存体が検出され、年代測定とあわせ古環境の分析が行われた。
39	青森市教育委員会	『三内丸山(2)・小三内遺跡発掘調査報告書』(第23集)	三内丸山遺跡	1994年	1992～1993年に行われた旧都市計画道路建設予定地調査区の報告。 A・D・E区の本報告書(B区は削平・土盛区域)。遺跡東側のE区で中期中葉を中心とした竪穴建物跡群・貯蔵穴群が精査された。南の谷の南東部分は湧水のため調査を中断しており、地下に遺存していると考えられる。
40	青森県教育委員会	『三内丸山(2)遺跡IV』	三内丸山遺跡	1995年	1994年に調査した旧サッカー場建設予定地の試掘調査報告。南地区を幅4mのトレンチで広く調査し、中期中葉の竪穴建物跡や後に環状配石墓とわかった配石を伴う土坑墓が検出された。
41	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡V―第1次～4次調査報告書―』(第204集)	三内丸山遺跡	1996年	1995年に実施した第1次～4次調査の報告。この年以降、保存目的の調査となり、遺構確認を主体としたものとなった。第1次で北西斜面の遺物包含層、第2・3次で貯蔵穴、第4次で東側の土坑墓列を調査した。
42	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡VI』(第205集)	三内丸山遺跡	1996年	1992～1995年の調査概要報告で、遺構・遺物・地点ごとに記述し遺構変遷の概要を示した。本報告書は1997年の史跡指定の基本資料となった
43	青森市教育委員会	『三内丸山(2)遺跡発掘調査報告書』(第28集)	三内丸山遺跡	1996年	1994年に行われた旧都市計画道路建設予定地調査区C区の本報告書。南西の墓域の土坑墓等を精査した。遺構は後に埋め戻された。
44	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡VII―第5次～7次調査概要報告書―』(第229集)	三内丸山遺跡	1997年	1996年に実施した第5次～7次調査の概要報告。No.48で詳細を報告した。
45	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡VIII―第6鉄塔地区調査報告書1―』(第230集)	三内丸山遺跡	1997年	1992～1993年に調査した第6鉄塔地区の検出遺構及び第III～Vc層の調査報告。沖館川に面した斜面で層位ごとの一括資料が得られた。当初は斜面地だった場所が遺物包含層の形成後の中期末には居住域となる事を報告した。
46	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡IX―第6鉄塔地区調査報告書2―』(第249集)	三内丸山遺跡	1998年	1992～1993年に調査した第6鉄塔地区の第VIa・VIb層及び自然科学分野の調査報告。No.45で報告した遺構・遺物を含めて写真編ともなっている。報告層位は低湿な部分であり、多数の動植物遺存体が得られ、自然科学的な分析により生活環境や生業の調査を行った。
47	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡X―旧野球場建設予定地発掘調査報告書2―』(第250集)	三内丸山遺跡	1998年	1992～1994年に調査した旧野球場建設予定地の検出遺構のうち縄文時代の竪穴建物跡(第3～300号住居跡)の調査報告。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
48	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡X I—第5次～7次調査報告書—』(第251集)	三内丸山遺跡	1998年	1996年に実施した第5次～7次調査の報告。第5次では南地区の縄文時代中期中葉～後葉の竪穴建物跡が、第6次では沖館川に面した北西の遺物包含層が、第7次では東側の墓域の延長部分が報告された。特に第6次調査では木柱や骨刀を始めとする動植物遺存体が出土し、土器・石器についても層位ごとの一括出土資料を報告した。
49	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡X II—第8次～10次調査概要報告書—』(第252集)	三内丸山遺跡	1998年	1997年に実施した第8・9次 (No. 57 詳細報告)、10次調査 (No. 64 で詳細報告) の概要報告。
50	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡X III—第11次～13次調査概要報告書—』(第265集)	三内丸山遺跡	1999年	1998年に実施した第11・12次 (No. 64 で詳細報告)、13次調査 (No. 59・62 で詳細報告) の概要報告。
51	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡X IV—第14次～16次調査概要報告書—』(第282集)	三内丸山遺跡	2000年	1999年に実施した第14次 (No. 59・62 で詳細報告)、15・16次調査 (No. 64 で詳細報告) の概要報告。
52	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡X V—旧野球場建設予定地発掘調査報告書3—』(第283集)	三内丸山遺跡	2000年	1992～1994年に調査した旧野球場建設予定地の検出遺構のうち縄文時代の竪穴建物跡 (第301～422号住居跡) に関する調査報告。
53	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡X VI—旧野球場建設予定地発掘調査報告書4—』(第288集)	三内丸山遺跡	2001年	1992～1994年に調査した旧野球場建設予定地の検出遺構のうち縄文時代の竪穴建物跡 (第423～571号住居跡) に関する調査報告。
54	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡X VII—第6鉄塔地区調査報告書3—』(第289集)	三内丸山遺跡	2001年	1992～1993年に調査した第6鉄塔地区の遺構外遺物に関する調査報告。
55	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡X VIII—第17次～19次調査概要報告書—』(第309集)	三内丸山遺跡	2001年	2000年に実施した第17 (No. 59・62 で詳細報告)・18 (No. 69 で詳細報告)・19次調査 (No. 67 で詳細報告) の概要報告。
56	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡X IX—第20次～22次調査概要報告書—』(第337集)	三内丸山遺跡	2002年	2001年に実施した第20 (No. 59・62 で詳細報告)・21 (No. 69 で詳細報告)・22次調査 (No. 64 で詳細報告) の概要報告。
57	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡X X—第8次・9次調査報告書—』(第338集)	三内丸山遺跡	2002年	1997年に実施した第8次・9次調査の報告。第8次調査によって東側の土坑墓列と道路跡が420mの長さを持つことが判明した。第9次調査では第6次調査区周辺に、掘立柱建物跡の柱穴が多数検出され、新たな木柱も検出した。
58	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡21—第23次～25次調査概要報告書—』(第361集)	三内丸山遺跡	2003年	2002年に実施した第23 (No. 61 で詳細報告)・24 (No. 69 で詳細報告)・25次調査 (No. 67 で詳細報告) の概要報告。
59	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡22—第13次・14次・17次・20次調査報告書—』(第362集)	三内丸山遺跡	2003年	1999～2001年に実施した第13次・14次・17次・20次調査の報告。南西の墓域の北側部分の報告であり、多数の土坑墓、環状配石墓、道路跡を報告した。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
60	青森県教育委員会	『特別史跡三内丸山遺跡一部損傷事故に係る発掘調査報告書』(第363集)	三内丸山遺跡	2003年	2002年に発生した南西の墓域での遺構損傷事故を受け、遺構の遺存状況を確認するために調査した。環状配石墓3基で原位置を失った構成礫を把握した。
61	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡23—第23・26次調査報告書—』(第381集)	三内丸山遺跡	2004年	2002・2003年に実施した第23次・26次調査の報告。南西の墓域の南側部分の報告であり、道路跡が370mに及ぶこと、環状配石墓22基の所在を報告した。
62	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡24—第13・14・17・20次調査報告書—』(第382集)	三内丸山遺跡	2004年	1999～2001年に実施した第13次・14次・17次・20次調査の遺構外遺物に関する報告。あわせて1994年の旧取り付け道路建設予定地の試掘調査の報告を掲載した。
63	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡25—旧野球場建設予定地発掘調査報告書5埋設土器編—』(第383集)	三内丸山遺跡	2004年	1992～1994年に調査した旧野球場建設予定地の検出遺構のうち縄文時代の埋設土器に関する調査報告。
64	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡26—第10次・11次・12次・15次・16次・22次調査報告書—』(第404集)	三内丸山遺跡	2005年	1997～1999・2001年に実施した第10次・11次・12次・15次・16次・22次調査の詳細報告。第10次・11次では南地区の竪穴建物跡や竪穴遺構、土坑墓などを調査した。第12次調査では北の谷の谷頭周辺が湧水により良好に保たれていることを確認した。第15次調査では沖館川に面した北側斜面の遺物包含層等の西側への広がりを確認した。第16次調査では西盛土北側の前期末の竪穴建物跡を精査した。第22次調査では東側の未調査区域で縄文時代中期中葉の竪穴建物跡1棟を精査し縄文時代中期の掘立柱建物1棟を確認した。
65	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡27—旧野球場建設予定地発掘調査報告書6埋設土器・土坑編—』(第405集)	三内丸山遺跡	2005年	1992～1994年に調査した旧野球場建設予定地の検出遺構のうち縄文時代の埋設土器に関する調査報告。あわせてNo.63で非掲載となっていた埋設土器を報告した。
66	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡28—第27・28次調査報告書—』(第406集)	三内丸山遺跡	2005年	2004年度に実施した第27次調査の概要報告と第28次調査の報告。第28次調査では、台地北端部の貯蔵穴が2群にわかれ、さらに東にまで広がることが判明した。
67	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡29—第19・25・27・29次調査報告書—』(第422集)	三内丸山遺跡	2006年	2000・2002・2004・2005年に実施した第19・25・27・29次調査の報告。第19次調査で取り上げた2本の木柱と掘立柱建物跡群、遺物包含層、縄文時代中期末葉の土屋根の焼失住居等を報告した。焼失住居からはウルシの炭化種子が見つかった。
68	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡30—旧野球場建設予定地発掘調査報告書7掘立柱建物跡編(1)—』(第423集)	三内丸山遺跡	2006年	1992～1994年に調査した旧野球場建設予定地の検出遺構のうち縄文時代の掘立柱建物跡に関する調査報告1。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
69	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 31 - 第 18・21・24 次調査報告書-』(第 443 集)	三内丸山遺跡	2007 年	2000～2002 年に実施した第 18・21・24 次調査の報告。遺跡西端部の道路跡と土坑墓列、埋設土器、貯蔵穴群、掘立柱建物跡などを報告。あわせて 1994 年度の旧テニスコート建設予定地試掘調査の報告を掲載し西盛土の概要を紹介するものとなった。
70	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 32 - 旧野球場建設予定地発掘調査報告書 8 掘立柱建物跡編 (2) -』(第 444 集)	三内丸山遺跡	2007 年	1992～1994 年に調査した旧野球場建設予定地の検出遺構のうち縄文時代の掘立柱建物跡に関する調査報告 2。
71	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 33 - 第 30 次調査報告書-』(第 462 集)	三内丸山遺跡	2008 年	2006 年に実施した第 30 次調査の報告。第 19 次調査で取り上げた木柱を構成する掘立柱建物跡群を確認し、さらに 1 本の木柱を取り上げた。他に 3 基の木柱を取り上げ、年代調査の試料を得た。動植物依存体や年代測定等を詳細に行った。
72	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 34 - 旧野球場建設予定地発掘調査報告書 9 掘立柱建物跡編 (3)・南盛土 (1)』(第 463 集)	三内丸山遺跡	2008 年	1994～1996 年に調査した旧野球場建設予定地の検出遺構のうち縄文時代の掘立柱建物跡に関する調査報告 3 と南盛土に関する調査報告 1。大型掘立柱建物跡を報告し、南盛土では幅 50cm の拡張トレンチ部分を層ごとに詳細に報告した。
73	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 35- 旧野球場建設予定地発掘調査報告書 10 南盛土 (2)-』(第 478 集)	三内丸山遺跡	2009 年	1992～1994 年に調査した旧野球場建設予定地の検出遺構のうち南盛土に関する調査報告 2。南盛土の範囲、土層断面図、出土遺物等を掲載、土偶をはじめとする多数の土製品・石製品を報告した。
74	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 36 - 第 31・32 次調査報告書-』(第 494 集)	三内丸山遺跡	2010 年	2007・2008 年に実施した第 31・32 次調査の報告。環状配石墓と道路跡の先後関係、構成礫の石質等の調査を行った。配石構成礫については岩石学的な調査で荒川上部からもたらされた可能性が高いことが判明した。
75	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 37- 旧野球場建設予定地発掘調査報告書 11 写真図版編 -』(第 509 集)	三内丸山遺跡	2011 年	1992～1994 年に調査した旧野球場建設予定地の既報告の検出遺構・出土遺物の写真図版編。
76	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 38- 旧野球場建設予定地発掘調査報告書 12 北盛土 (1)-』(第 519 集)	三内丸山遺跡	2012 年	1992～1994 年に調査した旧野球場建設予定地の検出遺構のうち北盛土の範囲、層序、土器・石器に関する調査報告。
77	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 39- 第 33・34・35 次地調査報告書 -』(第 520 集)	三内丸山遺跡	2012 年	2009～2011 年に実施した第 33～35 次調査の報告。3 年にわたり継続調査した西盛土の範囲、他の遺構との関連性、形成過程などを報告した。土壌の水洗い選別で得られた動植物遺存体の分析や、土壌の微細形態分析など多岐にわたる自然科学的分析を行った。その結果、盛土と埋設土器の関連性が示唆されること、盛土には炭化物等を含み薄く土層が堆積するものとローム質土のみ厚いものと二つの様相が確認できることを報告。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
78	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 40 旧野球場建設予定地発掘調査報告書 13 北盛土 (2)-』(第 533 集)	三内丸山遺跡	2013 年	1992～1994 年に調査した旧野球場建設予定地の検出遺構のうち北盛土の土・石製品、骨角器、土器・石器の補遺、写真に関する調査報告。
79	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 41 旧野球場建設予定地発掘調査報告書 14 北の谷 (1)-』(第 546 集)	三内丸山遺跡	2014 年	1992～1994 年に調査した旧野球場建設予定地の北の谷出土の縄文土器、石器、土偶、土製品に関する調査報告。
80	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 42- 旧野球場建設予定地発掘調査報告書 15- 北の谷 (2)-』(県第 557 集)	三内丸山遺跡	2015 年	旧野球場建設予定地の北の谷の杭列等の遺構、ミニチュア土器・石製品・骨角器・木製品、自然科学分析に関する調査報告。
81	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 43- 第 36・37・38・39 次調査、北端部予備調査報告書-』(県第 570 集)	三内丸山遺跡	2016 年	西盛土の東端が確認され、規模が東西 100m、南北 120m 以上であると報告された。また西盛土西側の調査により新たに環状配石墓や溝状遺構が確認されたことを報告。
82	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 44- 総括報告書第 1 分冊-』(県第 588 集)	三内丸山遺跡	2017 年	三内丸山遺跡におけるこれまでの調査等を総括したもの。
83	青森県教育委員会	『三内丸山遺跡 44- 総括報告書第 2 分冊-』	三内丸山遺跡	2018 年	三内丸山遺跡におけるこれまでの調査等を総括したもの。
84	天間林村教育委員会	『平成 4 年度二ツ森貝塚発掘調査概報』	二ツ森貝塚	1993 年	二ツ森貝塚の範囲が東地区だけではなく、貝塚集落を挟んで西地区に広がっていることが確認された。
85	天間林村教育委員会	『平成 5 年度二ツ森貝塚発掘調査報告書』	二ツ森貝塚	1994 年	東地区は縄文中期には集落としての機能を持っていたことを確認。また、フラスコ状ピット底部から埋葬された幼犬の骨が出土した。
86	天間林村教育委員会	『平成 6 年度二ツ森貝塚発掘調査報告書』	二ツ森貝塚	1995 年	東地区において、検出された堅穴建物跡は縄文時代中期中葉から末葉までのものと見解がされる。また東地区中央の窪んだ区域は広場ではないことが確認された。
87	天間林村教育委員会	『平成 7 年度二ツ森貝塚発掘調査報告書』	二ツ森貝塚	1996 年	東地区 3 か所、西地区 1 か所の試掘調査が実施された。西地区も縄文中期中葉から後葉の形成であることが確認された。
88	天間林村教育委員会	『平成 8 年度二ツ森貝塚発掘調査報告書』	二ツ森貝塚	1997 年	東地区のさらに東端の地区から道路状遺構と土坑墓が列状に配置されて検出される。西地区中央北側からは縄文時代中期後半から末葉の大型のロングハウスと考えられる堅穴建物跡が確認された。
89	天間林村教育委員会	『平成 10 年度二ツ森貝塚発掘調査報告書 6』	二ツ森貝塚	1999 年	西地区の北側から縄文時代中期後半から末葉の堅穴建物跡 4 棟とフラスコ状ピット 2 基が確認された
90	天間林村教育委員会	『二ツ森貝塚発掘調査報告書 7』	二ツ森貝塚	2000 年	1996 年度に検出された東地区東側の道路状遺構と土坑墓の延長の確認調査をしたところ、土坑墓が確認された。
91	天間林村教育委員会	『二ツ森貝塚発掘調査報告書 8』	二ツ森貝塚	2001 年	東地区の東端地点から縄文時代中期前葉の堅穴建物跡を確認。東地区と西地区の間の中央地区からは土坑墓状の遺構が確認される。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
92	天間林村教育委員会	『二ツ森貝塚発掘調査報告書 9』	二ツ森貝塚	2002 年	西地区寄りの中央地区の試掘調査において道路状遺構と土坑墓群が確認された。西地区北側からは縄文時代の竪穴建物跡 20 棟とフラスコ状ピット 6 基が確認された。
93	天間林村教育委員会	『二ツ森貝塚発掘調査報告書 10』	二ツ森貝塚	2003 年	東地区北側の突出した台地に遺構がないことが確認された。ただ縄文時代早期後半の土器が出土していることから、二ツ森貝塚の幕開けを示す場所であった可能性が浮かびあがってきた。
94	天間林村教育委員会	『二ツ森貝塚発掘調査報告書 11』	二ツ森貝塚	2004 年	西地区Ⅱ号貝塚の試掘調査の結果、縄文時代中期中頃から後葉までの時期に構築されたものであることが確認された。また多数の骨角器が出土した。また、史跡西側に隣接する箇所からフラスコ状ピットとその中から埋葬された人骨が出土した。
95	天間林村教育委員会	『二ツ森貝塚発掘調査報告書 12』	二ツ森貝塚	2005 年	2003 年度に確認された史跡に隣接する地区の発掘調査を実施する。その結果、縄文時代中期後葉から末葉までのフラスコ状ピット 11 基が検出された。フラスコ状ピット底部から人骨約 8 体分確認された。
96	七戸町教育委員会	『二ツ森貝塚発掘調査報告書 14』	二ツ森貝塚	2006 年	東地区と西地区に挟まれた中央地区の北側先端に向けて試掘調査がされた。その結果、縄文時代前期前葉の遺構と遺物が確認された。さらに捨場遺構も確認されている。このことから二ツ森貝塚の形成を考えた時、北側が形成の初期段階に利用されていた空間であると考えられる。
97	七戸町教育委員会	『二ツ森貝塚範囲確認調査報告書』	二ツ森貝塚	2007 年	1999 年度から 2005 年度までの試掘調査成果をまとめたものである。またこの報告書で遺構の時期変遷などを示している。
98	南茅部町教育委員会	『大船 C 遺跡－平成 8 年度発掘調査報告書－』	大船遺跡	1998 年	4,500 m ² の発掘調査。竪穴建物跡 92 棟、土坑 66 基のほか盛土遺構を発掘し、180,960 点の土器や石器、動植物遺体が出土した。集落の造営時期は前期末葉から中期末葉。
99	南茅部町教育委員会	『大船 C 遺跡－平成 9 年度詳細分布調査－』	大船遺跡	1998 年	400 m ² の詳細分布調査。竪穴建物跡 24 棟、土坑 22 基を発掘し、8,314 点の遺物が出土した。遺跡の主体となる中期の集落は舌状台地の約 2,500 m ² に集中することを確認。
100	南茅部町教育委員会	『大船 C 遺跡－平成 10 年度詳細分布調査－』	大船遺跡	1999 年	約 900 m ² の詳細分布調査。竪穴建物跡 11 棟、土坑 8 基を発掘し、16,912 点の遺物が出土した。南東側斜面に土坑群、南西側に竪穴建物跡の広がりを確認した。
101	南茅部町教育委員会	『大船 C 遺跡－平成 11 年度発掘調査報告書－』	大船遺跡	2000 年	約 650 m ² を発掘調査。盛土遺構中央部と、竪穴建物跡 2 棟を調査し 18,440 点の遺物が出土した。試掘用トレンチでは竪穴建物跡を 11 地点、土坑を 5 地点で確認し、炭化したクリ約 200 点や珪藻土など 3,770 点の遺物が出土した。集落の主体部が南側の台地まで広がることを確認。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
102	南茅部町教育委員会	『大船C遺跡 ハマナス野遺跡 vol. XVII—国庫補助事業による町内遺跡発掘調査事業報告書—』	大船遺跡	2002年	合わせて約600㎡を発掘調査。竪穴住居跡11棟、土坑2基を確認し42,388点の遺物が出土した。また、一部の竪穴建物内の土器埋設炉から灰状になったプラント・オパールを多量に検出。さらに炭化したクリヤクルミも出土した。「大船遺跡」として国の史跡に指定される。
103	函館市教育委員会	『史跡大船遺跡—平成17年度国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書—』	大船遺跡	2006年	約160㎡を発掘調査。2棟の竪穴建物跡を調査し、縄文時代中期前半の住居群の分布状況を把握した。遺物の出土状況から盛土遺構の範囲を想定。
104	函館市教育委員会	『史跡大船遺跡復元整備基本計画』	大船遺跡	2006年	2006～2009年の整備計画。
105	函館市教育委員会	『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想』	大船遺跡・垣ノ島遺跡	2006年	南茅部地域の縄文遺跡群の整備と活用の方針や目的等を記載。No.9に同じ。
106	函館市教育委員会	『史跡大船遺跡—平成18年度国庫補助事業による史跡整備事業報告書—』	大船遺跡	2007年	約20㎡の範囲確認調査。盛土遺構の縁辺部を確認した。これにより盛土遺構の規模は全体で長さ約80m、幅約10mの北東から南西方向に細長く延びる形状であることが明らかとなった。
107	函館市教育委員会	『史跡大船遺跡保存整備事業報告書』	大船遺跡	2010年	2006～2009年実施の整備事業の報告。
108	函館市教育委員会	『史跡大船遺跡保存管理計画書』	大船遺跡	2012年	史跡指定の経緯、現状、遺跡の概要、本質的価値の明確化、保存管理方針、活用方針等を記載。
109	函館市教育委員会	『史跡大船遺跡保存管理計画（平成27年度改訂版）』	大船遺跡	2016年	2012年策定計画の改訂。
110	一戸町教育委員会	『御所野遺跡環境整備事業報告書Ⅰ』	御所野遺跡	2004年	1997年から2001年までの整備事業の報告。
111	一戸町教育委員会	『御所野遺跡環境整備事業報告書Ⅱ』	御所野遺跡	2007年	1997年～2001年までの復元遺構の整備後の経過、および新規復元遺構についての報告。
112	一戸町教育委員会	『御所野遺跡—平成2年度御所野遺跡発掘調査概報—』	御所野遺跡	1991年	中央部と西区の遺構分布調査の概要報告。
113	一戸町教育委員会	『御所野遺跡—平成3年度御所野遺跡発掘調査概報—』	御所野遺跡	1992年	東区の遺構分布調査の概要報告。
114	一戸町教育委員会	『御所野遺跡Ⅰ—縄文時代中期の大集落跡—』	御所野遺跡	1993年	1989年～1992年の発掘調査報告（遺構の概要把握のための調査）
115	一戸町教育委員会	『2002一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2003年	2002年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査の活動報告。
116	一戸町教育委員会	『2003一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2004年	2003年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査の活動報告。
117	一戸町教育委員会	『2004一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2005年	2004年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査の活動報告。
118	一戸町教育委員会	『御所野遺跡Ⅱ』	御所野遺跡	2004年	1994年～1998年の発掘調査報告（遺構の範囲・内容確認調査）

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
119	一戸町教育委員会	『一戸城跡・御所野遺跡・野里遺跡 - 平成15年度町内遺跡発掘調査報告書 -』	御所野遺跡	2004年	2003年の発掘調査報告。(遺跡東側の範囲確認調査)
120	一戸町教育委員会	『2005 一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2006年	2005年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査の活動報告。
121	一戸町教育委員会	『2006 一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2007年	2006年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査の活動報告。
122	一戸町教育委員会	『御所野遺跡Ⅲ』	御所野遺跡	2006年	1999年～2005年の発掘調査報告。(中央部の内容確認調査)
123	一戸町教育委員会	『御所野遺跡 - 平成16、17年度町内遺跡発掘調査報告書 -』	御所野遺跡	2006年	2004年～2005年の発掘調査報告。(遺跡東側の範囲確認調査)
124	一戸町教育委員会	『平成19年度一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2008年	2007年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査報告。
125	一戸町教育委員会	『平成20年度一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2009年	2008年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査報告。
126	一戸町教育委員会	『平成21年度一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2010年	2009年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査報告。
127	一戸町教育委員会	『御所野遺跡・馬場平遺跡 - 平成19・20年度町内遺跡発掘調査報告書 -』	御所野遺跡	2009年	2007年～2008年の発掘調査報告書。(遺跡西側の範囲確認調査)
128	一戸町教育委員会	『平成22年度一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2011年	2010年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査報告。
129	一戸町教育委員会	『御所野遺跡植生復元整備計画書 - 縄文里山づくり事業 -』	御所野遺跡	2010年	2007年～2009年検討の植生復元整備計画書。
130	一戸町教育委員会	『平成23年度一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2012年	2011年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査の報告。
131	一戸町教育委員会	『平成24年度一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2013年	2012年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査報告。
132	一戸町教育委員会	『平成25年度一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2014年	2013年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査報告。
133	一戸町教育委員会	『御所野遺跡Ⅳ』	御所野遺跡	2013年	2009年～2012年の発掘調査報告(中央部の内容確認調査)
134	一戸町教育委員会	『史跡御所野遺跡保存管理計画』	御所野遺跡	2013年	遺跡の保存管理計画書。
135	一戸町教育委員会	『平成26年度一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2015年	2014年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査報告。
136	一戸町教育委員会	『平成27年度一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2016年	2015年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査報告。
137	一戸町教育委員会	『御所野遺跡Ⅴ - 総括報告書 -』	御所野遺跡	2015年	これまでの発掘調査の総括。
138	一戸町教育委員会	『御所野遺跡環境整備事業報告書Ⅲ - 総括報告書』	御所野遺跡	2017年	これまでの保存整備事業や活用事業の総括。
139	一戸町教育委員会	『平成28年度一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2017年	2016年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査報告。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
140	一戸町教育委員会	『平成29年度一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2019年	2017年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査報告。
141	一戸町教育委員会	『平成30年度一戸町文化財年報』	御所野遺跡	2019年	2018年の御所野遺跡及びその他の文化財の保存活用・調査報告。
142	伊達高校郷土研究部	『噴火湾沿岸の縄文文化遺跡』	入江・高砂貝塚	1950年	「入江式土器」を発見。台地上に5か所の貝塚を確認。
143	名取武光・峰山巖	『入江貝塚』(北方文化研究報告第十三輯)	入江貝塚	1954年	A地点貝塚が縄文時代前期～後期のものであることが判明した。貝塚の厚さは2.55mである。狩猟用・獲物処理用の石器が乏しいのに対し、漁労用の骨器が極めて豊富であること、全層を通じて魚類が多量に出土していることから、漁労本位の生業を行っていたと結論付けられた。
144	札幌医科大学解剖学第二講座	『高砂貝塚』(噴火湾沿岸貝塚遺跡調査報告2)	高砂貝塚	1987年	縄文時代後期初頭の貝塚に形成された、配石遺構を伴う縄文時代晩期中葉(大洞C2式期)の墓坑群(28基)が発見された。
145	虻田町教育委員会	『入江貝塚-北海道虻田町入江遺跡における詳細分布調査の概要報告-』	入江貝塚	1986年	縄文時代早期～晩期、続縄文時代近世アイヌ期の遺物の他、竪穴建物跡、墓、貝塚等の遺構が確認された。
146	虻田町教育委員会	『高砂貝塚-北海道虻田町高砂遺跡における詳細分布調査報告書』(虻田町文化財調査報告第5集)	高砂貝塚	1997年	縄文時代早期～晩期、続縄文時代擦文時代、近世アイヌ期の遺物が出土し、縄文時代後期の竪穴建物跡、墓、近世の貝塚が確認された。
147	洞爺湖町教育委員会	『入江・高砂貝塚』(洞爺湖町文化財調査報告第2集)	高砂貝塚	2007年	2004年には、1963年・1965年に札幌医科大学の調査にて発見された配石遺構が、北に広がっていることが確認された。2005年には、北海道では例の少ない縄文時代晩期の貝塚を確認した。2006年には、竪穴建物跡と思われる遺構が確認された。
148	洞爺湖町教育委員会	『入江・高砂貝塚2』(洞爺湖町文化財調査報告第3集)	高砂貝塚	2008年	2006年に確認された竪穴建物跡の調査を行った。1号を除き、4・5号としたものについては竪穴建物跡に伴う炉や柱穴が認められず、確証を得ることができなかった。
149	洞爺湖町教育委員会	『高砂遺跡』(洞爺湖町文化財調査報告第4集)	入江・高砂貝塚周辺	2009年	入江・高砂貝塚周辺の遺跡分布調査。遺構は焼土が検出された。遺物の分布状況はまばらであり、出土量も非常に少ない。
150	洞爺湖町教育委員会	『洞爺湖町内遺跡発掘調査報告書』(洞爺湖町文化財調査報告第6集)	入江・高砂貝塚周辺	2011年	入江・高砂貝塚周辺の遺跡分布調査。貝塚・墓坑・竪穴建物跡をはじめとする遺構は、史跡周辺には認められなかった。
151	洞爺湖町教育委員会	『国指定史跡入江・高砂貝塚』(洞爺湖町文化財調査報告第8集)	入江・高砂貝塚	2013年	入江・高砂貝塚の総括的報告書。過去に行われた調査から遺構や遺物の変遷をまとめ、遺跡の位置付け等の考察を行った。
152	葛西勳、高橋潤	『青森市小牧野遺跡発掘調査報告-東北北部における縄文後期の土器文化の研究-』	小牧野遺跡	1989年	1989年に、青森山田高等学校考古学研究会等(担当:葛西勳、高橋潤)が実施した調査報告書。環状列石を初めて検出した。環状列石内より再葬土器棺墓を2基検出するとともに続縄文土器も出土した。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
153	青森市教育委員会	『小牧野遺跡発掘調査概報』（青森市埋蔵文化財調査報告書第20集）	小牧野遺跡	1993年	1990～1992年に実施した環状列石の調査概要。
154	青森市教育委員会	『小牧野遺跡発掘調査報告書Ⅰ』（青森市埋蔵文化財調査報告書第30集）	小牧野遺跡	1996年	1990～1995年に実施した環状列石及び環状列石周辺部の調査報告。環状列石構築期の土坑、廃棄域等を検出。縄文時代後期初頭～前葉の土器や石器、土製品、石製品及び弥生時代・続縄文時代の土器や石器を収録。
155	青森市教育委員会	『小牧野遺跡発掘調査報告書Ⅱ』（第35集）	小牧野遺跡	1997年	1996年に遺跡範囲確認を目的として実施した調査報告。環状列石構築期の廃棄域等を検出。
156	青森市教育委員会	『小牧野遺跡発掘調査報告書Ⅲ』（第40集）	小牧野遺跡	1998年	1997年に遺跡範囲確認を目的として実施した調査報告。環状列石構築期の土坑（貯蔵穴）等を検出。
157	青森市教育委員会	『小牧野遺跡発掘調査報告書Ⅳ』（第45集）	小牧野遺跡	1999年	1998年に遺跡範囲確認を目的として実施した調査報告。環状列石構築直前期の堅穴建物跡や廃棄域、平安時代の堅穴建物跡、縄文時代～平安時代、近現代の道路状遺構等を検出。
158	青森市	『国指定史跡小牧野遺跡整備基本構想』	小牧野遺跡	1999年	小牧野遺跡の整備に関する方向性をまとめた計画書。
159	青森市	『国史跡小牧野遺跡整備基本計画』	小牧野遺跡	2000年	小牧野遺跡の整備の具体的な方針をまとめた計画書。
160	青森市教育委員会	『小牧野遺跡発掘調査報告書Ⅴ』（第50集）	小牧野遺跡	2000年	1999年に遺跡範囲確認を目的として実施した調査報告。環状列石構築期の土坑、小ピット、湧水遺構等を検出。
161	青森市教育委員会	『小牧野遺跡発掘調査報告書Ⅵ』（第55集）	小牧野遺跡	2001年	2000年に遺跡の内容解明を目的として実施した環状列石東側及び南側の調査報告の遺構編。環状列石構築期の堅穴建物跡や土坑墓、配石遺構等を検出。
162	青森市教育委員会	『小牧野遺跡発掘調査報告書Ⅶ』（第60集）	小牧野遺跡	2003年	2001年に遺跡の内容解明を目的として実施した環状列石東側及び南側の調査報告の遺構編。環状列石構築期の堅穴建物跡、土坑墓、粘土埋納遺構、剥片埋納遺構等を検出。
163	青森市教育委員会	『小牧野遺跡発掘調査報告書Ⅷ』（第70集）	小牧野遺跡	2003年	2000、2001年に実施した遺構外出土遺物の調査報告及び2002年に実施した環状列石と中央帯の調査概要。
164	青森市教育委員会	『小牧野遺跡発掘調査報告書Ⅸ』（第85集）	小牧野遺跡	2006年	第1編は2002～2005年に実施した環状列石の発掘調査及び周辺のボーリング調査の報告。環状列石内帯・外帯や中央帯、特殊組石等の調査を行った。第2編は1990～2005年に実施した調査のまとめ（総括編）。
165	青森市	『史跡小牧野遺跡保存管理計画』	小牧野遺跡	2012年 (改訂版 2017年)	小牧野遺跡の適切な保護を図るための基本方針や具体的な手順・方法を示した保存管理計画書。
166	秋田県教育委員会	『伊勢堂岱遺跡』	伊勢堂岱遺跡	1999年	環状列石A・Bの調査。
167	鷹巣町教育委員会	『伊勢堂岱遺跡詳細分布調査報告書(1)』	伊勢堂岱遺跡	1998年	
168	鷹巣町教育委員会	『伊勢堂岱遺跡詳細分布調査報告書(2)』	伊勢堂岱遺跡	1999年	環状列石Cの調査。
169	鷹巣町教育委員会	『伊勢堂岱遺跡詳細分布調査報告書(3)』	伊勢堂岱遺跡	2000年	環状列石Cの調査。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
170	鷹巣町教育委員会	『伊勢堂岱遺跡詳細分布調査報告書(4)』	伊勢堂岱遺跡	2001年	環状列石Dの調査。
171	鷹巣町教育委員会	『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書I』	伊勢堂岱遺跡	2002年	環状列石Dの調査。
172	鷹巣町教育委員会	『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書II』	伊勢堂岱遺跡	2003年	環状列石Dの調査。
173	鷹巣町教育委員会	『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書III』	伊勢堂岱遺跡	2004年	環状列石Dより東側の調査。
174	鷹巣町教育委員会	『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書IV』	伊勢堂岱遺跡	2005年	環状列石Cより東部の調査。
175	北秋田市教育委員会	『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書V』	伊勢堂岱遺跡	2006年	環状列石B南部の調査。
176	北秋田市教育委員会	『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書VI』	伊勢堂岱遺跡	2007年	環状列石Dの調査。
177	北秋田市教育委員会	『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書VII』	伊勢堂岱遺跡	2008年	道路状遺構の調査。
178	北秋田市教育委員会	『伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書VIII』	伊勢堂岱遺跡	2009年	溝状遺構の調査。
179	北秋田市教育委員会	『史跡伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書』	伊勢堂岱遺跡	2011年	これまでの発掘調査の総括。
180	北秋田市教育委員会	『史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画』	伊勢堂岱遺跡	2019年	伊勢堂岱遺跡の適切な保護を図るための方針を示した保存管理計画書。
181	文化財保護委員会 (現文化庁)	『大湯町環状列石』	大湯環状列石	1953年	遺跡の時期や性格の解明。
182	秋田県教育委員会鹿角市教育委員会	『大湯環状列石周辺遺跡緊急分布調査報告書』	大湯環状列石	1974年	環状列石周辺に分布する遺構遺物の範囲確認。
183	秋田県教育委員会	『大湯環状列石周辺遺跡分布調査概要』	大湯環状列石	1975年	遺構確認調査。
184	鹿角市教育委員会	『大湯環状列石周辺遺跡分布調査概要』	大湯環状列石	1976年	遺構確認調査。
185	鹿角市教育委員会	『大湯環状列石周辺遺跡分布調査報告書』	大湯環状列石	1977年	遺構確認調査。
186	鹿角市教育委員会	『大湯環状列石周辺遺跡発掘調査報告書(1)～(6)』	大湯環状列石	1985年～ 1990年	環状列石の性格解明と環境整備に必要なデータの収集。
187	鹿角市教育委員会	『大湯環状列石発掘調査報告書(7)～(8)』	大湯環状列石	1991年～ 1992年	
188	鹿角市教育委員会	『特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(9)～(25)』	大湯環状列石	1993年～ 2008年	
189	鹿角市教育委員会	『特別史跡大湯環状列石環境整備事業報告書』	大湯環状列石	2003年	石材保存調査の実施。(原因究明、洗浄強化剤の実験、実施状況等)
190	鹿角市教育委員会	『大湯環状列石I遺構編』	大湯環状列石	2005年	確認遺構のまとめ。
191	鹿角市教育委員会	『大湯環状列石II遺物編』	大湯環状列石	2010年	出土遺物のまとめ。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
192	鹿角市、鹿角市教育委員会	『特別史跡大湯環状列石保存管理計画書』	大湯環状列石	1978年	大湯環状列石の適切な保護を図るための基本方針や具体的な手順・方法を示した保存管理計画書。
193	鹿角市教育委員会	『特別史跡大湯環状列石第2次環境整備計画報告書』	大湯環状列石	2004年	環状列石南西側の整備計画書。
194	鹿角市教育委員会	『特別史跡大湯環状列石第3次環境整備計画報告書』	大湯環状列石	2009年	一本木後口地区の整備計画書。
195	鹿角市教育委員会	『特別史跡大湯環状列石第4次環境整備計画報告書』	大湯環状列石	2014年	野中堂環状列石南側の環境整備計画書。
196	千歳市教育委員会	『千歳遺跡』	キウス周堤墓群 1・2号周堤墓	1967年	1964年の1号周堤墓、1965年の2号周堤墓の小規模発掘調査報告。1号周堤墓堅穴中央で5基、2号周堤墓で1基の墓穴を確認。1号周堤墓の調査所見から、資産がT a - c火山灰降下（紀元前500年頃）以前に造営されたことが判明。本資産が70cmほどの表土と降下軽石火山灰で被覆されて良好な状態で残っていること、縄文時代後期の集団墓地であることが確認された。
197	千歳市教育委員会	『市内遺跡発掘調査報告書1』	キウス周堤墓群	2015年	2013～2014年に実施した史跡指定地周辺区域の詳細分布調査及び地形測量の報告書。キウス周堤墓群の丘陵側様相の一端が明らかになり、周堤墓及び周辺の微地形が把握された。
198	千歳市教育委員会	『国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画』	キウス周堤墓群	2016年	史跡の適切な保護を図るための基本方針、保存管理の具体的な方法及び管理体制の整備等を示す。
199	千歳市教育委員会	『史跡キウス周堤墓群総括報告書』	キウス周堤墓群	2019年	2015～2017年に実施した史跡指定地周辺区域の詳細分布調査及び地形測量の報告書。周堤墓を1基新たに検出、地勢から道路（縄文後期遺構）の存在を推測する。
200	弘前市教育委員会	『岩木山麓古代遺跡昭和34年度発掘調査中間報告』	大森勝山遺跡ほか	1960年	台地南西側より大型堅穴建物跡が検出されたほか、台地上で試掘調査が実施されるなど、遺跡内の地下遺構の様相が判明した。
201	弘前市教育委員会	『岩木山麓古代遺跡昭和35年度発掘調査中間報告』	大森勝山遺跡ほか	1961年	台地上において環状列石が全面検出され、環状列石の形状が判明した。
202	弘前市教育委員会	『岩木山麓古代遺跡昭和36年度発掘調査中間報告』	大森勝山遺跡ほか	1962年	環状列石内部、周辺部及び組石下部の調査が実施され、環状列石の様相が判明した。
203	弘前市教育委員会	『岩木山麓古代遺跡発掘調査報告書』	大森勝山遺跡ほか	1965年	1959年から1961年の調査で確認された地下遺構及び出土遺物の様相がまとめられたもので、以後の遺跡保護の基礎資料となった報告書である。
204	弘前市教育委員会	『大森勝山遺跡発掘調査報告書』	大森勝山遺跡	2010年	1950年代の調査成果に、2006年から2008年の調査成果を加え、再整理したもので、現段階で遺跡の様相を最も総括した報告書である。
205	弘前市教育委員会	『史跡大森勝山遺跡保存管理計画策定報告書』	大森勝山遺跡	2015年	大森勝山遺跡を適切に保存し、次世代へと継承していくため、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための基本方針、保存・管理の方法、現状変更等取扱方針、整備や公開・活用及び運営体制に係る基本方針を定めた保存管理計画策定報告書。

No.	編著者	標題	構成資産	発行年	要約
206	弘前市教育委員会	『史跡大森勝山遺跡整備計画策定報告書』	大森勝山遺跡	2016年	保存管理計画に基づき、整備及び公開活用に係る基本方針、整備の具体的な計画を定めた整備計画報告書。
207	三田史学会（慶應義塾大学）	『亀ヶ岡遺蹟』	亀ヶ岡石器時代遺跡	1959年	沢根・近江野沢地区の低湿地より縄文時代後期及び晩期大洞B～A式土器、藍胎漆器、木製品等出土。
208	青森県教育委員会	『亀ヶ岡遺跡発掘調査報告』	亀ヶ岡石器時代遺跡	1974年	史跡東側隣接地より縄文時代晩期の土器を中心に、縄文時代前期末葉～弥生中期の土器が出土。ガラス玉が縄文時代晩期末葉の大洞A'式土器に共伴して出土。
209	青森県立郷土館	『亀ヶ岡石器時代遺跡』	亀ヶ岡石器時代遺跡	1984年	低湿地より縄文時代晩期の大洞B～A'式土器出土。台地上の亀山地区より土坑墓21基を含む26基の遺構検出。低湿地では古環境調査も実施。
210	つがる市教育委員会ほか	『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』	亀ヶ岡石器時代遺跡	2009年	史跡指定の経緯、これまでの調査地点・調査内容や、亀ヶ岡石器時代遺跡の概要を記載。
211	つがる市教育委員会	『田小屋野貝塚2・亀ヶ岡石器時代遺跡4・上沢辺(2)遺跡』	亀ヶ岡石器時代遺跡	2010年	史跡西側隣接地より縄文時代晩期の土坑墓群と、竪穴建物跡1棟を確認。
212	つがる市教育委員会	『豊富遺跡2・亀ヶ岡遺跡5・筒木坂屏風山遺跡2・田小屋野貝塚3・下相野遺跡』	亀ヶ岡石器時代遺跡	2012年	史跡範囲に内包される舗装道路したから縄文時代晩期～弥生時代の遺構・遺物を確認。道路周辺の史跡地にも遺構・遺物が良好に遺存すると推定された。
213	つがる市教育委員会	『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡総括報告書』	亀ヶ岡石器時代遺跡	2019年	遺跡についての近世以来の研究史、発掘調査成果を再評価しつつまとめ、遺跡の価値と亀ヶ岡文化圏の中の位置づけなどを総合的に総括した。
214	甲野勇	『青森県三戸郡是川村中居石器時代遺跡調査概報』（史前学雑誌2-4）	是川石器時代遺跡	1930年	中居遺跡低湿地の堆積土を構成する堅果はクルミ、トチ、ナラであることが判明、特殊泥炭層と命名。
215	八戸市教育委員会	『是川中居遺跡』	是川石器時代遺跡	1993年	中居遺跡台地に縄文時代後期・晩期の竪穴建物跡、土坑墓群を確認。
216	八戸市教育委員会	『是川中居遺跡1』	是川石器時代遺跡	2002年	中居遺跡南低湿地に二本の沢跡を確認。沢跡に、植物質遺物を包含する、堅果類を中心とした捨て場が形成されていることを確認。
217	八戸遺跡調査会	『是川中居遺跡-長田沢地区-』	是川石器時代遺跡	2002年	中居遺跡北低湿地に縄文時代晩期後葉の捨て場を検出。
218	八戸遺跡調査会	『是川中居遺跡-GLM区-』	是川石器時代遺跡	2004年	中居遺跡台地に縄文時代後期・晩期の土坑墓群を確認。
219	八戸市教育委員会	『是川中居遺跡4』	是川石器時代遺跡	2005年	中居遺跡南低湿地の捨て場下部から水さらし場を検出。
220	八戸市教育委員会	『是川中居遺跡5』	是川石器時代遺跡	2006年	中居遺跡南低湿地の傾斜面に盛土や配石を確認。
221	八戸市教育委員会	『史跡是川石器時代遺跡発掘調査報告書』	是川石器時代遺跡	2012年	これまでの発掘調査の総括。

第 7 章 資料

7.a 写真、スライド、画像一覧

7.b 保護のための指定に関する文書、管理計画
または管理体制の解説及び関係諸計画（抜粋）

7.c 資産関連資料

7.d 資料の管理機関と所在地

7.e 参考文献

7.a. 写真、スライド、画像一覧

表 7-1 写真・画像一覧

No.	フォーマット	標題	撮影作成 年月	撮影者 作成者	著作権保持者	著作権連絡先 ※詳細は、294～296 ページを参照のこと	非排他的 権利譲渡	Web 公開
写真中表 紙-1	電子データ	三内丸山遺跡	2019年	縄文遺跡群世界遺産登録推進本部(以下、推進本部)	縄文遺跡群世界遺産登録推進本部(以下、推進本部)	縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局(以下、推進事務局)	可	可
写真中表 紙-2	電子データ	北黄金貝塚	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真中表 紙-3	電子データ	大湯環状列石	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真中表 紙-4	電子データ	御所野遺跡	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真 2-1	電子データ	全景(南側上空から) 【001 大平山元遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真 2-2	電子データ	北東アジア最古(BCE13,000 年頃)の土器 【001 大平山元遺跡】	2014年3月	外ヶ浜町教育委員会	外ヶ浜町	外ヶ浜町教育委員会社会教育課	可	可
写真 2-3	電子データ	土器に伴出した石鏃 【001 大平山元遺跡】	2011年1月	外ヶ浜町教育委員会	外ヶ浜町	外ヶ浜町教育委員会社会教育課	可	可
写真 2-4	電子データ	土器に伴出した石斧 【001 大平山元遺跡】	2014年3月	外ヶ浜町教育委員会	外ヶ浜町	外ヶ浜町教育委員会社会教育課	可	可
写真 2-5	電子データ	全景(東側上空から) 【002 垣ノ島遺跡】	2014年10月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学習部文化財課	可	可
写真 2-6	電子データ	大型土坑墓と土坑墓群 【002 垣ノ島遺跡】	2000年10月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学習部文化財課	可	可
写真 2-7	電子データ	副葬された足形付土版と石器 【002 垣ノ島遺跡】	2001年2月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学習部文化財課	可	可
写真 2-8	電子データ	まとまって出土した漁網用の石鏃 【002 垣ノ島遺跡】	2007年9月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学習部文化財課	可	可
写真 2-9	電子データ	石鏃 【002 垣ノ島遺跡】	2014年4月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学習部文化財課	可	可
写真 2-10	電子データ	盛土断面 【002 垣ノ島遺跡】	2015年10月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学習部文化財課	可	可
写真 2-11	電子データ	盛土中央小丘部 【002 垣ノ島遺跡】	2018年9月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学習部文化財課	可	可
写真 2-12	電子データ	全景(南東側上空から) 【003 北黄金貝塚】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真 2-13	電子データ	貝層断面 【003 北黄金貝塚】	1999年6月	伊達市教育委員会	伊達市	伊達市教育委員会生涯学習課	可	可
写真 2-14	電子データ	土坑墓と屈葬人骨 【003 北黄金貝塚】	1976年8月	札幌医科大学解剖第2講座	伊達市	伊達市教育委員会生涯学習課	可	可
写真 2-15	電子データ	水場遺構 【003 北黄金貝塚】	1998年9月	伊達市教育委員会	伊達市	伊達市教育委員会生涯学習課	可	可
写真 2-16	電子データ	水場遺構出土石器 【003 北黄金貝塚】	2000年	伊達市教育委員会	伊達市	伊達市教育委員会生涯学習課	可	可
写真 2-17	電子データ	全景(東南側上空から) 【004 田小屋野貝塚】	2012年8月	つがる市教育委員会	つがる市教育委員会	つがる市教育委員会社会教育文化課	可	可
写真 2-18	電子データ	土坑墓内の出産歴のある女性人骨 【004 田小屋野貝塚】	2012年8月	つがる市教育委員会	つがる市教育委員会	つがる市教育委員会社会教育文化課	可	可
写真 2-19	電子データ	貝層断面 【004 田小屋野貝塚】	1991年8月	青森県立郷土館	青森県立郷土館	青森県立郷土館学芸課	可	可
写真 2-20	電子データ	骨角器 【004 田小屋野貝塚】	1995年2月	青森県立郷土館	青森県立郷土館	青森県立郷土館学芸課	可	可

No.	フォーマット	標題	撮影作成 年月	撮影者 作成者	著作権保持者	著作権連絡先 ※詳細は、294～296 ページを参照のこと	非排他的 権利譲渡	Web 公開
写真 2-21	電子データ	ベンケイガイ製貝製品と石 製装身具 【004 田小屋野貝塚】	1995年2月	青森県立郷土館	青森県立郷土館	青森県立郷土館学芸課	可	可
写真 2-22	電子データ	全景（東側上空から） 【005 ニツ森貝塚】	—	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会世界遺 産対策室	可	可
写真 2-23	電子データ	貝層断面 【005 ニツ森貝塚】	1995年7月	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会世界遺 産対策室	可	可
写真 2-24	電子データ	捨て場の土器出土状況 【005 ニツ森貝塚】	1995年	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会世界遺 産対策室	可	可
写真 2-25	電子データ	漁労具など 【005 ニツ森貝塚】	2019年9月	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会世界遺 産対策室	可	可
写真 2-26	電子データ	出土した貝類 【005 ニツ森貝塚】	2012年10月	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会世界遺 産対策室	可	可
写真 2-27	電子データ	鹿角製櫛 【005 ニツ森貝塚】	2011年9月	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会世界遺 産対策室	可	可
写真 2-28	電子データ	全景（西側上空から） 【006 三内丸山遺跡】	2018年8月	青森県教育庁文化財保 護課	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-29	電子データ	大型竪穴建物跡 【006 三内丸山遺跡】	1994年8月	青森県埋蔵文化財調査 センター	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-30	電子データ	大型掘立柱建物跡 【006 三内丸山遺跡】	1994年6月	青森県埋蔵文化財調査 センター	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-31	電子データ	列状墓 【006 三内丸山遺跡】	1995年10月	青森県教育庁文化財保 護課	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-32	電子データ	環状配石墓 【006 三内丸山遺跡】	2007年9月	青森県教育庁文化財保 護課	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-33	電子データ	貯蔵穴 【006 三内丸山遺跡】	1997年10月	青森県教育庁文化財保 護課	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-34	電子データ	盛土土器出土状況 【006 三内丸山遺跡】	1994年	青森県埋蔵文化財調査 センター	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-35	電子データ	土偶【006 三内丸山遺跡】	2013年1月	青森県教育庁文化財保 護課	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-36	電子データ	ヒスイ製大珠 【006 三内丸山遺跡】	1995年1月	青森県教育庁文化財保 護課	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-37	電子データ	全景（南東側上空から） 【007 大船遺跡】	2010年8月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学 習部文化財課	可	可
写真 2-38	電子データ	重なり合う竪穴建物跡 【007 大船遺跡】	1996年	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学 習部文化財課	可	可
写真 2-39	電子データ	大型竪穴建物跡 【007 大船遺跡】	1996年9月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学 習部文化財課	可	可
写真 2-40	電子データ	盛土と出土品（下） 【007 大船遺跡】	1996年9月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学 習部文化財課	可	可
写真 2-41	電子データ	クジラの椎骨 【007 大船遺跡】	1996年9月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学 習部文化財課	可	可
写真 2-42	電子データ	石棒【007 大船遺跡】	1996年8月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学 習部文化財課	可	可
写真 2-43	電子データ	クリの種実【007 大船遺跡】	1997年2月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学 習部文化財課	可	可
写真 2-44	電子データ	オットセイの牙と歯 【007 大船遺跡】	1997年2月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学 習部文化財課	可	可
写真 2-45	電子データ	全景（北西側上空から） 【008 御所野遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真 2-46	電子データ	配石遺構群全景 【008 御所野遺跡】	1989年	一戸町教育委員会	一戸町教育委員会及び御 所野縄文博物館	御所野縄文博物館	可	可

No.	フォーマット	標題	撮影作成 年月	撮影者 作成者	著作権保持者	著作権連絡先 ※詳細は、294～296 ページを参照のこと	非排他的 権利譲渡	Web 公開
写真 2-47	電子データ	土坑墓群 【008 御所野遺跡】	1992年	一戸町教育委員会	一戸町教育委員会及び御 所野縄文博物館	御所野縄文博物館	可	可
写真 2-48	電子データ	配石(手前)と盛土(奥) 【008 御所野遺跡】	2010年10月	一戸町教育委員会	一戸町教育委員会及び御 所野縄文博物館	御所野縄文博物館	可	可
写真 2-49 左	電子データ	盛土からの出土品(左:焼 かれた動物骨) 【008 御所野遺跡】	2019年9月	稲野彰子	一戸町教育委員会及び御 所野縄文博物館	御所野縄文博物館	可	可
写真 2-49 右	電子データ	盛土からの出土遺物(右: 炭化したクリ・クルミ・トチ ノミ)【008 御所野遺跡】	2019年9月	稲野彰子	一戸町教育委員会及び御 所野縄文博物館	御所野縄文博物館	可	可
写真 2-50	電子データ	全景(南東側上空から) 【009 入江貝塚】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真 2-51	電子データ	貝層断面【009 入江貝塚】	1995年6月	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会社会 教育課	可	可
写真 2-52	電子データ	埋葬された筋萎縮症に罹患 した成人の骨【009 入 江貝塚】	1967年8月	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会社会 教育課	可	可
写真 2-53	電子データ	竪穴建物跡 【009 入江貝塚】	1993年7月	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会社会 教育課	可	可
写真 2-54	電子データ	海棲哺乳類の椎骨 【009 入江貝塚】	2018年3月	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会社会 教育課	可	可
写真 2-55	電子データ	猪牙製装身具 【009 入江貝塚】	1993年10月	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会社会 教育課	可	可
写真 2-56	電子データ	釣針【009 入江貝塚】	2013年11月	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会社会 教育課	可	可
写真 2-57	電子データ	銚頭【009 入江貝塚】	1993年10月	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会社会 教育課	可	可
写真 2-58	電子データ	全景(北側上空から) 【010 小牧野遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真 2-59	電子データ	環状列石内の配石 【010 小牧野遺跡】	1998年	青森市教育委員会	青森市教育委員会	青森市教育委員会事務局 文化財課	可	可
写真 2-60	電子データ	捨て場【010 小牧野遺跡】	1998年	青森市教育委員会	青森市教育委員会	青森市教育委員会事務局 文化財課	可	可
写真 2-61	電子データ	土偶【010 小牧野遺跡】	2005年	スタジオエイト	青森市教育委員会	青森市教育委員会事務局 文化財課	可	可
写真 2-62	電子データ	土器棺【010 小牧野遺跡】	2005年	スタジオエイト	青森市教育委員会	青森市教育委員会事務局 文化財課	可	可
写真 2-63	電子データ	三角形岩版などの石製品 【010 小牧野遺跡】	2005年	スタジオエイト	青森市教育委員会	青森市教育委員会事務局 文化財課	可	可
写真 2-64	電子データ	全景(北西側上空から) 【011 伊勢堂岱遺跡】	2015年6月	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会生涯 学習課	可	可
写真 2-65	電子データ	環状列石Cの配石 【011 伊勢堂岱遺跡】	1999年	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会生涯 学習課	可	可
写真 2-66	電子データ	環状列石Aの掘立柱建物跡 【011 伊勢堂岱遺跡】	1996年	秋田県教育委員会	秋田県教育委員会	秋田県教育委員会文化財 保護室	可	可
写真 2-67	電子データ	祭祀具 【011 伊勢堂岱遺跡】	2016年2月	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会生涯 学習課	可	可
写真 2-68	電子データ	板状土偶 【011 伊勢堂岱遺跡】	2016年2月	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会生涯 学習課	可	可
写真 2-69	電子データ	全景(西側上空から) 【012 大湯環状列石】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真 2-70	電子データ	万座環状列石全景 【012 大湯環状列石】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真 2-71	電子データ	野中堂環状列石全景 【012 大湯環状列石】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真 2-72	電子データ	日時計状組石(野中堂環状 列石)【012 大湯環状列石】	2002年	鹿角市教育委員会	鹿角市教育委員会	鹿角市大湯ストーンサー クル館	可	可

No.	フォーマット	標題	撮影作成 年月	撮影者 作成者	著作権保持者	著作権連絡先 ※詳細は、294～296 ページを参照のこと	非排他的 権利譲渡	Web 公開
写真 2-73	電子データ	土坑墓 【012 大湯環状列石】	1985 年	鹿角市教育委員会	鹿角市教育委員会	鹿角市大湯ストーンサークル館	可	可
写真 2-74	電子データ	夏至の日没(野中堂環状列石) 【012 大湯環状列石】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真 2-75	電子データ	土器【012 大湯環状列石】	2019 年	鹿角市教育委員会	鹿角市教育委員会	鹿角市大湯ストーンサークル館	可	可
写真 2-76	電子データ	祭祀具 【012 大湯環状列石】	2019 年	鹿角市教育委員会	鹿角市教育委員会	鹿角市大湯ストーンサークル館	可	可
写真 2-77 左	電子データ	土版(左:裏面) 【012 大湯環状列石】	2019 年	鹿角市教育委員会	鹿角市教育委員会	鹿角市大湯ストーンサークル館	可	可
写真 2-77 右	電子データ	土版(右:表面) 【012 大湯環状列石】	2019 年	鹿角市教育委員会	鹿角市教育委員会	鹿角市大湯ストーンサークル館	可	可
写真 2-78	電子データ	全景(南東側から) 【013 キウス周堤墓群】	2016 年 4 月	千歳市教育委員会	千歳市教育委員会	千歳市教育委員会埋蔵文化財センター	可	可
写真 2-79	電子データ	2号周堤墓周堤断面 【013 キウス周堤墓群】	1965 年 6～7 月	千歳市教育委員会	千歳市教育委員会	千歳市教育委員会埋蔵文化財センター	可	可
写真 2-80	電子データ	立石のある土坑墓(1号周堤墓) 【013 キウス周堤墓群】	1964 年 7 月	千歳市教育委員会	千歳市教育委員会	千歳市教育委員会埋蔵文化財センター	可	可
写真 2-81	電子データ	配石のある土坑墓(2号周堤墓) 【013 キウス周堤墓群】	1965 年 7 月	千歳市教育委員会	千歳市教育委員会	千歳市教育委員会埋蔵文化財センター	可	可
写真 2-82	電子データ	石棒【013 キウス周堤墓群】	2013 年 4 月	千歳市教育委員会	千歳市教育委員会	千歳市教育委員会埋蔵文化財センター	可	可
写真 2-83	電子データ	土偶等の出土品 【013 キウス周堤墓群】	2018 年 2 月	千歳市教育委員会	千歳市教育委員会	千歳市教育委員会埋蔵文化財センター	可	可
写真 2-84	電子データ	全景(北東側から) 【014 大森勝山遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真 2-85	電子データ	環状列石全景 【014 大森勝山遺跡】	2007 年 10 月	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会文化財課	可	可
写真 2-86	電子データ	冬至の日没 【014 大森勝山遺跡】	2016 年	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会文化財課	可	可
写真 2-87	電子データ	土器埋設遺構 【014 大森勝山遺跡】	2008 年 9 月	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会文化財課	可	可
写真 2-88	電子データ	組石遺構 【014 大森勝山遺跡】	2017 年 10 月	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会文化財課	可	可
写真 2-89	電子データ	組石遺構 【014 大森勝山遺跡】	2017 年 10 月	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会文化財課	可	可
写真 2-90	電子データ	組石遺構 【014 大森勝山遺跡】	2017 年 10 月	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会文化財課	可	可
写真 2-91	電子データ	円盤状石製品 【014 大森勝山遺跡】	2019 年 10 月	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会文化財課	可	可
写真 2-92	電子データ	全景(南東側上空から) 【015 高砂貝塚】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真 2-93	電子データ	貝塚【015 高砂貝塚】	2005 年 8 月	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会社会教育課	可	可
写真 2-94	電子データ	埋葬状況【015 高砂貝塚】	1963 年 5 月	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会社会教育課	可	可
写真 2-95	電子データ	配石遺構【015 高砂貝塚】	1963 年 5 月	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会社会教育課	可	可
写真 2-96	電子データ	土偶【015 高砂貝塚】	2013 年 11 月	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会社会教育課	可	可
写真 2-97	電子データ	全景(東側上空から) 【016 亀ヶ岡石器時代遺跡】	2017 年 5 月	つがる市教育委員会	つがる市教育委員会	つがる市教育委員会社会教育文化課	可	可
写真 2-98	電子データ	竪穴建物跡 【016 亀ヶ岡石器時代遺跡】	2009 年 11 月	つがる市教育委員会	つがる市教育委員会	つがる市教育委員会社会教育文化課	可	可

No.	フォーマット	標題	撮影作成 年月	撮影者 作成者	著作権保持者	著作権連絡先 ※詳細は、294～296 ページを参照のこと	非排他的 権利譲渡	Web 公開
写真 2-99	電子データ	土坑墓と副葬された玉類 *土坑墓 【016 亀ヶ岡石器時代遺跡】	2017年9月	つがる市教育委員会	つがる市教育委員会	つがる市教育委員会社会 教育文化課	可	可
写真 2-99 右上	電子データ	土坑墓と副葬された玉類 *玉 【016 亀ヶ岡石器時代遺跡】	2017年12月	つがる市教育委員会	つがる市教育委員会	つがる市教育委員会社会 教育文化課	可	可
写真 2-100	電子データ	漆塗土器 【016 亀ヶ岡石器時代遺跡】	1987年以前	青森県立郷土館	青森県立郷土館	青森県立郷土館学芸課	可	可
写真 2-101	電子データ	土偶 【016 亀ヶ岡石器時代遺跡】	—	東京国立博物館	東京国立博物館	株式会社DNPアートコ ミュニケーションズ	不可	可
写真 2-102	電子データ	全景(北側上空から) 【017 是川石器時代遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
写真 2-103	電子データ	竪穴建物跡 【017 是川石器時代遺跡】	1993年6月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋文化財センター是 川縄文館	可	可
写真 2-104	電子データ	赤い顔料が付着した人骨と 土坑墓 【017 是川石器時代遺跡】	2003年5月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋文化財センター是 川縄文館	可	可
写真 2-105	電子データ	水場遺構 【017 是川石器時代遺跡】	2003年6月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋文化財センター是 川縄文館	可	可
写真 2-106	電子データ	装身具と編布 【017 是川石器時代遺跡】	2007年11月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋文化財センター是 川縄文館	可	可
写真 2-107	電子データ	赤色漆塗り土器 【017 是川石器時代遺跡】	2004年9月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋文化財センター是 川縄文館	可	可
写真 2-108	電子データ	石斧柄 【017 是川石器時代遺跡】	2002年8月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋文化財センター是 川縄文館	可	可
写真 2-109	電子データ	ヤス 【017 是川石器時代遺跡】	2010年10月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋文化財センター是 川縄文館	可	可
写真 2-110	電子データ	土偶 【017 是川石器時代遺跡】	2018年11月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋文化財センター是 川縄文館	可	可
写真 2-111	電子データ	竪穴建物跡(006 三内丸山 遺跡) 【コラム】	1997年10月	青森県教育庁文化財保 護課	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-112	電子データ	貯蔵穴(006 三内丸山遺跡) *写真 2-33に同じ 【コラ ム】	1997年10月	青森県教育庁文化財保 護課	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-113	電子データ	水場遺構(017 是川石器時 代遺跡) *写真 2-105に同 じ 【コラム】	2003年6月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋文化財センター是 川縄文館	可	可
写真 2-114	電子データ	ステージIIの土器(006 三 内丸山遺跡) 【コラム】	2003年11月	青森県教育庁文化財保 護課	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-115	電子データ	ステージIIIの土器(017 是 川石器時代遺跡) 【コラム】	2006年11月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋文化財センター是 川縄文館	可	可
写真 2-116	電子データ	漆塗りの弓(017 是川石器 時代遺跡) 【コラム】	2000年9月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋文化財センター是 川縄文館	可	可
写真 2-117	電子データ	石鏃(001 大平山元遺跡) * 写真 2-3に同じ 【コラム】	2011年1月	外ヶ浜町教育委員会	外ヶ浜町	外ヶ浜町教育委員会社会 教育課	可	可
写真 2-118	電子データ	石錘(002 垣ノ島遺跡) * 写真 2-8に同じ 【コラム】	2014年4月	函館市教育委員会	函館市教育委員会	函館市教育委員会生涯学 習部文化財課	可	可
写真 2-119	電子データ	釣針(009 入江貝塚) *写 真 2-56に同じ 【コラム】	2013年11月	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会社会 教育課	可	可
写真 2-120	電子データ	猪牙製装身具(009 入江 貝塚) *写真 2-55に同じ 【コラム】	1993年10月	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会	洞爺湖町教育委員会社会 教育課	可	可
写真 2-121	電子データ	ベンケイガイ製貝製品(004 田小屋野貝塚) *写真 2-21 に同じ 【コラム】	1995年2月	青森県立郷土館	青森県立郷土館	青森県立郷土館学芸課	可	可
写真 2-122	電子データ	鹿角製櫛(005 ニッ森貝塚) *写真 2-27に同じ 【コラ ム】	2011年9月	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会世界遺 産対策室	可	可

No.	フォーマット	標題	撮影作成 年月	撮影者 作成者	著作権保持者	著作権連絡先 ※詳細は、294～296 ページを参照のこと	非排他的 権利譲渡	Web 公開
写真 2-123	電子データ	土坑墓 (006 三内丸山遺跡) 【コラム】	1992年7月	青森県埋蔵文化財調査センター	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-124	電子データ	埋設土器 (006 三内丸山遺跡) 【コラム】	1992年7月	青森県埋蔵文化財調査センター	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-125	電子データ	発掘された盛土 (006 三内丸山遺跡) 【コラム】	2009年10月	青森県教育庁文化財保護課	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-126	電子データ	貝塚断面 (005 ニッ森貝塚) 【コラム】	1995年7月	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会	七戸町教育委員会世界遺産対策室	可	可
写真 2-127	電子データ	丘陵の斜面に平坦地を造成 (010 小牧野遺跡) 【コラム】	2003年	(株)シン技術コンサルム	青森市教育委員会	青森市教育委員会事務局文化財課	可	可
写真 2-128	電子データ	4つの環状列石が広い台地の北端に密集 (011 伊勢堂岱遺跡) 【コラム】	2015年6月	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会生涯学習課	可	可
写真 2-129	電子データ	河川により東西に狭小な丘陵に立地 (012 大湯環状列石) 【コラム】	2009年7月	鹿角市教育委員会	鹿角市教育委員会	鹿角市大湯ストーンサークル館	可	可
写真 2-130	電子データ	岩木山頂を意識した山麓に立地 (014 大森勝山遺跡) * 写真 2-85 に同じ 【コラム】	2007年10月	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会	弘前市教育委員会文化財課	可	可
写真 2-131	電子データ	板状土偶 (006 三内丸山遺跡) 【コラム】	2003年11月	青森県教育庁文化財保護課	三内丸山遺跡センター	三内丸山遺跡センター	可	可
写真 2-132	電子データ	土偶 (010 小牧野遺跡) * 写真 2-61 に同じ 【コラム】	2005年	スタジオエイト	青森市教育委員会	青森市教育委員会事務局文化財課	可	可
写真 2-133	電子データ	遮光器土偶 (017 亀ヶ岡石器時代遺跡) * 写真 2-101 に同じ 【コラム】	—	東京国立博物館	東京国立博物館	株式会社DNPアートコミュニケーションズ	不可	可
写真 2-134	電子データ	土製品 (011 伊勢堂岱遺跡) * 写真 2-67 に同じ 【コラム】	2016年2月	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会生涯学習課	可	可
写真 2-135	電子データ	土製品 (012 大湯環状列石) * 写真 2-76 に同じ 【コラム】	2019年	鹿角市教育委員会	鹿角市教育委員会	鹿角市大湯ストーンサークル館	可	可
写真 2-136	電子データ	赤色漆塗容器 (017 是川石器時代遺跡) 【コラム】	2000年7～10月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館	可	可
写真 2-137	電子データ	赤色漆塗櫛 (017 是川石器時代遺跡) 【コラム】	2002年8月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館	可	可
写真 2-138	電子データ	漆塗土器 (016 亀ヶ岡石器時代遺跡) * 写真 2-100 に同じ 【コラム】	1987年以前	青森県立郷土館	青森県立郷土館	青森県立郷土館学芸課	可	可
写真 2-139	電子データ	漆塗土器 (017 是川石器時代遺跡) * 写真 2-107 に同じ 【コラム】	2004年9月	八戸市教育委員会	八戸市教育委員会	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館	可	可
写真 3-1	電子データ	ボイスマン2遺跡の墓地	1999年	Aleksandr Popov	Aleksandr Popov	推進事務局	可	可
写真 3-2	電子データ	興隆窪遺跡の環濠集落	—	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
写真 4-1	電子データ	遺構面の殺菌処理 (006 三内丸山遺跡)	2009年3月	青森県教育委員会	青森県教育委員会	青森県教育庁文化財保護課	可	可
写真 4-2	電子データ	防カビ剤散布 (006 三内丸山遺跡)	2009年3月	青森県教育委員会	青森県教育委員会	青森県教育庁文化財保護課	可	可
写真 4-3	電子データ	析出塩分の除去 (006 三内丸山遺跡)	2012年4月	青森県教育委員会	青森県教育委員会	青森県教育庁文化財保護課	可	可
写真 4-4	電子データ	防カビ剤塗布 (010 小牧野遺跡)	2012年	青森市教育委員会	青森市教育委員会	青森市教育委員会事務局文化財課	可	可
写真 4-5	電子データ	遺構清掃 (006 三内丸山遺跡)	2012年4月	青森県教育委員会	青森県教育委員会	青森県教育庁文化財保護課	可	可
写真 4-6	電子データ	雑草の刈払い作業 (017 是川石器時代遺跡)	2018年6月	(株) 昴造園建設	八戸市教育委員会	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館	可	可

No.	フォーマット	標題	撮影作成 年月	撮影者 作成者	著作権保持者	著作権連絡先 ※詳細は、294～296 ページを参照のこと	非排他的 権利譲渡	Web 公開
写真 4-7	電子データ	雪害対策として石の崩落を防止する緩衝材を配置 (010 小牧野遺跡)	2015年11月	青森市教育委員会	青森市教育委員会	青森市教育委員会事務局文化財課	可	可
写真 4-8	電子データ	火災消火訓練 (012 大湯環状列石)	2013年1月以前	鹿角市教育委員会	鹿角市教育委員会	鹿角市大湯ストーンサークル館	可	可
写真 5-1	電子データ	修学旅行生に価値を伝えるガイド (003 北黄金貝塚)	2019年	伊達市教育委員会	伊達市	伊達市教育委員会生涯学習課	可	可
写真 5-2	電子データ	国外からの来訪者に価値を伝えるガイド (006 三内丸山遺跡)	2012年6月	三内丸山応援隊	(一社) 三内丸山応援隊	(一社) 三内丸山応援隊	可	可
写真 5-3	電子データ	資産を保全するための清掃活動 (008 御所野遺跡)	2018年5月	一戸町教育委員会	一戸町教育委員会及び御所野縄文博物館	御所野縄文博物館	可	可
写真 5-4	電子データ	周辺環境の保全を促す資産近接河川へのサケの放流 (011 伊勢堂岱遺跡)	2011年4月	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会	北秋田市教育委員会生涯学習課	可	可
図 1-1	電子データ	世界における資産の位置図	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 1-2	電子データ	東アジアにおける資産の位置図	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 1-3	電子データ	北海道・北東北における各構成資産の位置	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 1-4～1-20	電子データ	各構成資産と緩衝地帯の範囲	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-1	電子データ	世界史のなかの縄文時代	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-2	電子データ	完新世における北東アジアの植生分布図	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-3	電子データ	資産における集落展開及び精神文化に関する6つのステージ (模式図)	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-4	電子データ	本構成資産の定住ステージ【001 大平山元遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-5	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範囲【001 大平山元遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-6	電子データ	周辺環境【001 大平山元遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-7	電子データ	出土品分布図【001 大平山元遺跡】	2019年	原図: 外ヶ浜町教育委員会作成/推進本部編集	外ヶ浜町/推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-8	電子データ	遺構概念図【001 大平山元遺跡】	2019年	原図: 外ヶ浜町教育委員会作成/推進本部編集	外ヶ浜町/推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-9	電子データ	土器及び石器の出土位置【001 大平山元遺跡】	2019年	原図: 外ヶ浜町教育委員会作成/推進本部編集	外ヶ浜町/推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-10	電子データ	本構成資産の定住ステージ【002 垣ノ島遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-11	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範囲【002 垣ノ島遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-12	電子データ	周辺環境【002 垣ノ島遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-13	電子データ	調査区位置図【002 垣ノ島遺跡】	2019年	原図: 函館市教育委員会作成/推進本部編集	函館市教育委員会/推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-14	電子データ	遺構概念図【002 垣ノ島遺跡】	2019年	原図: 函館市教育委員会作成/推進本部編集	函館市教育委員会/推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-15	電子データ	本構成資産の定住ステージ【003 北黄金貝塚】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可

No.	フォーマット	標題	撮影作成 年月	撮影者 作成者	著作権保持者	著作権連絡先 ※詳細は、294～296 ページを参照のこと	非排他的 権利譲渡	Web 公開
図 2-16	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範囲【003 北黄金貝塚】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-17	電子データ	周辺環境【003 北黄金貝塚】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-18	電子データ	遺構配置図【003 北黄金貝塚】	2019 年	原因：伊達市教育委員会作成／推進本部編集	伊達市／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-19	電子データ	遺構概念図【003 北黄金貝塚】	2019 年	原因：伊達市教育委員会作成／推進本部編集	伊達市／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-20	電子データ	捨て場（貝塚）の変遷【003 北黄金貝塚】	2019 年	原因：伊達市教育委員会作成／推進本部編集	伊達市／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-21	電子データ	本構成資産の定住ステージ【004 田小屋野貝塚】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-22	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範囲【004 田小屋野貝塚】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-23	電子データ	周辺環境【004 田小屋野貝塚】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-24	電子データ	遺構配置図【004 田小屋野貝塚】	2019 年	原因：つがる市教育委員会作成／推進本部編集	つがる市教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-25	電子データ	遺構概念図【004 田小屋野貝塚】	2019 年	原因：つがる市教育委員会作成／推進本部編集	つがる市教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-26	電子データ	本構成資産の定住ステージ【005 ニツ森貝塚】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-27	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範囲【005 ニツ森貝塚】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-28	電子データ	周辺環境【005 ニツ森貝塚】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-29	電子データ	調査区位置図【005 ニツ森貝塚】	2019 年	原因：七戸町教育委員会作成／推進本部編集	七戸町教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-30	電子データ	遺構概念図【005 ニツ森貝塚】	2019 年	原因：七戸町教育委員会作成／推進本部編集	七戸町教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-31	電子データ	本構成資産の定住ステージ【006 三内丸山遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-32	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範囲【006 三内丸山遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-33	電子データ	周辺環境【006 三内丸山遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-34	電子データ	調査区位置図【006 三内丸山遺跡】	2019 年	原因：青森県教育委員会作成／推進本部編集	青森県教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-35	電子データ	遺構概念図【006 三内丸山遺跡】	2019 年	原因：青森県教育委員会作成／推進本部編集	青森県教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-36	電子データ	本構成資産の定住ステージ【007 大船遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-37	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範囲【007 大船遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-38	電子データ	周辺環境【007 大船遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-39	電子データ	遺構配置図【007 大船遺跡】	2019 年	原因：函館市教育委員会作成／推進本部編集	函館市教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-40	電子データ	遺構概念図【007 大船遺跡】	2019 年	原因：函館市教育委員会作成／推進本部編集	函館市教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-41	電子データ	本構成資産の定住ステージ【008 御所野遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可

No.	フォーマット	標題	撮影作成 年月	撮影者 作成者	著作権保持者	著作権連絡先 ※詳細は、294～296 ページを参照のこと	非排他的 権利譲渡	Web 公開
図 2-42	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範囲【008 御所野遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-43	電子データ	周辺環境【008 御所野遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-44	電子データ	遺構配置図【008 御所野遺跡】	2019年	原図：一戸町教育委員会作成／推進本部編集	一戸町教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-45	電子データ	遺構概念図【008 御所野遺跡】	2019年	原図：一戸町教育委員会作成／推進本部編集	一戸町教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-46	電子データ	本構成資産の定住ステージ【009 入江貝塚】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-47	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範囲【009 入江貝塚】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-48	電子データ	周辺環境【009 入江貝塚】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-49	電子データ	遺構配置図【009 入江貝塚】	2019年	原図：洞爺湖町教育委員会作成／推進本部編集	洞爺湖町教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-50	電子データ	遺構概念図【009 入江貝塚】	2019年	原図：洞爺湖町教育委員会作成／推進本部編集	洞爺湖町教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-51	電子データ	本構成資産の定住ステージ【010 小牧野遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-52	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範囲【010 小牧野遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-53	電子データ	周辺環境【010 小牧野遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-54	電子データ	調査区位置図【010 小牧野遺跡】	2019年	原図：青森市教育委員会作成／推進本部編集	青森市教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-55	電子データ	遺構概念図【010 小牧野遺跡】	2019年	原図：青森市教育委員会作成／推進本部編集	青森市教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-56	電子データ	環状列石の構造【010 小牧野遺跡】	2019年	原図：青森市教育委員会作成／推進本部編集	青森市教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-57	電子データ	本構成資産の定住ステージ【011 伊勢堂岱遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-58	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範囲【011 伊勢堂岱遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-59	電子データ	周辺環境【011 伊勢堂岱遺跡】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-60	電子データ	調査区位置図【011 伊勢堂岱遺跡】	2019年	原図：北秋田市教育委員会作成／推進本部編集	北秋田市教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-61	電子データ	遺構概念図【011 伊勢堂岱遺跡】	2019年	原図：北秋田市教育委員会作成／推進本部編集	北秋田市教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-62	電子データ	環状列石Aの配石平面図【011 伊勢堂岱遺跡】	2019年	原図：北秋田市教育委員会作成／推進本部編集	北秋田市教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-63	電子データ	本構成資産の定住ステージ【012 大湯環状列石】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-64	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範囲【012 大湯環状列石】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-65	電子データ	周辺環境【012 大湯環状列石】	2019年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-66	電子データ	調査区位置図【012 大湯環状列石】	2019年	原図：鹿角市教育委員会作成／推進本部編集	鹿角市教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-67	電子データ	遺構概念図【012 大湯環状列石】	2019年	原図：鹿角市教育委員会作成／推進本部編集	鹿角市教育委員会／推進本部	推進事務局	不可	可

No.	フォーマット	標題	撮影作成 年月	撮影者 作成者	著作権保持者	著作権連絡先 ※詳細は、294～296 ページを参照のこと	非排他的 権利譲渡	Web 公開
図 2-68	電子データ	環状列石の配石平面図【012 大湯環状列石】	2019 年	原図：鹿角市教育委員会 作成／推進本部編集	鹿角市教育委員会／推進 本部	推進事務局	不可	可
図 2-69	電子データ	本構成資産の定住ステージ 【013 キウス周堤墓群】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-70	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範 囲【013 キウス周堤墓群】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-71	電子データ	周辺環境【013 キウス周堤 墓群】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-72	電子データ	遺構配置図【013 キウス周 堤墓群】	2019 年	原図：千歳市教育委員 会作成／推進本部編集	千歳市教育委員会／推進 本部	推進事務局	不可	可
図 2-73	電子データ	遺構概念図【013 キウス周 堤墓群】	2019 年	原図：千歳市教育委員 会作成／推進本部編集	千歳市教育委員会／推進 本部	推進事務局	不可	可
図 2-74	電子データ	本構成資産の定住ステージ 【014 大森勝山遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-75	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範 囲【014 大森勝山遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-76	電子データ	周辺環境【014 大森勝山遺 跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-77	電子データ	遺構配置図【014 大森勝山 遺跡】	2019 年	原図：弘前市教育委員 会作成／推進本部編集	弘前市教育委員会／推進 本部	推進事務局	不可	可
図 2-78	電子データ	遺構概念図【014 大森勝山 遺跡】	2019 年	原図：弘前市教育委員 会作成／推進本部編集	弘前市教育委員会／推進 本部	推進事務局	不可	可
図 2-79	電子データ	本構成資産の定住ステージ 【015 高砂貝塚】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-80	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範 囲【015 高砂貝塚】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-81	電子データ	周辺環境【015 高砂貝塚】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-82	電子データ	調査区位置図 【015 高砂貝塚】	2019 年	原図：洞爺湖町教育委員 会作成／推進本部編 集	洞爺湖町教育委員会／推 進本部	推進事務局	不可	可
図 2-83	電子データ	遺構概念図【015 高砂貝塚】	2019 年	原図：洞爺湖町教育委員 会作成／推進本部編 集	洞爺湖町教育委員会／推 進本部	推進事務局	不可	可
図 2-84	電子データ	本構成資産の定住ステージ 【016 亀ヶ岡石器時代遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-85	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範 囲【016 亀ヶ岡石器時代遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-86	電子データ	周辺環境【016 亀ヶ岡石器 時代遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-87	電子データ	遺構配置図【016 亀ヶ岡石 器時代遺跡】	2019 年	原図：つがる市教育委員 会作成／推進本部編 集	つがる市教育委員会／推 進本部	推進事務局	不可	可
図 2-88	電子データ	遺構概念図【016 亀ヶ岡石 器時代遺跡】	2019 年	原図：つがる市教育委員 会作成／推進本部編 集	つがる市教育委員会／推 進本部	推進事務局	不可	可
図 2-89	電子データ	本構成資産の定住ステージ 【017 是川石器時代遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-90	電子データ	構成資産と緩衝地帯の範 囲【017 是川石器時代遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-91	電子データ	周辺環境【017 是川石器時 代遺跡】	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-92	電子データ	遺構配置図【017 是川石器 時代遺跡】	2019 年	原図：八戸市教育委員 会作成／推進本部編 集	八戸市教育委員会／推 進本部	推進事務局	不可	可
図 2-93	電子データ	遺構概念図【017 是川石器 時代遺跡】	2019 年	原図：八戸市教育委員 会作成／推進本部編 集	八戸市教育委員会／推 進本部	推進事務局	不可	可

No.	フォーマット	標題	撮影作成 年月	撮影者 作成者	著作権保持者	著作権連絡先 ※詳細は、294～296 ページを参照のこと	非排他的 権利譲渡	Web 公開
図 2-94	電子データ	旧石器時代の日本列島	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-95	電子データ	気候(上)と海水準(下) の変動	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-96	電子データ	海進期の日本列島本州北 部の海岸線	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 2-97	電子データ	海流とブナ林	2019 年	原図:吉良竜夫作成/ 推進本部編集	吉良竜夫/推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-98	電子データ	1887 年のサケ・マスの資 源量	2019 年	原図:秋道智彌/推進 本部編集	秋道智彌/推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-99	電子データ	集落遺跡(006 三内丸山遺 跡)における食料の状況	2002 年	青森県環境生活部県民 生活文化課/さかいひろこ	青森県環境生活部県民生 活文化課/さかいひろこ	青森県環境生活部県民生 活文化課	可	可
図 2-100	電子データ	ステージ I における立地環 境	2019 年	原図:鹿角市教育委員会 作成/推進本部編集	鹿角市教育委員会/推進 本部	推進事務局	不可	可
図 2-101	電子データ	ステージ I a の集落構造	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-102	電子データ	ステージ I a の遺跡分布	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-103	電子データ	ステージ I b の集落構造	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-104	電子データ	ステージ II における立地環 境	2019 年	原図:鹿角市教育委員会 作成/推進本部編集	鹿角市教育委員会/推進 本部	推進事務局	不可	可
図 2-105	電子データ	ステージ II a の集落構造	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-106	電子データ	ステージ II b の集落構造	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-107	電子データ	006 三内丸山遺跡周辺の遺 跡分布(ステージ II b)	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-108	電子データ	ステージ III における立地環 境	2019 年	原図:鹿角市教育委員会 作成/推進本部編集	鹿角市教育委員会/推進 本部	推進事務局	不可	可
図 2-109	電子データ	ステージ III a の集落構造と 集落分布	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-110	電子データ	環状列石(010 小牧野遺跡) 周辺の遺跡分布(ステージ III a)	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-111	電子データ	ステージ III b の集落構造と 集落分布	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	不可	可
図 2-112	電子データ	貯蔵穴の使い方	1992 年	青森県埋蔵文化財調査セ ンター	青森県埋蔵文化財調査セ ンター	青森県埋蔵文化財調査セ ンター	可	可
図 3-1	電子データ	北東アジアにおける地域区 分	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 3-2	電子データ	北海道・北東北の比較対 象の縄文遺跡の分布	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 3-3	電子データ	世界の類似資産位置図	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 4-1	電子データ	002 垣ノ島遺跡の緩衝地帯 における道路整備計画	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 4-2	電子データ	007 大船遺跡の緩衝地帯 における道路整備計画	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 4-3	電子データ	011 伊勢堂岱遺跡の緩衝地 帯における道路整備計画	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 4-4	電子データ	012 大湯環状列石の資産内 の既存道路	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可

No.	フォーマット	標題	撮影作成 年月	撮影者 作成者	著作権保持者	著作権連絡先 ※詳細は、294～296 ページを参照のこと	非排他的 権利譲渡	Web 公開
図 4-5	電子データ	013 キウス周堤墓群の資産 内の既存道路と代替道路 整備計画	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 5-1～ 5-17	電子データ	各構成資産の緩衝地帯	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 5-18	電子データ	資産及び緩衝地帯の保存・ 管理の考え方	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 5-19	電子データ	北海道・北東北の縄文遺 跡群の保存管理体制	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 5-20～ 5-36	電子データ	各構成資産の整備状況	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 5-37	電子データ	立体表示の立面模式図	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 5-38	電子データ	構成資産で行われているイ ンタープリテーション体系 例	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可
図 6-1	電子データ	経過観察の実施体制	2019 年	推進本部	推進本部	推進事務局	可	可

《著作権連絡先の詳細（表 7-1 の記載順）》

縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局

〒 030-8570 青森県青森市長島 1-1-1（青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室内）

TEL: +81(0)17-722-1111 (内線 2341)

FAX: +81(0)17-734-8128

E-mail: sekaiisan@pref.aomori.lg.jp

外ヶ浜町教育委員会社会教育課

〒 030-1393 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋 44-2

TEL: +81(0)174-31-1233

FAX: +81(0)174-31-1234

E-mail: kyoiku@town.sotogahama.lg.jp

函館市教育委員会生涯学習部文化財課

〒 040-8666 北海道函館市東雲町 4-13

TEL: +81-138-21-3563

FAX: +81-138-27-7217

E-mail: bunkazai@city.hakodate.hokkaido.jp

伊達市教育委員会生涯学習課

〒 052-0024 北海道伊達市鹿島町 20-1

TEL: +81-142-23-3331 (内線 748)

FAX: +81-142-23-1084

E-mail: bunka@city.date.hokkaido.jp

つがる市教育委員会社会教育文化課

〒 038-3138 青森県つがる市木造若緑 52

TEL: +81-173-49-1194

FAX: +81-173-49-1212

E-mail: kyouiku@city.tsugaru.aomori.jp

青森県立郷土館学芸課

〒 030-0802 青森県青森市本町 2-8-14

TEL: +81-17-777-1585

FAX: +81-17-777-1588

七戸町教育委員会世界遺産対策室

〒 039-2592 青森県上北郡七戸町字七戸 31-2

TEL: +81-176-58-5530

FAX: +81-176-62-6256

E-mail: home@town.shichinohe.lg.jp

三内丸山遺跡センター

〒 038-0031 青森県青森市三内字丸山 305

TEL: +81-17-781-6078

FAX: +81-17-781-6103

E-mail: E-SJCC@pref.aomori.lg.jp

御所野縄文博物館

〒 028-5316 岩手県二戸郡一戸町岩館字御所野 2

TEL: +81-195-32-2652

FAX: +81-195-32-2992

E-mail: goshono@town.ichinohe.iwate.jp

洞爺湖町教育委員会社会教育課

〒 049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58

TEL: +81-142-74-3010

FAX: +81-1424-76-3216

E-mail: ky_syakai@town.toyako.lg.jp

青森市教育委員会事務局文化財課

〒 030-0801 青森県青森市新町 1-3-7

TEL: +81-17-734-1111 (内線 7052)

FAX: +81-17-718-1394

E-mail: bunkazai@city.aomori.aomori.jp

北秋田市教育委員会生涯学習課

〒 018-3312 秋田県北秋田市花園町 10-5

TEL: +81-186-62-6618

FAX: +81-186-62-1669

E-mail: be-bunka@city.kitaakita.akita.jp

秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室

住所: 〒 010-8580 秋田県秋田市山王 3-1-1

TEL: +81-18-860-1111 (内線 5193)

FAX: +81-18-860-5816

E-mail: bunkazai@pref.akita.lg.jp

鹿角市大湯ストーンサークル館

〒 018-5421 秋田県鹿角市十和田大湯字万座 45

TEL: +81-186-37-3822

FAX: +81-186-30-4303

E-mail: bunkazai@city.kazuno.lg.jp

千歳市教育委員会埋蔵文化財センター

〒 066-0001 北海道千歳市長都 42-1

TEL: +81-123-24-4210

FAX: +81-123-24-4210

E-mail: maibun@city.chitose.lg.jp

弘前市教育委員会文化財課

〒 036-1393 青森県弘前市大字賀田 1-1-1

TEL: +81-172-82-3111 (内線 768)

FAX: +81-172-82-2313

E-mail: bunkazai@city.hirosaki.jp

株式会社DNPアートコミュニケーションズ

〒141-8001 東京都品川区西五反田 3-5-20

TEL: +81-3-6431-3702

Fax: +81-3-6431-3705

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館

〒031-0023 青森県八戸市是川字横山1

TEL: +81-17-838-9511

FAX: +81-17-896-5392

E-mail: jomon@city.hahinohe.aomori.jp

青森県教育庁文化財保護課

〒030-8540 青森県青森市長島 1-1-1

TEL: +81-17-722-1111 (内線 3189)

FAX: +81-17-734-8280

E-mail: E-BUNKA@pref.aomori.lg.jp

(一社)三内丸山応援隊

〒038-0031 青森県青森市三内字丸山 305

TEL: +81-17-781-6078

FAX: +81-17-781-6103

E-mail: E-SJCC@pref.aomori.lg.jp

青森県環境生活部県民生活文化課

〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1

TEL: +81-17-722-1111 (内線 9238)

青森県埋蔵文化財調査センター

〒038-0031 青森県青森市新城天田内 152-15

TEL:+81-17-788-5701

BLANK PAGE

7.b 保護のための指定に関する文書、管理計画または管理体制の解説及び関係諸計画 (抜粋)

7.b.1 法律

『文化財保護法』〔全文は付属資料5参照〕

『景観法』〔全文は付属資料5参照〕

7.b.2 包括的保存管理計画

『「北海道・北東北の縄文遺跡群」包括的保存管理計画』

本冊〔全文は付属資料1参照〕

一分冊〔全文は付属資料1参照〕

7.b.3 関係地方自治体の関連諸計画

総合計画〔各計画の概要は第5章 216～220 ページを参照〕

『北海道総合計画―輝きつづける北海道―』北海道 2016

『青森県基本計画 選ばれる青森』青森県 2019

『いわて県民計画』岩手県 2019

『第3期ふるさと秋田元気創造プラン』秋田県 2018

『函館市総合計画 函館市まちづくり3か年計画』函館市 2017

『千歳市第6期総合計画』千歳市 2011

『第七次伊達市総合計画』伊達市 2019

『第2期洞爺湖町まちづくり総合計画』洞爺湖町 2016

『青森市総合計画基本構想及び前期基本計画』青森市 2018

『弘前市総合計画』弘前市 2019

『第6次八戸市総合計画 ひと・産業・文化が輝く北の創造都市』八戸市 2016

『新田の歴史が彩る 日本のふるさと 第2次つがる市総合計画』つがる市 2016

『第2次外ヶ浜町総合計画』外ヶ浜町 2015

『第2次七戸町長期総合計画』七戸町 2016

『一戸町総合計画基本計画』一戸町 2019

『第6次鹿角市総合計画(後期基本計画)』鹿角市 2016

『第2次北秋田市総合計画 住民が主役の“もり”のまち』北秋田市 2015

都市計画マスタープラン〔各計画の概要は第5章 222～227 ページを参照〕

『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マスタープラン)』北海道 2011

『青森県都市計画マスタープラン』青森県 2010

『岩手県都市計画マスタープラン』岩手県 2000

『秋田県 都市計画マスタープラン策定方針』秋田県 2002

『函館市都市計画マスタープラン』函館市 2011

『千歳市第2期都市計画マスタープラン』千歳市 2012

『伊達市都市計画マスタープラン』伊達市 2010

『虻田町(現洞爺湖町) 都市計画マスタープラン』洞爺湖町 2004

『青森市都市計画マスタープラン』青森市 1999

- 『弘前市都市計画マスタープラン』弘前市 2015
- 『八戸市都市計画マスタープラン』八戸市 2018
- 『つがる市都市計画マスタープラン』つがる市 2010
- 『蟹田都市計画』外ヶ浜町 1997
- 『七戸町都市計画マスタープラン』七戸町 2010
- 『一戸町都市計画マスタープラン』一戸町 2004
- 『鹿角市都市計画マスタープラン』鹿角市 2006
- 『北秋田市都市計画マスタープラン』北秋田市 2007

地域防災計画

- 『北海道地域防災計画』北海道 2017
- 『函館市地域防災計画』函館市 2018
- 『千歳市地域防災計画』千歳市 2018
- 『伊達市地域防災計画』伊達市 2016
- 『洞爺湖町地域防災計画』洞爺湖町 2017
- 『青森県地域防災計画』青森県 2018
- 『青森市地域防災計画』青森市 2019
- 『弘前市地域防災計画』弘前市 2019
- 『八戸市地域防災計画』八戸市 2018
- 『つがる市地域防災計画』つがる市 2017
- 『外ヶ浜町地域防災計画』外ヶ浜町 2007
- 『七戸町地域防災計画』七戸町 2017
- 『岩手県地域防災計画』岩手県 2018
- 『一戸町地域防災計画』一戸町 2016
- 『秋田県地域防災計画』秋田県 2018
- 『鹿角市地域防災計画』鹿角市 2016
- 『北秋田市地域防災計画』北秋田市 2016

史跡整備計画等

- 『国指定史跡大船遺跡整備・活用基本計画』函館市 2002
- 『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想』函館市 2006
- 『史跡大船遺跡復元整備基本計画』函館市 2006
- 『史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画』函館市 2016
- 『史跡入江・高砂貝塚整備基本計画書』洞爺湖町 2015
- 『青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画』青森県 1998
- 『つがる市縄文遺跡群整備基本構想』つがる市 2014
- 『(仮称) 亀ヶ岡館基本構想書』つがる市 2014
- 『史跡大平山元遺跡整備基本構想』外ヶ浜町 2017
- 『史跡大平山元遺跡整備基本計画』外ヶ浜町 2018
- 『史跡大平山元遺跡整備基本設計』外ヶ浜町 2019
- 『史跡小牧野遺跡整備基本計画』青森市 2000
- 『青森市歴史文化基本構想』青森市 1014
- 『史跡大森勝山遺跡整備計画策定報告書』弘前市 2016
- 『史跡是川石器時代遺跡第1期整備基本計画』八戸市 2018
- 『史跡二ツ森貝塚整備基本構想及び整備基本計画』七戸町 2018
- 『御所野遺跡整備基本構想』一戸町 1995

- 『史跡大森勝山遺跡整備計画策定報告書』弘前市 2016
 『史跡是川石器時代遺跡第1期整備基本計画』八戸市 2018
 『史跡二ツ森貝塚整備基本構想及び整備基本計画』七戸町 2018
 『御所野遺跡整備基本構想』一戸町 1995
 『史跡御所野遺跡整備基本計画書』一戸町 1996
 『御所野遺跡植生復元整備計画書』一戸町 2010
 『特別史跡大湯環状列石環境整備基本構想』鹿角市 1992
 『特別史跡大湯環状列石環境整備基本計画』鹿角市 1995
 『特別史跡大湯環状列石環境整備基本設計説明書』鹿角市 1998
 『特別史跡大湯環状列石第二次環境整備基本計画』鹿角市 2005
 『特別史跡大湯環状列石第三次環境整備基本計画』鹿角市 2009
 『特別史跡大湯環状列石第四次環境整備基本計画』鹿角市 2014
 『史跡伊勢堂岱遺跡整備基本構想』北秋田市 2003
 『史跡伊勢堂岱遺跡整備基本計画』北秋田市 2007
 『北秋田市歴史文化基本構想』北秋田市 2011

各構成資産の保存管理計画

表 7-2 構成資産の保存管理計画

対象資産	資料名	策定・改訂の主体	策定・改訂年
001 大平山元遺跡	史跡大平山元遺跡保存管理計画書	外ヶ浜町教育委員会	2016年
002 垣ノ島遺跡	史跡垣ノ島遺跡保存管理計画	函館市教育委員会	2016年
003 北黄金貝塚	史跡北黄金貝塚保存管理計画	伊達市教育委員会	2015年
004 田小屋野貝塚	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書	つがる市教育委員会	2009年
	史跡田小屋野貝塚保存管理計画(補足)		2012年
005 二ツ森貝塚	史跡二ツ森貝塚保存活用計画書	七戸町教育委員会	2016年
006 三内丸山遺跡	特別史跡三内丸山遺跡保存管理計画書	青森県教育委員会	2016年
007 大船遺跡	史跡大船遺跡保存管理計画	函館市教育委員会	2016年
008 御所野遺跡	史跡御所野遺跡保存管理計画	一戸町教育委員会	2013年
009 入江貝塚	史跡入江・高砂貝塚保存管理計画書	洞爺湖町教育委員会	2015年
015 高砂貝塚			
010 小牧野遺跡	史跡小牧野遺跡保存管理計画	青森市教育委員会	2017年
011 伊勢堂岱遺跡	史跡伊勢堂岱遺跡保存管理計画	北秋田市教育委員会	2019年
012 大湯環状列石	特別史跡大湯環状列石保存管理計画書	鹿角市教育委員会	1978年
013 キウス周堤墓群	国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画	千歳市教育委員会	2016年
014 大森勝山遺跡	史跡大森勝山遺跡保存管理計画策定報告書	弘前市教育委員会	2015年
016 亀ヶ岡石器時代遺跡	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書	つがる市教育委員会	2009年
	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡保存管理計画(補足)		2012年
017 是川石器時代遺跡	史跡是川石器時代遺跡保存活用計画	八戸市教育委員会	2016年

文化財保護法に基づく特別史跡指定又は史跡指定に関する記録

表 7-3 特別史跡 指定 又は史跡指定に関する官報告示

No.	構成資産	種別	指定名称	指定年月日	告示番号
001	大平山元遺跡	史跡	大平山元遺跡	史跡 2013/3/27	文部科学省告示第 39 号
				追加 2015/10/7	文部科学省告示第 173 号
002	垣ノ島遺跡	史跡	垣ノ島遺跡	史跡 2011/2/7	文部科学省告示第 11 号
003	北黄金貝塚	史跡	北黄金貝塚	史跡 1987/12/25	文部省告示第 140 号
				追加 1996/6/27	文部省告示第 123 号
				追加 2013/10/17	文部科学省告示第 147 号
004	田小屋野貝塚	史跡	田小屋野貝塚	史蹟 1944/6/26	文部省告示第 1010 号
				追加 2017/10/13	文部科学省告示第 143 号
005	二ツ森貝塚	史跡	二ツ森貝塚	史跡 1998/1/16	文部省告示第 11 号
				追加 2015/3/10	文部科学省告示第 44 号
				追加 2015/10/7	文部科学省告示第 173 号
006	三内丸山遺跡	特別史跡	三内丸山遺跡	特別史跡 2000/11/24	文部省告示第 173 号
				追加 2014/3/18	文部科学省告示第 33 号
007	大船遺跡	史跡	大船遺跡	史跡 2001/8/13	文部科学省告示第 138 号
008	御所野遺跡	史跡	御所野遺跡	史跡 1993/12/21	文部省告示第 151 号
				追加 2006/7/28	文部科学省告示第 118 号
				追加 2014/3/18	文部科学省告示第 37 号
009 015	入江貝塚 高砂貝塚	史跡	入江・高砂貝塚	入江貝塚 史跡 1988/5/13	文部省告示第 60 号
				追加・名称変更 2002/3/19	文部科学省告示第 47 号
				追加 2002/12/19	文部科学省告示第 209 号
				追加 2011/9/21	文部科学省告示第 144 号
010	小牧野遺跡	史跡	小牧野遺跡	史跡 1995/3/17	文部省告示 27 号
				追加 2001/8/13	文部科学省告示第 142 号
011	伊勢堂岱遺跡	史跡	伊勢堂岱遺跡	史跡 2001/1/29	文部科学省告示第 18 号
012	大湯環状列石	特別史跡	大湯環状列石	史跡 1951/12/26	文化財保護委員会告示第 47 号
				特別史跡 1956/7/19	文化財保護委員会告示第 49 号
				名称変更 1957/7/31	文化財保護委員会告示第 58 号
				追加 1974/1/23	文部省告示第 5 号
				追加 1990/3/8	文部省告示第 16 号
				追加 1994/1/25	文部省告示第 10 号
				追加 2001/8/13	文部科学省告示第 141 号
追加 2015/10/7	文部科学省告示第 171 号				

No.	構成資産	種別	指定名称	指定年月日	告示番号
013	キウス周堤墓群	史跡	キウス周堤墓群	史跡 1979/10/23	文部省告示 160 号
				追加 2019/10/16	文部科学省告示第 83 号
014	大森勝山遺跡	史跡	大森勝山遺跡	史跡 2012/9/19	文部科学省告示第 145 号
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	史跡	亀ヶ岡石器時代遺跡	史蹟 1944/6/26	文部省告示第 1010 号
				追加 2020/3/10	文部科学省告示第 23 号
017	是川石器時代遺跡	史跡	是川石器時代遺跡	史跡 1957/7/1	文化財保護委員会告示第 45 号
				追加 2004/9/30	文部科学省告示第 147 号
				追加 2013/10/17	文部科学省告示第 146 号
				追加 2016/10/3	文部科学省告示第 145 号

7.c 資産関連資料

表 7-4 資産に関する最新の記録「各構成資産の発掘調査総括報告書」

対象資産	資料名	発行	発行年
001 大平山元遺跡	大平山元 旧石器時代から縄文時代への移行を 考える遺跡群	外ヶ浜町教育委員会	2011
002 垣ノ島遺跡	史跡垣ノ島遺跡 平成25～28年度国庫補助事業 による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書	函館市教育委員会	2017
003 北黄金貝塚	KITAKOGANE	伊達市噴火湾文化研究所	2013
004 田小屋野貝塚	田小屋野貝塚総括報告書	つがる市教育委員会	2016
005 ニツ森貝塚	ニツ森貝塚 範囲確認調査報告書	七戸町教育委員会	2007
006 三内丸山遺跡	三内丸山遺跡44 総括報告書	青森県教育委員会	2018
007 大船遺跡	大船C遺跡平成8年度発掘調査報告書	函館市教育委員会	1996
008 御所野遺跡	御所野遺跡V 総括報告書	一戸町教育委員会	2015
009 入江貝塚 015 高砂貝塚	洞爺湖町文化財調査報告第8集 平成24年度 国指定史跡 入江・高砂貝塚	洞爺湖町教育委員会	2013
010 小牧野遺跡	青森市埋蔵文化財調査報告書第85集小牧野遺跡 発掘調査報告書IX	青森市教育委員会	2006
011 伊勢堂岱遺跡	史跡伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書	北秋田市教育委員会	2011
012 大湯環状列石	特別史跡大湯環状列石総括報告書	鹿角市教育委員会	2016
013 キウス周堤墓群	史跡キウス周堤墓群総括報告書	千歳市教育委員会	2019
014 大森勝山遺跡	大森勝山遺跡 発掘調査報告書	弘前市教育委員会	2010
016 亀ヶ岡石器時代遺跡	史跡亀ヶ岡石器時代遺跡総括報告書	つがる市教育委員会	2019
017 是川石器時代遺跡	史跡是川石器時代遺跡発掘調査報告書	八戸市教育委員会	2012

7.d 資料の管理機関と所在地

表 7-5 資料の管理機関と所在地

構成資産	管理機関	住所
北海道内の構成資産	北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室	060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課	060-8544 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
青森県内の構成資産	青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室(縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局)	030-8570 青森県青森市長島 1-1-1
岩手県内の構成資産	岩手県文化スポーツ部文化振興課	020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1
	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課	020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1
秋田県内の構成資産	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室	010-8580 秋田県秋田市山王 3-1-1
001 大平山元遺跡	外ヶ浜町教育委員会社会教育課	030-1393 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋 44-2
002 垣ノ島遺跡 007 大船遺跡	函館市教育委員会生涯学習部文化財課	040-8666 北海道函館市東雲町 4-13
003 北黄金貝塚	伊達市噴火湾文化研究所	052-0024 北海道伊達市鹿島町 20-1
004 田小屋野貝塚 016 亀ヶ岡石器時代遺跡	つがる市教育委員会社会教育文化課	038-3138 青森県つがる市木造若緑 52
005 ニツ森貝塚	七戸町教育委員会世界遺産対策室	039-2592 青森県上北郡七戸町字七戸 31-2
006 三内丸山遺跡	三内丸山遺跡センター	038-0031 青森県青森市三内丸山 305
008 御所野遺跡	一戸町教育委員会御所野縄文博物館	028-5316 岩手県二戸郡一戸町岩館字御所野 2
009 入江貝塚 015 高砂貝塚	洞爺湖町教育委員会社会教育課	049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58
010 小牧野遺跡	青森市教育委員会事務局文化財課	030-0801 青森県青森市新町 1-3-7
011 伊勢堂岱遺跡	北秋田市教育委員会生涯学習課	018-3312 秋田県北秋田市花園町 10-5
012 大湯環状列石	大湯ストーンサークル館	018-5421 秋田県鹿角市十和田大湯字万座 45
013 キウス周堤墓群	千歳市教育委員会埋蔵文化財センター	066-0001 北海道千歳市長都 42-1
014 大森勝山遺跡	弘前市教育委員会文化財課	036-1393 青森県弘前市賀田 1-1-1
017 是川石器時代遺跡	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館	031-0023 青森県八戸市是川字横山 1

7.e 参考文献

7.e.1 資産全体に関する研究書

『世界遺産縄文遺跡』小林達雄著 同成社 2010

7.e.2 構成資産に関する調査研究報告書

001 大平山元遺跡

『大平山元 旧石器時代から縄文時代への移行を考える遺跡群』外ヶ浜町教育委員会 2011

002 垣ノ島遺跡

『南茅部町 垣ノ島A遺跡一般国道 278 号線南茅部尾札部道路改良工事（第2工区）に伴う発掘調査報告書』坪井 睦美、輪島慎二 2004

『垣ノ島遺跡—平成 20・21 年度国庫補助事業による市内発掘調査事業報告書—』函館市教育委員会 2010

『史跡垣ノ島遺跡 平成 25 ～ 28 年度国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書』函館市教育委員会 2017

003 北黄金貝塚

『北黄金貝塚 国指定史跡北黄金貝塚保存整備時事業に伴う発掘調査報告書』伊達市教育委員会 1995

『KITAKOGANE』伊達市噴火湾文化研究所 2013

004 田小屋野貝塚、016 亀ヶ岡石器時代遺跡

『亀ヶ岡石器時代遺跡』青森県教育委員会 1984

『木造町田小屋野貝塚』青森県立郷土館 1995

『亀ヶ岡遺蹟』三田史学会（慶應義塾大学）1959

『田小屋野貝塚総括報告書』つがる市教育委員会 2016

『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡総括報告書』つがる市教育委員会 2019

005 ニツ森貝塚

『三沢市山中（2）貝塚及び天間林村ニツ森貝塚の発掘調査 青森県立郷土館研究年報第 14 号』青森県立郷土館 1990

『ニツ森貝塚発掘調査報告書範囲確認調査報告書』七戸町教育委員会 2007

006 三内丸山遺跡

『三内丸山遺跡 38- 旧野球場建設予定地発掘調査報告書 12 北盛土（1）--（第 519 集）』青森県教育委員会 2012

『三内丸山遺跡 39- 第 33・34・35 次地調査報告書 -（第 520 集）』青森県教育委員会 2012

『三内丸山遺跡 40- 旧野球場建設予定地発掘調査報告書 12 北盛土（2）-（第 533 集）』青森県教育委員会 2013

『三内丸山遺跡 44 総括報告書』青森県教育委員会 2018

007 大船遺跡

『大船 C 遺跡 平成 8 年度発掘調査報告書』函館市教育委員会 1996

『史跡大船遺跡—平成 17 年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書—』函館市教育委員会 2006

『史跡大船遺跡—平成 18 年度国庫補助事業による史跡整備事業報告書—』函館市教育委員会 2007

008 御所野遺跡

『御所野遺跡Ⅴ総括報告書』一戸町教育委員会 2015

『御所野遺跡環境整備事業報告書Ⅲ—総括報告書—』一戸町教育委員会 2017

009 入江貝塚

『入江・高砂貝塚 洞爺湖町文化財調査報告第 2 集』洞爺湖町教育委員会 2007

『入江・高砂貝塚 2 洞爺湖町文化財調査報告第 3 集』洞爺湖町教育委員会 2009

『高砂遺跡 洞爺湖町文化財調査報告第 4 集』洞爺湖町教育委員会 2010

『洞爺湖町内遺跡発掘調査報告書 洞爺湖町文化財調査報告第 6 集』洞爺湖町教育委員会 2011

『洞爺湖町内遺跡発掘調査報告書 洞爺湖町文化財調査報告第 7 集』洞爺湖町教育委員会 2012

『洞爺湖町文化財調査報告第 8 集 平成 24 年度 国指定史跡入江・高砂貝塚』洞爺湖町教育委員会 2013

010 小牧野遺跡

『青森市小牧野遺跡発掘調査報告—東北北部における縄文後期の土器文化の研究—』葛西励、高橋潤 1989

『青森市埋蔵文化財調査報告書第 85 集 小牧野遺跡発掘調査報告書Ⅸ』青森市教育委員会 2006

011 伊勢堂岱遺跡

『史跡伊勢堂岱遺跡発掘調査報告書』北秋田市教育委員会 2011

012 大湯環状列石

『大湯町環状列石』文化財保護委員会 1953

『特別史跡大湯環状列石環境整備事業報告書』鹿角市教育委員会 2003

『特別史跡大湯環状列石総括報告書』鹿角市教育委員会 2016

013 キウス周堤墓群

『千歳遺跡』千歳市教育委員会 1967

『史跡キウス周堤墓群総括報告書』千歳市教育委員 2019

014 大森勝山遺跡

『大森勝山遺跡発掘調査報告書』弘前市教育委員会 2010

017 是川石器時代遺跡

『土坑墓・赤染人骨』八戸市教育委員会 1977

『是川中居遺跡』八戸市教育委員会 1999

『是川中居遺跡1』八戸市教育委員会 2002

『是川中居遺跡—長田沢地区—』八戸遺跡調査会 2002

『是川中居遺跡3』八戸市教育委員会 2004

『是川中居遺跡—中居地区G・L・M』八戸遺跡調査会 2004

『是川中居遺跡4』八戸市教育委員会 2005

『是川中居遺跡5』八戸市教育委員会 2006

『史跡是川石器時代遺跡発掘調査報告書』八戸市教育委員会 2012

7.e.3 図録・写真集

『発掘された日本列島展』文化庁 2003

『平成 21 年度特別展図録 縄文ロード』市立函館博物館 2009

『「北の縄文文化」とストーンサークル』秋田県埋蔵文化財センター 2012

『緊急特集 三内丸山遺跡 今蘇る縄文の巨大集落!』東奥日報社 1994

『特集 三内丸山遺跡 (増補改訂版)』東奥日報社 1995

『三内丸山遺跡息づく縄文の鼓動』東奥日報社 1997

『特別史跡三内丸山遺跡 縄文の至宝』東奥日報社 2006

『アサヒグラフ臨時増刊「完全記録」よみがえる縄文の都 三内丸山遺跡』朝日新聞社 1994

『アサヒグラフ別冊 三内丸山遺跡と北の縄文世界』朝日新聞社 1997

『森と海の都「三内丸山」』三内丸山縄文発信の会 1995

『縄文の扉』「縄文まほろば博」実行委員会 1996

『縄文文化の扉を開く—三内丸山遺跡から日本列島へ—』国立歴史民俗博物館／青森県教育委員会 2001

『さんまる探訪 三内丸山遺跡ガイドブック』企画集団プリズム 2008

『図録青森県の貝塚』八戸市博物館 1988

『日本石器時代遺跡植物性遺物図録』喜田貞吉・杉山寿栄男 1932

『是川遺跡』清水潤三 1966

『是川遺跡出土遺物報告書』保坂三郎 1972

『縄文の美 平成の出土品』八戸市教育委員会 2011

『縄文の美 土器編』八戸市教育委員会 2012

『縄文の美 第2集』八戸市教育委員会 2014

『特別史跡大湯環状列石ガイドブック』鹿角市教育委員会 2010

『大湯ストーンサークル館展示図録』鹿角市教育委員会 2004

7.e.4 国内における研究書

- 『定住革命』西田正規 1986
- 『狩猟と漁労』小山秀三監修 1992
- 『季刊考古学第64号 東日本の縄文文化』岡田康博 1998
- 『北海道入江貝塚出土人骨にみられる異常四肢骨の古病理学的研究 人類学雑誌 92(2)87- 104.』鈴木隆雄ほか 1984
- 『入江貝塚出土の猪牙製装身具 古代文化 47(5)42- 47』大島直行ほか 1995
- 『入江貝塚における狩猟・漁撈活動の季節性と遺跡の利用形態 北海道考古学第46号』三谷智広 2010
- 『考古学ジャーナルNo. 490 垣ノ島A遺跡の足形付土版』阿部千春 2002
- 『考古学ジャーナル 12月号 速報北海道南茅部町大船C遺跡』阿部千春 1997
- 『考古学ジャーナル 2002年8月号 遺跡速報大船遺跡出土の珪藻土』坪井睦美 2002
- 『新・北海道の古代I 大規模集落の出現～北海道南部の縄文集落～』阿部千春 2001
- 『大平山元旧石器時代から縄文時代への移行を考える遺跡群』外ヶ浜町教育委員会 2011
- 『縄文文明の発見 驚異の三内丸山遺跡』梅原猛、安田喜憲 1995
- 『三内丸山遺跡の生態系史 植生史研究 特別第2号』辻誠一郎・能城修一編 2006
- 『環境文化史研究第1号(特別研究成果等三内丸山遺跡の特集号)』環境文化史研究会 2008
- 『三内丸山遺跡 植物の世界DNA考古学の視点から』佐藤洋一郎・石川隆二 2004
- 『三内丸山遺跡の復元』大林組プロジェクトチーム 学生社 1998
- 『遙かなる縄文の声 三内丸山を掘る』岡田康博 2000
- 『縄文の宇宙、弥生の世界 三内丸山と吉野ヶ里の原風景』高島忠平・岡田康博 2000
- 『史跡(特別史跡) 三内丸山遺跡年報1～16』青森県教育委員会 1997～2013
- 『第4紀研究 36- 5 縄文時代の森林植生の復元と木材資源の利用』鈴木三男・能城修 1997
- 『酒史研究 22 縄文文化における果実酒酒造の可能性』辻誠一郎 2005
- 『陸奥国上北郡の貝塚 東京人類学会雑誌第6巻59号』佐藤重紀 1891
- 『陸奥国上北郡貝塚村貝塚調査報告 東洋学藝雑誌第6巻第146号』若林勝邦 1893
- 『陸奥榎林遺跡の研究 考古学論叢第10輯』角田文衛 1939
- 『青森県二ツ森貝塚発掘調査概要「古代文化」第9巻第4号』村越潔 1963
- 『青森県二ツ森貝塚 日本考古学年報15』村越潔 1967
- 『青森県の貝塚 骨角器と動物食料』福田友之 2012
- 『是川遺跡ジャパンロード「漆の道」報告書』是川遺跡ジャパンロード調査実行委員会 2007
- 『縄文の漆』岡村道雄 2010
- 『人類誌集報1997』東京都立大学 1997
- 『人類誌集報2000』東京都立大学 2000
- 『日本各地・各時代の焼失竪穴建物跡—北海道・岩手県・宮城県・栃木県・石川県・愛知県・広島県・鹿児島県—』奈良文化財研究所 岡村道雄 2008
- 『遺跡学研究第7号』日本遺跡学会 2010
- 『環状列石(東北・北海道地方) 縄文時代の考古学II』小林克 2007

7.e.5 海外における研究書

- 『Ancient Jomon of Japan』Habu Junko, Cambridge University Press. 2004
- 『論文集(Hunter Gathers of the northPacific rim.)』Habu et al.Senri Ethnological Studies63. (民博) 2001
- 『Prehistoric Japan』Keiji Imamura 1996
- 『Jomon Reflection』Tatsuo Kobayashi / Simon Kaner 2005
- 『The distinctive character and value of Jomon culture seen from world prehistory』Simon Kaner

7.e.6 歴史、郷土資料

- 『平成19年度版 小学校3・4年社会科副読本 わたしたちの函館』函館市教育委員会 2007
- 『函館の歴史と風土』函館の歴史的風土を守る会 2008

- 『縄文の玉手箱 風韻堂コレクション図録』青森県立郷土館 1996
 『特別史跡大湯環状列石発掘史』諏訪富多 大湯郷土研究会 1973

7.e.7 地方公共団体史

- 『虻田町史』虻田町 1962
 『物語虻田町史』第三巻教育・文化編 虻田町 2001
 『新稿伊達町史「第1編 先史時代」』峰山 巖 1972
 『南茅部町史(上巻)』南茅部町 1987
 『蟹田町史』蟹田町 1991
 『青森県史 別編 三内丸山遺跡』青森県史編さん考古部会 青森県 2002
 『天間林村史(上巻)』天間林村 1981
 『新青森市史 資料編1 考古』青森市史編集委員会 2006
 『新編弘前市史 資料編1 考古編』弘前市 1995
 『新編八戸市史 考古資料編』八戸市史編纂委員会 2009
 『新編八戸市史 地誌編』八戸市史編纂委員会 2012
 『新編八戸市史 通史編 原始・古代・中世』八戸市教育委員会 2015
 『鹿角市史 第I巻』鹿角市 1982

7.e.8 その他参考文献

- 『考古遺跡の活用による観光創造と地域活性化：世界遺産登録を目指す「北の縄文」 広域連携』鎌田 雅人 2009
 『北の縄文—南茅部と道南の遺跡』北海道新聞社 1998
 『NIRA 研究報告書 三内丸山から研究者・市民ネットワークへ—歴史遺産の交流拠点化—』協同組合 プランニング ネットワーク東北 1996
 『縄文パワーで飛躍する青森』瀬尾純一郎 今喜典 青森経済研究会 東洋経済新報 1998
 『NHK スペシャル日本人はるかな旅第3巻 海が育てた森の王国』NHK スペシャル「日本人」プロジェクト 2001
 『NHK スペシャル日本人はるかな旅 3 海が育てた森の王国』馬場悠男・小田静夫 2003
 『北のまほろば街道をゆく 41』司馬遼太郎 1995
 『いまよみがえる縄文の都』国松俊英 1996
 『三内丸山は語る 縄文社会の再検証』久慈力 2000
 『映画 木と土の王国』飯塚俊男監督 縄文映画製作実行委員会 1995
 『VHS ビデオ 検証 縄文の都—眠りからさめた三内丸山遺跡—』青森放送 1995
 『VHS ビデオ 三内丸山 縄文の輝き』青森放送・RAB開発 1997
 『VHS ビデオ 新 三内丸山 縄文の鼓動』青森放送・RAB企画 2000
 『VHS ビデオ ようこそ三内丸山へ 1994～2000 —』青森放送・RAB企画 2000
 『DVD まほろばへの道標～ 三内丸山遺跡からのメッセージ』RAB企画 2012
 『三内丸山遺跡 特別史跡指定 10 周年記念誌』青森県教育委員会 2011
 『三内丸山縄文ファイル』三内丸山縄文発信の会 1995
 『縄文人の世界 朝日選書 55』小林達雄 1996
 『よみがえる日本の古代』金関恕、岡村道雄ほか 2007
 『秋田県大湯環状列石 縄文ランドスケープ』小林達雄監修 2005
 『縄文遺跡の復原』林謙作、岡村道雄 2000
 『シリーズ「遺跡を学ぶ」015 縄文のイエとムラの風景 御所野遺跡』高田和徳 2005
 『The distinctive character and value of Jomon culture seen from world prehistory』Simon Kaner 2016
 『Chris Scarre December Antiquity editorial』Antiquity Publications 2016
 『縄文 The Group of jomon Archaeological Sites in Aomori Prefecture』青森県教育委員会 2009
 『よみがえる縄文時代の大家落「日本の古代遺跡 51 岩手」』高田和徳 1996
 『縄文のムラ、墓と祈り「ここまでわかった日本の先史時代」』小林克 1997
 『先史日本を復元する—2 縄文のムラと社会』松本直子 2005

BLANK PAGE

BLANK PAGE

第 8 章 連絡先

8.a 推薦書作成者

8.b 地方行政組織

8.c その他の組織

8.d 公式のウェブ・アドレス

8.a 推薦書作成者

文化庁文化資源活用課

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL: +81-3-5253-4111 (内線 2877)

FAX: +81-3-6734-3820

E-mail: bunikoku@mext.go.jp

8.b 地方行政組織

北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室

住所：〒060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL: +81-11-231-4111 (内線 24-142)

FAX: +81-11-232-8695

E-mail: kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp

北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課

住所：〒060-8544 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目

TEL: +81-11-231-4111 (内線 35-605)

FAX: +81-11-232-1076

E-mail: kyoiku.bunka2@pref.hokkaido.lg.jp

青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室

住所：〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1

TEL: +81-17-722-1111 (内線 2341)

FAX: +81-17-734-8128

E-mail: sekaiisan@pref.aomori.lg.jp

青森県教育庁文化財保護課

住所：〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1

TEL: +81-17-722-1111 (内線 3189)

FAX: +81-17-734-8280

E-mail: E-BUNKA@pref.aomori.lg.jp

三内丸山遺跡センター

住所：〒038-0031 青森県青森市三内字丸山 305

TEL: +81-17-781-6078

FAX: +81-17-781-6103

E-mail: E-SJCC@pref.aomori.lg.jp

岩手県文化スポーツ部文化振興課

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
TEL: +81-19-651-3111 (内線 6486)
FAX: +81-19-629-6484
E-mail: AK0002@pref.iwate.jp

岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
TEL: +81-19-651-3111 (内線 6182)
FAX: +81-19-629-6179
E-mail: DB0005@pref.iwate.jp

秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室

住所：〒010-8580 秋田県秋田市山王3-1-1
TEL: +81-18-860-1111 (内線 5193)
FAX: +81-18-860-5816
E-mail: bunkazai@pref.akita.lg.jp

函館市教育委員会生涯学習部文化財課兼世界遺産登録推進室

住所：〒040-8666 北海道函館市東雲町4-13
TEL: +81-138-21-3563
FAX: +81-138-27-7217
E-mail: bunkazai@city.hakodate.hokkaido.jp

伊達市噴火湾文化研究所(伊達市教育委員会生涯学習課内)

住所：〒052-0024 北海道伊達市鹿島町20-1
TEL: +81-142-23-3331 (内線 748)
FAX: +81-142-23-1084
E-mail: bunka@city.date.hokkaido.jp

千歳市教育委員会埋蔵文化財センター

住所：〒066-0001 北海道千歳市長都42-1
TEL: +81-123-24-4210
FAX: +81-123-24-4210
E-mail: maibun@city.chitose.lg.jp

森町教育委員会社会教育課

住所：〒049-2326 北海道茅部郡森町字御幸町132
TEL: +81-1374-2-2186
FAX: +81-1374-2-6446
E-mail: lgwan-edu-shakai@town.hokkaido-mori.lg.jp

洞爺湖町教育委員会社会教育課

住所：〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町58
TEL: +81-142-74-3010
FAX: +81-142-76-3216
E-mail: ky_syakai@town.toyako.lg.jp

青森市教育委員会事務局文化財課

住所：〒030-0801 青森県青森市新町1-3-7
TEL: +81-17-734-1111 (内線7052)
FAX: +81-17-718-1394
E-mail: bunkazai@city.aomori.aomori.lg.jp

弘前市教育委員会文化財課

住所：〒036-1393 青森県弘前市大字賀田1-1-1
TEL: +81-172-82-3111 (内線768)
FAX: +81-172-82-2313
E-mail: bunkazai@city.hirosaki.jp

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館

住所：〒031-0023 青森県八戸市大字是川字横山1
TEL: +81-17-838-9511
FAX: +81-17-896-5392
E-mail: jomon@city.hahinohe.aomori.jp

つがる市教育委員会社会教育文化課

住所：〒038-3138 青森県つがる市木造若緑52
TEL: +81-173-49-1194
FAX: +81-173-49-1212
E-mail: kyouiku@city.tsugaru.aomori.jp

外ヶ浜町教育委員会社会教育課

住所：〒030-1393 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2
TEL: +81-174-31-1233
FAX: +81-174-31-1234
E-mail: kyoiku@town.sotogahama.lg.jp

七戸町教育委員会世界遺産対策室

住所：〒039-2592 青森県上北郡七戸町字七戸31-2
TEL: +81-176-58-5530
FAX: +81-176-62-6256
E-mail: home@town.shichinohe.lg.jp

一戸町教育委員会世界遺産登録推進室

住所：〒028-5316 岩手県二戸郡一戸町岩館字御所野 2
 TEL: +81-195-32-2652
 FAX: +81-195-32-2992
 E-mail: goshono@town.ichinohe.iwate.jp

大湯ストーンサークル館

住所：〒018-5421 秋田県鹿角市十和田大湯字万座 45
 TEL: +81-186-37-3822
 FAX: +81-186-30-4303
 E-mail: bunkazai@city.kazuno.lg.jp

北秋田市教育委員会生涯学習課

住所：〒018-3312 秋田県北秋田市花園町 10-5
 TEL: +81-186-62-6618
 FAX: +81-186-62-1669
 E-mail: be-bunka@city.kitaakita.akita.jp

8.c その他の組織**縄文遺跡群世界遺産登録推進本部**

住所：〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1 事務局: 青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室内
 TEL: +81-17-722-1111 (内線 2341)
 FAX: +81-17-734-8128
 E-mail: sekaiisan@pref.aomori.lg.jp
 Web address: <https://jomon-japan.jp/>

8.d 公式のウェブ・アドレス

文化庁

<https://www.bunka.go.jp/>

北海道・北東北の縄文遺跡群ホームページ

<https://jomon-japan.jp/>

北海道・北東北の縄文遺跡群ホームページ キッズサイト

<https://jomon-japan.jp/kids/>

北海道、北海道教育委員会

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

青森県、青森県教育委員会

<https://www.pref.aomori.lg.jp/>

三内丸山遺跡センター

<https://sannaimaruyama.pref.aomori.lg.jp/>

岩手県、岩手県教育委員会

<https://www.pref.iwate.jp/>

秋田県、秋田県教育委員会

<https://www.pref.akita.lg.jp/>

千歳市、千歳市教育委員会

<http://www.city.chitose.lg.jp/>

洞爺湖町、洞爺湖町教育委員会

<http://www.town.toyako.hokkaido.jp/>

伊達市、伊達市教育委員会

<http://www.city.date.hokkaido.jp/>

伊達市噴火湾文化研究所

<http://www.city.date.hokkaido.jp/funkawan/detail/00003112.html>

森町、森町教育委員会

<http://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/>

函館市、函館市教育委員会

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/>

函館市縄文文化交流センター

<http://www.hjcc.jp/index.html>

外ヶ浜町、外ヶ浜町教育委員会

<http://www.town.sotogahama.lg.jp/>

つがる市、つがる市教育委員会

<http://www.city.tsugaru.aomori.jp/>

七戸町、七戸町教育委員会

<http://www.town.shichinohe.lg.jp/>

青森市、青森市教育委員会

<http://www.city.aomori.aomori.jp/>

弘前市、弘前市教育委員会

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

八戸市、八戸市教育委員会

<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館

<https://www.korekawa-jomon.jp/>

一戸町、一戸町教育委員会

<https://www.town.ichinohe.iwate.jp/>

御所野縄文博物館

<https://goshono-iseki.com/>

鹿角市、鹿角市教育委員会

<https://www.city.kazuno.akita.jp/>

北秋田市、北秋田市教育委員会

<https://www.city.kitaakita.akita.jp/>

第 9 章

締約国の
代表者署名

日本政府の代表者署名

文化庁 長官
宮田 亮平

2019年12月